

平成19年 宮崎県定例県議会会議録  
11 月

平成19年11月21日開会

平成19年12月21日閉会

## 平成19年11月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 11月21日（水曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
濱砂議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第15号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

### 自11月22日（木曜日）

### 至11月26日（月曜日） 休 会

### 11月27日（火曜日）

1. 出席議員	9
1. 地方自治法第121条による出席者	9
1. 総括質疑	10
<b>黒木覚市議員質疑</b>	10

- ・平成18年度決算の総括について
- ・財政改革の成果について
- ・本県の財政状況について
- ・県税収入の状況について
- ・指定管理者制度導入の総括について
- ・政策評価について
- ・元気みやざき県民運動について
- ・移住対策について
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりについて
- ・県立看護大学について
- ・子育て支援対策について
- ・森林環境税を活用した森林づくり事業について
- ・循環型社会づくりについて
- ・企業誘致促進について
- ・新事業・新産業の創出について
- ・若年者・障がい者への就労支援について

- ・新みやざきブランド推進対策について
- ・担い手育成総合支援事業について
- ・みやざき地頭鶏ブランド対策事業について
- ・魚の消費拡大と流通対策について
- ・道路整備への取り組みと成果について
- ・道路特定財源について
- ・東九州自動車道の整備について
- ・県立高等学校通学区域弾力化推進事業について
- ・県立学校耐震対策について
- ・交番機能強化事業について

**満行潤一議員質疑** ----- 27

- ・平成18年度決算の総括について
- ・不適正な事務処理について

**関師博規議員質疑** ----- 32

- ・平成18年度決算の総括について
- ・目的税の使途及び成果について
- ・三位一体改革に伴う本県財政への影響について
- ・起債について
- ・公共事業の発注状況について
- ・基金運用について
- ・社会福祉を支える人づくりについて
- ・いじめの実態について
- ・不適正な事務処理について
- ・監査のあり方について

**長友安弘議員質疑** ----- 42

- ・平成18年度一般会計歳出決算について
- ・不適正な事務処理について
- ・留意・改善すべき事務処理について
- ・予算の適正かつ効率的執行について
- ・重点施策の成果について

**井上紀代子議員質疑** ----- 51

- ・行財政運営について
- ・不適正な事務処理について
- ・消防行政について
- ・男女共同参画社会づくりについて

・ 過疎地域等の活性化について	
・ 地方バス路線等の運行維持について	
・ 生活習慣病及び寝たきり予防に向けた取り組みの推進について	
・ 商店街の振興について	
・ 学力向上を図る教育の充実について	
・ 監査の実態について	
<b>前屋敷恵美議員質疑</b> .....	60
・ 財政運営について	
・ 各種施策・事業について	
<b>川添 博議員質疑</b> .....	65
・ 財政改革の成果について	
・ 中小企業の振興について	
・ 農産物の販路拡大について	
・ 災害復旧事業について	
・ いのちを大切にす教育について	
・ 林業の就業対策について	
・ 政策評価の結果について	
・ 収入未済額圧縮の取り組みについて	
1. 議員発議案送付の通知 .....	70
1. 議員発議案第1号上程、採決 .....	70
1. 議案第7号普通会計決算特別委員会付託 .....	71
<b>自11月28日（水曜日）</b>	<b>普通会計決算特別委員会</b>
<b>至11月30日（金曜日）</b>	
<b>自12月1日（土曜日）</b>	<b>休 会</b>
<b>至12月2日（日曜日）</b>	
<b>自12月3日（月曜日）</b>	<b>普通会計決算特別委員会</b>
<b>至12月4日（火曜日）</b>	
<b>12月5日（水曜日）</b>	<b>休 会</b>
<b>12月6日（木曜日）</b>	<b>普通会計決算特別委員会</b>
<b>自12月7日（金曜日）</b>	<b>休 会</b>
<b>至12月9日（日曜日）</b>	
<b>12月10日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	75
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	75
1. 議長の報告（普通会計決算特別委員会正副委員長互選結果） .....	76



1. 議案第16号から第21号まで追加上程	76
1. 知事提案理由説明	76
1. 一般質問	77
<b>前屋敷恵美議員質問</b>	77
・ 知事の政治姿勢について	
・ 後期高齢者医療制度について	
・ 障害者自立支援法施行に伴う県の施策について	
・ 入札制度改革に伴う諸問題について	
・ 指定管理者制度について	
・ 妊婦検診の促進について	
<b>中村幸一議員質問</b>	87
・ 知事の政治姿勢について	
・ 副知事2人制について	
・ 多重債務者対策について	
・ 指定管理者制度について	
・ 地積測量図について	
<b>太田清海議員質問</b>	98
・ 知事の政治姿勢について	
・ 消防の広域化・常備化について	
・ 長浜海岸の侵食問題について	
・ 県職員の採用について	
・ 定時制高校等について	
・ 不在者投票指定施設における外部立会人制度について	
・ 太陽光発電について	
<b>烏飼謙二議員質問</b>	109
・ 知事の政治姿勢について	
・ ひきこもり対策について	
・ 高齢者の福祉と医療について	
・ 高齢者の健康増進について	
・ 県立病院の改革について	
・ こころの医療センターについて	
・ 雇用問題について	
<b>米良政美議員質問</b>	123
・ 教育問題について	
・ 山村地域の振興対策について	

- ・格差社会について
- ・国民体育大会の誘致について
- ・高齢者の口腔ケアについて
- ・九州横断自動車道及び東九州新幹線の整備について

**12月11日（火曜日）**

1. 出席議員	-----	137
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	137
1. 一般質問	-----	138

**押川修一郎議員質問** ----- 138

- ・知事の政治姿勢について
- ・県立高等学校の通学区域弾力化推進について
- ・物流対策について
- ・農業問題について
- ・中山間地域対策について

**黒木正一議員質問** ----- 149

- ・平成20年度重点施策について
- ・中山間地域の総合的な対策について
- ・集落の状況調査について
- ・過疎地域対策緊急措置法等について
- ・シカの食害について
- ・林業対策について
- ・情報格差について
- ・地域医療問題について

**松田勝則議員質問** ----- 160

- ・不適正な事務処理の再発防止について
- ・高千穂鉄道について
- ・宮崎の女性の健康について
- ・限界集落について
- ・県北地域の道路整備について

**武井俊輔議員質問** ----- 171

- ・宮崎県事業仕分け委員会について
- ・知事のイラスト問題について
- ・県内の卒業生を宮崎に残すための施策について
- ・県職員の士気高揚策について
- ・公衆浴場法施行条例について

## 12月12日（水曜日）

1. 出席議員	-----	187
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	187
1. 一般質問	-----	188

### 高橋 透議員質問 ----- 188

- ・都市と地方の格差について
- ・燃油高騰対策について
- ・企業誘致の実態について
- ・指定管理者制度について
- ・公契約条例について
- ・県外観光客の状況等について
- ・障がい者の自動車税減免について

### 新見昌安議員質問 ----- 199

- ・寄附条例について
- ・防災士の育成について
- ・観光資源のPRについて
- ・5歳児検診について
- ・長期生活支援資金貸付制度について
- ・宮崎－台北線の開設について
- ・県立図書館の蔵書について

### 水間篤典議員質問 ----- 210

- ・新地方分権改革について
- ・農政問題について
- ・医師・獣医師確保対策について
- ・国県道整備の進捗状況について

### 井本英雄議員質問 ----- 222

- ・PISA調査で求められている学力の育成について
- ・豊かな森づくりについて
- ・裁判員制度について
- ・脳内汚染について
- ・海外行政調査について

## 12月13日（木曜日）

1. 出席議員	-----	235
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	235
1. 一般質問	-----	236

<b>中野一則議員質問</b>	-----	236
・ 知事の政治姿勢について		
・ 知事マニフェストの実現について		
・ 地方分権改革の進展について		
・ 農業政策について		
・ 国県道整備について		
<b>十屋幸平議員質問</b>	-----	248
・ 知事の政治姿勢について		
・ 特別支援教育について		
・ 産業振興について		
・ 社会インフラの整備について		
<b>山下博三議員質問</b>	-----	261
・ 農政問題について		
・ 環境問題と新エネルギー対策について		
・ 一般廃棄物最終処分場跡地問題について		
<b>福田作弥議員質問</b>	-----	271
・ 知事の政治姿勢について		
・ 大消費地への物流体制の再構築について		
・ 宮崎港における石油荷役の合理化について		
・ 農林水産物等の海外輸出について		
・ 国道10号住吉－佐土原バイパスの整備について		
・ 環境配慮型の農業と食生活について		
<b>12月14日（金曜日）</b>		
1. 出席議員	-----	285
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	285
1. 一般質問	-----	286
<b>田口雄二議員質問</b>	-----	286
・ 知事の政治姿勢について		
・ 福祉行政について		
・ 観光対策について		
・ 交通網の整備について		
・ 防災対策について		
・ 教育行政について		
<b>松村悟郎議員質問</b>	-----	300
・ 出先機関の再編について		

・ 特別支援学校の整備計画について	
・ 一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金と目的外水利利用について	
・ 県庁ツアーの効果と課題について	
<b>丸山裕次郎議員質問</b> .....	309
・ 平成20年度当初予算について	
・ 原油価格高騰による本県産業への影響について	
・ 食育・地産地消について	
・ 医師、看護師、介護職の確保について	
・ 健康増進について	
<b>河野哲也議員質問</b> .....	320
・ 若者支援について	
・ 中小企業の支援について	
・ 保育行政について	
・ 教育再生と本県の教育について	
1. 議案第17号から第20号まで採決 .....	329
1. 議案第1号から第6号まで、第8号から第16号まで及び第21号並びに 請願委員会付託 .....	330
<b>自12月15日（土曜日）</b>	<b>休 会</b>
<b>至12月16日（日曜日）</b>	
<b>自12月17日（月曜日）</b>	<b>常任委員会</b>
<b>至12月18日（火曜日）</b>	
<b>自12月19日（水曜日）</b>	<b>特別委員会</b>
<b>至12月20日（木曜日）</b>	
<b>12月21日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	333
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	333
1. 常任委員長及び普通会計決算特別委員長審査結果報告 .....	334
中野廣明総務政策常任委員長 .....	334
十屋生活福祉常任委員長 .....	336
横田商工建設常任委員長 .....	338
押川環境農林水産常任委員長 .....	340
太田文教警察企業常任委員長 .....	342
中村普通会計決算特別委員長 .....	343
1. 討 論 .....	346
前屋敷議員（議案第5号及び第10号に反対、請願第5号についての	

委員長報告に反対)	-----	346
1. 議案第14号(9月定例会上程)採決	-----	347
1. 議案第3号採決	-----	347
1. 議案第5号及び第10号採決	-----	347
1. 議案第1号、第2号、第4号、第6号、第8号、第9号、第11号から 第16号まで及び第21号採決	-----	347
1. 議案第7号採決	-----	347
1. 請願1件採決	-----	348
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	348
1. 議員発議案送付の通知	-----	348
1. 議員発議案第2号から第9号まで追加上程	-----	349
1. 討 論	-----	349
前屋敷議員(議員発議案第3号に賛成、第6号に反対)	-----	349
丸山議員(議員発議案第6号に賛成)	-----	350
1. 議員発議案第6号採決	-----	350
1. 議員発議案第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号まで採決	-----	351
1. 議員発議案第4号採決	-----	351
1. 知事発言	-----	351
1. 閉 会	-----	351
<hr/>		
1. 資 料	-----	353
平成19年11月定例県議会日程	-----	355
議案送付文書	-----	356
総括質疑時間割	-----	359
一般質問時間割	-----	360
議案、請願委員会審査結果表	-----	361
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	362
1. 決算特別委員会各分科会主査報告	-----	363
1. 議案議決件名一覧表	-----	373
1. 議員発議条例、意見書、決議文、その他	-----	377
普通会計決算特別委員会の設置について	-----	379
宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	-----	380
地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書	-----	383
都道府県議会制度の充実強化を求める意見書	-----	384
J R不採用問題の早期解決を求める意見書	-----	385

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議	---386
第4回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	----- 387
トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書	-----388
旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水質汚濁防止法に基づく 排水基準の適用に関する意見書	-----389
1. 請願一覧表	----- 391
1. 議事経過	-----399

11月21日（水）



# 平成 19 年 11 月 21 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 凶 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 新 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 德 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |         |           |          |         |
|---------|-----------|----------|---------|
| 知 事     | 東 国 原 英 夫 | 副 知 事    | 河 野 俊 嗣 |
| 総合政策本部長 | 村 社 秀 継   | 総務部長     | 渡 辺 義 人 |
| 地域生活部長  | 丸 山 文 民   | 福祉保健部長   | 宮 本 尊 一 |
| 環境森林部長  | 高 柳 憲 一   | 商工観光労働部長 | 高 山 幹 男 |
| 農政水産部長  | 後 藤 仁 俊   | 県土整備部長   | 野 口 宏 一 |
| 会計管理    | 甲 斐 景 早 文 | 企業局長     | 日 高 幸 平 |
| 病院局長    | 植 木 英 範   | 財政課長     | 和 田 雅 晴 |
| 教育委員    | 江 藤 利 彦   | 教育委員     | 高 山 耕 吉 |
| 公安委員    | 高 田 代 知   | 警察本部長    | 相 浦 勇 二 |
| 人事委員    | 黒 木 倉 恒   | 代表監査委員   |         |

事務局職員出席者

- |          |             |          |         |
|----------|-------------|----------|---------|
| 事務局 局長   | 石 野 田 幸 藏   | 事務局 次長   | 弓 削 孝 幸 |
| 総務課 長    | 馬 原 日 出 人   | 議事課 長    | 四 本 孝 章 |
| 政策調査課 長  | 富 永 博 美     | 議事課 長 補佐 | 孫 田 英 彦 |
| 議事課 長 補佐 | 富 孫 龜 澤 中 元 | 議事担当 主査  | 山 澤 康 二 |
| 議事課 主査   | 隈 元 淳       |          |         |

---

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成19年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、10番松村悟郎議員、39番井上紀代子議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、32番濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月14日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成19年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計15件、その内訳は、補正予算案2件、条例8件、予算、条例以外の議案が5件であります。この5件のうち1件は、「平成18年度決算の認定」の議案であります。このほか1件の報告があります。また、人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から12月21日までの31日間とすることを決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりで確認決定いたしました。

なお、この会期日程につきましては、今回、

特に慎重な決算審査ができますことに配慮し、設定したことを申し添えます。

まず、「平成18年度決算の認定について」の審議に当たりましては、11月27日に各会派1名による総括質疑を行った後、普通会計決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。休会中の11月28日から12月6日までの間に、普通会計決算特別委員会を開催し、審査していただきます。次に、12月10日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計21名以内とし、質問順序は6日の通告締め切り後に行う抽選により決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定いたしましたところであります。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。12月17日、18日の2日間で各常任委員会を開催していただき、12月21日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いをいたします。以上でございます。〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委

員長の報告のとおり、本日より12月21日までの31日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

### ◎ 議案第1号から第15号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第15号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

### ◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成19年11月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点ほど御報告させていただきます。

第1点は、宮崎空港の国際線についてであります。

去る11月1日に、宮崎—ソウル線に次ぐ宮崎空港の2路線目となる国際定期便、宮崎—台北線の開設が決定いたしました。また、あした22日からは、宮崎—ソウル線が週4往復へ増便となります。これも県議会を初め、関係団体や県民の皆様の大きな御支援と長年の取り組みの成果であり、深く感謝を申し上げます。

宮崎空港の国際線の充実により、本県と東アジアとの交流の拡大や地域の活性化が一層促進されるものと期待しております。

県民の皆様におかれましても、これからは台湾はより身近になり、韓国はより便利になりま

すので、宮崎空港の国際線を大いに利用くださいますようお願い申し上げます。

第2点は、高速道路の整備についてであります。

去る10月11日に、九州横断自動車道延岡線の建設促進中央大会、また、10月30日には、東九州自動車道の建設促進中央大会が東京で開催され、私も参加いたしました。大会後は、沿線自治体の長や地元経済界の代表者の皆さんとともに、政府・与党を初め、国土交通省や総務省などの関係機関に対し、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線が九州の一体的発展に及ぼす効果や早期整備の必要性について、強く訴えてまいりました。今後とも、東九州自動車道を初めとする県内高速道路の早期整備に向け、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。今回は、公共事業費の国庫補助決定に伴う経費、その他必要な経費について措置することといたしました。

補正額は、一般会計11億5,732万4,000円、公営企業会計、減額7,333万4,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,682億2,608万9,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業関係では、砂防・治山事業を中心に10億3,900万円余の追加補正を行うことといたしました。

農業関係では、台風や長雨等の影響により、大幅な減収や品質低下が生じた早期水稻につきまして、総合的なセーフティネット対策を講じ、災害に強い安定した生産体制を構築する

ための経費を措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金 5 億8,175万7,000円、県債 3 億6,080万円、その他 2 億1,476万7,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第 7 号「平成18年度決算の認定について」であります。

これは、平成18年度宮崎県歳入歳出決算を地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入6,004億1,527万6,000円、歳出5,944億7,208万3,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支で19億2,560万9,000円となっております。

第 1 期の財政改革推進計画の最終年度であります平成18年度の財政運営につきましては、財政の健全化を維持するため、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、指定管理者制度の導入等を初め、行財政改革の徹底を図りますとともに、重点施策の推進方針を踏まえた施策・事業の重点化、効率化に努めてきたところであります。

しかしながら、本県の財政構造は、県税収入等の自主財源比率が低いなど財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の大幅な削減や今後の社会保障関係費の増加などにより、一段と厳しさを増しております。

このため、ことし 6 月に策定しました「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムに基

づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを着実に推進し、地方分権時代にふさわしい新しい宮崎づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

議案第 3 号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、学校教育法の改正による特別支援学校の名称変更及び延岡養護学校高千穂分校(仮称)の開設に伴い、所要の規定の整備を行うための条例の改正であります。

議案第 8 号は、一般国道448号地域連携推進事業名谷トンネル工事の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第12号及び第13号は、先般行われました県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、職員の給与改定に係る関係条例の一部を改正する条例であります。

このほか、議案第 4 号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」外 7 件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

あす22日から26日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、総括質疑であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時12分散会

11月27日（火）

# 平成 19 年 11 月 27 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 凶 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 新 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 德 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |                   |             |
|-----------------|-------------------|-------------|
| 知 事             | 東 国 原 英 夫         | 原 俊 嗣       |
| 副 知 事           | 河 野 社 秀 繼         | 野 社 秀 繼     |
| 総 合 政 策 本 部 長   | 村 渡 辺 義 人         | 村 渡 辺 義 人   |
| 総 務 部 長         | 丸 山 文 民 尊         | 丸 山 文 民 尊   |
| 地 域 生 活 部 長     | 宮 本 憲 一           | 宮 本 憲 一     |
| 福 祉 保 健 部 長     | 高 柳 幹 男           | 高 柳 幹 男     |
| 環 境 森 林 部 長     | 高 山 藤 仁 俊         | 高 山 藤 仁 俊   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 農 政 水 産 部 長       | 後 藤 口 宏 一   |
| 農 政 水 産 部 長     | 県 土 整 備 部 長       | 野 甲 斐 景 早 文 |
| 県 土 整 備 部 長     | 会 計 管 理 者 長       | 日 植 高 幸 平   |
| 会 計 管 理 者 長     | 企 業 局 長           | 植 木 英 範 晴   |
| 企 業 局 長         | 病 院 局 長           | 和 田 藤 利 彦 吉 |
| 病 院 局 長         | 財 政 課 長           | 江 高 山 耕 勇 二 |
| 財 政 課 長         | 教 育 委 員 長         | 相 浦 倉 恒 雄   |
| 教 育 委 員 長       | 教 育 長             | 大 野 俊 郎     |
| 教 育 長           | 警 察 本 部 長         |             |
| 警 察 本 部 長       | 代 表 監 査 委 員       |             |
| 代 表 監 査 委 員     | 人 事 委 員 会 事 務 局 長 |             |

事務局職員出席者

- |             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長     | 石 野 田 幸 藏 | 野 田 幸 藏   |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   | 弓 削 孝 幸   |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 | 馬 原 日 出 人 |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   | 四 本 孝 章   |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 美   | 富 永 博 美   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   | 孫 田 英 彦   |
| 議 事 担 当 主 幹 | 龜 澤 保 彦   | 龜 澤 保 彦   |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   | 山 中 康 二   |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   | 隈 元 淳 二   |

◎ 総括質疑

○坂口博美議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第7号「平成18年度決算の認定について」に対する総括質疑であります。

それでは、ただいまから総括質疑に入ります。

総括質疑についての取り扱いは、お手元に配付の総括質疑時間割のとおり取り運びます。

〔巻末参照〕

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、36番黒木覚市議員。

○黒木覚市議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の黒木覚市でございます。

冒頭に、去る22日、宮崎県の県政に大きな御尽力と多大な御功績を残していただきました、元衆議院議員江藤隆美先生が御逝去されました。ここに、県議会自由民主党を代表し、御冥福をお祈りしたいと思います。

議案第7号「平成18年度決算の認定について」に対して、自由民主党を代表して総括質疑を行います。

さて、昨年度を振り返りますと、県政においては、安藤前知事の官製談合事件による逮捕という事態に至り、知事選挙を勝ち抜いて東国原現知事が誕生した年度であります。一方、国においては、「戦後レジームからの脱却」「美しい国」を標榜した安倍前総理が誕生し、小泉政権の維持を訴えたものの、本年度行われた参議院選挙で惨敗し、現在は福田内閣となっております。いわば、県政及び国政においても、昨年度は激動と変革の年であったのではないかと感

じております。

また、地方分権の流れが加速する中で、これからの地方自治体は、国への依存から脱却していく努力を重ねていくことはもとより、その地域の人々が真に必要とするサービスを、しっかりとした理念と自己責任のもとに選択し、決定する地域経営への取り組みが求められております。

そのような中、平成18年度当初予算の基本的な考え方について、前知事は、「国、地方を通じて厳しさを増す財政状況の中で、限られた人材や財源を活用し、より効率的で質の高いサービスを実現する行政への転換、さらに、新たな時代における県の役割を踏まえた改革を推進していく必要がある」と言われております。現知事においては、御自分が組んだ予算ではありませんが、行政は継続性であります。今回の質疑に当たりましては、予算編成時に目指された方向に基づいて予算がきちんと執行され、その結果、行政上プラスになったのかマイナスになったのか、県民の意向に沿って福祉の増進に役立ったのかどうかという観点から、各分野にわたり通告に従い質疑をさせていただきます。

まず初めに、平成18年度決算の総括についてであります。

平成18年度の一般会計決算は、歳入が6,004億円余、歳出が5,944億円余となり、前年度と比較して、歳入が247億円余の減、歳出が251億円余の減となっております。率で言うと、歳入が前年度に比べ4%の減、歳出が4.1%の減、平成11年度から8年連続で減少しております。一方、翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では19億2,560万円余となり、前年度と同程度の黒字が確保されました。しかし、単年度収支を見ると9,482万円余の赤字であります。

内訳については、歳入において、県税収入が、企業業績が堅調に推移したことにより法人事業税等がふえ、3.7%のプラスとなったものの、三位一体改革の影響による地方交付税等の減額により、依存財源の多い本県にとっては大変厳しい状況になったところでもあります。歳出については、款別に見ますと、土木費、農林水産業費は、財政改革推進計画に基づく公共事業の削減等により、それぞれ6.5%の減、10.9%の減となっております。また、民生費及び衛生費は、障害者自立支援法の施行に伴い、精神保健福祉事業が衛生費から民生費に移行になったことなどにより、民生費は前年度比4.3%増、衛生費は前年度比13.9%減となっております。

なお、県債発行額は828億9,100万円余と、前年度に比べ47億3,400万円余の減と3年連続減少となっておりますが、これまでの数次にわたる経済対策や災害復旧対策、特例地方債の発行等により9,173億9,800万円余と、今後の公債費負担が本県財政にとって大きな圧迫原因となることが懸念されておるところであります。

また、監査委員からの指摘にもありましており、県の多くの機関で物品の購入事務等に係る不適正な事務処理が行われていました。このようなことは、理由のいかんを問わずあってはならないことであります。今後、公金に対する職員の意識改革及び内部チェック体制の強化等に一丸となって取り組むとともに、財務規則などの定めに沿った正しい事務処理に努めることにより、県民の批判を二度と招くことのないように強く望むものであります。

地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される中、平成18年度の決算状況についてどのように受けとめているのか、知事に所見をお伺いいたします。

次に、財政改革の成果についてであります。

本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなどの構造的な課題を抱えており、先ほども申しましたが、県債残高の累増、その償還の大きな負担など極めて厳しい状況であります。さらに、三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減、今後の社会保障関係費の増加等により、財政のかじ取りがますます難しいものとなってきております。そのような中、平成18年度においては、第1次と申しますか、財政改革推進計画における最終年度であったわけであり、一方、平成19年度以降もまた、新たな財政改革推進計画に基づき、さらなる義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化に取り組んでおられるところではありますが、平成18年度における財政改革の具体的な成果について、知事にお尋ねをいたします。

また、短期的には財政再建団体への転落の回避、中期的には財政の健全性が確保されることが重要であります。今後の財政運営についてどのようにかじ取りをされるのか、あわせて知事にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質疑とさせていただきます、後は自席から質疑させていただきます。(拍手)  
[降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

まずは、決算の総括についてであります。本県財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の削減や社会保障関係費の増大等により、大変厳しい財政運営を強いられました。このため平成18年度の財政運営に当たりましては、財政改革推進計画に基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、指定管理者制度の導入等を初め、行



財政改革の徹底を図りますとともに、重点施策の推進方針を踏まえた施策・事業の重点化に積極的に取り組んだところであります。また、予算の執行に当たりまして、本県の財政状況について職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的、効率的な執行に努めるとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や、徹底した経費節減を図ったところであります。このような取り組みの結果、平成18年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。

なお、不適正な事務処理に関しましては、再発防止策を着実に推進し、県政に対する信頼の一日も早い回復を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、財政改革の成果についてであります。平成18年度は、財政改革推進計画の最終年度であることから、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事業の徹底した見直しや財源確保対策など、財政健全化に向けた取り組みをさらに積極的に推進したところであります。具体的には、一般会計に係る職員数で263名削減したほか、予算編成に当たり、投資的経費の縮減・重点化により180億円、事務事業や県単補助金の見直しにより約100億円の削減効果があったものと考えております。しかしながら、三位一体の改革等により、本県最大の歳入財源である地方交付税等が大幅に削減されており、また、社会保障関係費や公債費の増等により、今後も多額の収支不足が見込まれるところであります。このため、第2期の財政改革推進計画に基づき、収支不足の圧縮と、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向け、財政改革を着実に推進していくことが最重要課

題と考えております。〔降壇〕

○黒木党市議員 後は自席からさせていただきますが、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率、いわゆる人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出される経費、県税や地方交付税などの一般財源がどの程度使われるかをあらわすものであります。経常収支比率が低いほど、経常的な支出以外の政策的な経費に充てることのできる財源が多くなり、弾力的な財政運営ができるわけでありまして。一般的には、この比率が80%を超えると弾力性を失いつつあると言われております。本県においては平成元年度は69.1%でありましたが、平成9年度には80%を超え徐々に増加し、平成17年度は91.1%となり、平成18年度は1ポイント増加の92.1%となっております。一方、地方公共団体の財政力を示す指数である財政力指数は0.289と、平成17年度と比較して若干の増加、起債制限比率は10.6%、公債費負担比率は22.8%と若干低くなっております。財政力が類似している他県と比較して本県の財政はどういう状況なのか、知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） お答えします。

本県と同じように財政力指数が0.3未満という財政力の弱い他の9県の平均と比較しますと、財政構造の硬直度をあらわす経常収支比率は、平均95.1%に対し本県は92.1%で、ややよい状況であります。しかしながら、柔軟性を失いつつあるとされる80%をはるかに上回っており、悪化しているところであります。また、公営企業の元利償還金に対する繰出金等を含めた実質的な公債費負担の状況をあらわす実質公債費比率は、平均14.6%に対し本県は11.8%と、現時点ではよい状況ですが、今後、公債費の増が見込まれていることから、十分留意していく必要

があると考えております。いずれにしましても、財政力が脆弱な県との比較であり、今後の社会保障費や公債費負担の増大、地方交付税の削減の動きなど、本県財政を取り巻く厳しい情勢を考えますと、引き続き、あらゆる分野において財政改革に取り組み、将来にわたり持続的に健全性が確保される財政構造への転換を目指すことが不可欠であると考えております。

○黒木覚市議員 次に、県税収入の状況についてであります。

地方分権を推進するために行われた三位一体改革により、今年度から全国規模で3兆円の税源移譲が行われております。地方にできることは地方に、すなわち、国からの補助金ではなく、みずからの財源はみずから賦課徴収し、住民に身近な自治体が、その地域の人々が必要とする多様な行政サービスを、自己決定と自己責任の原則のもとに行うことが重要であり、県にとっては県税収入は、地方分権を進める意味から極めて重要な財源であります。

さて、県税収入の決算状況を見ますと885億7,200万円余と、前年度と比べ31億2,800万円余の増収となり、前年度に引き続き3年連続で良好な成果を上げております。一方、不納欠損は、市町村が賦課徴収する個人県民税を含め2億8,300万円余と、前年度と比較して1億900万円余り減少しておりますが、収入未済額は前年度より300万円余ふえ、依然として21億9,400万円余の収入未済額となっております。県民負担の公平性といった観点からも、収入未済額の圧縮が大きな課題であります。また、県税収入未済額の約半分を占める個人県民税については、三位一体改革により税源移譲が進み、増収が見込まれるため、より一層、市町村と連携を密にして効果的な徴収対策を講じる必要がありま

す。収入未済額の圧縮に対する平成18年度の取り組みと今後の対策について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺義人君) 県税の収入未済額についてであります。収入未済額の圧縮につきましては、負担の公平性と財源確保の観点から重要な課題と認識をいたしております。特に収入未済額の約8割を占めます個人県民税と自動車税を重点税目として、未済額の圧縮に取り組んだところでございます。

まず、個人県民税につきましては、賦課徴収権が市町村に委任をされているため、県では市町村と緊密な連携を図りまして、共同徴収や徴収実務研修などの従来への取り組みに加えまして、平成18年度から新たな取り組みとして、個人住民税の滞納案件を県が引き継ぎを受け滞納処分等を行う、直接徴収も行ったところでございます。また、自動車税につきましては、コンビニ収納を実施し納期内納付の促進を図りましたほか、九州では初めてとなります、タイヤロック装置を活用した効果的な自動車の差し押さえや、全国から参加を募ることができるインターネットによる差し押さえ財産の公売を行うなど、対策の強化を図ってきたところでございます。

今後の対策といたしましては、税源移譲により増収が見込まれる個人県民税の徴収対策としまして、今年度、新たに税務職員の併任人事交流制度を創設し、県税職員の市町村への派遣など、市町村と一体となった徴収対策を実施しているところでございます。また、自動車税では、全国で初めてとなりますクレジットカードによる納税を実現させ、納期内納付の向上に努めるほか、滞納整理のさらなる徹底など、収入未済額の圧縮対策に取り組んでいるところでござ

ございます。

**○黒木覚市議員** 次に、指定管理者制度の導入の総括についてであります。

民間活力等の積極的な活用ということで、平成18年4月から、62の公の施設について指定管理者制度を導入され、うち48施設について新たな民間業者等を指定されました。言うまでもなく指定管理者制度は、公の施設について民間のノウハウなどを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、これまで以上に住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的として導入する制度であります。指定管理者制度への移行目的の一つである具体的な財政負担の軽減額と、指定管理者制度の導入による効果が最大限に発揮できたのか否かの総括について、総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 指定管理者制度の導入効果についてでございます。指定管理者制度の導入に当たりましては、本県ではすべて公募を行いまして、導入による効果が最大限に発揮できるのかどうか等の観点から、指定管理者の選定を行ったところでございます。その成果といたしまして、例えば、施設の開館日の拡大や利用時間の延長、利用料金の引き下げ、あるいは自主企画イベントの充実など、利用者の利便性やサービスの向上が図られるとともに、県の財政負担につきましても、年間で約4億円の縮減が図られたところでございます。以上であります。

**○黒木覚市議員** 次に、政策評価についてであります。

県では平成15年度から、成果を重視した政策の推進を図るため、施策・事業の成果や必要性等について評価を行っており、平成18年度は189

の施策について評価を実施されております。政策評価では、前知事が策定した「元気みやざき創造計画」における施策体系の主な施策を評価しておりますが、189施策のうち「順調」及び「概ね順調」が148施策と、全体の78.3%を占めております。一方、「一部に努力を要するもの」が41施策あり、見てみますと、「医療人材の養成・確保」や「陸・海・空の輸送機能の強化」など、どれも難しい県政の課題ではないかと存じます。この評価結果をどのように県政に生かしていくかが問題であります。平成18年度の施策評価の結果が、今後の施策や事業の構築にどのように反映されるのか、総合政策本部長にお伺いをいたします。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 政策評価についてでございます。平成18年度の施策の評価は、「元気みやざき創造計画」に掲げました189の施策について、数値目標の達成状況等を踏まえ、評価を行ったところでございます。この評価におきましては、各施策の課題と今後の展開方向を明らかにすることによりまして、効果的、効果的な施策の推進に生かすこととしており、新たな総合計画の重点施策であります「新みやざき創造戦略」の推進に資するとともに、新規事業の構築など、今後の予算編成にも反映させていくことといたしております。以上であります。

**○黒木覚市議員** 平成19年度から事業仕分け委員会なるものが設置されております。県が実施している事務事業の198事業について、その必要性や実施主体のあり方を抜本的に検討され、先般、委員長から知事に対し最終提言が報告をされました。この事業仕分け委員会と政策評価の違いは何なのか。また、どのような役割分担で施策や事業構築をしていくのか、総合政策本部

長にお伺いいたします。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 政策評価と事業仕分けの違いについてでございます。県政の推進に当たっては、施策の成果を検証するとともに、施策を具現化するための手段でございます事業を見直していくことが重要でございます。まず、政策評価につきましては、毎年度、数値目標の達成状況に基づく施策の成果を検証し、検証結果を次年度の新たな施策・事業の構築や重点的な取り組みに反映させることによりまして、総合計画の適正な進捗管理を図ることを目的とするものでございます。一方、事業仕分けにつきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、官民の役割分担を見直す必要性から、県が実施している事業について、必要性や実施主体のあり方を、外部の意見も取り入れながら検証するものでございます。政策評価と事業仕分けは、このような役割分担のもとで政策実現に向け、それぞれの視点から取り組んでいるものでございまして、相互の連携を十分とりながら、施策や事業の構築を図っていくことといたしております。

**○黒木覚市議員** 次に、「元気みやざき県民運動」についてであります。

「健康立県」「環境立県」「安全で安心して暮らせる社会」の実現を図る目的で、県民との協働による取り組みの中心的なものとして、元気みやざき県民運動を約1,000万円かけて実施されたところであります。今年度の予算では、この元気みやざき県民運動は事業化しておられませんが、平成18年度における具体的な事業の成果と、なぜ今年度事業化しておられないのかを、あわせて総合政策本部長にお伺いをいたします。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 元気みやざ

き県民運動についてでございます。平成18年度におきまして、県民運動の周知を図るとともに、取り組みの活性化に向けて、テレビコマーシャルや「県広報みやざき」などを通して、サポーターの募集や情報提供を行ってきたところでございます。県民運動の成果としましては、お話にありましたように、3つのテーマであります「健康づくり」「環境保全」「地域みまもり」への取り組みに対する県民の意識が高まり、サポーターの登録者数が1万3,000人を超えるなど、一定の成果が得られたものと考えております。

なお、この県民運動は、新たな総合計画を策定することとしたことに伴いまして、サポーターを中心とした展開から、県の関係部局における具体的な施策に沿った運動等に移行させることとし、平成18年度末をもって、事業としては終了したところでございます。

**○黒木覚市議員** 次に、「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」等の移住対策についてであります。

2007年の今年から大量定年を迎える団塊の世代を初めとする都市住民の地方への回帰志向が高まっているとともに、過疎化、高齢化に悩む本県においても、都市住民との交流を通じた地域活性化への期待が寄せられております。また、今回策定された県の総合計画「新みやざき創造計画」においても、移住促進については重点施策として位置づけられております。そこで、団塊の世代を地域に取り込み、地域の活性化につなげていくため、これらの都市住民を本県に誘導し、まずは短期滞在、そして二地域居住を経て長期滞在へとステップアップしてもらおう取り組みを推進する「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」等の移住対策について、その

成果と今後の取り組みについて、地域生活部長にお尋ねをいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 移住対策についてであります。県では昨年、平成18年7月、市町村やグリーン・ツーリズム関係団体、旅行業者等約130名を対象にしたシンポジウムを開催し、市町村等における交流居住に向けた環境づくりを推進したところであります。また、同じく昨年10月には、宮崎ふるさと暮らし情報サイトを県のホームページ内に開設し、各市町村における生活環境や体験プログラム等の受け入れ環境に関する情報を発信しております。さらに、この情報サイトの開設に合わせまして、県及び全市町村に相談窓口を設置し、移住希望者等からのさまざまな問い合わせにワンストップで対応しております。これらの取り組みの結果、平成18年度は、6カ月間で1万1,000件を超える情報サイトへのアクセス、180件の相談、そして5世帯の移住が実現したところであります。今後とも、市町村等と十分連携を図りながら、情報発信力の強化や受け入れ体制の整備等に取り組み、県の総合計画における「おもてなし日本一移住促進」戦略を積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 次に、犯罪のない安全で安心なまちづくりについてであります。

災害に強い県土づくりや犯罪のない社会づくりを初め、安全・安心な県民生活の確保は最重要課題であります。県では平成17年度に、「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定されております。条例の趣旨にもありますが、安全に安心して暮らせる地域社会を再構築するためには、警察の活動に加え、私たち一人一人が「みずからの安全はみずから守る」という強い意識を持って、地域の安全を守るため

の自主的な活動に積極的に取り組むとともに、地域の連帯感を高めるさまざまな活動の活性化に努めていく必要があります。昨年度取り組まれた、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の具体的な成果について、地域生活部長にお伺いをいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 県におきましては、自治会連合会やPTAなど86団体で構成する県民会議を推進母体といたしまして、犯罪の起こりにくい地域コミュニティーの構築を図るため、各種事業を展開しております。平成18年度におきましては、その活動方針を「子どもの見守り運動」と定め、具体的には、自治会や子ども見守り隊など県が26団体を指定しまして、パトロールの実施や地域安全マップ作成などの支援を行ったのを初め、安全で安心なまちづくりリーダーを育成する講習会や、保育園などの防犯訓練に対してアドバイザーの派遣を実施しました。また、こうした取り組みを広く県民に情報提供するため、情報紙を年4回発行し活動事例集を作成するなど、安全・安心の機運を県内全域に醸成したところであります。この結果、平成18年度は、自主防犯団体数が目標値の2倍となる約200団体となり、地域安全マップの作成件数も目標値を大幅に上回る約150件を記録するなど、地域安全活動の取り組みが県内各地で順調に広がっているものと考えております。

また、昨年度は、JA共済連宮崎から56台もの青色回転灯装備車両、いわゆる青パトを御寄贈いただき、県内では185台の青パトが活躍するなど、県民の自主防犯活動に大きく寄与したものと考えております。

**○黒木覚市議員** 次に、県立看護大学についてであります。

平成9年4月に開学した県立看護大学は、保健・医療ニーズの多様化、高度化等の中で、看護分野における質の高い人材を育成するため設置され、10年目となりました。薄井学長のもと、本県の看護教育・研究及び研修の中核機関として、保健・医療・福祉の向上に大きく寄与しております。しかしながら、県立看護大学の卒業生の就職状況を見ますと、学部卒業生の約半数が県外に就職しているようであり、過去の決算特別委員会におきましても、そのような状況を踏まえ、「県立看護大学については、より一層、地域医療に貢献できる看護師の育成確保と資質向上が図られるよう、大学の役割について十分検討すること」という審査報告がなされました。現在の看護師不足の折、県立看護大学を設置したのは、まさに人材育成の点からも先見の明がありましたが、運営費等で約10億円の経費を支出しております。平成18年度の県内、県外への就職状況及び今後の大学運営についてどのように考えるか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 県立看護大学における平成18年度の卒業生の就職状況は、県内が約4割、県外が6割となっております。平成9年の開学以来、入学生の県内・県外出身者の割合、卒業生の県内・県外就職者の割合は、いずれをとりましても、年によって若干の変動はありますが、県内、県外がおおむね5対5で推移してきております。県におきましては、入学生の県内出身枠を設けるとともに、県内出身者に対する入学金の減額を実施するなど、県内出身の入学生の確保を通じまして、県内就職の促進に努めてきたところであります。県内就職の促進は、大学運営の基本であります。「地元に着目し、地元で貢献する大学」を目指

す上で大変重要であると認識しており、今後とも創意工夫に努め、入学生の県内出身者の割合を高めるとともに、県内関係、特に採用する病院等の関係機関の御協力をいただきながら、県内就職の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 次に、子育て対策についてであります。

平成17年の国勢調査によりますと、年少人口、いわゆるゼロ歳から14歳が約17万人であり、前回の国勢調査が行われた平成12年と比較すると約1万8,000人の減少となっております。また、本県における合計特殊出生率は、全国平均に比べると高いものの、平成17年は1.48と戦後最低を記録しております。急速に少子化が進行している現状であります。このような中、県では、平成17年3月に策定した次世代育成支援宮崎県行動計画に基づき、県民の積極的参加による子育て支援のための新たな仕組みづくりを進めておられます。近年の少子化の進行を初め、核家族化、家庭等の子育て機能の低下、さらにはライフスタイルや子供に対する意識の変化等に伴い、子育て支援の充実は最も重要な課題となっております。安心して子供を生み、育てることができる社会づくりを、より一層推進していくことが必要であります。平成18年度における子育て対策事業の取り組み状況と成果について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 子育て支援対策につきましては、次世代育成支援宮崎県行動計画に基づき、乳幼児医療費助成事業や放課後児童クラブの拡充を初め、各般の施策を全庁挙げて推進しております。特に18年度からは、県民全体で子育て家庭を支え合う社会づくりを進

めるため、その機運づくりと仕組みづくりに取り組んだところであります。具体的には、昨年8月から、子育て家庭に割引や特典などさまざまなサービスを提供すること等を内容とする「みんなで子育て応援運動」に取り組み、本年10月末現在で、592の事業所、店舗等に参加、御協力をいただくなど、子育て家庭を応援する機運づくりが進んだところであります。また、「みんなで子育て」地域づくり推進事業を県内3市町で実施し、地域のNPOや子育て支援グループの連携が進むなど、地域における子育て支援の仕組みづくりに一定の成果があったと考えております。

**○黒木覚市議員** 次に、森林環境税を活用した森林づくり事業についてであります。

県では、県土の保全、水源の涵養等、県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、平成18年4月に、県民参加による森林づくりなどを進める「宮崎県水と緑の森林づくり条例」を施行しました。さらに、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、あわせて森林環境税が導入され、約2億2,000万円の税収入となっております。今後、森林の管理は、森林所有者だけでなく、森林からの恩恵を受けている県民一人一人が力を合わせて森林を守っていくということが大変重要であります。現在、県内には約2,000ヘクタールの植栽未済地が存在すると言われており、水資源の涵養や山地災害防止など、森林の有する公益的機能の低下が懸念されております。そこで、森林環境税を活用した「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」の具体的な内容と実績について、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 水を貯え、災

害に強い森林づくり事業につきましては、森林環境税を活用しまして、公益保全上重要な森林を対象に、森林所有者と伐採制限などの協定を締結いたしまして、県が森林所有者にかわって造林や間伐を行うとともに、毎年度、流域ごとに保安林の指定を促進するものであります。実績といたしましては、荒廃した林地への広葉樹の造林を8市町村の13ヘクタール、適切に管理がされていない森林を針葉樹と広葉樹が入りまじった森林へ誘導するための間伐を18市町村の322ヘクタール、竹が侵入している人工林の整備を8市町の19ヘクタール、合計で21市町村、面積で354ヘクタールの森林整備を実施し、県土の保全などに努めたところであります。また、耳川流域におきまして、森林所有者に対して保安林制度の普及啓発のための説明会を14回開催いたしまして、今後5年間に約800ヘクタールを保安林に指定することになったところであります。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 次に、循環型社会づくりについてであります。

平成17年4月から産業廃棄物税が導入されており、その税収をもとに、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進及び適正処理の推進を図ることなど、循環型社会の形成に向けて施策が実施されているところであります。特に廃棄物の適正処理については、不法投棄による環境の悪化を考えると、大変重要なことでもあります。そこで、昨年度実施された「廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業」における取り組み状況と成果について、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 平成18年度におきましては、廃棄物監視員を2名増員いたしまして、県内の7保健所に15名を配置し、産業

廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査・指導のほか、廃棄物の不法投棄を防止するための監視パトロールを行っております。この結果、平成18年度における産業廃棄物の処理業者への立入検査等の件数は9,285件で、前年度と比較しまして1,285件、約16%増加をいたしております。また、不法投棄などの悪質な事例につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきまして、改善命令8件、措置命令1件、許可取り消し1件の行政処分を行っております。さらに、不法投棄の早期発見、拡大防止を図るため、新たにJ A 宮崎中央会など民間の9団体と協定を締結いたしまして、情報提供に関する全県的な情報ネットワーク体制を強化したところであります。以上であります。

**○黒木覚市議員** 次に、企業誘致促進についてであります。

本県の雇用情勢は、緩やかな改善が見られるものの、全国に比べますと依然として厳しい状況であります。このため、商工業、農林水産業などの諸産業の振興はもとより、企業誘致や新たな産業の創出に積極的に取り組み、雇用の確保を図ることが重要であります。特に企業誘致については、即効性のある雇用対策であり、今年度から企業立地促進補助金も最高限度額50億円に増額されたところであります。企業が進出する際の決定要因としては、高速道路の整備状況や空港からの所要時間などインフラの整備のほか、用地や人材の確保、工業用水や電力の供給量などを総合的に判断して決定されると言われております。そこで、平成18年度における企業立地促進補助金の交付状況及び企業誘致の件数、最終雇用予定者について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 企業立地

促進補助金につきましては、平成18年度までに操業を開始し、補助金申請のあった23社に対しまして総額12億6,940万9,000円を交付したところであります。また、平成18年度に立地調印を行いました企業は、例えば人工腎臓用中空糸膜製造の旭化成クラレメディカル、人工透析用カテーテル製造の東郷メディキット、大型コールセンターのトランスコスモス シー・アール・エム宮崎など16社で、最終雇用予定者数は1,028人となっております。

**○黒木覚市議員** 昨年度の実績からいけば、知事のマニフェストである「4年間で企業誘致100社、雇用人数1万人」はなかなか厳しい状況ではないかと考えます。今年の新語・流行語大賞の候補にもノミネートされている「宮崎のセールスマン」として東奔西走され、テレビ出演も数多く、宮崎で見られない東京の番組にも出られるとのことであります。また、先日発表された今年のヒット商品ランキングの第6位に「宮崎」が入っており、「地鶏やマンゴー、県庁ツアーなど、宮崎旋風が日本じゅうを吹き荒れた」とありました。宮崎の知名度も大いに全国的に認知されたところであります。今後は、知事の行動力、PR力を、地元の経済振興・創出の大きい企業誘致に向けてほしいものであります。テレビ出演もよいが、これからは企業訪問等にその行動力を向けていく時期ではないかと考えます。今後の大型企業誘致の展開について、知事にお伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 企業誘致に当たりましては、私みずから積極的に誘致活動にかかわる必要があると考えております。このため、知事就任直後の平成18年度の2社を初め、これまで13社の企業を訪問したところであります。また、これまでに企業立地セミナーを東京、名



古屋、福岡の3カ所で行ったり、企業主催や新聞社主催の講演会やごあいさつ等の場をかりまして、企業誘致のプレゼンを行っているところでございます。今後とも1件でも多くの企業誘致ができますよう、積極的にトップセールスに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○黒木覚市議員** 次に、新事業・新産業の創出についてであります。

地元の中小企業が元気でなければ、雇用の確保もできないのであります。そのようなことから県では、地場企業の経営基盤を強化して、県内産業の振興を図るため、新商品の開発や新たな事業分野への進出など意欲ある取り組みを行っている県内企業に対し、技術支援や研究開発費の助成、低利融資による金融の支援などを行っておられます。さらに、県産業支援財団が核となって、産学官の連携を強化し、本県の基幹産業である農業と工業、医療等が連携して開発した新しい技術の事業化の研究も進められております。そのような新事業が生まれやすい環境の整備や、すぐれた新技術の企業への技術移転に取り組んでいる新事業創出環境整備補助事業における平成18年度の取り組み状況と成果について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 新事業創出環境整備補助事業は、宮崎県産業支援財団を通じまして、県内中小企業等の新商品開発や販路拡大、さらには産業連携によるビジネスチャンスの創出を図ることを目的といたしております。平成18年度の実績といたしましては、総合相談窓口としまして、同財団内に6人のコーディネーターを配置し、1,001件の相談に対応いたしております。また、ITシステムの構築や

ISOの取得支援など、企業の抱えるより専門的な課題の解決を図るために、21の企業に専門家を派遣しておりまして、新商品・新サービスの開発や、建設業などからの新分野進出につながっております。そのほか、新商品の発表の場を提供するベンチャープラザ宮崎や、農業法人と異業種企業とのマッチング会を通じまして企業同士が連携する機会を提供するなど、新たな事業の創出に努めたところでございます。

**○黒木覚市議員** 次に、若年者・障がい者への就労支援についてであります。

国の発表によりますと、今年9月の全国の完全失業率は4.0%となっており、昨年と比較すると回復傾向であります。しかしながら、本県の雇用情勢を見ますと、本県の有効求人倍率は0.66倍と、全国の1.05倍と比較し、依然として厳しい状況が続いております。特に、若年者を取り巻く雇用環境は、高い失業率や離職率、フリーター問題など厳しい状況にあります。また、昨年の障がい者の雇用率を見ますと1.90%となっており、全国平均の1.52%や法定雇用率1.80%を若干上回っていますが、平成11年の2.02%をピークとして、障がい者雇用率は低下しております。このようなことから、就職活動に悩める若年者や就職が困難な障がい者を初め一般求職者など、さまざまな雇用ニーズに対応するためのきめ細かな就労支援を促進していくことは、非常に大切な取り組みであります。そこで、平成18年度に実施された若年者・障がい者等就労支援強化事業の実施状況と、就労支援の促進にどのような成果を上げているのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 若年者・障がい者等就労支援強化事業は、本県独自の就職支援策としまして、主に、就職活動に悩む若

年者や就職が困難な障がい者の就労の支援を目的として実施したものであります。若年者を対象とした事業としましては、これまでの県内就職説明会やヤングJOBサポートみやぎきの運営に加えまして、新たに、仕事情報発信サイト「WORK NET みやぎき」を開設し、雇用のミスマッチの解消や定着促進等に努めております。

次に、障がい者を対象とした事業としましては、障がい者雇用コーディネーター設置事業に加えまして、在宅での就業を促進する障がい者在宅就業サポートセンター支援事業を実施するなど、障がい特性を踏まえた多様な就労支援に努めたところであります。これらの結果、ヤングJOBサポートみやぎきでは、延べ2,281人の利用があり、162人の就職決定に結びつきましたほか、障がい者雇用コーディネーターを通じた障がい者の就職決定者数が220人となるなどの実績となっております。

**○黒木覚市議員** 次に、新みやぎきブランド推進対策についてであります。

本県の基幹産業である農業については、WTO、FTAなどに象徴される、国内外の産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化等の構造的な課題に加え、本県でも発生した鳥インフルエンザや全国的に問題となっている食品の偽装表示など「食」の信頼を揺るがす事件の発生、原油価格の高騰など、さまざまな課題に直面しております。そのような中、本県は全国に先駆け平成15年に、食の安全・安心の確保を目指した食料供給県宮崎の取り組みや基本姿勢を「情熱みやぎ産地とりくみ宣言」として公表し、安全・安心な宮崎県農産物の取り組みを行っているところであります。そこで、平成18年度に実施した本県農産物のブランド推進対策事業の成果

について、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** ブランド推進対策事業の成果についてであります。平成18年度は、花卉で初めてとなります「みやぎオリジナルスイーツ」、それから「みやぎへべす」など5商品、10産地を商品ブランドに追加いたしまして、消費者の求める商品づくりを進めてまいりました。また、安全・安心な農産物を供給できる産地体制の強化を図るため、分析農薬の種類を新たに60種類追加いたしまして290種類に拡大するなど、全国トップの「宮崎方式」と呼ばれる残留農薬検査体制の充実を図ってまいりました。さらに、全国のテレビCM放映などによる情報発信や、大消費地の量販店等における知事のトップセールスなど、消費地における安定的な取引の推進や取引先とのパートナーシップの強化に取り組んでまいりました。これらの取り組みによりまして、本県農産物の認知度の向上が図られますとともに、「みやぎき」の名前で支持されることによる商品ブランドの付加価値の向上が図られております。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 次に、担い手育成総合支援事業についてであります。

2005年の農林業センサスによりますと、本県の基幹的農業従事者、いわゆる16歳以上の農業従事者において65歳以上の占める割合は51.5%、60歳以上で見ると63.4%にもなります。まさに国内屈指の食料供給県である本県の農業振興には、意欲があり、経営管理能力のすぐれた担い手の育成確保が極めて重要であります。一方、国においても、食料・農業・農村基本計画を策定し、担い手を中心とした農業構造改革の推進や高付加価値型の農業生産など、各地域の

創意工夫に満ちた攻めの取り組みに対する積極的な支援を行っております。そこで、平成18年度に実施した担い手育成総合支援事業の成果について、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 担い手育成総合支援事業の成果についてであります。本事業におきましては、まず1つに、本県農業の核となります認定農業者を育成するため、経営改善計画の策定指導、さらには経営相談活動等を実施いたしております。2つ目といたしましては、農業経営の法人化を目指す農業者等に対する法人化研修会等を開催いたしております。また3つ目といたしまして、集落全体で農業に取り組む集落営農を進めるための集落リーダー等を対象にした研修会や集落座談会等を開催することなどによりまして、意欲ある担い手の育成確保に努めてまいったところでございます。その結果、18年度末現在で、認定農業者8,354経営体、農業法人525法人、集落営農51組織など、平成18年度の目標を達成しているところであります。以上です。

**○黒木覚市議員** 次に、みやざき地頭鶏ブランド対策事業についてであります。

本県の畜産については、言うまでもなく、本県農業の先導役を担っており、平成17年の農業産出額3,206億円のうち畜産は1,823億円で、全体の56.9%を占めております。そのような中、去る10月中旬に開催された「和牛のオリンピック」と呼ばれる全国和牛能力共進会で、9部門中7部門で首席を獲得しました。特に種牛、肉牛については、最高賞の内閣総理大臣賞を独占し、「和牛日本一の宮崎県」をまさに名実ともに知らしめました。関係者の皆さんの取り組みに対し、心から敬意を表します。

ただ、残念なのは、知事のイラストつきの誤

表示という問題が生じたことでもあります。私も養鶏をしておりましたので、地鶏についてはわかっているつもりでありますし、譲れない部分でもあります。地鶏の誤表示というのは、ふんまんやる方ないものであります。宮崎地鶏は、東国原知事のトップセールスもあって、今年、全国区の人気になりましたが、それが今、通信販売サイトから次々に消えつつあるとのことでもあります。知事のイラストつきの誤表示によって、本県産の地鶏に対する評価が下がっているのではないかと心配されます。食味性のよさから取引量も年々増加し、全国区となったみやざき地頭鶏の火を消すわけにはいきません。今まさに、生産量の拡大や普及活動の強化が求められておりますが、平成18年度のみやざき地頭鶏ブランド対策事業の取り組み状況と成果について、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** みやざき地頭鶏ブランド対策事業についてでございます。この事業は、食味性のよさから市場でも人気が出ておりますみやざき地頭鶏の生産拡大や販売体制の強化を図り、本県のブランド品として確立するための事業であります。平成18年度につきましては、生産拡大を図りますために、美郷町に20万羽の素ひな供給センターを整備しまして、小林市、日南と合わせまして年間50万羽の素ひなの供給体制が整ったところであります。また、みやざき地頭鶏普及促進協議会を中心に、生産農場の指導やPR活動等の販売体制の強化を図りまして、平成19年3月には商品ブランド認証制度の商品認証を受けておるところでございます。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 次に、おさかな消費拡大と流通対策についてであります。

本県の水産業は、長引く魚価の低迷に加え、

燃油高騰等により非常に厳しい経営状況が続いております。このような状況を改善するためには、良質な宮崎水産物のブランド化を推進することにより、漁業者の品質のよい水産物づくりや高付加価値で販売する取り組みが必要であります。県内外の消費者等に対する本県のブランドや水産物のPR及び流通対策について、平成18年度の取り組み状況と事業の成果について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 水産物のブランド化の取り組み状況と成果についてであります。平成18年度は、淡水魚として初めてとなります「五ヶ瀬やまめ」のブランド認証に向け、調査検討を進めたところでございます。また、ブランド品を初め本県水産物の販売を促進するため、県内の漁協直販店等におけるPR活動や「初ガツオフェア」の開催、県外では「シーフードショー」や「宮崎フェア」への参加等を行いました。さらに、新鮮な水産物を消費者に届けるために、養殖マサバの鮮度保持マニュアルを作成いたしまして、生産者及び流通関係者への周知を図ったところであります。これらの取り組みによりまして、認証品目の付加価値の向上や販売先の増加が見られるとともに、漁業者等による消費者への直接販売が伸びるなど、成果が出てきておるところでございます。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 次に、平成18年度の道路整備への取り組みと成果についてであります。

平成18年度は、宮崎県財政改革推進計画の最終年度に当たり、前年度から引き続き投資的経費の縮減に取り組まれてきました。計画では、補助公共事業と直轄事業負担金を合わせた額については対前年比10%の削減、県単公共事業につきましては対前年比30%の削減となってお

り、平成18年度の道路事業費について見ますと、前年度に比べて、補助及び県単公共事業と合わせて、金額で約53億円の減、率にしましてマイナス11%という厳しい結果となっております。一方、本県では、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路の供用率が40%、国県道の改良率が約64%と、ともに九州最下位であり、当然、全国でも下位のほうであります。地域を活性化し、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、体系的な道路交通網の整備が不可欠であります。平成18年度予算編成方針の中で、「幹線道路である国道や県民生活に密着した県道などの重点的かつ効果的な整備に取り組みます」と言われております。そこで、平成18年度、道路の整備にどのように取り組み、またどのような成果があったのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 本県の道路整備につきましては、災害時の孤立化解消、救急医療施設へのアクセス向上等、生命線道路の整備や都市部における渋滞緩和のための環状道路の整備、東九州自動車道等の事業進捗にあわせたインターチェンジへのアクセス道路の整備などを重点項目といたしまして、効率的、効果的な整備に努めてきたところでございます。平成18年度の具体的な成果といたしましては、延岡市の国道388号無鹿バイパスや椎葉村の国道265号下椎葉拡幅など、国道で3路線8カ所、日南市の日南志布志線大窪工区や高鍋美々津線の鬼ヶ久保工区など、県道で10路線11工区を完成供用し、部分供用を含めまして国県道合わせて約23キロメートルを供用したところでございます。今後とも、厳しい財政状況ではございますが、計画的な用地取得やコスト縮減を行い、選択と集中に努め、道路整備に対します県民の

皆様方の要望にこたえていきたいと考えております。

**○黒木覚市議員** さきの9月議会において、県議会として「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」を国に提出いたしました。道路特定財源については、暫定税率を延長し、受益者負担という当該制度の本来の趣旨に基づき、全額を道路整備費に充当するとともに、国から地方への配分割合を高くするなど、地方における道路整備財源の充実を図ることを要望しました。仮に暫定税率の適用をしない場合、本県における減収額はどれぐらいになるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 道路特定財源諸税につきましては、平成19年度の県の税収152億円をベースとして試算いたしますと、約69億円の減収が見込まれるところでございます。

**○黒木覚市議員** 約69億円も減収になるということですが、ただでさえおこなっている高速道路の供用率及び国道の改良率が一層低くなるのは目に見えております。道路特定財源の一般財源化反対と暫定税率適用の延期を強く国に求めるべきであります。知事に対し、道路特定財源に関する基本的な考え方及び今後の取り組みについてお伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 道路特定財源につきましては、来年度の税制改正に向けまして、一般財源化や一部廃止などの議論が行われておりますが、公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない中で、道路整備水準が低い現状をどげんかせんといかん本県にとっては、暫定税率の延長や道路特定財源をすべて道路整備に充当することが必要であると考えております。そのために我々ができることは、地方の声

や実情を中央にアピールしていくことであり、これまでも、県内外の各種大会を通して道路整備促進に向けた機運を盛り上げるとともに、国や関係機関・団体などに対し、強力に要望活動を行ってまいりました。今後も引き続き、地方の道路整備財源の充実強化が図られるよう、あらゆる機会を通して、県民総力戦で取り組んでいきたいと考えております。

**○坂口博美議長** 議題の範囲内で、よろしく。

**○黒木覚市議員** 次に、東九州自動車道の整備についてであります。

経済交流を支える基盤整備、特に高速道路は、産業の振興や地域の活性化に大きく寄与するところであります。そもそも高規格道路網については、昭和62年に閣議決定された四全総において、21世紀に向けた多極分散型国土形成のため、交流ネットワーク構想の必要性から、主要拠点間の連絡強化を目標とし、1万4,000キロメートルで形成することとされております。本県では、九州縦貫自動車道が91キロメートル、東九州自動車道が187キロメートル、九州横断自動車道延岡線が51キロメートルの3路線、約329キロメートルが対象であります。既に21世紀になったわけではありますが、いまだ東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線は開通しておりません。主要拠点間の連絡強化という観点から見ても、県庁所在地の宮崎市から隣県の大分県の県庁所在地である大分市まで4時間半もかかる状況であります。一方、鹿児島県では、平成23年には九州新幹線が全線開通する予定であり、開通後は鹿児島中央駅から新大阪駅までは約4時間前後で着くとのことでもあります。まさに交通の格差であります。国においては、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、12月中旬には、今後の具体的な道路整備の姿を示した

「中期的な計画」を作成することとされております。県及び県議会としても、経済交流の根幹となる東九州自動車道や九州横断自動車道延岡線の高速道路を初め、災害時の孤立化防止や都市部での渋滞緩和など、県民生活に不可欠な道路整備が「中期的な計画」の中に盛り込まれるよう要望していかなければなりません。

まずは東九州自動車道についてであります。早期の開通には、まず用地取得が大前提であります。補償を目的とした植栽行為という不届きな問題もありますが、一刻の猶予もありません。平成18年度における東九州自動車道用地対策事業について、その成果と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 県におきましては、東九州自動車道の早期完成を図るため、西日本高速道路株式会社から有料道路区間の門川一西都間、国土交通省から新直轄区間の大分県境一北川間及び清武一日南間について、用地事務の委託を受けているところでございます。有料道路区間の平成18年度末までの用地取得進捗率は、門川一日向間が95%、日向一都農間が5%、都農一西都間が97%となっており、平成22年度から26年度までの開通目標に向け、順調に用地が取得されたところであります。新直轄区間の用地取得進捗率は、同じく平成18年度末までに、大分県境一北川間が1%、清武一北郷間が43%、北郷一日南間が10%となっております。

なお、新直轄区間につきましては、用地取得の進捗に伴いまして、本年3月に北郷一日南間におきまして、また、6月には大分県境一北川間におきまして相次いで着工式が行われるなど、全区間で工事が行われることとなりました。

門川一西都間の懸案である補償金目的の植栽行為箇所につきましては、昨日、西日本高速道路株式会社から、高鍋一西都間における2カ所につきまして行政代執行請求を受理したところでございますが、今後とも自主撤去を呼びかけるとともに、応じない場合には土地収用法による手続を進めるなど、全区間で用地取得の促進を図り、1日でも、1年でも早い開通に向け、重点的に取り組んでまいりたいと存じております。

**○黒木党市議員** 次に、県立高等学校通学区域弾力化推進事業についてであります。

来年度から普通科の通学区域の廃止が予定されております。通学区域の撤廃により、生徒たちがこれまで以上に、それぞれの個性や能力、適性に合った高校を適切に選択でき、魅力ある学校づくりが進むとされております。しかしながら、希望する学校に生徒が集中し、人気校とそうでない高校との格差が広がっていくのではないかと危惧しております。また、新聞報道によりますと、中学校の現場では「進学指導の方向性が見えない」とか、保護者からも「生徒が都市部に集中し、学校統廃合や地域衰退につながる」と、不安が訴えられております。生徒や保護者のニーズを踏まえた県立普通科高校の通学区域の撤廃については、導入に当たっての課題について調査研究を行うということでありました。平成18年度事業である県立高等学校通学区域弾力化推進事業の取り組み状況と成果について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** 通学区域弾力化推進事業につきましては、学校関係者やPTA代表者等から成ります協力者会議におきまして、制度導入に伴う課題への対応等について協議をいただいたところでございます。これらも踏ま

え、新聞による広報や、全中学生、保護者等に向けたリーフレットの作成・配付、入学志願手続の改善、さらには各高校の特色ある学校づくりの支援などを行ってきたところでございます。このような取り組みを通しまして、普通科の通学区域撤廃の円滑な導入に向けまして、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○黒木覚市議員** 次に、県立学校耐震対策についてであります。

学校施設は、児童生徒が安全で安心して過ごせることが絶対条件であり、緊急の災害時には応急避難所としての役割も担っております。安全の確保が最重要課題であります。県立学校の耐震化につきまして、平成22年度までの耐震診断実施計画を全面的に前倒しし、平成18年度の1年間でほぼすべての校舎の診断を実施するとともに、耐震補強が必要な建物について優先的に補強工事を行うこととするということでありました。そこで、平成18年度事業である県立学校耐震対策事業の成果及び耐震補強工事の進捗状況について、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 平成18年度の県立学校の耐震対策事業の成果でございますけれども、耐震診断を232棟、耐震補強工事を8棟実施いたしました。これによりまして耐震診断はすべて終了し、本年4月現在の耐震化率は80.1%となっております。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 次に、交番機能強化事業についてであります。

最近の本県の治安情勢については、刑法犯認知件数で見ますと、平成14年の1万8,000件をピークに徐々に減少しつつあります。しかしながら、昨年も1万件を超えており、県内でも殺人、強盗などの凶悪事件が相次いで発生し、治

安に対する県民の不安もまだ解消されているとは言えません。交番・駐在所は、地域住民の暮らしの安全を守る生活安全センターであり、パトロールをする警察官の姿は、地域住民に安心感を抱かせるなど、重要な役割を担っております。治安回復には交番機能の強化が必要であります。そこで、昨年度実施された交番機能強化事業の成果について、警察本部長にお尋ねをいたします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** 交番機能強化事業の成果についてであります。県警察では、街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業において、昨年度、交番相談員を9名増員し、11警察署、38交番に合計で42名の相談員を配置したところでございます。その活動実績につきまして、平成17年と平成18年を比較いたしますと、警察官にかかわって取り扱った地理教示、拾得処理などの取扱件数が合計で9,000件以上増加しておりまして、18年度増員分の効果のあらわれであると考えております。その結果、交番に勤務する警察官の街頭活動が強化をされ、交番相談員が配置されました警察署における交番勤務の警察官の刑法犯検挙率が増加傾向を示すなど、街頭犯罪に対する交番機能が高まったところであり、今後もこれを持続させていきたいと考えております。以上であります。

**○黒木覚市議員** 時間が少しありますので、最後に、子育て支援対策について質疑します。先ほど、福祉保健部長から答弁をいただきましたが、再度、知事にお伺いをいたします。

少子化の進行は、国や社会の存続にかかわる重要な問題であり、地域の実情に合った子育て支援に取り組む必要があります。県においては今年7月に、知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を立ち上げるなど、全庁的な体制

で子育て支援に取り組まれております。また、来年度予算の重点施策の一つに「子育て支援」を掲げており、知事の熱い思いが感じられます。少子化対策の推進についてどのように考えているか、知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 議員のお話にもありましたように、本県におきましても、少子化の進行は深刻な状況にあります。私といたしましても、今後の県づくりを進める上で、少子化対策は大変重要な課題であると認識しております。このため、本年6月に策定いたしました「新みやざき創造計画」におきましても、子育て支援体制の充実を特に重点的に推進すべき戦略の一つに位置づけたところであります。新しい宮崎を創造していく上で、これから結婚し、子育てを担う若い世代が、安心して子供を生み、育てられる県づくりが欠かせません。これを県民総力戦で進めることが重要と考えております。私も子育て応援本部長として、先頭に立って、市町村や企業、地域の皆さんに働きかけながら、子育て応援の県づくりに精いっぱい取り組んでいきたいと考えております。

○黒木覚市議員 以上で総括質疑を終わりますが、後は分科会のほうでよろしく申し上げます。終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質疑は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時34分休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、29番満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) それでは、

通告に従い総括質疑を行います。

平成18年を振り返ってみますと、国内外、大きな出来事がありました。本当に激動の一年だったと思います。世界的には、北朝鮮が地下核実験、そしてイランは核開発、ゆゆしき事態に陥っております。米軍のイラク侵攻も長期化し、あの第二次世界大戦以上の長期化、そういうことになってしまいました。安倍政権が誕生をしました。短命な政権でありましたけれども、教育基本法、そして防衛省の昇格、私たちからすると、とんでもない内閣だったなど考えているところであります。官製談合事件が、福島、和歌山、そして本県で発生をしました。防衛施設庁の技術審議官も逮捕されたわけでありました。いろいろありました。宮崎はやっぱり変わらないかん。そういう意味では、52代の知事として東国原知事が登場しました。これが本県では一番大きな話題だったかなという気がしております。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。今回、議案第7号「平成18年度決算の認定について」、知事より議案の送付を受けました。これは、平成18年度宮崎県歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、知事は、「監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない」ものであります。

一般会計歳入歳出決算の結果は、歳入6,004億1,527万円余、歳出5,944億7,208万円余となっております。翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支で19億2,560万9,000円となっております。開会日の提案説明で、知事は、「第1期の財政改革推進計画の最終年度である平成18年度の財政運営について



は、財政の健全性を維持するため、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、指定管理者制度の導入等を初め、行財政改革の徹底を図り、重点施策の推進方針を踏まえた施策・事業の重点化、効率化に努めたが、本県の財政構造は、県税収入等の自主財源比率が低いなど財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の大幅な削減や今後の社会保障関係費の増加などにより、一段と厳しさを増した。今後、財政改革プログラムに基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを着実に推進し、地方分権時代にふさわしい新しい宮崎づくりに取り組んでいきたい」と抱負を述べられております。

職員一丸となって歳出の抑制に努められております。地方交付税の削減や社会保障関係費の自然増等、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増し、財政の健全性を維持するとして、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化の徹底が図られ、こうした努力が功を奏し、財政調整等のための財政調整積立金等4つの基金の平成18年度末の残高は690億円余と、前年度末に比べ6億円余の減少にとどまったほか、県債発行額も抑制されるなど、財政健全化の観点からは一定の成果も上げています。ここで知事に、改めて18年度決算の総括をお伺いします。

今回、県機関において預け等の不適正な会計処理が明らかになりました。調査結果によれば、平成14年度以降、約3億7,000万円に上る多額の預けや書きかえ等が行われていたことが判明しました。また、これらのうちには、公費負担すべきでないものの購入など、不適正な支出と言わざるを得ないものも含まれています。官製談合事件に引き続く今回の不祥事は、県民の県政に対する信頼を大きく損なうことになりま

した。こうした不祥事を二度と起こさないためには、再発防止策の新たな構築が、執行部はもちろん、県議会にとっても何より重要であります。しかし、提案説明では、18年度も引き続き行われていた預け等の不適正な会計処理についての言及はありませんでした。なぜ不適正な会計処理が多く職場で行われていたのか、その根本となる原因をいま一度しっかり精査すべきであります。このことを受けて、こうした不祥事を二度と起こさないように、再発防止策の新たな構築を行うことが何より重要であります。なぜ不適正な事務処理が行われたのか、その原因は何だったとお考えなのか、知事に伺います。

平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書についてであります。監査委員より知事に提出された意見書によれば、一般会計、特別会計合わせて14会計を審査対象とされ、審査意見では、不適正な事務処理について、今年度新たに項目を起こし、「この問題は、監査委員としても、監査に対する信頼を確保するため、内部チェック体制が有効に機能しているかなどの監査の強化、監査指摘事項等の実効性を確保するための方策を検討するなど、これまで以上に厳正な監査の実施に努める」とされております。代表監査委員に、改めて18年度決算の総括をお伺いします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

決算の総括についてであります。平成18年度の財政運営は、財政改革推進計画に基づき、財政健全化に向けた各種取り組みを積極的に推進するとともに、重点施策の推進方針を踏まえた施策・事業の重点化に取り組みました。また、予算の執行に当たりましては、年度を通じて計

画的・効率的な執行に努めるとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減を図ったところであり、このような取り組みの結果、平成18年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。なお、入札談合事件や不適正な事務処理につきましては、県政への信頼を大きく失墜させたものであり、県議会並びに県民の皆様には深くおわび申し上げますとともに、県政に対する信頼の一日も早い回復に向け、入札・契約制度改革や再発防止策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、不適正な事務処理発生の原因と今後の対策についてであります。今回の不適正な事務処理が行われた原因には、職員の公金意識やコンプライアンス意識が希薄であったこと、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、そして予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げられると考えております。このため、これらの原因を十分に認識し、外部調査委員会の御提言を踏まえながら、再発防止策を策定したところでございます。主なものについて申し上げますと、まず、職員の意識改革については、全庁的なコンプライアンス推進組織の整備や、職員研修の充実強化等に取り組むこととしております。また、物品調達システムについては、各地域の物品調達事務を一元的に処理する体制を整備すること等を考えており、予算の執行管理については、緊急の必要がある場合に備え、連絡調整課に一定額を調整事務費として配分するプールシステムの導入等を行うこととしております。これらの再発防止策を着実に遂行することで、県民の皆様からの信頼を一日も早く回復できるよ

う努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○代表監査委員（城倉恒雄君）〔登壇〕 お答えいたします。

18年度決算審査についてであります。県の多くの所属で不適正な事務処理が行われましたことにつきましては、監査委員として非常に重く受けとめております。このため、平成18年度決算審査に当たりましては、まず、不適正な事務処理が判明した所属については、早期にその手法の解明と事実確認を行うために、定期監査の前倒しや補充監査を実施したところであります。次に、すべての所属長に対して、その責任を明確にするため、物品等にかかわる予算の執行状況や購入手続、検査・検収の体制などを確認するチェックシートの提出を求めたところでございます。さらにまた、不適正な事務処理の再発を抑止するため、監査結果の公表の範囲を拡大するなど、これまで以上に慎重な審査に取り組んだところでございます。以上です。〔降壇〕

○満行潤一議員 1つ、代表監査委員にお尋ねしたいんですが、18年度決算審査意見書の5ページの終わりから6ページにかけて、「指定管理者の管理運営に対する指導等について」ということで、「指定管理者がその施設に係る補修工事において不適正な契約手続をしているものがあつた」と。具体的にこれは契約書を交わさなくて工事を行っていた、そういうふうにとらえていいわけでしょうか。具体的にここだけ書いてあるのでちょっと疑問に思ったんですけども、お願いします。

○代表監査委員（城倉恒雄君） これは、宮崎市内の県営住宅を宅建協会に委託しているものでございますけれども、ここが生目台西の団地

の防水工事をしたわけですが、その際に、随意契約でやった部分が、本来であったならば一般競争入札にかけるべきものではないかというふうに思うんですけども、あえてそれを随意契約に持ち込むために予定価格を250万円以下に抑えてあったということで、こういう指摘をしたものでございます。

**○満行潤一議員** よくわかりました。知事に再質問させていただきたいと思うんですけど、1つまた、知事の本が出ていました。「ニッポンを繁盛させる方法」、これは島田紳助氏との対談集ということで、686円、非常にリーズナブルで、ぜひ皆さんも読んでほしいと思うんですが、この裏表紙に過激なことが書いてあって——読みます。「このままでは日本は沈没する。しかし、立ち直る希望はまだある。景気回復などしていない。憲法9条は改正すべき。格差社会はしょうがない。いま地方がすべきこと。自民党が変われば日本は変わる」、こういう裏表紙になっていて、非常に大胆な中身になっているわけですね。その中に社民党の下りがありまして、そこをちょっと読ませていただきますけれども、「7月頃に、僕の支持率が90何%だとかいう報道がされたんです。ちょうどその頃、参議院選の間際でしたから、県庁にもいろいろな方が会いに来られました。一番びっくりしたのは、社民党党首の福島みずほさんでした。福島さんは「憲法9条はそのまんま」と書いた掛け軸を携えて来られて、「知事、面白いでしょう？」とかおっしゃるんですよ。そして、「知事、掛け軸を持って写真を撮りましょう」と。その写真を何にお使いになったか知りませんが——そんな彼女も宮崎県出身です。そこまで僕は協力したのに、県議会では社民党がものすごく突き上げてくる」というふうに

なっているわけですね。これは認識の違いなんだろうと思うんですけど、私は別に突き上げているつもりは全くなくて、お互いに手を引っ張っていかうというふうにしているので、そういうことを踏まえて質問をさせていただきたいんですけども。

総括の中で、知事、特に不適正な事務処理が行われた原因についてお尋ねしましたけど、職員の公金意識、コンプライアンス意識の欠如、予算執行管理の適正化が行われていなかった、そういう答弁だったんですけども、本当にそれだけなのかなという気がしているところなんです。法令遵守、これは公務員である県庁職員は率先垂範して法を遵守しています。これは疑いのない事実だろうと思います。しかし、今回明らかになった不適正な事務処理は、当然、法令違反ですが、他県同様に暗黙の了解のもとに行われていたんじゃないかと私は考えます。なぜこういうことになったのか。時の経済対策と無関係ではないだろうと思います。

私が県議会に初登壇したのが1999年（平成11年）ですけれども、この年、15カ月予算と呼ばれる国の予算編成が行われておりました。当初予算の国会提出から成立まで時間差が生ずるから、年度初めの公共事業の落ち込みがある。それを防ぐために、早目に成立・執行できる前年度の第2次補正予算を活用して前倒しで予算を計上する、こういうやり方を15カ月予算といったようです。この補正予算は次年度に繰り越すために、この繰り越した分も翌年度分として計上することから、時の宮沢蔵相が象徴的にこう呼んだというふうになっています。

つまり、バブル経済が崩壊後、世論に押されて、公共投資等の拡大、減税等の経済対策を平成4年度から始めます。それから平成14年度ま

で、11年間この経済対策を行うわけですが、総事業費145兆円です。国の一般会計予算2年分に匹敵するぐらい大きな事業を行うことになるわけですが、このうち公共投資の拡大が90兆円、これとは別に地方は、国の求めに応じて約25兆円を負担して、国・地方で事業を行っています。25兆円の1%が宮崎県の予算というふうに仮定すると約2,500億円、その事業費の5%から7%は事務費というのが機械的についてきます。そうすると、中には人件費も入っているんでしょうけれども、おおよそ150億円。これを11年間で公共事業費の補正に次ぐ補正でやっている。当然、通常ベースの事業費もあります。事務費もあります。それプラス11年間で大体150億円ぐらいの事務費がまた現場に來ていると、これを執行しているということですね。時の国はどう言っているかという、各省庁は、補助金は使い切ってください、返さないでくださいというふうに言われているわけですね。こうした背景があつて残金をプールする、そういったことが始まったんじゃないのかなと私は考えています。

一方では、国の要請に基づいて大幅な県債発行を余儀なくされるわけですね。無理やり、県も事業をつくってやってください、後から金をくれるから起債しなさいというふうに言われているわけです。本県の県債残額、6,000億からあつという間に9,000億に膨れ上がるわけです。一方で、財政当局は財政健全化の策として、物件費の一律カット、マイナスシーリングかけて一律5%カットですよというふうに物件費を抑えたり、そういうやり方をするわけですね。そうすると、もともと事務費のない事業課、部署は仕事ができなくなる。それで、豊かな事務費のあるところから融通をし合う、そういうこと

があつて、こういう背景があるのかなと考えているわけです。

ですから、そのころは予算を使い切ることが必要だった、それが仕事だったんじゃないのかなと。今になれば不正だというわけですが、当時の担当者だけを責めるわけにはいかん。そういう時代背景があるんじゃないかなという気がします。確かに一部には不適正な予算執行もありますけれども、大部分は県民のサービス向上のために執行されている。そういう時代背景があることも原因の一つだというふうに知事、認識いただけないかなと思います。が、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、そういった構造的な問題ですね、単年度主義、あるいは繰り越しの予算執行同等の煩雑さ等のごことが背景にはあつたと思います。そして御指摘の歴史的な、国からの補助金等々の予算を使い切るといふのが美德であるというような風潮もあつたのではないかと思います。これはあくまでも予想でございますが。そういったものにもう終止符を打つ時代ではないかと思つておりましたので、私は、この県に不適正な事務処理はありませんかということをお問いただした次第でございます。

○満行潤一議員 先ほど知事の答えの中で、外部の意見等を取り入れて再発防止に努めたいというふうにおっしゃっているんですけれども、今まで外部の意見とか聞かずに内部だけで執行していたかという、たしかそうじゃないわけですね。監査委員制度というのは、内部監査から、その枠から出切れないというふうによく指摘される方もおられますけれども、今は包括外部監査というのができていまして、長いこと公認会計士のプロ集団に委託しているわけですが

ね。それでもこの不適正な事務処理というのは指摘ができなかった。それはやっぱり限界なのかなと思うんですけども、そのことについて知事はいかがなんでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** これまで外部監査もしっかりした監査あるいは調査をしていただいたと思っておりますが、やはりこういった預けとか書きかえというのは、内部から出てこなければ、なかなか日の目を見ることはないと思っています。ですから私は、自主的にこういうことは出していただきたいということを要望したわけでございます。以上です。

**○満行潤一議員** 大変残念なことになったわけですけども、しかし、大部分の県庁マンは本当に一生懸命仕事をし、立派な決算をつくろうとされて、今日まで来ている。私も今回、総括質疑をしようかどうか悩んだんですけども、一生懸命現場で頑張っている職員のことを考えると、やっぱりこれはしっかりとすることは言っていないかなんかと思っています。問題は、今後どうするか、再発防止だと思うんですね。その中で忘れてほしくないのは、知事、トップですから、職員が仕事がしやすい環境整備に努めていただく。それをぜひ重ねてお願いを申し上げたいと思います。もう二度とこういうことは行われまいだろうと思っています。今後とも、議会もしっかり襟を正すところは正してやっていきたいと考えています。

以上で、私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 次は、17番凶師博規議員。

**○凶師博規議員〔登壇〕（拍手）** 11月5日から7日にかけて、我々愛みやぎきは、三重県松阪市へ政務調査に行つてまいりました。その政務調査の折、山の中の小さな生産者の方とお話

しすることができました。そこで、「私も牛を飼っているから江藤先生には世話になりました。帰ったらよろしくお伝えください」ということを頼まれて帰ってきて、それを江藤先生に伝えようと思っていたところが、きのうの訃報でした。改めて江藤隆美先生の偉大な功績と、またその足跡を実感しております。心から江藤先生の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告しておりました「平成18年度決算の認定について」に対し、愛みやぎきを代表して総括質疑を行います。1期1年目からこのような大役を仰せつかり、この機会を与えてくれた会派のメンバー、そして、ここまで支えてくれたたくさんの方々に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告した内容について伺うものですが、質疑を行ったほかの会派と重複するところは一部割愛させていただくことを御了承ください。

まず初めに、知事にお伺いいたします。今回18年度決算について、前年度対比等の解説はさきに述べられておりますので、省略いたします。この決算について、全所属292部署の19.2%に当たる56部署から申告のあった不適正な事務処理に関する費用3億6,705万7,030円、この金額も含まれている決算になっています。この事態には深刻かつ複雑な気持ちでいっぱいです。この不適正な事務処理により捻出された費用が含まれる決算内容に対し、知事はどのような所見を持たれているのか。知事は昨年12月まで民間人であられました。その感覚で推しはかるとするならば、今回の決算が果たしてどのように映っていらっしゃるのか、率直なお気持ち、知事のお言葉でお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2番目に予定しておりました収入未済額の状況と圧縮について、並びに14番目に予定しておりました、みやざきブランド宣言定着化事業及びみやざきブランド輸出促進事業については、黒木覚市議員にすっかり持っていかれました。せっかく準備しておったんですが、残念です。重複いたしますので、ここは割愛させていただきます。ただ、我々愛みやざきと同じ視点を持つ先輩議員がいていただけるというのは、非常に心強く思ったところです。

特に、先日、我々愛みやざきは中国上海市に行きまわりました。これから県産品を売り込むため、海外を視野に入れたブランド化の必要性に確信を持って帰ってきたところであり、この上海視察等につきましては、別の機会に政策提言等させていただきたいと思っております。

以上、後の質疑につきましては、自席より一問一答式にてお伺いをいたします。(拍手)

[降壇]

**○知事(東国原英夫君)** [登壇] お答えいたします。

不適正な事務処理が行われていたことにつきましては、県議会並びに県民の皆様にご心からお詫び申し上げますとともに、二度とこうした不祥事が起きないように、組織を挙げて再発防止策の着実な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

決算全体としましては、財政状況が厳しい中において、財政改革推進計画に基づく取り組みを着実に推進するとともに、重点施策の推進方針を踏まえた施策・事業の重点化に取り組んだところでございます。厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。以上です。[降壇]

**○図師博規議員** 淡々とした御答弁でありましたが、今の答弁内容を念頭に置き、不適正な事務処理につきましては、後ほどまた質疑をさせていただきます。

それでは、続きまして、目的税の用途及び成果について関係部長にお伺いいたします。ここでは、狩猟税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税、森林環境税について伺うものですが、特にそれぞれの税の支出額が大きいものを抜粋して説明いただき、その事業の内容と目的税としての役割がどの程度果たされているのかをお伺いいたします。

**○総務部長(渡辺義人君)** 私のほうから、自動車取得税と軽油引取税についてお答えをさせていただきます。両税の平成18年度の税収につきましては、まず、自動車取得税が約32億円、軽油引取税が約115億円、合計約147億円となっております。このうち市町村への交付金等を除く約116億円が県の事業の財源となっております。これら2税の用途につきましては、道路に関する費用に充てることが法律で義務づけられており、平成18年度の道路事業費に充当し、国道等の整備促進を図ったところでございます。以上であります。

**○環境森林部長(高柳憲一君)** まず、狩猟税についてであります。平成18年度の狩猟税の税収は約8,100万円でありまして、鳥獣の保護及び狩猟に関する経費に充てるため、狩猟者登録を受ける者から徴収したものであります。主な用途といたしましては、鳥獣保護区隣接地などで野生鳥獣からの被害を防止するため、電気さく等への助成を行いまして、852カ所で延長約369キロメートルを設置したところであります。また、有害鳥獣捕獲班、212班への捕獲活動に助成を行いまして、シカ1,261頭、イノシシ948頭な

どを捕獲したところであります。さらに、県内各地に鳥獣保護員69名を配置し、鳥獣保護区の監視あるいは狩猟取り締まりを実施いたしております。これらの取り組みによりまして、農林作物等への被害の防止と鳥獣の適切な保護管理、狩猟の適正化が図られたものと考えております。

次に、産業廃棄物税についてであります。平成18年度の産業廃棄物税の税収は約2億6,000万円で、環境森林部を初め、商工観光労働部の環境リサイクル技術開発支援や教育委員会の環境教育推進など、14の事業に約1億4,000万円を充当いたしました。主な事業といたしましては、廃棄物監視員15名を配置し、廃棄物処理施設への約8,000件の立入検査や、約1,300件の不法投棄監視パトロールを実施いたしました。また、廃棄物の適正処理等につきましては、排出事業者や処理業者に対し11回の講習会を行うとともに、新聞、テレビ、パンフレットによる県民への啓発を実施いたしました。さらに、産業廃棄物税の課税の適正化を図るため、産業廃棄物処理業者が、廃棄物の重量を測定するために設置いたしますトラックスケールに対し、14件の補助を行いました。こうした事業によりまして、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進を図ったところであります。

次に、森林環境税についてであります。平成18年度の森林環境税の税収は約2億2,000万円であり、県及び県民等が取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てたところであります。主な使途といたしましては、29のボランティア団体等が行います植樹活動に必要な苗木約3万1,000本を提供し、約42ヘクタールの森林づくり活動が行われました。また、公益上重要

な森林を対象に、広葉樹の造林を8市町村で13ヘクタール、適切に管理がされていない森林を針葉樹と広葉樹が入りまじった森林へ誘導するための間伐を、18市町村で322ヘクタール実施したところであります。これらの取り組みによりまして、災害の防止など公益的機能の高い森林の整備が進みますとともに、県民参加による森林づくり活動の拡大につながったものと考えております。以上でございます。

○**凶師博規議員** 特に今、御説明いただいた目的税の中でも、狩猟税につきましては、その徴収方法が今年度から変わるといふ御説明も聞いております。有害鳥獣から中山間地域の農作物を守るためにも、さらなる効果的・効率的な事業展開を期待いたします。

続きまして、三位一体の改革に伴う本県財政への影響について、総務部長にお伺いいたします。国は地方分権を盾に、今年度から所得税を県民税として徴収する税源移譲を実施していますが、本県のように税源が小さく税収に限られる自治体には、不足する部分について交付税措置する旨の説明がされています。それでは実際、平成16年度から18年度までの税源移行期間には、地方交付税及び国庫支出金がどのように推移し、また、所得譲与税や税源移譲特例交付金等がどの程度減額部分に補てんされて今の財源となっているのか、このあたりの御説明をお願いします。

○**総務部長（渡辺義人君）** 三位一体の改革の本県財政への影響額ということで申し上げさせていただきます。平成18年度までの3年間の三位一体の改革では、約4兆7,000億円の国庫補助負担金改革が行われるとともに、廃止・縮減される国庫補助負担金に関しまして、引き続き地方が実施する必要があるものについて、約3兆

円の税源移譲が実施をされたところであり  
ます。これに伴い、本県財政では、3年間で国庫  
補助負担金が約279億円の削減となる一方、それ  
に対する税源移譲による増収は約180億円にとど  
まり、差し引きで99億円のマイナスとなっております。  
このマイナスにつきましては、本来、  
地方交付税により調整されることになっており  
ますが、その地方交付税自体の総額がこの3年  
間で約5兆1,000億円削減されておりますため  
に、本県の地方交付税は約348億円の減額とい  
うことになっております。この結果、税制改正等  
による県税の増が約95億円ございますけれど  
も、この額を加えましても、トータルとして申  
し上げますと、約352億円のマイナスとい  
うことになっております。以上であります。

**○図師博規議員** 今の御説明では、補てんされ  
るところか、350億を超える減額、減収になっ  
ているという御説明でした。このことは、知事が  
掲げられる財政再建施策である第2期財政改革  
推進計画にも大きな狂いが生じてくるものと思  
われますが、知事はこの事態をどう認識し、国  
にはどう働きかけていくお考えがあるのか、お  
聞かせください。

**○知事(東国原英夫君)** 本県では、平成18年  
度までの3年間にわたり、第1期の財政改革推  
進計画に取り組んできましたが、本県最大の歳  
入財源である地方交付税が、3年間で約348億  
円も削減されたことにより、本県財政はさら  
に厳しい状況になりました。本県のみならず、  
地方財政が大変な窮地に陥っているのは、三  
位一体の改革の名のもとに、一方的に地方交  
付税が大幅に減額されたことが何よりも大  
きな原因となっており、地方交付税総額の復  
元等について、国に強く訴えていく必要があ  
ると考えております。このため、去る11月22  
日、県議会議

長、市長会長など、県内の地方六団体の代  
表者による「宮崎県自治体代表者会議」を開  
催しまして、地方交付税の還元及び税財源の  
拡充・強化を求める決議等を行ったところ  
であり、九州知事会、全国知事会とも連携  
しながら、国に対し、強く要望してまいり  
たいと考えております。以上です。

**○図師博規議員** 知事の国への働きかけ  
には大いに期待するとともに、我々も協  
同し、活動していきたいと思っております。

続きまして、起債についてお伺いいたし  
ます。平成18年度末で一般会計9,173億  
9,865万7,000円の県債高となっており  
ますが、18年度の事業区分別内訳と対前  
年比、さらに起債のうち、今御説明があ  
りましたが、交付税措置される性質の  
ものを除いた理論上の実質県債残高を、  
総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(渡辺義人君)** 平成18年度末  
の県債残高は、9,174億円でございま  
すが、このうち、補助公共事業等に充  
当されます一般公共事業債が3,673億  
円で約4割であります。次に、単  
独事業に充当される一般単独事業債が  
2,898億円で、パーセントで申し上  
げますと約32%でございます。それ  
から、地方交付税の代替財源であり  
ます臨時財政対策債が1,515億円で  
約17%となっております。また、  
残高は、平成17年度末の9,063億  
円と比較いたしまして約1.2%の増  
となっております。なお、平成18年  
度末の9,174億円の残高のうち、約  
6割弱、5,100億円程度が交付税措  
置されると見込んでおまして、これ  
を除きますと、実質的には4,000億  
円強が県の負担になるものと思  
っております。

**○図師博規議員** 今の御説明を聞く限  
り、理論的には約6割が交付税措置さ  
れるということにはなっておるよう  
ですが、先ほどもお聞きした



とおり、国から税源移譲後の交付税措置に対しては非情なるまでの削減がされております。よって、今後とも起債時に交付税措置を約束された額については、国へ堅持していただくように強く強く申し入れていく必要があるかと思っております。

続きまして、いわゆる公共三部の公共事業の発注状況について、代表し県土整備部長にお伺いいたします。

公共三部にお聞きしたいのは、一般競争入札及び指名競争入札、そして随意契約の件数、さらに、平均落札額、最高落札額、最低落札額、これは率でお答えいただきたいんですが、特に、最高・最低落札率について、それに至った理由、その最高、最低の額に至った理由についても御説明ください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 発注件数につきまして、県土整備部、農政水産部及び環境森林部の合計でお答えさせていただきます。建設工事につきましては、一般競争入札が103件、指名競争入札が2,274件、随意契約が938件の合計3,315件となっております。次に、業務委託につきましては、指名競争入札が1,664件、随意契約が1,205件の合計2,869件となっております。

次に、建設工事等の平均落札率、最高落札率、最低落札率でございます。建設工事の平均落札率につきましては、一般競争入札が82.4%、指名競争入札が93.5%、合計で91.1%となっております。また、業務委託の平均落札率は、指名競争入札のみになりますが、93.0%となっております。次に、建設工事の最高落札率でございますが、指名競争入札における99.9%となっております。最低落札率は、一般競争入札のうち、最低制限価格を設定しない設計・施工一括発注方式での48.3%となっております。

業務委託に関しましては、最高落札率は100%、最低落札率は42.4%となっております。なお、落札率は競争入札の結果でございますので、工事場所や工事の内容等により異なるものと思っております。

**○図師博規議員** それでは、今御説明いただいた契約内容、契約率等についてお伺いしますが、事業契約後に工事費、委託費が増額及び減額になっているものの件数とその割合、また、なぜ増減額せざるを得なかったのか、そのあたりの御説明をお願いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** まず、工事についてでございますけれども、全体で3,315件のうち、増額変更が1,858件で、全体の56.1%に当たります。減額変更が484件で、全体の14.6%となっております。主な変更理由といたしましては、工事の実施過程におきまして、現地の形状や地質、湧水等の状態が、設計図書に示しました施工条件と一致しないため、施工数量や工法等に変更が生じたことによるものであります。

次に、業務委託についてでございますが、全体で2,869件のうち、増額変更が838件で率で申しますと29.2%、減額変更が288件で率で申しますと10.0%となっております。主な変更理由といたしましては、例えばボーリング調査におきまして、地盤が当初の想定と異なり、地質ごとの数量等に変更が生じたことや、用地測量におきましては、当初予定しておりました面積と実測による面積との間に増減が生じたことなどによるものでございます。

**○図師博規議員** 今の御説明、特に注意すべきは工事についての内容です。契約後に減額変更率が約15%あるというのはまだしも、全発注数の50%以上が増額の工事費変更をされているということですが、これはいかがなものかと思わ

れます。果たして競争入札制度が正常に機能しているのか、もしくは積算技術の向上が必要ではないかと思われませんが、県土整備部長の御意見をお聞かせください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 先ほど答弁いたしましたように、増減変更件数の割合は全体の約56%となっておりますが、増額いたしました合計金額は当初契約額の約4%となっております。工事請負契約約款におきまして、当初明示した施工条件と現場条件とが異なる場合は、発注者と受注者が協議いたしまして、必要があると認められる場合には設計変更を行うこととしております。今後とも、当初設計の段階におきまして、現場条件等を正確に反映させるよう努めますとともに、契約後の設計変更につきましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** それでは、次に移ります。基金運用についてお伺いいたします。関係部長並びに教育長にお伺いしたいと思います。

ここでは、平成18年度において、基金原資が全くかほとんど増減なかった5つの基金についてお伺いをいたします。1つは土地開発基金、また美術品等取得基金、環境保全基金、国民健康保険広域化等支援基金、県営林基金の5つです。基金を積み立てるには運用目的があり、特に土地開発基金と美術品等取得基金につきましては、監査委員からの基金運用状況審査意見書の中にも、「基金の必要性あるいは基金規模の妥当性及び基金のあり方について検討を要する」旨の意見が付されています。その目的と活用内容と実績についてお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 私のほうからは、土地開発基金についてお答えをさせていただきます。この基金は、公用もしくは公共用に供す

る土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設けられているものであります。これまで、この基金を活用いたしまして、庁舎等の外来駐車場や、学校、警察施設用地などの先行取得を行ってきたところであります。近年は箱物整備凍結など厳しい財政事情もありまして、当基金の利用はなされていないところでございます。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 国民健康保険広域化等支援基金についてであります。この基金は、国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化を図ることを目的として、国民健康法の規定に基づき、平成14年度に創設されたものであります。事業の内容としましては、国民健康保険事業の運営の広域化や市町村合併に際し、保険税の平準化を支援するための保険財政広域化支援事業と、市町村の行う国民健康保険事業において、財政赤字が見込まれる場合の赤字を一時的に補てんするための保険財政自立支援事業の2つから成っております。いずれの事業も、市町村に対して必要な資金を無利子で貸し付けることとしております。なお、基金が創設されてから平成18年度までの利用実績はございません。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** まず、環境保全基金についてであります。環境保全基金は、平成元年度に、地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及や実践活動への支援などを行うことを目的として創設したものであります。平成18年度末の現在高は4億円となっております。この基金につきましては、基金本体の取り崩しは行わず、運用して得た利子収入を活用しているものであります。平成18年度は333万8,000円の利子収入があり、地球温暖化防止や循環型社会づくりに関する啓発事業や、

ラジオを通じた環境情報の提供などに活用したところであります。

次に、県営林基金についてであります。県営林基金は、県営林の管理運営に必要な経費を、伐採収入などで賄えない場合に備えて昭和39年度に設置したものでありまして、平成18年度末の現在高は1,188万4,000円となっております。平成18年度につきましては、森林整備費を伐採収入で賄えたことから、取り崩しは行っておりませんが、この基金は、県営林の安定的な経営のために必要なものというふうに考えております。以上でございます。

○**教育長(高山耕吉君)** 美術品等取得基金についてでございます。この基金は、美術品等の取得を円滑かつ効率的に行うために設けられておりまして、これまで約1,800点の作品購入において計画的に運用をしております。最近の厳しい財政状況を考慮いたしまして、現在購入を控えているところでございます。以上でございます。

○**凶師博規議員** 財政難の折ですので、条例改正を含めて、この基金の運用もしくは取り崩し等も視野に入れる必要があるかと思われま

す。続きまして、社会福祉を支える人づくりについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

本県は、全国を上回る速さで高齢化が進展していることは周知のとおりです。平成18年には高齢化率24.1%であったものが、近い将来30%を超えと言われております。一方、その介護を支える人材については、県内に介護福祉士養成学校が8校あり、年次的に専門職を養成しているものの、どの学校も定員を大きく下回っている現状もあります。また、資格を取得して就職しても、低賃金や過酷な労働条件に耐え切れず、介護福祉士の定着率は非常に低いものに

なっております。条件のよい都市部への介護力流出を防ぐためにも効果的と思われる、この介護福祉士等修学資金貸付事業の実態とその成果についてお伺いいたします。

○**福祉保健部長(宮本 尊君)** 介護福祉士等修学資金貸与事業についてであります。この資金は、質の高い福祉人材の養成確保を図るために、介護福祉士及び社会福祉士の養成施設に在学しており、資格の取得を目指す学生に対して、月額3万6,000円を最大2年間貸し付ける事業であります。平成18年度には、前年度からの継続21名と新規19名の合わせて40名に1,728万円の修学資金の貸し付けを行ったところであり、平成5年度の事業開始からの累計では237名に貸し付けを行っております。県内の介護福祉士については、事業開始前の平成4年度の298名から平成18年度には7,658名に、また社会福祉士は6名から516名と、大幅に増加しているところであり、この事業は本県の福祉の専門人材の養成確保に一定の成果を上げたものと考えております。以上です。

○**凶師博規議員** 資格を取られて就職をされる方々がイコールではない。資格を取られている方はたくさんいらっしゃるんですが、現場につかれない、もしくは、つかれてもすぐ退職される方もたくさんいらっしゃいますので、やはりある一定の介護力の確保のためにも、この事業は非常に有効かと思われま

す。通告しておりました項目、多岐にわたっておりますが、限られておる時間の中では全部消化できそうにありません。幾つか省略いたしまして、続きまして、いじめの実態についてお伺いいたします。

文部科学省は今年15日に、2006年度いじめに関する全国調査結果を発表いたしております。

文科省は今回いじめの認定基準を変更したことから、前年度に比較し、約6倍の12万5,000件のいじめを認定しています。本県については、前年度比約14倍の664件の報告がされています。ここでは、その認定基準が変更になった主なものの説明を含め、いじめ増加の原因や内訳、及びそのいじめに対してとられた対策を、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** いじめについてありますが、平成18年度の文部科学省の調査につきましては、従前のいじめの定義から、「一方的に」とか「継続的に」などといった要件が削除されたこともあり、この結果、本県の認知件数は、小学校で294件、中学校で236件、県立学校が134件と、前年度に比べまして増加をいたしている状況でございます。このうち、「冷やかしからい」「仲間外れや集団による無視」が全体の約7割を占めている状況でございます。学校におきましては、「いじめ・不登校対策委員会」を設置いたしまして、定期的に状況を把握するとともに、悩み調査や教育相談等を実施するなど、きめ細かな対応をとっているところでございます。また、県教育委員会といたしましても、スクールカウンセラー等の学校への配置や、子供専用の相談電話をNPO法人に委託するなど、教育相談体制の充実を図るとともに、教職員の研修を行いまして、いじめの早期発見・早期対応ができるよう取り組んでいるところでございます。以上でございます。

**○図師博規議員** 今の御報告にさらにつけ加えて、文科省の報告によりますと、全国的には、電子メールやインターネットの掲示板等を使いたいじめも5,000件近く報告がありました。これが今年度初めて報告された内容ですが、本県もそのようなインターネット等を利用したいじめ

の実態があればお聞かせください。

**○教育長（高山耕吉君）** 平成18年度、本県におきましては、公立学校全体で28件認知をされております。また、いじめの内容といたしましては、嫌がらせや誹謗中傷するメールなどでございます。以上でございます。

**○図師博規議員** 近代的ないじめとでもいいでしょうか、このようないじめに対しても、やはり効果的な対策を講じる必要があるかと思われ

ます。それでは、続きまして、総括質疑当初に申し上げました不適正な事務処理についてお伺いしていきたいと思

います。知事は、就任あいさつの中で裏金について触れられ、解明のため終始一貫その姿勢を貫かれてきました。そして、知事の「うみを出し切る」という発言に勇気ある一職員が呼応し、県政の事情調査が始まりました。県民は、誠実な全容解明を望み、我々も県民に納得してもらえる結果を出すために、6月、9月の定例議会を通して追及をしてまいりました。そして、この11月議会をもって、知事のおっしゃる「うみを出し切る」ということをなし遂げ、新しい県政、県民から信頼される県政にしなければならぬと切に思っております。まず伺いたいのは、この不適正な事務処理が発生し温床化した理由と、他県で次々に裏金問題が発覚していた中、知事の呼びかけまで事態解明の動きが全くなかった原因は何なのか、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** まず、不適正な事務処理が発生し温床化した理由についてですが、職員の意識について、「業務上必要なものを購入するのだから許されるのではないか」とか、「予算は使い切るもの」といった公金に

対する誤った認識や、前例を安易に踏襲する職場の組織風土があったことや、管理職の立場にある職員の認識不足などの問題があったことが挙げられます。また、物品について、納品等の検査等が適切に行われていないことや、特に出先機関においては、要求から発注・検査・管理まで物品管理事務の全体が同一の所属内で行われていることなど、チェック体制にも問題があったと考えられます。さらに、本課から出先機関への予算の令達が年度後半に偏る傾向や、正規の物品購入や予算の流用に関する手続に時間を要することを理由に、安易に預け等を行っていたという、予算の執行管理面の問題もあったものと考えております。

次に、私の呼びかけまで事態解明の動きがなされなかったことについてですが、旅費や食糧費の厳格な執行管理により、いわゆる裏金の発生が考えにくい状況にあったことや、管理監督の職にある者が、預けや書きかえが行われていることをほとんど把握しておらず、裏金についての意識が希薄な状況であったことが大きな原因であったと考えられます。

○**函師博規議員** 御就任前のこのような事態であったにもかかわらず、みずからその調査を指揮され、また、みずからの給料の減額の措置を行った知事の行動は潔いと評価されると思います。また、職員に対しても、停職2名を含む499名を11月6日付で処分されたことは、一日でも早く県政信頼回復を図りたいという知事のお気持ちのあらわれだったものと思っております。

そこで伺います。今回の不適正な事務処理により捻出された3億6,705万7,030円のうち、県の損害と想定される金額を県は7,611万3,670円と設定しています。この額を、特別職を含む現役職員と退職者及び取引業者からの返還金で充

当していくようですが、自主返還が基本となっております。既に返還対象者には返還依頼文書が送付されたとも聞きますが、返還期限は12月14日、つまり、もう1カ月もありません。もしこの返還期限までに返還金が損害想定額に達しなかった場合にはどのような取り組みをされるお考えか、総務部長にお伺いします。

○**総務部長(渡辺義人君)** 県では、現在、退職者も含めました対象職員に対して返還依頼文を送付いたしまして、12月中旬を納付期限として返還作業を進めている最中であります。もし仮に、納付期限を過ぎても損害総額を充足していない場合にはどうかということではありますが、引き続き対象者に対し、返還への協力を粘り強くお願いしてまいりたいと考えております。

○**函師博規議員** 言及したいのはやまやまですが、次に行きます。

今回、預けにより、当該部署ならず、他部署の物品購入の費用に流用する、いわゆる肩がわりや預けの配分も数多く見られております。裏金を支出したほうの部署は処分の対象となっているようですが、肩がわりや預けの配分を要求した部署、受け入れた部署についてはどのような取り扱いになっているのでしょうか。総務部長、御説明をお願いします。

○**総務部長(渡辺義人君)** 肩がわりや預けの配分を受けた部署の職員への処分についてということであります。まず、肩がわりにつきましては、今回、南那珂農林振興局の預けや書きかえから5つの所属に対して行われていたところではありますが、肩がわりを受けた所属の職員は、預け等から行われていたことを認識していなかったというのが実情でありまして、処分の対象とまではしなかったところであります。一

方、預けの配分につきましては、配分を受けた部署には、当該部署の預けとして報告をさせておきまして、預けの一環として配分を行った部署と同様に、処分の対象といたしております。以上であります。

**○函師博規議員** 今の御答弁では、肩がわりを行ったほうの部署は処分の対象となり、その肩がわりの支出を求めたほうの部署はその処分の対象ではないという説明でした。肩がわりとは知らず、たまたま備品担当であった若い職員が今回、返還対象者として処分されていることもあります。しかし、その部署の上司は返還対象になっていないというような、処分にバランスを欠いておる部分があると私には見受けられるんですが、このあたり、知事の御見解、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 今回の肩がわりというのは、預けの部分から肩がわりされた5カ所でございます。預けであったということを受け手側は知らなかった、認識していなかったということで、処分の対象外とさせていただいたところでございます。

**○函師博規議員** 次に行きます。監査のあり方についてお伺いいたします。

現在の監査事務局の体制と監査能力向上への取り組み状況について御説明ください。

**○代表監査委員（城倉恒雄君）** まず、監査事務局の体制は、本年4月1日現在で、局長以下19名の2課で5班体制となっております。また、職員の経験年数は、複数回の勤務を含めまして平均2.4年となっております、一番長い職員は5年目となっております。

次に、監査能力の向上についてでございますけれども、自治大学校の監査専門課程や会計検査院の主催する講習会など、監査業務に関する

各種研修会に職員を積極的に参加させ、監査能力の向上を図っております。また、公認会計士や技術士を活用した監査アドバイザーによる専門的な研修を行っているところでございます。

**○函師博規議員** その監査体制をもってしても、今回の不適正な事務処理は見抜けなかったということなんですが……。知事が「裏金はありませんか」と問いかけられたことが、裏金発覚に関する初めての投げかけのように受けとめられておりますが、平成18年9月議会におきまして、民主党議員が、岐阜県や北海道、福岡県、秋田県の裏金づくりの例を挙げ、本県に同様な裏金がないかの質問をされています。また、11月の総括質疑でも、社民党議員が静岡県の例を挙げ、我が県にも裏金がないかという追及をされております。つまり、このような不適正な事務処理問題に取り組むきっかけは、知事の発言より前にもあったわけですね。このような発言に、なぜそのとき迅速に対応できなかったのか、御見解をお聞かせください。

**○代表監査委員（城倉恒雄君）** 私どもといたしましても、他県の状況も踏まえまして、現行監査制度のもとで精いっぱい監査を実施してきたつもりでございます。しかしながら、結果として監査機能を十分発揮できなかったことを反省しておりまして、今後は、各所属での内部チェック機能が有効に機能しているかの監査とか、対象所属や対象事項を重点化した監査に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**○函師博規議員** では、最後に知事にお伺いいたします。昨年度の県政トップの官製談合事件、そしてことしに入ってから裏金発覚と、決算審査に今から入るわけではありますが、入る前から、認定をするには非常に難しい状況がありま

す。一方、地方自治法第233条には、議会が決算の認定をしなくとも、知事を含む執行側は政治的・道義的責任を負うことになるだけで、決算の効力には一切影響がないともなっております。これらのことは、知事、どのように認識を持たれておりますか、御見解をお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 平成18年度は、全体としましては、厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。官製談合や不適正な事務処理が行われていたことにつきましては、県議会並びに県民の皆様から心からお詫びを申し上げたいと思いますとともに、二度とこうした不祥事が起きないように、組織を挙げて再発防止策の着実な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** 以上をもちまして、愛みやぎを代表しての総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 次は、41番長友安弘議員。

**○長友安弘議員〔登壇〕**（拍手） それでは、公明党県議団を代表し、通告に従い平成18年度決算に関し、総括質疑を行ってまいります。

平成18年度は、自主財源比率が低く、財政基盤の脆弱な本県にとりましては、予算規模を縮小せざるを得なかったという予算編成は、やむなきことであったと思います。しかしながら、県民からは、これらの改革の痛みに対しまして、悲鳴にも似た声が数多く寄せられました。そのようなさなかでありますけれども、県発注工事に伴う談合事件の摘発が行われ、県民からは大変な怒りの声が寄せられました。また、今年発覚したとはいえ、過去の預け等の不適正な事務処理、すなわち裏金問題により、県政に対する信頼は大きく失墜をいたしました。今回の

この総括質疑は、失われた信頼を一日も早く回復し、真に公平・公正・透明な県政運営が実現されるよう、監査の問題点を県民の前に明らかにし、その改善が図られるよう、順次お尋ねをしてみたいと思います。県政の課題は山積をしております。そのことに対する県の取り組み、重点施策の成果等についても質疑を行ってまいります。県当局の明快な答弁をお願いいたします。

初めに、平成18年度一般会計歳出決算について、知事にお尋ねをいたします。

一般会計歳出決算性質別分類の状況を見ますと、義務的経費が圧縮される中であって、人件費のみ21億円余の増加となっております。この主な要因は退職手当と思われそうですが、今後団塊の世代の退職が続きますので、この傾向は数年続くと思われそうです。これに対し、県は、行政改革大綱によりまして大幅な人員削減を図ろうとしておりますけれども、18年度の内訳と今後の人件費の動向について、お尋ねをいたします。

次に、投資的経費は174億円余の大幅減となっておりますが、県民生活への影響は大変大きなものがあつたと思われそうです。予算編成に当たり、県はその影響をどのように想定され、決算後の結果についてどう分析しておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、知事は就任に当たり、「宮崎をどげんかせんといかん」と訴えられましたが、その要因の一つに多額の県債残高があつたと思われそうです。財政規模を対前年251億円圧縮した18年度の決算の結果でありますけれども、県債残高は9,366億円と過去最高となりました。県債発行額は前年より46億円余減の831億円余に踏みとどまりましたが、公債費が889億円余で、ほぼ借金

を返した分だけ新たに借金をする状況でありませう。18年度の県債残高の結果も踏まえ、今後どのように県債を減らしていけるのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、不適正な事務処理、預けについて、代表監査委員並びに知事にお尋ねをいたします。

実に74所属において、長年にわたり3億円を超える不適正な事務処理が行われていたことは、理由のいかんを問わず、あってはならないことであります。過去の監査において適正に処理したものと提出された書類の一部が不適正であったことは、財務会計に対する県民の信頼を根底から損ねるものであります。県政の信頼回復に全力で取り組まねばならないと思えます。そこで、代表監査委員にお尋ねをいたしますが、このように常態化していたとも思われる不適正な事務処理をなぜ発見できなかったのか、どこに盲点があったのか、お尋ねをいたします。また、二度とこのようなことが行われないうためには、監査の立場からどのような点について取り組めばよいのか、お尋ねをいたします。

次に、知事にお尋ねをいたしますが、知事は今回の問題を受け、全庁調査、結果の公表、再発防止策の策定、職員等の責任等、信頼回復に向け全力で取り組まれました。そこで知事に、原因等については先ほどお話がありましたので、改めてお尋ねいたしますけれども、この根本要因というのは、地方財政法を初め、法や条例に基づく財務会計処理に関する基本的なあり方が県職員に徹底されていないのではないのか、このように感じます。つまり、そういうものに関する研修等の充実をどう図られておられるのか、こういう点について知事にお尋ねをしたいと思います。

次に、この際、県政への信頼を回復するためには、ささいな問題でも、県政の一層の公平・公正・透明性を高め、ガラス張りの県政運営を県民に公開することが肝要と思えます。したがって、監査意見書に指摘された留意・改善すべき事務処理、また予算の適正かつ効率的な執行の指摘事項について、代表監査委員にお尋ねをいたします。

まず、留意・改善すべき事務処理についてあります。収入事務、支出事務、契約事務、物品及び財産管理、その他補助団体、出資団体についての指摘がありましたが、その具体的な事例と問題点についてお尋ねをいたします。

次に、予算の適正かつ効率的執行についてあります。同じく、一般随意契約、管理業務委託、補助金交付団体、指定管理者、工事契約の変更、特別会計の資金活用について具体的な指摘がありましたけれども、その点についても、具体的な事例と問題点についてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 まず、人件費についてであります。本県では、行政改革大綱2006及び第1期の財政改革推進計画に基づき、職員数の削減や特別職の給料等の減額、給与構造改革の推進等に取り組んでまいりました。平成18年度の人件費につきましては、17年度と比べ21億円余の増となっておりますが、これは主として定年退職者の増等により、退職手当が18億円余増加したためであります。今後につきましては、新しい大綱2007に基づき、引き続き職員数の削減等を進めてまいりますが、退職手当は当面多い状況が続くものと見込んでおります。



続きまして、投資的経費の減についてであります。平成18年度の投資的経費は、財政改革推進計画に基づく縮減・重点化等により、17年度に比べ174億円余の減となっております。三位一体の改革による地方交付税の大幅な減や、社会保障費、公債費の増大など、本県の財政状況は厳しさを増していることから、今後も財政改革に取り組んでいくことが不可欠であります。地域の経済・雇用情勢にも十分配慮してまいりたいと考えております。このため、公共事業のシーリングを、第1期の県単公共事業対前年度比30%減などから、第2期の財政改革推進計画では原則5%減とし、東九州自動車道の整備や公共施設の県単維持管理経費は所要額とするなど、地域経済への影響等にも配慮したところでございます。

続きまして、県債の削減策であります。県債は、自主財源の乏しい本県にとって、社会資本の整備を進めるために必要な財源であり、また、世代間の負担の公平性を図る上でも重要な役割を果たしているものであります。しかしながら、数次にわたる経済対策の実施や、財源不足対策としての特例的な地方債の発行等により、県債残高が累増しており、今後の公債費負担が本県の財政運営を大きく圧迫することが懸念されます。このため、財政改革推進計画に基づく投資的経費の縮減・重点化等により、県債発行額の抑制を図っているところであり、県債残高は、平成18年度末の9,174億円をピークとして減少に転じる見込みであります。今後も、第2期の財政改革推進計画の着実な推進により、世代間の負担の公平性や当面の公債費負担の軽減等も考慮しながら、可能な限り県債発行額の抑制を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、不適正な事務処理に関してであ

ります。今回の不適正な事務処理が行われた原因には、職員に公金意識やコンプライアンス意識が希薄であったこと、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、そして、予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げられると考えております。このため、これらの原因を十分に認識し、外部調査委員会の御提言を踏まえながら、再発防止策を策定したところであります。具体的な内容としては、職員の意識改革、物品調達システムや予算の執行管理の見直し等を掲げておりますが、やはり職員の意識改革が何より重要であると思われまので、職員全体として真摯に受けとめ、気持ちを新たにして、再発の防止はもちろん、宮崎の発展のために改めて邁進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○代表監査委員（城倉恒雄君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、預けの常態化がなぜ監査でわからなかったかということについてでございますが、毎年度実施しております定期監査におきましては、予算執行何から決裁、検査・検収、請求・支払い等の流れや処理方法について、証拠書類は適正なのか、整合性がとれているか等の観点から監査を行っているところであります。しかし、監査の対象は、歳入歳出事務及び契約、物品管理事務など多岐にわたっており、監査資料が膨大であることや、また、監査日程等の関係上、すべてを精査することは困難でありますので、抽出により監査を行っているのが現状でございます。その結果、書類の上で財務規則等へのとった事務処理がなされておりましたので、預け等の不正を発見することは大変難しい面がありました。

このような状況ではありますが、今回の事態を深刻に受けとめまして、より一層厳格な監査執行の必要性を痛感しておりますので、例えば対象所属や対象事項の重点化、さらには不適正事務抑止のための監査結果の公表範囲の拡大など、監査手法等を工夫することによって、監査効果を高めてまいりたいというふうに考えております。

次に、監査において指摘した具体的な事例についてであります。まず、収入事務についてであります。北・西諸県福祉事務所におきまして、現金で収納した生活保護返還金を、収納後、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、数日間、事務所の金庫に保管していたものでした。

次に、支出事務についてであります。日南保健所におきまして、旅費が他の団体から別途に支給されているにもかかわらず、調整がされないまま、県費による旅費も支給されていたため、過払いとなっていたものでございました。

次に、契約事務についてであります。南那珂農林振興局におきまして、複写機の年間契約の締結に際しまして、予算執行予定額が100万円以上になると見込まれるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかったものでございました。

次に、物品及び財産管理についてであります。日向土木事務所におきまして、郵便切手の保有量が年間の必要枚数を大きく上回っていたにもかかわらず、また新たに買い増していたものであります。

次に、補助団体についてであります。延岡地区森林組合におきまして、県単補助事業の実績を証明する書類が添付されていなかったもの

でございました。

次に、一者随意契約についてであります。宮崎土木事務所の沿道修景工事において、随意契約の理由が明確でないものがありました。

次に、庁舎等の管理業務委託についてであります。延岡保健所の空調設備保守点検業務委託において、見積参加業者が長期間同じで、競争性の確保が実質的に行われていない事例があったということでもございました。

次に、補助金交付団体への指導の強化についてであります。宮崎県漁業協同組合連合会において、平成17年度新操業形態実証化支援事業補助金の一部が、対象事業以外のために使用されていたものであります。

次に、指定管理者の管理運営についてであります。県営住宅を管理している宮崎県宅地建物取引業協会グループが、宮崎市生目台西団地の屋根防水工事の発注において、不適正な契約手続を行っていたものでございました。

次に、工事契約の変更についてであります。宮崎土木事務所の住吉海岸工事において、当該年度に必要な数量を上回るブロック製作をするために設計変更を行っていたものでございました。

最後に、特別会計についてでありますけれども、平成18年度の小規模企業者等設備導入資金特別会計では、総収入済額27億円余に対して、支出した額は10億円余にとどまり、17億円余が19年度に繰り越されております。このように多額の繰越金の発生が常態化していることから、資金の効果的活用について検討を求めたところであります。以上であります。〔降壇〕

**○長友安弘議員** 知事に1点お伺いをします。不適正な事務処理問題が起りまして、いろいろ対策をとっていただいたわけでありませ

ども、先ほど壇上でも申し上げましたが、やはり法や条例に基づく財務会計処理に関する基本的な知識というものが県庁全職員にきちんとあるのかどうかということが大事だろうということでお話をしました。したがって、そのような研修等が必要になるかと思うんですけれども、コンプライアンスを守っていただく上からも、その辺は非常に大事になるかと思いますが、今後どのような考えで、法とか条例に基づく財務会計処理の仕方を職員等に徹底されていくのかについてお尋ねいたしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 先ほども再発防止策で答弁させていただいたとおり、外部調査委員会の御提言を踏まえながら、今後対策を練っていかなくちゃいけないと思っております。御指摘の財務会計処理に対する研修等も含めまして、今後検討させていただきたいと思っております。

**○長友安弘議員** 職員にとりましても、また県民にとりましても、やはり予算が正しく使われるということは非常に大事でありますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、代表監査委員のほうからいろいろと具体例を出していただきましたけれども、この指摘された事項をなくしていかない限り、毎年同じような指摘事項が起こるわけでありまして、その改善につきまして、関係各部のほうでどのように改善をされたのかについて伺ってまいりたいと思っております。

まず、収入事務あるいは支出事務の具体例がございましたけれども、これについてどのように対策をとられたのか、福祉保健部長にお尋ねをしたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** まず、収入事務についてであります。生活保護費返還金の指定金融機関等への払い込みの遅延につきまして

は、徴収者と会計員、出納員との連携が不十分であったために生じたことから、相互の連携をより緊密にすることにより、チェック体制の強化を図らせてところでございます。

次に、支出事務についてであります。旅費の過払いにつきましては、旅費調整がなされなかったことが原因であるため、旅費が別の機関から支給される出張者に対して、旅行命令書の備考の欄に「旅費別途支給」を記載するよう徹底させたところであります。以上です。

**○長友安弘議員** 同じく、留意・改善すべき事務処理についてでありますけれども、契約事務につきましては農政水産部、それから物品及び財産管理につきましては県土整備部、補助団体の件につきましては環境森林部の具体例が示されました。それぞれ順次、その対策について答弁をお願いしたいと思います。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 南那珂農林振興局における契約事務についてでございます。南那珂農林振興局におきましては、複写サービス料が月額で定められておりまして、その額が100万円未満であることから、予定価格調書を省略できるものと誤って認識していたものでございます。当該所属におきましては、指摘を踏まえ、今後は適正な契約手続を行うことといたしました。また、部内の各所属に対しまして、財務規則等に基づいた事務処理について指導を行ったところであります。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 物品及び財産管理についてでございます。関係出先機関に対しまして、郵便切手の在庫管理を徹底するよう指導するとともに、今後、料金別納郵便の活用も検討してまいりたいと考えております。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 補助団体についてということで、延岡地区森林組合に対する

指摘でございますが、これは平成17年度の県単独の補助事業であります長期施業受託推進事業におきまして、森林組合の職員が作業に従事したことを証明する書類が添付されていなかったものでございます。今回の指摘を受けまして、森林組合に対しまして当該書類の添付を指導し、整備させたところでございます。補助事業の実施に係る証拠書類の整備について、今後徹底して指導してまいりたいというふうに考えております。

**○長友安弘議員** 次に、予算の適正かつ効率的執行についてでありますけれども、一者随意契約問題、この対策をどのようにされたか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 対象となった契約につきましては、国道220号のデパート前交差点から県総合運動公園入り口までの区間の沿道修景管理業務を委託したものであります。国道220号は本県を代表する観光道路でありますことから、この区間の沿道修景業務について、長年にわたる経験と顕著な実績があり、イベント等にも臨機に対応できる財団法人宮崎県公園協会と契約したものであります。今後は、より競争性、透明性に配慮した業務の委託を行っていきたくと考えております。

**○長友安弘議員** 同じく管理業務委託についてでありますけれども、これは福祉保健部長のほうに、その対策についてお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 空調設備管理業務委託における競争性の確保の件につきましては、競争性が十分発揮されるような業者選定方法等について、今後、十分に検討してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 補助金団体の件についてでありますけれども、目的外使用ということで指摘

がございました。農政水産部長に、その改善策についてお尋ねいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 宮崎県漁業協同組合連合会への補助金に関する指摘についてでございます。平成17年度に実施いたしました新操業形態実証化支援事業の補助金2億5,053万円のうち、補助対象以外に使用された補助金6,215万9,326円の返還及び加算金として761万564円の納入を、本年の6月に、事業主体であります宮崎県漁業協同組合連合会に求めまして、いずれも速やかに納入されたところでございます。また、同連合会に対しましては、今後このようなことがないように、事業実施に当たっては規則の遵守等を徹底するよう指導したところでございまして、現在、内部チェック体制強化に向けた取り組みが進められているところであります。また、県といたしましても、補助金の支出に当たりましては、法令等に照らし、一層厳格な審査を行ってまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 次に、指定管理者の管理運営並びに工事契約の変更について、この具体例に対する改善策を県土整備部長に答弁をお願いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** まず初めに、指定管理者の管理運営についてでございます。対象となりましたのは、県営住宅の指定管理者が行った補修工事についてであります。今回の指摘を受けまして、県といたしましては、指定管理者から報告を求めるとともに、立入調査を実施いたしました。その結果、一棟の工事を複数の工区に分割するなどの例が見られたことから、直ちに改善の指導を行ったところであります。これを受けて、指定管理者におきましては、新たに業務に精通した専任の職員を配置

し、適正な契約手続に関する研修を実施するなど、体制の強化が図られたところでございます。

次に、工事契約の変更についてでございます。対象となりました工事は、消波ブロックの製作・据えつけを一体的に行うものでありますが、気象条件の悪化等により、一部のブロック据えつけが工期内に完了できなかったものであります。これらについては、今年度の工事に使用し、事業の進捗を図ることとしております。

**○長友安弘議員** 予算の適正かつ効率的執行についての最後でありますけれども、商工観光労働部長に、特別会計における改善策についてお尋ねをいたします。

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** 対象となりますのは、小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。これは国の制度事業であります。小規模企業者等設備導入資金貸付などを実施するために設置したものであります。近年、資金の需要の低迷によりまして、新規貸付額が償還額を下回ったために、多額の繰り越しが発生しております。このため、平成15年度と16年度に、国及び県一般会計に合計5億7,000万円余を返還したところでありますが、いまだ17億円余が繰り越しとなっております。今後、資金需要の見込みや国の施策の動向等を見きわめながら、資金の効果的な活用について検討していきたいと考えております。

**○長友安弘議員** 今、るるお尋ねをしたわけがありますけれども、非常に基本的な、あるいはささいなものもあろうかと思いますが、中には、やはりもっともっと細かく精査していかなくてはいけないものもあろうというふうに思います。いずれにしろ、大事な県民の税金でございます。したがって、これが本当に公平公

正に、そして適正に、また効率的に活用される、そういう方向に改善がなされていきますように、ひとつお願いをしまして、次の質疑に移らせていただきます。決算委員会で厳しく審査をしていただきたいというふうに思います。

次に、重点施策の成果についてでございますけれども、初めに、がん対策事業についてであります。福祉保健部長にお尋ねいたしますけれども、御案内のとおり、我が国の死因のトップは、がんとなっております。また、実に3人に1人はがんで亡くなっております。がん対策のかなめというのは、定期検診の受診率を向上させ、早期発見と適正な治療を行うことと言われております。また、患者や家族の負担を軽減し、痛みを少しでも和らげる医療の推進が求められるわけであります。本県においては、高度で質の高いがん医療を提供するために、全県レベルでのがんの診療拠点として中央がんセンターが県立宮崎病院に整備をされました。同時に、地域がん診療連携拠点病院整備事業が行われましたけれども、この点につきまして、その成果等についてお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** がん診療連携拠点病院についてであります。がん診療連携拠点病院は、全国どこでも質の高いがん医療が受けられる体制の整備に向けて、地域のがん診療の拠点として国が指定をしております。本県では、県立宮崎病院、県立日南病院、県立延岡病院及び国立病院機構都城病院の4病院が、地域がん診療連携拠点病院の指定を受けているところであります。18年度は、各拠点病院において、院内がん登録、研修会、普及啓発事業を行いました。また、各病院内に設置されたがん相談支援センターにおいて、患者、家族からの相談に対応しております。今後とも、がん診療連

携拠点病院の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 今、県民の安心・安全な生活の確保についてお尋ねをしているわけでありませうけれども、もう一点、福祉保健部長にお尋ねをいたします。救急・災害医療体制の整備についてでありますけれども、地域における医療格差の問題は深刻でございます。医師不足、特に産科医や小児科医の不足、そしてまた、救急医療体制の後退は県民にとって深刻であります。夜間や休日などの緊急時の医療の確保はもとより、災害時の医療の確保は重要となります。18年度は豪雨や台風による災害が発生し、亡くなられた方や重軽傷の方が数多く出ました。本県はさらに今後、南海・東南海地震あるいは日向灘地震の発生も懸念されます。また、高齢者や難病患者の方々を初め、災害弱者の方々への対策が急務となってまいります。緊急時や災害発生時において適切な医療サービスが受けられる緊急・災害医療体制の確保が求められますが、この事業の成果等についてお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 救急・災害医療体制の充実についてであります。県では、救急医療施設の運営費等の支援や県立病院の救急機能の充実を図るなど、初期から三次までの救急医療体制の整備充実に取り組んでいるところであります。その結果、産科については、本県独自の医療体制が整備され、全国的にも高く評価されているところでありますが、小児科については、医師不足などのために、なお不十分な状況でございます。また、災害医療については、災害医療従事者研修会の開催や災害用備蓄品の購入等に取り組んだほか、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATの養成を図るなど、

災害医療体制の充実に努めたところであります。県民の方々が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、今後とも救急・災害医療体制の整備充実に向けてまいりたいと考えております。以上です。

**○長友安弘議員** 次に、県土整備部長にお尋ねをいたします。災害対策についてであります。平成17年度に認可をされました河川激甚災害対策特別緊急事業についてでありますけれども、激甚な浸水被害を受けた大淀川水系並びに五ヶ瀬川水系の一日も早い事業の推進が望まれます。事業の達成状況についてお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 大淀川や五ヶ瀬川の河川激甚災害対策特別緊急事業につきましては、国と県で河川敷の掘削や堤防のかさ上げなどの整備を進めているところであり、平成18年度末までの進捗状況は、大淀川が約30%、五ヶ瀬川は約40%となっております。

**○長友安弘議員** 台風のシーズンは終わりましたがけれども、いつまたこのような事態が起こるかもわかりませんので、できる限り進捗させていきたい、こういうふうに思います。

次に、これは福祉保健部長、農政水産部長にかかわると思いますけれども、食の安全管理についてお尋ねをいたします。本年は、非常にたくさん食品偽装の問題が表面化してまいりました。ミートホープ社の問題、それから白い恋人の問題、赤福の問題、そして本県におけるウナギの問題、果ては老舗「吉兆」の食品に至るまで、食品の表示に関する国民の信頼は大きく失われました。そしてまた、食の安全に関する生活者の感覚、私どもの感覚というのは、いやが上にも鋭敏になっております。ともかく一日も早い問題解決、改善が望まれます。生活者の

健康や命を守ることが第一に優先されるべきことであり、食への信頼こそが最も重要でございます。農業を基幹産業とする本県においては、安心・安全な製品の提供の確保が命であります。安全・安心な食の生産・流通・消費システムづくりに関する事業の成果等について、お尋ねをしたいと思います。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 本県の農産物に関する食の安全管理等についてでございます。本県では、平成16年に、副知事を会長とします「宮崎県食の安全・安心対策会議」を設置いたしまして、庁内関係各部局の連携により、生産から流通、消費に至る一貫した食の安全・安心確保対策を総合的に推進しているところでございます。生産段階では、農業者等に対しまして、生産履歴の記帳など適正な生産工程を管理する体制の整備を進めるとともに、科学的なデータに基づく安全性を確保するため、「宮崎方式」と呼ばれる残留農薬検査体制の強化に努めてまいりました。また、流通・消費段階では、県による小売店等の個別巡回調査の実施や、県民からの電話相談窓口として「食品表示110番」の設置、さらには、一般消費者である「食品表示ウォッチャー」によるモニタリングなど、食品の品質表示適正化のための調査、監視、指導に取り組んできたところでございます。今後とも、食の安全・安心対策会議を中心に、消費者が安心できる食の安全管理のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 食品衛生対策の現状についてであります。本県では、毎年度、「宮崎県食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防の啓発推進や食品取り扱い施設への重点的な監視指導、及び店頭での食品を収

去しまして検査する収去検査等を実施いたしまして、食品の安全確保に努めているところであります。特に昨年度は、ポジティブリスト制度が導入されましたので、検査対象となる農薬数の増加に的確に対応するために、衛生環境研究所に高度な精密検査機器を導入し、検査体制の充実強化を図ったところであります。今後とも、監視指導や食品の検査を強化しながら、さらなる食の安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○長友安弘議員** 時間がなくなりましたので、1点だけお許しをいただきたいと思いますが、地域生活部長にお尋ねをいたしたいと思います。効率的な物流体制の整備についてでございますが、先日、首都高速道路並びに阪神高速道路だったと思いますけれども、料金改定問題が報道されました。それによりますと、遠距離になるほど費用負担が高くなるという報道がありましたけれども、大変な憤りを覚えました。本県は現在、川崎航路を初めとしてカーフェリー航路を失い、また、九州管内においても交通網の東西格差が一段と拡大し、加えて燃油高騰によるコスト高で、流通は大変深刻な事態になっております。一体何を考えているのかと、許せない気持ちでいっぱいでございます。ちょっと宣伝になりますけれども、私ども公明党県議団は、3週間ほど前、打ちそろって国土交通大臣に直訴に参りました。地域間格差を解消し、東九州自動車道あるいは九州横断自動車道の一日も早い完成実現を初め、総合交通網の整備、財源の確保等について訴えてまいりました。また、3日前、坂口元厚生労働大臣を総合推進本部長とする地域活性化推進本部に来県してもらい、西都・児湯地域と西諸県地域を対象に、地域活性化について各界の皆様と率直、忌憚のな

い活発な意見交換をさせていただきました。道路の問題、財源の問題、燃油高騰の問題、農工商連携の問題等、貴重な意見が数多く出まして、何としても地域の浮揚を図らねばならないという地域の切実な思いが、大変伝わってまいりました。そこで、本県産業の振興にとって今、最も懸念される効率的な物流体制の整備、18年度の事業でありますけれども、いかほどの成果を上げたのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○**地域生活部長（丸山文民君）** 物流体制の整備についてのお尋ねでありますけれども、特に海上航路につきまして答弁をさせていただきたいと思えます。海上輸送につきましては、平成17年6月に京浜航路が休止をし、またその代替航路として開設された大阪貝塚航路も休止をしており、関東向け航路の整備が大きな課題となっているところであります。このため、県におきましては、関係事業者等への働きかけを行い、昨年、平成18年8月に定期貨物船「南王丸」の細島寄港が開始をされ、さらにことし1月には寄港が週2回に増便されるとともに、東京直行便となり、所要時間の短縮が図られたところであり、県におきましては、この南王丸のさらなる利便性向上を図るため、運航会社に対する増便等の働きかけを行うとともに、南王丸を利用した農産物輸送の実証実験を行うなどの取り組みを実施しているところであります。以上であります。

○**長友安弘議員** 以上で総括質疑を終わります。（拍手）

○**坂口博美議長** ここで暫時休憩をいたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分開議

○**坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、39番井上紀代子議員。

○**井上紀代子議員**〔登壇〕（拍手） ちょっと風邪を引いておりまして、お見苦しいところがあるかも知れませんが、よろしく願いをいたします。

平成18年度決算の認定に対し、民主党県議団を代表し総括質疑を行います。知事、各関係部長、会計管理者、教育長、代表監査委員に答弁を求めます。

昨年度は、官製談合事件による知事の逮捕、裏金問題等々、県民の県政への不信を招いた1年でした。二度とこのようなことが起こらないよう、透明性を持って公正・公平な県政の運営が図られなければなりません。

まず、財政運営についてお伺いいたします。

官製談合事件によって突然の知事選となりました。したがって、東国原知事にとっては全期間が直接の執行者ではなかったものの、行政の継続性を踏まえた立場で、この1年間の成果をどのように総括されているか、お伺いをいたします。

平成18年度は、第1期財政改革推進計画の最終年度として、事務事業の見直しなど行政の効率化を図られ、計画の成否が今後の財政運営にも大きく影響を与える職員の削減目標も、職員のメンタルヘルス、職場での意欲等を考慮しつつ取り組まれたことと思えます。行財政改革の進捗状況と、この計画の職員への浸透についてお伺いをいたします。

県税収入につきましては、現場で収納事務に当たられる県税担当職員の皆さんの努力に感謝いたします。今回の法人二税の収入増加の背景



と自動車税コンビニ収納の成果について、お伺いいたします。

過去の決算審査においても、一者随意契約については分科会において問題視されてきました。公正性、透明性、競争性が求められる今日、どのような理由であれ、一者随意契約の妥当性はないと言わざるを得ません。今回、10月18日付の監査報告書で県土整備部と病院局が、11月8日に農政水産部が注意または要望を受けています。監査報告書で指摘を受けた農政水産部と県土整備部における一者随意契約の内容と理由について、お伺いをいたします。

次に、不適正な事務処理についてお伺いいたします。

毎年の監査においても実態がつかめなかった不適正な事務処理は、慣例化、一般化していたと言えます。財務規則や諸規定等の定めに沿った事務処理について、担当者の研修などは行われていたのか、お伺いをいたします。

次に、消防行政についてお伺いいたします。

県民の身体、生命・財産を守る観点から、消防体制の充実は大切です。消防本部体制によっては、装備、人材の確保において懸念される状況もあり、設置主体である市町村の改革姿勢と認識は重要であり、また県の役割も問われるところです。消防の広域化における県の役割と現状についてお伺いをいたします。

次に、男女共同参画社会づくりについてお伺いをいたします。

内閣府の男女共同参画の取り組みに関する調査によりますと、宮崎県は地方自治体の管理職に占める比率が全国ワースト2位となっています。ここで比率を述べてみましても大変むなしなので、省きます。再三指摘させていただいています、管理職に占める女性の比率が低いこと

への認識についてお伺いをいたします。

また、なぜこのように女性の登用が進まないのか、分析と問題点をお聞かせください。

男女共同参画センターは、指定管理者制度の効果と言えるのか、実施講座の出席者が格段にふえましたが、理由についてお伺いをいたします。

次に、県政の課題の一つである、過疎地域等の活性化についてお伺いをいたします。

過疎地域対策については、宮崎県過疎地域自立促進計画に沿って、各部における事業の進捗について管理が行われています。各部の政策的効果が上がるように管理はなされなければなりません。各部との連携はどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

次に、地方バス路線等の運行維持についてお伺いをいたします。

毎回、予算、決算の報告の折に全く工夫が見られず、また、予算的效果と政策的広がりがないことを残念に思っています。これまでも、この事業の審査をする委員会に所属しました折には、不十分であっても繰り返し意見を述べてまいりました。地方バス路線の確保が重要であることは、いささかも異論がありません。ただ、予算、決算4億円がバス事業者等への支援のみが目立ち、利便性、地域的・予算的效果が上がっているのか疑問があります。過疎地域が置かれている現状を考えたとき、いかなる資源でも、交流人口の増加に活用する発想と、地域磨き上げの視点からどう生かしていくのかを考えるべきではないでしょうか。繰り返しになりますが、地方バスの運行は重要です。だからこそ、どのようなバスでどのようなルートを走るのが大事なのです。予算を十分に活用し、さきに述べました視点からの運行を考えていくこ

とも大事と思いますが、現状についてお伺いいたします。

次に、生活習慣病及び寝たきり予防に向けた取り組みの推進についてお伺いいたします。

地域医療の特別委員会での調査等でも感じるのですが、基本的には治療より予防が大事と言えます。県民の皆さんが生活習慣病にならないために、寝たきりにならないために、どう事前の対応を図るかが大切と言えます。まずは基本健康診査が十分に浸透することが必要ですが、残念ながら受診率は低下しています。また、女性の各種がん予防検診の受診率も伸び悩んでいる状況です。現状と問題点をお伺いいたします。

次に、商店街の振興についてお伺いいたします。

その地域の町の顔は、やはり商店街と言えます。決定的な解決策が見出せないまま、各地域の空き店舗率は上がっているのが現状です。各委員会の県内調査の折に、必ず商店街をぶらりと歩かせていただくのですが、以前のイメージを完全に変えるほど顔が見えない状況になっているところもあります。各市町村の商店街の育成・支援の現状と、まちづくり三法を踏まえたまちづくりの現状について、お伺いをいたします。

次に、学力の向上を図る教育の充実についてお伺いをいたします。

子供たちの未来を見通せば、学力偏重には違和感があるものの、必要な学力をマスターすることは、次へのチャレンジやステップを考へても必要と言えます。しかし今、学力も地域格差、経済格差にさらされて議論される実態となっていることは、御存じのとおりです。宮崎県の子供が置かれた条件の中で、最高の学力を

マスターできたらと考えます。過疎地域を抱えていることも含めて、教育環境の最大の工夫と教師陣の熱意に期待をいたします。地域環境と教師の指導力に支えられている、小中連携・中高連携推進事業の現状とその効果についてお伺いをいたします。

また、受験を控えた子供たちを巻き込んで混乱しました必履修科目の未履修問題については、どのような再発防止策の現状となっているかお伺いをいたします。

次に、監査の実態についてお伺いをいたします。

監査委員の方から、特別会計における資金の効果的活用に対する指摘を毎年されていますが、その内容はどのようなものかお聞かせください。

また、裏金、不適正な事務処理につきましても、通常の監査で発見できない内容のものであるかお伺いをいたします。

以上で壇上からの質疑を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

財政運営の総括についてであります。本県財政は、自主財源の占める割合が低く財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の削減や社会保障関係費の増大等により、大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成18年度の財政運営に当たりましては、第1期の財政改革推進計画に基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化等を図るとともに、重点施策の推進方針を踏まえた施策・事業の重点化に積極的に取り組んできたところであります。また、予算の執行に当たりましても、年度を通じて計画的、効率的な執行に努めるとともに、自主財源

の積極的な確保や徹底した経費節減を図ったところであります。このような取り組みの結果、平成18年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。

続きまして、行財政改革の進捗状況等についてであります。平成18年度における行財政改革につきましては、行政改革大綱2006に基づき、適正な定員管理や公社等改革、指定管理者制度の導入等を進めますとともに、第1期の財政改革推進計画の最終年度に当たることから、財政健全化に向けた取り組みをさらに積極的に推進したところであります。具体的には、総職員数の273人純減や公社等6法人の統廃合等を行ったほか、予算編成に当たり、投資的経費の縮減・重点化により約180億円、事務事業や県単補助金の見直しにより約100億円の削減効果があったものと考えております。また、行財政改革を着実に推進するためには、職員一人一人が本県の厳しい財政状況や改革内容等を十分認識することが重要であります。このため、本庁、出先機関を問わず、財政の現状や行財政改革に関する庁内説明会を実施し、職員への周知徹底を図ったところであります。

続きまして、本庁の管理職に占める女性職員の比率についてであります。平成19年4月1日現在の知事部局の本庁における課長級以上の職員のうち、女性職員の占める割合は1.5%であり、平成10年度との比較では0.7ポイント増加しておりますものの、依然として低い状況にあると認識しております。女性職員の登用は時代の流れであり、その能力を引き出して活用することが重要でありますので、今後とも意欲と能力の高い女性職員の育成と登用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、女性職員の登用についての分析と問題点についてであります。知事部局の課長級以上の管理職に占める女性職員の比率が低いことについては、昇任適齢期である50歳以上の職員のうち女性職員の割合が12.8%と低く、さらにその半数近くが庶務業務の経験が中心の事務職であるという現状によるものであります。平成19年4月1日現在の本庁、出先機関を合わせた課長級以上の女性職員の比率が1.8%であるのに対し、課長補佐級では6.4%、係長ポストでは15.4%を女性職員が占めており、今後、管理職に占める女性職員の比率は確実に増加していくものと見込んでおります。職員の配置や登用については、男女を問わず、本人の能力や適性、意欲に応じて適材適所、公平公正に行うことが基本であります。女性職員の能力の活用はますます重要な課題となると思われまので、今後とも、育成に向けた管理職の意識啓発や民間企業等への派遣研修等により、女性の人材育成を図りつつ登用を促進してまいらなければならないと考えております。

続きまして、過疎地域等の活性化についての取り組み等についてであります。過疎地域対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、国、市町村と連携しながら、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備など、全庁を挙げて総合的な対策に取り組んできたところであります。これらの事業につきましては、毎年度、宮崎県過疎地域自立促進計画に基づき、事業の進行管理を行うとともに、関係市町村と県で組織する過疎地域振興協議会等を随時開催し、過疎地域の現状や今後の対策に関する情報交換等を行い、新たな施策立案に生かしているところでございます。また、市町村等による個性と魅力ある地域づくりの取り組

みを支援する「元気のいい地域づくり総合支援事業」により、西米良村の小川作小屋村づくりや日之影町の森林セラピー基地づくりなど、住民主体の地域づくりによる過疎地域等の活性化を支援してきたところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、法人二税の収入増加の背景についてであります。平成18年度の法人二税の収入につきましては、約266億800万円となり、その内訳は、法人県民税が47億1,200万円余、法人事業税が218億9,500万円余となっております。平成17年度の法人二税の収入と比較しますと約23億2,900万円の増収となりますが、これは、卸売・小売業、運輸・通信業、サービス業などの企業業績が堅調に推移したことによるものと考えております。

次に、コンビニ収納の成果についてであります。平成18年度のコンビニ収納につきましては、8月31日まで実施したところでありますが、件数にいたしまして7万7,826件、金額にして約29億円の収納があり、約20%の利用状況となっております。一方、自動車税全体の納期内納付率は65.8%となり、前年度と比較いたしまして0.7ポイント向上しているところであります。これを各収納機関別の利用状況で見ますと、金融機関等が前年度に比べ1ポイント減少したのに対し、コンビニ収納は1.7ポイント増加しており、コンビニ収納は納期内納付の向上にも寄与したものと考えております。今後とも、納期内納付の一層の促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、市町村消防の広域化についてであります。近年、災害や事故の形態が大規模化、多

様化しており、人口減少や高齢化の進展と相まって、地域における防災力の低下が懸念されております。このような中で市町村消防は、これらの変化に的確に対応し、今後とも住民の生命・財産を守り、地域の安全・安心を確保していくことが求められております。このため国におきましては、平成18年度に消防組織法の改正を行いまして、行財政上のさまざまなスケールメリットが期待できる市町村消防の広域化を推進することとしております。本県におきましても、消防を取り巻く環境は厳しさを増すものと考えられまして、各市町村の現況や将来の見通しを踏まえた「宮崎縣市町村消防広域化推進計画」を今年度中に策定し、市町村消防の広域化を積極的に進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えします。

男女共同参画センター実施講座についてであります。男女共同参画センターにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、開館日や開館時間の拡充など利便性の向上とともに、県民のニーズに対応した講座や研修会の開催など、効果的な事業の展開を図ってきたところであります。その結果、講座につきましても受講者が大きく増加をしておりますが、これは、男女共同参画の普及啓発を全県的に推進するため、都城市、日南市及び高鍋町など市町村に出向いて開催する講座を積極的に行ったこと、また、若い世代に対する啓発を図るため、高校生や教職員を対象に、ドメスティックバイオレンスをテーマとした講座を新たに行ったこと等の理由によるものであります。

次に、バス対策についてであります。県では、地方バス路線等運行維持対策といたしまし

て、広域的、幹線的なバス路線や廃止路線代替バス等の運行に対する補助などを行い、県民の日常生活に必要な交通手段の維持・確保に努めているところでもあります。しかしながら、バス事業者による不採算路線の廃止や県及び市町村の財政負担を考えますと、今後は、より低コストで、地域の実情に応じ、将来にわたって安定的に運行できる新たな交通システムの構築が必要と考えております。このため平成18年度、新たに県単独の事業である「地域バス再編支援事業」を創設し、地域住民の参加も得ながら、利用しやすいコミュニティバスの導入を図る市町村への支援に取り組んだところでもあります。その結果、19年4月から三股町が、10月からは五ヶ瀬町が、新たにコミュニティバスの運行を開始されたところでもあります。以上であります。〔降壇〕

**○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕** 基本健康診査及び女性のがん予防についてであります。県民の健康づくりにとって、疾病の早期発見・早期治療、そして疾病の予防のために、定期的な健康診断が重要だと考えております。そのような中、市町村が実施する基本健康診査の受診率は、平成18年度35.9%で、前年度と比較して5.0%低下しております。また、女性のがん予防につきましては、平成17年度の乳がん検診の受診率が14.5%、子宮がん検診の受診率が21.5%となっております。基本健診及びがん検診ともに受診率が伸び悩んでいる状況でありますので、今後とも、乳がんの早期発見・早期治療の啓発のために実施しておりますピンクリボン運動を推進するとともに、市町村と連携した受診率の向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕**

お答えいたします。

まず、商店街の育成・支援の現状についてあります。県では、便利でにぎわいのある商店街づくりを支援するため、空き店舗対策を初めとする市町村や商店街などの取り組みを支援しているところでもあります。主な取り組みといたしましては、空き店舗を活用した高齢者交流施設の運営や、商店街におけるイルミネーション、モニュメントの整備などに助成をいたしております。また、個々の商店に対しましても、経営指導員による経営支援や、専門家を派遣しまして商品展示等の指導を行うなど、ハード、ソフト両面から商店街の活性化に向けた支援を行ったところでもあります。

次に、まちづくり三法を踏まえたまちづくりの現状についてであります。まちづくり三法では、行政、地域住民、関係団体などが密接に連携し、市町村を中心として、地域が主体的にまちづくりに取り組むことが求められております。平成18年度におきましては、宮崎市が、まちづくりのコンセンサス形成のため、中心市街地活性化協議会を設立し、国から中心市街地活性化基本計画の認定を受けております。県では、このような取り組みに対しまして、庁内連絡会議を設置して助言を行いますとともに、中心市街地商業活性化基金事業などによりまして、基本計画に基づくさまざまな事業に対して助成するなどの支援を行ったところでもあります。以上であります。〔降壇〕

**○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕** お答えいたします。

農政水産部における一者随意契約についてあります。平成18年度におきましては、社団法人宮崎県農業振興公社と、工事件数9件、約3億8,990万円を随意契約しております。その工事

内容としましては、農地の造成と区画整理であります。公社と随意契約を行う理由につきましては、現況地形の状況によっては、これまでの公社の技術能力を生かすことが効率的、効果的であること、公社が農地保有合理化事業等で土地利用調整等を行い、その後の工事も一体的に実施することが効率的、効果的であること、継続地区での仕上げ工事の場合には、当該地区での事業経験から、土質条件、多数の受益者の意向などを熟知した者による工事施工が効率的、効果的であることなどの、それぞれの地区の状況を踏まえまして、公社と随意契約を行っております。以上でございます。〔降壇〕

**○県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 県土整備部における一者随意契約についてであります。これは、国道220号のデパート前交差点から県総合運動公園入り口までの区間の沿道修景管理業務を、宮崎県公園協会に約6,800万円で委託したものであります。国道220号は本県を代表する観光道路でありますことから、この区間の沿道修景業務について、長年にわたる経験と顕著な実績があり、イベント等にも臨機に対応できる、財団法人宮崎県公園協会と契約したものであります。〔降壇〕

**○会計管理者（甲斐景早文君）**〔登壇〕 お答えいたします。

職員に対する財務会計事務研修についてであります。会計機関としては、執行機関の会計事務が公正かつ適正に執行されるよう、従来から、出先機関の出納員や会計員を対象として、財務会計事務研修を計画的に実施してきたところであります。平成18年度には見直しを行い、本庁及び出先機関の全職員を対象として実施することとしたところでありまして、毎年、会計事務に従事している職員の約半数に相当する500

名前後の職員が受講しているところであります。特に本年度は、不適正な事務処理問題が発生したことを重く受けとめまして、直ちに追加研修を実施した結果、昨年度と比較して倍増の1,000名を超える受講があったところであります。さらに本年度、初めての試みとして、11月前半に県内8地区に出向いて、各出先の会計機関の責任者である出納員を集め、職務の重要性を再認識させるとともに、公正かつ適正な会計事務処理を行うための意見交換を行ったところであります。このほか、毎年、予算を執行する出先機関に対する実地指導検査や支出証拠書類検査を実施する中で、会計事務に対する個別指導を実施してきたところであります。特に本年度の実地指導検査においては、不適正な事務処理が行われていたすべての出先機関を含めて実施しているところであり、また、物品取扱業者に対し、抽出ではありますが、現地確認調査を行うこととしたところであります。以上であります。〔降壇〕

**○教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、小中連携推進事業についてであります。この事業は、基礎学力、基礎体力、基本的な生活習慣等の確実な定着を目指し、小学校105校、中学校44校の推進拠点校が連携いたしまして、系統性、一貫性のある学習指導や生徒指導を行うものであり、平成17年度から取り組んでいるものであります。平成18年度は、小中学校教員の授業交流や小中合同授業研究会の開催等によりまして、学習内容の定着状況の把握や授業改善の一層の推進に努めるとともに、教科や課題別に小中合同の研究組織を設置するなど、推進体制の充実を図ったところであります。これらの取り組みによりまして、小学校から中学

校への円滑な移行が行われ、義務教育9年間の  
中で学力向上が図られているものと考えており  
ます。

次に、中・高連携推進モデル事業についてで  
あります。この事業は、中・高間の系統性、一  
貫性のある指導を行いますために、県内3地域  
の普通科高校と近隣の中学校をモデル校に指定  
いたしまして、連携と接続のあり方について実  
践的な研究を行い、その成果を県内に普及する  
ための事業でございます。各モデル地域におき  
ましては、交流授業や教科研究会等を実施する  
ことで、連携の必要性の認識が深まり、指導方  
法の改善や中・高をつなぐ教材の開発など、中  
・高の連携による学力向上等に向けた取り組み  
が推進されております。

最後に、未履修問題の再発防止についてであ  
ります。このことにつきましては、学習指導要  
領にのっとった教育課程の運用や授業が円滑に  
行われるよう、年度初めの校長会、教頭会、教  
務主任会等で改めて周知徹底を図っているところ  
であります。また、各学校に提出させました、履  
修すべき教科・科目等を示した教育課程表を点  
検するとともに、その実施状況を学校訪問時に  
確認するなど、点検の一層の充実を図っている  
ところでもあります。さらに、各学校では校長が、  
実際の授業や定期テスト問題、使用教材等の  
点検を行いまして、その結果を9月と3月に  
県教育委員会へ報告させることといたしてお  
ります。以上でございます。〔降壇〕

○代表監査委員（城倉恒雄君）〔登壇〕 お答  
えいたします。

まず、特別会計の決算審査についてでありま  
す。平成18年度、13ある特別会計の中で、例え  
ば小規模企業者等設備導入資金では、総収入済  
額27億円余に対し、支出した額は10億円余にと

どまり、収入済額の63%が19年度に繰り越され  
ております。同様に、沿岸漁業改善資金におい  
ては77%が、林業改善資金においては69%が、  
母子寡婦福祉資金においては71%が翌年度に繰  
り越されております。このように多額の繰越金  
の発生が恒常化している特別会計については、  
制度の周知徹底や見直しに努めるなど、資金の  
効果的活用について検討を求めたところであり  
ます。

次に、不適正な事務処理についてのお尋ねで  
ございます。監査は、事業が完了したものに  
ついて、証拠書類がそろっているか、整合性がと  
れているかなどの観点から行っているところで  
ありまして、現行の監査制度のもとでは、事務  
処理の一連の手續に不備がなければ、通常の監  
査では不適正な事務処理を発見することは困難  
でございます。しかしながら、今般判明しまし  
た不適正な事務処理の事態を深刻に受けとめ、  
より一層厳正な監査の執行や、監査機能を高め  
る工夫の必要性を痛感しております。したが  
いまして、今後は、各所属の内部チェック機能  
が有効に機能しているかの監査、及び対象所属、  
対象事項等を重点化した監査などに努め、監査  
に対する信頼の確保に取り組んでまいります。  
以上です。〔降壇〕

○井上紀代子議員 再質疑をさせていただきます。  
今、代表監査委員からもありましたとおり、不  
適正な事務処理というのはなかなか見つける  
ことができない、そういう状況になっている  
という点では大変残念に思っています。先ほ  
どもありましたが、県の損害想定額、それから  
職員がこの返還にずっと取り組んでいくわけ  
ですけれども、12月14日が最終というふう  
になっておりますが、この金額についての公表  
というのはその時点でされるのでしょうか、それを総

務部長にお尋ねしたいと思います。

○総務部長（渡辺義人君） まだ十分そのあたりは詰めておりませんが、最終的にはトータル額としては公表したいと考えております。

○井上紀代子議員 県民にとってみても、ぜひ明らかにするべきところについては明らかにされたほうが良いというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

決算審査をしておりますと、いつも、とてもむなしい気分になるんですけれども、自治体は大体が予算主義で、決算についてある意味ではすごく淡泊であるという点で残念に思います。決算審査の折、私どもも分科会において多くの指摘というのをさせていただきわけですが、それが具体的にええられたという認識をなかなか持てないという点では、分科会での私どもの指摘についてももう少ししっかりと受けとめていただけたらというふうに思っています。

今回、監査委員から特別会計の効果的な活用に関する指摘というのを受けています。これは、昨年も同様にこの特別会計の問題について指摘をされているわけです。ただ、小規模企業者等設備導入資金につきましては、近年実績が低迷しているということも含めて、事業の廃止をした場合にどうなるかという、繰越金の半分を国に返還しなければならないとか、非常に悩ましい問題もくっついてきます。ただ、制度が現実と合っていないのではないかと思われる点もいくつかあります。知事は、このような特別会計の現状について見直しを行っていくお考えがあるのかどうか、そこを伺っておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 監査委員から指摘のありました特別会計につきましては、関係機関

とも連携しながら、制度の周知に努め、資金の効果的な活用を図るとともに、制度の見直し等も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先ほど非常に淡泊な答弁をいただきました、地方バス路線の運行維持のことなんですけれども、毎年大体4億円使っているわけです。各市町村においてどういうバスを走らせていくかということは——今、再編支援をしているというふうに言われますが、これはたかだか130万円程度の予算なんです。実際はこの4億円の総体というのは、バス事業者のほうにお金が行くような丸投げ的な内容になっているのではないかと、私は非常に残念に思っています。いわゆる過疎地域の対策は、交流人口をふやしていくとか、地域の皆さんの中で、もっともっと地域の中でこのバスが走っていると楽しいと思えるような、そういう予算の使い方をしっかりとされていくということが大変重要なのではないかとこのように思っています。予算は立ててあって、その金額をただ使えばいいということでは、予算的效果というのが本当に出ないのではないかとこのように思います。そういう意味では、きょう、過疎地域の問題について質疑させていただきましたが、各部が同じような事業というのをたくさん持っているわけです。ただ問題は、そこをコーディネートするところがない、各部各部に任されているというところに大変な問題があるのではないかと指摘させていただきたいというふうに思っています。

やっぱり、県民みんなからいただいた税金がどう使われるかということが大変重要なわけで、決算の折にはそのことがきちんと皆さんの中に認識されないといけないというふうに思っ



ています。この不適正な事務処理の何が問題であるかと言われると、資金の管理全体を、だれも責任を持って管理した人がいないんです。よそのところで丸投げされたところで、どこかにお金が宙に浮いたような状態になっていたわけです。これは公金なんです。公金が丸投げされた形でどこかで浮いたような状態になる。だれもその資金を管理した状況になっていないという点では、私どもは深く反省をしなければならないのではないのでしょうか。ただ、もう一方で言いますと、それを監査するところ、指摘をできるところがないというところにも大変な問題があると思うんです。ですから、公金を扱う側の、それこそ私どもの思いというか、公金を使う側の気持ち、それからコンプライアンスがしっかりとしていなければいけないということになっていくというふうに思います。

今回、議長からも強い要請もありまして、分科会ですごく長い時間審議させていただくことになりました。私どもも一生懸命、十分な審議をするわけですけれども、それを執行部がしっかりと受けとめていただくということが、両輪としてのお互いのあり方ではないかというふうに思っています。「県議会は何もチェック機能を果たしてこなかった」という御批判を多くいただきました。申し開きになるような感じもいたしますが、でも、私はそのことに対しては、本当に県民の皆さんに改めて申し上げたいぐらい、分科会等を含めて熱心な議論をさせていただいている、そういう思いがいたします。常に両方で公平・公正な資金の使われ方をチェックすることが大変大事なのではないかというふうに思います。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

平成18年度決算に関しての総括質疑を行います。知事並びに関係部長、教育長にお答えをいただきたいと思います。

時間もありませんので、早速入らせていただきます。まず、財政運営についてです。

今回の決算の結果、一般会計において、歳入6,004億1,527万6,000円、歳出5,944億7,208万3,000円で、実質収支で19億2,560万9,000円の黒字が確保されたとしています。しかし、単年度収支では9,482万7,000円の赤字となっています。その財政内容を見ますと、年度内の県債発行額は、前年度よりも減少したものの828億9,163万円余、年度末の県債残高は過去最高の9,173億円余の膨大な額に達し、年間予算をはるかに上回る深刻な状況です。公債費は、前年度比で4.3%減少したものの883億800万円余に及んでいます。近年の国の経済対策による県債の増発で残高は累増し、公債費も一層の負担となっています。さらに、国の三位一体改革による地方交付税の削減です。こうした財政危機、借金財政をどのように総括し、地方自治体の本旨を踏まえた打開策をどう図っていくのか、知事の御見解を伺いたいと思います。

また、この間に、裏金問題、官製談合事件という許されない税金の使い方も起きました。この点についても総括をいただきたいと思います。

後は質問者席から質疑をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

本県財政に対する所見であります。三位一体

の改革等により、本県最大の収入財源である地方交付税等が大幅に削減され、また、社会保障関係費や公債費の増等により、今後も多額の収支不足が見込まれるなど、本県財政はさらに厳しさを増しているところであります。このため、第2期の財政改革推進計画に基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事業の徹底した見直し、財源確保対策などに取り組み、収支不足の圧縮と、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換を目指していくことが必要であると考えております。

続きまして、財政運営についてであります。平成18年度は、財政健全化に向けた各種取り組みを推進するとともに、施策・事業の重点化に取り組み、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。

なお、入札談合事件や不適正な事務処理につきましては、県政への信頼を大きく失墜させたものであり、県議会並びに県民の皆様には深くお詫びを申し上げますとともに、県政に対する信頼の一日も早い回復に向け、入札・契約制度改革や再発防止策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○前屋敷恵美議員** 次に、歳入について伺いたいと思います。まず、不動産取得税について、2億761万円余の収入未済、1,846万円余の不納欠損があります。また、軽油取引税についても1億4,492万円余の収入未済があります。それぞれの理由と対策をお聞かせください。

**○総務部長（渡辺義人君）** お答えいたします。

不動産取得税と軽油引取税の収入未済等についてであります。まず、不動産取得税における収入未済の理由といたしましては、法律に基づ

き納税が猶予されているものや分割納付をしているもの、また、納税する資力がないものなどです。軽油引取税の収入未済につきましては、その大半は、法律で認められた納税の猶予制度により、本来18年度収入となるべきものが19年度収入となったものであります。

次に、両税目の不納欠損の理由ですが、法人の倒産や所在不明、滞納処分できる財産が見当たらないことなどによるものであります。これらの対策といたしましては、早期の滞納処分の着手等に努めているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** では次、歳出に関して。繰越明許費も多額に及んでおり、予算化をしても年度内に事業が消化できないという状態があります。また一方、不用額も23億3,500万円余と多額になっています。その中で民生費の5億3,300万円余、衛生費の1億1,700万円余、教育費の1億5,600万円余、また災害復旧費の5億3,400万円余については、林業災害復旧費及び港湾災害復旧費について、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、災害復旧については、その復旧の状況もお答えいただきたいと思います。それぞれの関係部長にお願いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 民生費及び衛生費の不用額の主な理由についてであります。まず、民生費の不用額につきましては、障害者自立支援法の円滑な実施を図るために、全額国庫により造成される「障害者自立支援対策臨時特例基金」について、国からの交付額が見込みを下回ったこと、障がい者に対する自立支援医療費や子育て支援乳幼児医療費助成事業について、患者数が見込みを下回ったこと等によるものであります。次に、衛生費の不用額は、特定

疾患医療費の患者数が見込みを下回ったこと等によるものであります。以上です。

○環境森林部長（高柳憲一君） 林業災害復旧費の不用額についてであります。この主な理由は、林道施設災害復旧につきまして、平成18年災害の国の交付額が減額されたことによるものであります。以上であります。

○県土整備部長（野口宏一君） 港湾災害復旧事業費の不用額の理由につきましては、災害査定決定後の関係機関との協議の結果、工法変更により減額となったものであります。港湾への堆積土砂の排除という当初の目的は達成しております。

○教育長（高山耕吉君） 教育費の不用額についてであります。その主なものは、学校職員の給料、職員手当等の人件費でございます。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 では、次の各種施策・事業についてお伺いをいたします。

まず最初は、指定管理者制度の導入についてです。営利を目的とする特定の民間企業に公共の施設の維持管理をゆだねたわけですが、どの施設に導入が図られたのか。また、公正な運営と県民サービスが提供されているのか、指定管理者に対する県のチェック体制が必要ですが、機能しているのか伺いたいと思います。

また、その施設で働く労働者の労働条件や身分保障が確立をされているのか、その辺も伺いたいと思います。

○総務部長（渡辺義人君） 指定管理者の導入状況等についてであります。指定管理者制度につきましては、平成18年度から、県立芸術劇場や県営住宅など62の施設に導入したところがあります。また、これらの制度導入施設につきましては、指定管理者に対する定期的な業務報告

の義務づけや実地調査等を行うことにより、協定書等に基づく業務が確実になされているのか、施設の安全管理が適切か、住民の平等な利用が図られているか、人員配置は適正かなどについてチェックをし、施設の適正な管理運営の確保に努めたところであります。

なお、指定管理者がかわった場合として申し上げさせていただきますと、働いている職員の雇用をどうするかということは、まずは使用者である指定管理者が対応すべき問題と考えられます。前回の指定管理者の選定時には、応募者から現在の職員を雇用したい旨の提案があった施設もあり、県としても情報提供等に努めた結果、新しい管理者に雇用された例もあると聞いております。なお、労働関係法令等の遵守については、適切に指導しているところでございます。

○前屋敷恵美議員 十分なチェック機能を働かせていただきたいというふうに思います。ただ一つ、私どものところにいろいろ声が届くんですが、身近な問題で県営住宅の管理について、「電話や直接の対応が非常に悪い。もとの制度に戻してほしい」というような声も直接聞いているところです。サービス向上が図られることも導入の大きな要因だったわけですから、こういうところもしっかりとチェック機能を働かせていただきたいというふうに指摘をしたいと思います。

次に、市町村合併についてお伺いをいたします。これまで44あった自治体が、現在30自治体に統合されました。合併後の自治体では、合併特例債を活用しての新たな施設建設に批判が出されていたり、国保税が高い水準に引き上げられてしまったという問題や、役場から一段と遠くなった遠隔地住民のサービスの低下、また、

役場を中心としたぎわいがすっかりなくなってしまったというようなさまざまな声、不利益が今報じられているところです。県は、合併市町の状況をどのように把握し、それらの市や町が自治体本来の役割を果たしていくための支援を行ってきたのか伺いたいと思います。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 市町村合併についての質疑であります。合併した市町におかれましては、組織機構の効率化などによる行財政基盤の充実強化を図りながら、合併に際して策定した市町村建設計画などにに基づきまして、合併特例債や市町村合併支援交付金の活用により、地域の速やかな一体性の確立と均衡ある発展に取り組まれているところであります。合併の効果は、今後あらわれてくるものと考えておるところであります。

県におきましては、これらの市町における地域をつなぐ道路網や上下水道の整備のほか、電算システムの統合や防災無線の整備などを財政的に支援するとともに、地域自治区や合併特例区など、地域住民の意向が合併後の行政の運営に十分反映されるような地域づくりに対する助言を行ってきたところであります。以上です。

**○前屋敷恵美議員** 合併をしたけれども、これでは結果的にやらなかったほうがよかったなどということになっては、本当に住民は浮かばれないというふうに思いますし、その点での県の支援、そしてまた、自立を決定した自治体に対する支援もあわせて、県の立場として進めていただきたいというふうに思います。

次に、福祉関係について伺います。今、高い国保税が払えず滞納世帯がふえていることが問題になっていますが、18年度、各自治体における滞納の状況、及びその制裁措置とも言える短期保険証や資格証明証の発行状況を伺いたいと

思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 国民健康保険税の滞納状況等についてであります。平成18年度の国民健康保険税の現年度滞納率は、県平均で7.4%となっております。また、国民健康保険加入世帯のうち、短期保険証を1万4,772世帯に、資格証明証を3,496世帯に、それぞれ発行しております。以上です。

**○前屋敷恵美議員** 今、数の御答弁をいただきましたけれども、県民の暮らし、そして健康、命を守る上からも、国保税の滞納についての解消、また、人道的にも許されない保険証の事実上の取り上げ、この解消は必要だというふうに思っています。県のこれまでの取り組みについて伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 滞納解消に向けた取り組みとしましては、市町村では、納税者の生計状況や納付状況に配慮し、分割納付の相談や休日・夜間における納付窓口の開設、戸別訪問、さらには滞納処分等を行っております。県としましては、各種会議や研修会、事務監査等において、市町村に対し、滞納対策に必要な助言等を行っているところであります。以上です。

**○前屋敷恵美議員** 保険証がない暮らしがどのように不安なものであるかというところは、県がしっかりと押さえて支援をしていかなければならないところです。この保険証の取り上げについては、今後の課題としても重要な問題だというふうに思いますので、その辺も今後の予算にも行政にも生かしていただきたい、その点での総括をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次に、産業や経済の振興、雇用に関して、宮崎フリーウェイ工業団地における企業誘致の現

状、誘致件数や雇用人数についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） フリーウェイ工業団地には、昨年5月から操業を開始しました食品加工業者が1社立地しております。その最終雇用予定者数は48人と見込まれております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、企業立地促進補助で12億6,940万円が23企業に投じられているということですが、この事業で新規の雇用にどうつながったのか、正規雇用か非正規雇用だったのか、その現状も伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 18年度に企業立地促進補助金を交付しました23社につきましては、新規雇用予定者数が最終的には2,823人と見込まれております。また、雇用の態様でありますけれども、平成18年12月に実施しました誘致企業に対するアンケートの結果によりますと、社員に占める正規社員の割合は約65%となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、融資対策で、信用保証協会の保証承諾状況、この件数と金額をお聞かせください。

また、中小企業融資制度貸付金事業で309億円ございますが、この制度利用の件数、そしてまた、どういう業種の企業がこの制度を活用しているのかというところもお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 平成18年度の信用保証協会の保証承諾件数6,698件、保証承諾金額は635億2,000万円となっております。前年度と比較しまして、件数で485件、率にして7.8%の増加、金額では117億5,000万円、率にして22.7%の増加となっております。また、業種別に見ますと、建設業に対するものが201億円

で全体の約32%、小売業が104億円で約16%、以下サービス業となっております。

○前屋敷恵美議員 地域経済の活性化、また雇用の拡大・振興という点で、誘致企業の取り組みも非常に大事だというふうに思います。一方では18年度の地元中小企業の振興について、県もさまざまな施策を行ってきたと思いますが、地域企業が活力を持つことが大変重要だと思いますので、これまで取り組んできたさまざまな事業の効果についてお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 18年度の中小企業振興のための主な取り組みといたしましては、県産業支援財団の取引あっせんや研究開発などの支援を行いましたほか、工業技術センターや食品開発センターの技術指導を進めまして、中小企業の新規取引の成立、あるいは新商品開発、技術力向上につながっているところであります。また、商業者に対しましても、街路灯の整備や空き店舗活用事業など、8件の商店街活性化のための事業に支援を行っております。さらに、中小企業融資制度貸付金により約304億円の新たな融資を行うなど、数多くの幅広い支援策が、中小企業者のさまざまな取り組みに活用されているものというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 地域経済をしっかりと支えていく点では、誘致企業とあわせて、一方で地元企業に対する支援を同時進行で進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、農業施策について伺いをいたします。担い手育成対策事業の成果について伺いたいと思いますが、現在の県内の農家戸数、そして就農人口の推移を、ここ数年で示していただきたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、農家戸

数の推移について申し上げます。農林業センサスによりますと、農家戸数は、平成7年で6万1,866戸に対しまして平成17年で5万735戸、それから農業就業人口でございますけれども、平成7年が8万6,210人に対しまして平成17年が6万6,245人と減少いたしております。その中で担い手対策ということでございますけれども、平成18年度は、担い手育成総合対策事業によりまして、家族単位が主となっている認定農業者の育成、それから農業経営の安定のための法人化、さらには小規模農家や高齢農家も参加できる集落営農の組織化等を推進いたしまして、平成18年度末現在では、認定農業者8,354経営体、農業法人525法人、集落営農51組織など、地域の核となる多様な担い手を育成確保しているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 農家戸数や就農人口は、確実に低下をしていることが数字ではっきりしているんですが、こういった中で農家の後継者不足を補うという点で、今、国の施策ともあわせて規模拡大や法人化等に重点を置いた施策に転換をしてきている、こういう状況だと思います。しかし、本当に担い手を育てるという点では、家族農業を支える視点の施策も非常に重要だというふうに考えているところです。こういった点もしっかり総括をしていただいて、食料供給県である宮崎の農家自体が元気が出るような——高齢化とともに難しい課題もありますけれども、そういう点で農家をしっかりと支えていくという施策につなげていただきたいと思いますところなんです。

時間も参りましたけれども、厳しい財政状況の中で今、県民は税金のあり方に高い関心を持っております。公明性、公正性が非常に求められているところですので、今後、財政運営を

健全にしていくためにも、私どもも力を尽くしたいと思っておりますし、今度の決算は、今後、委員会での質疑に移していきたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

**○坂口博美議長** 次は、3番川添博議員。

**○川添 博議員**〔登壇〕(拍手) いよいよ最後になりました。無所属の会の川添博でございます。

平成18年度決算の認定議案に対しまして、総括質疑をさせていただきます。

まず、質疑に先立ち、先日急逝された江藤隆美元衆議院議員に対して、一言申し述べます。江藤先生は、かつて本県議会にも県議会議員として在籍され、その後、国務大臣を歴任して活躍されるなど、約40年以上にわたる政治活動により、宮崎県の発展に大きく貢献されました。ここに、心より哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、通告に従い質疑に入らせていただきます。若干重複いたしますが、お許しください。

本県の平成18年度は、御承知のように、もともと自主財源の低い脆弱な財政基盤の上に、国の三位一体改革の影響等により一般財源の3割を占める地方交付税が減少するなど、より厳しい財政運営を強いられた年でありました。宮崎県経済は依然として低迷から脱し切れておらず、県民の暮らしぶりは閉塞感に包まれております。そのような中に東国原県政が誕生したことから、県民の県政改革への期待は高まりました。今回の決算は、まさにその第一歩となる決算であると言えます。私は、そういった県民の視点から、18年度決算認定のための政策評価や歳入歳出等の取り組みや成果について、総括的な質疑を行ってまいります。

まず初めに、財政改革の成果に関してであります。平成18年度決算においては、歳入歳出とも前年を下回る中、県債残高や人件費は増加をしています。18年度における財政改革の取り組みと成果について、総務部長にお伺いをいたします。

次に、中小企業の振興に関しまして、商工観光労働部長に、18年度における中小企業振興のための取り組みと成果についてお伺いをいたします。

また、18年度における小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済額への取り組みと成果について、お尋ねをいたします。

同じく、商工観光労働部長に、18年度における県制度融資の利用状況についてお伺いをいたします。

次に、農産物の販路拡大に関しまして、農政水産部長に、18年度における「みやざきブランド輸出促進事業」の取り組み状況と成果についてお伺いをいたします。

さらに、災害復旧事業に関しまして、県土整備部長に、17年度に発生した災害の18年度の復旧の状況についてお尋ねをいたします。

最後に教育長に、18年度における小中学校の不登校やいじめの実態と、学校及び県教育委員会の取り組みについて、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質疑を終わります。後は質問者席から行います。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

**○総務部長(渡辺義人君)** [登壇] お答えをいたします。

平成18年度につきましては、財政改革推進計画の最終年度でありますことから、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事業の徹底した見直し、財源確保対策など、財政健全化

に向けた取り組みをさらに積極的に推進したところでございます。具体的には、一般会計に係る職員数で263名を削減したほか、予算編成に当たりまして、投資的経費の縮減・重点化により約180億円、事務事業や県単補助金の廃止・縮小等により約100億円の削減効果があったものと考えております。しかしながら、地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費、公債費の増等により、今後も多額の収支不足が見込まれておりますので、第2期の財政改革推進計画を着実に推進していくことが必要であると考えております。以上であります。 [降壇]

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** [登壇]

お答えいたします。

まず、中小製造業振興のための取り組みと成果についてであります。平成18年度の主な取り組みといたしましては、まず、企業の取引拡大を支援するため、県産業支援財団を通じて441件の取引あっせんを行い、50件の新規取引につながっております。また、新商品の研究開発や販路拡大を支援するため、同財団に6人のコーディネーターを配置しまして、1,001件の相談に対応したところでございます。さらに、技術力向上や研究開発を支援するため、工業技術センター及び食品開発センターにおいて、2,608件の技術相談や863件の依頼試験に対応いたしました。このほか、研究開発費の助成や低利融資による金融支援など、中小製造業者のさまざまな取り組みを支援したところであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。平成18年度末における小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済額につきましては、これまで抵当権の実行や連帯保証人等に対する強制執行等により回収いたしました残りが、20件の2億9,116万7,000円と

なっております。平成18年度は、直接訪問いたしましたり、電話や文書督促等により回収に努めたところではありますが、主たる債務者や連帯保証人の高齢化が進み、回収額は558万5,000円にとどまっております。

最後に、県制度融資の利用状況についてであります。18年度の県制度の新規融資額は304億5,901万円で、このうち保証付融資は303億6,068万円となっております。県制度の99.7%を占めております。県制度の新規融資額は、前年度に比較しまして、額で87億6,870万円、率にしまして40.4%の増加になっております。貸付別では、経営安定貸付が41億3,760万円、緊急経営対策貸付が14億7,840万円、産業立地貸付が10億8,350万円増加しております。この3つの貸付で約67億円増加をいたしております。業種別では、建設業、サービス業、卸売業、小売業などの利用が伸びておりまして、この4業種で新規融資額の約7割を占めております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 みやざきブランド輸出促進事業についてでございます。本事業では、東アジアを対象に農業団体の行う本県農水産物輸出の取り組みを支援するため、台湾・マレーシアにおける海外市場調査や、香港・シンガポールにおける農産物フェアなどを実施いたしました。また、「みやざき農水産物海外輸出促進協議会」を中心として、輸出促進に向けた体制の整備や輸出情報の共有化に取り組んだところであります。その結果、香港やシンガポールなどの高級量販店において、カンショや完熟キンカンなど、本県農産物の継続的な取引が行われまして、平成18年度の本県の輸出量は、前年度の140%となるなど、7.8トンという数量に伸びているところでござい

す。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 17年発生災害に係る事業の進捗状況についてでございます。

まず、公共土木施設災害の復旧についてであります。県が管理いたします道路や河川など1,195カ所が被災しましたが、平成18年度末時点で1,172カ所の復旧が完了し、残る箇所についても本年度中にすべて完了する見込みでございます。

次に、河川激甚災害対策特別緊急事業についてでございます。これにつきましては、平成21年度の完成を目指しておりますが、平成18年度末までの進捗状況は、大淀川が約30%、五ヶ瀬川は約40%となっております。

次に、砂防関係でございます。宮崎市田野町の別府田野川びゅうたのがわを初め37カ所において、災害関連緊急砂防事業を実施しております。平成18年度末時点で29カ所が完成し、残る8カ所についても本年10月末で完成したところでございます。美郷町島戸地区を初め4カ所について、砂防激甚災害対策特別緊急事業を進めているところでございます。平成20年度の完成を目指しておりますが、18年度末までの進捗状況は30%となっております。

最後に、河川の堆積土砂につきましては、家屋の浸水被害のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から除去を行ってきたところであり、平成18年度末までに約150万立方メートルの除去を実施したところであります。県といたしましては、被災箇所の早期完成を目指し事業進捗を図るとともに、河川の堆積土砂についても引き続き除去に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいた



します。

平成18年度における不登校等の実態についてであります。不登校につきましては、小学校が108名、中学校が768名、いじめの認知件数につきましては、小学校が294件、中学校が236件となっております。各学校におきましては、

「いじめ不登校対策委員会」を設置いたしまして、定期的に状況を把握するとともに、児童生徒・保護者を対象としました「命の大切さを考える講演会」を開催しているほか、「悩み調査」の実施などによりまして、早期発見・早期対応に努めているところでもあります。また、県教育委員会といたしましては、教職員のカウンセリングの技術に係る研修を実施いたしますとともに、スクールカウンセラー等の学校への配置や、子供専用の相談電話をNPO法人に委託するなど、教育相談体制の充実を図っております。以上でございます。〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。

さて、ここからは政策評価についてお伺いをいたします。

まず、環境森林部長に、「森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成」の施策評価を「概ね順調」とした根拠について、お伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 評価の判断材料の一つとなります林業就業者数につきましては、林業採算性の悪化など林業を取り巻く厳しい状況から減少傾向にあり、目標値を下回っております。しかしながら、新規の林業就業者数につきましては、「宮崎県担い手対策基金」を活用した就労環境づくりや、「緑の雇用担い手対策事業」による林業就業希望者に対する研修などにより、87名の目標に対しまして、それを

上回る160名の新規就業者を確保したところであります。また、指標であらわすことが困難であります。林業後継者で組織する林業研究グループの学習活動等への支援、また、林業に必要な免許や資格取得の研修などによる意欲ある担い手の育成が図られるなど、一定の成果も得られたことから、これらを総合的に判断して、「概ね順調」と評価したところであります。以上であります。

○川添 博議員 政策評価の重要性につきましては、改めて申すまでもありません。私は、18年度決算認定に当たり、その評価の妥当性について少し検討したいと思っております。まず、18年度の政策評価では、189の施策について評価が実施され、148の施策、約80%を「順調」もしくは「ほぼ順調」とされています。どういう判断基準で評価を実施されたのか、総合政策本部長にお伺いをいたします。

○総合政策本部長（村社秀継君） 政策評価についてでございます。政策評価の評価基準につきましては、数値目標の達成状況に加えまして、例えば人材の育成だとか意識の醸成など、数値化するのが困難な成果も判断材料とし、総合的な評価を行ったところでございます。なお、評価の結果につきましては、効率的、効果的な施策の推進に生かすこととしておりまして、新たな総合計画の重点施策でもあります「新みやざき創造戦略」の推進に資するとともに、新規事業の構築など、今後の予算編成にも反映させていくことといたしております。

○川添 博議員 先ほどの環境森林部長の御答弁によりまして、新規林業就業者数が目標を上回っており、総合的な判断で「概ね順調」ということでございますが、実際には林業就業者数はここ3カ年で1,000人減少しております。外部

的な要因も多々あるとは思いますが、この目標値の年間87人増加という目標自体が、今後の林業担い手問題の課題解決のために資するかどうか疑問でございます。私ならば、これから努力をしようの「C」をつけて、もっと厳しい現状認識を持ち、進捗状況や施策の再検討を行います。人材育成など数値化できない部分で多大な成果があった場合は、評価に値する具体例を明示し、数値につながっていく理由を説明することも必要かと思えます。

また、もう一つの例として、18年度の県内中小企業の状況については、保証協会の制度融資の利用等が順調に行われているようです。一方、18年度工業統計調査によると、製造業においては、製造品出荷額や付加価値額、また従業員数ともやや上向いている傾向にはあるものの、事業者数については減少をしております。依然として、いずれも九州7県で最下位であります。一部の業種の増加はあるものの、全体の底上げには至っていないと思えます。中小企業振興のほとんどの項目で「概ね順調」とされていますが、実際に県内中小企業に景況感を感じられません。

私は、政策評価のすべてがおかしいとは申しません。今回御答弁いただいた、県土整備部の過年度に及ぶ災害復旧や、教育委員会の深刻ないじめの問題等については、努力を要する「C」評価となっており、厳しい現状認識で妥当と考えます。18年度決算認定に当たって、このような厳しい県政の実情を勘案したときに、県民の満足度と県庁の満足度に乖離があるのではないかと考えます。その理由は、施策の評価が政策課題の根本的な解決に至っておらず、評価と実態が一致しないものが見受けられるからでございます。そこで、簡単なことではないか

と思えますが、政策課題の計画的で根本的な解決のために、評価シートを改善する余地はないのか、総合政策本部長にお伺いをいたします。

○総合政策本部長（村社秀継君） 施策の評価でございますけれども、評価に当たりましては、まず、各施策の担当部局が、数値目標あるいは具体的な成果に基づき評価を行いますとともに、さらに総合政策本部で全庁的な視点から確認を行い、必要に応じて担当部局と協議・調整するなど、できるだけ客観的な評価となるよう努めているところでございます。しかしながら、政策評価はまだ十分完成された仕組みとは言えませんので、今後とも、見直しや改善を加えてまいりたいと考えておるところでございます。

○川添 博議員 政策評価は、県民の血税がしっかりと諸課題の解決のために有効に使われたのか、また、我々県民がしっかりと県政を見詰めていくためにも、大変意味のあることと思えます。目標値設定をもっと実態に即したものに改めることや、外部からの評価を取り入れるなど、政策評価の抜本的な改善を要望いたします。

最後に、収入未済額の圧縮の取り組みでございます。

18年度一般会計の収入未済額は前年度比ほぼ横ばいで、圧縮が図られておりません。県税及び県税以外の主なものについて、収入未済額、不納欠損額の改善の取り組みを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 平成18年度の収入未済額は28億6,535万円余、不納欠損額は2億8,702万円余となっております。

次に、改善策であります。まず、県税につきましては、収入未済額の約5割を占めます個

人住民税について、賦課徴収権が委任されております市町村を支援するため、滞納整理実務研修等に加えて、新たに県による直接徴収に取り組んだところでございます。また、収入未済額の約3割を占めます自動車税につきましても、新たにインターネット公売やタイヤロックによる一斉差し押さえ等の対策を実施したところでございます。

県税以外の主なものとして申し上げますと、公営住宅使用料につきましても、滞納整理強化月間を設定し、組織的に納付指導に取り組んでおりますほか、悪質な滞納者に対しては明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところでございます。また、児童保護費負担金につきましても申し上げますと、未収金徴収強化月間を設定し、保護者への重点的な納入指導や夜間の徴収等に取り組んでいるところでございます。さらに、本年10月からは債権管理事務嘱託員2名を配置し、債権回収体制を充実させたところでございます。

なお、収入未済のうち、債権の消滅時効の完成や破産法による免責の場合等は、不納欠損金として整理することになりますので、時効の中断等必要な対策をとりながら、適正な債権の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** この28億円余の収入未済額については、厳しい財政環境や、県民の公平な税負担という見地から、積極的に圧縮していく必要があります。私は、今までの縦割りの管理ではなく、総務部による一括管理といいますか、回収促進専任チームを設置するなどして、収入未済額の圧縮目標額を決めて、基本計画に明確に定め、より迅速で効率的な収入未済額の圧縮方法へ発想を転換すべきときではないかと考えます。今後、管理の手法について御検討をお願い

いたします。

最後になりますが、県民から見て、昨年度はしっかりと県政運営ができたのか、すなわち適正に歳入の処理が行われ、また効果的な施策が実効を上げたのかを明確にすることが必要であります。政策評価を含めて18年度決算をしっかりと検証し、また深く精査することが、今後の事業仕分けや財政改革にもつながっていくものと思います。今後とも県民のために新しい視点で、実効性の上がる先進的な県政運営をお願い申し上げます。以上、簡単ですが、私の質疑を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○坂口博美議長** 以上で総括質疑は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案送付の通知

**○坂口博美議長** 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

---

平成19年11月27日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

普通会計決算特別委員会の設置について

---

#### ◎ 議員発議案第1号上程、採決

**○坂口博美議長** ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第7号普通会計決算特別委員会付託

○坂口博美議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

今回提案されました議案のうち、議案第7号「平成18年度決算の認定について」は、ただいま設置が決定しました普通会計決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

あすからの日程をお知らせします。

明日28日から12月9日までは、普通会計決算特別委員会及び議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月10日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時40分散会

12月10日（月）

# 平成 19 年 12 月 10 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (45 名)

3 番	川 添 博	(無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔	(愛みやぎ)
6 番	西 村 賢	( 同 )
7 番	河 野 安 幸	(自由民主党)
8 番	山 下 博 三	( 同 )
9 番	黒 木 正 一	( 同 )
10 番	松 村 悟 郎	( 同 )
12 番	坂 口 博 美	( 同 )
13 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海	( 同 )
16 番	外 山 良 治	( 同 )
17 番	岡 師 博 規	(愛みやぎ)
18 番	松 田 勝 則	( 同 )
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	十 屋 幸 平	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	外 山 衛 久	( 同 )
24 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	田 口 雄 二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安	( 同 )
29 番	新 満 行 潤 一 夫	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党)
31 番	徳 蓬 原 正 三	( 同 )
32 番	濱 濱 砂 守	( 同 )
33 番	水 間 篤 典	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	萩 原 耕 三	( 同 )
36 番	黒 木 覚 市	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
39 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義	( 同 )
41 番	長 友 安 弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
46 番	井 本 英 雄	( 同 )
47 番	星 原 透	( 同 )
48 番	野 辺 修 光	( 同 )

49 番	米 良 政 美	(自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一	( 同 )
51 番	外 山 三 博	( 同 )
52 番	福 田 作 弥	( 同 )
53 番	中 村 幸 一	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総務部長	渡 辺 義 人
地域生活部長	丸 山 文 民
福祉保健部長	宮 本 尊 一
環境森林部長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農政水産部長	後 藤 仁 俊
県土整備部長	野 口 宏 一
会計管理者	甲 斐 景 早 文
企業局長	日 高 幸 平
病院局長	植 木 英 範
財政課長	和 田 雅 晴
教育委員長	江 藤 利 彦
教育長	高 山 耕 吉
警察本部長	高 相 浦 勇 二
選挙管理委員長	若 友 慶 二
人事委員長	黒 木 奉 武
代表監査委員	城 倉 恒 雄

## 事務局職員出席者

事務局局長	石 野 田 幸 蔵
事務局次長	弓 削 孝 幸
総務課長	馬 原 日 出 人
議事課長	四 本 孝 章
政策調査課長	富 永 博 章
議事課長補佐	孫 田 英 美
議事担当主幹	亀 澤 保 彦
議事課主査	山 中 康 二
議事課主査	隈 元 淳 二

---

◎ 議長の報告（普通会計決算特別委員会  
正副委員長互選結果）

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、さきに実施されました普通会計決算特別委員会における正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

普通会計決算特別委員会

委員長 中村幸一

副委員長 中野廣明

---

○坂口博美議長 以上で報告は終わりました。

---

◎ 議案第16号から第21号まで追加上程

○坂口博美議長 次に、本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第16号から第21号までの送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第16号、平成19年度一般会計補正

予算案についてであります。今回は、東九州自動車道の高鍋―西都間における行政代執行に要する経費について、補正予算を編成することといたしました。補正額は一般会計1,000万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,682億3,608万9,000円となります。

今回の補正の内容について御説明申し上げます。東九州自動車道の門川―西都間につきましては、現在34カ所の補償金目的の植栽行為が確認されているところであります。このうち高鍋―西都間の2カ所につきましては、去る10月4日に宮崎県収用委員会が損失補償なしとの判決を行い、土地の明け渡し期限を11月23日までとしておりましたが、いまだ樹木等の撤去がなされていない状況であります。このため、11月26日、起業者である西日本高速道路株式会社から県に対し行政代執行の請求がありましたことから、今般、樹木撤去等の代執行手続に要する経費について措置することといたしました。これに要します歳入財源は繰入金62万2,000円、諸収入937万8,000円であります。県といたしましては、西日本高速道路株式会社が公表している門川―西都間の平成22年度から平成26年度までの順次供用について、県民の皆様の強い期待にこたえるべく、一年でも一日でも早く開通できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案第17号は、収用委員会委員稲留一哉氏が平成19年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として田中寛氏を任命いたしたく、また議案第18号は、収用委員会委員熨斗新八郎氏が平成19年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく熨斗新八郎氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会

の同意を求めるものであります。

次に、議案第19号は、収用委員会予備委員眞茅喜久氏の後任予備委員として同じく眞茅喜久氏を任命いたしたく、また議案第20号は、現在、収用委員会予備委員1名が欠員となっておりますので、予備委員として島内清茂氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

最後に、議案第21号、拡大造林事業特別会計補正予算案についてであります。県営林における農林漁業金融公庫からの借入金について、伐採予定時期を10年以上延長することを借りかえ条件とした低利の転換資金が創設されたことから、利子負担の軽減を図るために、借りかえに要する経費を措置することといたしました。補正額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億5,900万円を追加するとともに、地方債について、新たに7億4,460万円を措置するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

### ◎ 一般質問

○坂口博美議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうから始まりました一般質問のトップを務めさせていただきます、日本共産党の前屋敷恵美でございます。

それでは、早速質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

先月28日、知事公舎で開いた県民ブレイク座談会の場で、知事が「徴兵制はあってしかるべき」と発言した問題が、マスコミ各紙で報道されました。そして、県内外から抗議が殺到したことも報じられています。我が党は30日、この知事発言は戦争肯定につながる重大な発言だとして抗議し、発言の撤回を求める申し入れを行いました。徴兵制とは、国民が軍務に服すること、すなわち国が軍隊を持つことを意味します。しかし、現憲法は、日本の引き起こした戦争の反省の上に立って、その9条で戦争放棄を宣言し、戦力不保持を明記しています。したがって、徴兵制は現憲法上認められないものであり、「徴兵制はあってしかるべき」などという発言は、憲法遵守の立場に立たなければならない知事としては許されるものではありません。まずは、この発言の撤回、取り消しを求めるものです。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 徴兵制発言等についてであります。さきの発言につきましては、今日の我が国において、国民の規範意識の欠落、希薄化、あるいは道徳観の崩壊が強く感じられる中で、教育論として、また社会構造の変化への対応策として、農林水産業分野、医療介護分野、災害復旧・消防分野等について、若者を一定期間、義務的に学習させる制度を国の政策として構築すべきではないかと常々考えていたことから申し上げたものでございました。しかしながら、さきの発言については、例え話としては飛躍し過ぎていて、不適切な発言だったと認識しております。以上でございます。〔降壇〕



**○前屋敷恵美議員** 私は、今回の知事の発言は、公人でない時の話であったとしても、今の時代、問題だというふうに思いますが、ましてや、知事の立場で例え話として片づけられるものではないというふうに思います。しかも、知事は、マスコミに「カメラは回さないで」と断って徴兵制発言をされましたが、十分に批判が出ることを想定しての発言だったのではないのでしょうか。そうであれば、さらに問題だというふうに私は思います。若者に道徳や倫理観、社会のモラルが欠けている、だから強制的に規律を重んじる機関で教育することが必要だと考えておられるようですが、今、防衛庁を舞台に繰り広げられている、軍事費に群がる企業や官僚の規範意識、道徳や倫理観をどのようにお考えでしょうか。社会のモラルハザードは、こうした中から起きているのではないのでしょうか。ましてや、若者を徴兵や徴農などという絶対服従の体制の中において教育すること自体、精神主義で国民を戦争に駆り立てていった、間違った教育に逆戻りすることではないのでしょうか。押しつけや強制の中では人の心は育ちません。このことについてどうお考えでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 昨今、日本全体の倫理意識、規範意識というのが欠如している、そう思っております。それは子供から大人までそうであると思っております。特にそういった社会を是正するというか、そういうところでは教育というものが非常に重要なポジションを占めると思っております。もちろん教育は、地域社会あるいは家庭、学校の三位一体でやらなければいけないことはもとより、その三位一体でやらなければいけない教育が、今いかがでしょうか。崩壊しつつある部分もあるのではないかと考えております。少年犯罪の若年化——もちろん

規範意識あるいはモラルを持った若者も大勢おります。しかし、一部の人間といいますか、かなり多くの部分でそういった規範意識、モラル意識が欠如しているものと考えています。その中で、今の学校教育、家庭教育、地域教育ができない部分を、ある意味、ある程度義務化して、若者に就業体験などをさせる時期がある程度あってもいいんじゃないかと考えての発言でございました。以上でございます。

**○前屋敷恵美議員** 子供たちや若者にだけ規範意識や道徳意識を強要するというのは、いかなものかというふうに思います。社会全体の問題としてとらえていかなければならない問題だというふうに私は思っております。強制の中からは、決して素直な心も道徳も育つはずがないというふうに私は思います。

ここで、改めて知事の平和や歴史の認識について伺いたいと思います。

知事はこれまで、外国人特派員協会の会見で、「従軍慰安婦の存在は確証がない」との発言や、靖国神社を参拝するなどしていますが、従軍慰安婦を強制され犠牲となった韓国の方々が、女性として、また人間としての尊厳をかけて、日本政府へ真摯な謝罪を求めています。また、靖国神社は、日本の侵略戦争を正義の戦争だったと正当化する場にしている神社です。そこに、日本が引き起こした侵略戦争への反省は全くありません。ですから、政府の閣僚が参拝すること自体、国内外で厳しい批判を受けているわけです。一連の知事の発言や行動は、歴史の史実を認めず、世界の平和の流れに逆行しているのではありませんか。知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 最初の質問でございますが、強制は社会の秩序をなくすものではな

いかというような発言がございましたが、義務というものは、教育も、納税もそうですが、ある程度強制を伴っております。そしてまた、従軍慰安婦問題に関しましては、平成5年8月4日の内閣官房長官談話が政府の基本的立場でありますので、私としてはこれを尊重したいと考えております。以上です。

**○前屋敷恵美議員** 知事、歴史の史実、真実の一つです。この史実をしっかりと踏まえて、戦争放棄の平和憲法遵守の立場で、これからの県政に当たっていただきたい、このことを強く申し上げます。

次に、在日米軍再編に伴っての新田原基地での米軍訓練移転問題に関して伺います。

我が党は先月20日、在日米軍再編に伴う新田原への米軍訓練移転の中止を求めて、防衛省に要請を行いました。その中で防衛省は、日米両政府が基地滑走路の補強や米軍宿舎の建設など新たな基地強化を検討していることを明らかにいたしました。このことは、ことしの3月、新田原基地で日米共同の現地調査が行われて、滑走路の損傷が激しいなどの指摘を受け、F15戦闘機のみならず、C17大型輸送機も使用可能にする、恒常的な大規模訓練に必要な施設の改善が求められたことによるものです。我が党は、こうした米軍の大規模訓練のための基地の整備強化は、新田原基地の米軍基地化につながり、騒音被害をさらに拡大させ、事件や事故の危険性を増大させるもので許されないと、厳しく抗議をいたしました。知事は、こうした基地の再編強化が行われようとしていることについて、どのように受けとめられるでしょうか。お伺いしたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 在日米軍再編は、我が国の平和と安全保障に関することであり、国

において適切に対処されるものと認識しておりますが、私は知事として、県民の生命や財産を守る責務がありますので、地元の負担や不安が軽減されるよう、機会あるごとに、地元自治体と九州防衛局との協定書を遵守し万全の対策を講じるよう、国に対して申し入れを行ってきたところであります。県といたしましては、今後とも地元自治体と十分連携をとりながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** その協定が今、非常に危うくなってきている状況があるわけです。この協定では、基地の訓練使用は年4回、56日以内となっていました。ところが、この4回を取り払って、年間56日以内であればいつでも使える、このような協定無視を平気で行うことを今、明らかにしています。しかも、新田原基地に配備されているF15戦闘機は、墜落事故を頻繁に繰り返している機種です。先月もアメリカ・ミズリー州で墜落事故を起こして、同機種の訓練が一時ストップされました。しかし、十分な原因調査も行われないうちに訓練が再開をされて、この新田原でも再び訓練がF15戦闘機を使って行われています。これでどうして住民の安心・安全の暮らしが保障されるのでしょうか。訓練再開に当たって、県のほうにそういう連絡通知はあったのか、もしなければ、原因究明を求めて公表することを要請するべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 訓練に関しては、日米安全保障条約のもとになされているわけでございまして、我が国の平和と安全の保障については、国において適切に対処されるものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** しかし、この協定がどんど

んなし崩しにされるという状況では、住民の安全・安心は守れないわけですから、その一つ一つに県として責任ある立場で対処していただきたい、このように思うところです。

また、私どもは防衛省に、住民の健康被害について、特に難聴問題についても対応するように求めました。ところが、防衛省は、平成9年に調査したが因果関係は確認できなかった、だから今後も調査するつもりはないと、まことに無責任な態度でありました。しかし、調査をした激甚地区の717世帯では、6.7%が難聴を訴えておられます。静かに暮らしたいという当たり前の願いすら踏みにじってはばからない訓練は、さらに米軍の訓練移転で騒音被害はより深刻になるというふうに思われます。

また、先月5日から16日には、新田原基地も参加をして日米共同統合演習が行われました。今回の演習は、イラク戦争やアフガンを想定して、日本全土と周辺海域で弾道弾ミサイル対処訓練など、より実践的な、大規模な演習が強行をされたところです。アメリカのこうした地球的規模で行う先制攻撃戦略に基づく在日米軍再編の本質を、日本は今しっかり見きわめなければいけないときにあるのではないのでしょうか。日本がこうしたアメリカの先制攻撃戦略に加担をして、再び戦争する国に向かっていこうとする、この国の誤りを今こそ食い止めなければ、私どもは大きな禍根を残すというふうに思います。そのためにも、この宮崎から米軍訓練移転の受け入れを撤回する立場を、改めて知事として表明すべきではないのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 国の政策で、国際社会貢献あるいは日米安全保障条約等に照らし合わせて適切に対処してもらっていると思いま

す。以上でございます。

**○前屋敷恵美議員** 国がやることだから仕方がないと、そのまま受けとめていたのでは、県民の皆さんの暮らし、平和は守ることができないというふうに思います。やはり問題が起きれば対処していく、その立場を貫いていただきたい、このように思います。

では、次に移ります。

次は、後期高齢者医療制度について伺います。

来年4月から実施されようとしております後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を後期高齢者と呼び、ほかの世代から切り離して独立した医療保険にするもので、際限のない負担増と差別医療をもたらすとして、実施を前に強い批判が噴出をしております。具体的には、健康保険等の扶養家族となっていて保険料を負担していない人も含め、75歳以上のすべての高齢者が保険料を払うこととなります。しかも、介護保険と同様に、年金から保険料は天引きをされる。保険料を払えない人からは保険証を取り上げ、医療が受けられなくなります。また、受けられる医療にも上限をつけて、包括払い(定額制)という別建て診療報酬を設けるとしています。保険料も示されたところですがけれども、新たな負担を強いられる高齢者には、まさに過酷な状態が及ぼうとしています。

こうした余りにも高齢者の実態を見ない内容に、日本医師会が制度の全般的な見直しを求める見解を発表し、全国で老人クラブを初め国民の不安と怒りの声が上がっています。高齢者に「これでは、うば捨て山じゃないか」と言わせるような後期高齢者医療制度の撤回を政府に求めるべきと思いますが、福祉保健部長の答弁を求めます。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 後期高齢者医療制度は、今回の医療制度改革の大きな柱の一つである、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現ということから、制度の創設が行われたものであります。今後、高齢化のさらなる進展により老人医療費の増大が見込まれていることから、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていく必要があることから、この制度が円滑に行われることが重要でありますので、県としても、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 政府はこれまでも、とりわけ高齢者に対して負担増を強いるなど、一連のやり方を行ってきまされたけれども、この後期高齢者医療制度は、その中でも高齢者いじめのきわみだというふうに思っています。この制度の運営は、各県の広域連合が行うことになりまされども、特に低所得者に対して、保険料や窓口一部負担の減免を行うなど、医療を受けられない事態が生じないようにすることが必要です。また、75歳以上であっても、病気の早期発見・早期治療は大切です。これまで市町村が実施をしておりました健診内容が後退しないようにすることが重要だというふうに思います。

そこで、県が、広域連合が独自に低所得者層の保険料の減免措置を講じるための財源補助、また健診事業に対しての補助をすることが求められていると思います。当然、国に対してもその負担の責任を負うことを求めることも必要ですが、県からのこうした助成をぜひ実現させるべきだというふうに思います。部長の見解をお願いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 後期高齢者医療制度におきましては、低所得者に対する保険

料の負担軽減措置、こういったものがとられております。この負担軽減のための支援措置としての保険基盤安定制度、あるいは高額医療費の負担に対する支援、こういったものは県が負担をしておるところでございます。県としては、こういった支援をしながら、関係機関と一体となって、制度運営が円滑に行われるよう取り組んでまいりたいと思っております。また、後期高齢者に対する健康教育とか健康相談、あるいは健康診査などの保健事業につきましては、広域連合が法律上、事業の一環として実施に努めなければならないことになっておりますので、県としては独自の支援については考えておりません。

○前屋敷恵美議員 それは、制度の中で決められた減額措置が講じられるということでありまして、高齢者に対しての負担は非常に重いものがあるわけです。ですから、県の新たな助成というのは、広域連合が、高齢者の健康と医療を守る特別の公共団体として総合的な役割、責任を果たしていくためには、とりわけ必要なことだというふうに思います。私は、ぜひ検討していただいて、宮崎の今日を支えてこられた高齢者の皆さん方の健康と暮らしを守るためにも、県はその責任の一端をぜひ担っていただきたいというふうに思います。

今、政府は、この制度実施を前にして、制度導入にあわせて始まる70歳から74歳の窓口負担の1割から2割への倍加を1年延期する、また75歳以上の被扶養者が新たに負担を迫られる保険料を半年凍結する、このような負担軽減措置を打ち出しております。しかし、負担の先延ばしをする一時しのぎの対策でしかありません。導入前から、まさに欠陥のある制度だということも物語っているというふうに思うわけで

す。世界に例のない年齢差別の後期高齢者医療制度の実施を中止して、だれもが安心してかかる医療制度に改革することこそが必要であるというふうに思います。このことを申し上げまして、ぜひ県がその役割を担っていただくことを要望したいというふうに思います。

では次に、同じく福祉保健部長にお答えをいただきますけれども、障害者自立支援法施行に伴う県の施策についてお伺いをいたします。

昨年4月にこの自立支援法が施行されて、1年半が経過をいたしました。我が党国会議員団は、ことし8月から9月にかけて、2回目の障害者自立支援法の影響調査を行いました。既に1回目の調査でも、利用料が応能負担から応益負担に変わったことで、障がい者やその家族に過酷な負担を強いていることが明らかになりましたが、県内での状況も例外でないことは、私、6月議会でも申し述べたところです。今回の調査の中でも、ある身体障がい者入所授産施設で、給食費負担が重くなったことで通所者が給食をとらなくなった、こうしたことなどが生じていることが報告をされています。政府が発表した調査でも、施設利用を中止した人が1,625人、利用日数を減らしている人は4,114人にも上っています。また、事業所の運営も、報酬が月払いから日払いになったことによって、1割から2割の減収を余儀なくされ、運営が困難になり、その結果、利用者や家族に新たな負担を求めたり、職員の削減にも及んでいます。改めて、この自立支援法施行後、県内の利用者や施設運営の状況などがどうなっているのか、また、地域での生活の受け皿となるグループホームの整備はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** まず、障害者

自立支援法施行後の施設の運営状況につきましては、報酬の日額化などによりまして、収入の減少が見られておりますけれども、国の特別対策で、今年度から法律施行前の9割の報酬が保障されることとなったため、一定程度の改善が図られていると考えております。

次に、施設からの退所者につきましては、県のほうでも調査をいたしておりますが、県内には約3,000名の施設利用者がおられます。このうち、昨年の4月から6月までの3カ月間で33名の方が施設を退所されております。また、昨年の7月からことし6月までの間では、1名の退所にとどまっております。

それから、グループホームの整備につきましては、現在85カ所、定員431名となっております。引き続き必要な整備を進めることとしております。以上です。

**○前屋敷恵美議員** この自立支援法の施行によって負担が増大をしてきた障がい者の方や家族の方には、大変な状況が強いられているわけです。政府はこうした実態の中で、利用料負担の上限額の軽減などを含んだ1,200億円になる特別対策を昨年12月に打ち出さざるを得なくなりました。しかし、障がい者が精神的にも金銭的にも過酷な負担を強いられていることには変わりはありません。やはり応益負担の撤回こそ必要ではないかというふうに思います。そこで、国に応益負担の撤回を求めるとともに、利用料の負担軽減、また作業所への助成など、県独自の支援策を講じるべきだというふうに思いますが、改めて部長の答弁、見解を求めたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 障害者自立支援法、1割負担ということですが、それにつきましては、それ相応の低所得者に対する

負担の軽減措置等が措置されておまして、県としては、それについての支援もやっておるところでございます。県独自の支援といたしまして、今の制度の中での支援について取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○前屋敷恵美議員** 制度の中での支援だけでは足りないから、県の新たな助成を求めているわけでありまして、障がいを抱える方々の立場に立った施策をぜひ検討していただきたい、このように思います。

また、障害程度区分の問題では、厚労省が示しました、平成23年度までに入所施設利用者の1万1,000人削減を目標にして、今、全国の自治体で、障害福祉計画に基づいて、障がい程度が3以下の人が施設退所の基準となることが、家族にとっては大きな不安材料となって、もう既にこういうことを聞いた方が退所をされている、こういう状況が今、広がっております。特に問題なのは、知的障がいや精神障がいについて、実態に即した程度区分の判定が行われるかどうかということでもあります。直接は市町村が判定を認定するわけですが、実態に合った認定になっているのか、今の現状はどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 障害程度区分につきましては、いわゆるコンピューターによる1次判定、それをもとに福祉や保健等の有識者で構成する市町村審査会での2次判定を経て認定を行っておるところであります。特に知的障がい、精神障がいについては、障がいの特性から、1次判定で低い認定結果になりがちであるということは認識をしております。このようなことから、県におきましては、特に2次判定を行う市町村審査会で、障がい者の実態を踏まえ慎重な審査を行うよう、市町村を指導して

いるところであります。また、国に対しましては、1次判定が障がいの特性を反映したものとなるように、全国知事会等を通じまして、見直しを要望しているところであります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、認定に当たっては、機械的な判断で3以下の人を一律に退所させることがないように、徹底して市町村への県の指導を強めていただきたいというふうに思います。

障害者自立支援法は、今、国民の声に押されて、この1年の間に2回も制度の手直しを迫られるなど、まさに欠陥法律であることが明らかになっております。障がい者にとって最もふさわしくない法律だと言えるわけです。私は、早急に県からも、応益負担の廃止や、施設への報酬を月払いに戻し、経営の安定を保障すること、小規模作業所への補助基準の大幅な引き上げ、障がい者一人一人の実態に合った障害程度区分の認定基準の見直し、また医療費1割負担の撤回などを積極的に国に要望する、働きかけていくことが必要だと思います。再度このことを要求したいと思います。ぜひ、国へも県内の障がい者の実態を伝えて、制度の改善に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** いろいろな新しい制度で、始まった当初、いろいろ円滑にいかない部分もあるかと思いますが、それにつきましては、国に対して要望すべきところは要望していきたいと思っております。

**○前屋敷恵美議員** では、次に移ります。

入札制度改革に伴っての諸問題、特に建設業の倒産と失業対策について伺います。

官製談合事件から1年が経過し、現在、司法の場で一連の事件の解明が進められています。県は、この事件で浮き彫りにされた県の談合体

質の一掃に着手し、入札改革を進め、来月には指名競争入札が全廃をされ、すべて一般競争入札で行われることとなります。談合を廃し、透明性を確保し、条件に応じてだれでも入札に参加できるという点では、開かれた公共事業の発注・受注であることは間違いありません。ところが一方で、落札率が7割台に下がり、経営難に陥る会社も出ています。また、公共事業の大幅な削減と相まって、ことしに入って建設業の倒産は10月までに50件、負債総額は119億円余に上っていることが明らかにされています。このことは、地域経済にも大きく影響をし、何とんでも多くの失業者をつくってしまうという点でも大問題だというふうに思います。県は、入札制度改革に当たって、県内業者や地元業者優先の地域要件を加味するなどの手だてを講じられてきたというふうに思いますが、それが徹底されているのか、お尋ねしたいと思います。県土整備部長の答弁を求めます。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 建設産業は、社会資本の整備を通しまして県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や雇用の受け皿として大きな役割を担っているところでございます。このため、入札制度の改革に当たりましては、地域における建設産業の役割を考慮し、県発注工事については、原則県内業者に発注するとともに、工事の規模や種類などを勘案して、地域要件を設定しているところでございます。さらに、県発注工事の全受注者に対しましては、契約ごとに、工事施工に当たり、その一部を下請に出す場合には県内業者に優先的に発注すること、また、建設資材を購入する際には県内業者から購入することを要請しております。

**○前屋敷恵美議員** 先ほども申しましたが、公

共事業の総額が大幅に縮小されるという状況の中で、厳しい経営状況に置かれています建設産業の活性化のために、県としてどのような施策を講じているのか、また、建設業者が新たな分野に進出する、また挑戦するために、県としての支援を行っているというふうに聞いておりますが、どのような内容なのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 県におきましては、平成16年12月に宮崎県建設産業活性化プランを策定し、関係部局と連携を図りながら、経営革新に取り組む意欲のある企業を支援するとともに、技術と経営にすぐれた企業が適正に評価され、伸びていける環境づくりを進めているところでございます。一例を申し上げますと、専門家によります経営相談窓口の設置や、新分野進出を促進するためのセミナーの開催、経営革新プラン策定に要する経費助成等を行っているほか、入札参加資格審査におきまして、技術力のある企業を高く評価しているところであります。また、9月補正予算におきましては、建設産業支援対策事業等を創設いたしまして、専門家による地区別講習会の開催や新分野への進出を促進するための助成などにも取り組んでいるところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 新しい分野に進出するそういった企業を応援するために、助成もっていると聞いているんですけども、その具体的な中身についてお答えください。

**○県土整備部長(野口宏一君)** この制度でございますが、経営基盤の強化を図るため、建設業を営みながら、新分野への進出・定着を図るために必要な経費を助成するものでございまして、設備整備に必要な経費や、新分野で必要とされる技術習得のための研修経費、販路開拓の

ための見本市出展経費など広く助成の対象としているところで、1社当たり50万円を限度としております。なお、11月中旬から実施しております地区別の講習会におきまして、助成制度の内容について十分周知を図るとともに、現在、補助金の交付申請を受け付けているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 限度額が50万円の支援ということでありますけれども、この程度では、新分野に挑戦をして何とか経営をつないでいこうという、それには少額過ぎるのではないかというふうに私は思います。企業誘致の対策費などと比較をしても、かなり少額だというふうに思いますが、もっと手だてを講じてもいいのではないか、そしてまた、系統的なその後の支援も必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 今回の助成制度につきましては、大幅な公共事業費の減少に伴い倒産も倍増するなど、建設産業を取り巻く環境が大変厳しくなっておりますことから、これまでの支援策に加えまして、建設業者の新分野への進出意欲をさらに高めるため、補助金の給付にまで支援策を拡大したというものでございます。この補助金につきましては、機械器具の購入やノウハウの取得など、初期経費の一部を支援するものであり、本格的な事業展開に当たりましては、中小企業融資制度など従来の支援施策を活用していただくという形になります。

**○前屋敷恵美議員** いずれにしても、企業の倒産を防いで、新たに地域で頑張っていたく企業を育てていくためにも、継続的な支援をぜひ、支援費の増額も含めて検討していただきたいというふうに思います。

次に、失業対策について伺います。

現在、雇用情勢は極めて厳しい状況にありますが、相次ぐ建設業者の倒産などで新たな失業者がふえています。10月の倒産はことし最多の14件、そのうち7件が建設業者という状況にあります。雇用を確保することも重要ですが、失業者をつくらないことがより重要になっていきます。建設業に限らず、企業を支えるこうした方策を講じることが必要だと思いますが、商工観光労働部長の見解、対策をお聞きしたいと思います。

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** 失業者の対策についてでありますけれども、これにつきましては、ハローワークによる職業紹介のほか、雇用相談員によります就職相談、あるいは新たな技能の習得を求める離転職者への職業訓練などにより、再就職の支援に努めております。また、地域への影響が懸念されるような企業倒産が発生した場合には、関係機関と一体となりまして、情報収集に努めますとともに、雇用保険の早期支給などに取り組んでいるところでありますけれども、今後とも労働局等と緊密な連携を図りながら、再就職の支援に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** この失業対策は、雇用対策とあわせて非常に重要ですので、失業者を新たににつくらないという観点はぜひ持っていただいて、その対策を進めていただきたいと思います。

先ほども私、引き合いに出しましたが、誘致企業対策費、かなりの高額ですし、また誘致企業100社を目指しながら、一方では倒産企業がふえるという――所期の目的を達したことになるわけですね、100社を目指しながら、企業倒産が出るということは。今、地元企業を支える



県の役割、ぜひ果たしていただきたい、このことも申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、指定管理者制度についてです。

私、総括質疑の中でもこの問題を取り上げさせていただきましたけれども、現在、62の公的施設の維持管理を特定の民間企業、団体にゆだねております。しかし、民間にゆだねたといっても、そこに公的責任や公共性が損なわれてはならないことは言うまでもありません。質疑の中でも例を挙げましたけれども、県営住宅の維持管理について、電話や直接の対応が悪い、もとの制度に戻してほしい、こういう声も今、寄せられているところです。管理が適正になされているか、県民サービスの提供がなされているか、指定管理者に対する県のチェックが必要であり、法的にも、自治体は常に指定管理者に報告を求め、必要な指示をすることができるかとされています。自治体から具体的な指摘や働きかけをするためにも、その施設の利用者の評価システムを構築することが必要ではないでしょうか。施設によっては、利用者運営委員会を設けたり、モニター制度を取り入れるなど、住民や利用者が直接、評価にかかわる体制が必要と思いますが、県民評価のシステムの構築ができないか、答弁を求めたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 今お話のございました第三者的な機関の設置ということではありますが、既に施設利用者代表を含む評価委員会を設置している施設もあるところでございます。ただ、私どもといたしましては、利用者の声につきましましては、利用者アンケート等を実施して、その把握に努めているところであります。県としては、これらを十分に活用しながら、利用者のサービスの向上が適切に図られるように、そのような対応を引き続き工夫を重ね

ながらしていくことが大事なことであろう、このように考えております。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ公共性が損なわれないように、また公的なサービスが十分に行われるような、こうしたシステムの構築、今後も検討を重ねていただきたいというふうに思います。

それでは、残りの時間がなくなりましたが、最後に、妊婦健診の促進について伺いたいと思います。

厚生労働省は少子化対策の一環として、ことし1月、胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診について、公的助成による無料妊婦健診の回数を現在の原則2回から5回以上に拡大することを決め、平成19年度中の実施を目指すとして、既に各市町村へはその通知がなされております。安心して元気な赤ちゃんを産みたいと願うお母さんたちにとって、この通知は朗報として、大きな期待を持って受けとめられております。宮崎県での受けとめと実施状況はどうか、お聞かせください。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 妊婦健診につきましては、母体あるいは胎児の健康を確保するために重要であります。このため、妊婦健診の公費負担につきましては、お話にありましたように、今までの2回から5回程度へ公費負担をふやすよう、国から通知が出ております。本県におきましては、今年度は8市町村において5回の公費負担が実施されております。また、その他の市町村におきましても、健診の拡充に向けて、現在検討中でございます。

**○前屋敷恵美議員** 現在、8自治体ということですが、30市町村のうちの8市町村ですから、取り組みはこれからだというふうに思います。

最近、全国で出産に当たって胸を痛める出来事が続けて報じられました。その一つが、こと

し8月、奈良県で異常を訴えた妊婦を12の医療機関に打診したけれども、受け入れる病院が見つからず、救急車の中で死産をするという痛ましい事態でした。この事例は、周産期医療体制の整備の問題などの原因はあったものの、かかりつけ医での健診を全く受けていない妊婦であったということも原因していると考えられます。妊婦の体調が全くわからない、いわゆる飛び込み出産は高いリスクを負うために、受け入れをためらう医療機関も少なくないと分析されています。現在、全国的にかかりつけ医での診察を経済的な理由で受けない妊婦がふえていることが言われていますが、宮崎県も決して例外ではありません。来年春に出産予定だというお母さんは、健診しないと不安だけれども、1回5,000円から6,000円はかかる診察料負担がとても大きい、健診内容によってはもっとかかるんだと。とりわけ若い世代にとって経済的な負担が大きいのしかかっている状況が示されています。厚労省は都道府県に対しても、妊婦が受けるべき健康診査は、公費負担で14回程度が望ましい、経済的理由により受診をあきらめる者を生じさせないためにも、5回程度の公費負担を実施することが原則であるとして、その時期や内容まで示して、市町村が積極的な取り組みを図るよう、周知徹底することを通知しています。この間、県としてどのような取り組みをされたのか、今後どのように促進を図るのか、県としてどんな援助ができるのかも含めてお答えいただきたいと思います。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 妊婦健診の一層の促進に向けて、県としましては、関係機関との調整——これはいわゆる健診料の問題でございますが——を今、図っておるところでございます。それと、おっしゃるように、公費負担

制度がありながら健診を受けないという方もおられるわけですので、受診の重要性について、妊婦の方あるいは県民の皆さんに、より周知を徹底していきたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 赤ちゃんの元気な産声は、私たちに生きる勇気を与えてくれます。授かった大事な命を失うことのないように、母子ともに健康な出産ができるように、すべての市町村での実施に向けて、県がその役割を十分に果たしていただくよう、要望したいというふうに思います。

今、県も財政難の中で厳しい財政運営が迫られておりますけれども、きょう質問をいたしました高齢者医療の問題、また障がい者の問題、そして子供たちを抱える人への子育て支援の問題など、いずれも県民の皆さんを大いに支えていく、こういう役割が今、県政に求められているというふうに思います。国が次々と予算を削ってくる、こういった中ではありますけれども、県民の皆さんの安心できる暮らしを支えていくというのが、自治体としての本来の役割ですから、その立場にしっかりと立って、郷土の平和と安全、暮らしを守る、この立場で県政運営を進めていただきたい。このことを最後に要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○坂口博美議長** 次は、53番中村幸一議員。

**○中村幸一議員〔登壇〕(拍手)** きょうも、たくさんの傍聴者の皆さんが詰めかけられております。中村幸一の話聞きに来られたのか、あるいは知事の顔を見に来られたのか、定かではありませんが、来ていただいたことに感謝を申し上げながら、一般質問をしていきたいと思っております。

今年もいろいろございました。やはり一番う

れしかったことは、この4月の選挙で都城市民の皆さん方の温かい御支援で当選させていただいたことでもあります。この議会にこうして参画できているということは、本当にありがたいことでもあります。これは一回落選してみないとわかりません。連続当選していると当たり前のように思いますから、やっぱり初心に戻って、ちゃんと議会で頑張らなくちゃいけない、このように思ったところでもございました。

さて、非常に残念なことが11月17日にもございました。実は静岡県の沼津市で、沼津工業高校だったんですが、全国の測量技術者大会がございました。これに我が母校であります都城工業高校が——宮崎県で優勝し、そしてまた九州で優勝しました——全国大会に行ったわけでありまして。私も同窓会長でありますから、沼津まで見に行きました。測量の応援というのは、声を出して応援するわけにいかないの、じっと見ているだけですが、何と全国第2位になりました。準優勝です。これが野球であったら、空港から都城まで凱旋です。そして、マスコミもわっと取り上げたでしょう。全国2位になっても、どこの新聞社、テレビも取り上げない。教育でこれだけ頑張っても全国2位になるのに何も取り上げないというのは、今のマスコミはどこかおかしいと私は思っております。本当に残念でありました。一生懸命頑張っている人たちをマスコミは取り上げてやらないといけないなということを感じたところでもございました。残念だというのはそのことでもございました。

さて、通告に従って質問をしていきたいと思いますが、知事にお尋ねいたします。私、長年県議をやっています、県庁の職員にもたくさん友達がおられます。また、焼酎大好きですから、たまには一杯飲むこともあるんですが、

今、県庁職員が一番の関心事というのは、やっぱり知事のことなんですね。知事はどのくらい宮崎県で腰を据えて知事職を全うされるんだろうか、こういう話なんです。「何でそんなことを言うか」「いや、あの人気ですから、衆議院にくらがえするんじゃないだろうか」とか、そういう話が出るわけです。やっぱりトップがしっかりしておらないと——ふらふらしているというわけじゃありませんが——そういう疑問を持たれるようなことじゃいけないので、当選すればのことですが、どのくらいの期間、はっきり答えると3期ぐらいでしょうけれども、そのぐらいおられるのか。トップに立つ人がひょっとしたら逃げるんじゃないか、こう思われると、部下は一生懸命働けない。そのことをひとつお答えをいただきたいと思います。

後は自席からやらさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

私が知事を志しましたのは、地方の活性化は、地方と国が力を合わせて車の両輪となってやらなければならないわけですが、私としては地方の立場で尽力したいという気持ちからでありました。特にまた、官製談合事件による宮崎県政の危機、そして長年にわたって一向に宮崎の元気な様子が中央には聞こえてこないということに対して、宮崎県人としての悔しさ、じくじたる思いがあったわけでもございます。宮崎はこのままでよかっちゃろかい、宮崎のために私ができることをとにかくすべてやりたい。宮崎をどげんかせんといかん、何とかせんといかん、私がこれまで培ってきた経験や人脈、スキルを今こそ宮崎のために還元して、この豊かな宮崎を日本じゅう、世界じゅうに全力でPRし

ていくことで、宮崎の再生を図りたいということでございます。そのような思いから、芸能界を引退し、宮崎に骨を埋める覚悟で知事選に立候補し、知事となって今日に至るまで、寝る間も惜しんで東奔西走、日々力の限りに県勢の浮揚に努めてきたつもりであります。私は、今後とも知事を志した初心を忘れず、与えられた任期の一日一日を県民の皆様との約束を果たすために誠心誠意努めてまいることを、県民の皆様にお誓い申し上げるわけでございます。以上でございます。〔降壇〕

○中村幸一議員 今の答弁で、骨を埋める覚悟ということでございましたから、このことを聞いて、皆さん一安心したんじゃないかなと思います。これも知事がまだ人気の衰えがないからでありましょう。私の孫が今、東京から帰ってきているんですけども、私にこう言いました。グランパ——グランパと言わせるんですね。じいちゃんと言わせると年とったような気がしますから、グランパ。知事がテレビに出ていたんです。「この人、知っている」「だれなの」、6歳なんですけど、「これはね、東国原英夫というんだよ」「何する人よ」「宮崎県の知事だよ」、こう言うんですね。「おれは何か知っている」「知らない」と言って逃げましたけれども、そのぐらい有名でありますから、皆さんが心配をして、そういうことがいろいろ話題になるんだと思います。

次に、副議長をさせていただいて、知事と何回もいろんな会合で会うわけですが、知事があいさつされるのは非常にうまい、上手である。これは認めます。しかし、そういう会合に行かれたときに、来ていらっしゃる方は、何かおもしろいことを言ってくれないかなという期待がある。知事もその期待にこたえようとなさる。

それで、笑いをとりたいということで、時々失言をされるわけですが、やはり県議会、それから職員をネタにすることは余りよくないんじゃないか。差しさわりのない部分はいんです。県議会と職員をネタにする。ああ言った、こう言ったとは言いませんが、それはやはり自粛されたほうがいいのではないかなと思います。御所見を賜りたい。

○知事(東国原英夫君) 最近、講演会などで県民の皆様に対してお話をすることが多々ございます。その際、最も心がけているのは、県政を身近に感じてもらうこととあります。話すに際しまして、専門用語や抽象的な言い回しを多く用いたのでは、一般の方の理解はなかなか得られないと思います。まして、知事の話は難しいとなれば、次から皆様に耳を傾けてもらえなくなったりする懸念もございます。そこで、県における私自身の失敗談や具体的なエピソードを適度に交え、聞き手にリラックスしてもらう中で、県政を語り、県政を考えてもらおうと努めているところでございます。その際、どうしても議員の皆さんや職員の皆さんに触れずには話が進まないような場面もあることを御理解いただきたいし、先ほど中村議員も冒頭、傍聴者は知事を見に来たのかというような、私をネタにされている部分もございました。議員の方々も、折に触れて私のネタをしゃべっているところを生で聞いたりしております。それは持ちつ持たれつということで、お互い、ウイン・ウインの形であればいいんじゃないかなと思っております。でも、議員の御指摘については、今後、十分、心してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 冒頭、私が、知事を見に来られたのか、私の質問を聞きに来られたのかと言

いましたが、これはジョークですね。知事のは、たまにジョークじゃないんです。ぐさっと来るようなことを言われるんです。具体的なことは言いませんが、そういったことに気をつけてくださいということで、持ちつ持たれつじゃないですから、ちゃんと襟を正していきましょう。そういったことでお願いします。

それから、副知事2人制について御提案を申し上げたいと思います。

知事はマスコミに出過ぎだとか、テレビに出過ぎだとか、いろいろと言われます。しかし、私は、県政に支障がなければ、そして議会運営に支障がなければ、今のままで十分結構だと思っています。ここまで宮崎県を浮揚させてくれたことは知事の力であると、高く評価するんです。忙しい人ですから、今、宮崎県に骨を埋めるということでしたが、長生きしてもらわないかんでしょう。そして、一生懸命頑張ってもらわないかん。そのためには、副知事を2人置いたほうがいいと思うんです。

私は、河野副知事は大好きです。この人は人相学上からいっても、本当にいい相をしているんです。知事よりもいい相をしている部分があるんです。ですから、本当にすばらしい人だと評価します。この前、議長代理で沖縄のひむかいの塔に参拝に行きました。そのとき、副知事も知事代理でお見えになっていました。私は半日おくれて行ったんですが、そのとき、副知事と話す機会がありまして、長い時間一緒に話したんですが、いろんな県政のこと、国の抱えている問題等々お話ししました。だから優秀な人であることはわかるんです。しかし、お二人とも余りにも忙し過ぎる。また、副知事は総務省に行く行くは帰らなければならない人です。守屋次官みたいになったらいけません、次官ま

でなっていたかなければならない人です。これがまた、ひいてはお帰りになって宮崎県のためになるんだということで……。

前、出納長という職がありました。副知事がいわゆる官僚から来られますから、そういった意味もあるんでしょうけれども、非常に積極的に議会対策あるいは職員の面倒を見る、そういったことから、組合対策もそうでしょう、いろんなことをされる。そういう役目を担う人が今いるのかどうか。見ておりましたところ、あのころは各会派にふらりと来られて、いろんな意見も聞かれたりしておりました。そういう役目をする人がいないといけないんじゃないかと思っています。内政を固める意味でも、そのような方が必要ではないかと思いますが、知事はどう考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 副知事の定数につきましては、私は、県財政の厳しい状況等を踏まえ、当面1人と判断したものであります。さらなる県勢発展を図る上での今後のトップマネジメントのあり方については、行財政改革の進展や諸課題への対応等も踏まえながら、常に留意してまいりたいと考えておりますが、もし仮に副知事を2人置くとしたら、議員は——これはあくまでも参考までですが——だれか推薦される方がいらっしゃいますか。

○中村幸一議員 それはあくまで知事がお決めになることですから、外部からということじゃなくて、宮崎県内に住んでいる方で宮崎県に骨を埋める方、そして知事が何かしでかしたら泥をかぶるぐらいの度量のある人、そんな人がおれば、そういう人を見つけないといけないんじゃないかと。私にだれかと聞かれても、ちょっと困りますけれども、そういう人に遭遇しませんか、知事は。そういう人は見当たりま

せんか。

○知事(東国原英夫君) 見当たらないわけはありません。

○中村幸一議員 だったら、私に、だれか推薦する人がおりますかということは聞かないでいただきたいと思います。またこれは、私ども県議が、だれがいいよということ言っはならないことであろうし、知事が執行部の皆さんとよく相談されて、しかるべき人を選んでいただければいいんじゃないか、このように思います。

次に移ります。ヤミ金融対策、いわゆる多重債務についてであります。

宮崎県の自殺者は人口10万人当たり31.5人と、全国5番目に高い自殺率となっています。そこで、県は11月19日、自殺防止に取り組む県自殺対策推進本部(本部長・知事)を設置しました。来年度から全庁的に相談体制の充実を図り、市町村にも連携を呼びかけていくこととしています。自殺は、貧困も大きな原因の一つであります。また、本県も47都道府県の中で本当に所得率も低いし、貧困家庭も多いと思われます。多重債務者は全国で230万人に上り、生活苦が主因の自殺者は年間3,000人程度だと言われていす。本県の生活苦による自殺者はどのくらいの数字になるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 自殺の原因については、特に多重債務ということで何名というのは把握をしておりません。

○中村幸一議員 多重債務になる原因は、やはりヤミ金融に手を出すことから始まるんじゃないかというふうに思います。宮崎県議会では9月定例会でも、高金利の引き下げに関する請願の採択がなされました。過去にも1回なされた

経緯があるように記憶いたしておりますが、昨年は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」「貸金業の規制等に関する法律」の改正がなされました。経済的弱者を救う手だてというのは一応整ったわけありますが、ヤミ金融に対しては万全の対策が整っていない、このように思うわけであります。時々、警察の手でヤミ金融の人たちが逮捕されたりしていますが、これはほんの氷山の一角でありまして、まだまだたくさんいるわけです。

例えば、こういう例があるんです。5万円のお金を貸しましょうということが決まった。3万円、借りる人に渡す。2万円は利子として、はなから2万円取っておく。そして、1週間以内に5万円返さなければ、あと5万円を払うまで、次の週にまた2万円を払わなくちゃならない、こういうような状況があるんです。こうなると、計算してみると、実質金利は約3500%ぐらいになるんです。どんどん繰り返していくと天文学的な数字になっていくと言われております。こういう困窮者が自殺に追い込まれるということも——先ほど福祉保健部長は把握していないということでしたが——多分、宮崎県でも相当数の人に上るんじゃないかというふうに私は思っております。

9月定例議会で、新見議員がこの前、質問されました。国のほうから県等に窓口をつくりなさいということだったんです。それを質問されて、答弁の中で、8月1日に弁護士や司法書士等で立ち上げをした、こういう話がありました。国から言ってきているのは、相談体制の充実、セーフティネット貸付の提供、金融経済教育の強化、及びヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化、この4つを県でちゃんとしなさいというふうになって、8月1日にその立ち上げを

したという地域生活部長の答弁だったと記憶していますが、その後どのような取り組みがなされているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 多重債務問題を解決していくためには、相談者が気軽に安心して相談できる体制の整備が必要であると考えております。それともう一点は、相談を受ける職員の資質の向上、それもあわせて大事であると考えております。最初の窓口の整備につきましては、県の消費生活センター、それと消費者金融相談所に加えまして、県内すべての市町村で窓口を設置しております。そこで相談に当たっております。それから、資質の向上でありますけれども、それにつきましても、10月、弁護士等を講師といたしまして、相談者との信頼関係を築くための心構え、それから法律の知識についての研修会も開催しております。一方では、ちょうどきょう、12月10日から16日まで、全国一斉に多重債務者相談ウィークが展開されます。県におきましても、この期間中に、弁護士会、司法書士会の全面的な協力により、県内6市の7会場におきまして、無料相談会を開催することにしております。それから、相談件数が増加傾向にありますけれども、今言いましたような取り組みによりまして、どこにも相談ができずに一人で悩んでいらっしゃる方の救済が図られるものと期待をしているところであります。今申し上げましたような取り組みを、市町村、関係団体と十分連携を図りながら、今後とも相談窓口の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、先ほどのような取り組みかという御質問でありましたけれども、1日に多重債務者対策協議会を立ち上げまして、8日に第1

回目の全体会議を行ったところでありまして。関係18機関で、情報の共有化と多重債務の現況等についての情報把握を行ったところでありまして、その中で関係機関を2つのグループに分けました。一つは啓発・相談グループ、もう一つはヤミ金の取り締まりグループに分けまして、最初の啓発・相談グループについては、第1回目の会議を11月中に行ったところでありまして。年が明けまして2月には全体の会議を予定しておりますので、一層、多重債務者問題に対する取り組みを強化してまいりたいと考えております。以上です。

**○中村幸一議員** 偶然にそうなんだろうが、きょうそういう相談が行われるということですが、私、知らないんですね、そういうことを。県民に対する啓蒙活動というのが本当にされているのか。相談は窓口がありますよといっても、啓蒙活動をやらないことには、一般県民に知らしめることはできませんね。啓蒙活動はどうされているのか、伺いたいと思います。

**○地域生活部長（丸山文民君）** これにつきましては、県の「広報みやぎ」等も通じて広報しておりますし、市町村の広報紙等も通じて十分啓発をさせていただいているところでありまして。問題意識のある人は、ちゃんと必ず自分でどこに相談したらいいかをされるんですけども、今御質問ありましたように、どこに相談に行ったらいいかわからない、そういう人たちの掘り起こし、それが一番大事であると考えております。

**○中村幸一議員** 済みませんでした。読んでおりませんでした。

次に、警察本部長にお伺いいたします。ヤミ金の窓口は安全企画課ですか、そういうところの部署があると聞いています。前、一回聞いた

ときは、今はそんなことはないかもしれませんが、警察に行くと、「金を借りて返すのは当たり前の話だろう」ということもあった。そしてまた、「これは民事でありますので、警察は取り扱いません」みたいなこともおっしゃったことが、以前はよくあっていました。ヤミ金は、警察がヤミ金業者の電話番号を聞いて、「あなた方はこういうことをやっていますか」と聞いただけで、「もう結構です」ということがあるという話を聞きました。やっぱり警察が関与していかないといけないと思うんです。今そういう相談があったとき、どのような対応がされているのか、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** 今、中村議員が御見解を示された点についてでございますけれども、おっしゃるとおりでございます。ヤミ金融というものは、私どもは金融問題だと考えておりません。ただ、ずっと以前は、おっしゃったような発想があったのかもしれませんが、平成15年にヤミ金融対策の関連法を強化して以降、そうした理解のもとではなくて、暴力団等の背景勢力のもとに一般市民の方が大変な目に遭っているという問題認識のもとで取り組む、こういうスタンスで現在やっておりますことを、まず申し上げておきたいと思っております。

警察におきましては、ヤミ金に関する相談は、警察安全相談室という組織を警察本部、警察署に設けておりまして、ここを通じて受け付けております。ここにはいろんな相談が参りますけれども、ことしのデータを見ますと、相談総数で1万4,752件あるんですが、このうち金融関係取引に関する悪質商法という項目分けて、このほとんどは、いわゆるヤミ金融であるとい

うふうに考えておりますけれども、この悪質商法に関する相談で1,223件ございます。相談の全体に占める割合は8.3%でございます。昨年の9.6%でございますので、割合としてはほぼ同一水準で推移しているというふうに考えております。私ども、ヤミ金融に関する相談に当たっては、冒頭申し上げましたようなスタンスに立って、我々警察をよりどころとして相談がなされているということ十分に踏まえまして、まず誠実にお話を聞くということ、そして無登録営業あるいは違法な高金利という法律に抵触する事実があるなら、速やかな検挙に向けた措置をとるとともに、それ以外の適切な対処方法等についても教示をしているところでございます。

本県警察では、先ほど申し上げましたヤミ金融対策を本格化させました平成15年以降現在まで、事件の数にしまして24事件、被害人員1万2,736人、被害額にしますと約8億6,000万円余に上る事件の検挙を行っているところでございます。また、事件検挙とは別でありますけれども、電話等による悪質な取り立てが現に継続しておりまして、電話でございますので、相手の業者は直ちにわからないというケースも、実は少なからずございます。その場合に、もちろん相談者の意向も十分踏まえられますけれども、とりあえず、しつこい取り立てをやめてほしいという御希望が強い場合には、警察のほうでかわって電話に出まして、警察が事案に介入しているという事実を知らせた上で、警告をいたします。そうした形で、当面の相談者の保護ということにも留意をしております。こういう警察での電話警告という面で見ますと、昨年のデータで75件ほど実施しているところでございます。いずれにいたしましても、ヤミ金融は大変



悪質でございますので、先ほどお話が出ておりました、県多重債務者対策協議会のネットワークも活用して、関係機関との緊密な連携を図りながら、今後とも適切な対応をしてまいりたい、このように考えております。

**○中村幸一議員** 力強い答弁をいただきましたが、どこの警察に行っても同じ取り扱いであるように、本部長から各警察に通達をしていただくとうれしいと思います。

それから、多重債務に関する4つの柱の1つに、金融経済教育の強化というのがありました。教育長にお伺いしますが、私どもの仲間の司法書士の皆さんが、各学校に出向いて、ヤミ金融の話から多重債務の話等々を子供たちに聞かせておるといことであります。これはよく承知いたしておりますが、ボランティアでやっているものだろうと理解しています。これを義務づけて、今の時期、卒業を目の前にしておるわけですから、高校あたりあるいは中学校あたりに出向いて2時間ぐらいみっちり、お金を借りるのはこういうリスクが伴うんですよというようなこと等を含めて、義務化して教育ができないか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** 議員御指摘のとおり、子供たちが金銭感覚を身につけて賢い消費者となるよう、金融教育を初めとする消費者教育に取り組むことは、大変重要なことだろうと私も考えております。現在、小・中・高等学校では、発達段階に応じまして、家庭科や社会科の教科で消費者教育に取り組んでおります。特に高等学校では、家庭科におきまして、すべての生徒を対象に消費者問題に関する指導を行うほか、学校によりましては、今、議員も述べられましたけれども、高校3年生を対象に、司法書士会や消費生活センターからも専門

家を招きまして、消費者講座を開催いたしているところでございます。今後とも、生徒が卒業後、多重債務や金銭トラブルなどに巻き込まれないように、金融教育につきましては、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○中村幸一議員** そういう教育がなされているということは十分承知しておりますが、教育長、私が申し上げたのは、これは、ぴしゃっと1年に1回は卒業時ぐらいにやるという義務づけをして、子供たちがこういうトラブルに巻き込まれないようにしてほしいということですが、その件についてはどうですか。

**○教育長(高山耕吉君)** 現在、高等学校では家庭科が必修科目となっております。そのほかに、司法書士会等から、そういった主催で、高校生のための消費者講座をやっております。そういった方向で今後、各学校とも十分検討を重ねていきたいというふうに考えております。

**○中村幸一議員** 指定管理者制度についてお尋ねをしてみたいと思います。先日、前屋敷恵美議員が、指定管理者制度に絡んで、宮崎土木事務所がやっていた県営住宅の指定管理者について、またきょうも先ほど、非常におかしいみたいなことをおっしゃいました。そんなはずがあるのかなということで、私どもはそんな話は聞いていませんでしたので、前屋敷議員の総括質疑の後、不動産業界の会長さんと役員の方に来ていただいて、「本当にいろいろこういう問題があるのですか」と聞いてみた。「全くありません。どこから聞いていらっしゃるんでしょうか」ということなんです。

前屋敷議員が、チェック機能を働かせていただきたいということでありましたが、今、本県の県営住宅の収入未済額は約1億円になるんで

す。私は、職員が使用料等を徴収したりすることが、本来の県職員のする仕事の範疇かなと思うこともあって、いろいろ聞いてみましたが、指定管理者制度になって宮崎土木事務所管内の使用料金の徴収率が99.03%に上がったというわけです。いい方向になっているじゃないか、何をとらえてそういうことをおっしゃるのかと、いろいろ聞いてみましたが、聞き取り調査をしていると、指定管理者を受けてから、いろんなところで安全・安心で1日24時間安心して居住できる環境をつくっております、こういうことでありました。いいことじゃないかなと思います。

また後で申し上げますが、そういった意味では、宮崎土木事務所だけでなく、西臼杵支庁管内と各土木事務所、都城、延岡、日向、西都、高岡、高鍋、小林、串間、日南、121団地あります。8,924戸、これを管理するのは県の職員で、膨大な事務量大ろうと思うんです。そうしたら指定管理者にしてしまって、経費削減等もできるんじゃないかと思うんです。逼迫した財政を救うためにもいいんじゃないかと思いますが、県土整備部長の見解を聞かせていただきたい。

**○県土整備部長（野口宏一君）** ただいまの県営住宅の指定管理者についてでございますが、宮崎土木事務所管内の約4,500戸を対象として、平成18年4月から指定管理者制度を導入したところでございます。この制度の導入によりまして、経費の縮減を初め、例えば受付・相談窓口を——今まで数が少なかったんですが——7カ所に拡充したり、休日も含めて夕方7時半まで業務を延長するなど、県民サービスの向上を図っているという状況でございます。また、家賃徴収につきましても、議員からただいまございましたように、収入未済額の圧縮に大分努め

ることができたというような状況でございます。したがって、県といたしましては、現時点で一定の成果を得ていると評価しているところでございます。

他の県営住宅への導入についてでございますけれども、県営住宅全体の戸数の約半数を宮崎土木事務所が占めておりますけれども、他の土木事務所につきましても、管理戸数が少ないとか、あるいは比較的規模の小さな団地が広い範囲に点在しているというような状況もございませぬ。このようなことを踏まえまして、現在の指定管理者と同様の効果が得られるかどうか、また、公営住宅法による市町村への管理代行制度等との比較・検討なども含めまして、関係市町村とも連携して、総合的に検討させていただきたいと思っております。

**○中村幸一議員** ほかの地域では戸数が少ないので、市町村とも連携してということは、例えば都城土木事務所管内の県営住宅がある、都市市が管轄する市営住宅もある、それを含めて指定管理者制度にのせよう、そういう意味のことですか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** ただいま若干言葉足らずだったと思いますけれども、公営住宅法による市町村への管理代行制度と申しましたけれども、これは、県が現在管理しております県営住宅を市町村で管理を代行していただくというような制度でございます。県営住宅と市営住宅をあわせて、指定管理者に管理をお願いするというのを今、直接お話しさせていただいたわけではございませぬ。

**○中村幸一議員** そのことは、例えば各市町村とも今、お話を進めておられるというふうに理解してよろしいんですか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 現在は、指定

管理者制度の検証をさせていただいているところでございまして、広くこれからの公営住宅の管理のあり方ということ、今後検討させていただきたいと思っております。

○中村幸一議員 宮崎県宅地建物取引業協会の会長さんや役員の皆さんの話を聞いたところですが、宮崎土木事務所管内の4,500戸ぐらいを管理する実績を持っている、その実績を買っていただきたいと。それから、今、指定管理者は3年ですね。5年ぐらいにしてもらわないと、人を雇うのに、安定した雇用ができないし、また、なれたころにはかわらなくちゃいけないということがありまして、これも検討課題かなと思ったところでございます。私は、前屋敷議員と違って、指定管理者もこういうふうに、本当にすばらしい指定管理者に育っていくんだというふうに思っておりますから、ぜひ進めていただきたいと思います。

時間がございませんので、次に進めたいと思います。

建設業については、先ほどいろいろ出ましたので、時間の都合上、割愛をいたします。残ったらまた後でさせていただきます。

私は、土地家屋調査士であります。皆さんに地積測量図をお配りいたしております。土地家屋調査士というのは、不動産の表示に関する登記について必要な土地または家屋に関する調査・測量をする、不動産の表示に関する登記の申請手続をする、前号の手続に関する審査請求の手続をする、こういうことです。公共三部門の中で、県土整備部長に代表してお答えいただきたいんですが、不動産登記法の第78条だっと思うんですが、昔は分筆をするのに全地測量はしなかったんです。全地測量というのは——ここは道路なんです。道路が拡張になったとき、

ここを分筆するわけです。ここを分筆すると、昔はここまで責任を持てばよかったんです。ところが、全筆測量になったものだから、ここもここも全部、いわゆる座標値を与えて、公共座標を与えなくちゃいけない、こういうことになっております。ですから、責任が重くなりました。大変な責任なんです。今ここに書いてあるんですが、例えば県の道路拡張でこのような分筆をしたとすると、県に測量する人はおりませんので、コンサルがやります。ここに、こう書くんです。宮崎県〇〇市〇〇番地、株式会社何々コンサルタント、測量士何の何がしと書く。ここに宮崎土木事務所主査、何の何がしと書く。これは、はっきり言って違反なんです。地積測量図は土地家屋調査士しか法務局に提出できない。これは便宜上、今、法務局が許しているわけです。コンプライアンス、コンプライアンスと言っているんですから、これは法を守らなくちゃいけない。法務局は地積測量図をこういう便宜的な形で受け付けておるということで、法務局もそれは認めておるんですが、これは本当におかしいことであります。ですから、この辺をちゃんとしなくちゃいけない。

例えば宮崎土木事務所、何の何がしと書くでしょう。この測量図は永久保存なんです。ここで紛争が起こった場合に、この県の職員が訴訟に巻き込まれるおそれがある。そうなると、永久保存ですから、これが残ると、退職してからもずっと追及されるんです。そのためには、専門家である土地家屋調査士がやらないと、今から訴訟に巻き込まれたら大変なことになるということなんです。現に、都城市あたりで国土調査係がおるんです。その担当者がやめて4～5年になります。いまだにその担当者にいろいろ苦情が舞い込んでくるということなんです。そ

ういうことをやっておいたらいけないと思うんです。そして、きのう調べたんですが、法務局も、法務省民事局長、民事第三課長——法務省民事局長等がはっきり言っているんです。地積測量図の作成者欄に署名捺印すべき者は、実際に現地を調査・測量し、その結果に基づいて地積測量図を作成した者でなければならないこととなります。そして、その押印者がその後の裁判上の責任を負うこととなります。これは民事局長あたりがちゃんと言っているんです。そういうことで、これを放置しておいていいのかどうか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** ただいまの地積測量図のお話でございますけれども、議員がおっしゃいましたように、現在、県発注の公共工事に伴う用地測量業務につきましては、九州各県と同様、測量業者に委託をさせていただいているという形をとっております。現在、県の考えとしましては、測量業者については、県の担当者が現地を実際確認した後、調査・測量を測量業者をお願いしているということで、作成の主体はあくまで県だというふうに考えておりますけれども、このことが土地家屋調査士法に違反するかどうかにつきましては、今後、国等の判断を仰ぎたいと考えております。また、御質問のありました件のような形で、仮に測量業者と土地家屋調査士の業務を区分して委託を行いました場合、委託業務の内容の区分ですとか、あるいは成果品の引き継ぎですとか、多数の整理すべき事項があるものと考えております。したがって、今後、国でございますとか、九州各県等の動向を見きわめながら、対応してまいりたいと考えております。

**○中村幸一議員** 各県の動向、国の動向じゃないんですね。これは明らかに法務省の民事局長

が違反だと言っているわけです。動向も何も無い。やっぱり国にもちゃんと、おかしいことはやめましょうよと。何のためにコンプライアンス、コンプライアンスとずっと言っているんですか。守るべきはちゃんと守らないといけないと私は思いますね。これで大きな問題になったら大変です。早急に話し合いをされて、専門家にちゃんとお任せするのが筋だと思います。だから、測量士と土地家屋調査士のすみ分けだってちゃんとしなくちゃならない。我々も、例えば高低測量とか、あるいはセンター出しとか、あるいは地形測量等々、そこまで口出ししようとは思いません。ただ、立ち会いをして、このような点を、境界点をぴしゃっと立ち会いで出して、そしてそこに座標を持たせて、いつでも復元できるような状況にしておかなくちゃいけない、このように思います。そして、先ほど、「県庁の職員も現地に行って確認をします」とおっしゃいましたけれども、確認するだけじゃだめです。現地を調査し、測量して変わるんです。県庁の職員が測量しますか。昔は皆、測量ができておりましたが、今だれも測量できない。そんなことを考えると、やはり法を守らなくちゃいけないと思いますので、それは早急に取り組んでいただきたい。知事もまた、いろいろな知事会あたりでそういったことが出たら、取り組んでいただきたい。法務局とも一回協議をしてみたいと思うんです。法務局がどういう見解を示すか。これは民事局長あたりから答申が出ているわけですから、そんなことはないと思いますから、よろしく願います。

時間が来て、1つ建設業が飛びましたけれども、また次の機会にやらせていただきます。これで質問を終わります。ありがとうございます

た。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時38分休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、15番太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) それでは、一般質問を行います。

私は、県会議員として、前期1期4年間で、松形知事、安藤知事、東国原知事と3名の知事に相対してきました。そして、それぞれの知事に対する最初の一般質問等で、私は、「市町村合併には慎重であるべき」との論調の質問を行ってきました。それはなぜかという、私には少年時代のある思い出があったからです。

40年前の話になりますが、私は、小学校2年生から中学校1年生までの6年間、今は合併して美郷町となった旧北郷村に住んでいました。当時、みんな貧しい生活をしていました。しかし、私たち子供たちの魂の形成に当たっては、大変すばらしい環境にあったのではないかと思います。

小学校4年生のころだったと思いますが、近くに住む私の友達の貧しい農家のおばあちゃんが病の床に伏してしまいました。子供も多く貧しい大家族で、やたら医者も呼べなかったようです。臨終間近になって医者が呼ばれ、カンフル剤でしょうか、注射が打たれました。私は、たまたまその光景をその友達の家の縁側から見ていました。注射針を通して、おばあちゃんの赤い血が注射器の水溶液の中に立ち上ってきま

した。それは後で知ったことですが、注射針が目的の動脈なり静脈に本当に刺さっているのかの確認のための医者としての所作であるとのことでした。その赤い血、人間の最後の幕引きに当たっての、注射器の中に立ち上ってきたそのおばあちゃんの赤い血の色を、私は今もはっきりと覚えています。そして数日後、そのおばあちゃんは亡くなられ、村の人たちの見守る中、土葬に付されました。

思えば、私たちの少年時代は、人間の生き死にというものが、私たちの家庭の身近なところにあったと思います。結婚も出産もそれぞれの家庭で行われ、産湯を使う慌ただしさ、そして仲人の奥さんに手を引かれて嫁入りをする、いつになくきれいになったそのお嫁さんに、私たち子供はみんな集まって、あんなお嫁さんをもらいたいなあというような将来の願望も込め、立ちのぞいたものでした。

人間の尊厳というものを子供に伝承していくという意味でも大切な人間の生き死に、結婚・出産、こういったものが今では、私たちの家庭からすべて遠のき、きちんと小ざれいに整えられた近代的な病院や葬祭場、介護保険施設、結婚式場へと移しかえられました。人間の生き死に、結婚・出産というものが、今では子供の実体験からも遠のいてしまったと思うのです。合理性ゆえの世の中の移ろいかもかもしれませんが、それによって失われたものの重大性は、家庭の崩壊など道徳性や共感性のない今日の社会が証明しているように思えてなりません。私は、都会とは違って、田舎というもの、地方と言われるもの、中山間地と言われるものが、人間の生き方や人間の魂の形成にとっても大きな意味を持っていると思うのです。

以上の視点に立って、以下、知事に質問をい

たします。

ことしの4月、県北の旧北川町出身の人が、家族と一緒にふるさとにUターンで戻ってこようとしたのですが、その地区では小学校が既に廃校になっており、泣く泣くふるさとの北川町に戻ることを断念し、小学校のある町なかの延岡市内に転入してきました。この事例は、小学校がないばかりに、ますます過疎化が加速度的に相乗的に進行するのではないかという例があります。このように、地方においては、公の施設がなくなれば、たちどころに廃れていくということであり、私がこれまで合併問題に否定的な論調であったのはこのためであります。

「官から民へ」という流れがある中で、市町村合併や学校の統廃合など、広い意味での公がなくなることで、地域の疲弊が加速してくると思えます。地域に公というものを粘り強く絶やさないことが重要と考えますが、公の役割について、知事の認識を伺います。

以下の質問については、質問席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

戦後の高度経済成長とともに、国や県、市町村が担う公の領域は量的に拡大してまいりましたが、近年さらに、質的にも、子育て支援や介護といった、従来、個人や家庭が担ってきた分野についても公的な関与が求められるなど、その領域がますます広がっております。一方で、少子高齢化、人口減少社会が到来し、年金、医療など財政需要が増大する中、国、地方を通じて、財政状況は一段と厳しくなっているところでもあります。このような中、民間企業による公共サービスの実施やNPO活動などさまざまな分野で、公を担う新たな主体が登場してきてお

ります。したがって、これからは、県や市町村といった行政機関とともに、自治会などの地域団体や企業、NPOなど多様な主体が、それぞれの立場や特性を尊重しながら公の役割を分担し、連携・協働して地域のニーズや課題に対処していくことが必要であり、これがまさに、私の県政運営の基本理念であります県民総力戦につながるものと考えております。 [降壇]

○太田清海議員 公の役割ということで、知事の哲学といいますか、その考え方、思想なりをお伺いしたところであります。それで、模範の回答というのではないかもしれませんが、それぞれの人生観によって、ある程度こうなったらいいというのが出てくるのではないかと考えております。

実は今、私たち、「官から民へ」という言葉でもあらわされるその中で、「自治体間競争」という言葉があります。私は前々から思っていたんですが、自治体間競争というよりも自治体間共生、「共生」というテーマが、今後はキーワードになってくるのではないかというふうには思っていました。というのは、もう御存じのとおり、地球環境問題とかこういった問題は、全世界的な人類的な規模で、みんなが共通して考えなければ解決しない問題だと思います。私たち自治体でも、まちづくりとかいろんな形で、お互いに競り合ってという意味ではいいことではあると思いますが、何か人口の奪い合いというような気もして、もっと大事なものがあるのではないかという気もするんです。実は、気をつけて見ておりましたら、政府の経済財政諮問会議が、今月の3日にありまして、その中の2008年度の予算方針、来年度の予算方針の中の「基本方針のポイント」というところで、「共生」という言葉が使われています。私の言

う共生ということと一致するかどうかわかりませんが、こういう言葉が使われてきているなどというふうに感じたところです。読んでみますと、「共生」の考え方にに基づき、地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組む」というようなポイントが書かれてありました。自治体間競争——競争して疲弊をしていってはいけない。これはあんまりいいことではありませんが、人間で言えば、競争の中でうつになったりとかあるわけですね。もしかして自治体でも、そういう疲弊というものがいろんなところに出てくるのではないかと。何かみんなと共生していこうということを、自治体として、それぞれの知事や、そういった人たちが考えていかなきゃならない状況になっているのではないかと。それは一つの例として、先ほど環境問題も含めて言ったんです。そういうことで自治体間共生がキーワードになるのではないかと思います。知事のお考えをお聞きいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 地域がそれぞれの特色を生かしながら活性化していくためには、地域間競争は必要であると考えております。また一方で、行政課題が広域化している現状を踏まえ、県単位で取り組む施策には限界がありますことから、それぞれの政策課題に共同で取り組みます地域間共生も必要だと考えております。例えば、現在、九州各県と連携いたしまして、観光PRや環境問題——大気汚染観測などを共同して行ったり、災害時における相互応援協定を締結したりするなど、九州各県が一体となった取り組みを進めてきているところでございます。したがって、各地域が切磋琢磨しながら、競争を行う分野では競争を行いつつ、共同での取り組みが必要な分野におきましては、共生を行うことが必要であると考えてお

ります。

**○太田清海議員** わかりました。

次に、もう一つのテーマは、「頑張る地方応援プログラム」、こういう制度が本年度から地方交付税の中に導入されたというふうにも聞いています。そしてまた、地方と都市との問題では、地方法人二税の再配分の問題等が議論もされています。法人事業税、法人県民税を、東京とか愛知とかそういったところから地方に持ってきたらどうかということではありますが、私は基本的に、もともとある地方交付税を充実させるということが基本ではないかというふうに思っています。知事もふるさと納税制度等にも述べておられますが、こういった制度というのが煩雑になることは、果たしていいことだろうか。知事もふるさと納税制度とか道州制の問題を言われるときには、必ずその前に、「地方にとってよいということであれば賛成であります」というような意味のことも言っておられますので、地方という立場を常に考えておられるなどというふうに理解はしております。ただ、今の日本の税制とかいろんな制度が複雑化してくることは、本来のものではない、地方交付税をきちんと充実させたほうが、より明快に地方も財政の運営ができるような気がいたします。

租税の原則というのがあります。税金、租税の原則であります。これには公平、中立、簡素という3つの基本原則があります。公平、中立、その中のもう一つが簡素という言葉なんです。いわゆる税制というのは簡素に、県民から見ても国民から見てもわかるような、そして仕組みもできるだけ簡便なという意味であろうと思っております。そういう簡素というのも一つの原則であります。そういう意味で、こういった頑張る地方応援プログラムとか、いろんな制度

の改正が今なされようとしていますが、地方交付税の充実が基本とっております。知事のお考えをお聞きしたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** お答えします。

本県では、平成18年度までの3年間にわたり、第1期の財政改革推進計画に取り組んできましたが、本県最大の歳入財源である地方交付税が3年間で約348億円も削減されたことにより、本県財政はさらに厳しい状況となりました。本県のみならず、地方財政が大変な窮地に陥っているのは、三位一体改革の名のもとに、一方的に地方交付税が大幅に削減、減額されたことが何よりも大きな要因となっております。このため、去る11月22日、県議会議長、市長会長など、県内の地方六団体の代表者による宮崎県自治体代表者会議を開催し、地方交付税の復元及び税財源の拡充強化を求める決議等を行い、県選出国會議員、総務省、財務省等に対する要望活動を実施したところであります。今後も、九州知事会、全国知事会とも連携しながら、地方交付税の充実を強く要望してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 九州知事会等で、そういった地方交付税というものを充実させないかという趣旨で、いろいろ集会も持たれたようですが、今お聞きしましたところ、11月22日に集会といいますか、県民集会という名の九州知事会で決議された内容のものがなされたと言われましたが、実は地方交付税を守ろうじゃないかというような県民集会については、我が会派の高橋議員が以前、三位一体改革を押しつけられたときに、2～3年前になると思いますが、そういう県民集会をやったらどうかということで提案をしておりました。今、県内の地方六団体の代表でということもお聞きしましたが、本

来ならば、この前、高鍋でやったような合併のシンポジウムとかああいう規模の、できるだけ県民が参加するような、地方の議員も含めいろんな方が参加できるような形を期待していたんだがなという気持ちもあります。そういったことに近い将来取り組めることがあれば、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、高千穂線の現状であります。これも地方のそういった公共施設を守っていこうという立場での質問になりますけれども、私もことしの2月の代表質問の中で、談合事件もあった後でありますし、いろんな改革をして、例えば宮崎県の場合の土木部の落札価格が620億円と、これが96.82%であったと、またずっと下がって長崎県並みの87%程度に下がったとしたならば63億円節約できる、これをぜひ高千穂鉄道に持っていったらどうかという提案をしたことがあります。高千穂鉄道は当時、26億円あれば全線復旧できるというようなことでもありましたので、それを補って余りあるわけです。63億円という数字はですね。こういう具体的な提案もさせていただいたんですが、今日の高千穂線の状況、現状についてどう思われるか、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 高千穂線についてあります。高千穂線は、地域の生活路線、また観光資源の一つとして、長年多くの人に親しまれてきました。しかしながら、台風被害や将来にわたっての経営の見通しに立ち、県や沿線市町で十分検討した結果、やむなく鉄道の経営を断念したところであります。こうした中、住民の生活を支えるためには、持続可能な公共交通の確保が重要であり、高千穂線の運休後、県と沿線市町では、道路網の整備や路線バス、コミュニティバスなど地域交通の充実に取り組ん



できております。また、先般、西臼杵3町の取り組みが、国の地方再生モデルプロジェクトに採択されるなど、地域の活性化に向けた新たな動きも始まっております。今後とも、県といたしましては、沿線市町と連携し、地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 地方の公共施設、そういったものをぜひ粘り強く残してほしいという意味から、質問させていただきました。

関連して、総務部長にお聞きしたいと思いません。宮崎県の事業仕分け委員会の検討の結果であります。この仕分け委員会の位置づけについて、また、仕分け委員会の答申についての取り扱いをどうされるのか、その辺を伺いたいと思いません。

**○総務部長(渡辺義人君)** 事業仕分けにつきましては、第2期の財政改革推進計画に基づきまして、外部の委員により構成される事業仕分け委員会で、事業の必要性や実施主体のあり方について検証するものでございます。この委員会では、1日6時間に及びます検討会議を延べ18回実施いたしまして、事前に配付いたしました資料等により、県の裁量の余地の大きな県単独事業など198の事業につきまして、「本来どうあるべきか」という視点と、現実的な問題点等も考慮した「現実的な対応」という2つの視点から、熱心に御議論をいただいたところでございます。事業仕分け委員会の提言内容や、仕分けの過程でいただきました御意見、評価等につきましては、県民フォーラムですとか県民ブレーン座談会、県民の声などと同様に、今後の予算編成や事務事業の見直しの参考とさせていただきたいと考えているところでございます。以上であります。

**○太田清海議員** 答申についてとやかく言うつ

もりはありませんが、その中で気になったのは、例えば「官から民へ」という今までの流れがあるから、やみくもにそっちに行ってしまうのかなという気もするんです。例えば、具体的にはハッピーライフローンというのがあります。これなどは、もともと県が協調融資して3,000万を労金に貸して、それを融資して貸し付けるというやり方で、県民にとっては極めて低利な借り方ができるという制度であると思うんです。これを民間でやれとなれば、通常の金利を取らないかんということで、かえって県民に負担が来るのではないかなということでもあります。ですから、行政の側としては、今言われたように参考にしたいということではありますが、私の意見がすべてだとは思いませんが、果たして県民にとってどうなのかということは、行政の側の責任として、それぞれ判断をさせていただきたいというふうに思いますので、要望として挙げておきます。

次に、総務部長にお聞きします。消防の広域化・常備化の問題についてであります。本県の消防力の現状について伺いたいと思いません。

**○総務部長(渡辺義人君)** 市町村の消防力の現状であります。市町村の消防力の整備目標といたしましては、消防庁が「消防力の整備指針」を示しており、この指針に基づきまして全国と本県の整備状況を比較いたしますと、消防ポンプ車、救急自動車を中心とする車両関係につきましては95%と、ほぼ全国平均並みの整備率となっております。また、消火栓、防火水槽などの消防水利につきましては、全国平均が80.6%に対し本県71.3%、また、消防職員の配置につきましては、全国平均76%に対して本県68.1%と、いずれもやや整備がおくれている状況になっております。「消防力の整備指針」

は、法的な拘束力を持つものではございませんけれども、全国と比較いたしまして整備水準の低いものにつきましては、今後一層の充実が図られるよう、市町村を指導・支援してまいりたいと考えております。以上であります。

**○太田清海議員** 消防力については、基準より下回っておるということであります。ぜひこれを高めて、県民の命や財産を守るという立場での消防力をぜひ充実させていただきたいと思っております。そういう中で、昨年6月に消防組織法が改正されて、その考え方によりますと、消防庁の指針では、1消防本部の管轄人口おおむね30万人以上というような決め方をされています。宮崎県でいうと3つの消防本部になってしまうということになりますが、宮崎市では人口がそれだけありますので、エリアとして見た場合、まあまあどうにか有機的に機能するエリアがあるかなと思うんですが、周辺になっていけば、例えば県北が延岡市、日向市あたりが中心になったとしても、椎葉村とか川南町あたりも入るのかなという感じの広い範囲を30万人でくくらないかということになると、どうもこの30万人の構想は大都会にしか当てはまらない指針ではないか。こういった宮崎県のような地方では、30万人でくくったらもう手薄になってしまう、そういう問題が生じるのではないかというふうに思います。消防の広域化の問題について、その点も含めてどうお考えになっているか、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長(渡辺義人君)** 市町村消防の広域化につきましては、近年、災害そのものが大規模化、複雑化といった傾向にありますし、また、救急の需要増大や高度化など、消防に対するニーズが大変高まってきているところでございます。一方で、人口の減少や高齢化の進展、

消防団員の減少など、地域における防災力の低下が懸念されているところでございます。したがって、これらの課題に対処するためには、お話にございました市町村消防の広域化ということが必要でありまして、この広域化によりまして、消防体制の効率化ですとか基盤強化を図っていく必要性は高いと思っております。国におきましては、昨年7月に策定いたしました「市町村の消防の広域化に関する基本方針」におきまして、御質問にありましたように、管轄人口おおむね30万人以上の消防本部体制とすることを目標にいたしておりますけれども、本県の広域化推進計画策定に当たりましては、各市町村の現況や将来の見通しを踏まえ、地理的・地形的条件、交通事情等を十分勘案しながら、本県の実態に合った広域化計画を策定してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

**○太田清海議員** 本県の実態に合った整備をするということでもあります。実態というのがどういうふうになるか、またどういうふうに認識されるかの問題もあろうと思いますが、県のほうでもいろんな関係団体のお話、要望なり聞いておられると思います。現場で働く人たちの声とか、実際一生懸命働いて、その中でのノウハウを持っているところもありますので、ぜひいろんな意見を吸い上げていただきたいというふうに思っております。

さきの9月の県議会でも明らかになりましたけれども、非常備の市町村、全国40ほどあるそうですが、そのうちの21が離島と言われております。離島でありますから、やむを得ないところがあるかもしれませんが、陸地で言うと19市町村が常備消防を持っていない、そのうちの7つが宮崎県に存在するということが9月県議会

で明らかになったわけですが、こういった非常備のところ、宮崎県が7つ抱えている、そこをどうしていくかということが、今後の課題になるかと思えます。

実は私たちも、これは11月17日ですけれども、日之影町で地域医療のフォーラムというのをやらせていただきました。これは、宮崎県の自治問題研究所、そして私たち社民党も後援に加わってやったところ、地元の人たちを含め700名の方が日之影町の会場にお集まりになったということで、地域のそういった非常備、それから救急医療というところに物すごく不安感を持っておられる、どうにかしてもらいたいという気持ちのあらわれだろうと思うんです。救急医療だけを考えてはなかなか先に進まない、常備化というものがあってこそ救急医療というのがきちっとなっていくということもありますので、その辺の救急体制の整備について、今後、県としてこの広域化計画の中でどう対応していかれようとするのか、お伺いしたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** ただいま御紹介にありましたように、宮崎県内では7町村が、いわゆる消防非常備町村となっております。これらの町村におきましては、救急業務に関する専門知識や技術を有する専任の職員がいませんことから、十分な救急体制が整っていないのが現状であります。このため、先ほど申し上げました市町村消防の広域化とあわせまして、非常備町村の常備化につきまして、現在、関係町村に対し働きかけを行っているところでございます。

**○太田清海議員** 先ほど私は700名という数字を申し上げましたが、失礼しました。170名の数字の間違いでありました。訂正いたします。

※ 104ページに訂正発言あり

次に、長浜海岸の侵食問題に移らせていただきます。実はこの問題については、私が9月議会で——延岡の長浜海岸、昔は遠足もできるような広々とした砂丘があったわけですが、無残にもこれが見事に削り取られています。この原因はいろいろ説はあるかもしれませんが、その砂が延岡新港に流れ込んで、新港を守るためにはその砂を取らないかんという作業、その砂は本来なら長浜海岸に戻してほしいんですけども、いろんな必要なところがあったんでしょう、遠いところに持って行っていったという事実があります。ぜひ長浜に戻そうじゃないか、そのほうが、遠いところにトラックで運ぶよりか税金の無駄遣いにならないかということで訴えてきたところではありますが、その後どうなったのかを県土整備部長にお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 延岡新港のしゅんせつ土砂を長浜海岸の侵食対策に有効利用するための必要な事項につきまして、地元関係団体との調整を行ってまいりましたが、このたび協議が調ったところでございます。これを受けまして、先般、しゅんせつ工事を発注させていただきまして、現在、着工に向けて準備を進めているという状況でございます。

**○太田清海議員** わかりました。一步前進ということでとらえさせていただきます。

次に、人事委員会委員長にお伺いしたいと思います。県職員採用についてであります。要項を見てみますと、職員採用試験において、大学卒卒と高卒卒を設けております。そしてまた、年齢制限を見ると、高卒の場合は17歳から21歳までという年齢制限、大卒の場合は21歳から29歳まで、そのあたりの年齢の制限があるようですが、この大卒、高卒と分けた意味と年

年齢制限の意味についてお伺いしたいと思えます。

**○人事委員長（黒木奉武君）** まず、職員採用試験の区分についてでございます。職員採用試験は、御指摘のとおり、大学卒業程度、それから短期大学卒業程度、高等学校卒業程度の3つに分けて実施をしているところであります。これは主に高等学校卒業者の就業機会に配慮いたしますとともに、それぞれに必要な知識、技術、その他の能力に応じて平等な競争を確保するためのものであります。なお、いずれも、在学、卒業等の学歴は必要ありませんけれども、年齢の制限がございます。職員採用試験における受験資格の年齢につきましては、試験実施年度の初日——4月1日でございますが——の前日に当たります3月31日現在の満年齢で、議員御指摘の、高等学校卒業程度は17歳以上21歳未満、短期大学卒業程度は19歳以上27歳未満、それから大学卒業程度は21歳以上29歳未満といたしております。したがって、21歳以上の大学生、卒業生などは、高等学校卒業程度の試験は受験できないことになっております。この年齢制限につきましては、職員を計画的に幅広くさまざまな行政分野で経験を積みながら育成していく必要があるという観点から、国や他の都道府県と同様に、新規卒業者等を念頭に置きながら設定しているところでございます。

**○太田清海議員** 大学卒、高卒というところを見ても、高卒程度、大学卒程度という「程度」という言葉が入ってありまして、これがそういう考え方なのかなというふうに理解いたしました。高卒の方が、自分は大卒の学歴を自分で勉強して身につけたという人は、大学卒程度というふうに自認して受けてもいいというふうにお聞きしましたが、高卒の人が大卒は受

けられないという意味ではなくて、受けられますよという、門戸を広くしているという意味では理解しました。

私も一つ経験があるんですが、Uターンで宮崎県に帰ってきた高卒の方が、県を受けてみようかということで調べたら、もう年齢オーバーしていたと、22歳、23歳とかいうことで。22～23といたら若いんだがなと思いつつ、年齢制限だけで断念せざるを得なかった。しかし、その高卒の人が、私は大卒の学歴を身につけたと思って受けることはできると言われたけれども、一企業に就職して大卒の学歴をつけるというのは、なかなか至難のわざじゃないかなと思いつつ、高卒21歳までというような制限がありますが、これを多少1～2年でも延ばしていくことの検討はしてもらえんのかなというふうな要望であります。これはUターンの人たちを考えたときの提案であります。

もう一つは、大卒、高卒という枠があるわけですが、高卒の方が職場に入っているいろんな勉強、法律などの勉強をしながら、職場の中でどんどん実績が上がってくる、そういうものもあると思います。いっぱいそういう人たちがいる。ぜひそういう意味では人材を——高卒の人も普通の人と変わらないよ——という言葉でいいのかわかりませんが、その人のいろんな人物なり業績なりを見て、どんどん採用していくということをぜひやっていただきたいと思っています。それは、その組織の活性化にもつながるし、展望といえますか、モチベーションといえますか、そういったものの啓発にもなるかと思えます。ぜひそういったところを総務部長にお聞きしたいと思っています。

**○総務部長（渡辺義人君）** 職員の登用につき

ましては、学歴や採用時の職種に必ずしもとらわれることなく、個々の職員の持ちます能力ですとか特性を把握いたしまして、それらを十分活用した上で、公平公正かつ適材適所となるように取り組んでいるところでございます。多様化する県民ニーズや県民の視点に立った施策の推進等を図る上では、意欲と能力のある優秀な職員の育成が不可欠でありますので、今後とも幅広く職員の育成や登用に努めたいと考えております。以上であります。

**○太田清海議員** 幅広く職員の登用をしていきたいということでありますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思っております。私も経験があるんですが、私の部下といたしますか、職場に高卒の方がおりました。その人は自分の弟を大学に出したいという思いで役所に入ってきた人で、一生懸命仕事をしておりました。いろんな条件の人がおられると思っておりますので、ぜひ、人材登用といたしますか、積極的な登用をお願いしたいと思っております。

次に、定時制高校等の問題であります。これは定時制と書いてありますが、通信制とかその現状について、在籍者数、退学者数について、全日制、定時制、通信制を含めた形でお伺いをしたいと思っております。教育長、お願いいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** まず、今年度の県立高等学校の在籍者数についてでございますが、定時制は854人、全日制は2万4,417人が在籍いたしております。通信制につきましては3,390人在籍いたしておりますが、このうち、今年度、受講手続をしている生徒は1,330人でございます。

次に、退学者数についてでございますが、平成18年度は、県立高等学校の定時制、通信制合

わせまして145人、全日制は339人となっております。以上でございます。

**○太田清海議員** 通信制という学生が非常に比率としては大きいなという気がいたします。恐らく12%程度になるのではないかと思います。その中には休眠生、ちょっと休んでおるといふ人たちもおられるようです。ただ、最初、勉強してみようという思いに至った12%の高校生が存在するという、通信制の12%というのは非常に大きなものがあると思うんです。私たちの調べた中では、これはまだあいまいでありますけれども、都城、小林、そういったところで通信制と思われる生徒が500名を超えています。そういう数字ではないかと思っておるわけですが、そうであれば、都城方面に通信制の学校を整備すべきではないかということ、ぜひ要望としてつけ加えておきます。

もう一つ問題なのは、今、定時制高校——昔は社長然とした人が、中小企業の社長というような人が、おれは勉強したいということで、中学校卒業でしかなかったものでということで一生懸命勉強に来られていた。そういう社長然とした人が、かえって、職場でいろんな課題を持った子供さんたちが来ている中で一緒に勉強して、いい影響を与えていった時代というのがあります。今でもそうだろうとは思いますが。ただ、いろいろ聞いてみますと、言われているように、発達障がいとか、いろんな家庭での問題を抱えた子供さんたちも数多く来られているのではないかという状況です。そういう学校が発達障がいの人が多いとかいうことは、断定してはいけません。言葉を選んで言わなきゃなりません。いろんな学校で、いじめに遭ったりとか、発達障がい等でそういう人たちがもし来られているとするのであれば、定時制という学

校、この学校が果たす社会的な役割——先生たちが人格陶冶をしながら一生懸命教えて、その子が見事に立派になって卒業していくとするならば、私は、宮崎県の教育、宮崎県の人材としても多大な貢献をしていると思います。むしろ、警察とも関係がありますが、自殺とか犯罪とかそういった発生なんかのことを関連して考えた場合、定時制の先生たちが学校の中で一生懸命頑張っているというのは、本当に大きな社会貢献しているという意味では、通信制も含めてであります。定時制高校等にぜひ光を与えてほしいと思うんです。光を与えてほしいというのはどういうことかという、職員をふやさないとか、学校の整備、プレハブであれば少し直してあげないとか、そういうこともあるかもしれません。ぜひそういう立場で光を与えていただきたいと思います。教育長の見解を伺います。

**○教育長(高山耕吉君)** お話にありましたように、定時制、通信制の高等学校につきましては、働きながら学ぶためだけではなく、中途退学者の学び直しとなるなど、大変重要な役割を果たしているとも考えております。このため、平成15年度に、すべての定時制・通信制高等学校に単位制を、また平成18年度には、宮崎東高校と延岡青朋高校に昼夜開講型の定時制を導入するなどの制度変更を行ったところでございます。

また、生徒たちが自信と誇りを持って学ぶために、生徒生活体験発表大会等を実施いたしますとともに、悩みを抱える生徒たちの相談に応じるため、ハートサポーターを設置いたしております。さらに、就職支援など進路指導の充実も図っているところでございます。これからも、このような取り組みを一層充実しながら、

定時制・通信制高等学校が多様化する学びのニーズに対応できるよう、積極的に支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○太田清海議員** そういうことで、ぜひ光を当ててほしいと思います。県のプランの中にも定時制のことが述べられています。学びの場であるということではありますが、そういった社会的な貢献というところも、ぜひ考えていただきたいと思っております。

次に、外部立会人制度についてお伺いいたします。これは、平成16年11月の県議会で私が、当時県内の福祉施設で、指定施設で、投票者に成り済まして不正投票が行われた、これをどうにかせないかとじゃないかということで質問しましたところ、外部立会人制度というものをつくっていただきました。これは選挙管理委員会委員長であります。この活用状況についてお伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長(若友慶二君)** 病院だとか老人ホーム、この指定施設における不在者投票の公正さというものを確保しなきゃならないことは当然であります。そういう中で、施設の関係者以外の第三者が立ち会う、いわゆる外部立会人制度、これは全国でも2～3県ありますけれども、県内すべての指定施設を対象に、さらに外部立会人の候補者名簿等を作成する制度、これは本県が初めてであろうというふうに認識をしております。ことし4月の県議会議員選挙から導入したところでありますが、制度の導入に当たりましては、市町村選挙管理委員会の御理解と御協力を得て、指定施設に対しまして、県内各地での説明会、さらに文書を通じてのお願いをして、コンセンサスを得たわけでありすけれども、制度の積極的な活用をお願いして

まいりました。その結果でありますけれども、県議会議員の選挙では、県内に272の指定施設がありますが、そのうち83の施設で御活用いただいたわけでありまして、7月の参議院議員選挙におきましては、87の施設が外部立会人を活用されたということでありまして、さらに、選挙管理委員会といたしましては、この制度が定着し、選挙の公正と信頼が確保されるように、今後とも市町村の選挙管理委員会だとか明るい選挙推進協議会の方々と連携を図りながら、制度の活用について、指定施設に対して御理解と御協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

**○太田清海議員** ありがとうございます。少しずつ伸びてはおりますが、この外部立会人については、その指定施設のほうが報酬の費用負担をしているというふうにも聞きました。本来、選挙でありますので、公的なものがきちっと保障していかないといけないのではないかと思います。公費で負担すべきではないかと思っておりますが、選挙管理委員長のお考えをお伺いいたします。

**○選挙管理委員長(若友慶二君)** 御指摘のとおり、現時点では、報酬とか旅費につきましては、施設の負担ということになっております。これは制度そのものが、不在者投票所の管理者が施設の長ということになっておりますので、その範囲内での委嘱であったわけでありまして、今回も外部立会人制度、そういう意味での御理解を得ながらお願いをしておりますので、現時点では公費負担の対象にはなっていない。公費負担というのは、国会議員等の選挙執行経費の基準法の中で定められているわけでありまして、今のところその対象になっていない。そういうことではありますけれども、こういう制度を私

ども自身つくったわけでありまして、この制度が法制化されるように、現在もいろいろ国に対して働きかけをいたしておるわけでありまして、都道府県の選挙管理委員会連合会等を通じまして、全国的な制度として行っていただけるように働きかけをしていきたい、そんなことを思っております。さらに、報酬等の公費負担についても、研究はしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○太田清海議員** 太陽光発電の一般家庭への設置について、県の支援ができないかということで、地域生活部長、最後の質問でありますけれども、お願いしたいと思います。

**○地域生活部長(丸山文民君)** 県におきましては、平成16年3月に策定をいたしました「宮崎県新エネルギービジョン」に基づきまして、新エネルギーの導入促進に取り組んでいるところであります。このような中で、本県の恵まれた日照条件を利用した太陽光発電につきましては、県総合農業試験場あるいは県工業技術センターなどの県有施設への率先導入や、一般県民を対象としたセミナーの開催等によりまして、普及啓発事業などを行っているところであります。また、一般家庭への導入につきましては、本県は導入率が全国でもトップクラスであり、県民の関心も高いと認識をいたしております。県といたしましては、このような状況を踏まえまして、今後とも県民、事業者、市町村等と連携を図りながら、より一層の導入促進のための方策を検討してまいりたいと考えております。以上であります。

**○太田清海議員** 時間も来ましたので、終わりたいと思ひます。

太陽光発電については、次回また資料を出して質問したいと思っております。

どうもありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、43番鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 先月、鹿児島市で開かれました南九州観光振興会議に出席いたしました。宮崎、鹿児島、熊本3県の県議会議員72名と、行政や観光関係者などで、総勢150名が参加する大規模なものであります。本県の会長は外山三博議員であります。そこで、南九州3県連携による観光誘致等について、今後も3県議会が連携して取り組んでいくことを確認したのであります。

各県の話聞きながら、宮崎は取り残されつつあることを実感したのであります。九州新幹線鹿児島ルートが3年前に一部開通し運行していることは、周知の事実ではありますが、しかし、ペーパーにして福岡市―鹿児島市間は、在来線時代でも所要時間3時間50分であったものが、新幹線一部開業後は2時間10分、4年後、全線開業後は1時間20分と言われ、言葉を失ったのであります。日豊本線とでは本当に大きな差があるのであります。しかも、開業1年前の利用客が141万人であったものが、開業3年目には335万人と2.5倍となっているのであります。来年のNHK大河ドラマは「天璋院篤姫」でありますけれども、鹿児島県が舞台とのことで、最近、島津家の参勤交代の録画が市内の橋公園で行われたということでありました。確かに台湾―宮崎間の航空路線が来年から開設されるという明るい話題、これも大変な当局の御苦勞があったと思いますけれども、そういう明るい話題はありますが、両県には遠く及ばないことを実感して、何とか頑張らねばと思いつつ帰ってきたのであります。

今、宮崎県は、東国原知事の誕生で熱気があると言われ、県庁も観光スポットとなり、ツア

一客でにぎわっております。しかし、知事個人の人気に頼っている現状は極めて表面的であり、それだけでは、宮崎県の将来はどうかと心配する毎日であります。だからこそ、じっくりと腰を落とした政策議論を展開し、地道に努力し、その努力を積み重ねていくことが必要ではないかと思うのであります。

それでは、既に何人か質問をいたしましたので、一部割愛し順番を少し変えまして、一般質問をいたしてまいります。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、県民総力戦を掲げた「そのまんまマニフェスト」で、新規立地企業100社、新規雇用者1万人、100世帯移住促進、高千穂地域のDMV等を視野に入れた交通基盤整備の支援、民間のプロの視点で県の事業を棚卸しする等をうたわれております。そして、知事マニフェストを具現化する具体的な戦略を示し県政運営の指針とするとして、宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」をことし6月に策定されたところであります。そこで、間もなく知事就任1年になるうとしておりますので、知事マニフェストの達成状況と、今後に向けての知事の決意についてお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わらして、質問者席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

私のマニフェストを実行するために、就任後速やかに、新たな総合計画「新みやざき創造計画」を策定したところであり、計画に掲げた具体的な数値目標の達成を目指し、施策・事業を着実に実行しているところであります。就任から現在までの達成状況につきましては、統計の手法等により、現時点で数字が把握できないも



のもありますが、例えば、新規立地企業件数につきましては16件、移住世帯数については30世帯となっております。また、宮崎のPRや災害時安心基金の設置、さらには、入札制度改革や事業仕分けの実施等による行財政改革にも鋭意取り組んでいるところでございます。なお、これらの取り組みは緒についたばかりであり、今後とも県庁一丸となって、スピード感を持って施策や事業の改善に取り組むことで、 Manifestoの達成を目指してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

**○鳥飼謙二議員** ぜひManifestoの達成に向けて頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、ひきこもり対策の現状と課題についてお尋ねをいたします。

1カ月ほど前、ひきこもりの家族を支援する親の会、宮崎県「楠の会」のミーティングに特別に参加をさせていただきました。また先日も、親の会主催の「引きこもりサポーター講習会」というところに行ってまいりまして、大変苦勞し頑張っておられる、本当に悩んでおられる親御さんたちのお話を聞いたところでございます。「私は70歳になりました。先日夫が亡くなり、親子2人で年金で何とか暮らしています。部屋にひきこもっている息子は口をきいてくれません。コミュニケーションもできません。いろんな方に相談していますが、万策尽きた感じです」「息子が専門学校を卒業し、一時働きましたが、その後、そのまま埼玉県のアパートに7年間ひきこもり、28歳になります」「中学校2年生から11年ひきこもり、現在24歳になります」と、深刻な相談が相次いでおりまして、一昨日のサポーター講習会では、講師であります新潟県佐潟荘副院長の精神科医師

なかがいと  
中垣内先生に寄せられておりました。NPO法人全国引きこもりKHJ親の会は、全国で100万人を超える極めて深刻な社会問題であるとして、行政への積極的な支援を求めています。厚生労働省が作成した「ひきこもり」対応ガイドラインによりますと、ひきこもりの実態は多彩であり、精神保健福祉の対象であるとし、このガイドラインを全国の保健所・精神保健福祉センターで生かしてほしいとしています。そこで、本県のひきこもりの現状についてお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** ひきこもりにつきましては、精神障がいとか発達障がいのほかに、人間関係や社会環境への不適應など、いわゆる社会的ひきこもりがあると言われております。ひきこもりにつきましては、問題を家庭内で抱え込んでしまうケースが多く、また、家族が相談支援の利用を敬遠したり、社会から孤立する状況もありまして、実態を把握するには非常に難しい面がございます。ひきこもり問題の課題といたしましては、どのようにして実態を把握するか、また、相談支援等の手法が確立されていないこと、あるいは相談支援体制が整備されていないことなどが課題として挙げられます。

**○鳥飼謙二議員** いろいろとお話をいただきましたけれども、やはり実態調査をすることだろうと思っているんです。京都府等では実態調査をやっておりますし、非常に悲惨な家庭内の殺人事件が起きてからやり出すというようなことも多いわけですから、ぜひ実態調査をやっていたきたいということを申し上げております。

また、問題が深刻であるにもかかわらず、本県ではどこが主体的に対応するのかというものはっきりしていない。ですから、ひきこ

もり対策チームとか検討委員会を設置していくべきではないかというふうに思いますので、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** お話にありますとおり、実態がなかなかつかめないということで、精神保健福祉センター等での相談の件数等は一応は把握をしておるところですけれども、そういったことを通じてできるだけ実態をつかんでいきたいというふうに考えております。

また、ひきこもりについての対策チームのお話ですけれども、ひきこもりは社会的な問題となっておりますけれども、国においても平成15年に、お話のあった精神保健の観点からのガイドラインが示されたのみで、調査研究の緒についたばかりであります。このため県としましては、国の動向とか他県の状況も把握しながら、調査の方法等も含めて研究してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 緒についたばかりだということですが、他県の動向を見なくても実際困っている人はおられるんですよ。そこを押さえていただきたいというふうに思っております。

今、精神保健福祉センターのいろんなお話がございましたけれども、親の会とそれらの精神保健福祉センターや保健所、児童相談所などの行政機関、学校との連携を強化すべきではないかというふうに思っておりますし、県として、いろんな相談を含めて、親の会にもっと支援を行っていくべきではないかと思っておりますけれども、部長の御見解をお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** ひきこもり問題を抱えた家族は、親の会へいろいろ相談されることも多いと考えられますので、親の会の情

報が大変重要になってまいります。このため、親の会と精神保健福祉センターを初め各機関が連携を図ることは、ひきこもり対策を進める上で大変重要であると認識しております。

**○鳥飼謙二議員** 積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。確かに国も15年からということ、それまでも長い運動があったわけですが、そういうふうな最終版のガイドラインを出しておるわけですし、ぜひ行政の支援をお願いしておきたいと思っております。

それでは、高齢者の福祉と医療についてお尋ねをいたします。

これも、私の知人の80代の両親の例をちょっと申し上げますと、父親は3月からある病院に入院していますけれども、「退院してください」といつ言われるかと大変心配していると話しておられます。それから、母親は、今はあるグループホームに入所しておりますけれども、ことし3月ごろから痴呆が進行して、別のグループホームで月曜から金曜までショートステイを受け、土日は自宅に連れ帰っていたそうであります。しかし、当時の施設側から、「今後は2週間以内しか預かれない」と言われ、別のホームを探して、かけ持ちをして何とかしのいだ。そして、ある長期療養病院に入院いたしましたけれども、夜間の徘徊があるということで、3日で退院された。本当に苦労しておられるようであります。そして、現在のグループホームに入所して、特別養護老人ホームの待機申請をいたしておるわけですが、これがまた、いつになるかわからないというような現状でございます。親族総出で高齢の両親のお世話をしているわけですが、本当に大変だと思います。父親は自己負担が、おむつ代を含め、10月から老人医療の限度額というのが適用

されて、ようやく約6万円。要介護度3の母親は月10万円、合計で16万円という自己負担になるわけですが、2人の年金では不足するため、親族で負担し合っているということでありました。このように、要介護者を抱えた家族の負担は、精神的にも肉体的にも経済的にも、大変な困難があるわけでございます。そういう中で、いろんな制度が変えられてきているというふうに思います。

そこで、後期高齢者医療制度についてでありますけれども、これについては先ほど質問しましたので割愛したいと思います。高齢者が受診したときに自己負担金原則1割、現役並み所得者3割負担、高齢者への影響は大変大きなものがあるのではないかとこのように思っております。そこで、年金収入18万円以上という人は、年金から介護保険料とあわせて天引きされて、18万円以下の人は普通徴収されることになります。今後、医療費を支払えない高齢者や、保険料さえも支払えない人が出てくるのではないかとこのように思いますけれども、これらの低所得高齢者をどう救済していくのか、お尋ねをいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 後期高齢者医療制度におきましては、保険料につきまして、所得に応じて7割減額、あるいは5割、2割の軽減制度が設けられております。広域連合によりますと、7割軽減対象者が全体の約51%、5割軽減対象者が約3%、2割軽減対象者が約6%と見込んでおまして、合計で約6割の方が保険料の軽減対象となっておりますのでございます。

**○鳥飼謙二議員** 低所得者にとっては、そういうものがあるにしましても大変厳しいものが予想されるというふうに思っているんですが、例

えば国民健康保険では保険料が払えない被保険者、そしてまた一部しか払えない世帯については、保険証ではなくて被保険者資格証明書、または期限を定めた短期被保険者証が交付されているわけですが、これらの人が医療機関を受診するときは、全額自己負担しなくてはならない。実質受診できないという事例が出ております。短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付状況についてお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 国民健康保険では、被保険者間の公平を図る観点から、市町村において、災害とか病気、失業等の特別な事情がない1年以上の国保税滞納者で、分割納付等が可能な方には、通常の被保険者証の有効期間よりも短い期間の短期証を交付しております。また、分割納付などにも応じない滞納者に対しては、生計状況や納税状況等を考慮し、被保険者証の返還を求め、これにかわる資格証明書を交付する場合がございます。平成18年度の交付状況は、県合計で、短期証が1万4,772世帯、資格証明書が3,496世帯となっております。

**○鳥飼謙二議員** 今、お話がございましたけれども、これは世帯ですから、短期証1万5,000世帯ですね、これは3万人ぐらいでしょうか。それから資格証明書が3,500世帯ですから、5,000人ぐらいなんではないでしょうか。納めようとしないうんじゃなくて、納められないんですね。納められないから、借金をして2カ月分ぐらい納めて、短期間の受診をする、そういう状況が出てきているということをごひ考えていただきたいというふうに思うわけです。

それから、今回の後期高齢者医療制度、これも同様の取り扱いになるのではないかなど、本当に心配しているわけですが、この場合はどのようになるのか、把握しておられればお

答えいただきたいと思います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 後期高齢者医療制度におきましても、現在の国民健康保険と同様の取り扱いをする予定になっております。

○鳥飼謙二議員 先ほど前屋敷議員もこの制度——これはなぜ制度かという、保険じゃないからですね。保険というのは反対給付があるわけですが、時間がありませんから省略しますけれども……。では、そういう人たちが出てくるということはどうするのかということになるわけです。そこで、最後のセーフティネットということで生活保護制度というのがあるわけですが、北九州市の例にもあるように、水際作戦として申請書さえも渡さない。そんなことが行われているのはもってのほかだというふうに思いますし、当然、宮崎県はそんなことはないとは私は信じておりますけれども、本県の生活保護の現状についてお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 生活保護であります。平成19年4月現在で、県内全体で約9,600世帯、1万2,700人が生活保護を受給されております。人口1,000人当たりの保護率は11.1パーミルで、全国平均の11.9パーミルよりやや下回っております。この数字は平成8年を底に、徐々に高まってきている数字であります。世帯の類型としましては、高齢者世帯が約50%と最も多く、次いで傷病者世帯が約22%となっております。生活保護の基準額の例を挙げますと、宮崎市での保護費が、住宅費とか医療費を除いた場合、30歳代夫婦と小学生1人の3人世帯で月額15万7,790円、70歳の単身世帯で月額6万8,950円となります。今後とも、生活保護の実施につきましては、適正な保護を行うとともに、自立・自活に向けた総合的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 生活保護の話は、また後ほどお伺いするといたしまして、地域ケア体制の整備についてお尋ねをいたします。

国は、療養病床のうち、介護保険適用の介護療養病床約12万床を2011年度までに全廃、医療保険適用の医療型病床約23万床を2012年度までに15万床に削減するとしています。国は、病床転換や老人保健施設等で代替するとしていますが、このままでは介護施設から追い出される大量の介護難民が発生し、大きな社会問題となることが予想されます。本県においても、これでは3,000人以上の高齢者が施設や病院から追い出されることになるとして、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等を整備するとして地域ケア対策の試案を示しておられますが、今後どのように介護施設を整備していこうとするのか、部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 療養病床の再編に対応した受け皿の整備につきましては、各医療機関の転換への意向や入所者の状況等を十分に踏まえながら、県医師会、地元市町村等と検討を重ねて、今回、「地域ケア体制整備構想」として取りまとめたところであります。整備の方向性としましては、医療的な介護や長期療養が可能な老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスを中心に整備し、転換前の介護療養病床のベッド数を確保することとしております。また、整備に際しましては、在宅医療をサポートする観点から、訪問看護などの医療と介護サービスの連携を図ることとしております。今後とも、介護保険料の急激な上昇を招かないよう十分配慮しながら、引き続き、地元市町村や医療機関等と協議を重ね、地域に望まれる受け皿の整備を図ってまいります。

○鳥飼謙二議員 施設整備は、厚労省ともいろいろとあつれきがあるかもしれませんが、ぜひ頑張って整備に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これは私の試算なんですけれども、平均介護保険料4,133円、これと合算いたしますと、平均8,600円程度が年金から控除される、その上に1割の自己負担が出てくるということになります。老齢年金等が年額——先ほど10万とかいろいろありましたが——18万でありますけれども。18万円以下の高齢者や、生活保護を恥ずかしいと考えて受給していない人たち、こういう人たちもたくさんおられるわけですが、この人たちも普通徴収をされるわけでありまして。このため、生活できない人、受診しない人がかなり出てくるのではないかとというふうに心配をいたしております。最低生活を保障するため、生活保護等で救済をしていくべきではないかというふうに私は考えております。積極的な法の活用をお願いしたいと思っておりますが、部長のお考えをお尋ねいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 現在の国民健康保険制度におきましても、いわゆる被扶養者でない高齢の方は国民健康保険税を支払っております。また、窓口での1割負担を現在もやっておられる。そういう状況ですので、この後期高齢者医療制度が円滑に進むように、県民の皆さんの御理解をいただくとともに、おっしゃるように所得の低い方、そういう方に対する減免措置——窓口負担もそうですけれども——がございまして、そういったものを周知していきたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 私は、この制度は、果たしてうまくいくのかなと思っているんですね。私はこの間60歳になりまして還暦になったんですけ

れども、もうちょっとしますと後期高齢者に入っていきますが、やはり年をとると病気をする、これはほとんどの人が負うわけですから、その人たちだけで保険をつくるといいますか、この制度をつくるということ自体に無理があると私は思っております。このことを部長と話しても、これはどうにもならないわけでありましてけれども、そういう制度の中で保険料がだんだんと上がっていくことが想定されるわけです。その際に、やはり餓死者とかいろいろなことがないように、そういう最低生活を保障する制度があるわけですから、これを積極的に活用をしていっていただきたいというふうに思っております。

それから、高齢者の健康増進とシルバー人材センター事業についてお尋ねをいたします。

シルバー人材センター事業は、「自主・自立・協働・共助」の理念のもと、高齢化が急速に進展する我が国におきまして、定年退職等により現役をリタイアした高齢者が、樹木の剪定や家事援助サービス、事務等の、主として雇用関係でない何らかの就業を通じまして、追加的収入を得るとともに社会参加を図るものであります。全国シルバー人材センター事業協会が実施した高齢者の社会活動と健康維持・増進に関する調査によりますと、センター会員の医療費は一般高齢者より平均で3万円低く、要介護者率も4.7%と、一般高齢者より3%低くなっています。また、センターを通じて働いた収入は家計の足しとなるのは当然でありますけれども、社会参加意識や生活満足度も向上するなど、大きな効果が見られると報告をしております。そこで、県内での活動状況、シルバー人材センター活動に対する基本的な認識について、関係部長にお尋ねをいたします。

また、老人クラブ活動などの元気老人対策は、つまるところ、高齢者が生きがいを持って健康に暮らしていくことにあるわけですが、高齢者の生きがい・健康づくりについてどのように考えておられるのか、福祉保健部長にもあわせてお尋ねをしておきたいと思えます。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** シルバー人材センターは、平成19年3月末現在でありますけれども、6,579名の会員を擁しまして、各市町村において高齢者の方々に多様な就業の場を提供いたしております。また、ボランティア活動やスポーツや芸術などの同好会活動にも取り組んでおまして、生きがいづくりや社会参加に大きく貢献をいたしております。今後、高齢化が進む中で、その役割はさらに重要になってくると考えておりますので、8月に宮崎県シルバー人材センター連合会が事業活性化計画というものを策定しておりますので、それを踏まえまして、国等とも十分な連携を図りながら、会員数の拡大など活性化の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 高齢化が進む中で、高齢者が住みなれた地域で元気に暮らしていくためには、スポーツや文化活動等を通じた生きがい、あるいは健康づくりが大変重要となっております。このために県では、老人クラブが行う健康づくりや、県社会福祉協議会が開催する宮崎ねんりんピックへの支援などを通じて、高齢者のスポーツ・文化活動の促進を図っているところであります。今後とも、活力ある長寿社会づくりを進めるために、市町村や関係機関と連携し、高齢者の生きがい・健康づくりに取り組んでまいります。

**○鳥飼謙二議員** ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、県立病院改革についてお尋ねいたします。疾病構造の変化や国の医療制度改革等、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、県立病院の経営状況は大変厳しいものがございませう。こういう中、病院局は、経営の健全化を図り、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するとして、2006年度から5年間の期間とする中期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでおられます。そこで、県病院の運営状況について何点か、病院局長にお尋ねをいたします。

医師確保についてであります。病院経営を安定的に行うためには、公的病院の目的を理解し、地域医療の担い手として定着し、患者から信頼を勝ち得る医師を確保することが極めて重要であると考えます。しかし、最近の研修医制度の影響もあり、県病院では医師が十分に確保されていないようではありますが、現在何名の医師が不足をしているのかお尋ねいたします。

**○病院局長（植木英範君）** 医師の確保につきましては、県立病院が高度で良質な医療を提供する上で、また、経営の健全化を着実に進めていく点からも、極めて重要なものと認識をいたしております。ちなみに、この12月1日時点の県立病院全体の医師数は、充足率89.1%、定数193名に対して21名の不足となっており、医師の確保は依然として喫緊かつ最重要の課題でございます。抜本的な医師確保策がない中で、大変厳しい状況ではありますが、宮崎大学を初め各大学の医局への派遣要請はもとより、県出身の医師や臨床研修医への個別の働きかけなど、引き続き、各病院長ともども医師の確保に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

**○鳥飼謙二議員** 医師が不足をするということは、結局、そこでの診療報酬が下がってくるということでもあります。先ほど申し上げたような

医師のもとには患者が集まってくる、当然でありますけれども、この医師不足の具体的な影響をどのように受けとめておられるのか。また、医師確保のためにどのような努力をしておられるのか。病院局長マニフェストが出されておりますけれども、収益の確保、費用の縮減等は述べられておりますが、最も重要である医師の確保については触れられていないのでありますけれども、その理由についてもあわせてお尋ねをいたします。

**○病院局長（植木英範君）** 先ほどお話もございましたが、県立病院は、全県レベルあるいは地域の中核病院として、政策医療や高度医療など、一般的に県内の他の医療機関では対応困難な医療を中心として担っているところでございます。したがって、医師が不足いたしますと、このような県立病院としての使命と役割が果たせず、県民の皆様への医療サービスの低下につながるのではないかと考えております。また、医師が不足することにより患者が減少し、診療収入が減少しますと、安定した医療の提供という面にも大きく影響することになりますので、医師の確保は大変重要であると認識いたしております。

**○坂口博美議長** 答弁が十分じゃなかったですね。

**○病院局長（植木英範君）** 失礼いたしました。医師確保の件がマニフェストに書いてなかったということについてお答えをいたしておりますませんでした。実は、医師不足ということは、鳥飼議員も十分御承知のとおり、全国的な厳しい状況であるわけですし、これは全体としまして、先ほども申し上げましたように、私を先頭に各病院長ともども、各病院、九州管内の大学、そして特に宮崎大学を中心に、いろいろ

医師派遣についてお願いに回っている、そういった地道な活動を中心に行っている状況でございますので、どうか現状を御理解いただきたいと思っております。

**○鳥飼謙二議員** 現状はわかるんですけれども、まず第一に医師を確保するという——医師がいないということは、先ほども局長がおっしゃいましたように、地域医療が確保されないと県病院としての役割が果たせないということがあるわけですから、やはりここは第1番目に医師を確保する、これが第1番目であるべきというふうに思っておりますし、知事の仕事としても、医師の確保はなかなか難しいことは重々わかっているんですけれども、医師を確保しますよという決意がないといけないと思うんですね。ぜひマニフェストに挙げられて、今後は全力を挙げて取り組んでいただきますように、お願いを申しておきたいと思っております。

次に、看護師の確保であります。診療報酬の2006年度改正で7対1看護基準が新設されました結果、全国的に看護師が不足し看護師争奪戦争が起こっている。看護師が不足した結果、本県では非常勤や臨時の看護師を募集して、夜勤ができない、していない。その結果、常勤の看護師に8時、9時まで残業が続きまして、負担増となっておりますけれども、今後、看護師確保をどう図っていくのか、お尋ねをいたします。

**○病院局長（植木英範君）** お話の7対1看護体制の確保は、診療報酬上評価の高い入院基本料の取得につながりまして、経営改善の取り組みに大きく寄与するものでございます。このため、昨年度、できる限り早期の導入を図ることとして、その体制確保に際しましては、県立病院全体での病棟再編等による人的資源の再配分

を実施いたしました。それでもなおかつ不足したことから、その不足分を臨時的任用職員の活用により対応したところでございます。その臨時的任用職員数は、本年12月1日現在12名で、看護師全体の1.3%程度となっております。当然のことではありますが、任用に当たりましては、県立病院の看護師としてふさわしい能力の方々を任用いたしますとともに、任用後は、必要な指導・教育を継続的に実施し、サービスの低下を生じないように努めているところであります。臨時的任用職員につきましては、病院事業の健全化に向けて、今後とも、適切な配置という観点を踏まえながら、必要な範囲において活用を図ってまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** かなり看護職員が少ないというのが実態でありまして、今いろいろとお話でしたが、例えば宮崎病院がございませけれども、369名看護職員が必要だというふうに言われておりますが、実際は329名しかいなくて、40人不足しているわけなんですけれども、あとは臨時職員とかそういうことで対応しているというのがあるわけです。4病院全体で臨時職員を何名ほど配置して、何名正規の職員が配置されているのかについて、そこに資料があれば、お答えをいただきたいと思いますが、ありますか。

**○病院局長(植木英範君)** 看護師の状況でございまして、ちょっとお待ちください……。

**○坂口博美議長** もしないようでしたら、ここで数字が出ないと――進行には影響ないですね。では、後ほどということで……。

**○鳥飼謙二議員** 私の聞いているところでは、4病院全体で86名が臨時職員ということになっておりまして、かなり今、産休とか育休とかありますから、代替をするにしてもかなり大変な

状況がある。そして、そういう状況の中で、先ほど申し上げた看護師争奪戦が起こっておるわけですから、大変厳しい状況にあるというふうに思うわけでありまして。ですから、よっぽど頑張っていかなければならないというふうに思っているところであります。

関連しまして、看護師確保ということですが、県立看護大、大体100名卒業されるわけですが、最初45～62名と、県内定着率もいろいろあったんですけれども、最近では38名、4割程度というふうに聞いております。県民枠を拡大するとか、いろんな努力をして定着してもらおう、そのことが大事だと思っているんですけれども、福祉保健部長、今後の対策についてお尋ねをしたいと思います。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 県立看護大学卒業生の県内就職の促進といいますのは、本県における質の高い看護師確保の観点から、大変重要であると認識しております。そのために県では、これまでも、入学生の県内出身枠を設けるとともに、県内出身者に対する入学金の減額を実施するなど、主に県内出身の入学生の確保を通じた県内就職の促進に努めてきたところであります。今後も、医療機関を初め、県内関係機関の御協力もいただきながら、入試における県内出身枠の拡大など、多様な観点から、県内就職の促進に努めていきたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、中期経営計画についてお尋ねをいたします。2006年度決算は、前年比約13億円の改善となっております。計画より早い達成だというふうに決算書では評価をしておられますけれども、要因をどのように分析しておられるのか



お尋ねします。

それでも17億円の純損失でありまして、これからが正念場であるというふうに思うわけですが、2007年度の経営見通しと計画達成の手ごたえについてお伺いいたします。

**○病院局長(植木英範君)** 平成18年度の経営の改善要因といたしましては、収入面からは、7対1入院基本料の導入や高度医療の実施による診療収入の増がございましたし、一方で費用の面からは、現業部門の委託化、医薬品等の共同購入の実施等の取り組みによるものと考えております。特に7対1入院基本料の導入に係る収益増は、年度途中の病棟再編を財源とする人的資源の再配分をスピーディーに行えたことも大きな要因でありました。このことも含め、18年度の病院事業の経営改善は、何にも増しまして、病院局職員全体の経営改革への強い熱意のあらわれであり、その結果と考えております。

次に、今年度の収支の見通しについてでございます。昨年度に比べ、病院事業全体では延べ入院患者数の増加が見込まれますとともに、7対1入院基本料の通年効果などにより経営改善が進展しておりますことから、年度後半に大きな状況変化がない限り、計画上の今年度の目標は達成できるというふうに考えております。

それから、先ほどちょっと数字を言い漏らしましたので、ここでお答えさせていただきたいと思っております。臨時職員の12月1日現在の全体の数字でございますが、95名でございます。正規の職員920名に対して95名。それから、先ほども申しましたように、7対1の関係では12名ということでございます。大変失礼いたしました。

**○鳥飼謙二議員** 外部委託についてお尋ねをいたします。現業職員の任命がえ等により業務の外部委託が増加をしております。質の低下とあ

わせ、管理・監督や責任の所在があいまいになっているのではないかとというふうに懸念されるわけですが、この点についてお尋ねをいたします。

**○病院局長(植木英範君)** 県立病院におきましては、平成18年4月から、調理給食業務や病棟の看護補助業務等について民間委託を進めてきております。これまでのところ、おおむね順調に推移をしていると考えておりますが、今後とも適宜、委託の事業者への指導を徹底するなど、サービスの質の低下を来すことのないよう努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、こころの医療センターについてお尋ねをいたします。

子供の心の健康をめぐっては、うつ病や摂食障害がいなどで治療が必要な児童が増加をしております、ADHD、高機能自閉症、LD児などの発達障害がいなど、早期の診断、治療、療育の必要性が指摘されています。そこで、厚生労働省は、乳幼児期から青年期までの心の問題を専門的にケアする外来や病棟を備えた「子どもの心の拠点病院」を全都道府県に設置する方針を固めまして、全都道府県に1カ所指定し、一般の病院や開業医では対応の難しい重症の児童を緊急入院させたり、問題が起きたとき専門家を派遣したりすると聞いております。今、児童思春期でのADHDなどの発達障害がいや摂食障害がい、うつ病や虐待児へのPTSDなどの対応が求められています。児童の6%程度が発達障害を有するとされておりまして、家庭や学校ではその対応に苦しんでいるのが実態であります。本県ではどのように対応していかれるのか、現状とあわせ福祉保健部長にお尋ねをいた

します。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 子供や家庭からの、児童思春期に特有なさまざまな相談につきましても、児童相談所が専門的な知識や技術に基づいて対応しているところでもあります。特にADHDやLD等に対しては、児童心理士が面談や心理検査、観察等により心理診断を行い、それに基づいて子供や保護者に対して心理療法やカウンセリング、助言指導等を行っているところでもあります。また、児童相談所での対応が困難な相談については、医療機関での治療や発達障害者支援センターでの支援につなげるなど、他機関との連携を図りながら対応しているところでもあります。今後とも、児童相談所の相談判定機能の充実や関係機関との連携を図りながら、効果的な対応を進めていきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 悩んでいる人が多いわけですから、ぜひ、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、こころの医療センター、当初案は、2階は成人病棟、3階は児童思春期病棟と2病棟に分かれておりましたけれども、現行案は、2階の1病棟に成人と児童が入院して、真ん中をナースセンターで仕切る形となっております。これは重大な変更ではないか、パブリックコメントを徴すべきではないかと思われまうけれども、なぜパブリックコメントを求めなかったのか、お尋ねをいたします。

○病院局長(植木英範君) 現在のこころの医療センターの整備内容は、県民のパブリックコメントを経て決定いたしました「こころの医療センター施設整備基本計画」の基本的な方向に沿っているものでございます。したがって、当初の計画にありまうとおり、県立宮崎

病院に併設し、身体合併症などの治療において、一般科との連携や民間精神医療機関との適切な機能分担を図ることによりまして、本県の精神疾患に関する全県レベルの中核病院としての機能をさらに充実させることができるものと考えております。

○鳥飼謙二議員 私がお聞きしたのは、3階建てから2階建てになって縮小しているけれども、それを公にすべきではないかということなんですけれども、お答えいただきたいと思ひます。

○病院局長(植木英範君) 同じことを申し上げまして大変恐縮ですけれども、県民のパブリックコメントを経て決定しました施設整備基本計画、この基本的な方向に沿って現在は建設を進めているということでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○鳥飼謙二議員 当初案は3階建てになっているんですよね、基本設計。しかし、現在いただいているのは2階になっているということをお尋ねしておるんですけれども、それは変更ではないと。私は、そうしないと機能が果たせないという意味でお尋ねをしているわけございまして、お答えをいただきたいと思ひます。

○病院局長(植木英範君) 昨年2月に策定をいたしました「こころの医療センター施設整備基本計画」におきましては、成人と児童思春期と合わせて55床程度といたしておりましたが、その後、これまで想定をしておりました患者需要等を精査いたしました結果、42床とすることが適当と判断したところでもあります。今の患者需要で2病棟を整備いたしますことで、当初の建設コスト、後年度の減価償却等が経営を圧迫することが見込まれたことや、成人及び児童思春期を同一病棟とする他県病院の視察結果など

も踏まえまして、2階建ての1病棟としたところでございます。また、診療報酬点数の高い加算の取得を前提に整備内容を決めた場合に、経営上リスクが大変大きいこともあり、機能面と経営面とのバランス、さらには富養園スタッフとの協議など幅広い検討を行いながら、現在の内容としたところでございます。

○坂口博美議長 趣旨をもう一回伝えられますか、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 パブリックコメントを徴する必要はなかったという理由を説明されたのかもしれないけれども、それは重要な変更であるというふうに思っております。受けとめていただくということで、この場を進めていきたいというふうに思います。

患者数等精査の結果というふうに9月議会で答弁しておられますけれども、成人では患者16人に常勤医師が1名という診療報酬上の理由からではないのかなと私は思っているんです。また、児童思春期精神科入院医療管理加算は取得するつもりなのか。そしてまた、当該病棟とかいろいろ条件があるんですけれども、診療報酬上はクリアできるのか。この2点についてお尋ねをいたします。

○病院局長(植木英範君) 診療報酬につきましては、ただいま県立富養園で取得をいたしております、そういったものを基本に考えて、取得の方向で計画をいたしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 余り深くは言いませんけれども、県内の精神科救急、いろんな犯罪性を持った人が来られますよ。そのとき対応できないということではどうにもならない。せっかくつくりますからね。ぜひしっかりしたものをつくっていただきたいと私は思っております。

それでは、年間何名の救急患者、小児の入院・外来、どのくらい見込んでおられるのか。また、入院期間はどの程度想定しておられるのか。収支の見通しとあわせてお尋ねをいたします。簡単で結構でございます。

○病院局長(植木英範君) まず、成人の患者の場合、当初200名程度を予定しておりましたが、現在の計画では年間160名前後ということで、在院日数が約2カ月程度というふうに考えております。それから、児童につきましては、当初、年間40名前後というふうに考えておりましたが、現在の計画では年間30名前後、在院日数が約4カ月程度ということでございます。この数字につきましては、精神科救急の実績とか他県の患者需要、現在の富養園の実績等を精査した結果でございます。

収支の見通しにつきましては、中期経営計画にも示しておりますとおりでございますが、何しろ、こころの医療センターの所管する医療のにつきましては、大変収支の厳しい分野でございます。そういう意味では、ほぼ均衡する、年間約1,000万円程度の黒字ということを予定いたしております。

○鳥飼謙二議員 それでは、次に行きます。スタッフの配置をどうするかということにもよりますけれども、完全な不採算部門となることが考えられます。必要な機能をしっかり果たす一方で、また収入もしっかりと確保するということが大事です。宮崎病院の一部分となれば、宮崎病院にも大きな影響が考えられますけれども、経理の処理方法は同一会計なのか。また、医師、看護師、臨床心理士等のスタッフの配置はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○病院局長(植木英範君) 全体といたしまし

では、県立宮崎病院に併設するというご  
ざいますので、会計といいたし、経営は  
一体で実施をいたす考えでございませ  
す。

それから、スタッフにつきましては、先ほ  
どお話のありましたとおり、こころの医  
療センターとしての5つの機能が十分  
果たせるような体制づくりを、今検  
討を進めているところでございま  
す。

○鳥飼謙二議員 精神保健福祉指定医  
が5人以上いないと、精神科救急では  
1日3,200点の点数はとれないん  
ですね。いろんな条件がありまして、  
これがとれますよと思っても、社会保  
険事務局が払いませんということにな  
ったら、何億返せということになりま  
すからね。要員の配置というものをし  
っかり詰めていって、できるだけ早く  
私どもにもお知らせをいただきたい。  
そのことで経営がどうなるかとなり  
ますし、宮崎病院にもはね返っていく  
わけですから、ぜひそこはしっかりと  
お願いをしたい、対応していただき  
たいというふうに思っております。

それから、児童思春期の精神科医、何  
とか大丈夫ですよと言われておられま  
すけれども、どのような医師を想定し  
ておられるのか、お尋ねいたします。

○病院局長(植木英範君) 現在不在とな  
っております児童思春期の医師につ  
きまして、全国的に専門医が極めて少  
ないということは、その都度申し上げ  
ているところでございます。現在でも  
大変厳しい状況であることは変わり  
ございませんが、オープンまでの医師  
の確保に向けて、全力で努力をして  
いるところでございます。

○鳥飼謙二議員 専門医師というのは――  
医師はだれでも免許を持っておるわけ  
ですから――

日本児童青年精神医学会の認定、実  
務経験では5年以上の学会員で、レ  
ポート提出、診療実績30人以上とい  
うような前提がついておりますけれ  
ども、そこをクリアしたドクターが  
来るといことで理解してよろしいで  
しょうか。

○病院局長(植木英範君) そのとお  
りでございます。

○鳥飼謙二議員 ぜひ立派な病院をつ  
くっていただきたいというふうに思  
います。

それから、雇用問題についてお尋ね  
いたします。

非正規公務員の現状についてお尋ね  
をしたいと思います。雇用の場の確保  
については大きな課題でありますし、  
大変な問題がありますけれども、こ  
の非正規の公務員というのが、県庁  
の中でもふえてきております。特に  
財政改革推進計画を策定いたしまして  
見直しをやっておりますので、こ  
ういう状況になっておりますけれど  
も、総務部長、教育長、警察本部長  
にお尋ねをいたしたいと思いま  
す。

○総務部長(渡辺義人君) 非正規職員  
ということですが、非常勤職員と臨  
時的任用職員ということでは申し上  
げさせていただきます。

まず、非常勤職員であります。平成  
19年4月現在の知事部局における配  
置人数は1,006名でございます。主  
な職種とその配置先につきましては、  
用地調査員及び登記嘱託員が農林  
振興局や土木事務所等に、また、農  
業研究補助員が総合農業試験場や  
畜産試験場等に、さらには嘱託検  
査員が食肉衛生検査所に配置をさ  
れております。

次に、臨時的任用職員であります。平  
成19年4月現在の知事部局にお  
ける配置人数は260名で、本庁及  
び各出先機関におきまして、パソ  
コンによる集計や文書の收受などの  
事務補助を主

な業務としているところがございます。以上でございます。

○教育長(高山耕吉君) 本年4月現在の教育委員会における非正規職員数は合計で2,158人でございます。その内訳を申し上げますと、総合博物館展示解説員などの非常勤職員が71人、事務補助を行う臨時的任用職員が33人です。また、県立学校及び市町村立学校では、教科補充などの非常勤職員が769人でございます。講師などの臨時的任用職員が1,285人となっております。以上でございます。

○警察本部長(相浦勇二君) 警察本部関係でございますが、正規採用とは異なる形で職務を行っている職員は、12月1日現在で合計149名でございます。その内訳はと申しますと、非常勤<sup>※</sup>の職員が104名、それと事務補助、いわゆる22条職員と呼ばれるものが45名でございます。非常勤職員の主な業務内容は、多種多様でございますけれども、最もボリュームのあるところは、交番相談員あるいは警察安全相談員ということで、主として退職警察官の知識・技能を活用して、警察活動全体をさらに充実させようという観点からの職員が中心となっております。以上です。

○鳥飼謙二議員 総務部長、臨時職員の月収、把握しておられれば御答弁お願いしたいと思います。

○総務部長(渡辺義人君) 臨時職員の月収は、勤務日数にもよります。勤務条件といたしましては、任用期間が最も長くても8カ月以内ということでありまして、勤務日数と勤務時間は正規職員と同様ということですが、賃金につきましては、日額で5,580円というのが現在の単価設定でございます。月収につきましては、これに20日間を乗じてということになりま

※ 122ページに訂正発言あり

すので、11万円ぐらいということになるかと思っております。以上です。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。

ここに、非常勤職員の、20日でございますけれども、手取り、差し引き9万6,900円になっております。これではダブルジョブでないといけない、そんな状況であるわけですし、やはり200万円程度は保障するべきではないかと思っております。

それから、このような非正規の職員をなくそうと、「ヤングJOBサポートみやざき」というのが開設されましたけれども、その活動実績についてお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) ヤングJOBサポートみやざきは、平成17年5月に宮崎市に設置いたしました。就職相談、あるいは仕事の魅力の発見とか面接の受け方のセミナーなどを実施いたしました。若年者の就職活動を支援しているものでございます。また、ことし8月に延岡サテライトを開設しまして、県北地域の利用者の利便の向上を図ったところであります。活動の実績といたしましては、開所時から本年10月末までの間に延べ7,166名の方に利用いただきまして、374名の就職が決定したところであります。

○坂口博美議長 ここで、警察本部長から答弁訂正。

○警察本部長(相浦勇二君) まことに申しわけありません。先ほど149名の内訳を、非常勤職員104名、臨時職員45名と申し上げましたが、12月1日現在では若干数字が違ってございまして、非常勤職員が103名、臨時職員が46名でございます。訂正させていただきます。

○鳥飼謙二議員 ヤングJOBサポートセンターで相談対応を行っている雇用相談員、若いけ

れども相当なキャリアの方がおられると聞いておりますが、その方が非常勤職員ということではいかがなものかと思うんですね。知恵を出し工夫して正職員化を図るべきではないかというふうに思っておりますけれども、部長の答弁をお願いします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** ヤングJOBサポートみやぎの相談員、確かに非常に詳しい人にやってもらっておるんですけども、このヤングJOBサポートみやぎが、これからずっと継続するかどうかにつきまして、まだ未確定の部分もありますので、当面、非常勤職員で対応していきたいというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** ぜひ十分な検討をお願いしたいと思います。

最後に、不適正な事務処理については、時間が参りましたので、もうお聞きをいたしませんけれども、一定の結論も出ました。ぜひ新たな気持ちで再出発をしていただきますように、心から願っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時58分休憩

---

午後3時14分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、49番米良政美議員。

**○米良政美議員**〔登壇〕（拍手） 久しぶりに立ちました。けさ、出がけに家内が「久しぶりじゃから、宮崎に私も行くわ」と言うから、「何ごち来るか」と言ったら、「いや、知事の

顔を見に行きます」とこう言うから、あえて否定はしませんでしたけれども……。きょうは30分の与えられた時間ではありますが、早く終わろうと思います。

議長経験者は質問がないんじゃないかという誤解があるといけませんから、一言申し上げておきたいと思うんですが、できるだけ若い期の皆さんたちにその機会を持っていただいて、エネルギーな角度から一石投じていったほうがいいんじゃないかということで、長いそういうことから議長経験者は遠慮いたした経緯があるわけでございます。そういうことでひとつ御理解をいただいて、久方ぶりに立ちましたから、知事並びに教育長を中心にしてお伺いをさせていただきたいと思うわけであります。

平成8年、中央教育審議会の答申に基づいて示されました、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領は、詰め込み教育、学校における子供たちの非行問題、そういう反省から、思考力、表現力といった学力と、人を思いやる心の醸成を提起いたしておりました。特に、生きる力をどう育てていくのかを大きく教育目標に掲げまして、小中学校において授業内容を3割削減しよう、そして総授業時間数を1割減らして「ゆとり教育」に重点が置かれております。本県においても、ゆとりある教育の実現によって、これまで大きな成果をおさめたと思いつつも、しかし、依然として非行問題や不登校の問題、あるいは校内暴力、そういうさまざまな問題が深刻化して、将来に不安を抱かざるを得ない状況は明らかであります。今回検討されている新たな学習指導要領は、脱ゆとりの動向に賛否両論起こっているようであります。時々、社会情勢や要因を勘案するとき、幾ばくかの是正もやむなし、そういう議論もあるところであり

ます。これまで本県が取り組んだゆとり教育の効果をどう評価されておられるのか。また、中央教育審議会が、これまで10年の学習指導要領について異例の反省と批判をしているのでありますが、本県ではどう判断されるのか、教育長にお尋ねをいたします。

知事、本県は農業・林業県と言われながら、特に林業経営をめぐる中山間地は存亡の危機に立っています。本県中山間地域の魅力創出というのを知事は大きく掲げられておりますけれども、このことは議会のたびに議論をしてまいりました。が、本県は過疎が進行する中山間地を多く抱えております。少子高齢化現象も一段と進みました。過去の議会においても、地域の実情を訴えながら、県土の均衡ある発展を標榜したところでもあります。道路改良率といえは50%であります。所得は、ある村役場の統計で、1人当たり169万7,000円、嫁を迎えたいけど、一向に進まない。学校はなくなる、路線バスもなくなる。山林伐採しても、収入を得たいが、切れば切るほど赤字。私も猫の額ほどの山を40年育てましたけれども、非常に悲哀を感じております。年を追うごとに人口は減る。県議会ではこの20年の間、山村地域振興対策を基本に、中山間地域振興対策特別委員会など、実に20年の間、13回の特別委員会を設置してきた背景があります。平成6年ごろでありましたが、前にお座りの城倉常勤監査委員が地域振興課長時代から政策を提起いたしてきましたけれども、中山間地の皆さんは、生まれ育ったふるさとを捨て切れずに、絵にかいたもちに終わってしまった。今その地域は、まさに空き家がふえております。崩壊の域に達しています。我が党の濱砂議員が9月の代表質問で、その窮状を訴えました。まさに限界なんです。知事は30数年この宮

崎を離れられて、全国でさまざまな経験をしてこられた。いろいろな方と出会ってこられた。東京から見た宮崎、これは十分なポテンシャルが、あるいは魅力があるのではないかと、こうおっしゃっておりますけれども、一方でそれが魅力が発揮されていないんじゃないかと、こうおっしゃっています。私は大きな期待を持っておるわけでありまして、本県山村地域の魅力創出をこれからどう考えていかれるのか、どう展開をされていくのか、知事にお伺いをして、後は質問者席から質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県には、豊かな自然、温暖な気候、豊富で新鮮な食材、神話や伝説、そして何よりも温かな県民性と、どれをとっても全国に誇るべき魅力が数多くあると確信いたしております。中でも山村地域につきましては、地域住民が暮らす場としてだけでなく、先人が築き上げた棚田や大切に受け継がれてきた神楽など、日本のふるさとの原風景とも言うべき個性や魅力が残されており、都市住民にとっての安らぎやいやしの場にもなる、そのようなポテンシャルを持っていると考えております。しかしながら、全国における本県山村地域の市町村の知名度はまだまだ低く、そのポテンシャルも十分に発揮されていないのではないかと感じております。このようなことも踏まえ、中山間地域対策について、本県が直面する喫緊の課題としてとらえ、平成20年度重点施策の一つとして掲げたところであり、地域住民も巻き込んだ県民総力戦による地域の活性化に取り組んでいかなければならないと考えております。

先般、日本一の評価を受けました宮崎牛の取

り組みや、県産材、オンリーワンの特産品づくり、さらには、ストーリー性のあるテーマ設定等により地域資源を磨き上げ、県内外にその魅力をアピールし、観光や移住で来られた方々を地域住民の方々が温かくもてなす、このような取り組みを県として支援していくことにより、山村地域のさらなる魅力創出を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

ゆとり教育についてであります。生きる力の育成を基本理念といたします現行の学習指導要領の導入により生まれました、時間的なゆとりや総合的な学習の時間などを活用いたしまして、本県では、ふるさと学習や体験学習、社会奉仕活動等、特色ある教育が展開されております。その結果、各学校からは、「子供たちにみずから学びみずから考える姿勢や、人前で堂々と発表する力が身についた」など、評価する声も多く聞かれているところでございます。現行の学習指導要領につきましても、さまざまな意見がございますが、生きる力をはぐくむことは時代の要請にこたえるものであり、新たな学習指導要領にも、基本理念としてしっかりと引き継がれていくものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○米良政美議員** 教育長、生きる力というのは、その人の生涯に果たしていく力量ではないかと私は思っております。授業時間数の減少等によって基礎学力が低下したとか、あるいは子供の学習意欲に個人差が広がったのではないかと、そしてまた、思考力とか表現力が育成できなかったのではないとも言われておりますけれども、その点、本県ではどう分析しておられるのか。そしてまた、子供たちにゆとりを持た

せるというのは大事です。ゆとりを活用した総合学習にも取り組むことができた、そういう評価をされる一面もありますし、緩みを生んだのではないかという結果も出ております。さらにまた、保護者の教育不信を招いたとか、こういうことも言われておりますけれども、教育長としては、総合学習を減らしていくという方向をどのようにお考えなのか、所見をお伺いしたいと思っております。

**○教育長（高山耕吉君）** まず、ゆとり教育についての分析でございますが、国際的な学力調査の結果等から、我が国の子供たちの読解力の低下や学ぶ意欲の低下などを懸念する声があります。また、11月に公表されました中央教育審議会の「審議のまとめ」で、生きる力をはぐくむという現行の学習指導要領の理念を評価する一方、それを実現するための具体的な手だて等が必ずしも十分ではなかった、そういった反省が述べられております。そのような側面が、国際的な学力調査等の結果につながったものと考えております。

また、学習指導要領の「総合的な学習の時間」の見直しにつきましても、先般公表されました中央教育審議会の「審議のまとめ」におきまして、知識や技能の習得・活用は主として教科で担い、探求は総合的な学習の時間で担うという役割分担が明確にされたことで、総合的な学習の時間と各教科の学習とのより効果的な連携が、今後一層図られていくものと考えております。以上でございます。

**○米良政美議員** ゆとりを活用した総合学習でありましても、教育指導にばらつきがあってはならないと思うんです。ゆとりというのは、現場の先生方自身もゆとりを持たなきゃならない。子供だけが持つべきことではないと感じるんで



す。すぐれた教育内容をつくり出すことができるというのは、先生もある程度ゆとりがないとそういうことはできないと、私は思うんです。

近くに学校がございいますが、10月25日でございましたか、年に1回、おじいちゃん、おばあちゃんの参観日があります。私は努めて行くんです。小学校1年生と3年生と6年生がおりますので、2時間のうちに3つの教室を回ります。たまたま小学校3年生の教室に行きました。性教育ではありませんけれども、学級活動の一環として、その先生みずからが創意工夫をして、妊娠から出産まで、もちろん教育効果をねらった、命のとうとさ、あるいは母親の心労と、10カ月もおなかにおってはぐくんだ、そのとうとい10カ月間を、10枚の画用紙にみずからしたためて、そういう命のとうとさなるものを教育しておった45分間であります。

これがそうです(資料を示す)。これは、お母さんが妊娠して3カ月目に赤ちゃんはこうなるのよというところですよ。さっきから言いますように、お母さんに対する一つの愛情も……。ここで45分間、子供たちは身じろぎもしないでこの授業に熱中しておりました。そして、7カ月目にはこういうふうになって、宇宙船みたいにお母さんの腹の中で泳いでいるんですよということなんですね。これは10枚ぐらいあります。そして9カ月、いよいよ生まれるんです。私はこれを見たとき、すごい教材だな、どこで市販されているんだろうか、こう不思議に思いながら、先生を尊敬のまなざしで見たところがありました。教育長、実はこれはその先生みずからがつくられたものです。教育現場としてこういうことを子供たちに教えるということは、ただ単なる性教育ではない。例えば、何年前でしたでしょうか、雌しべと雄しべがあって、

チョウチョが飛んできて、こういうふうを受粉するんですよという話があったじゃないですか。ところが、この先生はすごいところを突きながら、子供たちに感動と、母親に対する一つの愛情といいましょうか、感謝の気持ちを与えて、さっき言いましたように、身じろぎもしないで授業を終えたということです。

私は何が言いたいかというと、こういうものを教えることによって、非行から守ってやろう、親を大事にしていこう、友達同士仲よくしていこうという基本的なことが、ここに教育効果としてぴしっとあらわれたような気がします。実は、きのう、おととい、校長先生や担任の先生に話をして、「この教材を貸してください」「ああ、いいですよ」ということで借りてきたものなんです。

私は、中教審のそういうものに対して、異論を唱えようとは思いませんけれども、むしろその方向に進められるべきものだと思っております。さっき言いましたように、学校によって内容に差があったり、教師が現場で時間に追われて指導に欠けたり、あるいは教師の熱意に差が生じるようなことがあってはいけない、そういう気がしたところでありました。

よく生きる力と申しますけれども、子供が、家庭、学校、地域社会で培われ、子供自身の力量で育っていくものと思っております。そして、ゆとりは、さっき言いましたように、子供に与えるべきものでありましようけれども、繰り返しになりますが、先生自身にもゆとりは与えるべきではないかな、そういう思いがして、ここで教育長にお話をするわけであります。

こだわるとありますが、学習指導要領の改訂は10年の周期で来ます。つまり、時代の進展に伴って改訂、対応していく必要があると

思います。そして、そこで青少年犯罪、あるいは子供同士のいじめの問題などが多く発生しているから、ゆとりを持たせる教育がそこに定着し、実現してきたと私は思うわけであります。生きる力にこだわるようでありますけれども、ゆとりの理念を引き継ぎつつ、授業時間を詰め込みの水準に戻すというのは、今回の改訂内容から、時代に逆行していくような気がしてなりませんので、あえて申し上げるわけでありますが、現場の先生、保護者の不信が広がりそうな気がいたします。宮崎の実情に合った教育が大切ではないかな、このように思うからであります。

次に移ります。次に、学社連携についてお伺いをいたしますが、学社連携は、昔からよく、その地域の教育のバロメーターとも言われています。歴史と必要性を重んじながら、家庭、学校、そして地域社会の連携というのは——午前中も知事がおっしゃっていましたが——不可欠なんです。しかし、中教審では、反省として、家庭や地域の教育力の低下を指摘しておるわけであります。本県の学社連携の現状について、教育長にお尋ねをいたしたいと思えます。

**○教育長（高山耕吉君）** 本県の学社連携の現状でございます。本県におきましては、これまで、学校における地域人材の活用や、子供と高齢者の方々との交流などに取り組みまして、学校と地域社会の相互理解の促進に積極的に努めてきたところでございます。また、昨年度から、このような実績等も踏まえながら、「地域で子供を育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業」を立ち上げまして、学校やPTA等の教育関係団体、さらには老人クラブ、商工会などの各組織が相互に連携いたしまして、読

み聞かせや公民館での学習・交流活動など、地域ぐるみの教育を展開いたしているところでございます。今後は、このような取り組みを全県的に普及し、学校、家庭、地域が一体となりまして、健やかな子供の育成に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○米良政美議員** 次に、17年の調査でありますけれども、「現在の義務教育に満足していますか」という内閣府の世論調査で、小中学校に通う子供の保護者の70%が、学校に対して満足しているという結果が出ております。恐らく本県でも同じだと思えますけれども、本県の教育成果をどのように評価されておられるのかということでお尋ねをするわけであります。せんだって全国の学力調査が行われましたが、本県教育にどのように生かしていくおつもりなのか、改めて教育長にその結果をお尋ねいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 調査結果につきましては、これまで県教育委員会が取り組んできた戦略プロジェクトの小中学校学力向上推進事業などさまざまな学力向上の施策や、市町村教育委員会の取り組みはもとより、各学校が学習指導に熱心に取り組んできた成果だろうというふうに考えております。今後は、調査結果に基づきまして、各学校で作成いたしております学力向上のための改善計画書の見直しや、「教員の指導力を高める授業研究会」などの施策の検証を行うとともに、指導方法の改善等につきまして具体的な提案を行うなど、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、一人一人の子供たちの学力向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○米良政美議員** 教育関連の最後にしたいと思えますが、知事に御所見をお聞かせいただきたいと思うんです。今、いろいろ申し上げました

ように、たくましい青少年を育てていくという観点からして、これからも地域社会、学校、一体となって進めていかなきゃならないとおもっているわけですが、教育もやっぱり一つの自治事務としてとらえるならば、宮崎を全国に発信していいんじゃないか、そういう気がしてならないわけですが、それに対する知事の意気込み。それから、最近の社会教育について、私は幾ばくかのいろいろ持っておるわけですが、きょうは省略をいたしたいと思います。ちなみに、知事として、婦人教育とか青年教育とか成人の教育に関してどのような考えをお持ちでしょうか、御披瀝願えませんか。

**○知事（東国原英夫君）** 現在、県では、学校、家庭、地域社会が一体となって、子育て目標を共有しながら、学校を支援する校内環境美化とか登下校の子ども見守り活動などを行う地域ぐるみの教育の推進を重要な柱とした「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」に全力で取り組んでいるところでございます。御案内のように、学力調査によりますと、小学校が九州で2位でしたか、中学生になりますと1位という非常に優秀な成績をおさめております。また、「自宅で勉強する」「一定時勉強する」という時間が最も長いというようなデータも出ております。自宅で勉強する時間があるというのは、夜になると周りが暗いとか、チャンネルが2チャンネルしかないとか、いろんな要素はあるんでしょうが、そういったものは全国に非常に誇れるものだと思いますので、配信していく意義があるかなとおもっております。今後とも、「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」、そういう理念のもと、県民との協働による新しい宮崎を切り開く教育に取り組んでまいり所存でございます。

また、御質問の婦人教育、青年教育でございますが、午前中にも申し上げましたとおり、日本全体に何か社会規範とか倫理意識とか、そういったものの欠如、欠落というのが目立っているんじゃないかなと。例えば、会社の社長とか政治家とか、そういった組織の長とか模範たる人間が、テレビで毎日のように謝罪をしている、毎日のように不祥事が発覚している、こういったこと——私もそうなのでございますが——は子供たちの教育上、非常に思わしくないことではないかと。全国的に、倫理意識そういったものを立ちどまって考え直す時期に来ているんじゃないか、そういうふうな考えを持っております。

**○米良政美議員** ありがとうございます。

ここで、深刻な格差社会について、知事に幾つか求めておきたいと思うのであります。

御案内のように、大都市圏を中心とした景気回復を背景に、地域間の税収に差が生じております。もちろん、財政力の格差がますます拡大傾向にあるわけでございますが、本県においても、税源移譲でございますが、自主財源比率が4割にも満たないという現状が長く続いております。財政基盤は脆弱であります。地方分権や地方の政府と言われる中で、財源保障機能をどう図っていくのかというのは、これは喫緊の課題であることは間違いないわけですが、一方、税収の格差も大きな課題であります。平均税収を100とした場合、東京が101、宮崎県64であります。税収がどんどんふえる自治体もあれば、宮崎県のように減るところもある。そういうところについては、地方交付税で幾らか調整をしていくという——午前中もありましたけれども——そして、財政力の弱い自治体に重点配分をしていくとか、あるいは

また、最近、消費税の問題がどうこうされておりますけれども、これも今5%で、1%しか地方に来ませんけれども、これを半分ぐらいは地方に回していくような配分方法というのを考えていかなきゃならんのじゃないかな、こう思うんです。

そこで、全国知事会というのがありますけれども、そこらあたりで知事が、思い切ってそういう思いをぶつけるような方向づけというのは大事だと思えて仕方がありません。そういうシステムを構築していくということで、これから知事に大きな期待を持っておるわけですが、御所見をお聞かせいただきたいと思うのであります。

**○知事(東国原英夫君)** 御指摘のとおり、地方の疲弊、窮状というのは、この数年間で著しく減らされた地方交付税交付金によるところが大きいと思います。私は法人二税、あるいはふるさと納税等どういうものであっても、地方に税収が回ることにについて賛成でございます。この際、最も重要なのが、地方の税収がふえたときに、それによって交付税が減らされるということです。これはゆゆしき事態です。地方にふるさと納税、法人二税が回ってきても、配分されても地方交付税が減らされない——全国知事会では交付税の復元と言っておりますが——そういう確保が最も重要なと考えております。

折に触れて、地方交付税については、私のブログ、あるいは全国知事会、あるいはいろんなテレビニュースなどのインタビュー等で発言させていただいております。今御指摘がありました、消費税の地方の取り分、1%。法人二税の場合、もう1%を地方に回して、つまり5%中2%を地方の取り分にして、1%分に法人二税を充てるというのが総務省の案なんです、

私はこれに賛成だということは、かねてから申し上げさせていただいております。今後とも、あらゆるメディアの場、あるいは発言の機会をとらえて、地方交付税交付金については発言をさせていただきたいと思っております。

**○米良政美議員** 知事ならできると、私は大きな期待を持っておるわけでありまして。これは難しいなと考えますけれども、できますよ。ぜひひとつ宮崎から発信をしていただきたい、このように思っておるわけでありまして。

それから、地方六団体、私も議長時代に何回となく議長会に行きました。議長会というのは令達機関なんです。ただ報告があって終わり。私は小泉総理時代に、総理大臣官邸で消費税に関することをいろいろ要望しましたけれども、何を要請しても全然受け合ってくれませんでした。議長会というのは、これはもう大したことじゃありません。だから、全国議長会——それは坂口議長がおられるんだからそうではないけれども、やっぱり令達機関である。では、知事会はどうなのかということ、私はそういう重みがあると思うんです。ですから、大きな期待を持っておるわけでありまして、ぜひひとつ今後の処遇改善に御努力をいただきたいと思っておるわけでありまして。

それから、私は、国体誘致について、知事の御所見をお聞かせいただきたいと思うのであります。本県は今、知事の人気によって元気が出ております。県民に夢とロマンをとという思いを込めてお尋ねするわけでありまして、国体開催県は、秋田県の第62回わか杉国体でありました。来年はお隣の大分県だそうであります。69回、7年後は長崎県。昭和54年、「日本のふるさと宮崎国体」から28年たちました。国体は開催約10年前に内定があるそうでありまして、10

年後は愛媛県だそうであります。内定しております。したがって、47のうち——何ぼだったですか、ちょっと忘れましたが、開催しております。国体開催県として、あと16残っておるわけではありますが、知事の見解をひとつお聞かせいただきたいと思っております。

**○知事(東国原英夫君)** 国民体育大会は本年度、秋田県で開催されまして、秋田わか杉国体では、少年競技3種目での優勝を初め、数多くの競技で上位入賞を果たし、県民に多くの感動と夢を与えてくださったと思っております。また、天皇杯順位も36位と、4年ぶりに本県の目標としている30位台を達成することができました。出場されました選手・監督はもとより、応援・御支援をいただきました皆様に、心より御礼を申し上げる次第でございます。

現在、国民体育大会は2巡目の開催となっております。平成29年度開催地まで内定もしくは予定されております。平成30年度以降の開催につきましては、全国を東と中と西の3地区に分けた全国規模での調整や、本県が属する西地区及び九州ブロックでの調整を経て決定されると聞いております。県といたしましては、現在進められております国体改革の動向や県の財政状況なども考慮しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

**○米良政美議員** ぜひ前向きに対応いただくように、お願いを申し上げたいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いをしたいと思っております。高齢者の口腔ケアについてお伺いをさせていただきたいと思っておりますが、平成18年の高齢化比率24.1%、老人医療費も増大して、県内医療費の45%を占める状況であります。皆さんが健康で、しかも自分の歯で食事をおいしく食べられたらどんなに幸せだろう。現在、80歳まで

に20本の歯を残そうと「8020運動」もありません。口腔ケアを怠りますと衛生状態が悪くなりまして、虫歯や歯周液が多く発生して、食べ物を誤って気管支に吸い込む、いわゆる誤嚥性肺炎になると言われております。高齢者の口腔ケアに関係機関と連携して積極的に取り組まなければならない、こう思っておりますけれども、県の取り組みを福祉保健部長に伺っておきます。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 口腔の健康は全身の健康へつながり、大変重要であります。そのため、お話にもありましたが、県では80歳で20本以上の自分の歯を保とうという「8020運動」を進めております。その一環として、研修会等を通じて、市町村職員、介護施設職員などに口腔ケアの重要性について啓発を行っているところであります。また、今年度からモデル市町村において実施しております「いきいきはつらつ介護予防普及事業」においても、健康体操や栄養改善とともに、県歯科医師会とも連携し、口腔ケアにも着目した介護予防のプログラムの開発に取り組んでいるところであり、この成果を活用し、在宅はもとより、特養など介護施設における口腔ケアの向上に努めてまいりたいと考えております。今後、高齢者の口腔ケアはますます重要となってまいりますので、県歯科医師会や市町村等と十分な連携を図りながら、効果的な健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

**○米良政美議員** 平成17年の厚生労働省の推計によりますと、75歳以上の方で肺炎患者が、本県で1カ月に240人という推計が出ています。そのうちの6割145人の方が誤嚥性肺炎患者になると推計されております。したがって、年間に1,740人の皆さんたちが肺炎患者として推計さ

れる。それでは、肺炎患者1人当たり医療費どのくらいかかるかといいますと、50日入院した場合、1人168万7,675円、1,740人ですから、実に年間29億2,320万円という推計が出ているんです。これは、やっぱり早急に取り組まないかん、こう思います。現在、特別養護老人ホーム等介護施設では、頭から下のケアは身ぎれいにしておりますけれども、果たして歯の健康にどう対応しているのか、調査をする必要があると思うんです。ここでは求めませんけれども、施設等への歯科医の訪問治療は必要ではないのかどうか、あるいは介護保険制度において口腔の評価が適切に行われているのか、私は疑問に思うんです。

これを見てください。これは、誤嚥性肺炎に間もなくかかるであろうという高齢者の皆さんの口の中です。それは恐ろしい状態ですよ。見てください、皆さん。ほうっておくところなるということではありますが、写真のように、口の中が清潔に保たれていないから、不潔な唾液を気管内に誤って吸い込んでしまう、こういうことであるわけでありまして。ぜひひとつ部長、歯科医師会、各関係と連携をとって早急な対応をすべきではないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから最後に、知事に求めておきたいと思うのでありますが、九州横断自動車道と東九州新幹線建設についてお尋ねをいたします。

この宮崎、遠い昔から「陸の孤島」と言われてきました。知事もいつもおっしゃいます。勝手の悪い生活を強いられてきましたけれども、他県と比較して、特にこの高速体系、東と西では大きな差があります。あと3年後、2年後でしようか、間もなく新幹線が西九州に完成するという状況であります、これまでの背景を考

えますと、宮崎県でこれまで20年間、建設促進大会とか要望活動とか、どのくらいやったと思いですか。実に1,400回ぐらいですよ。平成14年から18年の間にも361回やっています。361回。こういう不都合なことをまだ繰り返そうというんですから、やっぱりやめにやいかんです、こんなことは。国会議員に任せとけばいいんですよ。私はいつもそう思って、そこらあたりも悲哀を感じておるわけですが、こういうことは簡略化しなきゃならんと思うんです。これからいよいよ新幹線建設に向けて、知事を先頭に立ち上がっていかなきゃならん大事なときでありますから。こんなことをいつまでも繰り返しておったらいかんと思うんです。国会議員に任せましょう、そういうことは。そういう思いで、九州横断自動車道につきまして、その前に知事の思いをひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 私も就任してから、道路建設促進大会、一番数多く出ております。それというのは、今までの慣例慣習を踏襲したものだと思うんです。地方からの声を大にしなければいけないということを切に思っているんですが、本当にこの地方からの声というのが中央に届くのだろうかというような一抹の不安とか疑問も持っていることは事実なのです。しかし、道路に関して言いますと、全国から中央に、無数の陳情団あるいは要望団が来るわけですよ。そういうことが今までなされていて、それが功を奏した地域もあったでしょうが、そうでない地域もある。国会議員に任せておけばいいというのはちょっと暴論でございまして、国会議員の方たちも一生懸命、選出議員、頑張ってくださいと思っていると思っております。全力を尽くしていらっしゃるということはわかっておるん

ですが、それと連携して地方も声を大にしていかなきゃいけないということでございます。

確かに議員がおっしゃるように、もどかしいです。何回行っても煙に巻かれたような答えを出されて、本当に明確な答えを出さない。それは、市町村から県に来られても、私たちもそうなんですけれども。答える側はいろいろ検討あるいは考慮しなきゃいけません。そういう気持ちもわかるんですけれども、私の場合は、ちょっと長くなりますけれども、市町村から要請や陳情に来られると、右の耳から左の耳に抜けないんです。私はどうしても、やってさしあげたい、してさしあげたいと思ってしまって、本当に悩むんです。でも、国の中央の省庁の官僚さんたちというのは、右から左に抜ける技術を持っていらっしゃる、どうもその辺だと思うんです。ですから、そこの魂に触れ込むような、そして説得力のあるような陳情や要望の仕方というのは今後も考えていかなきゃいけないし、何か中央、そんなに期待はできないということもあります。ですから、国のメカニズムとかシステムとかいうものも変えるように、地方から声を大にしていく、そして中央からも動きを示していかなきゃいけないと思っております。

横断自動車道につきましても、同じことが言えます。横断自動車道については、ずっと声を大にして主張あるいは要望させていただきました。今回、この10年にかかる道路予算というのが、来年の国会の法案なんだろうけれども、恐らくは大丈夫じゃないかなと。その中で一日も早く整備できるように、これは無力かもしれませんが、また、陳情とか要望とか、そういった声を上げていかなきゃいけないと思っております。

○米良政美議員 知事も私と大体同じような思いを持っていらっしゃるというふうに思うわけですが、これは本当にもったいないですよ、要望活動とかいうのはですね。ぜひそういう思いで、あなたが先頭に立って、そういうことはお任せしますから、ひとつ頑張っていたきたい、このように思っておるわけでありませぬ。

それから、九州横断自動車道につきましても、今、その思いをお聞かせいただきましたが、山都一蔵田間というのは、まだいまだに未着工なんです。これはぜひ実現していかなきゃなりませんし、政府・与党案では、10年間で59兆円の事業量が確保されようといたしておりますから、特に大きな意味があると思うんです。ややもいたしますと、ほったらかしになる可能性もありますから、ひとつ土性骨を入れて取り組んでいただくように、あえて要望申し上げておきたいと思うわけでありませぬ。

最後にしたいと思うんです。東九州新幹線です。これは、高速道路がやがて、あと10年もすると、あるいは9年もすると完成するという目鼻が付きましたから、これからいよいよ知事を先頭に立て、新幹線建設に向けて御旗を上げていかなきゃならんと思っておりますけれども、知事、いかがでしょうか、あなたの思いをひとつお聞かせいただきたい。

○知事(東国原英夫君) 東九州新幹線でございますが、東九州新幹線の整備は、九州の東西間格差を解消し、東九州地域の活性化や産業の振興はもとより、九州一体となった発展を図る上で非常に大きな効果をもたらすものと考えております。御案内のとおり、西九州では2011年の春には新幹線が全線開通します。博多―鹿児島中央間が1時間20分で結ばれる見込みであり

ます。今後一層の発展が期待されるところでございます。このような状況を目の当たりにしますと、やっぱり我が東九州地域にも新幹線をどげんかせんといかんと思うわけですが、現実的には財政状況など大きな課題があることも事実であります。私としましては、今後とも、福岡、大分、鹿児島の関係県とも連携しながら、九州知事会などあらゆる機会を通じて、東九州新幹線の整備計画線への早期格上げに向けて、財源の確保や地元負担の軽減を国に強く要望してまいりたいと思います。

先ほど米良議員がおっしゃったように、国会議員に頼んでも無力ではないかというような御指摘がございましたが、私は決してそうは思わないので……。県を代表して——国会議員というのは国の代表らしいんですけれども——地域を代表して国政に行っておられるわけですから、宮崎県のことには十分に考えてくださっていると思います。午前中、私は県に骨を埋めると言ってしまいました、答弁させていただきましたので、国政というものは遠いものであると思いますが、県選出の国会議員の方たちにお願ひして、連携して、今後とも東九州あるいは宮崎県の発展に尽力、寄与していきたいと思っております。

**○米良政美議員** 関連して申し上げますが、私は国会議員がだめだとは言っていないんです。国会議員に任せるところは任せて、何も我々が地方からアリの行列のように行って陳情しなくてもできるような体制というのをつくりますよということですから……。

日豊本線、大分—宮崎間で申しますと——新幹線に関することですが——207キロあるそうあります。佐伯—延岡間にトンネルが幾らあるかといいますと、既設のトンネルが50個ありま

す。一番難所と言われる宗太郎峠、この前後25キロメートル区間に実は37のトンネルがあるんです。そういう状況の中でフリーゲージトレインを走らせましょうとか、何かそういうようなことをずっと言ったことがありますけれども、そういうことではだめだと思っんです。そういう難しいトンネルを50も60も通過できるようなフリーゲージトレインではないと思っているんです。やっぱり、新幹線を前提にして考えていかないといかん、このように思えて仕方がありませんので、今、知事がおっしゃいましたように、そういう面にも特に力点を置くようお願い申し上げたいと思っんです。

最後に、私は10月の中旬に地域医療対策特別委員会で新潟県に行きました。南魚沼市です。そこは目の前に新幹線が通っておりました。田中角栄さんの選挙地盤です。1時間半おりましたけれども、新幹線一本、姿は見えませんでした。あの雪深いところに新幹線が通っただけでも、私たちはびっくりしておりました。やっぱりそれは田中角栄さんが総理大臣の時代でした。すごいなと思っしておりましたけれども、利用は果たしてと、私は興味深く見ておりましたが、見ませんでした。1時間半おりました。そして、南魚沼市のその新幹線の駅の前を通りました。田中角栄さんが例のポーズで、左手をポケットに突っ込んだ銅像が建っていました。やっぱり総理大臣にならんといかんな思ったんです。宮崎県は総理大臣を輩出した県ではありません。やっぱり総理大臣を輩出するぐらいの宮崎県でありたいな思った。それが本当の政治力かなと思っ、その銅像をずっと見詰めて帰ったところでありました。きょうの中村議員の話にもありましたけれども、宮崎から、はるか永田町を見ろということもいいでしょう



平成19年12月10日(月)

が、永田町から宮崎県を見るということも、夢と希望として追いかけていいような気がしてなるのです。そういう思いをしながら、地域医療対策特別委員会、南魚沼市を後にしたところでありました。ぜひひとつ頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あしたの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時4分散会

12月11日（火）

# 平成 19 年 12 月 11 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出 席 議 員 (45 名)	
3 番	川 添 博 (無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔 (愛みやざき)
6 番	西 村 賢 (同)
7 番	河 野 安 幸 (自由民主党)
8 番	山 下 博 三 (同)
9 番	黒 木 正 一 (同)
10 番	松 村 悟 郎 (同)
12 番	坂 口 博 美 (同)
13 番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海 (同)
16 番	外 山 良 治 (同)
17 番	岡 師 博 規 (愛みやざき)
18 番	松 田 勝 則 (同)
19 番	中 野 廣 明 (自由民主党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	十 屋 幸 平 (同)
22 番	押 川 修 一 郎 (同)
23 番	外 山 衛 久 (同)
24 番	宮 原 義 久 (同)
26 番	田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安 (同)
29 番	新 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
30 番	德 重 忠 夫 (自由民主党)
31 番	德 蓬 原 正 三 (同)
32 番	濱 瀨 砂 守 (同)
33 番	水 間 篤 典 (同)
34 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
35 番	萩 原 耕 三 (同)
36 番	黒 木 覚 市 (同)
37 番	中 野 一 則 (同)
39 番	井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義 (同)
41 番	長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
46 番	井 本 英 雄 (同)
47 番	星 原 透 (同)
48 番	野 辺 修 光 (同)

49 番	米 良 政 美 (自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一 (同)
51 番	外 山 三 博 (同)
52 番	福 田 作 弥 (同)
53 番	中 村 幸 一 (同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総 合 政 策 本 部 長	村 社 秀 繼
総 務 部 長	渡 辺 義 人
地 域 生 活 部 長	丸 山 文 民
福 祉 保 健 部 長	宮 本 尊 一
環 境 森 林 部 長	高 柳 憲 一
商 工 観 光 労 働 部 長	高 山 幹 男
農 政 水 産 部 長	後 藤 仁 俊
県 土 整 備 部 長	野 口 宏 一
会 計 管 理 者	甲 斐 景 早 文
企 業 局 長	日 高 幸 平
病 院 局 長	植 木 英 範
財 政 課 長	和 田 雅 晴
教 育 委 員 長	江 藤 利 彦
教 育 長	高 山 耕 吉
警 察 本 部 長	相 浦 勇 二
代 表 監 査 委 員	城 倉 恒 雄
人 事 委 員 会 事 務 局 長	大 野 俊 郎

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	石 野 田 幸 藏
事 務 局 次 長	弓 削 孝 幸
総 務 課 長	馬 原 日 出 人
議 事 課 長	四 本 孝 章
政 策 調 査 課 長	富 永 博 章
議 事 課 長 補 佐	富 孫 永 田 英 美
議 事 担 当 主 幹	龜 澤 博 保
議 事 課 主 査	山 中 元 康
議 事 課 主 査	隈 元 淳 二

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、22番押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 2日目のトップバッターをあずかりました押川でございます。

本日の朝刊を見られてお気づきだと思いますが、第21回国際青島太平洋マラソン大会が、9日、国道220号と一ツ葉有料道路をメインコースとして行われたということでもあります。今回、国内外から過去最高の約1万人以上の方がエントリーされたというふうに記事に書いてありました。もちろん知事も走っておられるわけですけれども、その効果も少しはあったのかなというふうに読ませていただいたところでもあります。1万人を超える大会でありますから、今後、恐らくメジャー大会の一つになってくるのかなという期待もしておるところであります。そうであれば、メインストリートであります橘通りを往路か復路に使うようなことになればとつぶやきながら、実は新聞を読んだところでありまして、その日が来ることを期待しながら、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

既に12月、師走となりました。師走とは、主な語源説として、師匠の僧がお経を上げて回るために東西をはせる、いわゆる飛び回るといふふうに解釈をされております。東国原知事にお

かれましては、ことしの1月知事就任以来、まさに東奔西走、宮崎のPRに、東京を初め精力的に走り回り、毎月が師走ではなかったかなというふうに思うところでもあります。そこで、就任後約1年、県政運営はどうであったのか、また、この約1年を振り返って、率直な感想を知事をお願いいたします。

それから、就任後約1年、知事のキャッチフレーズでありました「どげんかせんといかん」が流行語大賞ともなったほど、宮崎、いや、東国原英夫知事の知名度が上がったのではないかなというふうに認識をしておるところであります。その中で、私は知事のブログを拝見させていただいています。知事のマニフェスト達成のためのお考えや行動など、御活躍が手にとるようにわかるような記事もよく目にします。例えば、これもブログでありますから、読ませていただきますが、11月14日、「まさに殺人的スケジュールである。いや、殺人スケジュールである。12日、福岡で企業立地説明会や県産木材のPRなど。夜、東京へ飛び、代官山のフランス料理店でテレビ収録」、私は行ったことがあります。「終わったのが夜中の2時過ぎ。翌朝の13日は朝5時30分起床というか、ほとんど寝ていない。朝一の飛行機で宮崎へ。県庁で各種レク、表敬など。その後また東京へ。御飯を食べる暇もろくにない。東京で要望活動、その後、全国知事会。終わってテレビ収録など」、とても尋常な人間には体力、精神力とも続かないと思います。知事、お体を御自愛いただきたいと思いますが、この忙しさはいつまでお続けになるのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

一方、県職員から、レクに対する知事の反応がそっけないというような意見をよく耳にいた

します。部下ですから、何もテレビ出演みたいなリアクションは要らないと思いますし、職員と十分な議論がされるかどうかということが大事ではないかなと思います。昨年から続く、官製談合事件、裏金問題での処分、返還金等、当然、不適正な処理をしてきた責任は負うべきですが、職員の士気が下がっていくのではないかとこのように感じております。山積する県政の課題解決に向けた、県民と地域の視点に立った事業の実施、今後の事業展開など、実働部隊であります職員と十分な検討、議論をされますように、また、そのような時間が本当にあるのか、これもお考えをお聞かせください。

次に、県立高等学校通学区弾力化推進についてであります。

いよいよ来年度から、普通科の通学区域の廃止が予定されております。通学区の撤廃により、生徒たちがこれまで以上に、それぞれの個性や能力、適性に合った高校を適切に選択でき、魅力ある学校づくりが進められるというふうに書いてあります。しかしながら、希望する学校に生徒が集中し、人気校とそうでない高校との格差が広がっていくのではないかと危惧されております。また、新聞報道によりますと、中学校の現場では、進学指導の方向性が見えないとか、保護者からも、生徒が都市部に集中し、学校統廃合や地域衰退につながると、不安が訴えられております。生徒や保護者のニーズを踏まえた県立普通科高校の通学区域の撤廃については、導入に当たっての課題について調査研究を行うということですが、平成18年度事業である県立高等学校通学区域弾力化推進事業の取り組み状況と成果について、教育長にお伺いをいたします。

壇上の質問はこれで終わり、後は自席のほう

で質問をさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

顧みますと、官製談合事件後、高病原性鳥インフルエンザが相次ぎ発生するという大変厳しい状況の中で県政運営がスタートし、見るもの、聞くものが新しいものばかりの未経験の世界で、全身全霊を傾け、必死の思いで取り組んできた月日であったように思います。具体的な取り組みとしては、入札・契約制度改革を初めとする県政改革の推進や、本県の将来を描く総合計画の策定等に努めるとともに、本県を県内外に積極的にPRしてまいりました。おかげをもちまして、いろいろな県産品が人気を呼び、県庁舎には県内外から連日大勢の方が来訪され、加えて、「どげんかせんといかん」という本県の方言が流行語大賞を受賞するなど、県産品の売り上げや観光客の増加、宮崎の知名度の向上については、一定の成果を上げることができたと考えております。

しかしながら、建設産業を初め厳しい状況下にある諸産業の活性化や、雇用の促進、高速道路など交通網の整備、さらには医療・福祉や教育といった暮らしの充実など、まだまだ解決していかなければならない課題が山積してあります。また、今のこの宮崎ブームが未来永劫いつまでも続くわけではありません。今後とも、議会の皆様を初め県民の皆様の御理解と御支援をいただきながら、県民総力戦で宮崎の高次安定に努め、ブームから定番へをモットーに、新しい宮崎の実現に向けて、初心を忘れず精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

続きまして、私のスケジュールについてであります。私は24時間、いつでも、どこでも知事

としての職務を遂行する立場にあり、また、多くの県民の皆様からの要望に可能な限りこたえていきたいとの気持ちから、各種行事やイベントの対応を初め、表敬、陳情、県内各地の現場の実情把握、各種メディアを通じた宮崎県のPRなど、県民の皆様福祉の向上のために精いっぱい努力をしているつもりではありますが、結果として、スケジュールが過密になっている面があるかと思えます。今後は、スケジュール管理を含め、健康に十分留意しながら、また、県政全般をつかさどる知事としての職責を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、職員との議論、関係についてであります。よりよい県政運営を行っていく上で、職員と大いに議論し、職員の持つ知識や経験といった力を最大限に引き出すこと、また、議論を通じて課題や施策に対する認識を共有することは、大変重要であると考えております。このため、可能な限り時間を確保し、県政の課題に関する検討の場や、予算編成、各種行事・大会等の打ち合わせ、さらには職員とのランチミーティング等々、いろいろな場所で職員と率直に話し合い、意見交換をし、力を合わせて県政運営に取り組めるように努力しているところでございます。以上です。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

通学区域弾力化推進事業につきましては、普通科の通学区域撤廃の円滑な導入を図るために、PTA代表者や学校関係者等から成ります協力者会議におきまして、制度導入に伴う課題やその対応等につきましても御協議をいただき、入学志願手続の改善などに取り組んできたところでございます。また、新聞による広報や

全中学生と保護者に向けたリーフレットの作成配布を行いまして、制度の趣旨や内容を周知いたしますとともに、各高校の特色ある学校づくりの推進を図ってきたところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○押川修一郎議員 それぞれありがとうございました。知事におかれましては、ただいま答弁があったように、まさにトップセールスとしての行動なり活動というものを、私たちもありがたく見守ろうと思っておるところであります。また、特に、職員のレクを初め、大会・行事等の打ち合わせ、これは今お聞きしたとおり、十分に職員の皆さん方とそういうことをやっていたかかないと、知事がトップセールスとしてよそに出られる機会が多い。留守は、副知事初め優秀な職員の皆さん方が宮崎県を守っていただくという形の、2つの看板といいますか、持ちつ持たれつ、車で言えば前輪後輪でしょうけれども。そういう中で、知事が職員の皆さん方を今後どう自分の行動の実働部隊として網羅していただけるかということが大事だろうと思えますから、ぜひそのような方向で頑張ってくださいと思います。

次に、教育長にお伺いいたしますが、教育長の今の答弁は、当然納得ができるような答弁ではないと私は思っております。宮日新聞が3日間にわたって記事の連載等もされておりますが、その中で特に、宮崎、都城、延岡市などの都市部を中心とし、郡部から私立高校を受験していた成績優秀な子供たちが参戦することによって、合格ラインが上がるんじゃないとか、受験競争の激化や大学進学率など、学力だけにとらわれた高校の序列化が進むことを心配する声など残っておるといった記事が載っておったところであります。私も、そういう都市部集

中の中で、郡部の高校の定員割れ等も出てくるのではないかという危惧をしているところでありまして、そういったことが起こらないということに理解をしてもいいのかどうか、教育長に再度お伺いをいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 本県の普通科高校は、地域の方々の御支援もいただきながら、これまで、進学や就職や部活動などで着実な実績を残しておりまして、地域にしっかりと根づいております。生徒は、各学校の特色を十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力・適性に応じた学校を適切に選択するものと考えておりまして、通学区域撤廃後も、志願者の大きな変動はないというふうに考えております。現在、普通科高校では、教育内容の工夫改善や部活動の活性化、魅力ある学校行事など、特色ある学校づくりに鋭意取り組んでいるところでございます。県教育委員会といたしましても、これまでのいろんな事業、ハイスクール学力アップ総合推進事業とか中・高連携推進モデル事業等を積極的に推進しまして、普通科高校の特色づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○押川修一郎議員** 今までではそういうことで我々も理解をしておったところでもありますけれども、今回は普通科高校の区域の撤廃でありますから、今まで行きたくても行けなかったということが、生徒にとっては広き門になりつつあるのではないかと。今、教育長が言われたとおり、本年度までは、地域の皆さん方も地域の高校ということで、地域の学校が発展してもらおうような形での協力があったというふうに考えておりますけれども、今、教育長のお話ではそうでありましたが、20年度は校区撤廃されるわけであり

ます。この状況を十分見ていただいて、必ず検証していただいて、見直しをする点が出てくれば、これも早速そういう方向の中で改善をしていただくというふうをお願いをしておきたいと思っております。

次に、物流対策であります。

言うまでもなく本県は、大消費地である都市圏から遠隔地にあるということでもあります。産地間競争に打ち勝つためには、農産物を初めとする県産品の品質向上はもとより、輸送コストをいかに引き下げるかということが不可欠だと考えております。しかしながら、原油高騰によるコストの増加により、物流を担う陸・海・空の関係業者の経営が大変厳しい状況にあるわけでもあります。物流は、生産・流通の関係先が多岐にわたっており、産業活動を支える基盤となる効率的な物流体制の構築に向け、関係団体や民間事業者とともに連携を密にしていくことが必要ではないかというふうに考えております。今回、スカイネットアジア航空と全日空の共同による宮崎—東京間の貨物事業再開という喜ばしい状況はありますけれども、本県の物流対策について、今までどのように取り組んでこられたのか、また、今後どのように取り組んでいけるつもりなのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** これまで県では、大消費地から遠隔地にある本県の物流効率化を図るために、高速道路を初めとする道路網の整備や、国内外との海上輸送の充実を図るための重要港湾の整備などを積極的に進めてまいりました。昭和40年代には、当時としては画期的であった本県と関東を結ぶ長距離フェリー航路を誘致し、その後、大阪航路等の就航も相まって、本県の物流体制の整備が進んできたところでございます。特に、農産物につきましては、

川崎市の県有地の荷さばき基地としての整備や、海上輸送コスト削減のための冷蔵コンテナと専用シャシーの導入支援などを行ってまいりました。そのような中で、本県物流は、昨今の相次ぐ海上航路の休止や原油価格の高騰などにより、大変厳しい状況にあると認識しております。このため、東九州自動車道や九州横断自動車道の早期整備を図るとともに、昨年就航した南王丸の利便性向上による海上輸送の拡充、JR貨物の利用促進など、本県物流の効率化に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 遠隔地という中で、緊急に燃料等が高騰してきた、そういう中で、海上等がなかなかうまく使えないというようなデメリットというものができておりますし、この遠隔地の中で、今言われたような形で、過去のもの、今後の新しいものを構築しながら、何とか物流対策にも取り組んでいただきたいと思っております。

あわせて、平成18年度の政策評価においても、人・物の交流が広がる社会の中で、鉄道輸送、航空輸送、海上輸送機能の強化や効率的な物流体制整備など、どれをとってもC評価ということであり、一部に努力を要することと評価されております。物流は、JRや船、航空会社などの民間企業と荷受け先の調達など、生産・流通の関係者による調達が最も重要であるということでもあります。多岐にわたる物流の効率化を十分施策に反映させるためには、例えば、農林水産業、商工業などにおける流通に精通した職員を配置し、横断的な分野、いわば今の総合政策本部の中に、物流を専門的に担当する課を設置すべきではないかと考えております。この専門的な担当課の設置については、何度も本会議でやりとりされております。私も18年度の

9月に質問させていただいたところではありますが、設置に至っておりません。知事、どのようなお考えでしょうか。私は、県政における重要課題こそ、縦割り行政ではなく、組織として横断的な体制、専門的な部局や課を設置すべきだと考えますが、前向きな回答をお願いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 物流の専門組織の設置についてであります。農産物を初めとする県産品の競争力向上や、企業立地の促進などによる県内産業の活性化を図るためには、物流体制を整備し、物流の効率化を図ることが大変重要であると考えております。また、物流は、農林水産業を初め産業全般にわたり、荷主や運送事業者など関係者が多岐にわたることから、庁内の関係部局間はもとより、民間事業者の実情も十分把握しながら施策を進めることが必要であると考えております。このため県では、庁内に物流協議会を設置し、関係部局間の連携のもとで、物流に関する情報や課題の共有化を図りながら物流対策に取り組んでおるところでございます。御質問の組織につきましては、より効果的な推進体制のあり方という観点から、今後研究させていただき所存でございます。

**○押川修一郎議員** ただいま知事から答弁をいただきました。その中に、物流協議会が設置されておるということでありますけれども、この物流協議会のメンバー並びに開催の頻度、内容等はどのようなものを協議されておられるのか、地域生活部長をお願いいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 物流協議会につきましては、平成8年度に設置してございまして、部としては、総合政策本部、地域生活部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部、県土整備部及び警察本部の各担当リーダーで構成



をしております。活動内容でありますけれども、総合交通課が事務局となりまして、関東航路への対応など横断的な取り組みを要する物流対策について協議を行いますとともに、日ごろから、構成メンバー同士での情報交換や課題の共有化を図っているところでもあります。開催頻度でありますけれども、協議内容によりまして、年に2～3回は開いて、その都度課題等の解決策とか対応方策を協議しているところでもあります。以上であります。

**○押川修一郎議員** ただいま地域生活部長からお話を伺ったところでありますが、これだけ多岐にわたる宮崎県産品の消費地への流通をどうするかということが一番大事なわけでありまして。それを、今お話があったとおり、県の各部の皆さん方がお集まりになって、年に2回か3回程度協議をされる。そういう頻度で果たして——この遠距離の宮崎の農業を初めとした県産品が大消費地に行く中で、コストが下がるかということが大事だと思いますし、これはやはり先ほど知事にも申し上げましたけれども、この頻度を、開催を多くしながら、一番の解決策は流通対策をどうするかということだろうと私は思っております。今まで私も3名の知事に接することができました。松形元知事、安藤前知事、そして現在の東国原知事であります。知事、やはり新しい発想の中で、知事がこれだけお忙しい方ありますから、知事がやはりトップセールスとして、大都市圏を中心にいろんなところに出向いていただいて宮崎県のPRをしていただく。そういう外に向けて知事が活躍されれば、私は、宮崎県においては、副知事を中心として、新しく部署を開設して、そこに横断的に職員が入って、専門的な物流体制、流通体制に特化する、そういう課をつくっていかない

といけないというふうに考えておりますが、再度知事にお願いをしたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** おっしゃるとおり、物流というのは総合的な面があります。例えば農産物とか鉱工業製品といったものを、一つのコンテナ、一つの物流手段で集積して運ぶというのは、コスト的にも安くなりますし、非常に効率がいいわけですが、民間の方たちも含めて、なかなかそれを集積できない、集積するのが難しいというのが現状だったような気がします。そうも聞いております。ですから、今後は、私も県民総力戦と言っておりますから、そういったものの集中・集積も図りながら、そういう組織をつくるかどうかは別にして、今後、部局横断的に考えていかなきゃいけないとは思っております。

**○押川修一郎議員** ぜひそういう方向で、知事にはお願いをしておきたいと思っております。私は、そのことができるかできないかで、宮崎県のこれからの農業を中心とした第1次産業の発展に必ず貢献できる、そのように考えております。そのことは、職員の皆さん方に専門的な形でやっていただく、そういうことに期待をして、次の質問に移りたいと思っております。

御案内のとおり、施設園芸の重油高騰対策であります。今も申し上げましたとおり、本県は畜産と並び施設園芸の盛んなところでもあります。世界的な原油高騰を受けて、最新の重油価格も80円を超えたという状況であります。これは16年度の同期、12月と比べると2倍近くの価格にはね上がっておるところであります。生産農家は悲鳴を上げておられます。例えばピーマンで試算をしてみますと、16年度、重油44円、10アールの所得が125万4,000円であります。18年度、重油85円と仮定したときに、10ア

ール当たりの所得が55万3,000円でありますから、44%に落ち込むということでありまして、さらに重油等が値上がりをするので、営農も維持できないのではないかと危惧しております。そこで、現在、県が実施しております代替エネルギーの検討状況について農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 代替エネルギーの検討状況についてでございますが、昨年8月に、宮崎県農業用新エネルギー検討に関する連絡会議を設置いたしまして、木質ペレット等の実用性について検討を行いまして、A重油と同等の暖房効果を確認したところでございます。本年度につきましては、木質ペレットを燃料とした加温機に加えまして、ヒートポンプを活用したハイブリット式加温機について、ピーマン、マンゴーで実用性の検討を進めているところでございます。

**○押川修一郎議員** 私も、木質ペレット加温機で、今回、ピーマン栽培の展示圃の池田さんのところに足を運んでみました。新聞で見たときには大型の木質を使う加温機だったんですが、コンパクトに改善をされておりました、ハウスの中にその施設も入っておるような状況でありました。そして、燃料を燃やすときの音等も、現在のネポン社製の加温機あたりと遜色がないというようなお話も聞いたところであります。池田さんの話によりますと、私が行ったのがちょうど12月の初めでありましたから、11月いっぱいだと仮定すれば、対照区の圃場とこの木質ペレットを入れた加温機の燃料あたりを試算されておりましたけれども、旧来のネポン社製のほうが約16万円、木質ペレットを使っておられるのが4万円ということで、4分の1のコストで加温ができるという話をされておられまし

た。それから、もう一つのハイブリット式でありますけれども、これも西都の堀田さんのところに行ってきました。ここでもハウスの中にネポン社製と併設でハイブリット式の、ファンでありますけど、これは電気で起こすものです。これが設置してありまして、それを見てきたところであります。御本人にもお話をしたところでありますけれども、ここも深夜料金を使ってやられるということで、深夜料金がどのくらいになるかわからないけれども、重油の換算では、何と、加温機が入っているほうが80リッターの80円と仮定して6万4,000円、そしてファンが入っているほうが、40リッターだったというふうに記憶しておりますけれども、3,400～3,500円ということになりますから、いかに効果が出ておるかということは、私も両方の展示圃を見せていただいて理解したところであります。価格がどうも高いというふうに聞いております。ネポン社製の加温機300型で恐らく今、100万円近くするのではないかと思います。そこで、この両方の価格を教えてくださいたいと思いますが、部長、お願いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 木質ペレット加温機につきましては、現在開発中でありまして、重油加温機の約3倍程度の価格となっております。それから、ハイブリット式加温機につきましては、重油加温機にヒートポンプを追加して設置しますために、重油加温機単体に比べまして、約2倍から3倍の導入コストがかかるというふうに承知しております。

**○押川修一郎議員** ただいま部長から答弁があったとおり、現状のネポン社製加温機あたりとすると両方2倍から3倍するというものでありまして、この効果はいいというふうに、恐ら

く来年の5月あたりには結果が出るだろうというふうに、私も期待をしておるところでありますけれども、これを農家の皆さん方に導入していただくと、かなりのコスト高になってくる。せっかくいいものを代替エネルギーとして今研究される中で、これが実用化になれば、何とかこれを国庫補助等の対象にするような形で、国あたりに要望とかできないものだろうか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 今の段階で補助制度があるかどうかというのは把握しておりませんが、十分検討して、もし補助とかそういうものが出るのであれば、国に対して要望はしていきたいと思っております。

**○押川修一郎議員** これは横断的な中でも結構でありますから、それぞれ協議をしていただいて、ぜひそういう方向で前向きをお願いをしたいと思っております。

それから、優良牛の県内保留についてであります。10月11日から14日、鳥取県で開催された第9回全国和牛能力共進会で、御案内のとおり、本県が誇る宮崎牛が大会史上最高の成績をおさめました。38道府県から選ばれた約500頭が参加した今大会、本県は種牛と肉牛の2部門9区分で28頭を出品し、7区分で優等首席を獲得、さらに内閣総理大臣賞を両部門で受賞し、名実ともに日本一となったわけであります。全国から熱い視線が注がれておることでありまして、関係者の皆さん方には本当に心からおめでとうございますと言葉を添えたいと思っております。そこでお尋ねいたしますけれども、優良牛の県内保留について、県はどのような対策に取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 優秀な遺伝資

源を後世に残しまして、本県の肉用牛の生産基盤をさらに強化するためには、優良な雌子牛の県内保留を進めることが重要であります。県といたしましては、県単独事業と国庫補助事業によりまして保留牛に対する助成を行うことで、県内保留に努めてきたところであります。県内保留対策につきましては、国庫事業の要件が厳しくなりましたが、県単独事業におきまして、保留枠666頭を見直しまして880頭に拡大したところであります。今後とも、優良雌子牛の県内保留を推進し、良質な宮崎牛の生産の拡大を図ってまいりたいと思っております。

**○押川修一郎議員** ただいま部長からも、県単独事業の中で県の優秀な牛を保留していくということで、666を880頭に拡大して本年度は対応されたということでありまして、まさにありがたいことだなと思っております。知事も今回のこの和牛品評会、物すごく喜んでおられたようであります。私たちももちろんそうでありますけれども、国のこういった事業等が少なくなってくる中で、この5年間、日本一の宮崎県の保留牛をどう対策していくかということが今後大事だろうというふうに思うわけでありまして、20年度以降も、これはぜひ県単独事業で保留枠を維持あるいは拡大してほしいと思うわけでありまして、率直な知事の考え方をお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 全国共進会で日本一の栄誉に輝いたことから、本県産の優良な雌子牛が今まで以上に注目されております。今後、他県から繁殖用素牛としての需要がさらに高まることが予想されます。このため、優良な雌子牛を県内に残すことにより、全国共進会でいただいた宮崎牛ブランドの評価をさらに高め、確立していくことが極めて重要であり、関係機関一体となりまして、県内保留対策を今後とも推

進んでいきたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ぜひよろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、平成19年早期水稲であります。長雨、日照不足、台風の相次ぐ来襲によって、過去55年で最悪の被害となったところであります。特に今回の被害においては、収穫前に品質低下が予想できず、収穫後に初めて規格外米の発生等がわかった状況でありまして、これは9月議会で質疑が相当あったところであります。このことを受けて、私たちは、稲作農家の今後の減収補償と、来年、意欲を持って米づくりができるような支援政策を、政治としてしっかりやらないかんということで、8月20日でありましたが、自民党の本県選出の江藤、古川両国会議員と一緒にしまして、自民党環境農林水産正副部長とで、若林農林水産大臣、自民党本部には八頭総合農政調査会長にお会いいたしまして要望したところであります。若林大臣からは、共済制度の対応は難しい、何らかの対応を考えたいということでありましたけれども、八頭総合農政調査会長は、政治的決着を図らないかんだろうということで、ありがたいお言葉をいただいたところであります。そのことを受け、県もあるいは農業団体も、農林水産大臣等に要望されたというふう聞いておりますし、これらの活動が、今回、農業共済の特別積立金を活用した経済的支援措置の創設につながったのではないかとこのように考えております。そこで今回、この農業共済による早期水稲被害農家への支援措置についてどう評価されておられるか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農業共済による支援措置につきましては、県といたしましては、8月24日に現地を訪れられました農林水産

省の保険監理官に対し、また8月29日には、若林農林水産大臣に対しまして、早期水稲被害農家への救済措置の実施を要望したところであります。また、それぞれの関係者の要望活動等もございまして、今回、宮崎と鹿児島だけを対象として、初めて、先ほどお話ございました農業共済の特別積立金を活用しました経済的支援措置の創設につながったと認識しております。これによりまして、県内の早期水稲農家の今年産の収入補てんの一助となりますとともに、来年も米生産に意欲を持って取り組んでいただけるように期待いたしておるところであります。

**○押川修一郎議員** ただいま農政水産部長からお答えがあったところでありますが、過去に例のないような対策を今回打っていただいたということでありまして、生産農家からも喜びの声が我々自民党のほうにも届いておることは事実であります。そこで、県は、来年度に向けて、農家が意欲を持って生産に取り組めるように、どのような対策を講じようとしているのか、補正予算を含めて知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 本議会に補正予算として計上させていただいた早期水稲被害緊急対策事業につきましては、災害に強い安定した生産体制を緊急に構築するため、担い手対策や災害補償対策の周知徹底と品質低下にも対応できる共済制度への加入促進、土づくりなど災害に強い技術対策の推進などによるセーフティネット対策を実施するとともに、災害により不足した来年用の早期水稲種子確保対策を実施するものでございます。県といたしましては、今回の支援対策にとどまらず、来年度以降、再発防止に向けた収穫前品質判定体制の構築を図るとともに、国、市町村、農業団体、それぞれが講じ

る対策を一体的に進めることによりまして、農家が意欲を持って今後も早期水稻の生産ができるよう努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。本年度から、戦後最大の農政改革と言われます品目横断的経営安定対策が導入され、担い手の育成確保に向けた取り組みが始まったところでありまして。さらに、その車の両輪という施策の位置づけ、農地・水・環境保全向上対策が地域振興策として実施されているところでありまして。本県におきましては、農業従事者の減少、高齢化、混住化等が進み、農村地域の集落機能といえますか、いわゆる地域力が減退していく中、農業者、地域住民が一体となって、極めて貴重な資源である農地、農業用水等の農業資源や農村の環境を守り育てていくという、この農地・水・環境保全対策の果たす役割は、今後ますます大きくなっていくと思われまして。そこで、本県における農地・水・環境保全向上対策の本年度の取り組みについて、対策と効果を農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 本年度の農地・水・環境保全向上対策につきましては、農業者に加え、地域住民、自治会及び子供会などが幅広く参画して設立した197の組織が、約1万ヘクタールの農地を対象に活動に取り組んでおります。これらの組織では、水路の草刈りなどに加えまして、従前は余り実施されていなかった施設を長寿命化させる活動、それから、ホテルの再生などの環境を維持向上させる取り組みも数多く実施されております。このような地域ぐるみでの活動によりまして、農村地域の集落機能が向上しますし、地域の活性化につながるも

のと考えております。県といたしましては、平成20年度からの新たな地区の取り組みも含めまして、積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 実は、私の集落も、本年度からこの事業に取り組んだところでありまして。農村といえば、稲刈り等が終わったところあたりは、次年度に田植えをするぐらいまで、車が通る道がわからないような農道というのも実はあるわけでありまして、今回は、集落の皆さん方が一緒になって、自分が通っても通らなくても、そういったところの草刈り等を初め、水路の整備とかそういったものをしておりまして、沿道等については、草花を植えたりしながら環境の保全等に努めておるところであります。ぜひこの運動を広げていただくような形で、私のほうからもお願いをしておきたいと思っております。

次に、中山間地対策についてであります。中山間地域は、農林水産物の供給はもとより、国土の保全や水資源の涵養、地球温暖化の防止等の多面的な機能を果たしてはいますが、人々が定住することが基本だろうというふうに思います。中山間地域の森林や農地を適正に管理していくためには、それを担う人が安心して定住できる環境、生活できる所得を確保することが不可欠であるというふうに思います。そこで、中山間地域では、気象条件や標高差などの変化に富んだ立地条件を生かして、露地野菜や花卉などの立体園芸や、地域に伝承されてきた作物など、中山間地域の特性を生かした取り組みも多く見られます。このような状況を踏まえ、中山間地域の特性を生かした農業の振興、所得の確保について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 中山間地域の

農業を振興するためには、地域の気象条件等を生かした商品性の高い農産物の生産に取り組むことが重要であると認識しております。このため、県といたしましては、デルフィニウムやトマトなどの施設園芸品目の導入や、肉用牛の増頭対策等に取り組むとともに、直接支払制度を実施しまして、農業所得の確保に向けた支援を行ってまいりました。また、県外の加工業者とも連携しまして、地域特産品の開発・販売を行うなど、所得確保に向けた独自の取り組みも行われつつあります。県といたしましては、地域農業の担い手の主体的な取り組みの促進や、地域の特徴を生かした生産性の高い品目の導入と商品価値の向上、さらには、地域の条件に即した生産基盤の整備など、農業分野の取り組みを進めるとともに、関係部局と緊密に連携しながら、地域全体の所得の確保につながる総合的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ぜひ、林業プラスそういう形の中で、所得の確保というのが大事だろうと思いますし、これは以前から議論がされておりますとおり、建設業関係の雇用の場の一つでもありますから、そういったものを含む中できちりと所得の確保をしていただきたい、そのように思います。

そういう中で、長伐期施業について質問したいと思います。林業の採算性の悪化に伴って、一たん伐採しても再生林の費用がかさむことから、森林所有者の造林意欲がわからない状況にあります。山での所得を確保していくためには、皆伐せずに間伐を繰り返しながら定期的に収入を得ていく長伐期施業の取り組みを進めていくことが必要だと考えますが、基本的な考え方について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 伐採時期を通常の2倍程度に延長しまして、その間、間伐を繰り返して行います長伐期施業については、森林資源が充実している本県にとりましては、森林の公益的機能の維持を図りながら、森林所有者の安定的な所得を確保する上で、大変有効な施業方法であると考えております。しかしながら、長伐期施業につきましては、施業に適した地形や地質等の自然条件を明らかにするとともに、大径木——これは直径の大きい木のことですが——生産のための間伐の方法などを確立する必要があります。このため、今年度、長伐期施業の技術指針を作成することとしており、今後、この指針をもとに、高齢級間伐の補助金等を活用しながら、森林所有者等に対する普及を図ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。ぜひそういう形で、今後、モデルでも結構でありますから、そういったものを進めながら、宝の山が本当に存続するような形をお願いをしたいと思います。

それから次に、限界集落についてであります。こういう名前を使っているのかわかりませんが、長野大学の野教授によれば、過疎化、高齢化が著しく、人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落を限界集落と言われておるそうであります。平成12年（西暦2000年）に限界自治体となっていたのは、中国地方の1自治体であったものが、2015年には51自治体、2030年には144自治体に拡大していくと言っておられます。国土交通省の調査でも、10年以内に消滅する可能性のある集落が全国で422集落、いずれ消滅する可能性のある集落が2,219集落、合わせて2,641集落が極めて厳し

い状況に置かれているという調査報告が出ております。

限界集落に係る146市町村が政策提案をしていこうと、全国水源の里連絡協議会を11月30日に設立、本県からは諸塚村が参加されております。こういう動きを踏まえ、国においても福田首相を本部長とする地域活性化統合本部が、やっと地方再生戦略の柱として限界集落対策を掲げ、地域の自由な発想を尊重した施策を関係省庁横断で支援していこうという方向を示したということでもあります。

そこで、県におかれましても、平成20年度の当初予算編成方針において、厳しい財政事情の中でもありますけれども、重点施策の一つとして中山間地域対策を取り上げられておりますが、限界集落——と呼んでいいのかわかりませんが——を初めとする中山間地域の振興について、知事の認識と基本的な考え方をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 中山間地域を取り巻く状況というのは、過疎化・高齢化の進展に伴い、生活利便性や集落機能の低下など非常に厳しいものがあり、御質問にありましたように、限界集落の問題も叫ばれているところでございます。このような限界集落や中山間地域は、地域住民の生活の場であるだけでなく、国土の保全、水源の涵養など、重要な役割を担うとともに、日本のふるさとの原風景とも言える個性や魅力があり、安らぎやいやしの場にもなっております。したがって、中山間地域対策については、本県が直面する喫緊の課題としてとらえ、平成20年度重点施策の一つとして掲げたところであり、中山間地域の活力再生を図るため、その実態を踏まえた短期的・中長期的施策を総合的に展開する必要があると考えておりま

す。

**○押川修一郎議員** 国においては、20年度から3カ年で都道府県ごとに複数の計画を選び、毎年度数千万円規模の支援を行う見込みだと聞いておりますが、このことについて知事はどう対応されるか、最後にお聞きいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 今後、国の施策等も十分に勘案しながら、県といたしましても対応してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 食育並びに一般財源については、時間がないので、以上をもちまして私の質問を終わりますけれども、知事、こういう状況の中です。ぜひ横断的な職員の部・課の設置あたり、再度要望を申し上げまして、すべての質問を終わらせていただきます。

（拍手）

**○中村幸一副議長** 次は、9番黒木正一議員。

**○黒木正一議員〔登壇〕**（拍手） 黒木正一でございます。通告どおり一般質問を行います。

私の住んでおります諸塚村から、昭和38年から46年までの2期8年間、県議会議員を務められた古本十三郎さんという方がおられます。もう既に亡くなられましたが、今からおよそ40年前、山村の田舎からどういう思いで県議会議員に出ておられたのだろうか、そういう興味で古い会議録を調べてみました。議会での質問は、8年間ずっと一貫して、山村の抱えている困難な状況を訴えたものでありました。昭和42年6月議会での質問を引用いたします。「現在の山村は、政治の谷間にあります。山村地帯の実情を認識されまして十分な手を差し伸べていただきたいものであります。山村対策はおくれており、格差は次第に離れつつあります。手の打ち方によっては山村を生かすことは不可能ではありません。県はいろいろ手を打っており、県の

計画に対しては敬意と感謝をしておりますが、現在の対策ぐらいでは山村の格差是正は不可能と思います。思い切って急速な手を打たなければ手おくれとなって、救うことは困難になります」、このように述べ、交通網の整備、医療や教育格差の是正、産業の振興などを訴えております。

確かに、道路交通網の整備は進みました。当時は、日向市から椎葉までバスで4時間かかっていたそうではありますが、日向から諸塚までは2時間半ということで、現在は約半分の時間短縮が行われております。そのように道路網整備は進みました。生活も便利になりました。しかし、本質的な問題は現在とびつたりと重なり合うのに驚きました。40年たっても、社会格差はより複雑になって拡大していると思えてなりません。先輩の質問も参考にしながら、押川議員に引き続き、再び中山間地域の抱える諸問題について質問をいたします。

最初に、知事に、来年度予算編成方針についてお伺いします。来年度予算編成の重点施策として、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策を特に重点的に取り組む方針を示しておりますが、その理由についてお伺いいたします。

後は自席から質問を行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

平成20年度重点施策についてであります。厳しい財政状況の中、予算編成に当たっては、選択と集中の理念のもと、真に必要な施策・事業について重点的措置を講じる必要があります。このため、「新みやざき創造戦略」に掲げる重点施策や、本県が直面する喫緊の課題を踏

まえ、平成20年度においては、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策の3つを特に重点的に取り組む施策として、当初予算編成方針にも明記したところでございます。

1つ目に、中山間地域対策と植栽未済地対策を掲げておりますが、本県の県土の多くを占める中山間地域については、人口減少や高齢化の進行等により、地域活力が低下しており、維持・存続が危ぶまれる集落も見られるところであります。また森林・林業においては、現在約2,000ヘクタールの植栽未済地が存在し、水資源の涵養や山地災害防止など、森林の有する公益的機能の低下が懸念されております。「森林が滅びれば国土が滅びる、地方が滅びれば国が滅びる」、私はこのような思いから、中山間地域の振興や植栽未済地の解消を重点施策の筆頭に掲げたところであります。次に、少子化や医師不足といった課題に的確に対応するために、子育て対策と医療対策を、さらに、近年の建設投資の大幅な減少や入札制度改革により、大変厳しい経営環境にある建設産業対策を掲げたところであります。以上、いずれも解決が困難な施策テーマではありますが、来年度の予算編成において、その解決の糸口を目に見える形で県民の皆様にお示ししていきたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○黒木正一議員 私は、前回の質問のときに、知事のマニフェストには中山間地域への思いが伝わってこないと申しましたが、中山間地域対策と植栽未済地対策を、本県が直面する喫緊の課題として来年度予算編成方針重点施策の筆頭に上げていることを、大変うれしく思うものであります。先月末、政府の地域活性化統合本部は、地域格差是正に向けた地方再生戦略、いわ



ゆるマスタープランを決定し、その柱の一つとして限界集落対策を掲げたほか、来年度から地方の元気再生事業を創設し、地域の自由な発想を尊重した施策にも取り組む方針とされております。また、国においては、地球温暖化防止対策の観点から、今後6年間で330万ヘクタールの間伐を推進することが必要として、昨年度に引き続き、平成19年度補正予算の検討作業が進んでいると聞いております。中山間地域は、過疎化・高齢化に加えて、長期的な材価の低迷、公共工事の減少に伴う建設産業の不振など、極めて厳しい状況にあり、これらの施策の展開に、地元は大いに期待をしているところであります。どうか植栽未済地の解消ばかりでなく、間伐の推進などの森林の整備にも積極的に取り組んでいただいて、安定した所得や雇用の確保につながるような対策をお願いするとともに、一過性で終わることのないよう、腰を据えた中山間地域対策に取り組んでいただきたいと、強く要望しておきたいと思っております。

次に、中山間地域の総合的な対策について質問をいたします。10月中旬に中山間地域振興特別委員会で、中国地方の山口・広島・島根県の中山間地域振興の取り組みについて調査を行いました。山口県においては中山間地域振興条例を平成18年度に制定、広島県においては全国でも早い時期、平成9年に中山間地域活性化対策基本方針を策定、島根県においては全国唯一の中山間地域研究センターを設置するなど、中山間地域の役割、定義の明確化と県の責任の明確化を図り、活性化に向けて取り組んでおりました。また、島根県の中山間地域研究センターを核として、中国5県で連携し、共同研究、共同事業を行うなど、地域再生へ向けての取り組みも行われておりました。本県においても、活力

再生を図るための施策を総合的に展開する必要があると思っておりますが、どのように進められるのか、総合政策本部長にお考えをお伺いいたします。

○総合政策本部長（村社秀継君） 中山間地域を振興していくためには、そこで暮らしている住民の生活環境の整備はもとより、集落機能の維持あるいは産業の振興、都市部との交流の促進、あるいは多面的機能の確保など、総合的な対策を講じていく必要があると考えておるところでございます。このようなことを踏まえ、関係する部局間において、十分連携を図りながら対応を図っていくとともに、御質問にもありました他県の取り組み事例なども参考にしながら、施策の構築を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○黒木正一議員 島根県の中山間地域研究センターのパンフレットの表紙に、「生命地域宣言」と題して、「中山間地域は、私たちの生命地域です。20世紀は、都市の世紀でした。多くの人々が、自然豊かな緑の大地を離れ、日々暮らすようになりました。しかし、生命を育む地域のことを忘れた文明は、行き詰まろうとしています。21世紀、「奪う」暮らしから「育てる」暮らしへ。中山間地域へ、そして中山間地域から、新しい生き方を始めませんか。新しい地域をつくりませんか。今ここに、環境の世紀における先進空間として中山間地域の再生を宣言します」、こう書かれてあります。行き詰まろうとしている社会、東京でさえ10年後には高齢化率が3割近くになると予想されています。不利な条件ゆえに、高齢化という将来の日本の最大の問題に直面する中山間地域、ここを最前線ととらえ、この地にこそ新しい生き方が生まれてくると位置づけております。宮崎県の希望

に満ちた中山間地域対策を望むものであります。

次に、集落の状況調査についてお伺いします。国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査、つまり国の集落状況調査が発表されて、厳しい集落の実態が明らかとなり、各方面で話題となっております。本県においても調査が行われておりますが、その状況はどうなっておりますか、地域生活部長にお尋ねいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 御質問の調査につきましては、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握いたしますとともに、前回、平成13年度に実施をしておりますけれども、その調査データと経年比較をいたしまして、過疎地域における集落状況の変化を把握すること等によりまして、今後の集落整備のあり方に関する検討の基礎資料とするため、市町村に対してアンケート調査を実施したものであります。現在、市町村からの回答を集計し、精査中ですので、近日中に調査結果を公表できるものと考えております。以上です。

**○黒木正一議員** 今後の集落整備のあり方に関する検討の基礎資料を得るために実施しているということですが、島根県の中山間地域研究センターが、「集落の衰退・消滅のメカニズム」という研究成果を出しています。それによりますと、限界化の初期は世帯や人口が急激に減少するが、集落機能の低下はまだまだ穏やかである。しかし、臨界点を超すと機能は急速に低下し、どんな対策をとっても再生は難しい。対策は臨界点までの勝負である。臨界点は、世帯の数が役の数を下回ったときと言っております。つまり、一人が二役を持つようになったときが対策の臨界点と分析しておりま

す。結果を十分に検討されまして、適切な対策をとっていただきたいと思います。

次に、過疎法についてお尋ねをいたします。昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法が制定され、これらの法律に基づき、全国では76兆円に及ぶ投資が行われ、宮崎県におきましても計画を策定、多くの事業に取り組み、道路等社会資本の整備、生活環境の改善・向上が図られてきました。これまでの過疎法が本県において果たしてきた役割についてどう考えておられるのか、お伺いします。また、過疎法が延長されないというような事態になりますと、過疎地域は極めて深刻な状況になると考えられます。広島県においては、2年後に期限切れとなることに備えて、過疎法対策プロジェクトチームを設けるなど、積極的に新法へ向けて取り組みをしているようであります。本県の取り組みについても、地域生活部長にお尋ねいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 過疎地域対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、国、市町村と連携しながら、交通・通信体系の整備、生活環境の整備など、全庁挙げて総合的な対策に取り組んできたところであります。こうした取り組みの結果、過疎地域における社会資本の整備は着実に進捗するなど、一定の成果を上げてきたと考えておるところであります。しかしながら、急速な少子高齢化の進行、あるいは過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっており、県といたしましても、過疎地域に対するさらなる支援が必要であると考えております。したがって、今後とも国、市町村と連携をしながら、引き続き、社会資本の整備を進めますと

もに、産業の振興や交流人口の拡大に努めるなど、地域の実情に応じたさまざまな施策を総合的に講じながら、過疎地域の振興を図ってまいりたいと思います。

それと、過疎法の延長についてですけれども、今、庁内でもいろいろ議論を始めておりますので、地方にとっていい内容の法律となりますよう頑張っていきたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 知事にお尋ねしますが、2年後に期限切れとなる過疎法の後の新法について、どのように取り組むか、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 新法の国の法案等々も十分に勘案しながら対処していきたいと思っております。

○黒木正一議員 現在、政府においても、新法へ向けての取り組みが始まっているようでありますので、ぜひ過疎地域を多く抱える宮崎県といたしましても、新法へ向けて熱心に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、シカの食害について、以下、環境森林部長にお尋ねをいたします。

鳥獣害の問題については、前回も質問いたしました。今回は、特にシカの食害対策についてお伺いします。野生鳥獣による農産物被害は全国で約200億円。けもの類が約6割、鳥類が約4割。イノシシや猿、シカによる被害が全体の約5割、けもの類の被害の約9割を占めていると言われております。西日本を中心に多かったイノシシによる被害が東日本にも拡大するなど、被害は全国に広がっております。生息分布域は30年前と比べて、イノシシが1.3倍、ニホンジカが1.7倍、ニホンザルが1.5倍と拡大しており、シカが最も生息域を広げていると言われて

おります。本県では、シカの生息密度調査を実施されておりますが、調査の方法とその結果についてお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） シカにつきましては、平成7年度から、県内を6ブロックに分けまして、毎年度1から2ブロックを対象に、一定区域のシカのふんの数から生息数を推定する、いわゆるふん粒法という方法を用いて生息数の調査を実施しております。また、平成18年度につきましては、耳川と一ツ瀬川に挟まれたブロックについて調査を行ったところでありまして、県全体の生息数は約5万2,000頭と推定され、平成17年度と比較しますと約9,000頭の増加となっております。

○黒木正一議員 部長に確認いたしますけれども、9,000頭というのは1年間でふえた数でしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 平成18年度が約5万2,000頭ということで、17年度との比較でございます。1年で9,000頭ということになります。

○黒木正一議員 9,000頭ものシカが1年でふえると。1頭1頭数えたわけではありませんでしょうけれども、これは異常なふえ方ではないかというふうに思います。このままでは山村はサファリパークのような状況になるのではないかというふうに、本当に心配されます。先日、椎葉村尾前というところに行きました。そこでイノシシやシカ狩りをしている猟師の方の話を聞きました。宮崎、熊本、鹿児島3県合同で年数回狩猟し、相当数のシカを捕獲するけれども、シカによる食害が一年一年多くなっている。造林したヒノキ、杉だけではなく、雑木の若芽を食べているので、これからは雑木も育たなくなるのではないかと。実際、椎葉村にあり

ます九州大学の演習林などでは、下草が食べられて、ほうきで掃いたようにきれいになっている、そういう状況もありますし、森林の保水力の低下が懸念されます。東京都奥多摩町では、シカが森林の下草を食べ尽くしたため、裸地が広がり、流出土砂で水道水源に深刻な被害をもたらした例があるなど、全国各地で被害が報告されております。昆虫や土壌微生物などの減少、一方でヒルやダニなどの増加拡大と、地域の生物の変化が起こっております。シカがふえている原因の一つが、狩猟者数の変化と言われております。また、狩猟者も次第に高齢化して、狩猟人口も減少していると聞いておりますが、本県の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 平成18年度末の狩猟免許の保有者につきましては、銃器を用いる免許の保有者数が4,966名、網・わなを用いる免許の保有者数が1,949名、計6,915名となっております。これを5年前の平成13年度と比べますと、約700名減少しておりますが、県としましては、有害鳥獣対策の面からも、狩猟者をふやすことが課題となっておりますので、新規取得者の研修や、試験日を休日にするなど、受験しやすい環境づくりに努めているところであります。

〔「自衛隊を出せ、自衛隊を」と呼ぶ者あり〕

**○黒木正一議員** 全国の狩猟登録者数は53万人がピークで、現在は16万人と言われております。平均年齢も60代というふうに言われておまして、免許者数もかなりの勢いで減少している状況のようであります。今回、特にシカの食害について質問をしますのは、古い会議録に、シカに関する次のような質問を目にしたからで

あります。今から36年前の昭和46年の県議会において、椎葉村出身の椎葉保さんが、次のような質問をしています。「シカは、九州ではカモシカとともに非常に珍しい野獣の一つとなってきたのでありまして、いまにして保護をしなければ、かつての祖母山のツキノワグマのように絶滅が心配されるのであります。ただいまアオバト、ヒヨドリなど保護鳥の鳥害が問題になっておりますが、この鳥類よりもむしろシカのほうが非常に珍しい野生の動物となっておりますので、これを保護獣とする考えはないか」。これに対し当時の林務部長は、「シカの保護でございますが、現在、雄のシカは狩猟してもいいということになっておまして、雌のシカは保護されております。しかし最近狩猟されますシカの数がだんだん減ってきておまして、生息数もそういうことから推察しますと、減っているのじゃないかというぐあいに考えますが、なおその生息状態などもよく調査いたしまして、積極的に保護を必要とするような状態であれば、またこの保護対策を考えてまいりたいと考えております」と答えております。今から36年前、今は厄介者のシカが絶滅の危機にあったのです。わずか30数年で自然生態環境は大きく変わるのです。当時の宮崎県の狩猟人口は1万2,300人で、年々5ないし10%増加、1シーズン43万羽の鳥と3万3,000頭の獣が殺されている。これは多過ぎる、シカは減少するし、狩猟税を倍にしてでも狩猟人口を減らすべきと、当時主張しています。本県の捕獲頭数は現在どうなっておりますか、お伺いをいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 平成18年度のシカの捕獲頭数につきましては、狩猟によるものが8,043頭、有害鳥獣捕獲によるものが1,261頭、合計で9,304頭となっております、5年前

の平成13年度と比較しますと、約2,800頭の増となっております。

**○黒木正一議員** シカの捕獲数も相当数ふえているようでありまして、また、シカのネットを張っているところにも、山奥を歩きますと、そこにひっかかって死んでおるといふシカも見受けられますので、まだ相当多いのではないかというふうに思います。鳥獣害被害が特に深刻なのは山間地であります。あの手この手の対策が講じられていますが、被害は拡大する一方。営農意欲や植林意欲をそぐ原因や、人口流出の遠因ともなっております。シカの被害を防ぐために、侵入防止のさくやネットの設置など多額の費用を使ってその対策をするものの、被害は広がる一方と思われまして。シカ害を防ぐにはオオカミを放つしかないと思われている人もおります。また、狩猟で捕獲したシカを特産食材として生かすために、食肉処理販売に関するマニュアルをつくって、捨てられることも多かつたシカ肉を食材として売り出そうと、長野県では取り組んでおります。被害の深刻さから、先ほどもだれか言っておりましたけれども、自衛隊を出動させろという、ある政党もあるようではありますが、国会においても、対策を強化するために、生産現場に近い市町村が主体的に対策に取り組めるようにする、鳥獣害対策特別措置法の制定に向けた動きもあると聞いております。県は被害防止対策にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** シカによる農林作物への被害額は、平成18年度には1億円を超えるなど、深刻な状況となっております。このため県では、これまで、被害を防止するため、防護ネットの設置や有害鳥獣捕獲活動に対しまして助成を行ってきたところであり、今年

度から、雌ジカの狩猟区域を県下全域にするとともに、シカの狩猟期間を1カ月延長する区域を拡大し、シカの捕獲促進に取り組んでいるところであります。また、昨年度からは、南九州3県合同で、県境付近におけるシカの一斉捕獲を実施しているところであります。今後とも、市町村等関係機関と一体となって、より実効性のある被害防止対策に努めてまいりたいと考えております。

なお、先ほどございましたが、今国会に鳥獣被害防止特措法案というのが提案されております。この辺の経緯等も十分踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。

**○黒木正一議員** 私は、鳥獣害の被害の話を聞いたり現場を見ておると、鳥獣害の問題は、現在の山村、林業の問題点がそのまま反映されていると思わざるを得ません。30数年前、保護しなければシカは絶滅すると言われていたが、今の山村は人間が絶滅の危機にあります。一定の人が定住し、豊かな山をつくることなしに、鳥獣害の根本的な解決はないし、国土を守ることもできないと考え、林業対策についてお伺いをいたします。

現在の林家の置かれている状況について、農林水産省の2005年の調査によりますと、山間地域の販売農家1戸当たり総所得437万円、このうち、農業の所得が79万円、林業所得はわずか8万円であります。主として年金や農林業外からの収入に頼っているという状況であります。所得金額は別といたしましても、林業による収入は極めて少ない、なきに等しいのであります。現在の林業の状況がよくあらわれていると思っております。木材価格が安いので、皆伐したとしても再生林の費用が出ない。主伐の手控え化、皆伐放置・未済地化。国内の人工林資源が成熟し、

輸入材との価格が逆転、いよいよ国産材の時代が到来したのに、長年の山元価格を圧縮する形で進んだ価格低下で、人も流出し、手入れの行き届かない森林が増加、山の境界さえわからなくなりつつあります。このままでは、多くの努力を払って植林し、年月をかけて育ててきた森林が、一度も富をもたらさないまま、一度も目の見ないままに、災害に遭うことになるかもしれない。この最悪の状況、それを避けるためには、生産・加工・流通の新しい効率的な流れをつくって、林家の所得を上げる対策をとらなければならないと思います。そしてそれは、林齢や植生の多様化を図るチャンスでもあります。林家の所得確保につながる森林整備対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 今お話がありましたように、林家の所得を確保し、植栽や保育など適切な森林整備を進めるためには、林業の採算性の向上を図ることが極めて重要であるというふうに考えております。このため県では、国の補助事業等を積極的に活用いたしまして、施業の集約化や路網の整備、あるいは高性能林業機械の導入などによる生産性の向上や、経営コストの縮減などに取り組んでいるところであります。また、戦後一斉に植林をされました本県の人工林は、利用可能な資源として充実しつつあることから、今後は、伐採時期を迎えた高齢級の森林を対象に、重点的に間伐を実施し、長伐期施業への誘導を図るなど、森林所有者などの安定的な所得の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 続きまして、林業担い手の確保について質問をいたします。日本の持っている循環可能な資源は、唯一、森林資源と言われ

ておりますが、森林の循環活用になる林業を営んでも適正所得を稼げない状況の中で、林業就業者数は、平成12年は7万人で、10年前の6割の水準となっています。また、高齢化も進行し、平成12年には65歳以上が4分の1を占める状況となっており、林業の担い手づくりが課題となっております。現在、緑の雇用担い手対策事業等の効果もあって、新規就業者の数は増加傾向で推移しておりますが、今後、人工林が成熟し、長伐期施業への移行も考えると、より専門的な技術者が必要になると思われませんが、林業の担い手確保についてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 今お話がありましたように、本県の森林資源が充実する中で、素材生産等を担う林業就業者の確保というのは、大変重要な課題であります。このため、「宮崎県担い手対策基金」を活用いたしまして、林業への就業を目指す高校生への育英資金の貸与、あるいは林業技術者の養成などの人づくり、また、高性能林業機械の活用促進などの基盤づくり、そして3つ目に、事業主の負担する社会保険への助成などの就労環境づくり、こういった3つを柱に今取り組んでいるところであります。さらに、林業後継者を育成するために、林業研究グループの学習活動などにも支援をいたしているところであります。また、お話にありましたように、林業就業者が減少・高齢化する中で、平成15年度からは「緑の雇用担い手対策事業」に取り組み、これまで4カ年で364人が新たに雇用されたところであります。今後とも、これらの施策を通じまして、若者にも魅力ある職場づくりを促進し、林業担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、シイタケの振興につい

てお尋ねをいたします。林業は長い時間を要することから、山村地域にとって短期換金作物であるシイタケは、重要な特産林産物として、本県においては過去に生産日本一を目指して取り組んできております。しかし、中国からの輸入増加によって次第に国産シェアが低下、価格も低迷し、生産量、生産者も年々減少しております。生産農家も高齢化が進み、原木であるクヌギ伐採跡地に針葉樹を植えかえるという傾向が見られます。このことは、健全で多様な森づくりに逆行することにもなります。シイタケ栽培が発展することは、広葉樹を植林することにつながり、災害に強い森林をつくることでもあります。これまで県は、生産体制の整備や消費拡大など、その振興のために取り組んでおられます。中国産が残留農薬等の問題で敬遠されている中、価格も上昇し、生産農家も少しは元気を取り戻しております。国内消費を国産で賄い、再び輸出作物の地位を築くまで振興していくべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 乾シイタケは山村地域の貴重な収入源ではありますが、価格の低迷、あるいは生産者の減少・高齢化などによりまして、生産量が減少傾向にあります。このため、労力の軽減を図るための人工ほだ場の設置や管理道の開設など、効率的な生産体制の強化に努めているところであります。また、消費者ニーズが「食の安全・安心」へと急速に高まる中で、乾シイタケにつきましても、国産品を求める動きが高まっておりますことから、産地偽装を防止するため、科学的な判別調査やトレーサビリティシステムをスタートさせたところでもあります。さらに、みやざきブランドの認証取得を目指した取り組みも行っているところで

あります。今後とも、これらの取り組みを強化し、安全で安心な乾シイタケの生産振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○黒木正一議員** 次に、情報格差についてお尋ねをいたします。携帯電話のサービスエリアは、関係の方々の努力により広がっていることに、感謝をするものであります。世帯数はかなりカバーしておりますが、面積でいくと、山間部はまだまだサービスの届かないところが広がりが現状であります。救急や台風災害時における重要な通信手段でもあり、これからのエリア拡大を願うものであります。

さて、国において、平成23年に地上アナログ放送から地上デジタル放送へ全面移行することになっておりますが、県としての対策はどのように考えておられますか、地域生活部長にお伺いいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 地上デジタル放送への移行につきましては、国策として推進されているもので、国及び放送事業者において、円滑な移行のための措置がなされる必要がある不可欠であると考えております。県といたしましても、山間部において新たな難視聴世帯が発生することのないよう、デジタル化を円滑に進めることが大変重要であると認識をいたしております。このため県では、国等に対し、地上デジタル放送への移行に必要な支援措置の創設等を重点的に要望してまいりました。その結果、地上デジタル化に対する国の交付金制度が本年度創設されたところでもあります。しかしながら、この制度におきましては、助成対象者が市町村に限られていることや、対象事業が共同受信施設の改修のみであることなどから、さらなる支援策の拡充が図られますよう、全国34の道府県で構成いたします地上デジタル放送普及

対策検討会におきまして、国に強く要望をしているところであります。以上です。

○黒木正一議員 知事にお尋ねしますが、知事はきょう何時に新聞を読まれましたか。

○知事（東国原英夫君） 朝8時半ぐらいだと思います。

○黒木正一議員 私もきょうは県議会議員寮に泊まっておりましたから、朝、新聞を読んでここに参りました。私の家は諸塚村ですけれども、新聞は郵便で配達されています。ですから、大体昼に届きます。郵便による配達、山間の僻地においてはかなりの数に上っております。新聞の購読料とは別に配達料も支払わなければなりませんし、所によりましては日曜の新聞が月曜に届く、そういうところも実際あるわけです。ただ、不便なところに住んでいる人はある程度の不便さは覚悟しなければいけませんし、そのこと自体については、テレビがありますから、テレビでニュースを見ますから、別に私としてはそんなに不都合は感じていないんですけれども、平成23年7月24日、山村における老人がテレビを見ていたら、突然テレビが消えたということになったら、これは許されないのではないかと思うのです。国の試算では、山間地域において難視聴地域が拡大するなど、全面移行の期日以降、テレビが受信できない世帯が生まれるおそれがあるとされています。地上アナログ放送でカバーしていた地域に、100%デジタル放送を受信できる環境を整備する必要があると思いますが、地域生活部長に、100%受信できるかどうかお尋ねをいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 今、100%というお話がございましたけれども、なかなか今のところはめどが立たない状況であると認識しております。県内の状況を申し上げますと、昨

年12月に、鰐塚山の中継局の開局によりまして、宮崎県における地上デジタル放送が開始され、現在、県内の約87%の地帯で地上デジタル放送の視聴が可能となっている状況でございます。今後、平成22年までに順次中継局を設置することによりまして、県内ほぼ全域でデジタル放送が開始される予定となっているところであります。ことしの9月に総務省が発表いたしました「市町村別ロードマップ」によりまして、電波の直進性が強いこと等のデジタル放送の特性から、現在のアナログ放送と同様には見ることのできない新たな難視聴世帯が、県内において、山間部などを中心に約4,000世帯と想定されているところであります。これらの世帯につきましては、より高性能なアンテナへの交換や共同受信施設の新設・移設などにより、受信が可能になると伺っているところであります。今、23年という話がございましたけれども、それに向けて、円滑な移行のために、国のほうでも、特に総務省あたりで、一生懸命、難視聴世帯の解消対策にいろんな手を尽くして今考えておられるところでありますので、それらの国等の動向を見ながら、県としての対策も今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 これは国策としてデジタル放送に移行するわけでありますから、新たな情報格差とならないように、その対策を国に対し強く要望していただきたいと思っております。

次に、地域医療の問題についてお尋ねいたします。医師不足については、昨日も質問がありましたが、全国的に医師不足・偏在が深刻になっており、本県も同様の状況にあります。過去にも、昭和40年代の初めには、4つの県立病院においても、医師定員が85名のところ、74名しか確保できない、そういう状況があったよう



でありまして、特に山間僻地にあつては深刻であつたようであります。例えば、これは一番最初に紹介いたしました諸塚村出身の古本議員の質問をまた引用させていただきますが、昭和45年3月議会で、次のように述べております。

「医師を雇うにしましても、僻地には容易に来てくれません。雇い入れるまでには何回も村長や村会議員が交渉に行き、多額の旅費を使いまして幸いに話をつけて雇い入れても6カ月か1年しますと、もうおりたくなくなって出ていくのであります。こういうことで特別の住宅まで提供しなければならないのであります。入郷地区の医師の俸給はおそらく宮崎県一の俸給とりではないかと思っております。諸塚村では欠員となり、なかなか見つからない。やむを得ず厚生省にお願いいたしまして、赤江診療所から医師が1週間交代でしばらく診療してもらうことになっております」。当時の医師の俸給、給料であります。これは37年前ですが、椎葉村の院長38万円、税金は村で負担していたということですが、西郷村が35万円、南郷村が26万円、諸塚村が25万円、村によってかなり差があります。諸塚村が一番財政状況が悪かつたのでしょうか、一番給料が安かつた。そのためかどうかはわかりませんが、当時、医師を見つけておりません。過去に大変苦勞して医師を確保していた状況がわかります。宮崎県にも医科大学をつくって何とかこの状態を緩和してほしいと、当時訴えていたのであります。昭和40年代の後半に無医大県解消構想なるものが策定され、宮崎県にも医科大学が昭和49年に開学しております。開学して33年がたち、さまざまな医療を取り巻く状況は変わったにせよ、もう少しはよくなるはずが、医師不足。この原因についてどのように考えておられますか。また、県も各種の

医師確保対策に取り組んでおられますが、県の対策だけで医師不足が解消されるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 現在の全国的な医師不足の原因は、これまでの大学医学部の定員削減や、特に平成16年4月からの新しい臨床研修制度の導入など、さまざまな要因があると考えております。その結果、医師の都市部への偏在や小児科等の医師の不足など、地域医療に大きな影響を及ぼしております。このため県では、医師修学資金貸与制度や医師派遣システムなどによりまして医師の養成確保を図っているほか、今年度は、県と関係市町村で構成する「医師確保対策推進協議会」を設立し、求人情報の全国への発信等、一体となって医師確保対策に取り組んでおります。また、医師不足は全国的な問題であり、県レベルでの対応には限界がありますので、臨床研修制度の改善や医師の僻地勤務の義務化など、抜本的な対策を国に対して強く要望しているところであります。今後とも、市町村や県医師会、宮崎大学等の関係機関と連携し、地域医療の現場を担う医師の安定的な育成確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 来年度予算編成の重点施策の中に建設産業対策があります。建設業を取り巻く状況は、もう御承知のとおりであります。中山間地域にとりまして、農業、林業が不振の中で、建設業は雇用力のある重要な地場産業であります。ほかに大きな雇用の場がないため、大きく依存してきました。建設業に従事し現金収入を得ることで、山も辛うじて守ってきたのが現実であります。建設業従事者が失業し、地域を離れるようなことがあるとすれば、人口はますます減少しますし、ただでさえ少なくなっ

ている消防団など、防災組織も弱体化するのは間違いありません。急速な改革は過疎に拍車をかけることにもなります。正月を不安な気持ちで迎える若い人たちのことが心配です。どうか優秀な建設業の育成と総合的な雇用対策に強く取り組んでいただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

○中村幸一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、18番松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） いつもお世話になりまして、ありがとうございます。延岡市選出、愛みやぎきの松田勝則でございます。大変緊張しております。

今、全国でまちおこし、村おこしが大変盛んです。そのきっかけになったのは、大分県の平松知事が提唱された一村一品運動、あれが大きくこの輪を広げてくれたと思います。私も去年の9月まで東京でサラリーマンをしておりました。その中で、こういった村おこしというようなことをやってきたんですけども、成功した例、幾つかのパターンがありました。成功法則というのがあったような気がいたします。村おこし、まちおこしが成功した例、1つ、地元で生まれ育った人が一回都会に出て、戻ってきてから何かを始めた、2つ目、都会に住んでいた人が仕事をやめて地元宮崎に移り住んで何かを始めた、3つ目、地元以外の土地に多くの友人とか知り合いを持っている人が宮崎に帰ってき

て何かを始めた、この3つのうちのどれかに当たるそうです。外の世界と交流を持ち、外の世界を知っている人が、新しいそして楽しいアイデアを持ち込み、活性化のきっかけをつくっているようです。その試み、アイデアが受け入れられるかどうかというのはわかりません。しかし、ああだこうだと論議するよりも、まず何かを起こす、そういった変わった人、いわばドン・キホーテ——特定の企業の名前ではありません——的な人の出現によって、まちおこし、村おこしはまず第一歩を起こすというデータがあります。まさに、今、宮崎県がそのいい例であろうかと思えます。我が愛するふるさと宮崎をこんなに活気づけてくれました知事、それから、それを支えられた県の職員の方々に感謝と敬意を払いつつ、質問に移ります。

最初に、不適正な事務処理問題に関しまして、再発防止という観点から質問させていただきたいと思えます。

去る12月6日、県議会普通会計決算特別委員会は、平成18年度の一般会計と特別会計決算を不認定といたしました。理由は言うまでもありません。3億円を超える預けなど不適正な事務処理が含まれており、信頼できないという判断だったからです。決算不認定の採決を下したのは、2005年度の官製談合事件の決算に引き続き2年連続で、全国的にも、そしてこの宮崎県政史上でも異例のことで、私たち議員としても恥ずかしい思いをいたしております。私の所属する環境農林水産分科会でも現地調査を行いました。行ったところ、さまざまな疑問点が見出されました。その中でも大きな疑問点は、裏金の存在や預けなどの不正行為に加担した特定業者の存在でした。外部調査委員会の報告でも、不自然な取引を指摘しています。しかし、それ以

上は追及せず、業者への事情聴取などが行われない事実、真相解明の意欲のなさとか早目の幕引きを意図しているんじゃないかなんかということを感じずにはおられません。数々の不備が指摘された内外の調査結果に対して、知事は「精いっぱいのはやった」という答弁をされましたが、県民といたしましては、まだまだ釈然としない気持ちが残っております。副知事に、調査委員会の責任者として見解をお聞かせいただきたいと思っております。

後は自席にて質問させていただきます。（拍手）〔降壇〕

**○副知事（河野俊嗣君）**〔登壇〕 お答えいたします。

不適正な事務処理に係る調査についてであります。このたびの全庁調査は、今回の問題に対する深い反省に立ち、組織を挙げて徹底的に事態を究明するという観点から、庁内調査委員会が実施主体となって行うとともに、この調査の客観性、公正性を確保するために、調査の準備段階から、弁護士、公認会計士から成る外部調査委員会の厳格な指導助言・検証を受けながら実施したものであります。取引事業者に対する調査につきましては、関係する所属のみならず、各部の連絡調整課や庁内調査委員会の作業チームが出向いて、徹底した調査や事情聴取を行い、二重三重のチェックを経た上で、その内容を外部調査委員に詳細に報告し、専門的かつ公正公平な第三者の立場からの指導・検証を受けております。さらに、預け等の金額の大きな所属や著しく不適切な使途のあった所属に対しましては、外部調査委員みずから現地調査やヒアリングも実施して、報告内容のチェックや原因の分析を行うなど、徹底した検証をしていただいたところであります。このように、庁内調

査委員会の徹底した調査と外部調査委員会の厳正な検証を経た上で、私的流用については確認されなかったと判断したものでありまして、私どもとしては、できる限りの調査を行ったものと考えております。なお、外部調査委員会には、このほか再発防止策や職員等の責任に至るまで具体的な提言をいただくなど、大きな役割を果たしていただいたと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○松田勝則議員** 私的流用がなかった、この言葉に大変私たちも安心を覚えてはおるんですけども、今回私たちが現地調査を行いました、その中で、「疑惑の総合商社」という言葉を使ったら不適切かもしれませんが、そういった業者の存在が見えてまいりました。普通に見てそういった業者があった場合に、いろいろな取引があったんじゃないかなんか、接待があったんじゃないかなんかということ、みんなひとしく思いました。この件に関して、副知事、いかがでしょうか。

**○副知事（河野俊嗣君）** 特定の事業者が取引が集中していたという御指摘であります。まず、認識といたしまして、このような取引につきましては、公正性、公平性のみならず、競争性にも問題があるものであり、大変適切さを欠いて遺憾であると考えております。その上で、今回のこういった特定の取引業者との取引が行われた理由について分析をいたしますと、預けの残額がある限り、その事業者との取引は継続されやすいということですか、簡便な物品購入の手法に迅速に対応できる事業者であるといったようなことから、このような状況が安易に生まれやすいと考えております。調査の過程におきましては、このような所属及び取引事業者につきましても、また、それ以外の全体の事

業者についても、ただいま御指摘がありました、私的流用がないかという視点を厳しく持ちながら、入念に用途のチェックを行いました。購入した品目や発注金額などにつきまして、私的流用が疑われるような不自然なものは確認されなかったところでございます。

○松田勝則議員 今回は、どうやったらこれを再発防止できるかというところで議論を進めたいと思いますので、次に移ります。

今回の事件、さまざまな意見をちょうだいしております。その中で、どうしてこんなことが起こったんだろうか。一つは、国庫補助金に付随する事務費というのがあったのではなかろうかと私は感じました。補助公共事業の予算には、国庫補助金が大きなウエートを占めております。その国からの補助金には、一定額の事業費が付随してきますが、それが余ったとしても返すしかないから使い切った形をとる。これが裏金を生み出した一つの原因ではないかという見方をする人もあります。現状なりお考えなりを知事、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 使い切りの慣例があった、慣習があったというのが、今回の不適正な事務処理の要因になったことは否めないと感じております。

○松田勝則議員 そうなんです、そういった余った事務費等と、地方自治体の努力や創意工夫によって削減できた事業費の何割かを、この地方に、宮崎県に与える制度があれば、地方は、この宮崎県は、新たな意欲で事業費節約に取り組むんじゃないかなと思っております。ぜひ全国知事会などでのそういった議論を知事にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 議員の御指摘という

のは、メリット制とかプール制のことをイメージされているのでしょうか。そうでなければ、国庫補助金というのは本県にとって重要な財源でございます。適正な用途の範囲内で最大限活用していきたいと考えております。

○松田勝則議員 活用のほうは当然だと思っております。ただ、仮にそれが残った場合とか、そういった工夫によって残した場合どうするかということをお尋ねしました。

もう一つ、これは提案という形になるんですが、こちらのほうはちょっと割愛しておきます。ありがとうございます。

もう一つ挙げさせてもらいますと、備品購入費というものを、今回の再発防止策の中に入れていらっしゃるかと思います。当初予算の中で、予備費としてプールしたもののなかから緊急性のあるものの支出を考えたいというようなことがあったと思います。その予備費というのは、こういう考え方があるんじゃないかと思えます。事業費の残ったものをプールしておくという考え方、事業の節約分をプールしていくという考え方、そして、今回お示しいただいたような当初予算から予備費的にプールするのに使うという考え方、この3つは大いに違うんじゃないかなと思います。それは、県単事業というのが、ピーク時に比べますと今、半減しております。一番小回りのきく県単事業が減る中で、行政が、仕事がやりやすい、スピードアップを図るための、自分たちが使う事業費を優先して、つかみ取りと言っているのでしょうか、そういった形で確保する、そのやり方はどうだろうか。というのは、一番県民サービスに対して小回りのきく県単事業、これを支出目的が定まっていない備品購入費というような形でプールするのはいかがなものかなと思っておりま

す。考え方としては大変よく理解できるんですが、予算のあるべき編成の仕方であるのかなと、私は個人的に思いました。住民の納得のいく形で、こういった予算編成の手法を確立すべきではなかろうかと思っております。これは要望として申し上げておきます。

次に、高千穂線についてお伺いいたします。

高千穂線、ちょうどきのうの今の時間に、高千穂町におきまして、神話高千穂トロッコ鉄道が臨時株主総会を開きました。そこで、神話高千穂トロッコ鉄道の存続をどうするかということで、大方の見方が、もう清算に入るだろうと思われていた中で、残った個人株主たちが頑張りをまして、神話高千穂トロッコ鉄道を存続するということになりました。さきに、大株主でありますところの高千穂町観光協会が、臨時株主総会で同社から資本の引き揚げを決定いたしました。これで、トロッコ社は命運を絶たれたという見方が広がりましたが、高千穂線の存続を訴える地元住民の活動はとどまりません。去る11月20日、上京いたしました。国交省に対し、高千穂線早期復旧に関する嘆願書を提出いたしました。そのとき、こんなコメントをもらって帰ってきております。「国が動くには県や沿線自治体の協力が不可欠です」というコメントでした。また、地元での支援イベントも大変盛んです。先週、今週と日曜日には、「よみがえれ高千穂線！」と銘打ったコンサートが川水流、日之影温泉の駅舎で開かれました。そして、ここ宮崎市内の喫茶店でも開かれております。このコンサート活動は、地元のバンドが今後3年間をかけて、すべての高千穂線の駅で開催する意気込みです。

さて、休止期限の12月26日以降、高千穂線はどんげなっとかという気持ちが、地元であふれ

ております。既に、線路の中には、危険性を指摘されて踏切の撤去に至った延岡市三軒家の例、それから、この夏の台風で鉄砲水を引き起こす元凶となりました曾木橋の例、この撤去が予定されております。西臼杵では、12月26日以降、一挙に線路をはぐんじやなかろうか、線路の撤去が始まるんじやなかろうかという不安を呼んでおります。今後の高千穂線はどう会社清算を進めることになるのでしょうか、地域生活部長にお伺いいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 高千穂線でありますけれども、高千穂鉄道株式会社は、運営資金がなくなります平成21年3月までに会社を清算する必要がございます。このため、高千穂鉄道では、鉄道事業の廃止が確定した後、清算までの間に、安全上支障のある踏切施設の撤去等を行いまして、その他の資産は、本年2月に高千穂鉄道、県、それから沿線市町で合意しました内容に基づきまして、基本的には沿線市町に寄附するということになります。今、休止中でありまして、廃止が確定するのは、通常で言いますと、廃止の届け出から1年ということになっております。以上です。

○松田勝則議員 そうしますと、地元が今一番話題にしております、26日が来たら県が率先してレールをはぐんだそうな、そのレールはどここの駅に集積するんだそうなという、これはデマと考えてよろしゅうございませうか。

○地域生活部長（丸山文民君） 今申し上げましたとおり、廃止が確定しないと撤去等はできないということになっております。以上です。

○松田勝則議員 さて、きのうトロッコ鉄道株式会社の存続が決まったわけでありましてけれども、全国から寄せられました支援金、約半年で3,800万円が寄せられました。目標額にはほど

遠いものの、全国から寄せられた浄財に熱い期待を感じております。そのトロッコ社ですが、きのう、大株主の高千穂観光協会の撤退に対しまして、株主たちが毅然とした態度をとりました。高千穂線の全線復活に向けて活動を続けると、新たにかたい意志を示したわけです。そうはいいまして、県や市や町の財政を当てにはできず、寄附金も不足しております。知恵には限りがあり、孤立無援の中での再々スタートを切ったわけです。このような中、特定目的鉄道、いわゆる観光鉄道など考えられる方策を、前回の質問でもさせていただきました。その中で、国が廃止の相次ぐ地方路線を支援するため鉄道事業法改正を検討しているというニュースが入ってきました。まだ検討段階ですが、鉄道資産は地元公共団体が持ち、その上の運営については民間がやるといった上下分離方式と名前がつけられております。こういったまだ検討中の案ではございますけれども、どのように県はとらえられているのか、再び地域生活部長にお伺いいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 御質問にありましたように、国では、経営の厳しい鉄道路線に対しまして、地方公共団体が施設を保有し、その整備等に要する費用を負担するという内容の鉄道事業法の改正を検討されているようでもありますけれども、詳細については、まだ具体的に把握いたしておりません。示されていないところでもあります。一方、高千穂線は、第三セクターの鉄道として、施設の整備から運営まで、行政からの多額の財政負担によって経営してまいりましたけれども、将来にわたり経営の見通しが成り立たないとの判断から経営を断念した路線であります。このような経緯から、鉄道事業法の改正による制度が地方公共団体の財政負

担を前提とするものであれば、当該制度により高千穂線を存続することは困難であると考えております。以上です。

**○松田勝則議員** まだ確定していない制度でありますから、これが適用できるかどうかわからないという答弁は当然かと思いますが、例えばこんな例があります。「青い森鉄道」というのが青森県にございます。これは、もともとJRの東北本線だったんですが、新幹線の新設に伴い、だんだん乗降客数が減りまして、今申し上げました実質的な上下分離といった形で運営しているところなんですけれども、県が地元は無償譲渡をされて、その上物あるいは列車等々を地元の民間業者が走らせているといった知恵を集積して運営している会社になります。今、高千穂沿線の住民の会、支援する方々の中で、県や国から補助金をとか、そういった思いは持っておりません。もともとが神話高千穂トロッコ鉄道は民間会社でございますので、そういったすがるといえる考えはないんですが、地域住民が必要としているという声が残っている鉄道に対しまして、県が何かできないか、もっと知恵と工夫を凝らしていただけたらというふうに思っております。

たまたまこういったことを発見いたしました。先にお亡くなりになりました江藤隆美代議士が、国鉄高千穂線が廃止の憂き目に遭ったときに県庁に乗り込んでこられて、「地元のもんが残せと言うちょっとやから県は残さんか」と一喝されたということも聞いております。今、地元では、まだまだ高千穂線を残してほしいという声が多うございます。決して県にすがろうという考えではありませんが、そういった、前向きに地域振興のためにさまざまな分野で高千穂線を残してほしいという声があることをお考

えいただきたい、このように思っております。

続きまして、西臼杵の観光振興について、高千穂線を絡めまして知事にお伺いいたします。内閣府は11月27日、地域経済の活性化策を支援する平成19年度地方再生モデルプロジェクトに、西臼杵3町の西臼杵観光振興プロジェクトなど県内2事業を含む8道県17事業を採択しました。このプロジェクトは、熊本県阿蘇地方との連帯強化による広域的な観光振興を図り、観光客増加と雇用の創出を目指すとなっております。この中でも大きなポイントになるのが交通です。交通の確保は不可欠です。熊本空港との連携、西臼杵エリア内での移動についても、地元住民の利用も考えた対応策が求められております。高千穂線の存続により、同地域の振興にさらなる効果が期待できると考えられます。どうお考えでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 西臼杵3町では、先般、御案内のとおり、国の地方再生モデルプロジェクトの採択を受けまして、熊本空港や阿蘇方面からの路線バス、地域内の観光地を結ぶデマンド型乗り合いタクシーの導入に向けた実証運行など、新たな交通手段の確保によって、地域の活性化に取り組むこととしております。今後とも、県といたしましても、こうした地域の新たな取り組みも踏まえながら、関係自治体と十分連携し、高千穂沿線を含めた地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○松田勝則議員** ぜひお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。宮崎の女性の健康について考えるということで質問させていただきます。

本県、宮崎の女性たちは、日々の暮らしの中でさまざまな問題を抱えています。例えば、結

婚、出産などで退職した後の再就職の困難さ、パート労働の賃金の安さ、子育てや介護などがずっしりと肩にかかっています。また、同僚の西村議員がさきの9月議会で質問いたしましたが、DV問題、これは県警や関係機関への相談件数は倍増しておりまして、昨年、過去最多の214件に上ったということでした。これらは個人的な問題のように見えて、実際のところ、個人では解決の困難な社会的課題だと認識すべきです。

さて、それらの諸問題の中で、再三この県議会で議論されてきた項目がございます。妊娠中絶に関することです。平成17年度の「母体保護統計報告」によりますと、宮崎県の人工妊娠中絶率は、全国で悪いほうから12位、しかも順位は年々上昇傾向にあります。そして、注目すべきは人工死産率、人工死産率とは同じ人工妊娠中絶のことなんですけれども、12週以降のものをこう区別しているようです。この順位は47都道府県中ワースト1位です。それも断トツで1位です。昭和63年からずっとワースト1位を続けております。20年間、自慢のできない実績でございます。ちなみに2位以下を見てみました。平成16年の「母子保健の主なる統計」によりますと、高知、熊本、長崎、福岡、鹿児島、そして北海道と続いております。この10年間の結果で言えば、おおむね九州各県が上位を占めていますが、それでも2位以下のランキングは変動しているんです。その中であって、本県だけが不動の地位にあります。しかも、2位の県に比べ、毎年2から3ポイント大きく突出しております。これはどうしてでしょう。県はこのような厳しい実態が長く続いていることをどう認識し、どんな対策を講じてこられたでしょうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 人工死産は母体への負担が大きく、女性の健康を阻害するものでありまして、本県の大きな課題であると認識しております。このような中、県では平成17年度から18年度にかけて、健やか妊娠推進事業において、人工死産に至った方々への調査を行ったところであります。この調査によりますと、人工死産をされた方の半数は、過去に妊娠あるいは出産の経験者であったことから、宮崎県医師会と協力して、産後や人工妊娠中絶の際に、家族計画や避妊指導の充実を図ったところでありまして、また、教育委員会や大学と連携をとり、望まない妊娠を防ぐために、健康教育やそのパンフレット等の提供や関係者への研修を行うとともに、望まない妊娠に至った方への相談窓口を設置しております。人工死産の総数あるいは人工死産率は確かにワースト1であります。それ自体は近年だんだん減少してきております。今後とも、人工死産の低減に向けて、施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 施策の充実ということで大変期待するところですが、「赤ちゃんポストをつくっては」みたいな声も後ろから聞こえてきたんですが……。人工死産率、つまり12週以降の人工中絶率が高いだけじゃないんです。この問題を出した理由といいますのは、この件、人工死産率の高さには問題が2つございます。先ほど部長がおっしゃいました、高齢の方が多い。宮崎県、30代の割合が全国より高いんですね。それから、もう一つ、2つ目です。妊娠、出産経験者が半数以上であるということです。母体への影響がより高い年代が多いということ、妊娠、出産の知識がある層が多いということが本県の一つのポイントであると思われまして。

なぜか、理由を見てみました。人工死産に至った理由です。平成17年～18年度の宮崎県の調査によりますと、第1位、それは望まない妊娠だった。先ほどの部長のお言葉の中にもありました。では、どうしてこんな結果になったのか。1つ、正確な避妊の知識がなかった。2つ目、女性が避妊の意思を明確にできなかった。3つ目、パートナーの協力がいない。この結果から何が見えるのでしょうか。いろんな要素が考えられると思うんですが、一つには、本県では避妊に関する正しい知識がまだまだ普及していないのではなかろうかと考えられます。また、付随しまして、性病についても意識が希薄だという声を聞きます。罹患率が高いなどという話も聞いたりいたします。性感染症の実態についての把握はどうか、続けてお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 性感染症については、感染症発生動向調査事業の中で、発生状況や流行状況の把握を行っております。まず、H I V感染症と梅毒については、患者の発生が確認された場合には、すべて医師から保健所へ患者発生の届け出がなされる仕組みになっておりまして、平成18年には、H I V感染者及び患者の届け出が3件、梅毒の届け出が8件ございました。また、クラミジアや淋菌等の性感染症につきましては、県内13の指定医療機関から毎月患者数の報告を受けて、流行状況の把握を行っているところであり、平成18年には、クラミジア感染症の1指定医療機関当たりの報告数は年間38.1件、淋菌感染症の報告数は年間20.8件でありました。クラミジア感染症、淋菌感染症、いずれも報告数は減少傾向にありますが、本県の1指定医療機関当たりの報告数は、依然として全国より高い状況にございます。



○松田勝則議員 やはり全国より高いというデータが出たわけでありますけれども、では、その対策はどうなっておりますでしょうか、続けてお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県では従来から、エイズの検査・相談窓口を設置しておりますが、新たに本年6月から、その他の性感染症についても、無料、匿名で受けられる検査・相談窓口を全保健所に開設したところであります。相談者に対しては、適切な指導を実施するとともに、感染がわかった人には医療機関での治療を勧め、性感染症の発生予防及び蔓延防止に取り組んでいるところであります。また、高校生等を対象とした性感染症の感染予防のための講演会を開催するとともに、エイズブロック作戦として、12月1日の世界エイズデーを中心に、若者に人気のあるラジオ番組やライブコンサートとタイアップしたキャンペーンを実施しております。今後とも、性感染症に関する知識の普及啓発に努めるとともに、検査・相談窓口の一層の周知を図るなど、性感染症の減少に向けた対策を推進してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 こういった問題を取り上げた背景には、命のとうとさということが、まず根底に流れているかと思えます。きのう米良議員も再三訴えておられましたが、こういった性教育あるいは性感染症等々の問題対策の根底には、命というものを大きく打ち出す必要があるかと思っております。そして、妊娠や中絶にいたしましても、特に教育現場での性教育のあり方が重要との見方もあると聞いております。本県でのそういった学校教育現場での取り組みはいかがか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（高山耕吉君） 学校における性教育

は、単に知識だけを教えるのではなくて、子供たちが、命を尊重する態度や男女平等の精神に基づく正しい異性観などを身につけることを目的といたしております。学校におきましては、学校保健委員会や家庭教育学級等で、子供の性に関する対応につきまして、保護者、教職員の共通理解を深めますとともに、学校を挙げて発達段階に応じた性教育に取り組んでいるところでございます。また、県教育委員会といたしましては、産婦人科医などを学校に派遣いたしまして、専門的な立場から子供たちに命の大切さを伝えるとともに、管理職等を対象としました研修会などを実施いたしまして、指導力向上を図っているところでございます。今後とも、家庭、地域及び関係部局と十分な連携を図りながら、学校における性教育の一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○松田勝則議員 性教育のあり方については、以前から熱心に取り組んでいらっしゃるということは聞いております。ただ、その中で、こういったお話も伺いました。ある国会議員の方から伺ったんですが、宮崎市の小学生が性教育の授業を受けて帰ってきた。そうしましたら、早速、男の子と女の子が実習、復習していた、そういったところを見て親が大変に驚いた。そこで何が言えるかということ、性教育は大変デリケートな問題でございます。それは教え手側、伝え手側によっては過剰なこともあるかもしれないし、また、受けとめ方によっては、そういった親がびっくりするような結果をもたらすこともあるかもしれないということで、あり方はどうなんだということも聞いておりました。

また、性教育に関しましても、命というものが一番大事になってくるかと思っておりますが、この

ような例がございます。延岡市の離島、島浦島という島がございます。人口1,200人の小さな島でございますけれども、そこに94歳の井戸ロスマ子というおばあさんがいらっしゃいます。10年前まで現役のお産婆さん、助産師でございました。昭和12年から10年前までずっと産婆という仕事をしてこられて、島浦の住民はほとんどその井戸口先生の手によって取り上げられたということになっておりますが、この先生の一番の自慢は、昭和12年の開業以来、一人として島浦で、あるいは御自分が手がけられた妊婦で死産を出さなかった、また、母体が亡くなるという悲惨なことがなかった、それだけを念頭に置いて仕事に取り組んでこられたということをおっしゃいます。このおばあちゃんが引退して10年ですが、今、方々から講演の依頼が舞い込んでおります。つい先日も、日向市の財光寺小学校で講演されました。その中で、戦争の話ですとか、昔はこんなに大変だったといった思い出話が主体になってくるんですけども、子供たちは、やはり命は大事なんだと。そこで性教育的なことが取り組まれて、大変相乗効果をもたらしたという称賛の声も聞いております。性教育、真正面からだけじゃなくて、そういった側面からも、いろんな先人たちのアドバイスをいただきながら子供たちに説いていったら、もっともっと効果が広がるんじゃないかな、このように思っております。

続けます。また、このように厳しい現状、人工死産率にいたしましても、性病罹患率にいたしましても、本県の場合は厳しい現状にあるわけなんですけど、背景を追求していきますと、男女の格差というものもその一つとして見えるんじゃないかな、このように思います。決して本県の女性の地位が低いというわけではないん

ですけども、子供を産みにくい、産んでも育てにくいというさまざまな要素が考えられます。再就職の場を確保するのが難しい、パートになると賃金の低下が著しいという経済的なことであつたり、出産・育児、また介護は妻の仕事といった意識であつたり、どれも一朝一夕でなせることではありません。しかし、行政がそれらのために率先して対応すべきではないかと考えております。そこで、男性側からの理解や協力度合いを伺いたく、県庁内における育児あるいは介護休暇の実態をお聞かせいただきたいと思っております。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） お答えいたします。

平成18年度について申し上げますと、男性職員の育児休業取得者は3名であります。また、介護休暇取得者は4名となっております。

○松田勝則議員 これは、知事部局だけじゃなくて全部局の職員さんの話なのでしょうか。

○総務部長（渡辺義人君） 失礼いたしました。県庁内の全部局ということであります。

○松田勝則議員 わかりました。決して少ない数字じゃないと思います。しかし、もっともっと促進するために、県の男性職員に育児休暇とか介護休暇をさらに勧めるような取り組みはどうかと思います。私も民間会社におりましたときに、いろいろな休暇制度がありましたけれども、やはり、忙しいときにやってくる出産あるいは介護といったものに対して、休むのに少し後ろめたさがあつたりしました。そういうときに、上司からあるいは会社から一声声かけがあると、そういった制度を利用しやすいという経験がありました。こういった部分で、県の中で推進の取り組みはいかがか、重ねてお伺いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 職員が仕事と家庭の両立を図ることができるように、男女いずれにおいても、必要に応じて、先ほど申し上げました、育児休業制度あるいは介護休暇制度の活用がなされるということは、大変重要なことであるというふうに考えております。これまでも、これらの育児休業や介護休暇のほかに、例えば男性職員の育児参加休暇というものがございいます。それから、子供に対する看護休暇というものもございいます。そういった休暇など、育児や介護等を行う職員を支援する制度につきまして、会議、その他の方法を通じまして、職員への普及啓発を図ってきたところでありますけれども、御指摘のあったような趣旨は、十分、私どもとしても理解できるところでありますので、今後とも、制度の一層の周知徹底を図りますとともに、何よりも、職場での所属長の理解ですとか、周囲の職員の協力というのが欠かせませんので、そういった取得しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○松田勝則議員 今、県庁内における介護・育児休業の推進について伺いましたが、一番主眼とすべきは、県内の民間企業、とりわけ中小企業への指導をもっともって県庁が率先してやりましょうということを申し上げたいと思います。県内の法人企業に、そういった制度がどこまで普及しているのかわかりませんが、その制度の推進のために、もっと県庁が率先して汗をかくべきではなからうか、このように提言させていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。ほかの議員、先輩議員が再三再四質問しておりまして、取り尽くされたなという感じがしておりますけれども、いわゆる限界集落について伺いたいと

思います。

限界集落、最近、本当によく聞く言葉になりました。これまでは過疎地として表現されてきた集落、村が、限界といういささかショッキングな響きをまとってクローズアップされております。では何をもって限界なのか。2つの要件があります。その集落の人口の半分以上が65歳以上のお年寄りであるということ、2つ目、共同生活の維持が困難な状態だということ、冠婚葬祭がもはや村では行えないという状態。この限界集落、先ほどの答弁にもありましたけれども、正式な行政用語じゃなかったんですね。そうだと思います。限界というレッテルを張られたら、もう村おこしに立ち向かう意欲もうせてしまいます。本県では、国土交通省と同じく、こう呼んでおります。「維持・存続が危ぶまれる集落」という表現をとっておられます。私は舌をかむといけませんので、「いわゆる限界集落」という言葉を使わせていただきます。

平成18年度、国交省の「限界集落調査・国土形成計画策定のための集落に関する現況把握調査の最終報告書」には、農山漁村集落の今後のあり方を検討するとして、さまざまなデータが記載されております。予想どおり、今後消滅の可能性のある集落は、規模が小さくて山間地にあると。九州圏では消滅可能性のある集落が1万5,277集落とされているんですが、一番驚いたデータは、予測がつかないということです。いつ消滅するのか、10年後に消滅するだろう、20年後に消滅するだろう、5年以内は大丈夫だろう、さまざまなシミュレーションがありますが、それにのっとらずに集落は消滅しているという事実がございました。

さて、宮崎の過疎地域市町村は17カ所です。県土の約半分以上56.2%、県人口の12.6%に当

たります。昭和45年の過疎地域対策緊急措置法以来、平成17年まで、宮崎では35年間で、県、市町村合わせまして2兆1,800億円を投資してきました。その投資額の55.3%が道路網の整備とこのことですが、依然、道路整備の要望は後を絶たない状態です。ドキュメントの映画がありました。「寒川」です。宮崎の小さな村々への関心もぐっと高まりました。西米良の寒川のような既に消滅した集落がどれぐらいあるんだろうかと、お尋ねをいたしましたら、これも驚きました。県には、宮崎県内で消滅した集落のデータがないということでした。どんな厳しい時代にも先人たちが守り、子供たちの笑い声が絶えなかったふるさとの村々です。その村が皮肉にも、こんな豊かな時代に消えようとしています。ひとり山里の暮らしの存続云々にとどまらず、国土保全といった大きな環境の視点からも、日本の国にとり大きな課題となる集落対策、宮崎県が今まさに進めております集落の現状に関する調査の進捗状況について、地域生活部長にお伺いいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 現在、県が行っております集落の調査でございます。これにつきましては、午前中も黒木議員にお答えしましたように、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握するということが一つ、それから、平成13年度、前回調査しましたデータと経年比較しまして、過疎地域における集落状況の変化を把握すること等によりまして、今後の集落整備のあり方に関する検討の基礎資料とするため、市町村に対してアンケート調査を実施したところであります。現在、市町村からの回答を集計中、そして精査中でありまして、近日中には公表できるものと考えております。以上です。

**○松田勝則議員** データをもとにした前向きな施策を期待いたします。

時間がなくなりました。最後になります。県北の悩みです。進まぬ道路整備の状態についてお伺いいたしたいと思います。

宮崎をどんげかせにやいかんというプロジェクトの羅針盤たるべき「新みやざき創造計画」の基本目標は、県内の格差をなくすこと、県土の均衡ある発展を目指すことだとうたっております。私は、その昇華した形が県民総力戦であろうと思っております。そうしますと、宮崎の地域振興ビジョンは、一律的じゃなくて、それぞれの地元の特性を踏まえた独自性のある発展ビジョンでないといけないと思っております。将来にわたって自立のできる県土の形成に向けた施策の展開を期待しております。

さて、自立のできる県土の形成、さまざまな要素が挙げられますが、なかんずく急務とされるのがインフラの整備です。特に県北地域、宮崎県は高速交通ネットワークの空白地帯と言われております。東九州自動車道や九州横断自動車道延岡線の早期完成は、地域の流通経済に不可欠であるといまして、国、県の努力により着々と進行しています。しかし、地元に向けますと、生活道路はおくれ、地元住民の生活の発展を大きく阻止しております。平成18年4月1日現在の道路施設現況調査を見ました。土木事務所別の道路改良補装現況を見ると、5.5メートル未満の路線を含む規格改良率、宮崎土木事務所は土木事務所計で81.1%、日南土木事務所は74.6%、都城土木事務所89.2%、日向土木事務所46.9%、延岡土木事務所57.2%、西臼杵支庁45.4%。総合改良率の64.5%と比べても、県北は格段に低いというデータがあります。また、県南との格差もございます。地形の

条件など県北が不利であることは承知ですが、それにしてもこの格差は看過できません。この結果は予算の執行にも起因するのではないかと、地元は歯ぎしりをしております。県北の道路、特に日常の生活や集落の維持に大きくかかわる地方道の整備のおくれについて、県の見解を県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県北地域の道路整備、県道整備についてでございますが、県北地域は、今、議員からお話ございましたように、山地部の占める割合が約87%と、県全体の約76%を大きく上回っておりまして、整備に当たっては、橋梁を初めとした構造物が非常に多くなるなど、建設コスト、整備コストが割高になるという課題があり、県道整備のおくれに大きく影響しているものと考えております。しかしながら、今お話ございましたように、日常生活の利便性向上を図るためには、県道の整備が大変重要でございますので、延岡市街地へつながる八重原延岡線を初めといたしまして、日之影宇目線や檜原細見線などの整備に現在努めているところでございます。今後も、県北地域の生活道路でございます県道について、事業の重点化やコスト縮減を図りながら、整備推進に努めてまいりたいと考えております。

**○松田勝則議員** 特に県北は急峻な山岳地帯であり、そういったトンネル、橋がかかると聞いております。そのためには、予算の段階でも、そういったことを御勘案いただきまして、県北の道路、また、宮崎県全体の道路にも目を向けていただきたい、このように思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 次は、5番武井俊輔議員。

**○武井俊輔議員**〔登壇〕（拍手） 愛みやざ

き、武井俊輔でございます。今回で2回目の質問になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、宮崎市内の橘橋のたもとにあります観光宮崎の父、岩切章太郎像の前で演説をしておりますのでございますが、その岩切章太郎の言葉の中に「心配するな工夫せよ」という言葉がございます。今回の質問は、お金をかけてこれをつくれ、あれをつくれ、これをやれということではなく、いかに現状において工夫して改革するか、こういった岩切の理念に基づいて、その観点をもって質問してまいりたいと思っております。壇上で5問、後は自席での質問とさせていただきます。執行部の皆様には、30分、短い時間ですので、明確な答弁をお願いいたします。

では早速、通告に従いまして質問に移らせていただきます。

まず、宮崎県事業仕分け委員会についてお伺い申し上げます。

これは、知事のマニフェストに基づきまして設置されたものでございますが、宮崎県が行っております約4,300の事務事業に対し、精査したものであります。宮崎県において初めて実施された事業でもありますし、私も、暑い夏でしたけれども、何度も傍聴に行きました。そういたしますと、多くの市民の皆さんが暑い中、一つ一つの内容について誠実に議論しておられました。本来ならば議会の役割である部分も大きいのかなということも率直に感じました。しかし、これは1回目の事業ということであり、また、検討課題もいろいろとあったのではないかと思います。知事にお伺いいたします。今回の事業仕分け委員会の提言への感想、並びにその重みについてどのように認識をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、知事のイラストの問題についてでございます。

私は、さきの6月議会においても、この問題を取り上げましたが、その後にも、残念ながら台湾産ウナギ、地鶏の誤表示など、これに関連する問題も多くございます。しかしながら、知事は定例記者会見等におきましても、県として管理するのは難しいといった姿勢を一貫して貫いておられます。現状の県としての公的な対応は、ホームページに注意喚起をした程度でございます。私が所属する商工建設常任委員会におきましても、商工観光労働部は、業者がつくるのも自由、使うのも自由という見解を相変わらず崩しておりません。しかしながら、町なかには広告や表示に知事の顔があふれた状況にあります。中には、知事や県の品格を汚すようなものもあるのではないかと思います。知事は宮崎県の顔であります。その重みも踏まえますと、これは重ねて県において管理する必要があると考えますが、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、県内学校卒業生を宮崎に残すための対策についてでございます。

昨今、全国的に学力低下が叫ばれており、この議会でも取り上げられておりますが、県教育委員会でもさまざまな対応がありまして、私の母校でもございます県立宮崎西高校などで中高一貫教育を取り入れるなど、積極的に取り組んでおられることは評価できるところでございます。しかし、現在、高校を卒業し、県外の大学に進んだ学生が宮崎に戻ってくるのはなかなか難しい状況にあります。確かに就職先の問題もありませんが、私も東京の大学を卒業しまして宮崎県内の民間企業に就職いたしましたし、もっと宮崎に関心を持ち続け、常に宮崎の情報に触

れ、コミュニケーションを持ち続けることが大変重要ではないかと考えております。つきましては、まず県立高校においては、普通科、実業系を問わず、宮崎で活躍する人材を育成するということが大変重要な課題であると思っておりますが、教育委員会としての認識及びそのための取り組みについて、教育委員長の見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、職員の皆さんが力を出せる環境づくりについてでございます。

議員になりまして、職員の皆さんとも話す機会が多いのですが、そこでよく伺いますのは、昼休みが45分というのは大変きついという話でございます。現在、県職員の昼休みは、労働基準法に基づきまして、12時15分から1時までの45分となっております。以前は、12時から15分間は休息时间ということで、自席での食事等は可とされておりましたが、現在はそれも許可されておられません。近隣の自治体等を見ますと、15分の休息时间も維持し、また事実上は12時からの食事等の外出も許可されておるところもございます。私も複数の民間企業に勤務しておりましたが、昼休みはいずれも1時間ございました。この昼の15分というのは大変貴重でございます。これは皆様もおわかりになるのではないかと思います。例えば、銀行での用務をしたりとかスポーツ・マラソンをされる方もいらっしゃいます。また、それによって、県庁や県の出先機関周辺の食堂などにもいろんな経済効果もあるでしょうし、また、同期や同僚と食事をしたりすることで情報交換もできるなど、多くのメリットもあると思っております。もちろん、介護や育児、遠距離通勤による電車の都合もあるでしょうから、例えば選択制にするなどということも考慮しながら、昼休憩を1時間行うこ

とができないか、総務部長にお伺いしたいと思います。

壇上から最後でございますが、公衆浴場法施行条例についてであります。

これは通告に混浴と書きましたので、一部誤解を生じてはいけないのですが、これは公衆浴場において家族湯を認めるべきだという問いでございます。昨今、旅行の個人化が進み、また団塊の世代と言われた皆さんの退職によりまして、熟年夫婦の旅行も大変ふえております。また、乳がん患者の体験者でつくる「1・2の3で温泉に入る会」代表の俵萌子さんも、昨年11月の朝日新聞へのコメントで、「大浴場に入れなくなってしまった。貸し切りぶろを利用してはいるが、いろいろ障がいを負っている人から楽しさを奪うというのはどうか」というような意見を述べておられます。

例えば大分県では、施行条例の中で公衆浴場の中での家族ぶろの設置は認められております。別府の温泉などでは家族湯がある温泉も多く、それもまた風物の一つとなっております。また、兵庫県など、利用者の氏名の記載を条件に条例改正を行った自治体もございます。しかしながら、宮崎県では、条例の中で8歳以上の男女混浴は禁止としています。同じく、昨年11月19日付の朝日新聞によりますと、全国47都道府県で公衆浴場——旅館ではなくて公衆浴場。ですから、宿泊施設を伴わないところなんです——の家族ぶろが認められていないのは12都道府県、そのうち兵庫県は認められるようになりましたので、残りは11県、九州では宮崎県のみということのようでございます。旅館業法における旅館については、確かに現状も認められておりますが、昨今、さまざまな市町村にいわゆる立ち寄り温泉もふえてまいりました。本県で

も、それらの視点にかんがみ、家族湯が認められますよう条例の改正を図るべきだと考えておりますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上の質問は終わらせていただき、後は自席に参ります。ありがとうございました。

（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

事業仕分け委員会についてでございますが、事業仕分けについては、1日6時間にも及ぶ検討会議を計18回実施していただき、198事業について、「本来どうあるべきか」という視点と、現実的な問題点等も考慮した「現実的な対応」という2つの視点から、熱心な議論をしていただきました。去る11月13日に最終提言をいただいたところでありまして、提言内容や仕分けの過程でいただいた貴重な御意見、評価等につきましては、県民フォーラムや県民ブレイク座談会、県民の声などと同様に、今後の予算編成や事務事業の見直しの参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、イラストについてでございますが、似顔絵は、私の一身専属の肖像権に基づくものであり、私の肖像権は私個人の財産であります。これまで似顔絵は、県産品の販路拡大や地元企業振興の一助になればとの純粋な思いから、基本的には私の肖像権に関連させることなく、自由に使っている状態でありまして、似顔絵がついているからといって、私や県がその商品等を推奨したり品質を保証したものではありません。議員のそういった周知をホームページに書いただけという御指摘がございましたが、私はテレビ、メディア等に出演した折に触れまして発信させていただいているとこ

ろでございます。このような中で、産地偽装等の事例がありました。これらは本来、企業としてやってはならないことをやってしまったり、企業としてやるべきことをやらなかったことから生じた問題であり、仮に似顔絵を管理したとしても防げなかったのではないかと考えております。しかしながら、似顔絵の使用が広がっていく中で、さまざまな課題が出てきておりますので、似顔絵の使用のあり方については、現在、専門家や法律家の御意見も踏まえ、検討しているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

職員の休憩時間についてであります。休憩時間につきましては、御質問にありましたように、労働基準法で定める基準、すなわち勤務時間が8時間までの場合には、少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっていることなどから、現在の休憩時間45分を設定しているところでございます。休憩時間を含む勤務条件につきましては、地方公務員法によりまして、国等の職員との間に権衡を失しないよう考慮する必要がありますけれども、今年の国の人事院の報告におきましては、国家公務員の勤務時間が民間企業の勤務時間に比べ、1日当たり15分程度長いことから、来年を目途に勤務時間の見直しについて勧告が行われる見込みとなっております。御質問の休憩時間の延長や選択制の導入につきましては、そういった国の動向や行政サービスへの影響等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

公衆浴場における混浴についてであります。不特定多数の方が利用される公衆浴場における混浴につきましては、公衆浴場法及び国の要領に基づき、全国的に条例等で禁止されておりました。本県におきましても、条例で「介助を必要とする場合等を除き、8歳以上の男女を混浴させないこと」と規定しております。一方、ホテル・旅館などの旅館業におきまして、客室等に付設されております露天風呂等につきましては、宿泊客などの特定される方が利用されますので、混浴等での利用も可能となっております。県といたしましては、今後とも、風紀上の観点から、混浴可能な家族風呂等につきましては、利用者が特定される旅館業法に基づいて対処していきたいと考えております。以上です。

〔降壇〕

○教育委員長（江藤利彦君）〔登壇〕 答弁の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、お答えいたします。

子供たちの県内への就職の必要性や認識についてであります。職業選択の自由との兼ね合いで、非常に難しいテーマだろうというふうに考えます。そこでまず、教育とは、子供たちの持つ無限の可能性を引き出すとともに、人類の培ってきた文化を継承していく崇高な営みであります。一方、地域の社会や産業を支える人材を育成するという重要な役割があることも当然であります。地域で活躍したいと願う子供たちの夢が十分にはかなえられない現状もあります。産業界との連携による県内求人拡大へのさらなる取り組みが必要であると存じております。私は、子供たちが世界のどこでどのような仕事につこうとも、宮崎を愛し誇りに思えることは、人生の大きな支えになるものと考えてお



ります。また、そのような子供を育てることが宮崎の発展を支える人材の育成につながっていくと信じております。このような思いで本県教育の充実に邁進してまいります。

次に、県内就職への取り組みについてであります。たしか今年の初めごろであったと思いますが、私は、母校の「ようこそ先輩」という職業講座にお招きいただきました。そこで、私ごとではありますが、農業の経験や、本物の火消しである消防士から人の争い事の火消しである弁護士になった経緯や人生観、それにふるさと宮崎への思いなどについて話をさせていただきました。子供たちは真剣なまなざしで聞いており、将来の宮崎を託す子供たちが確実に育っていると感じたところでございます。このように地域や企業の方々と交流したり、地域産業のすばらしさを知ることは、子供たちの職業選択のためにも大変意義深いことでありますので、県教育委員会では、産業界などとも連携しながら、職業体験やインターンシップなどを推進しているところであります。また、求人開拓等の就職支援やキャリア教育等を積極的に推進しております。さらに、郷土の自然や文化、先ほど議員の御質問にありましたが、「大地に絵を描く」「心配するな工夫せよ」と県民を鼓舞されました岩切章太郎翁を初めとする先人など、ふるさとのよさを伝えることにより、幼いころから宮崎への思いが自然に芽生えるような取り組みも進めているところでございます。県内就職の向上は、魅力ある地域づくりや産業振興など、県全体の取り組みの成果でもありますので、さきに申しあげました取り組みを積極的に推進しますとともに、知事部局はもとより、産業界等との連携もさらに深めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○武井俊輔議員 御答弁ありがとうございました。

では、引き続きまして、自席から、まず事業仕分け委員会について御質問いたします。この件につきまして、総務部長にお伺いしてまいります。この仕分け委員会ですが、4,300ある宮崎県の事業の中から議論していったわけですが、この4,300の中から200を執行部が抽出して、その上で議論しているんですが、そもそもこの200はだれがどのような基準で議論すると決めたのか、御説明ください。

○総務部長（渡辺義人君） 事業仕分け委員会で検討の対象とした事業につきましては、県のすべての事業の中から——これは公共事業を除きますけれども——県単独事業など県の裁量の余地の大きな事業や多額の一般財源を要する事業を中心に、担当部局と協議して決定したところでございます。なお、義務的経費や施設の管理運営経費といった県の裁量の余地が小さい事業につきましては、1次検討として県内部で事業の仕分けを実施いたしました。その検討状況につきましては、事業仕分け委員会の各委員にも配付いたしまして、それらの事業の中から仕分け委員会のほうでも取り上げたいとの要望・意見があれば対応できるようにいたしましたところであります。なお、このような措置をいたしましたけれども、結果として追加はございませんでした。以上であります。

○武井俊輔議員 確かに追加はなかったようなんですが、ただ、これは全部県の事業なんですけど、これを全部読んでみましたが、読み込むのに本当に3日かかりました。ですから、これをちょっと見せて、その中であるかないかというのは、これはどだい無理な話じゃないかなと私は思います。そういう意味では、実際には財

政課と担当課が選んだものがそのまま議論になっているということに、結果としてならざるを得ないのかなと思っております。

その上で御質問です。今、裁量の余地というようなお話がありましたけれども、例えば、県単予算と言われる県の裁量の大きいものでも、ちょっと挙げてみますと、例えば広報紙「広報みやざき」の作成経費というのは、このファイルによりますと4,760万3,000円。ほかにも高額なものはいっぱいありまして、宮崎県情報発信マガジン「Jaja」発行业業2,529万5,000円、新聞広報8,402万7,000円、テレビ・ラジオ放送事業7,260万4,000円とか、非常に高額かつすべて県予算のものもあるんですね。もちろんテレビとかラジオというのは当然必要ですよ。だから、もちろん、別にやめろとか言っているわけではないんです。ただ、こういったものはすべて現状だということで議論されていないんですが、一方では、例えばえびの高原の清掃ボランティア補助金39万3,000円といったものは議論の対象になって改善すべきだとか、附帯意見としては、アウトソーシングすべきだとか見直せとか、いろんなことが出ているんです。財政課と本課で話し合ったんですが、では、そもそもなぜこういった県の裁量もあって高額でかつ非常に重複するようなものが、議論の俎上にのらなかったのかということについて、御見解を伺いたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 先ほど私は、県の裁量の余地の大きな事業とか多額の一般財源を要するような事業を中心にとということで申し上げましたけれども、今、議員から御紹介のあった事業につきましては、余り私どもとしては、県としての裁量の余地はそれほど大きくない、いわば広報経費とかいったものは、県のプロパ

一事業として、当然、外部委託等は活用しますが、そういった中で粛々と進めていかなければならないという視点で担当部局と協議の上で、そういった整理をさせていただいたということでございます。

**○武井俊輔議員** 大変苦しい答弁じゃないかなと思います。というのは、例えば県庁の写真広報、あれで300万ぐらいですか。ああいったものとかも本当に必要性とか、いろいろ見直していくものはあると思うんです。だから、同じ時間をかけるのであれば、こんな何千万のものを、例えば金額で一定額で切つてあるとかならばわかるんですけれども、非常にその辺の基準が不明確だなというのは感じております。

引き続き、産業開発青年隊の問題について、それを踏まえてお伺いします。青年隊存続問題の経緯については、報道でも出ておりますので、改めてここでは申し上げませんが、この青年隊は、この委員会の中で不要とされた2つのうちの1つでございます。ところが、これは県土整備部の9月の委員会で配られた資料ですが、ここを見ますと、平成18年度に庁内で検討委員会を設置して、いろいろ縮小など考えたが、非常に存続は厳しいという結論が出たと書いてあるんです。つまり、県として、執行部として議論して、もうやめようというような方向が出ていたんですけれども、あえてこういうものをわざわざここで取り上げた必要というのは、どういう意味があったのでしょうか。全部、総務部長にお願いします。

**○坂口博美議長** 総務部長ですか。

**○武井俊輔議員** 仕分け委員会ですので、総務部長にと思ったんですが、いかがでしょうか。県土整備部長がお答えになれば、どちらでも結構です。

○**県土整備部長（野口宏一君）** ただいまの産業開発青年隊の件でございますけれども、議員からお話ございましたように、県庁内部で18年度に、これからの存続等につきまして検討したというような経緯がございまして、その中には存続についていろいろな方法を検討させていただいたと。最終結論ではなくて、その中の一つ、選択肢として幾つかのものを挙げさせていただいているというような状況で、そのときまでの答えを出させていただいているというところでございます。

○**武井俊輔議員** では、続いて青年隊ですので、県土整備部長に続けてお伺いします。結局、この事業が200のうちの2つを廃止するというふうに決めたものになった。もっと言ってしまうと、4,300のうちの2つということになるんですが、これを見ますと、本来、現実的な対応とはどうあるべきかとか、いろんなことが書いてあるんですが、この青年隊についてのみ、6人の委員のうち5人が要らないと、現実的にも要らないと、1人が民間にすべきだと、ほかのものに比べて、非常に突出してこれだけがそういう数字が出ているんですね。その上で、この青年隊の——これは9月の県土整備部から出された委員会資料なんですけれども、これを見ますと、ここに3番ということで事業仕分け委員会の意見というのがありまして、平成19年9月5日の事業仕分け委員会において、「役割は終わった」「費用対効果は低い」などの意見が出され、6人中5人から「青年隊に係る事業は必要ない」という評価を受けたというようなことが書いてあるんです。結局、18年には庁内で要らないんじゃないかという結論を出していて、ある意味では理由づけみたいなのなんですよ、こういう形で出しているというのは。です

から、あくまでも仕分け委員の皆さんというのは民間の方ですよ。民間の方が民間の視点で議論するというので、にもかかわらず、いざやめるとなったときに、こういった形で出すというのは、民間人というか仕分け委員会に責任を転嫁しているような説明ではないかと、大変問題があると思うんですが、いかがでしょうか。県土整備部長にお願いします。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 先ほどお話しいたしましたように、18年度の検討におきましては最終結論というところまでは至っておりませんので、途中で選択肢としてこういうものがあるということ挙げさせていただいたものでございます。

○**武井俊輔議員** これは突っ込んでいってもなかなかしようがないと思いますので、この件について知事にお伺いしたいと思います。確認しますが、これから県がいろいろやめるとか、予算もないわけですから、やめるとか閉めるとか、いろんなものを削減するということがいっぱい出てくると思うんですね。そうしたときに「仕分け委員会が言ったから」といった説明を議会とか県民の皆さんにするというのは、大変よくないと思いますので、ぜひやめていただきたい、今後はないようにしていただきたい。あくまでもこの委員の意見というのは、知事なり執行部が参考にし、そしゃくして、最終的にどうするか、どう議会に言うか、どう県民に言うかというのは、県が自分たちの判断で行うべきでありますし、こういうのは一歩間違えますと民間人に責任をおっかぶせることにもなりかねないと思いますので、今後はこういった説明なり対応はしないということをぜひお約束いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○**知事（東国原英夫君）** 罪をおっかぶせると

いう意識は毛頭ございません。責任をおっかぶせるとか、そういう考えは毛頭ございません。この事業仕分け委員会というのは、これまで官がやってきたその事業について、一つ一つ民間の視点を入れようじゃないかというのが原点でございます。その提言は、今後、予算編成や県政運営を行っていく上で、あくまでも参考にさせていただくという立場でございます。最終的には県として意思決定をして、予算案等については、当然ながら議会の議決で決定するものがございます。県民の皆様からの御意見や御提言については、これまでも県民フォーラムや県民ブレーン座談会、県民の声などの機会を通じて伺ってきております。さまざまな角度からの御意見に耳を傾けるということは、県政運営をやっていく上で重要かと考えております。御指摘の議員の意見は、今後、検討させていただきたいと思っております。

**○武井俊輔議員** お答えに、ちょっと不満なところもあるんですが、結局、県土整備部からこういう形でのプレゼンがありました。そうすると、当然委員会では、ではこれはだれが議論したのかとか、どれぐらい議論したのかとか、我々は初めて聞いて、これだけ大きな形で取り上げられれば、そういうふうを感じるわけですから、こういうことは非常に問題があるということを重ねて申し上げておきたいと思っております。

続きまして、この仕分け委員会については最後でございますが、この仕分け委員会がなぜ議案として提案されなかったのかということについて、これは議案ですから総務部長にお伺いしたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** この事業仕分け委員会、議案ということは予算であろうと思えますけれども、予算は確かに当初予算等には計上

いたしておりませんので、財政課が所管しております一般管理費の中で措置いたしましたものがございます。この事業仕分け委員会を公式に実施するということを決めましたのは、本年の3月に財政改革推進計画、第2期の分でありますけれども、これを策定したときに、その中で県として公式に明記したものでありますので、当該段階においては当初予算の編成は既に終えておりました。ただ、経費としては、内容的にはこれまで事務事業の見直し等も行ってきておりますので、そういった既定経費で十分対応できるということで判断したところでございます。

**○武井俊輔議員** 当然、補正で出すということもできたわけですよね。私、財政課から資料を取り寄せてみたんですが、それを見ますと、委員の日当が1日2万円、全委員総計で315万円払っているんです。旅費はもちろん別ですよ。これを財政課の調整費でというのは、非常に問題があると思うんですね。謝礼金として300万以上払う審議会なんて県内にそうないですよ。先ほど、えびの高原のボランティアというのを取り上げましたけど、それから考えると7～8倍ありますよね、300万という。知事の諮問委員会とはいえ、これは別に知事のお金でやっているわけじゃなくて県費でやっているわけですから、こういったものはちゃんと事業概要がこうで経費がこうだと、必要ならば補正するということもできたと思うんですが、何で補正で上げられなかったのかというのをもう一度お伺いしてよろしいですか。

**○総務部長（渡辺義人君）** 先ほどお答えいたしましたとおりでありますけれども、ただいまの議員の御意見については、御指摘として受けとめておきたいと思っております。

**○武井俊輔議員** こういった形で非常に内容は

よく議論されていたことは、私もこういった委員会に民間人であったときに何度も入っていましたから、よくわかっております。ただ、こういったあり方をきっちりしていかないと、せっかくのものも台なしになってしまいますので、ぜひ今後は、今の問題点を踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間も大分超過してしまいましたので、次に進みます。イラストの問題を質問させていただきます。ちょっと済みません、話がずれてしまうんですが、きのう知事の紅白の審査員の出演というのが一部に報道されていたんですが、出演の御予定というのはいかがなんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） そういったオファーは、今のところ一切私のところには来ておりません。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。とはいえ、こういうふう話題になるぐらいですので、流行語大賞ということも含め、まさにこの1年を象徴するようなことでございまして、ことし1年は、まさに知事に始まって知事に終わるのかなというような感じもいたします。ただ、このイラスト問題、まさにそんなときだからこそ、私はしっかりと対応するべきだと思っております。まず、個人的に検討されているということが先ほど答弁でもありましたが、大体いつぐらいまでに結論を出して、いつぐらいからどういう対応をしたいというふうにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今のところ、できるだけスピード感を持ってと思っております。専門家あるいは法律家等と意見交換をしておりますが、これは非常に複雑で多岐にわたる問題を含んでおりますので、具体的な期日というのは明言できませんけど、年内はちょっと無理かな

という感じはしております。

○武井俊輔議員 検討されているのはわかりました。しかしながら、事態は非常に深刻なんです。配付資料をごらんください。これは知事のイラストの数々でございます。右側は私が6月に取り上げたものですが、一番左のものは、いわゆる出会い系サイトの広告でございます。風俗店の広告なんです。本来ならば、これ全体を配ろうかと思っただけなんですけれども、おおよそ口に出せないような表現もありましたので、あえてこの部分だけ抜き出したんですが、にやけた感じで知事が描いてあるんですが、多分、知事は把握されていらっしやらなかったと思ひますが、これを見てどのようにお感じになりますか。

○知事（東国原英夫君） 風俗店の宣伝に私のイラストが使われているというのは、非常に因縁めいたものを感じます。（笑声）

○武井俊輔議員 ですから、そういった過去のイメージまで含めて使われてしまうんですね。いいですか、これはちょっと厳しく申し上げないといけないんですが、知事の顔は宮崎県の顔ですから、この顔が風俗店の広告に使われているというのは、宮崎県民——私、議員というより一県民として耐えられません。私たちは東国原英夫さんに質問しているんじゃないで、宮崎県知事に御質問しているんです。もうちょっとしっかり答えていただけませんか。

○知事（東国原英夫君） 私は県知事としてお答えしております。

○武井俊輔議員 わかりました。しかし、これは因縁だとかおっしゃいますけれども、知事がそうやって自主性に任せて、県がこの方針を貫いてきた、その結果がこういうイラストを生んでしまったんです。これはつまり、起こるべく

して起こった、しょうがないというような理解でよろしいということですね。

○知事（東国原英夫君） こういうことに関しましては、先ほどと重複しますけれども、食べ物あるいは道具あるいはそのデバイス、そういったものに関して、品質管理、県のイメージをおとしめることなくということは、業者さんをお願いを、再三、注意喚起をしているわけでございます。

○武井俊輔議員 風俗店の広告にどういう品質があるのか、さっぱりわかりませんが、そういうことなんですね。非常に何かお答えのしようもないところなんですけど、何度も申し上げますが、これは県として管理する機関を設置するべきなんですよ。委員会で議論しても、これは知事の似顔絵ですから秘書広報課、これは物品ですから商工観光労働部、農産品ですから農政と大変残念な対応で、正直言って話になりません。先日、私たち特別委員会で島根に行ってきたんですが、島根県では県産品の活用のために、しまねブランド推進課というものを、島根県の農林水産部、商工労働部、共管の組織としてつくっています。こういった縦割りとか、非常にいろんな部がこれはこうで、これはこうでと言いますから、こういった知事の似顔絵、ブランドにしっかり対応する組織を、部を超えたところで作るべきじゃないかと私は思うんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先ほどから再三申し上げますとおり、専門家の意見も踏まえながら、こういった取り扱いができるか、例えば全部中止するのか、一部中止するのか、あるいは存続する、維持するのかといったことを、いろんな視点に立って今検討中でございます。例えば、この不適切なと議員がおっしゃった広告で

すけれども、こういったものを県が管理して、全国あるいは世界に広がったときに、どうやってどこまで管理できるのか、私は疑問ですね。

○武井俊輔議員 知事は一身専属の肖像権ということをおっしゃって、結局それを行使しないという形で、最初はずっと県産品の向上とか、そういうことをおっしゃってましたよね。確かに、知事のイラストがつくことで宮崎県のもので売れるのであれば、宮崎県の工業とか商業の方が元気になるのであればいいですよ、わかりますよ、それが全国に、世界に行っても。でも、これは県外のこういったものにまで使われてしまう。ほうっておくということがいかに危険かということ、改めて執行部の皆様全員に御認識いただきたいと思います。

その上で、まだ続けてこの問題をやりますが、今おっしゃったような問題もありますから、時間がかかると思うんですが、私はすぐやるべきことがあると思うんですね。今回の地鶏の誤表示の問題でもそうなんですけど、結局は県外のお客さんは、幾らホームページでうたおうが知事がおっしゃろうが、知事の似顔絵がついていれば宮崎県が推奨しているものだと思うわけですね。そうであれば、例えばたばこの広告のように宮崎県非公認とか、そういうことを業者にちゃんと書かせるといったことを——業者の中でもイラストを扱っている大手は5社ぐらいということですから——業者に対して要請していくとか、そういうお考えはありませんか。

○知事（東国原英夫君） 県が管理することができないのであれば、県が公認しているものではないと表示しろということは、よく考えると、県が管理することができないのであれば、県が公認しているものではないと明示させると、これは同じ管理ですよ。県が公認してい

るものではないというのを明示させるという、これはある意味強制ですから管理が伴う、同じ管理でございますよね。例えば、公認しているものではないというものがどれぐらいの字の大きさなのか、目に見える大きさなのか、小さく書いてもいいのかとか、そういったものも含めて、どういった管理をしなきゃいけないのか。非常に膨大なエネルギーと手間暇がかかるように予想されます。ただ、私は再三申し上げますとおり、業者さんには、品質管理あるいは不良商品を出さないようにという注意喚起を、あらゆるところで行っているところでございます。

**○武井俊輔議員** 質問にお答えいただいているように思うんです。つまり、知事はイラストに対して一身専属の肖像権をお持ちなんですね。一身専属の肖像権をお持ちでしたら、一身専属の肖像権を持つ東国原英夫氏が宮崎県知事である、については、私のイラストがついていると宮崎県の産品と誤解されるおそれがあるので、それはそうでないということを表示してほしいということ言うのは、何ら不自然なことではないですし、大きさとかそういうことは別に後で考えればいいことで、決してそれ自体の管理を今宮崎県がしているものはないからできないということにはならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 県が公認しているものではないということを表示してくださいというお願いはできますよ。それを管理はできないと申し上げております。

**○武井俊輔議員** では、それをお願いする意思はございますか。

**○知事（東国原英夫君）** 検討させていただきます。

**○武井俊輔議員** ぜひよろしく申し上げます。

引き続きでございますが、例えば車のローンのCMで、御存じかわかりませんが、知事が車に乗ってきて、イラストが動画になってしゃべるものとかあるんですね。あと、例えばイラストから吹き出しがあって、これは紙でもコメントが出るようなものとかあるんですが、特にこういうものは内容を推奨していると誤認させる度合いが非常に強いと思うんです。こういったものもあわせて一定の規制を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** その動画については、私は把握しておりませんものですから、どういった程度のものかという現状を把握していないので、コメントできないと思います。

**○武井俊輔議員** わかりました。この問題もまだいろいろあるんですが、また今後、委員会等でも進めていきたいと思えます。イラスト関係は以上で終わります。

時間がありますので次に移ります。県立看護大学の問題についてでございます。県立看護大学が非常に質の高い教育を行っていらっしゃることは、先日伺って薄井学長にナイチンゲール看護のお話などもお聞きしまして、よく理解いたしました。しかしながら、この看護大学でございますが、今議会でも黒木覚市議員、鳥飼謙二議員が取り上げておられますが、卒業生に占める県内就職者の少なさが非常に懸念されます。昨年度で言いますと、96名の卒業者のうち県外が55人、県内が35人、県内就職率37%でございます。また、県内でも、鳥飼議員のきのうのお話にもありましたが、非常に看護師が不足しているという中でございます。19年度の入学者の割合でいきますと、県内からの入学者が102人中66人、率にして64.7%、つまり率がほぼ逆転しているわけです。ということは、県内の学

生の多くが県外に流出しているということを示しているわけですから、非常にその問題は根が深いのではないかと思います。これは民間ではなくて県立の看護大学でございますから、県立の看護大学である以上は、県内就職率を高める対策が必要であると考えておりますが、福祉保健部長の見解をお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 県立看護大学は、開学から10年経過いたしまして、その間に7期の卒業生を出しております。この卒業生の県内・県外への就職の割合は、昨年度は御指摘のとおり38%台でありましたけれども、おおむね5対5で推移しております。入学生も同じような県内・県外の比率でございます。県におきましては、これまで入学生の県内出身枠——18名でございますが——を設けるとともに、県内出身者に対する入学金の減額を実施するなど、主に県内出身の入学生をふやすことを通じまして、県内就職の促進に努めてきたところであります。県といたしましては、御指摘のとおり、県内就職の促進は大変重要であると認識しておりますので、卒業生の就職先であります県内の医療機関を初め関係機関の御協力もいただきながら、今後、入試における県内出身枠の拡大など、多様な視点から創意工夫に努めてまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 続いて、この問題、知事に1点お伺いしたいと思います。例えば、昨年の卒業後の就職先の資料をもらってきたんですけれども、昨日から植木局長のいろんなお話も聞きましたが、昨年は県病院が7人、それに対して東京の慈恵医大だけで12人行っているんです。こういった状況が改善されなければ、県立としてこの大学を運営していくということに対する

意義は大きく問われてくると思うんですが、知事は、今の一連の答弁を聞かれて、どのような問題認識をお持ちかお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** まず、県といたしましては、ナースバンク事業の中で、本県での就職を希望する県外で就職している看護師に対して、県内の求人情報などを提供するなどの取り組みは行っております。看護大学として、県外で働く同大既卒者への県内就職の働きかけについては、優秀な看護職者確保のための方策の一つとして、今後、研究していく所存でございますが、県内から県外に就職されるということは、県内では、それだけの魅力ある医療施設、充実した医療施設が、都市部よりは少し劣るのが現実なのかなという把握はしております。

**○武井俊輔議員** それは宮崎県の医療機関に魅力がないということなのかというふうにも聞こえてしまうんですが、とはいえ、これはつくるときに100億円以上かかっているわけですよ。この看護大、120億だったと思うんですけど、今、交付税措置もありますけれども、莫大なお金をかけて、県として運営しているわけですから、職業選択の自由があるとはいえ、ちょっと他人事のように感じます。ぜひこれは、もっとちゃんと具体的に計画等も含めて考えていただいて、これが看護大学として県民に愛される大学になるように希望したいと思います。

続きまして、今、県内の話を、先ほどの教育委員長のお話も含めてしましたが、今度は県外に出た学生のフォローアップについて、これは総合政策本部長にお伺いしたいと思います。宮崎県は県外に、東京、大阪、福岡に出先の事務所を持っております。それぞれ情報取得、企業誘致などの役割を担っております。私も東京事務所には、東京に行くたびにお伺いさせてい



ただくようにしております。しかし、私も宮崎の高校を出て東京の大学に行ったんですが、その存在感はほとんどないと思います。事実、私も東京の大学に行きましたが、この宮崎県東京事務所というのは存在すら知りませんでした。

そこで、これから宮崎に戻ってきてもらうということも考えますと、この県外事務所がもうちょっと情報発信機能みたいなものを担えないかと考えております。例えば、今は事務所という感じなんですけれども、もっと気軽に訪問してもらえそうな雰囲気づくりをすとか、そういうちょっとしたスペースをつくるか、そういうこともあるでしょうし、あとは例えば定期的なメールマガジンの発行とか、宮崎県出身者や宮崎県の経営者が見えたときに講演会をすとか懇親会をすとか、そういった形で学生にもっと関心を持ち続けてもらう対応をすることによって、宮崎へのUターンに関心を持続させていくことができるのではないかと考えております。私は、海外、シンガポールに住んでいたことがあるんですが、大使館が当然ありまして、大使館から定期的なメールマガジンがいろいろ送ってくるんです。そういうものは、遠く母国を離れた人間には大変貴重なものでございました。県外事務所が、もっと学生にそういった機能を担えるような存在になるべきではないかと思いますが、御見解をお伺いします。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 県外事務所についてのお尋ねでございますけれども、県外事務所におきましては、御案内のとおり、観光・コンベンションのPRですとか県産品の販路拡大、企業誘致、あるいは本県への就職・移住などの相談、こういった業務を通して、さまざまな情報発信・提供を行っているところでございます。東国原知事の就任に伴いまして、全国

的に本県の注目度は飛躍的に高まっており、県外事務所への問い合わせ、あるいは相談等も増加いたしております。しかし、一方では、先ほどありましたように、本県出身の学生等を含め、事務所の存在を知らない方も多数おられるものと思っております。したがって、いろいろな機会を通じて事務所の周知を図りますとともに、先ほど言われましたように、若者が気軽に利用できるような事務所のあり方についても工夫してまいりたいと考えておるところでございます。

**○武井俊輔議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。このようにいろいろ、先ほどから教育委員長、福祉保健部長含めて御答弁いただきましたが、県内の学校で、そして県外に出ながら、それぞれが、それぞれの立場でアプローチしていくこと、これが非常に効果的だと思います。何だかんだいっても、人口が減っていくというのは、何ら明るい将来の展望はないわけですから、こういう形で、少しでも県外に出た人、優秀な方が戻ってくるような仕組みづくりを、部を超えて連携して取り組んでいただきたいと思ひます。

最後でございます。あと1分も時間がないんですけれども、昼休みの待遇改善でございますが、これは確かに、国との調整というのなかなか難しいということはよくわかります。ただ、今、待遇改善といつても、給料を上げるというのなかなか難しい現状でございます。こういった形で、できることから知恵と工夫で能率を上げていくと。こういうことは県民サービスにもつながってきますので、重要なことだと思ひんですが、どうでしょうか。部長自身は、個人的にはお昼休みが1時間あったほうがいいんじゃないかなと思ひになりませんか。

○総務部長（渡辺義人君） 武井議員から、職員の声について、実態のいろんな生の声のお話がありましたけれども、確かに従前、60分間の休憩時間ということで、ゆったりお昼休み時間はとれていましたので、その間にスポーツとか、外出して食事をしたりとか、そういった時間等も十分とれたわけですけれども、いかんせん国のほうで45分という指導等もございまして、それとの権衡上、45分ということにせざるを得なかったわけであります。私自身は45分間でも十分でありますけれども、今後、先ほどお答えいたしましたように、人事院の報告等もなされておるところでありますので、それらの状況等を十分踏まえながら検討してまいりたい、このように考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。やはり、そういったところで県の職員の皆さんが元気を出して働いていただく、また、この県という職場がいつまでも学生の皆さんに人気のある職場であるというのも、大変活性化のためにも大事ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは、なかなか厳しい質問もさせていただきましたが、知事人気の中で見えなくなっているもの、後回しになっているものがないか、執行部の皆様にはまた改めて見詰め直していただきますようお願いを申し上げます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすは午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

12月12日（水）

# 平成 19 年 12 月 12 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)		
3 番	川添博	(無所属の会)
5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	河野安幸	(自由民主党)
8 番	山下博三	(同)
9 番	黒木正一	(同)
10 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	関師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	十押川修一郎	(同)
23 番	外山山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	新満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	蓬原正三	(同)
32 番	濱原砂守	(同)
33 番	水間篤典	(同)
34 番	丸山裕次郎	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	井本英雄	(同)
47 番	星原透	(同)
48 番	野辺修光	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
50 番	坂元裕一	(同)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	中村幸一	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊秀
総合政策本部長	村社秀義
総務部長	渡辺義人
地域生活部長	丸山文人民
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	野口宏一
会計管理者	甲斐景早
企業局長	日高幸平
病院局長	植木英範
財政課長	和田雅晴
教育委員長	江藤利彦
教育長	高山耕吉
警察本部長	相浦勇二
代表監査委員	城倉恒雄
人事委員会事務局長	大野俊郎

## 事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸藏
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	馬原日出人
議事課長	四原本孝章
政策調査課長	富永博美
議事課長補佐	富孫英保
議事担当主幹	亀澤康彦
議事課主査	山元淳二
議事課主査	隈元淳二

◎ 一般質問

◎中村幸一副議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、14番高橋透議員。

◎高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 昨日の質問で、知事は、暮れのNHK紅白歌合戦の出場を否定されましたが、あるスポーツ新聞の報道によりますと、審査員として出場が内定されているということを伺っております。もし実現すれば、政治家としては50年ぶり——田中角栄元首相が郵政大臣のころだったそうですが——だそうです。実現すれば、新語・流行語大賞とあわせてお喜びを申し上げたいと思います。

その新語・流行語大賞に同じようにノミネートされました、御存じでしょうか、「そんなの関係ねえ」の小島よしおさん、後方にお座りの先輩方、おわかりでしょうか。海パン一枚でテレビに出ていらっしゃる方です。（「早稲田出やね」と呼ぶ者あり）そうです、早稲田を出られて国語の先生になる予定が、どうしてもお笑い芸人になりたいということで、今の世界がある方でございます。沖縄出身の方で、その方が、「そんなの関係ねえ」の一通りの芸をされた最後に、「オッパッピー」という、私は、わけのわからない言葉というふうに受けとめていましたら、これ、実は意味があったんですね。「オ」は「オーシャン」、「パ」は「パシフィック」、「ピ」は「ピース」、「オーシャン・パシフィック・ピース」の略で、つま

り、沖縄の海を平和にしたい、こういう願いが込められている言葉だそうです。芸能界にはさまざまな分野がありまして、この小島よしおさんとか、知事も含めてお笑いの分野もありますが、いろんな演技の中の一言一言に、信念とまでは言いませんが、大事な意味が含まれていると思ったところであります。知事も、「すべての大人は、すべての子どもの教師たれ」というすばらしい言葉を発せられております。人権週間は10日まででした。知事の発言にさまざまな賛否や御批判もあろうかと思いますが、思いやりの心を持って人と接すること、言葉を発することが大事なことだと、改めて感じました。

早速であります、質問に入っていきます。

12月に入りまして、街の繁華街ではイルミネーションの光が華やかさを演出しています。しかし一方で、異常とも言える燃油高騰があらゆる産業へ悪影響を及ぼしています。特に、本県産業経済を支えてきました農林水産業の不振、さらに公共事業の急激な落ち込みによる基幹産業である建設業の衰退で街が活気を失っております。支え合う社会が崩壊している今日、結果として深刻な格差社会を生んでいると思います。格差には、所得格差を初め、教育格差、医療格差、情報通信格差、交通格差、文化の格差、安心・安全の格差などがあります。これらのすべてを都市と地方の格差でくくれるのではないかと考えます。競争を否定するわけではありません。節度ある、人格ある競争、結果の格差であれば妥協も必要だと思います。人の尊厳までも奪う命の格差など、異常なまでの今日の格差を憂うものであります。深刻な格差社会についての知事の所見を伺います。

後は質問者席で行います。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

格差社会についてであります。現在、日本経済は全体として回復基調にあると言われておりますが、大都市と地方の間、あるいは企業の規模等によって、その回復にはばらつきが見られるところでもあります。また、フリーターなどの非正規雇用者やニートやワーキングプアの増加も指摘されているところであり、こうした状況が長期化すると、いわゆる経済的格差が固定・拡大する懸念があります。けさの新聞にも載っておりましたが、県民所得などは都市部との格差が拡大しております。このような状況を見ますと、農林水産業や商工業など、本県経済を活性化させ、働く場を確保することはもとより、本県が自立的に発展していくためには、地域や企業、個人がそれぞれの能力を最大限に発揮し、さまざまな分野でオンリーワンを目指していくことが重要ではないかと考えております。また同時に、環境や医療・福祉、防犯や防災など、安全で安心な暮らしの確保にかかわる問題については、引き続きその基盤整備に努めるとともに、地域や個人がともに助け合い、協力し合うことが大変重要でありますので、今後とも、県民総力戦によるさまざまな取り組みを通じて、社会のきずなをより深めていかなければならないと考えております。以上です。〔降壇〕

○高橋 透議員 11月27日の総括質疑で、我が会派の満行議員が、知事と島田紳助さんの対談をまとめられた本を紹介しましたが、きょうも持ってきました。「ニッポンを繁盛させる方法」という本であります。表紙を開きましたら、宮崎県知事東国原英夫、2007年11月27日、サインがしてあるんですよ。実はこの本、私の

本なんです。私が書店で買ったんですが、満行様と書いてあるんですけども、これは高橋様の間違いじゃないかと思うんです。御存じなかったからしょうがないんですが……。先ほど壇上で言葉の大切さを申し上げました。この本に知事としての発言の重みをちゃんとされている項があるんですね。ちょっと紹介してみたいと思います。118ページから119ページなんですが、前は省略します。「私が「右向け」と言ったら、右を向いてしまう状況が、少なからずある。90%以上の支持してくださっている方の声としては、「テレビに出演して宣伝してください」という期待感が一番大きいと思います。それによって恩恵を受ける方々がたくさんいますから。PRによって生産量が増えて、周辺産業が栄える。でもそうじゃない人たち、恩恵を被れない人たちも実際いらっしゃるんですよ。だから一步間違えると、僕らはポピュリズム、大衆迎合主義になってしまう。その危険は常に意識しておかなければならない」。徴兵制度で、我が党は厳しく知事に抗議をしましたが、知事は深く反省されていると信じたいと思います。

次に移りたいと思います。格差の問題で、教育格差について、知事にもう一度お伺いしたいと思います。所得の格差で子供の将来が決まってしまうと言う方もいらっしゃいます。子供を取り巻く環境は、現在どうなっているのでしょうか。私も以前の質問で指摘しましたが、普通科高校通学区域の撤廃あるいは中高一貫教育も今進められて、宮崎市にも新しくつくられました。あるいは高校再編の問題など、地域で伸び伸びと学べる環境が後退しているような気がしてなりません。財政問題を理由に、教育の効率化とか学力向上が優先されて、いかにして、だ

れもが地域で学べる環境をつくるかという議論は置き去りにされているような気がしてなりません。個々の子供の能力の差は認めたとしても、子供の成長にかかる格差、環境の格差、社会的格差は、行政が埋めるべきだというふうに私は思うんです。知事の所見を伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 子供たちを取り巻く環境が大きく変化している中で、あすの宮崎や日本を支える子供たちをはぐくむためには、よりよい教育環境と、より質の高い教育を提供することが、何よりも大切であると考えております。このため、県教育委員会におきましては、各地域のニーズ等に適切に配慮しながら、一貫教育や高等学校再編整備計画の推進、また、学校力・教師力や家庭・地域の教育力の向上など、子供たちの人間力を育成する県民全体による教育県みやぎの実現に、全力で取り組んでいると認識しております。人づくりは、これからの県づくりの基本でありますので、今後とも、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土を支える、知・徳・体の調和のとれた宮崎人を郷土の宝として、社会全体ではぐくんでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 学校には非効率な面もたくさんあるのが現実なんです。だから、小規模校ほど子供1人当たりの税投入というのは多くなるんですね。私もたまたま、小規模校で極端に子供の少ない学校区に住んでいるものですから、肌で感じるわけですが……。それぞれ大規模校もメリット、デメリットあると思います。例えば修学旅行の問題。保護者負担を紹介しませんが、小規模校ほど実は不利なんです。数が少ないと1人当たりの単価が高くなるんです。これは当たり前なんです。ですから、

小規模の学校は、2校合同で中型バスで行くとか工夫されています。それでもまだ満席にならないんですね。人数が少ないと団体割引もききません。遠足なんかもやりくり非常に苦労されているというふうに聞きますが、県内の実態を教育委員会で把握されていれば、教育長、お聞かせください。

**○教育長（高山耕吉君）** 修学旅行につきましては、小規模校では、修学旅行の保護者負担の軽減を図るために、例えば近隣の学校が合同で実施したり、5・6年生をまとめて実施するなどの工夫を行っております。こういったさまざまな工夫につきましては、これからも県内の各学校に紹介して、こういった方法があるということを知っていきたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** 複数校で修学旅行を計画できない学校もあって——例えば、私の母校で、今、私の子供も通学していますが——そういうところは2年生、3年生で行くんです。だから修学旅行は隔年になるんです。そして、私の子供も通学しています酒谷小学校は、吉野方小学校と行っているんですが、来年から吉野方小学校は飢肥小学校と行く。ちょっと大きい学校ですけれども。ですから、単価も上がりますね。中学校区も飢肥中ですから、当然の結果じゃないかなと思うんです。となると、連携していける学校がなければ、またこの学校も5・6年生で行く。それでも14人なんです。そういう現実があって、非常に苦労されているというふうに思います。今、いろいろと周知していきたいという教育長の答弁もありましたから、大連立ならずとも、学校間の小連立、ぜひ効果的な教育をお願いしたいと思うんです。

そして、あともう一点訴えますが、小規模校

ほどいろいろ苦勞があることを申し上げます。いろいろ保護者の参加がありますが、特徴的なのは運動会とか奉仕作業があります。大規模校も小規模校も、運動場の広さ、あるいは体育館の大きさとか、余り変わらないんですね。プールの大きさだって。でも、やることは同じなんです。ですから、準備とか掃除は、保護者、児童生徒、教職員、それこそ総力戦でやらないと終わらないんです。ですから、きょうは、学校というところは十把一からげに整理できない面がたくさんあるということ、都市部の方々に特にわかっていただきたいという思いで申し上げたところであります。

次に移りたいと思います。燃油高騰対策について関係部長にお尋ねします。

先ほども壇上で申し上げましたが、異常なほどの燃油高騰であります。とりわけ、暖房コストが増加し続けている施設園芸農家の経営は深刻なんです。働けば働くほど収入が減っていくというのが、農家の現状だというふうに伺っております。水産業も同様であります。農林水産業を初め、県民生活に与える影響ははかり知れないものがあると思いますが、運輸業を含めた燃油高騰の影響とその対策について、関係部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 燃油高騰に関することですけれども、全日本トラック協会の調査によりますと、運送事業者が使用します軽油の価格は、最も安価なタンクローリー買いで、10月が1リットル当たり98.1円と、平成16年3月に比べ、約1.5倍となっております。また、県が11月に宮崎県トラック協会の会員に対して行った緊急アンケートの結果によりますと、回答のあった101社のうち、91%が運賃に転嫁できておらず、81%が収益が大きく悪

化したとのごさいました。また、宮崎県バス協会への聞き取り調査におきましても、同様に大変厳しい状況にあるということのごさいました。

このような中、国におきまして、昨日、関係閣僚会議が開催され、運送業界など業種別の緊急対策を打ち出されたところでありまして、今後、具体的な対応が実施されるものと考えております。県におきましては、県中小企業融資制度の緊急経営対策貸付など、さまざまな貸付制度の利活用を、引き続き呼びかけていきたいと考えております。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** まず、施設園芸に対する影響と対策についてでございます。A重油1リットル当たりの県内平均価格は、平成16年5月の44円に比べまして、平成19年11月には79円と、約2倍程度高騰しております。特に、経費に占める暖房費の比率が高いピーマンにおきましては、経費が約2割程度増大しているなど、経営に多大な影響を及ぼしているというふうに認識しております。このため、県といたしましては、農家みずからが行うことができる省エネルギー対策の紹介・周知を、関係機関と連携して進めております。また、県単独事業や国の緊急対策事業の活用により、複層フィルム、循環扇などの省エネルギー資材の導入を進めるとともに、さらに、木質ペレット等の代替エネルギーの実用性の検討を進めることで、農家経営の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産業についてでございますが、A重油の価格は、先ほど申し上げたとおり、約2倍程度高騰いたしてありまして、特に、経費に占める燃油費の比率が高いかつお・まぐろ漁業におきましては、経費に占める燃料費の比率が5



%から10%程度増大しているといった状況など、経営に大きな影響を与えていると認識いたしております。このため、県といたしましては、漁場の選択が容易となるよう、新たな海洋情報の提供システムを開発しまして、現在、その情報の提供を行っております。また、効率的な操業を促進するため、操業方法の改善やグループ操業など、国の事業も活用しながら進めていく考えでございます。今後とも、これらの取り組みの実施や、国との連携を図りながら、漁家経営の負担軽減に努めるとともに、農業・水産業とともに、国に対し、省エネルギー促進のための技術開発・導入の支援を要望してまいりたいと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 年を越せるかどうかという不安を抱いている方々が、大変多くいらっしゃると思うんです。県におかれましても、いろんな制度事業の周知あるいは相談事業、窓口を広げてしっかりと対策をとっていただきたいと思っております。

次に移りますが、本県の労働事情についてお尋ねしていきたいと思っております。

いざなぎ景気を超える戦後最長の景気拡大というふうに言われていますが、先ほど知事も言われました県民所得、すごく下がりました。本県の実態は非常によくはないわけでありまして。特に雇用状況が悪過ぎます。有効求人倍率をここで紹介します。8月の数字で申しわけないんですが、全国1.06に対して本県は0.66なんです。回復基調にあった失業率も最近では落ち込んでいるんですね。後退しています。そういう状況です。経営金融課からいただいたデータでありますけれども、本県のことし1月から11月までの負債額1,000万円以上の倒産件数は95件であります。失業者数は1,041人となっています。一方

で、ことし1月からの誘致企業数と新規の雇用者数はどうなっているんでしょうか、商工観光労働部長に答弁を求めます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ことし1月から11月までの誘致企業の件数であります。これは16社でございます。最終雇用予定者数は1,146人となっております。

○高橋 透議員 倒産件数95件はあくまでも負債額1,000万円以上ですから、倒産件数はまだほかにもあるというふうに認識したほうがいいですね。当然、失業者数も1,041人を超えてきます。単純な数字合わせをしてはいけないと思うんです。そういう認識をした上で申し上げるんですが、県内でリストラなり失業された方の雇用確保ができていないという現実があると思うんです。追跡調査ができていませんから、正確なところは言いにくいかもしれませんが、恐らく県外へ——どうしてもない方は県外に出て行きますから——職を求めて転出されていると思っております。どう分析されていますか、商工観光労働部長に答弁をお願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 宮崎労働局の調査によりますと、ことし1月から10月までに、ハローワークを経由した就職件数が2万3,486件となっております。このうち、県外への就職件数は2,127件というふうになっております。ただ、これらの方々がどのような理由で転出されたのか、倒産に伴うものなのかにつきましては、国においても、統計資料がないために把握できない状況でございます。

○高橋 透議員 企業誘致には、知事初め職員の方々も一生懸命御努力されて、それなりの成果は上げられていると思っておりますが、企業立地促進補助金がありまして、本年度は50億円という九州では最高額の予算をつけていただきました

けれども、この補助金がどのように生かされているのか、説明をお願いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 企業誘致につきましては、自治体間の競争が大変激化しており、優遇制度も多様化・高額化している傾向にあることから、ことし7月に、これまで5億円でありました補助金の最高限度額を50億円に増額したところであります。これによりまして、大きな経済効果と大量の新規雇用が見込める大型投資案件に対し、これまで以上に魅力ある提案ができるようになりまして、積極的な誘致活動に役立っているところでございます。その結果、本年11月には、初めての大型案件として、150億円の投資と150人の新たな雇用が見込まれる昭和シェルソーラーの第2工場の立地が決定したところでございます。

○高橋 透議員 誘致企業、いろいろと大なり小なりあると思いますが、今後とも御努力いただきたいと思っております。

もう一点、補助金の関係でお伺いします。ないとは思いますが、倒産とかリストラで補助金返還を受けた企業はあるのでしょうか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 補助金の返還を受けた企業はあるかということでありまして、これまで、企業立地促進補助金を交付した企業に対して、県が返還を命じた例はございません。

○高橋 透議員 わかりました。私、これは誘致企業と聞いておるんですけれども、実は9月に県内で採用された方で、10月に横浜の本社に転勤になった方がいるんです。会社からは、住民票は宮崎に置いたままで横浜に行ってくれというふうに言われたそうなんです。これは企業立地促進補助金に関係しているというふうに私

は思うんですが、もしこれが事実であれば、補助金返還でしょうか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 基本的には、県内での雇用に対して雇用割の補助金を出しておりますので、詳細を見ないとわかりませんが、例えば、研修で行ってくれとか、5カ月間研修で行くという場合もございますので、その辺は実情をよく見ないとわからないというふうに思っております。

○高橋 透議員 転勤なんですね。転勤で行ってくれという職務命令なんですよ。これは補助金返還にならないんですか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 転勤ということで、ずっとこちらに帰ってくる予定がないということであれば、可能性はあるというふうに思っております。

○高橋 透議員 これは雇用の偽装だと私は思うんです。結局この方は、体調を壊されて11月25日で退職されています。私もまた聞きで申しわけないんですけれども、そういう事実を確認しております。こういった事例は、ひょっとしたらほかに埋もれているんじゃないかという心配をするんです。税金の無駄遣いにもなるわけで、商工観光労働部長は実態をどこまでつかんでいらっしゃるのかわかりませんが、労働基準監督署も労働相談をやっているでしょう。行かれたことはありますか、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 私が直接行ったことはありません。

○高橋 透議員 部下は行かれたことがありますか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） あると思っております。

○高橋 透議員 ぜひ調査をしていただいて、

例えば連合宮崎は労働相談をやっています、いろんな情報を持っていますので、もし労働基準監督署以外でも行けるのであれば、実態をしっかりとつかんでいただいて、そういう埋もれた労働者がいないように調査していただきたいと思います。

次に移ります。労働実態について、もっと突っ込んで申し上げていきたいと思うんです。これは平成18年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査であります、本県の初任給は、大卒で全国下位から6番目、高卒で下位から5番目です。平均賃金は、全国平均33万900円で、本県は24万7,900円です。全国で下位から3番目となっています。知事は、ある市町村長との懇談会の中で、労働力が安いということが本県の武器だと言われているんですね、御存じだと思うんですけど。そのことは、結果的に本県の所得水準を低くして、経済低迷の要因となっていないのか、知事の見解を求めたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 御質問の内容がちょっとわからないんですけども、労働力が若いとか安いとかいうことを武器にして企業誘致をするということは、企業誘致が促進されて、結果、所得というのは上がるんじゃないかなと思っております。企業誘致に当たりましては、本県の特性である、すぐれた住環境とか、安価な土地と豊かな水資源などに加えまして、豊富で良質な労働力を大きなセールスポイントとして推進しております。企業誘致は、新たな雇用の創出だけではなく、関連産業の進出や地場企業との取引の拡大が見込まれるなど、本県経済の活性化に大きく寄与するものであり、ひいては、県民所得の向上につながるものと考えております。県といたしましては、今後とも誘致活動に積極的に取り組み、1件でも多くの企

業誘致の実現に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 採用される方が若いというのは、別に何も否定するものじゃありませんし、ぜひ若い人たちをどんどん雇用してほしいし、そういう企業に来てほしいですね。ただ問題は、初任給については仕方ないにしても、スキルアップすることによって賃金が上がらないと、これは話にならないんですよ。そういう実態にないということ、私は先ほど、平均賃金で全国が33万900円、本県は24万7,900円ですと申し上げたんです。全国で下位から3番ということ。先ほども言いました、誘致企業は大なり小なりあると思うんです。誘致企業の実態についてはどう把握されていますか、商工観光労働部長。賃金の実態を把握されていれば教えてください。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 本県に誘致しました企業の給与・賃金等の詳細な実態につきましては、把握しておりません。ただ、今、議員の御質問にもありましたけれども、国の平成19年賃金構造基本統計調査で、県内の平成19年度新規大学卒業者の初任給平均額は18万1,400円となっております、ことし8月に宮崎市で開催した県の就職説明会に参加しました誘致企業のほとんどが、この金額を上回る内容で求人計画を出しているというふう聞いております。

**○高橋 透議員** 今の部長の答弁によりまして、誘致企業の初任給は、今のところいいレベルで、高いレベルできているという認識をしました。ただ、先ほど私も言いました、知事も話をされましたが、県民所得、また下がっちゃったんですね。けさの宮日新聞にも出ていました。これは県が発表した数字です。県民所得、

平均221万円。全国平均を100としたときに76.9なんですね。前年度から1.3ポイントまた下がっちゃった。拡大したということです。私は、全国平均の8割、東京の6割という認識をしていたんです。全国平均、大体300万です。私は、240万という数字を覚えていたんですが、それからまた221万に下がったわけですから、いかに今、働く人の賃金が下げられているかという実態がこれでわかると思うんです。もちろん第1次産業の方々も含めるんですが……。知事効果がいろいろと言われています。しかし、ピンポイント効果と言う人もいるんですね、観光面と県産品が非常にふえていますから。問題は、これからこの効果が税収につながっていくのか、あるいは雇用にしっかりとつながっていくかだと思うんです。確かに今すぐあらわれないと思います。2～3年見る必要もあると思うんです。そこで県民所得も一緒に上がっていく、知事はこのことをセットにして認識した上で、今後も御尽力いただきたいというふうに思っています。

次に移ります。指定管理者が導入されて、そこで働く労働実態も非常に劣悪といますか、調査しましたら、非情なところがありました。最低賃金をやっと上回る賃金、あるいは休みがとれない、こんな実態も私は聞きました。そういう認識を、総務部長はされているかどうか。これは指定管理者制度に限らずに、公の施設等で雇用されるすべての方を対象にして伺いたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 指定管理者なり、公の施設につきましては、それぞれ所管部局がございますので、詳細についてはそちらの所管部局で把握しているかと思いますが、今お話のありましたような従業員の労働条件等につきま

しては、基本的には、指定管理者における就業規則などにより定まっておるものと考えております。県では、指定管理者制度を導入した施設につきましては、適切な管理運営の確保等を図るために、各施設の所管部局が行っております指定管理者に対する実地調査等を通じて、法令遵守等も含めて把握に努めているところであります。これまでのところ、法令遵守という面では特段の問題は生じていないというふうに聞いておるところでございます。

**○高橋 透議員** 私は、法律を守っているからいいというふうに申し上げているんじゃないわけですね。これは9月議会でもたしか言っていると思うんです。こういう方が来ましたよ、指定管理者が入って20%給料が下がったという人が。30万だったら24万になりますよ。これは、賃金の高い人はそう大したことはないんでしょうけれども、大変な問題なんですよ。そして、この方は、来年、再来年に指定管理者で選定されるかどうか保証されていないわけだから、非常に不安なんですよ。そして、これは指定管理者のところじゃなかったんですが、休みをとるときに自分でかわりの人を探す。病院の電話交換の方ですけど、パートさんに、こんな実態があるんです。業者の就業規則がちゃんとしているからと、それは当たり前の答弁なんです。私はもうちょっと実態を見ていただいて——この前、質問時間がなくてできなかったんですが——公契約制度はつくってほしいなと思うんです。これは最低賃金を守れば別に問題ないわけですが、公の施設で働いてもらっているわけだから、例えば全国平均でここを下回らない条件をつけるとか。今、東京が739円で宮崎は619円なんですね。下から2番目ですよ、宮崎は。せめて全国平均687円、ここを下回ったら選定しま

せんよという条件をつけていいじゃないですか。きのう、おとといですか、県庁の臨時職員、日額5,580円とおっしゃいました。8時間で割ったら697円、これも基準にしていいじゃないですか。あるいは、社会保険はちゃんとつけているの、福利厚生はしっかりあるんですか、休みをとれるんですか、年金付与はあるんですか、そういうところにしっかりと条件をつけた制度をつくってくださいよ。ただ、全国ではこれはつくっていないんです。この公契約制度をどうされるか、答弁してください。

**○総務部長（渡辺義人君）** 今いろいろお話がございましたけれども、公契約であるか、あるいはそうでないかを問わず、賃金等の労働条件につきましては、労働基準法等の関係法令を遵守していくことが必要であるというふうに考えております。以前にも、公契約条例に関しましてお話がございましたけれども、また繰り返しのようになりますが、我が国では、国際労働機関（ILO）の「公契約における労働条項に関する条約」の批准をしておらず、国の公契約法も未制定という状況でありますので、引き続き、その動向を踏まえてまいりたいと考えておるところでございます。

**○高橋 透議員** いろんな情報を調査して、労働者が切り捨てられない、そういうものにしてほしいなと思います。

時間がなくなりまして、準備していましたが特定健診、これはまた次の機会に質問したいと思います。福祉保健部長、残念でした。またよろしくをお願いします。

観光行政について質問しますが、日銀宮崎事務所が発表しました10月の主要ホテル・旅館、11軒ですけれども、宿泊者数は前年度比11.6%、7,790人増加しておるようです。しか

し、主要な観光施設、これは5カ所ですが、天候不順もあって前年度比4.6%、1万479人減となっています。しかし、私は知事効果で県外観光客が、ことしはふえているというふうに思うんですが、知事、どう考えていらっしゃいますか。

**○知事（東国原英夫君）** 平成18年の観光客数は、全体では5年ぶりに増加したものの、県外の観光客が10年連続の減少となりまして、宮崎の観光再生のためには、より一層の努力が必要と改めて強く感じたところでございます。私は、知事就任以来、あらゆる機会をとらえて、宮崎の魅力を全国に向けてPRしているところでございます。その結果、全国的に宮崎の認知度が高まってきております。例えば、新しい観光スポットとなった県庁には、4月以降25万人を超える方々にお越しいただいております。主要ホテル・旅館の宿泊者数も増加しているなど、一定の手ごたえを感じているところでございます。

**○高橋 透議員** このまま順調に推移していくと、知事のマニフェスト達成も可能かなという気もいたしますが、本県観光地の観光客上位を申し上げますと、1位から、高千穂峡、西都原古墳群、綾・酒泉の杜、道の駅フェニックス、えびの高原、そして鶴戸神宮という順番になっているんです。中でも、観光客数が前年度——これは18年度の数字ですから——17年度を超えたところは、西都原古墳群、道の駅フェニックスと鶴戸神宮となっているんです。そこで、9月議会でも質問がありましたが、鶴戸神宮の海岸斜面崩壊の復旧見込み——その後、地元日南市とかいろんな関係機関の御尽力もあって、宮崎、日南市の「青島再勢」による観光活性化プロジェクトで整備される道筋ができたよう

ですが、復旧の見通しについて、知事から御答弁いただけませんか。

**○知事（東国原英夫君）** この案件につきましては、私も現地を見まして、何か手だてはないものかと考えていたところでございます。しかし、日南市と対応を検討する中で、市町村が事業主体となる国庫補助事業のまちづくり交付金が活用できるとの見通しがつきましたので、県としましても、早急に対策が図られるよう、直ちに国に対して要望を行い、その結果、先月、国の承認が得られたところでございます。これにより、早速、事業主体である日南市が調査と設計を行うことになりました。完了の時期につきましては、詳細な調査の結果を踏まえてのこととなりますが、日南市は来年度中にもすべてを終えたい意向でありますので、県としましても、速やかにかつ安全に整備されますよう助言、調整に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** まだ具体的にいつということにはならないんでしょうが、来年度中に復旧ができるということで答弁いただきましたので、これ以上申し上げませんが、知事は鶴戸神宮に行かれたんですね。ありがとうございます。鶴戸神宮は、先ほども言いましたように、前年度の観光客数を超えたということで、県内の主要な観光施設の一つであると認識いただいていると思うんです。この鶴戸神宮は、実は神社の中でも格が違うということで申し上げるわけですけども、神宮と、名前が違いますね。「神宮」をつけるためには、特別な由来があって、皇室を祭っているからだそうですが、鶴戸神宮は神武天皇のお父さんみたいですけども、これは九州で6カ所しかないんです。本県では宮崎神宮があるでしょう。隣の鹿児島県に霧島神

宮と鹿児島神宮、大分県の宇佐神宮、福岡県の英彦山神宮、全国でも24カ所なんです。それだけ格式がある鶴戸神宮ですから、県庁と同じくもっと観光PRをしていただくと、そのことが年5%の県外観光客増に貢献できると思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。最後になりますが、障がい者にやさしいまちづくりについて質問いたします。障がい者には自動車税の減免がありますが、納期限内に申請できないと減免の対象にならないんですね。ただ、障がいをお持ちの方、いろいろな環境が違って、家族で住んでいらっしゃる方、いろんな条件のある方がおられまして、うっかりということもありますし、納期限を過ぎても、例えば月割り減免で救済できないのか、総務部長に伺いたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 自動車税についてということでお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。自動車税につきましては、地方税法では、賦課期日であります4月1日を基準として、年額を課税することになっております。このことから、本県では、年度途中で減免の要件を備えた場合につきましては、翌年度から自動車税を全額減免することにいたしております。また逆に、年度途中で減免の要件に該当しなくなった場合につきましては、その年度は全額を減免して、翌年度から課税することにいたしております。お話のありました月割りの減免につきましては、ただいま申し上げましたように、自動車税が年額課税であるという原則との整合性ですとか、減免の要件に該当しなくなった場合に、実際の課税対象者の実態をどうやって把握するのかといった難しい課題がございますので、それらを踏まえて研究すべきものというふうに考えております。

○高橋 透議員 申し上げたいことはいっぱいあるんですが、時間がありませんので、自動車税減免のもう一点の課題を申し上げていきたいと思えます。知的障がい者には、療育手帳Aの交付があった方は減免を認められていますが、B1、B2の方はだめなんですね。これは長年の要望でありまして、例えば、子供を養護学校とか病院へ同じように送っていくのに、Aを持っている子の親は減免の車、そうじゃないB1、B2の親の車は当たり前自動車税を払っている。非常に不公平もあるんですが、これは全国的に6県が拡充しています。県内の市町村でも6市町村拡充しています。本県も長年の要望をぜひ聞いていただけるように、どうされるか、総務部長に答弁をお願いします。

○総務部長（渡辺義人君） 自動車税の減免につきましては、日常生活を営む上で、歩行困難等によりまして、自動車が日常生活に欠くことのできない生活手段になっている障がい者の方々に対して減免するという制度の趣旨から、今お話のありました特別支援学校、知的障がい者ということで判断させていただきますと、知的障がいを持たれる方につきましては、身辺処理等が困難な重度の障がいのあるA判定の方に対して、減免を実施しているところでございます。このため、減免の範囲を、知的障がい者の全体に拡大するということにつきましては、ただいま申し上げました制度の趣旨などから、困難ではないかというふうに考えております。なお、お話にございました特別支援学校への通学に使用する自動車に係る減免ということに限定させていただきますと、我々のほうで実態調査等を進めまして、保護者の自動車による送迎を必要とする児童生徒がいるという実態は把握しているところであり、関係部局の意見も聴取い

たしているところでありまして、現在、検討を進めている段階でございます。

○高橋 透議員 B1、B2の療育手帳を受けて保護者が養護学校などに送迎している数を把握されていると思いますが、教育長、どうでしょうか。

○教育長（高山耕吉君） 特別支援学校の児童生徒の療育手帳の保持でございますが、Aが446、B1、B2につきましては382ということで、その中での減免ということについては把握いたしておりません。以上です。

○高橋 透議員 私、地元の日南養護学校で調べましたら、18名親が送迎している中で、そのうちの5名はB1、B2なんです。障がいを持つ子供の親としては、障がいの程度の差はあっても、子供を送迎する負担は同じなんです。ぜひここは早急な見直しをしていただきたいと思います。条件をつけて拡充することも困難なんですか、総務部長。

○総務部長（渡辺義人君） 特別支援学校への通学に自動車を使用している実態は、先ほど申し上げましたように把握いたしております。それで、減免の趣旨というのは、自動車が日常生活に欠くべからざるものであるということが判断の基準になろうかと思えます。そういうことで御理解を賜りたいと思えます。

○高橋 透議員 必要なんですよ。保護者の車での送迎は必要なんです。そうしたら、総務部から教育委員会に言って、隅々までスクールバスを走らせてください。そういう論法だってできるわけですから。そしてまた、この方々が社会に出る——この方々も社会に出る権利はありますよ。特に田舎に行けば公共交通機関は整っていませんから、どうしても自家用車が必要になります。そのこともしっかり踏まえた上

で、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

時間がもうありませんから、養護学校のスクールバス、医療的ケアの車いす対策については、次回に先送りしたいと思います。

最後に、日南養護学校の創立30周年式典が先月あったものですから、そこに行きましたときの感想を述べて終わりにしたいと思うのですが。その中で学習発表会がありました。高等部全員で、「見上げてごらん夜の星を」をすごく上手に歌ってくれました。しかし、全員がうまく歌えるわけじゃないんです。ただ声を出している子供、あるいは歌に合わせて後方で踊っている子供、でも、みんなが一生懸命で、一体感がありました。終わった後に大きな拍手が起きました。目頭がとても熱くなりました。私が直接聞いた保護者の言葉が印象的だったんですが、「障がいを持つ子供を抱えたときに、最初は現実を受け入れることができなかった。子供を隠そう、隠そうとした。しかし、障がいを持つ子供を育てていく中で、世の中がむしろわかかってきた。物事をゆっくり見られるようになった」と話をされました。その方は、来年3月に卒業するけれども、PTAのOBとして支援していきたい、活動していきたいということをお話されていました。

養護学校は来春から特別支援学校と呼び名は変わりますが、普通校と違って、重度障がいを持つ子供に対しては、3名に対し先生が1名つきます。このことがもったいないという方がいらっしゃったら、これは大きな問題であります。障がい者に対する認識が希薄であり、バリアフリーがおくれている、そういう環境がまだ整っていないということをお話すべきだと思うんです。校名を変えても、中身が、周りが変わ

らなくてはなりません。だれもが安心して暮らせる共生社会にしていくために、知事と教育長に、今後の御尽力をよろしく願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○中村幸一副議長 次は、28番新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団宮崎市選出の新見でございます。よろしくお願いたします。

この一年を振り返ってみますと、知事選に挑むそのまんま東候補の「宮崎をどげんかせんといかん」という熱い訴えに始まり、東国原英夫知事の「どげんかせんといかん」のユーキャン新語・流行語大賞の受賞で終わる一年なのかなという思いではありますが、私にとっては、この「どげんかせんといかん」と聞かされるたびに、この言葉に宮崎市が席卷されそうで、「うん、どんげかせんといかん」と、宮崎市バージョンに修正しつつ走った一年でもありました。

とはいうものの、今年の今ごろは、官製談合事件の余波を受け、忘年会は自粛、例年だとにぎわうはずの夜の街は寂しい限りであったし、多くの県民が元気を失っておりました。そういった中、年が明けて行われた知事選以降、この年末まで、我が県が曲がりなりにも全国で話題になり続けられたのも、ひつきょう、知事の精力的な活動のおかげでもあり、そのことは虚心に認めるところであります。願わくは、来年も本年同様に、知事には、県勢発展と県民の福祉の向上に向けて率先の行動をお願いしたい。そのことを念じつつ質問に入ります。

なお、通告しておりました食育運動については割愛させていただき、そのほかについては、通告に従って順次一般質問を行ってまいります。



ふるさとに貢献したいというだれにでもある気持ちを、個人住民税の一部を居住地以外の自治体に納めるということで形にする、いわゆるふるさと納税制度、来年度に実現する可能性が高まってきております。そのような中、先月の10億円を寄附した女性のニュースには、大変に驚かされました。報道によれば、40数年前に教育基金づくりに10億円ためると決めて、以後、宝石も買わず、風呂水を洗濯、トイレにも使うということで、節約に節約を重ねて、先月、米寿の記念に生まれ故郷の南足柄市に現金で寄附したというものでありました。テーブルの上に積み上げられた1,000万円の新札の束が100個、本当に市長がうれしそうにしている写真がありましたが、南足柄市の今年度一般会計予算の6.7%に相当する額と聞けば、納得できるものでもありました。その女性がすごいのは、平成11年、今住んでいる大磯町にも福祉目的で5億円を寄附しているところであります。本当に感服の至りであります。この女性の例は、極めてレアだと思いますが、厳しい財政難に苦しむ地方自治体にとって、住民や企業・団体からの善意としての寄附金、また土地や物品の寄附、これは本当に貴重な経営資源になっていることと思います。そこでまずは、本県の平成18年度決算における寄附金の現状をどのようにとらえておられるのか、あわせて、寄附金はどのように推移してきたのか、まずは総務部長にお伺いいたします。

次に、防災士の育成について、同じく総務部長にお伺いいたします。

防災士は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、被災者の多くが近隣の住民に助けられたといったことを教訓にして、住民の初期対応力を高める目的で平成14年に設立された

日本防災士機構が認証する民間の資格でありませぬ。最近、この資格を取得する人がふえてきているようであります。同法人のホームページによれば、全国の資格取得者数は、本年の10月31日現在で1万9,717人、平成17年3月に5,000人を達成していますので、わずか2年半で約4倍近くになったということになります。平常時には、身につけた知識と実践力を生かして、それぞれの地域で住民の防災意識の啓発、また訓練に努める。いざ災害が発生したときには、消防や自衛隊などの公的な機関が来るまで、その地域あるいは職場で、人命救助、避難誘導、また避難所の運営、そういったものを行っていくと。地震や台風など相次ぐ自然災害に対する住民の防災意識の高まり、そして、高齢化で形骸化が指摘されている自主防災組織の機能向上を目指して、その育成に本格的に乗り出そうとする自治体の増加が相まって、防災士は、これからはますますふえてくると思われませぬ。そこで伺いますが、防災士の育成に向け、県としては具体的にどのように取り組んでおられるのか。また、認定された防災士の中に県職員は何人いるのかお伺いいたします。

次に、観光資源のPRについて伺いたいと思われませぬ。

県庁に観光客が訪れるようになってからどれくらいになるのでしょうか。「引きも切らず」という表現が誇張でないほど、いまだに押し寄せています。最近バスを誘導する警備員まで配置されている、およそ去年までは想像もできない状況であります。ところで、9月議会で私は、地域資源の活用について質問をいたしました。本年6月に施行された中小企業地域資源活用促進法に基づいて、全都道府県から申請された「地域産業資源活用事業の促進に関する基本

的な構想」が、8月末に経済産業省から認定されておりますが、本県の基本構想で特定された地域資源のうち、観光資源は121個、これは九州・沖縄の中では沖縄の167個に次いで2番目、宮崎の次は大分の85個ですから、かなり多い部類に入るわけですが、県は、観光資源の一つに県庁舎、すなわち県庁の本館を選定しておられます。知事の発案が観光ルートの一つに組み込まれた結果であるとは思いますが、観光資源としての県庁本館、今後どのように活用していく考えなのか、知事にお伺いいたします。

次に、関連ですが、先ほど述べた121個の観光資源を活用して行う「中小企業地域資源活用プログラム」の推進について、県としてはどのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

また、観光資源として認知したのであれば、しっかりとそのPR、観光客が現場で簡単に情報を入手できるような観光PRにも取り組む必要があると考えますが、同じく商工観光労働部長に見解を伺います。

次は、5歳児健診についてであります。

現在の乳幼児健康診査は、母子保健法の第12条及び第13条の規定によって、市町村が行っているところであります。その対象年齢は、零歳、1歳半、3歳、その後は初等教育に就学する直前の11月30日までに行うことになっている就学前健診となります。実は、3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎ、これが、特に近年増加している発達障がいにとって重要な意味を持っているということです。なぜなら、発達障がいは早期発見・早期療育の開始が重要であって、5歳程度になると健診で発見することができるわけですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見され

たときには遅いと言われております。発達障がいは、対応が遅れるとそれだけ症状が進むというふうにと言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えることになって、状況を悪化させてしまうという現実もございます。厚生労働省による平成18年度の研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県の健診では8.2%もの児童が、発達障がいの疑いがあると診断されたそうですが、そういった児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていなかったということであり、そしてその報告書は、現行の健診体制では十分に対応できないと結論づけております。このような中、長野県の駒ヶ根市では3年前から、ほかにも香川県東かがわ市と三木町、鳥取県米子市、静岡県御前崎市、熊本県城南町などが本格的に導入を始めているようであります。早期発見で多くの子供たちを救うための5歳児健診の導入を急がなければならないと思います。そこでまずは、本県において5歳児健診を実施している市町村の現状はどうなっているのか、また、県として当該市町村にどのような支援を行っているのかもあわせて、福祉保健部長にお伺いいたします。

次は、長期生活支援資金貸付制度について、同じく福祉保健部長に伺います。

先日、「自宅担保に老後資金、リバースモーゲージ広がる」というタイトルでの新聞報道がなされておりました。リバースモーゲージ、久々に目にした言葉でありました。これについては過去2回質問したことがありますので、興味を持って読み進んでいくと、質問したときの趣旨と少々異なった内容となっていました。生活

困窮者の話ではなくて、月に数十万の年金がある高齢者夫婦の話でありました。「今は高齢者いじめの時代で不安が募る。老後だからこそ、生活水準を下げずに、ゆとりを持って生活したくてリバースモーゲージを利用した」というコメントでありました。リバースモーゲージの「リバース」は「逆の」、「モーゲージ」は「担保あるいは抵当権」という意味でありまして、普通の住宅融資が家を取得した後に毎月借入金を返済するのに対して、逆の形で年金方式の生活資金を借り入れるという方法であります。居住用の住居や土地を持ってはいるものの、現金収入の乏しい高齢者の方々が、持ち家の土地を担保に、年金のような形で定期的に生活資金を借り入れるというものであります。借入金の返済は、借り受けた本人が死亡した後に、土地を売却して借入金を一括返済するシステムであります。このような制度が利用できれば、生活に不安を持つ高齢者が、持ち家を手放すことなく、住み慣れた地域、また愛着のある自宅で暮らすことができると同時に、豊かな老後を送ることが可能となるわけでありまして。

リバースモーゲージ制度は、我が国においては、1980年代初頭に東京都の武蔵野市が最初に導入して、その後、都市部の一部自治体で実施されていたところでありまして、厚生労働省が、生活福祉資金貸付制度の一部門としてリバースモーゲージ方式による「長期生活支援資金貸付制度」を全国一律の制度として創設したのは、平成15年でありました。この長期生活支援資金貸付制度は、「一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とする」

というふうとうたっております。本県では、既に5人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、県内でも該当する高齢者への生活支援制度として相応の効果を超えるものと期待したところでありましたが、利用例が極めて少ない状況にあるというふう聞いております。そこで、制度創設以降、今日までの申し込み件数、実際の利用件数はどうなっているのか、まずは伺いたいと思います。

次は、宮崎—台北線の開設について伺います。

去る11月1日、日本と台湾の関係団体との間で国際定期便、宮崎—台北線の開設が合意されたところでありまして、関係者の皆さんにとっては、本当に長年の苦労が実を結んだ日でありまして、喜びもひとしおであったのではないかと思います。これによって、文化、経済、スポーツの交流が深まる、また、観光・リゾート産業を始めとする本県の諸産業の振興にも寄与するというふうに思いますが、いずれにしても早期開設が待ち望まれるところでありまして。C I Q体制の整備、観光客の誘致活動など、開設に向け、現在どのような準備を行っているのか、地域生活部長並びに商工観光労働部長に伺います。

最後に、県立図書館の蔵書に関して、教育長に伺います。

少々旧聞に属するところではありますが、今年8月26日の宮崎日日新聞の一面トップは、「蔵書63万5,000冊超、県立図書館収蔵ピンチ」というものでありました。ほかに大きな出来事がない日だったのか、なぜ一面のトップなのかという思いはありましたが、その内容はといえば、県立図書館の深刻な状況がうかがえるものであります。昭和63年のオープン時、33万7,000冊

だった蔵書数、毎年2万冊のペースで増え続けて、現在は先ほどの数字となっているようです。規模的に64万冊程度が適正だということですが、財政難で書庫の増加もできずに厳しい状況にあるということでありました。最近の県立図書館は、ビジネス支援や緑の図書館、緑陰コンサート、図書館シアター、こういった多種多様な事業を展開されておりますが、蔵書を抜きにして図書館は語れない。その収蔵がピンチということはゆゆしき問題であって、知恵を絞って解決を図っていかなければならないと考えます。県民に積極的に活用してもらい、貸し出しを多くすることは、ささやかな解決法の一つになるかもしれません。県立図書館には、現在、市町村立図書館・図書室と県立図書館とを結ぶマイラインというコンピューターネットワークが構築されております。自分の町の図書館・図書室から、マイラインによって県立図書館の本の検索、借り受け申し込みができるという便利なシステムであります。そこで、マイライン利用による貸し出しの状況は、どのように推移しているのか、また、周知にはどのように取り組んでおられるのか、伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上で終わりました、後は自席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 観光資源としての県庁本館の活用についてであります。昭和7年に竣工した県庁本館というのは、九州で最も古い県庁舎であり、九州運輸局による九州遺産にも選定された歴史的な建造物でございます。県におきましては、この貴重な資源を活用して、4月以降、県庁ツアーの実施や県庁カフェテラスの設置、本館ライトアップ、あるいは楠並木の持つポテンシャルを引き出すことなど、おもてなしの取り組みを進めながら、観光

客誘致に努めてきたところでございます。また、県庁にお越しいただいた方々に対して観光情報を提供するなど、県内周遊を促進してきたところでもありますが、今後とも、旅行会社へのセールスやメディアを活用しながらのPRに努め、県庁訪問を契機とした県内各地へのさらなる観光客誘致につなげていきたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、寄附金についてであります。平成18年度の寄附金の決算額は2億9,200万円余となっております。また、寄附金の推移を平成13年度以降について見ますと、まず、特異な年度のほうから申し上げますと、平成16年度が、全国植樹祭実行委員会から剰余金の寄附が約2億円ありましたので、4億円余となっております。また、それに続く平成17年度が、みやざき21世紀戦略財団の解散に伴う寄附金約10億円がありましたので、12億円余となっております。そのほかの年度につきましては、おおむね2億円程度でございます。

次に、防災士の育成についての取り組み状況等であります。防災士は、防災に関して十分な知識・技能を有する者で、日ごろは、地域住民への防災意識の啓発や防災訓練等の推進に当たり、また災害発生時には、地域における避難誘導や救助・救命、避難所の運営等に当たるなど、地域の防災力向上に重要な役割を果たす存在であります。県では、平成17年の台風14号災害の教訓を踏まえまして、地域の自主防災組織の育成強化を図る役割を担っていただくために、防災士の育成に取り組むことにしたところであり、昨年度は10名、今年度は15名の防災士の資格取得に支援を行っているところでござい

ます。また、県内で防災士の資格を取得している人は、人員にして131名でございます。このうち1名が県職員でございます。以上であります。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎—台北線についてであります。宮崎—台北線につきましては、去る11月1日に路線の開設が決定し、現在、台湾当局において航空会社の選定が進められているところであります。県といたしましても、早期の就航を期待しているところであります。宮崎空港の税関や出入国管理、それから検疫といった、いわゆるC I Q体制につきましては、平成13年のソウル線の就航を機に整備が進められ、現在では、国際チャーター便を含めまして年間7万人を超える利用者を受け入れていただいております。今回の台北線の開設に加え、ソウル線につきましても、先月22日から週4往復へと増便になっておりまして、国際線の利用者がさらに増加することが見込まれますことから、出入国の手続等が円滑に進みますよう、国に対して、各C I Q機関の人員増など、体制の充実強化を強く要望しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

5歳児健診の市町村の実施状況等についてであります。このことにつきまして各県に照会しましたところ、全国では56の市区町村で実施しているという回答がございました。本県では、平成17年度から日之影町、平成18年度から高千穂町及び五ヶ瀬町が実施しております。5歳児健診は、発達障がい児の早期発見等を目的に市町村が行いますが、3歳児健診で把握できな

かった軽度の発達障がい児等の発見ができたとの報告もありまして、健診の意義はあるものと認識しております。県としましては、市町村職員等を対象とした研修会の実施、関係機関等との調整、連携及び情報提供等を行い、市町村の健診事業を今後とも支援してまいりたいと考えております。

次に、長期生活支援資金貸付制度についてであります。長期生活支援資金貸付制度は、高齢者の方々が、居住用の不動産を担保に生活資金を借り入れることにより、その世帯の自立を支援する制度であります。宮崎県社会福祉協議会が事業を行っておりまして、相談及び申し込み窓口は、各市町村社会福祉協議会となっております。平成15年6月の制度開始から現在まで111件の相談を受け、このうち4件の借り入れ申し込みがあり、この4件とも貸し付けがされております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、観光面における中小企業地域資源活用プログラムの活用についてであります。このプログラムは、地域間格差が叫ばれる中、各地域の有する資源を活用した中小企業の取り組みを支援することを目的に、今年度創設されたものであります。具体的には、県内の中小企業が、県の基本構想で指定した観光資源を活用し、新たな観光メニューの開発に取り組もうとする場合、開発に必要な市場調査の実施や専門家の招聘などについて、国が支援を行うものであります。県では、制度の活用を促進するため、11月に、市町村や観光関係団体等を対象にした説明会を開催したところでありますが、今後とも、この制度の周知に努めてまいりますとともに、観光事業者等から相談があった場合には、国な

どとも連携いたしまして、的確な助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光PRの取り組みについてであります。本県を訪れる観光客に対して、きめ細かな観光情報を提供することは、観光客の満足度を高めるとともに、県内周遊を促進していく上でも極めて重要であると認識をしております。このため、ホームページやパンフレット、情報誌などにより、本県観光の情報発信に努めているところであります。このほか、簡単に情報を提供する方法としてQRコードというのがありますが、現在実施中の「ぼかぼか！宮崎キャンペーン」のPRに活用しておりますほか、県内各地の観光案内板への導入を、今年度から順次行っていくことにしております。今後とも、このようなQRコードの活用を含めまして、観光客への迅速かつ的確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、台湾からの誘客対策についてであります。台湾からの観光客につきましては、平成15年以降、チャーター便利用の団体客を中心として増加傾向にありまして、平成18年には1万9,400人の方々においでいただいております。今回、台北―宮崎間に定期便が就航することとなりますので、従来の団体周遊型観光に加えまして、ゴルフやスキー、マリンスポーツなど宮崎ならではの体験メニューを取り入れた新たな観光プランの提案を行うなど、個人客もターゲットにして、さらなる誘客を図ってまいりたいと考えております。また、本県は南九州で唯一、台湾との定期路線を有することとなりますことから、南九州各県や九州観光推進機構とも連携を図りながら、周遊ルートの開発や修学旅行の誘致など、積極的な誘客対策に取り組んでまいりたいと存じております。以上でございます。

す。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立図書館のマイラインシステムについてあります。マイラインシステムは、県民が、県立図書館の図書を、身近な市町村の図書館等を通じて借りることができるシステムでございます。このシステムを利用いたしまして、年間5,000冊から6,000冊の貸し出しを行っております。また、このシステムを周知するために、県立図書館のホームページに掲載いたしますとともに、市町村の図書館等とも連携しながら、利用者への呼びかけを行っているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。

寄附条例についてお伺いしたいと思います。現在、全国から寄附を募って、それを財源にして施策を実現するための寄附条例を制定する動きがあるようであります。これは、自治体があらかじめ複数の政策メニューを提示し、全国の個人や団体から政策を選んで寄附してもらって、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するというものだと思います。平成16年に長野県の<sup>やすおか</sup>泰阜村が全国で初めて制定し、その後、各地に広がってきているようであります。現在、ほとんど市町村が中心となっているようではありますが、新たな自主財源の調達手段となるだけでなく、示した政策がどのような評価なのかという、外部評価の効果も得られるのではないかと。これは、県レベルでも有効に活用できるのではないかと思います。

現在、ふるさと納税に先駆けて、ホームページで寄附を呼びかけている県もあるようであり

ます。寄附に当たってのルール、また寄附を募る根拠を明確にするのが、この寄附条例であります。知事の奮闘によって今、本県が全国的に注目されておりますし、今こそ、この寄附条例を制定し、前向きに取り組んで、全国に訴える政策を示すことによって、多くの寄附金が集まるのではないかと思います。知事の寄附条例に対する所見を伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 寄附金についてありますが、本県は、寄附金は毎年度2億円程度の収入があり、貴重な財源となっておるところでございます。来年度からは、納税者が任意の自治体に寄附した金額に応じ住民税が控除される、いわゆるふるさと納税制度が導入される見込みとなっております。このため、全国の納税者に、本県に寄附したいと思っただけのように、本県の魅力を高め、情報発信に努めるとともに、納税者が寄附しやすい仕組みを検討してまいりたいと考えております。寄附条例については、お話がありましたが、こうした寄附環境を整える点から、どういう手法がよいのか、研究してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 防災士の育成について、総務部長にお伺いをしたいと思います。先ほどの答弁で、県職員が1名ということでありました。ちょっと少な過ぎるんじゃないかと思います。いろいろインターネットなどで調べてみますと、栃木県栃木市は、今後5年間で全職員——今は618名いるそうですが——に防災士の資格を取得させることを決めたそうであります。これは何でかといいますと、7月の新潟県中越沖地震の際、栃木市も柏崎市に職員を派遣したそうではありますが、その派遣された職員が、全く災害復旧作業の経験がないために、物資運搬作業をただけだったそうです。そのため、地域の

防災適応力を高めるためには、職員一人一人の危機管理能力が必要と判断し、市長みずからこれを提案して、要する費用は5年間で700万円かかるそうです。本県においても、全職員とまでは言いませんけど、少なくとも関係する部局あるいは出先機関の職員には防災士の資格を取らせるべきじゃないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 防災力の向上には、いろんなアプローチの方法が考えられますけれども、自助・共助・公助と言われますように、個人、地域、行政機関が、それぞれの立場で災害対応力を高めて、連携していくことが大事であるというふうに考えております。地域の防災力を高めるためには、それぞれの地域の自主防災組織の育成強化が何よりも重要でありまして、先ほども申し上げましたが、防災士には、そのリーダーとしての役割を担っていただきたいと考えておりますので、当面は、その地域のリーダーとして活動していただける方々を対象に、資格取得を支援していきたいと考えているところでございます。なお、県職員の防災適応力につきましては、日ごろの防災関係業務の推進や研修会の開催等を通しまして、その強化を引き続き図ってまいりたいと考えているところであります。

**○新見昌安議員** 防災士は、一回資格を取ったらそれで終わりじゃない。その得た知識と技能を常に維持向上させる必要があるわけでありまして。しかし、その維持向上は、個人レベルではなかなかでき切らないと、限界もあるんじゃないかと思えます。県として、この防災士のスキルアップにどのようにかかわっているのか、もう一度、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** お答えいたしま

す。

防災士は、平成15年度から資格取得が始まった新しい制度でありまして、防災等の現場において経験を積むことにより、知識・技能の向上が図られるものと考えております。県といたしましては、県内に防災士のネットワークが設立されておりますので、この組織と十分連携を図りながら、ただいま議員から御意見がございましたけれども、各種の防災訓練への参加や研修会講師等への活用など、活動、活躍の場を提供していくことによって、支援してまいりたいと考えているところでございます。

**○新見昌安議員** そういったOJTでしっかり支援をしていっていただきたいと思います。

それと、防災士の育成を加速させるためには、資格取得に要する費用についても、市町村と連携して一定額補助をすべきじゃないかと思いますが、再度、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 県では、平成18年度から、自主防災組織活動強化事業といたしまして、昨年度は10名、今年度は15名、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、防災士研修講座の受講料、資格取得受験料等、資格取得に必要な経費について助成しているところでございます。なお、防災士希望者の掘り起こしなど、市町村との協力も不可欠と考えておりますので、今後とも連携しながら、防災士の育成を推進してまいりたいと考えているところでございます。

**○新見昌安議員** 壇上でも言いましたけど、これから防災士をもっともっとふやしていかないといけないと思いますので、市町村としっかり連携をとりながら、育成に努めていっていただきたいと思います。

5歳児健診についてお伺いいたします。先ほど壇上で鳥取県と栃木県を紹介したのは、両県が全国に先駆けて全市町村で5歳児健診を実施しているからであります。平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法の中では、国、都道府県、市町村の責務として、発達障がい児に対して、発達障がいの症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障がいの早期発見のために必要な措置を講じなさいというふうに定めてあります。この法の趣旨にのっとり、県の責務を果たしていくためにも、5歳児健診は全県的に実施していく体制をつくるべきだというふうに思いますが、福祉保健部長に見解を求めたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 5歳児健診の実施に当たっては、発達障がいについて専門性の高い知識・技術を持った医師、臨床心理士、保育士、あるいは保健師等が必要とされており、市町村の人的資源に応じた健診の実施方法を検討する必要があるものと考えております。県内では、西白杵の3町以外では5歳児健診を実施しておりませんが、5歳児の相談事業や乳幼児を含めた発達相談、遊びの教室等を実施しているところもありまして、地域の実情に応じて、発達障がい児の早期発見に取り組んでおります。県としましては、研修会等の実施や、管轄保健所等を通じて、市町村へ専門的技術支援を行ってまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** この5歳児健診については、過去に外山議員も質問されておりますが、なかなかそのときの答弁から、今回も越えるものはないということで、厳しい状況があると思うんですが、壇上からも言いましたように、本当に発達障がいの発見には、この5歳児健診が非



常に大事な健診になってくるんですね。いろいろ厳しい状況もあると思うんですが、前向きに、また検討をお願いしたいと思います。

長期生活支援資金貸付制度について、いま一度、福祉保健部長にお伺いいたしますが、この制度の創設が平成15年6月ですから、既に4年半たっているわけです。利用件数もさることながら、相談件数が111件というのはちょっと少な過ぎるんじゃないかと思えます。こういった制度があることを県民が知らないというふうに見えるんですが、九州各県の状況、またあわせて、この制度の県民への周知はどんなふうに取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 平成18年度末の時点で、九州各県の状況につきましては、100件を上回る相談件数を有するのが3県ございます。また、貸付決定件数は、福岡県が60件、熊本県が25件と多数に及んでおりますが、他の県につきましては10件未満で、本県と余り変わらない状況となっております。

次に、県民への周知の方法につきましては、貸付主体である県社会福祉協議会及び県内各市町村社会福祉協議会の広報誌により、県民に周知をしているところであります。また、各地区の民生委員・児童委員連絡協議会等においても制度の説明を行い、利用を図っているところであります。県におきましても、一層の利用の促進を図るため、県広報誌等を通じて周知・PR等に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 利用件数が、4件申し込んで一応4件とも貸し付けられたということですがけれども、これもやっぱり実績としては少ないというふうに思います。制度における貸付対象とか貸し付けの内容を見てみると、結構細かく規定されておりますね。このあたりにも原因があ

るんじゃないかと思うんですが、この制度の現在の課題、そしてまた、将来どういうふうにかこれを持っていこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本制度の借入れ申し込みあるいは貸し付け実績の少ない理由としましては、抵当権等が設定されている資産は対象外となることや、連帯保証人を確保することが難しいこと、さらには、昨今の金利では民間金融機関との金利差がほとんどないことなどと聞いております。県としましては、御利用いただく高齢者や御家族の方々の相談内容に応じた、きめ細かな対応が図られるよう、県社協及び各市町村社協との連携により、一層の利用促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 壇上でも言いましたけど、この制度は、持ち家のある高齢者にとっては非常にいい制度でありますので、しっかりPRしていただいて、利用促進に努めていただきたいと思います。

県立図書館の蔵書について何点か、教育長にお伺いをいたします。先ほどの答弁で、マイライシステム利用は、年間で5,000冊から6,000冊、予想したほどではなかったなという感じがするんですが、せっかくの便利なシステムですから、もっと利用されるように周知に努めていただきたいと思います。

ところで、群馬県では今年度から、県立高校60校の図書館が地域住民でも利用できるようになったそうであります。ここ群馬県においては、去年、モデル事業として、公立図書館がない地域で、県立高校の図書の閲覧・貸し出しといったことを実施したところ、非常に好評だったということで、今年度から対象高校を60校ま

で拡大したと。学校の図書資源を住民に活用してもらうことによって、地域に開かれた学校づくり、これが一つの目標だとは思いますが、資料が不足している高校に対しては、県立図書館が1校当たり最大で300冊まで図書を貸し出すというサービスをしているそうであります。全校が最大冊数まで借りたとすると、1万8,000冊もの県立図書館の蔵書が図書館外に出て行くこととなります。県立高校では図書館が充実する、県立図書館では蔵書の有効活用ができるということで、一石二鳥だというふうに思います。本県でマイラインシステムを利用した貸し出しがありますが、これ以外の図書館外への貸し出し、こういったものがあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

**○教育長（高山耕吉君）** 県立図書館における館外貸し出しといたしましては、移動図書館車「やまびこ」によります学校や市町村の図書館等への巡回貸し出し、それに、子供たちに読み聞かせ等を行います読書団体への長期貸し出しがございます。以上です。

**○新見昌安議員** 今の答弁でも、取り扱い量は少ないんじゃないかと考えられます。収蔵のスペースが乏しくなってきたら、そこにある蔵書は、何らかの形で処理する必要が出てくるわけですが、現在どのように処理を行っているか、また、処分する場合、費用はどのくらいかかっているのか、お伺いをしたいと思います。

**○教育長（高山耕吉君）** 県立図書館におきましては、雑誌・新聞で3年以上経過したものや、汚損、破損により利用できなくなった資料等につきまして、計画的に処分を行っております。処分に当たりましては、リサイクル業者に処理を依頼いたしておりますけれども、年間5

万円前後の費用がかかっている状況でございます。以上です。

**○新見昌安議員** 廃棄処分の話が先になってしまったんですけれども、廃棄する前にもっといい方法があるんじゃないかと思います。これは国立大学法人愛知教育大学というところの話なんですけど、11月15日から30日まで約半月間、古くなった蔵書を1万4,000冊ほど、1冊100円で売りますという呼びかけをしたところ、全国から注文が殺到した、ほぼ完売しそうだという話であります。もちろん採算はとれないと思うんですけれども、140万近い売り上げにはなるわけですね。廃棄する前に、こういった販売という形はとれないのか、伺いたいと思います。

**○教育長（高山耕吉君）** 不要になった蔵書につきましては、ほとんどが価値のないものでありまして、販売することは困難であると考えております。以上です。

**○新見昌安議員** ばっさり切られましたが、いずれにしても、手をこまねいていると、収蔵スペースはいずれ満杯——時間の問題だと思います。館外の貸し出し、販売、こういったものもしっかり視野に入れて、対応策を考えていただきたいと思います。

JTBが、任天堂の携帯ゲーム機、ニンテンドーDSというのがあるんですけど、「DSもって旅にでよ♪京都」という観光案内ソフトを来年の2月末に発売するというのが新聞に載っておりました。販売目標は10万本だそうです。観光案内がゲームソフトになる時代でもあります。この京都版の売れ行きが順調だったら、ほかの観光地のソフトも制作しようという考えもあるようです。宮崎はどうかと、期待は少々ですね。また、先ほど答弁がありましたけど、携帯カメラでQRコードを読み込んで——これは

文字によって観光案内を入手するという方法ですけれども、最近では、読み込むと音声によって観光ガイドを電話から流すというものもあるそうであります。本当に日進月歩の世界だと思えますが、121というすばらしい観光資源がある宮崎県でありますので、しっかりアンテナを張りめぐらして、観光客のニーズを的確にとらえながら情報を発信していただきたい。ことしの流れを来年まで続けられるように要望して、以上で私の質問を終わります。（拍手）

**○中村幸一副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、33番水間篤典議員。

**○水間篤典議員**〔登壇〕（拍手） きょうは12月12日、私、12番目の質問者であります。本来であれば12時12分から始まればまだよかったです、1時となりました。小林市選出の水間であります。一括方式でお尋ねをしてみたい。

ことしのいのしし年は、政治経済激変の年として幕をあけました。知事選に始まり、県議選、市議選、そして市町村長選、また参議院選挙、さらには総理総裁選挙まで行われ、まさに選挙一色の年でもありました。食品の偽装問題やサブプライムローンによる株の乱降下、あるいは、お話にありますように原油高による物価上昇、まさに波乱の年でありました。そういう中で、第52代東国原知事の誕生によりまして、マンゴーや地鶏、そして和牛の日本一、県庁ツ

アー、また、知事の言われました裏金問題、夢とロマンのツアー問題、県政も波乱の年であったのではと思います。もう一つ言いますと、決算の2期連続の不認定もありました。気が早いかもしれませんが、来年は皆様にとりましてもすばらしい年であることをお願いいたしますが、通告順に質問をしてみたい。

初めに、第2期の地方分権改革、新地方分権改革について、知事にお伺いをいたします。

新地方分権改革につきましては、昨年末の分権委員会設置以降、国、地方に対する意欲的なヒアリング及び現地調査が重ねられ、今日に至っていると聞き及んでおります。去る11月16日に地方分権推進委員会は、勧告に向けての方向性を示す中間まとめを行い、いよいよ地方自治体の自由度や自主性を高めるため、地方固有の事務に国が法令で事業内容や実施方法を縛る義務づけの原則廃止を明記するなど、条例の上書き権の承認や国の出先機関の縮減などを示したところでもあります。今後、こうした方針で順次政府に対し勧告がなされ、平成22年の新地方分権一括法案の国会提出を目指すことになりました。

こうした中、増田総務大臣はその後の記者会見で、法案の提出については——知事がよく言われますが——「スピード感を持って対処し、少なくとも半年は前倒しをしたい」とし、当初予定の平成22年の通常国会提出予定を、平成21年秋の臨時国会に前倒しすることを公表されました。まさに地方にとって、いよいよ新たな時代の幕あけがスケジュールに乗ったのではないかと感じさせる出来事であります。

地方分権改革は、まずは平成12年の第1期の地方分権改革におきまして、地方分権推進一括法の施行により、中央集権の象徴でありました

機関委任事務が廃止され、国と地方の関係は、上下・主従の関係から対等・協力へとの関係へと、法の上では位置づけられました。しかしながら、税財政面での分権化は果たされないまま先送りとなりました。そして、第1期改革の置き忘れと言われた税源移譲の壁を突破すべく、小泉内閣により三位一体改革が提唱され、3兆円規模の税源移譲が平成16年、17年で行われたのは、記憶に新しいところであります。この三位一体改革による国から地方への税源移譲の実現は画期的なものでありまして、まさに戦後の政治史にさん然と残るはずであったのであります。残念ながら現実には、地方自治体の中からは、この三位一体改革を評価する声は余り聞こえてきません。それは、中央省庁の抵抗と、国の財政改革優先の方針が押し通され、3兆円の税源移譲とともに、4.7兆円の国庫補助負担金の削減、さらには5.1兆円に上る地方交付税の削減が同時に行われたからであります。補助金の削減、地方交付税の縮小、税の移譲はバランスのとれたものとして行うべきであったにもかかわらず、地方の財源は結果として6兆円以上の純減という著しくバランスを欠いたものになりました。地方自治体に大きな弊害と不信を残すことになったのは、非常に残念なことであります。三位一体改革が、いつの間にか国の財政健全化に置きかえられたという気がいたします。

この交付税の大幅な減は、地方全体を衰退へと向かわせるとともに、税源移譲により税源の偏在が増大したことも重なり、地域間格差という新たな、そして大きな問題を生じさせました。一方で、不交付団体である東京都を中心とした大都市圏は、好調な税収増を背景に福祉施策などの充実を図るなど、対照的な光景が見られております。こうした結果は、地方分権とは

単に勝ち組と負け組、いわゆる強い者が勝つという世の中をつくっただけという感想を抱いている自治体関係者も多いと思います。

この第2期の地方分権改革において、今までの反省の上から、税財源の格差を生じさせないように税財政を抜本的に見直し、地方交付税の総額確保をした上で自治体の自由度を高め、地域の個性を生かした活性化を図ることにより、地域間格差の問題も解決していくべきだと考えております。全国知事会など地方六団体で一致団結して取り組むべきだと思います。知事もいろいろな講演会、あるいは記者とのトークを含めて、そういう中でお話をされておりますが、真に地方のための地方分権改革となるように働きかけていくべきだと思いますが、改めて知事の御所見をお伺いいたします。

また、税源移譲により都市と地方の財政力格差がさらに増大いたしました。今後、地方税源の偏在度あるいは格差是正に向け、国レベルでも、ようやくいろんな方策が模索されているところであります。県としては、どのように国に働きかけ、また提言を行っていくのか、あわせて知事にお尋ねをいたします。

次に、財政健全化法についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年6月22日に公布されました。従来は、財政状況の悪化した地方公共団体については、地方財政再建特別措置法によって、財政再建制度が用意されてきたわけでありまして。これは、御承知のとおり、赤字が生じた団体みずから申し出て財政再建計画を策定し、総務大臣の同意を得ることにより計画的な財政再建を行う仕組みであります。再建法によって再建するかしないかは、あくまでも当該地方公共団体の自主性にゆだねられております。標準財政規模に対する赤

字の比率が、道府県で5%、市町村で20%以上となっているものについては、起債の制限がかかることとなります。このような現行制度に比べ、今回の財政健全化法による新しい制度は、夕張市の教訓などを踏まえてつくられたとも聞いております。起債制限比率などは若干緩められるなどとも報じられておりますが、基本は旧法の精神が生きているのだと思っております。新しい基準は、一体どういう特徴、ねらいがあるのでしょうか。最近、佐賀県などでは、この法律の成立もあって、さらに財政健全化に取り組み出したとのことであります。本県においては、どのような対応をとられるおつもりか。また、普通会計以外の会計を連結した指標やその他の指標により、財政健全化計画策定の対象となるおそれはないのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、平成20年度の財政見直しについてお尋ねいたしますが、今年度の予算以上に、来年度に向けては予算規模を確保できるのかどうか。また、財政4基金については、新たな財政改革推進計画の中ではどのように推移しているのか、お尋ねをいたします。

次に、品目横断的経営安定対策についてお伺いをいたします。

今年度から国においては、米、麦、大豆などを対象とした品目横断的経営安定対策が開始され、一定規模の担い手や経営体のみを対象とした安定対策に移行しているところでもあります。野菜や畜産においては、品目別の経営安定対策が実施されるなど、担い手の育成確保の視点から、対象農家の見直しが進められております。県においても、集落営農の組織化・法人化や認定農業者の育成確保、農地の集積について、市町村、関係機関と一体となった対策を図られて

いるところであります。そこで、品目横断的経営安定対策への取り組みの現状についてお聞かせください。

また、国の対策に加入できない小規模農家や兼業農家を含めた、宮崎ならではの宮崎型農業を今後どのように育成していこうとされているのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

またあわせて、麦の生産対策については、県はどのように奨励されているのかお聞かせください。

次に、食育推進についてであります。

食育基本法が平成17年7月に施行され、はや2年半が経過しようとしております。本県の基幹産業は農林水産業であります。そうであるならば、本県は、食育に関してはぜひ先進的であり、また先進県であってほしいと考えます。食育とは、食育基本法の中では、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけられております。また、「食育」という言葉は、明治期には、「通俗食物養生法」という本の中で、「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育もすべて食育にあると認識すべき」、また、同じ時期に報知新聞編集長であった村井弦齋が連載していた人気小説「食道楽」の中でも、同様の内容のものが記述されております。これらは、食料事情が現在よりも劣った時代背景があるとはいえ、食育というのは大変古くからのものであると感じます。最近では、すぐにキレやすい、怒りっぽい子供がふえるなど、その原因を食事に求める向きもあり、やはり食育は子供たちに大変必要であると感じます。

一方で、食文化及び食の伝統は、その地域でとれる農産物を食材として利用することで成り立っております。その地で生産される農産物は、昔からそこに住む人たちにとって体に一番合っているとも言われております。これが地産地消の本来の目的でもあります。まずは、学校給食から地産地消をしていくことが必要でありますし、学校給食に地場産品を活用することは、新鮮で安全な食材を確保することにより安心・安全であるということ、地元の産業に直接還元される経済効果、また、学校教育の中で、総合学習や給食指導などにより子供たちが生産者と交流し、食の大切さを知り、地元の産業を学ぶことで地域への理解や郷土の伝統、食文化への関心を深める機会になるのではないのでしょうか。

そこでまず、教育長にお尋ねいたします。平成18年度から食育に関する新規事業で食育推進モデル事業をやっておられます。その成果及び課題、今後の展開方針についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

また、農政水産部長にお尋ねをいたしますが、地産地消と食育の一体的な推進を図る「食ルネサンス「いただきます」推進事業」の成果、課題、今後の進め方についてお答えください。

次に、有機農業の推進についてであります。

環境や生態系を考え、化学合成物質の利用をやめ、有機物による肥料を用いるなど、自然の仕組みに逆らわない農業に有機農業があります。本県においても、綾町を初め多くの取り組みがあり、心強いものがあります。農産物は、消費者に対して安全・安心で、栄養面も心配がないことが不可欠です。そのため、有機農産物に対する消費者のニーズは高く、生産性と経済

性の向上を追求してきた近代農業とは異なる理念に基づいて、土づくりを十分に行い、自然と調和することによって環境負荷を軽減するように行われている有機農業の重要性は、さらに高まっているように感じます。現在、有機農産物は消費者をとりこにし、少々高くても有機農産物を買おうという消費者もふえているようであります。また、有機・無農薬野菜、天然魚などのオーガニック食材だけを使うレストランも人気があるようであります。有機農業の取り組みについては、まだまだ面の広がりには欠ける状況かと存じますが、栽培方法の工夫や独自の販路開拓をするなど、頑張っておられる方もたくさんおられます。こういった方々を支援するために、昨年12月15日、超党派の議員立法として「有機農業の推進に関する法律」が施行されました。また、これを受けて、国の有機農業の推進に関する基本的な方針がことしの4月27日に公表され、これに対する国の来年度予算要求も10倍の5億円に拡大するなど、有機農業の推進は、今や国を挙げた施策として取り組まれるようになりました。そこで、農政水産部長にお尋ねいたします。そもそも有機農業とはいかなる農業であると認識されておられるのか。また、それが今日においてかくも重視されるようになった理由、有機農業は本県においてどの程度普及し、今後の取り組みはどうなっているのか、お伺いをいたします。

次に、医師確保についてであります。

毎議会ごとに問題となっておりますが、全国的な医師不足が大きな社会問題になっているのは御案内のとおりであります。国においても平成16年度より、地域における医療対策協議会の開催、17年度、小児・産科における医療資源の集約・重点化の推進、また、18年度新医師確保

総合対策の策定、本年度は医師確保等支援チームの設置など、医師確保に関する政府・与党の協議会等々、緊急の医師確保対策をまとめるために160億円の予算要求もされておりました。施策の展開を図っておるようであります。さらには、この緊急医師確保対策に基づき労働者派遣法の改正を図り、医療機関に限り派遣できるように改正を考えているようでもございます。そこでお尋ねをいたしますが、県においても、医師確保対策として、さまざまな対策が講じられておるようではありますが、これらの進捗状況はどうなっているのかお聞かせください。

また今回、国においては、全国の大学医学部定員増の方針を発表し、各県で5名、北海道で15名、公立で20名を含め、年間285名の増員となる見込みのようであります。当宮崎大学医学部の増員は5名のようであります。しかも自治医大方式というふうに聞き及んでおります。そうなりますと、修学資金の手当てまでしなければならぬと感じますが、宮崎大学との話は進んでいるのか。また、本県独自の修学資金制度と重なることになるとは思いますが、お聞かせください。

また、自治医大卒業生の本県定着率が全国の平均よりも低いと聞いておりますが、どの程度なのか。また、その理由はどこにあるのかお聞かせ願います。

今は、医師国家試験の合格者の3分の1が女性と言われております。近い将来、医師の3分の1は女性になると予想されますが、本県の女性医師の割合はどうなっているのか。また、今後の女性医対策として、就業環境の充実が求められますが、院内保育所の設置状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、獣医師確保についてお尋ねします。

最近また、中国で鳥インフルエンザが発生したようであります。本県における今回の鳥インフルエンザの発生時には、発生源周辺における防疫対策、初動態勢の整備、発生農場における鳥の殺処分など、獣医師が中心となり24時間態勢で対応した結果、まさに最小限の被害で食いとめることができましたのは、御案内のとおりであります。発生の3農場もそれぞれ違う振興局管内であったために、畜産課を中心に関係機関の力を結集して終息させることができました。鳥インフルエンザ防疫対策は、獣医師でなければ対応できない業務がほとんどであります。また、県内においては家畜保健衛生所、あるいは5カ所の食肉衛生検査所がありますが、食鳥検査羽数は約1億2,000万羽、また、BSE全頭検査を含めると、獣医師の皆様方は過酷な勤務状況にあるようであります。また、団塊の世代の退職を迎え、30人近い皆さんが欠員になることが予想される場所でもあります。そこで、本県の獣医師の体制整備と確保対策はどのように考えておられるのか、農政水産部長、また福祉保健部長にお尋ねをいたします。

最後に、国県道整備についてお尋ねをいたします。

本県においては、県内1時間構想を軸として鋭意努力をいただいているところであります。しかも、本県の高速道路問題を最優先として、東九州道あるいは九州横断道の整備促進に向けて頑張っておられることに敬意を表する次第であります。ただ、一般国県道の整備については、昨日も質問がありましたように、公共事業等の縮小により、舗装率、改良率は、若干の伸びはあるものの、ストップしている状況に近いと言わざるを得ないのであります。国道221号線人吉一都城間の問題であります。小林地区の石

氷地区（通称種子田地区）の路線であります。昭和63年から始まり、平成10年までに35億の総事業費により全面4車線に改良したところであります。しかし、その後は、10年を経過した現在でも、いまだにもとの2車線のままであります。その先では、先般、死亡事故や接触事故が起きておりまして、近くは観光農園、ブドウ、ナシの有名なところで、観光バスも出入りする地区でもあります。今後の整備の進捗についてお聞かせください。

またあわせて、県道の石阿弥陀五日市線、奈佐木高岡線、宮崎須木線について、今後どのように整備をされていかれるのかお聞かせください。

以上、壇上からの質問といたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

地方分権改革についてであります。地方の自主性、自立性を高め、地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めてまいりますためには、今後とも地方分権を推進していく必要がございます。これまでも、国から地方への権限移譲や関与の見直しがなされてきてはおりますが、先般の第1期改革は、地方の裁量を高めるという点で、真の地方分権につながるものとは言いがたいものでありました。

このような中、国では、昨年12月に制定された地方分権改革推進法に基づき、本年4月から地方分権改革推進委員会における協議を開始したところでありますが、地方といたしましても、この第2期改革こそ、権限移譲や税源移譲を伴う真に実効性のある分権改革につなげていかなければならないと考えております。現在、全国知事会等におきまして、具体的な権限移譲

項目などの協議を続けておりますが、第2期改革が大きな成果を上げるためには、やはり、地方が一致団結することが大切であります。今後とも、真の分権型社会の構築に向けて、全国知事会議等の場で議論を深めながら、国や地方分権改革推進委員会等に働きかけてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、地方公共団体財政健全化法についてであります。この法律のねらいは、財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政健全化計画や財政再生計画を策定する制度を定めることによりまして、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。基準となる健全化判断比率は、これまでもあった実質赤字比率、実質公債費比率に加えまして、新たな指標であります連結実質赤字比率、将来負担比率の4つでございます。まず、実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。現行の財政再建法でも用いられている指標であります。これに、公営企業の資金の不足額及び普通会計の対象とならない特別会計の実質赤字を加えたものが、連結実質赤字比率であり、地方公共団体のすべての会計を対象とした場合の状況を示す指標であります。また、実質公債費比率は、公営企業の元利償還金に対する繰出金等を含めた実質的な公債費負担に関する指標であり、平成18年度から導入されているものであります。以上の3つはフローの指標であります。将来負担比率は、これまでなかったストックに関する指標であり、公営企業、出資法人等を含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の状況をあらわすものとなっております。



ます。

次に、財政健全化法に対する本県の対応等についてであります。健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から適用されることとなっており、去る12月7日には各比率に関する基準値が公表されたところでありますが、詳細な算出方法等は、現在、国において検討されているところでもあります。したがって、現時点で、本県の健全化判断比率の状況がどうなのかを申し上げることは難しいところではありますが、例えば、実質公債費比率で申しますと、早期健全化基準が25%であるのに対し、本県は11.8%となっているなど、いずれの指標も財政健全化計画や財政再生計画の策定が必要な状況にはないのではないかと考えております。いずれにいたしましても、本県におきましては、今後とも健全化判断比率の状況に十分留意しながら、第2期の財政改革推進計画を着実に実行することによりまして、財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成20年度予算についてであります。現在、鋭意、予算編成作業に取り組んでいるところでありますが、予算の規模等は、今後明らかになります国の予算案や、地方財政対策を含めた地方財政計画の動向、とりわけ本県最大の歳入財源であります地方交付税がどうなるかということなど、さまざまな要因が関係してまいりますので、現時点でどの程度になるのかということをお願いすることは困難なところでございます。

最後に、基金の推移についてであります。財源調整のための4つの基金は、第1期財政改革推進計画開始前の平成15年度末が約765億円であるのに対し、その翌年度の16年度末が約722億円、17年度末が約684億円、18年度末が約667億

円と、15年度末に比べまして約100億円減少いたしております。なお、本年11月補正後の19年度末見込み額は約425億円となっております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、医師確保対策の進捗状況についてであります。県では医師確保についていろいろ取り組んでおりますが、まず、山間僻地の医療を確保するため、自治医科大学卒業医師10名及び医師派遣システムで採用した医師1名を、僻地公立病院等へ派遣しております。また、僻地医療はもとより、小児科、救命救急科といった特定診療科の医師を確保するため、昨年度は8名、今年度は6名の医学生に医師修学資金の貸与を決定したところであります。さらに、現在、医師派遣システムによる採用につきまして、医師と個別に交渉をしているほか、関係市町村と設置した医師確保対策推進協議会のホームページ等で、自治体病院等の求人情報を広く全国に発信していくなど、関係機関一体となって医師確保に取り組んでいるところであります。

次に、大学医学部の定員増についてであります。今回の措置は、国の緊急医師確保対策の一環として、平成21年度から9年間にわたって、地元大学の定員を最大で5名までふやすことを認めるというものであります。また、県には、定員増の条件として、知事が指定する医療機関に原則9年間勤務すれば返還を免除するという奨学金の創設が求められております。この制度を導入するためには、宮崎大学の受け入れ体制や既存の県の医師修学資金との整合性、さらには、定員増分が確実に地元定着につながるような入試方法の検討など、解決しなければならない課題もありますことから、今後、宮崎大学と

十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、自治医科大学卒業医師の県内定着についてであります。本県の県内定着率は、平成19年6月段階で57.1%と、全国平均の約70%を下回っている状況にあります。これは、自治医科大学卒業医師の多くが、義務終了後に、医療技術の進んだ大都市圏での専門研修を希望し、県外に出てしまうことが主な要因となっております。今後、こういった状況を踏まえ、医師派遣システムの活用を初め、自治医科大学卒業医師の県内定着に向けた取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、女性医師対策についてであります。県内の女性医師数は、平成16年12月末現在で318人であり、医師総数の12.5%となっております。また、女性医師が働きやすい就業環境を整備充実していくことは、今後、女性医師の増加が予想される中でますます重要になってくるものと思われまふ。特に院内保育所は、女性医師の就労継続に大きな役割を果たしており、本年4月には宮崎大学に開設されたほか、国立病院機構の3病院、民間の12病院、合わせて16の病院に設置されております。

最後に、獣医師の体制整備と今後の獣医師確保対策についてであります。福祉保健部においては、本県における食の安全・安心確保のため、5つの食肉衛生検査所に62名、8つの保健所に27名、衛生環境研究所に4名等、合計101名の常勤獣医師を配置しております。さらに、食肉衛生検査所においては、獣医師の資格を持った非常勤の嘱託検査員を現在54名雇用しております。食肉衛生検査所では、屠畜検査はもとより、BSE検査や、早朝からの食鳥検査等、休日における検査にも柔軟に対応しております。このような中で、福祉保健部においては、今後

5年間で獣医師職員29名の退職が見込まれております。また、近年の獣医科大学生の就職希望が小動物診療に向かっているため、公務員獣医師の確保はますます困難な状況にあります。このことから、今後とも各獣医科大学訪問等による本県への就職勧誘を実施するとともに、県獣医師会を初めとした関係機関とも連携しながら、獣医師確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、品目横断的経営安定対策の取り組みについてであります。この対策は、認定農業者などの担い手の経営安定を図る上で重要でありまして、県及び関係機関等で構成する担い手育成総合支援協議会が中心となり、説明会の開催や加入手続の支援などをきめ細かく行ってきたところであります。平成19年産の加入状況は1,063経営体、1,915ヘクタールで、品目別では、米が1,062経営体、1,756ヘクタール、麦が16経営体、30ヘクタール、大豆が31経営体、129ヘクタールであります。県といたしましては、今後とも、本対策を活用しながら、認定農業者や集落営農組織など意欲ある担い手の育成確保に向けた支援に努めてまいりたいと思ひます。

次に、本県農業の振興方向についてであります。本県では、温暖な気候や豊かな自然を最大限に活用して、意欲のある生産者を中心に、米と野菜や畜産などの複合経営を主体に農業経営が展開されてきました。その結果、平成18年の農業産出額は全国第5位の3,211億円でありまして、全国有数の食料供給県であると認識しております。一方、国の対策等におきまして想定される経営耕地面積の大きい農業経営体は、本県では3.8%にすぎず、小規模な農業経営が農業生

産の主体となっております。このため県といたしましては、多様な品目を組み合わせて経営を展開する認定農業者や農業法人などの個別経営体はもとより、小規模農家等を含む集落営農の育成など、地域の特徴を最大限に活用した取り組みを進めることにより、経営として成り立つ農業の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、麦の生産対策についてであります。本県の麦の作付面積については、価格の低下や収穫期の気象条件等による品質低下等から面積が減少しておりましたが、平成19年度では78ヘクタールと増加に転じております。その要因といたしましては、焼酎用原料として生産者と県内の酒造会社等との間で播種前契約が行われる大麦の生産増加が挙げられます。県といたしましては、今後とも、冬作として輪作体系に組み込める地域を中心に、大麦を主体とした播種前契約の拡大を推進するとともに、品目横断的経営安定対策への加入を進めながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「食ルネサンス「いただきます」推進事業」の成果等についてであります。本県では、食育基本法の制定を受け、平成18年9月に「「いただきます」からはじめよう！みやざきの健全な食生活」を基本目標とした宮崎県食育推進計画を策定し、あわせて本事業を実施しております。本事業では、テレビCMによる啓発活動や学校給食における県産食材の利用促進、さらには地産地消推進協力員による自発的な活動に対する支援等を行っております。これにより、自主的な食育活動グループによる特徴ある取り組みが見られ始めるなど、家庭、学校、地域等に食育、地産地消に対する関心が高まっております。今後は、県民全体の活動へと発展さ

せるため、市町村における食育推進計画の策定を促進しながら、関係機関・団体が一体となって、より一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、有機農業についてであります。有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、環境への負荷をできる限り低減した農法であります。安定した収量・品質を確保するなどの面からは、解決すべき課題が多くあるものと認識しております。近年、有機農業は、消費者の環境問題や安全・安心な食に対する関心が高まる中、環境に優しい農業として重視されるようになってまいりました。県内でも綾町を初め各地域で、露地野菜や茶などで実践されておりますが、多くは個別的な取り組みとなっております。このため県としましては、有機農業の実践者や関係機関による検討会を立ち上げ、技術の開発や消費者等との連携を進めながら、本県の温暖多湿な条件のもとでの定着、拡大の可能性について検討を行ってまいりたいと存じます。

最後に、獣医師の体制整備と今後の獣医師確保対策についてであります。農政水産部においては、現在62名の獣医師が勤務しており、そのうち家畜保健衛生所に44名を配置しております。今回の高病原性鳥インフルエンザのような緊急事態においては、法律上、全国の獣医師に応援を依頼し体制を整え、その対応を行うことができることとなっております。しかしながら、近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど海外悪性伝染病が相次いで発生しており、予防や発生予察調査等、その業務量は増加傾向にあります。今後とも、家畜伝染病の予防と獣医師の重要性は増加することが見込まれる一方で、公務員獣医師への就職希望者が減少してい

ることから、関係大学や他部局とも連携を図りながら、獣医師の確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

国道221号種子田地区の道路整備についてであります。本路線につきましては、特に線形の悪い石氷橋の前後約1.5キロメートルにつきまして、平成10年度までに整備を完了したところでございます。これに続く区間につきましては、一部線形、見通しの悪い箇所があり、交通安全などの観点から道路整備が必要であると考えております。このため、本地区の道路整備につきましては、他の事業中箇所の進捗状況等を踏まえて、整備について検討していきたいと考えております。

次に、県道石阿弥陀五日市線の道路整備についてであります。小林市とえびの市境の約2キロメートルについて、現在整備が完了したところではありますが、これに続く未整備区間の鍋倉地区につきましては、農道等と一体的に整備効果を発揮するため、整備が必要であると考えております。他の事業中箇所の進捗状況等を踏まえて、整備着手について検討していきたいと考えております。

次に、県道奈佐木高岡線の道路整備についてであります。本路線につきましては、須木中心部と内山地区間の交流促進のため、県道宮崎須木線や大規模林道宇目須木線と連携を図りながら、一連の区間として整備を進めております。事業中の須志原工区、延長約1キロメートルにつきましては、平成14年度に事業着手し、既に用地取得を完了しており、これまでに新出之口橋を完成させるなどしております。本年度は、切り土や盛り土などの道路改良工事を進めるこ

ととしており、早期完成に向け事業推進を図っていききたいと考えております。また、奈佐木地区につきましては、厳しい地形条件や交通量を勘案し、特に幅員の狭い箇所や急カーブ箇所の部分的な整備について検討してまいりたいと存じます。

最後に、県道宮崎須木線の道路整備についてでございます。本路線につきましては、広域観光ルートとして重要な路線であることから、現在、綾町の大口工区や小林市須木の下田工区の整備を鋭意進めているところでございます。残る未改良の綾町から小林市須木間につきましては九州中央山地国定公園内であり、綾の照葉樹林の保護にも配慮する必要があることから、今後、整備手法について検討していきたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

心と体を豊かにする食育推進モデル事業についてであります。本県におきましては、平成18年度から、食に関する指導を推進するモデル校を指定いたしまして、食育の専門家である栄養教諭を新たに配置し、子供たちに正しい食習慣を身につけさせるための授業や、偏食や肥満傾向のある子供への個別相談、さらには食に関する校内研修会などに取り組んでいるところであります。これまでの取り組みによりまして、食生活の改善が図られますとともに保護者や職員に食育の認識が高まり、朝食を食べない子供が減少したり、給食時での残食量が減少するなど、一定の効果が見られてきております。今後、県教育委員会では、これらの状況を踏まえまして、学校における指導マニュアル作成に取り組みますとともに、関係部局との連携強化を図っていききたいと考えております。以上ござ

います。〔降壇〕

**○坂口博美議長** ここで、総務部長にちょっと申し上げますけど、先ほどの答弁の中で、平成18年度末の県債残高667億と答えられたと思うんですけども、我々が今いただいております議案の中の決算書では690億となっておりますので、そここのところの説明を追加してお願いします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 後ほど、確認した上でお答えさせていただきます。

**○水間篤典議員** るる御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

知事もちょっとお疲れのようですね。先に知事にお伺いしますが、今、私が財政改革の問題で基金の問題をお聞きしました。基金が今、ちょっと数字が違うということでしたが、私の手元にある数字で言いますと、なぜお聞きしたかということ、これは15年度が764億7,700万、16年度が722億、17年度684億、18年度667億、そういう中で、ことしの19年度予算の概要の中で、実はこの6月補正の不足額が256億円、これを基金で取り崩したということで、667億から256億を引くと412億円、これが平成19年度末の基金残高ということになるんです。そこまではいいんです。ところが、今度は17年度になりますと、684億あった基金から222億取り崩すんです。結果、462億しか残らないところでありまして、現実、執行部の皆さん方の一つの努力もあります。あるいは人件費であったり事務事業であったり投資的経費、こういうもの、これは県民の皆さん方に痛みを与えながらも、そこにまた200億程度の積み戻しをしているんですよ。その結果が667億という数字になっていくんです。

ですから、毎年、そういう意味では、139億と

か206億、16年度になりますと265億も積み戻しになっている。こういう状況を考えますと、私が言いたいのは、やはり、今倒産も——さっきの質問にありました——92社倒産をする中で、建設業者は50社を超えているんです。そういう流れ。そしてまた、先ほど説明もありました、県民所得が221万2,000円、去年よりも9,000円下がっているんですよ。そのことを先ほども指摘されたと思います。こういうことを考えますと、やはり、積み戻しも大事なんですけど、少しはその中で、県民生活の安定のためには何らか、200億もそんな必要ないんじゃないかというのが私の持論で、そのうちの半分か、あるいは3分の1かは、何か県のために、県民のために……。こんなに倒産がふえている状況の中で、どうすれば景気対策につながるか、経済対策になるのか。そこらあたりもひとつ考えていただきたいということで、これは、来年度もありませんが、知事、お聞かせいただけますか。どのように考えていかれるか。取り崩しをしろとまでは言いませんけれども、もうちょっとそういうところ、経済対策、景気対策まで考えるのかどうか、お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 積み戻しを半分ぐらいは景気対策に回せということなんですけれども、基金がなくなって、あるいは財政再建団体は標準財政規模の5%ということは御存じですよ。それを踏まえて言います。本県の財政状況は、地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費の増大等により一段と厳しさを増しております。これまでの財政改革の取り組みにより、財源調整のための基金については一定額を確保できましたが、今後も、毎年度200億円を超える収支不足が見込まれ、財政改革に取り組まなければ財政が破綻し、県民生活に極めて甚大な影

響が生じるという事態も危惧されるところであります。したがって、将来に禍根を残さないためにも、財政改革を着実に実行し、持続可能な財政構造へ転換していくことが必要不可欠と考えております。

なお、特別枠に関しましては——いわゆる議員御指摘の生活関連枠でございますが——第1期財政改革推進計画においては、県単公共事業について対前年度比30%減などの厳しいシーリングを設定したことから措置したものであります。第2期財政改革推進計画においては、東九州自動車道の整備や公共施設の県単維持管理経費を除き、対前年度比5%減としていることから、実質的には3%減程度となっており、シーリングによる減額幅が大きく異なることや、本県の厳しい財政状況等を踏まえ、特別枠を措置することは、今のところ困難であると考えております。しかしながら、建設産業の厳しい状況は認識しておりますので、建設産業対策を平成20年度重点施策の一つとして位置づけ、予算編成において重点的措置を図ることとしたところでございます。

**○水間篤典議員** 来年度のそういう予算規模、あるいは来年度の予算の流れでは、ぜひ景気対策をお願いしたいと思います。

それと医師確保対策についてお尋ねをいたします。医師確保といいますと、いつも2次医療圏の問題になると小林市民病院の話になるんですが、県は2次医療圏ごとに地域災害医療センターを指定しているんです。通称災害拠点病院と言いますが、この指定の重み、あるいは役割はどのように考えておられるのか。指定をしているのであれば、人的なもの、医師の派遣、あるいは施設の整備、こういうものに……。その重み、あるいは役割をもうちょっと検討すべき

ではないかと思うことが第1点。

もう一つは、今、長崎県を初めとして全国7県で、地元大学に寄附講座を設けているということでありまして、本県としても、宮崎大学から申し入れがあったと聞き及んでおるんですが、どのように受けとめておられるのかお聞かせください。福祉保健部長。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 地域災害医療センターは、災害時の拠点病院として、多く発生します救急患者の受け入れを初め、医療救護チームの派遣等の重要な役割を担っております。このため県では、災害拠点病院として必要な施設や設備整備費の補助を行い、県内の災害医療体制の充実を図ってきたところであります。しかし、市町村立の病院につきましては、国の三位一体改革の一環として、平成18年度に施設・設備の整備に係る国庫補助が廃止され、市町村に財源が移譲されたために、現在は市町村に対する財政支援は行っていないところであります。一方、医師の確保につきましては、市町村や県医師会、宮崎大学等の関係機関と十分連携し、県のさまざまな取り組みを通して協力してまいりたいと思います。

寄附講座につきましては、地方財政法の特例として、自治体等が地元大学に寄附を行い、地域医療のあり方等を研究するためのものであり、本来は地域への医師派遣等を目的としたものではございません。全国では、お話にありましたように7県で取り組まれておりますが、大学の医師が研究の一環として、週に数日程度の診療を行うことにより、医師不足解消の一助となっている例もあると伺っております。本県におきましても、宮崎大学にそういう構想があると聞いておりますが、地域の医師不足の解消にどの程度の効果があるのか等、検討すべき課題

もあり、今後、宮崎大学と協議、研究してまいりたいと考えております。

**○水間篤典議員** 寄附講座についてであります。非常に部長としては頭の痛い問題と申すか……。一つはこの問題は、先ほども申しましたように、やはり大学も自治体も双方の意思が一緒にならないと、大学だけではだめ、こちら側からどうの——というのは、予算の問題が出てきますね。教授の問題、いわゆるスタッフの問題を含めて考えますと、非常に難しい問題かもしれません。先ほど言いましたように、修学資金の問題、講座の設置期間、こういうものも出てきます。あるいは総務大臣の同意が必要だということもありますから。これは知事がその会に出られてお聞きになったのか。また、聞かれておれば知事の見解を、寄附講座についてはどういうお考えをお持ちか、突然ですが、どうでしょう。

**○知事（東国原英夫君）** その説明会には出ておりません。ただ、寄附講座は、今後、先ほど福祉保健部長からの答弁ありましたとおり、その効果も含めて検討する余地はあると思います。

**○水間篤典議員** これは全国で7県しかやっていない、非常に財政の持ち出しも、自治体の持ち出しもあるということで、大変な問題かもしれませんが、ただ、一体何が必要かという、医師の確保なんです、問題は。大変なことですから、そこはどうか、お金がかかっても必要な分は必要ということで、ひとつ検討していただきたい。

それからもう一点は、国県道の問題です。先ほどの221号線の種子田地区ですが、これは部長も現場を視察されたようでありまして、あのままの状況では、とても管理責任のある県の対応

が万全とは言えないと思います。早急な御検討をいただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 総務部長。

**○総務部長（渡辺義人君）** 失礼いたしました。基金残高の件でございますけれども、18年度末の4基金の残高、私、約667億円というふうに申し上げましたが、その数字に関してでございますが、決算書の上では、毎年3月31日現在で作成をいたしておりますので、そのベースでは690億円ということでございます。その後の出納整理期間中の移動がございますので、それを考慮いたしました18年度末として申し上げますと、先ほど私が申し上げました約667億円ということでございますので、時点のとらえ方ということで御理解を賜ればと存じます。

**○坂口博美議長** 今、我々は、決算書をまだ預かったままなんです。あくまでも議員の頭の中にはその数字がありますので、そこについての違いがあるときは、やっぱり一貫性を必要としますので、説明を補足しながらその数字を示していただきたいと思っております。

次は、46番井本英雄議員。

**○井本英雄議員**〔登壇〕（拍手） それでは、フィンランドの教育についてお話をしたいと思います。

私は、学生時代に2年間、60カ国を旅しまして、そのときフィンランドにも行きました。フィンランドは別名「スオミの国」と言うんです。スオミというのは湖という意味ですが、地図を拡大しますと、ほとんど湖という、まるで網の目のように湖がある。そこに針葉樹林がずうっと湖の横に生えておましてね、原生林が。その間を道が縫うように走っている。私はヒッチハイクで車に乗せてもらってそこを行っ

たという記憶がありますけれども、まあ、きれいな国でありました。

ところが、このフィンランド、1991年、ソビエトが崩壊し、その後ベルリンの壁が崩壊して、それこそ未曾有の経済危機に陥りました。失業率20%以上というひどい経済不況に陥ったわけでありまして。そこで、フィンランドは何とかせないかん、それこそどんげかせないかんということで、教育に力を入れたわけです。そのときかんかんがくがくのいろいろな議論があったそうでありまして。その結果、世界経済フォーラムにおきまして、フィンランドが国際競争力で3年連続して1位という評価をされるまになりました。そして、先日発表されたOECDの生徒の学習到達度調査、いわゆるPISAというんですが、このPISAは2000年から3年ごとにずっとやっているんです。2000年、2003年、2006年とやって、2006年については先日発表されまして、そこでも総合評価ではナンバー1ということで、連続3回してナンバー1という評価になりました。それで、俄然今、フィンランドとは何ぞや、フィンランドの教育とは何ぞやということで注目されているわけでありまして。

フィンランドの教育とはどんなものかといいますと、まず、先生はすべて大学院の修士号を取得しております。先生になるまでに50回以上の研修を受けなきゃなりません。先生はなりたいた職業ナンバー1ということで、みんなから尊敬されております。授業時間は日本より短い。それから少人数、大体25人前後。小学校では1人の先生が1年から6年まで担当する。教育費は大学に至るまで無料。そしてまた教科書検定制度はない。要するに先生が自分勝手に何でも使っていていいということでありまして。成績表もありません。能力のある者はどこまでも育てるけ

れども、また、落ちこぼれが出ないようにいろんな手だてをしております。そして、何よりも読み書きに力を入れているわけでありまして。これについては、家庭内においても読書が非常に盛んで、大体図書館が自治体の数の2倍ぐらいあるそうですけれども、年間の図書館から貸し出された本が大体1人当たり21冊というふうに言われております。

そんなフィンランドの教育は、どんな人間をつくろうとしてそういう教育を始めたか。前に述べましたように、フィンランドは未曾有の経済危機に陥りましたので、ともかく21世紀に向けて、たくましい、自分で考え、自分で切り開ける、要するに生きる力のある人間を育てたいということで、このような教育になったんですね。これは考えてみると、日本におけるゆとり教育の目的と同じなんだ。何でフィンランドの教育はPISAで評価されて、日本のゆとり教育は何でこんなに評価されなくなったのか、なぜなのか。これを私たちはもう一回ここで真剣に考えないかんと思うんです。私は、ゆとり教育の目的は間違っていなかったんじゃないか、どうもやり方に問題があったんじゃないか。やり方が未熟だったんじゃないかと私は思っております。ところが、現在、報道によりますと、中央教育審議会は、PISAの報告を受けまして、ゆとり教育を反省し、再び詰め込み教育に戻りつつあるように見えます。しかし、実はPISAが測定しようとしたのは、21世紀に求められるリテラシー——リテラシーとは応用力という意味だそうですが——でありまして、旧来の学力ではないのであります。中央教育審議会の行き先はPISAが求めているものに逆行しているのではないかと、私は思うのであります。私は、21世紀に向けてPISAで求められ



ているリテラシー（応用力）の育成を目指すべきではないかと考えるのでありますが、教育長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、豊かな森づくりについてであります。

先日、日本熊森協会の森山さんの話を聞くことができました。これはそのときの話が全部入っている冊子でありまして、皆さん方の控え室のほうに既に配ってあると思います。これを読んでもらえば、私はもうしゃべらなくてもいいんですが、ぜひともひとつ読んでいただきたいと思います。これは本当は全部配ろうと思ったんですけども、配っちゃいかんということになりましたので、この中の1ページだけコピーして皆さんの手元に配ってあります。この新聞記事に写真がありますが、これをちょっと読んでみましょう。「オラこんな山いやだ 雑木消え腹ぺこ眠れぬ 真冬なのに里へ…射殺 ツキノワグマ環境破壊に悲鳴」というふうに書いてあります。この記事を発端として、ある兵庫県の中学生たちが、ともかくこれはクマを守らないかん、そして森を守らないかんという運動を展開していったという話がこれに書いてありますので、ぜひとも読んでいただきたい。

かつてこの九州にもツキノワグマがすんでいたんでありますが、絶滅してしまっております。理由は、猟師がとり過ぎたわけじゃないんです。熊森協会の森山会長によりますと、針葉樹林が40%を超すと、その森にはクマはすめなくなるそうであります。我が宮崎県は58%が針葉樹林であります。人里にイノシシが出てくる、猿が出てくる。きのうはシカが出てくるということで、シカがふえ過ぎているんじゃないかという話をしましてね。黒木正一さんと私とは兄弟みたいなものですから——私が兄さんで

すよ。私と違う意見を述べられて、私もちょっと困っておるんですが……。私としては、基本的に、森にえさがない、それなのに動物がふえておるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなんかと思っているんです。カウムの仕方が問題か、もしかするとシカだけふえておるということもあるかもしれませんがね。いずれにしても根本的解決は、私はやっぱり、森の奥に実のなる広葉樹林をふやさない限りは、獣害対策は根本的な解決にならないかと思っております。

それから、針葉樹林が多いということは、山に保水力がないということでもあります。そのために、台風が来ますと、水がそれこそ鉄砲水のように川に下ってきまして、災害を引き起こす。そして、杉の木というのは根が浅いですから、台風が来るたびに倒れて、それがまた流木になって、この前の台風5号のときには海まで流されて、そのまままた北浦や島浦の養殖場を壊してしまったということでもあります。そして海は、昔は近海に藻がたくさんあったんです。それが今はもうほとんどなくなっております。何でか——これは皆さん御存じでしょうけど、広葉樹林がなくなったためであります。広葉樹がたくさん落ち葉を落として、その落ち葉の上から雨が降って、その雨がやがては、何年か何カ月後かは知りませんが、川になり、そして海になって出てくるころには栄養豊かな水になります。実はその水のために藻が茂っていたわけでもありますけれども、それがなくなりました。そういうことでありまして、「漁民の森づくり」というのが今、日本各地でやられておるといのは、皆さん御存じだと思います。そういうことから、大型動物を守る、あるいは逆に獣害を守る、災害から守る、そしてまた海の藻

場を育てる、漁場を育てる、そういう観点からして、やはり今後は広葉樹林を育てていかないと、私は思うのであります。

県では、未植栽地3,000ヘクタールを3年のうちになくしてしまおうという計画を立てておられます。本当にすばらしい計画であります、私は、そういう計画であるならば、先回の質問で太田議員が、奥山を広葉樹林、下のほうを針葉樹林——これはいいんですが、その割合を私は6対4ぐらいに、広葉樹林6、針葉樹林4というような計画にすべきではないかなと思っておりますが、今、計画はどのように立てられているのか、環境森林部長の御見解をお聞かせ願えたらと思います。

次に、裁判員制度についてお聞きします。

裁判員制度が遅くとも21年5月には実施されることになっております。私の周りでも、「どうしてこんな制度が始まっちゃうのか」「私はもう裁判員なんか絶対ならんよ」という人がたくさんおるんです。去年の12月の内閣府の調査によりまして、「私はやりたくない」という人は78%。そういう世論調査をするたびごとに、裁判員制度は必要ないという人がだんだんふえているんですね。この裁判員制度というのは、本来国のほうで決めた制度でありますから、私が知事に聞いても、知事も答えようがないんだろうと思うんだけど……。しかし、これは国会議員が通した法律でありますから、彼らもいろいろ問題があるということは今わかっている、自分たちが通した手前、議論をすることはできないんだろうと思うんです。そういうことから、私は、地方からこれは声を上げないかなということを取り上げた次第であります。

そもそもこの裁判員制度は、アメリカからの日本に対する、かの悪名高き「年次改革要望

書」の中で弁護士増員を要求したことが発端であります。国民の司法への参加というならば、なじみのある民事事件を避けて、なぜなじみのない重大犯罪だけに限定したのかわからんであります、実はその裏にはアメリカからの圧力があったという話もあります。というのは、アメリカで日本企業がパテント問題などで巨額の賠償金を支払わされた。これに対して日本国民が、今度はアメリカ企業に対して仕返しをするおそれがあるからだという——本当かどうかわかりませんが——話もあります。また、この法律は憲法違反のデパートだという論議がなされておりますし、果たして公平な裁判ができるんだろうかという疑問もあります。また、当然、裁判員には日当が支払われるわけですが、費用がかかり過ぎるんじゃないかという批判もありまして、ともかくいろんな議論がなされております。この法律はわずか国会を3カ月で通過したという代物でありまして、私はこれは論議されていない、まともに論議されていないと思うのであります。私は、地方から、この制度はもう一度論議し尽くさないかなということでも声を上げるべきだというふうに思うのであります、知事の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、脳内汚染についてであります。

脳内汚染とは何ぞやと、皆さん知っておられるのかなと思ったんですけど、何人かから聞かれるものだからですね。「脳内汚染」という本があるんですよ。岡田尊司さんという人が書いて、ベストセラーになったんです。読んだ方はおられますか——勉強不足ですね。少しばかり内容を説明しますと、1990年ぐらいから、ともかく世界的に少年犯罪、それも凶悪犯罪がいろんなところで起こるという現象が起きているわ

けです。それで、何か共通した原因があるんじゃないのかなということで、一つの仮説を立てて、この岡田先生が検証していったわけです。1999年に、アメリカのコロラド州の高校で2人の高校生による乱射事件というのがありました。13人死亡、24人負傷という事件でありましたが、そういう事件がアメリカでは高校の中で何度も起きているんです。そのときに、プロの目から見て、彼らの射撃のやり方は訓練された兵士のようなのだというんです。彼らの撃ち方がプロみたいだと。何でだろう。彼らはもちろんそれまで、銃なんか撃ったことがないんですよ。撃ったことはないけれども、彼らの撃ち方を見てると訓練された兵士みたいだと、プロは言うわけです。なぜだろうかということで、彼らの生活をずっと探っていったときに、たどり着いたのがテレビゲーム、ビデオゲームであったのではなかろうかというわけですね。というのは、ビデオゲームで、そういう射殺するようなとそっくりの——「DOOM」というらしいんですけれども——をやっていたということでもあります。

話は少し飛びますが、かつてフォークランド紛争というのがありました。御存じでしょう。若い人は知らんかもしれんが、フォークランド紛争というのがありました。そのフォークランド紛争で、アルゼンチン軍とイギリス軍との戦いでありましたが、アルゼンチン軍の兵士は、訓練のときに昔ながらの黒い的を標的に用いていたわけです。ですから、実際に現実の人間を見たときには、当然撃つのをためらうわけです。ですから、アルゼンチン軍がそのとき発砲した発砲率は大体10%から15%と言われていました。ところが、対するイギリス軍は90%以上、見るなりバンと発砲しているというわけで

あります。その違いは何か。イギリス軍は、よく見られると思いますが、人型シルエット、ぱっと出てくるやつがありますけど、あれを見ながら訓練していたわけです。その違いだと。

話はもとに戻りますが、この高校生たちが使っていたビデオゲームはもっとリアルだと。FBIの捜査官が言うには、「我々が射撃訓練で使っている装置と基本的に同じだ」ということでありますから、毎日彼らは人殺しの練習をしているようなものだということでもあります。そこで、岡田先生は精神科の医者でありますので、そのゲームに没頭しているときの脳内の状態を調べてみました。すると何と、麻薬を服用したときと同じほどのドーパミンというホルモンが分泌されていた。何でも1つのことを3時間続けるということは苦痛なんですね。ところが、これをやり続けることができるということは、もう既に中毒症状だということなんです。そういう状態でありまして、ゲームソフトを開発する人たちは、これをよくわかっていて、もっとすごいもの、もっとすごいものといって開発しているんです。ですから、子供たちはそれに乗せられておる。この中毒が慢性中毒となれば、前頭前野の機能が低下して、人間的な思考や思いやりがなくなるそうであります。やがては感情のコントロールができなくなって、ささいなことでいらいらしたり、最終的には無感覚、無気力、無関心になると言われております。今、若者の間で起きているさまざまな精神的な症状、発達障がい、ひきこもり、いじめ、不登校、家庭内暴力、ADHDとかありますけれども、あんなのなんかもこれに関係するんじゃないかというふうに、この先生が言っております。

ヨーロッパやアメリカでは、ゲーム依存症というのは既に確立された概念であります。EU

では既に暴力ゲームの規制に乗り出しました。しかし、日本ではその対応がおくれております。日本においてはどのような取り組みがなされているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、海外行政調査についてお伺いいたします。

知事も御存じのように、今年度の県議会議員による海外行政調査は取りやめということになりました。私は4期目でありまして、60歳になりましたから、私はもう行かなくてもいいというふうに思っております。しかし、私はやっぱり、後輩のためには道を開いておきたいなと思っておるわけでありまして。さっきも申しましたように、私は学生時代、2年間60カ国を旅しました。「百聞は一見にしかず」という言葉がありますが、私は本当にためになったと思っております。さっきのフィンランドの話もそうでしょう。私は、フィンランドに行っていないければ何も関心はないんですよ、実は。やっぱり行っていけばこそ、そういうところに関心が出るんです。この経験は、私の財産だ、宝だと。それで私は今食っていると言っても本当に過言ではないわけでありまして。

その旅の中でこんなことがありました。ブラジルで三菱商事の独身の社員、それからイランで、今度は三井物産の独身の社員と会う機会がありました。男ですよ、もちろん。彼らは1年間、とにかくその国をよく見なさい、そしてその周辺の国もよく見なさい、そしてもう一つ、その国の言葉を覚えてきなさいと。そして彼らは毎日のように一流ホテルを転々転々としているわけです。その金はどこから出るか、全部会社が出すんですね。私はぼろなホテルを転々転々として、向こうは一流。こんなに大企業というのは社員教育に金を使っているのかなと、私

は本当に感心いたしました。私はやっぱり県議会議員も同じだと思う。県議会議員を育てるためには、少しはそういう金を使うことは必要じゃないのかなと思うんです。

この宮崎からは総理大臣が出ておりません。先日亡くなった江藤隆美先生も県議会議員出身者でありました。県議会議員にお金を使うのがもったいないと言う人もおります。それなら、それだけの政治家しか育たないということでもあります。自分のお金で行ったらいいと言う人もおります。県議会議員は、はっきり言ってそれほど豊かじゃないんですよ。今、政務調査費のことも言われておりますけれども、我々は退職金がないんです。4年に1回は必ず選挙せにゃいかん。選挙には随分金がかかるでしょう、皆さん。私は選挙が終わった後は借金しか残っていない、実は本当。はたから見てるほど楽じゃありませんよ。先日は、テレビでワーキングプアの特集をやっておりました。お年寄りが食うや食わずの生活をしているのを見ていますと、本当に無駄遣いはできないというふうに思います。私たちも、これを機会にこの制度を見直して、無駄遣いと言われないように、根性を入れて海外行政視察に取り組みたいと思いますので、県民の御理解を何とぞお願いしたいと思っております。

そこで、知事に質問ですが、知事は県議会の海外行政視察を愛とロマンの海外ツアーとか、嗅覚が悪いとかやゆされました。しかし、知事自身、既に30カ国ほど外国を訪問されております。知事は海外を見て回ることの大切さをよく理解しておられるのではないかと思います。県議会の海外行政視察の今後についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

壇上での質問をこれで終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいまの井本議員の、一般質問というよりはトークと  
いった、あるいは漫談とといった、非常に有意義  
で楽しい、おもしろい話をずっと聞いておりた  
かったんですけれども、一応、一般質問に答え  
なきゃいけないということでございまして、答  
えさせていただきます。

裁判員制度についてであります。裁判員制度  
につきましましては、国は、国民にとって裁判が身  
近になることや、国民が自分を取り巻く社会に  
ついでの問題を真剣に考えることにつながるな  
どの効果を期待していると伺っております。一  
方で、この制度については、さまざまな御意見  
もあり、また、国民の制度に対する参加意識が  
低いなど、まだまだ課題があることも事実であ  
ります。国の司法に係る制度でありますので、  
私といたしましては、国において、これらの課  
題等を十分に踏まえ、今後、適切に対応される  
ものと考えております。

続きまして、議員の海外行政調査についてで  
あります。グローバル化が進展する中、議員の  
皆様が、県民福祉の向上を目的として、より幅  
広い視野から県政を考えていくため、海外の先  
進的な事例を学ばれることは、大変有意義だと  
考えております。なお、実施に当たっては、財  
政状況が厳しい中、県民の皆様の理解が得られ  
るような方法を模索、検討していただきたいと  
考えております。以上です。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答  
えいたします。

広葉樹林等の多様な森林づくりについてであ  
ります。国の新たな森林・林業基本計画におき  
ましましては、100年先を見通した森林づくりと  
して、広葉樹林化や長伐期などの多様な森林づく

りを推進することとされております。県では、  
昨年4月に「宮崎県水と緑の森林づくり条例」  
を施行いたしまして、これに基づいて今後の森  
林の目指す姿や、その具体的な整備・保全の手  
法などを示した「森林の整備及び保全に関する  
指針」を作成いたしました。その中で、林地生  
産力の低い森林や野生動物のすみかとなる奥山  
等におきましては、天然林の保全や、徐々に広  
葉樹林等へ誘導することとしております。ま  
た、昨年から導入しました森林環境税を活用し  
て、広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹が入りま  
じった森林の造成など、多様な森林づくりを展  
開しているところであります。今後とも、野生  
鳥獣との共生や災害の防止など、森林が有する  
公益的機能を十分に発揮できる森林づくりを推  
進してまいりたいと考えております。以上であ  
ります。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいた  
します。

P I S A調査についてであります。P I S A  
は、知識や技能を実生活の場面でどの程度活用  
できるかを調べる国際的な学習到達度調査であ  
ります。この調査の目的は、それぞれの国が国  
際的に通用する人材を育成するという観点から、  
自国の教育水準を知るとともに、結果の検証  
を行いまして、教育の改善に役立てることに  
あります。この調査で求められますリテラシ  
ー、すなわち応用的な学力は、みずから考え、  
みずから切り開く力など、これまで取り組んで  
まいりました生きる力にもつながるものであり  
ます。新たな学習指導要領では、基礎・基本の  
習得とともに、知識・技能を活用する力の育成  
を基本理念とすることとされております。本県  
におきましても、基礎と応用を車の両輪として  
伸ばしていくために、学校において子供一人一

人を大切にしたいきめ細かな指導がなお一層充実するよう、教員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる脳内汚染についての問題であります。暴力的なゲームなどが児童生徒に与える影響につきましては、現在、文部科学省が調査研究を行うとともに、中央教育審議会におきましても審議をされており、本年1月の答申におきましては、ゲームにおける暴力表現が、児童生徒の暴力への志向性を高める可能性や、脳の発達に重大な影響を及ぼす危険性があるなどの指摘がなされております。ゲームを含めインターネットなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化をいたしておりますが、どんな時代にあっても必要な、相手を思いやる心や社会性などを子供たちに身につけさせることが極めて重要でありますので、今後とも学校、家庭、地域との連携を十分図りながら、命を大切にする教育に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○井本英雄議員 ありがとうございます。少し時間がありますので……。

ことし4月に全国一斉の学力テストが行われました。新聞情報によりますと、我が宮崎は、全国で小学校が25位、中学校は10位という成績でありました。日本自体の学力が低下している中ではありますけれども、これはなかなかの快挙ではなかったのかと思いますが、その原因はどの辺にあるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（高山耕吉君） この4月に行われました全国学力・学習状況調査についてですが、本調査におきまして本県の小中学生の正答率は、実施された各教科A・B問題のほとんどで全国平均を上回っております。この結果は、これまで県教育委員会が取り組んできまし

た戦略プロジェクトの小中学校学力向上推進事業などさまざまな学力向上の施策や、市町村教育委員会の取り組みに加えまして、各学校が学力向上改善計画書を作成して指導方法の工夫改善を図るなど、地道な取り組みを進めてきたことがこの成果につながったものだと考えております。今後は、調査結果に基づきまして施策の検証を行いますとともに授業改善を図りながら、一層の学力向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○井本英雄議員 先ほどは議員の海外行政調査を質問しましたが、職員はどうなっているのか。何か中断しているという話も聞きました。しかし、確かに宮崎県も厳しい財政状況でありますけれども、小泉前総理が引用した米百俵の精神が今こそ必要ではないのかなど。こういうときこそ人材を育成することが肝要ではないかと思いますが、県職員の海外研修について、総務部長にお伺いいたします。

○坂口博美議長 総務部長でいいですか。知事。

○知事（東国原英夫君） 現在、職員の海外研修につきましては、まず長期研修として、宮崎県産業貿易振興協会上海事務所、外務省在ヒューストン総領事館、自治体国際化協会シンガポール事務所の3カ所で、各1名の本県職員が2年間の予定で勤務しております。また、自主企画の短期研修としましては、今年度は6名を欧米、アジア、オセアニアに7日から15日間派遣しております。この研修は、研修課題の設定や訪問国の選定、海外での訪問先や調査内容、移動手段など、すべて職員みずから企画して、みずから手配を行うものであり、職員から公募した企画の内容を十分審査の上派遣しております。海外研修は、国際関連業務に有益な人材の

育成というだけではなく、国際感覚、交渉力あるいは自主性等、県職員の資質の向上を促進する効果が期待でき、また、職員の意欲喚起にもつながることから、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 決算審査の採決は終わっていないのですが、知事は、今回の件でうみを出し切ると言われましたけれども、本当にうみを出し切ったと知事は考えておられるのか、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 預け等の不適正な事務処理につきましては、今回、外部調査委員会の指導や検証も受けながら厳正に調査し、その実態を明らかにできたものと考えております。また、不適正な事務処理が発生した原因や背景も分析の上、職員の責任を明確にするとともに、二度とこのようなことが起きないように再発防止策も策定したところであり、私としてはできる限りの調査を行ったと認識しております。

さらに、今回の問題では、職員のコンプライアンス意識の希薄さが大きな原因の一つでもありましたが、調査を通じて、すべての職員がこのような事務処理があってはならないものであることを深く認識し、改革のスタートラインに立つことができたと思っております。そういった意味で、私としては、今回、うみを出し切れたものと考えておりますが、一日も早く県民の皆様のご信頼を回復するために、職員全員が気持ちを新たに、県勢の発展に邁進していく所存でございます。

○井本英雄議員 私は南那珂農林振興局に調査に行ったのでありますが、取引業者は1業者だったということですが、どのような経緯でこの1業者のみと取引をするようになったのか。また、いつごろからの取引なのかお聞か

せください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 南那珂農林振興局が預けを1業者のみと行っていたことにつきましては、具体的な経緯や預けが始まった時期は明らかではありませんが、預けの残額があると、当該業者との取引が継続されやすい状況にあったこと、振興局側に簡便に物品を調達したいという間違った考えがあったことなどから、結果的に預けが常態化していったものと考えております。以上であります。

○井本英雄議員 その業者の年商はどのくらいのものであったのか。また、従業員は何人いるのか。総務部長、お聞かせください。

○総務部長（渡辺義人君） 今回の全庁調査に関しましては、取引事業者が特定される情報は公表しないということをお条件として御協力をいただいております。お尋ねの年商、それから従業員といった経営に関する情報につきましては、公にすることにより事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、情報公開条例第7条第3号に規定します「法人等に関する情報」に該当するというふうと考えられますので、御理解を賜ればと存じます。

○井本英雄議員 それでは、南那珂農林振興局だけではなくて、ほかの部署との取引はなかったのか。また、取引があればその額はどのくらいのものなのか、お聞かせください。

○総務部長（渡辺義人君） お尋ねの業者についてであります。今回の調査におきまして、預け及び書きかえについて、南那珂農林振興局ほか6つの所属と取引がございまして、その6つの所属との取引の合計額は2,141万2,877円ということになっております。

○井本英雄議員 ということは、南那珂農林振興局とは4,000万円、そしてあと2,000万円、結

局6,000万円の裏金、これが1社ということであり、本当にこういうのがどうして表に出ないのか不思議なことでありますが、外部調査委員会は彼らと実際会っていないということでもあります。それなのに知事はこれをよしとされた。その根拠はどの辺にあるのか、これで幕引きされるのか、お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 全庁調査に当たっては、外部調査委員会に調査段階に応じて調査状況を逐一報告するなど、十分な情報提供を行った上で検証していただきました。また、外部調査委員会が直接調査する必要があると判断された場合には、委員みずからが実地調査や事情聴取を実施していただきました。このような3カ月にわたる調査の結果、外部調査委員会としても、できる限りの調査はされたと判断いただいたものと考えております。私としましても、こうした外部調査委員会の検証等をいただきながら、可能な限りの客観的で公正な調査を行えたものと思っております。

今回のことに関し、井本議員を初め県議会の皆様、県民の皆様から大変厳しい御批判をいただいたことを真摯に受けとめますとともに、今後、職員全員が一丸となって、県民の皆様の信頼回復と県勢の発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** 最後に、五ヶ瀬川河床掘削についてお伺いします。

延岡市の五ヶ瀬川を、今、国土交通省、それから県のほうもやっていたいただいているようですが、支川のほうは、まだ掘っていないとか、これで掘ったのかと言われることが多いのですが、どのような状況なのか、取り組み状況をお聞かせ願えたらと思います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 国が管理して

おります五ヶ瀬川や大瀬川におきましては、河川激甚災害対策特別緊急事業により、平成17年度から18年度末までに、本小路や鷺島地区などの河川敷で約70万立方メートルの掘削が実施されており、今年度はさらに約10万立方メートルが実施される予定と聞いております。この掘削した土砂につきましては、堤防や道路などの公共工事のほか、砂利採取許可により、コンクリートの砂などの骨材として約10万立方メートルの活用が図られており、さらに、公募により選定された民間の造成工事などにも利用されているところでございます。また、県におきましては、五ヶ瀬川や北川などにおいて、家屋の浸水被害のおそれがある緊急性の高い箇所から堆積土砂の除去を実施しており、平成18年度末までに約18万立方メートルを除去したところであり、ことしの台風5号により新たな対応が必要となったため、曾木川などの支川も含め、今年度はさらに約5万立方メートルを除去する予定でございます。掘削した土砂の処理につきましては、公共工事への利用を原則としておりますが、公募選定により骨材業者に砂利採取を許可し、河川から搬出させる制度を平成17年度から試行しておりまして、有効活用を図っているところでございます。

**○井本英雄議員** 北方などの川では土砂がたまったままになっております。ひとつよろしくお願いします。

これで私の質問をすべて終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日は午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

きょうは、これにて散会いたします。



平成19年12月12日（水）

午後 2 時44分散会

12月13日（木）

# 平成 19 年 12 月 13 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (45 名)

3 番	川添博	(無所属の会)
5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	河野安幸	(自由民主党)
8 番	山下博三	(同)
9 番	黒木正一	(同)
10 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	凶師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	押川修一郎	(同)
23 番	外山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	蓬原正三	(同)
32 番	濱砂守	(同)
33 番	水間篤典	(同)
34 番	丸山裕次郎	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	井本英雄	(同)
47 番	星原透	(同)
48 番	野辺修光	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
50 番	坂元裕一	(同)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	中村幸一	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊嗣
総合政策本部長	村社秀継
総務本部長	渡辺義人
地域生活本部長	丸山文民
福祉保健本部長	宮本尊一
環境森林本部長	高柳憲一
商工観光労働本部長	高山幹男
農政水産本部長	後藤仁俊
県土整備本部長	野口宏一
会計管理者	甲斐景早
企業局長	日高幸平
病院局長	植木英範
財政課長	和田雅晴
教育委員長職務代理者	大重都志
教育長	高山耕吉
警察本部長	相浦勇二
代表監査委員	城倉恒雄
人事委員会事務局長	大野俊郎

## 事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸藏
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	馬原日出人
議事課長	四本孝章
政策調査課長	富永博美
議事課長補佐	富孫田英彦
議事担当主幹	亀澤保彦
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元淳二

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、37番中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) ことし1年の象徴の漢字、知事は「縣」を選ばれました。県の意味と地方、田舎の意味があるということで、地方の時代にふさわしい漢字ということがあります。私も縣の中の縣、宮崎県諸県地方に住む者であります。特にまた、一番西の外れの西諸県郡地方に住んでいる者でありますから、私の思いも知事と一緒にあります。日本の社会のすべてで、相変わらず東京への一極集中が続いております。そのために、宮崎県と東京都の格差は一段と拡大しました。これはけしからんと宮崎県民はみんな思っております。その宮崎県内も、宮崎市への一極集中が今日までずっと続いております。私は、この状態はおかしい、地方あつての宮崎市、また東京都と、かたくなに言い続けてきました。これからもこの主張は変えません。なぜなら、本当の日本人が育つ日本の原風景が、日本人の心のふるさとが、えびの市を初めとする宮崎県の各地方にあるからであります。その思いを込めて、ただいまより一般質問をいたします。

毎日、県庁見学者がたくさん朝、昼、夜と来ておりますけれども、それが知事の人気の証明でもあるわけであります。知事の人気の理由、私は9月議会で私なりに分析をいたしました。

それは、完全なる民間人であるということがその大きな理由であるというふうに決定づけているわけでありましたが、今回、知事が就任して初めてのすべての予算を編成されます。けさも大阪のことで載っておりましたが、県民は知事に、前例のない型破りの改革を望んでおるわけであります。そういう意味で、完全なる民間人としての発想で、その予算編成に取り組んでいく必要がある、そのようにお願い申したいわけがあります。そのことが知事のマニフェストの実現にもつながる、このように思っているところでございます。それで、来年度予算編成に当たっての知事の基本的な考え方、思いも含めてお願いしたい。それと、本年度まで6年間ずっと、当初予算はマイナスでありました。今回の質問でも何回か出ましたが、まだ予算の規模の発表はありませんけれども、マイナスかプラスかぐらいはここで公表していただきたい。

そのことをまずは質問いたしまして、後は自席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

来年度予算編成についてであります。本県の財政状況はさらに厳しさを増しており、多額の収支不足を圧縮し、持続可能な財政構造へ転換していくために、まずは財政改革に着実に取り組んでいくことが最重要課題と考えております。一方で、県が抱える政策課題に的確に対応していくため、私のマニフェストを踏まえて策定した「新みやざき創造戦略」に基づく重要施策については、積極的に展開していく必要があると考えており、特に平成20年度については、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策を重点的に推進すべき施策としたところであります。平成20年度当初予算

は、私にとって初めての本格的な予算編成となるわけですが、財政改革を着実に推進し、財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策や事業には積極的に取り組み、マニフェストの実現を目指してまいりたいと考えております。なお、20年度当初予算については、詳しくは検討がつかないということでございます。〔降壇〕

○中野一則議員 予算規模等まだ詳しくは聞いていないと答弁されるところが民間人らしからぬ答弁であると。官に押されないような予算編成を私はお願いしたい。そのことで前例のないような型破りの県政運営ができる、改革ができると思っておりますから、ひとつ努力をしてほしい。特に、財政当局からは、財政の健全化なり、県債発行の抑制なり、マイナスシーリングでとか、いろいろ要求も来ておりますから、そういうことに押されないような予算をぜひ知事自身でつくってほしい。もう一度、その取り組みの姿勢をお披露願いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 重複しますけれども、20年度予算については見通しがつかないわけでございますが、私の重要施策というものを重点的に踏まえて予算編成したいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ知事の思いが通じる予算になるように、私もそのように願っているところでございます。予算編成とか政策決定には、何といたっても県民の生の声を反映してほしいと思います。サイレントマジョリティー、声なき大多数を念頭に置くのが政治家あるいは行政マンだとよく聞きますが、要は生の声をいかにして知事がきちんと反映できるかということだと思います。県庁見学者、毎日多いわけですし、いろいろと聞いてみますと、知事に対しては表

敬訪問も多いと聞いております。私、調べさせていただきましたが、その表敬訪問の割には直接陳情の件数が意外と少ない。4月から11月まで55件、これは月平均にしますと、月7件だけの陳情であります。陳情だけが生の声ではありませんけれども、そういうことで、知事への生の声が本当にきちんと入っているのかなという心配もするわけですが、その辺は大丈夫なのか、生の声が反映されるかを知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 陳情が少ないということは、それだけ不満・不平が少ないということではないでしょうか。それを踏まえてお答えします。私は、知事就任以来、市町村や各種団体等から、提案・要望を数多く受けております。その内容は、社会基盤整備に関するものや福祉・医療の環境整備に関するものなど、種々さまざまであります。要望等をお受けする際には、いずれの内容も県民の方々の切実な声であります。本県の財政状況では、すべての要望等におこたえすることは到底できる状況にはなく、そのたびに心が痛む思いをしております。私としては、今後とも、徹底した行財政改革や諸産業の振興等により歳入増を図り、また、地方交付税等の充実強化を国に対して要望するなど、可能な限り県民の皆様の声に対応できる予算の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、各部局で対応いたしました要望等につきましては、現在、その都度、私への報告がなされているところでございます。生の声は伝わっております。

○中野一則議員 いろいろと部長等から生の声が届いているということですから、安心しましたが、ぜひその生の声を、県民の声を反映された予算になるように、よろしくお願ひしたいと

思います。

次に、決算についてであります。18年度の一般会計は2年連続の不認定となるようでありませけれども、私はこの決算については不思議に感じているわけです。ことしも19億円余の実質収支額、つまり19億円の黒字決算であった、こういう内容であるわけですが、実は、平成9年から今回18年まで過去10年間、ずっと19億円から20億円余の毎年似通った数字の黒字計上がされているわけです。19億円余が実に7回、そして20億円そこそこが3回あります。これは出納整理期間というのが2カ月間ありますから、その中に調整されたのではと云いたくもなるわけでありませ。なぜなら、決算は黒字でも毎年数百億円ずつの県債残高がずっと積み重なっていくわけでありませ。それから、平成16年度の県のバランスシートを見ましたが、166億円、平成17年度が352億円、県の正味資産が減っている。もちろん行政と一般企業では会計の手法が違うわけでありませけれども、生の声、生の状態ではないんじゃないかなと思いうわけでありませ。こういう状態を知事はどのように思われるか、感想をお聞きしたいと思いうませ。

**○知事（東国原英夫君）** 実質収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いたいわゆる形式収支から、事業の繰り越し等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものでございませ。本県におきましては、歳入歳出それぞれについて、当初予算や補正予算の各段階で可能な限り正確な把握に努めるとともに、実質収支が赤字に陥ることのないよう留意しながら、堅実な財政運営に心がけているところでありませ。こうしたことから、近年では、ほぼ20億円程度の黒字を確保できているものと考えておりませ。

**○中野一則議員** 平成19年度の決算は、100%知事が執行されるわけでありませが、実質収支額が過去の繰り返しにならないよう、19億円何がし、20億円そこそこの繰り返しにならないように、現実、実態を反映した金額、ひとつ御指導を含めた決算になるよう要望しておきたいと思いうませ。

次に、出先機関の再編についてであります。が、農林振興局と農業改良普及センターなどを統合、あるいは3年後には高岡、串間、高鍋の土木事務所が廃止されるという方向づけがされております。この背景には、市町村合併の進展あるいは道路交通網の整備、IT化の進展、行政改革の推進などがあるわけでありませけれども、出先機関の再編は、県民に等しいサービスの提供、地域間格差の是正、中央から離れたところへの配慮、こういう原点に返って再編を行うべきだと思っております。特に、宮崎市や延岡、都城の拠点都市から離れたところ、1時間以上かかる場所、言うなれば西臼杵地方とか椎葉、諸塚とか西米良、串間、そしてえびの、こういうところに配慮した出先機関のあり方を、もう一度再検討してほしいなと思いうませ。全国に高等裁判所が8カ所ありますよね。支部というのはわずか6つしかないわけでありませが、福岡高等裁判所の支部が宮崎にあるわけですが、鹿児島や大分あるいは長崎にはありません。これはなぜかというところ、裁判というのは公平でなければならんわけですから、よく言われる「陸の孤島」宮崎県、鹿児島よりも遠い宮崎県で公平な裁判ができるよというところで、裁判もそういう一番中央から遠いところに配慮されて、この高等裁判所の支部というのはできているわけですが、それと同じような考え方で、県庁がある宮崎から

離れた、さっき言ったようなところに、再編のときに重きを置いて取り組むべきだと思っております。知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 県といたしましては、極めて厳しい財政状況の中で、行財政改革大綱2007に基づきまして、徹底した事務事業の見直しや投資的経費の縮減・重点化はもちろんのこと、職員数の削減や、より簡素で効率的な組織体制の整備など、さまざまな改革への取り組みを行っていくことといたしております。このような中、先般、お示しさせていただきました出先機関の再編案におきましては、簡素効率化に加え、現場に必要なマンパワーの確保、部門内の関係機関相互の一層の連携強化等を図る観点から、総務、福祉、商工、農政、県土整備など、ほとんどの部門の組織体制を見直すこととしております。この中には、統廃合を伴うものもありますが、新たな組織がしっかりと業務を引き継ぎ、所管区域全体において業務を的確かつ着実に遂行することで、引き続き県民サービスの維持確保を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、知事マニフェストの実現がどうかということで、2点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、観光振興についてであります。観光動向調査によりますと、県外からの観光客数は、10年連続減少、平成8年が574万人でしたが、これが平成18年441万人になっております。これを年間5%増加させるというのが知事のマニフェストであるわけですが、最近、新聞にもちょっと載ってございましたけれども、年間5%増のマニフェストの実現は可能なのかを知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 私は、いろんな講演

会とか発表の場で、マニフェストの中で一つ間違ったのは、年間5%の観光客の増加ということで、4年間で5%の4を省いてしまいました。年間5%としてマニフェストに発表させていただいて、完全に私のミスであったということは方々で言わせてもらっているんですけど、それを前提にして話をさせていただきます。間違いだったということをおっしゃっているわけじゃなくて、間違いを訂正しなかったの、あれを実行するのが私のマニフェストだということをお伺いしたいと思っております。その観光客の誘致なんですけれども、宮崎の経済活性化のためには、観光の再生が不可欠であるとは考えております。マニフェストでも、観光振興を最も重要な課題の一つとして位置づけて、宮崎のPRに全力で取り組んでいるところでございます。その結果、全国的に宮崎の知名度が高まりまして、新しい観光スポットとなった県庁には、御案内のように4月以降で25万人を超える方々にお越しいただいておりますし、主要ホテル・旅館の宿泊者数も増加しておると聞いております。また、宮崎市以外の地域におきましても、日南市や高千穂町などの——えびのは入っていないんですけれども——主要観光施設について、ことしの状況をお聞きしましたところ、前年に比べて1割から2割ぐらい増加しているということをお伺いしております。

○中野一則議員 毎年5%、これは計算しますと121万人を超えるわけですね。実際は、任期中5%というのが本心だったということでもあります。そうすると、これはわずか22万人ですが、私はこれでもいいと思うんですよね。これは間違いなく達成されるわけですね。

○知事(東国原英夫君) まだ本年度の数字が出ていませんので正確な数字はわからないので

すが、私の予想ですけれども、恐らくは、本年度で全体的に5%ぐらいは上昇したんじゃないかと感じております。

**○中野一則議員** ぜひこの数字では達成するように、いま一度の御努力をお願いいたします。

それと、先ほども知事が言われました、県庁は大変にぎわっておりますし、25万人を突破したという話です。確かに宮崎市内のホテル・旅館の利用者は、ことしの1月から7月で3.4%増加しているという数字が出ているわけでありませぬ。今後、景気も少しずつ回復するだろうし、知事の御努力でソウル線も増便、台北線の開設等も図られる。また、残念ながら鹿児島県を通る線でありますけれども、九州新幹線も平成23年4月には開通するわけですから、観光客の増加というものは大いに期待できると思っております。そういう中で、先ほど、えびのは入っておりませぬということでありましたが、高千穂等少しずつふえてはいるんです。宮崎周辺から離れた地域、日南海岸の南部とか西臼杵、東臼杵の山地あるいは霧島周辺、このあたりの観光客をいかにしてふやすかというのが大きな課題だと思っております。その辺の取り組みを部長にお伺いいたします。商工観光労働部長。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県内全域で観光客をふやすということでございますけれども、まず知事のマニフェストを達成するためには、観光客の皆さんに何度でも来てみたいと言われる、そういった魅力ある観光地づくりが非常に大事であるというふうに思っております。そして、宮崎市以外ということでありませぬけれども、県内各地にすばらしい地域資源がたくさんありますので、県におきましては、市町村と連携しながら、これらの資源を磨き上げていくということに努めていきたいと思っております。

あわせまして、観光キャンペーンの実施とか積極的な情報発信などにより、さらなる観光客の誘致と県内周遊の促進に努めていきたいと考えております。

**○中野一則議員** やはり、観光客をそこに滞在させる、宿泊させるということが一番大きな課題だと思うんですね。先ほど知事も言われましたし、私も事前に調査しましたが、ホテル・旅館の利用者数、これは宮崎市の20社だけを観光・リゾート課が調査しているわけですね。できたら、さっき言った県南・県西あるいは県北、こういうところも調査して、先月はどうだった、今月はどうなると、その辺のデータを調べるべきだと思うんですね。中央は黙っていても人が来るわけですから、そういう周辺のことをどうするかというのが行政だと思います。その辺の調査をされる気があるのかないかを、商工観光労働部長に再度お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** ホテルの宿泊者数の調査でありますけれども、日本銀行の宮崎事務所が、やはり宿泊者の数を調査しているんですが、これは宮崎県内のホテルを対象にいたしております。その数で見ましても、約5%くらいふえているというような状況が、10月までには出ておるようであります。あと、県でどういった調査をするかについては、検討させていただきたいと考えております。

**○中野一則議員** 他の調査に頼らずに、宮崎市は調べるわけですから、県が率先して、今言ったところは調査するように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、企業誘致についてであります。まず商工観光労働部長、ことしの企業誘致件数と雇用予定者数は現在幾らになっているでしょう



か。

○**商工観光労働部長（高山幹男君）** 企業誘致の状況でございますが、今年度、これまでに13社を誘致しまして、その最終雇用予定者数は771人となっております。

○**中野一則議員** 知事のマニフェストは、企業誘致100社、雇用1万人ということでありましたが、知事、このマニフェストの実現は可能でございますでしょうか。

○**知事（東国原英夫君）** 可能になるように一生懸命努力していくということです。

○**中野一則議員** 商工観光労働部長にお尋ねしますが、ことしの企業の倒産件数とその従業員数、そのうちの建設業者の数字がわかれば、その数字もお尋ねいたします。

○**商工観光労働部長（高山幹男君）** 今年度の4月から11月までの数になりますけれども、件数といたしましては全体で72件でございますが、そのうち建設業は39件となっております。改めて申し上げますけれども、倒産件数全体で72件でありまして、それに伴う離職者数が950人、建設業が39件の512人となっております。

○**中野一則議員** 倒産件数はわかりました。そのうち建設業者が大変ウエートを占めているわけですが、県土整備部長、建設業者の廃業者件数と従業員の数というのは把握しておられないでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 手元に今、ただいまの詳細な数字がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○**中野一則議員** 後で答弁してください。その数もいろいろと新聞等に載っておりますから、かなりの数字に上っているんだろうと思います。県内の有効求人倍率が10月で0.65でありました。これは平成18年が0.70ですから、景気が

回復したという中では減っている傾向にあるわけですし、また、県内には0.50以下が随所にあります。県内は雇用の状況が大変厳しいわけですが、企業誘致とか雇用を考えた場合に、この数字しか雇用状況を示す数値はないわけですから、知事のマニフェストの中にも、県のいろいろな雇用の目標の中にも、この有効求人倍率を上げるという目標を追加すべきだ、このように思います。このことがどうかということと、雇用対策の予算あるいは政策を充実すべきだと思えますが、知事はどのようなお考えでしょうか。

○**知事（東国原英夫君）** 議員がおっしゃる誘致企業の数と倒産件数を単純に比較するというのは危険じゃないかと私は思っています。県内には、誘致企業だけではなく、起業される方もいらっしゃるんですね。それで、倒産して転職される方もある。転職も一つの雇用数でございますから、そういったことで短絡的に有効求人倍率が下がる、上がるといったことに結論づけるのは、ちょっといかがなものかと思っております。いずれにしろ、御質問にあったように、有効求人倍率を上げるというのは我々の責務だと思っておりますので、企業誘致並びに地場産業の強化・拡充に努め、よりよい雇用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○**中野一則議員** そういう誘致企業と地場産業の何とかとか、いろいろあるわけですから、雇用ということを考えて場合に、有効求人倍率という数値をいかにして上げるかということを経営に取り入れるべきだ、それをまた目標の中にも取り入れるべきだということを申し上げました。ぜひ検討していただきたいと思えます。

それから、企業誘致を成功させるためには、誘致の条件、いわゆる土地とか水とか道路とか電気、こういうインフラの整備が大変重要だと

思うんです。土地、水、道路というのは、行政が取り組み、対応するべきものですが、電気については、九電にお願いするよりほかにありません。実は、電力供給量とか供給のための設備が、宮崎県は余り充実していないのじゃないかなという事例が発生しております。フリッカー現象とって、ちかちかする現象だそうですが、こういう現象もあって、思うように誘致企業が設備増設できないという現状があります。福岡に行かれる機会も多いわけですので、ぜひ九電等に、電力供給を宮崎県に増強するよう、陳情をお願いしたいと思います。知事、どうでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 私は、これまで企業誘致セミナー等々で、あるいは宮崎県に立地してくださった企業等にお話を聞きますと、宮崎県は非常に水とか電気、労働力が充実しているということをお伺いします。交通的なインフラ、物流的なインフラがちょっと問題だということは伺っておりますが、おおむね水、電気、労働力に関しては充実しているということは伺っております。いずれにしろ、地方に進出を検討している企業におきましては、道路や港湾などの整備状況や労働力の確保、あるいは電力や工業用水の供給体制、自治体の支援体制など、さまざまな観点から検討して立地を決定していただいていると思っております。県といたしましては、市町村や関係機関・団体とも連携・協力して、引き続き、これら立地環境の充実強化に努めてまいりたいと考えておりますし、御指摘の九電に対しても要望・陳情を行ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** ぜひお願いいたしたいと思います。

次に、地方分権改革の進展という観点から、

2～3質問をいたします。

まず、道州制であります。福田総理が誕生されてから、余り地方分権改革とか道州制の話は聞きません。報道がないのかもしれませんが、知事は、全国知事会あるいは九州地方知事会に出席されて、道州制についてもいろいろと議論されていると思うんですけれども、大体この道州制というのはどの辺まで検討されているのでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 道州制につきましては、現在、国や全国知事会、九州地方知事会等さまざまな機関で、道州と国の役割分担を初めとした制度の基本的な枠組みについて検討を行っている段階であります。道州制の導入は、我が国統治機構全体の改革であり、国と地方の役割分担の見直し、地方が真に自立できる行財政システムの確立など、検討すべき課題が数多く残っております。また、国民生活に大きな影響を与えることとなりますことから、国民的な議論の深まりが必要であります。道州制が国民生活にどのような変化をもたらすかについて十分理解されているとは言いがたい状況にあり、このような状況を踏まえ、具体的にいつごろ導入されるかを見通すことは困難であります。県としましては、道州制への移行が本県にとってプラスとなるよう、何よりも住民にとってどのようなメリットがあるのかに力点を置きながら、その道州制の真にあるべき姿等について検討するとともに、全国知事会や九州地方知事会などにおいて議論を深めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** いろいろと説明されました。知事としての道州制に対するスタンスはどうなんでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 今の中央集権の国家

体制のシステムが限界値に来ているかなという感想は抱いております。では、その次にどういうシステムになるか、国家機能、国家統治のシステムがどういったものかというのは、今、模索、検討する段階に来ていると考えております。

**○中野一則議員** 私も、地方分権の推進のために、道州制の実現というのは大変必要だという思いでおります。ぜひ具体的な取り組みが進むようにお願いしておきたいと思っております。

次に、市町村の合併であります。合併で行財政の基盤を強化し、住民サービスの向上、効率的な行財政の運営を図るということで、44市町村が今、宮崎県では30市町村になりました。それで、今の新法の中で——これは平成22年の3月までであります——いろいろな取り組みをされておりますし、けさの新聞には、昨日、宮崎市議会が法定合併協議会の設置を決めたと載っておりますけれども、この新法の中での合併の実現可能性というのは、具体的には幾つもの市町村になるのかを、地域生活部長にお尋ねいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 市町村合併でありますけれども、今、御質問にありましたように、従来44市町村が現在30市町村に合併が進んでいるところであります。今後、何組の合併ができるかという御質問でありますけれども、県内におきましては、現在、日南市、北郷町及び南郷町による合併協議会が既に始まっております。それから、今お話にありましたように、宮崎市と清武町の合併も、宮崎市におきましては、昨日、法定合併協議会の設置が議決されて、清武町においてもそういう動きがあるところであります。それからまた、県西のほうですけれども、高原町と野尻町、小林市、この1

市2町におきまして、住民説明会等が野尻町、高原町で既に終了しております。現在、大きな動きはその3地区でありますけれども、県としては、去る10月に行いましたように高鍋町での合併シンポジウム、あるいは前の日曜日ですか、小林でありました同じような集会に出かけまして、合併の必要性等を今後も強く訴えかけていくつもりであります。以上であります。

**○中野一則議員** 合併旧法での合併パターンが8～18でした。ということは、一番合併が進んだときに、8つの市か町になるというパターンもあったわけですね。合併新法がそのパターンを幾つにしているのかわかりませんが、道州制等を見越した場合に、かなりの合併をせざるを得ないということになると思うんです。私は以前、総務省に行ったときに、総務省のお役人から、将来は全国を300の市町村にするということを言われました。道州制になればそうなるんだろうなと思っております。そういう意味から、将来を見据えた基礎的自治体である県内の市町村のあり方というものを、もっと大胆というか、逆に言えば具体的に早く示しておくこともいいのじゃないかなと思っております。知事はどうにお思いでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 市町村合併は、地域の住民の方たちが自主的・主体的に判断されるべきものであります。合併新法の期限まで残り2年余りとなっていることを踏まえて、県といたしましても、各地域で合併に向けた一層の取り組みがなされるよう、引き続き、説明会の開催等による合併機運の醸成に努めるとともに、市町村に対して積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、地方分権の進展や少子高齢化の進行、さらに今後議論が本格化すると思われる道

州制を見据えますと、これからの市町村には、より多様化・高度化する住民のニーズに的確に対応し、必要かつ十分な行政サービスを提供できる自治体であることが求められると考えております。

○中野一則議員 続いて、市町村への権限移譲について質問いたします。住民サービスあるいは利便性の向上、事務処理の迅速化等を図るために、市町村への権限移譲が進んでいるわけですが、総務部長、現在の取り組み状況、特に各市の権限移譲の状況というものはどうなっているのでしょうか。

○総務部長（渡辺義人君） 市町村への権限移譲につきましては、平成18年3月に策定いたしました権限移譲推進方針に基づきまして推進しているところであります。具体的には、平成19年4月時点では、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化等が図られると考えられる約1,800の事務を移譲対象として市町村に示し、その中から移譲を希望する事務を主体的に選択していただくメニュー方式として進めておりまして、このうち既に692の事務が移譲済みとなっているところであります。なお、今議会におきまして、さらなる移譲に向けて、事務処理特例条例の改正に係る議案を提案させていただいておりますけれども、今後とも、権限移譲を積極的に進めてまいりたいと思っております。

それから、特に市の動きということでありまして、市町村別の権限移譲事務数で申し上げますと、一番権限移譲が進んでいる都城市であります。平成22年4月1日の予定で申し上げますと、都城市に対して531の事務が移譲予定。これまでの分も含めて531ということになります。それから次に、宮崎市が381、日南市が342。そういったことで、当然のことながら、

市に対する権限移譲が多いという状況でございます。

○中野一則議員 同じ県民ですから——市においてもかなりばらつきがあるようではありますが——住民サービス、利便性ということを考えれば、県は今回も議案を提案されておるわけですが、もっと力強く指導して取り組むべきだ、このように思います。ぜひ要望しておきます。

次に、農業政策について質問いたします。まず、品目横断的経営安定対策であります。これは今回、議会でいろいろな人が質問されました。これは何と云っても、宮崎県に余りマッチしない大型農業、あるいは耕種型で単作地帯の北海道ないしは東北地方の政策であると。このことは、我々環境農林水産常任委員会でことしの8月に北海道に行きまして、ここでも北海道庁の職員の発言からも確認ができたわけです。これじゃいかんということで、全国各地から農業団体を中心に見直しの要求が上がっておりますが、やはり宮崎県は、宮崎県として、宮崎県型ということで、対象品目の拡大等も含めて、この際、国に対して要望すべきだ、行政として要望すべきだと思っておりますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 御指摘の品目横断的経営安定対策につきましては、米、麦、大豆などを一定規模以上経営する認定農業者や集落営農組織が対象となっておりますけれども、農地が少ない場合の特例措置等もございまして、また、小規模農家につきましては、集落営農に参加することで経営安定が図られることから、加入を推進してきたところでございます。この対策につきましては、本年度、国では現場の意見を聴取しており、この中で対象品目

の拡大等について要望したところでございます。県といたしましては、国の検討状況を見きわめながら、関係団体と連携して、引き続き見直しを要望していくとともに、本県の特徴でございます畜産、野菜、果樹の品目別経営安定対策の加入拡大を進めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 次に、米の生産調整についてお尋ねします。ことしの宮崎の早期水稻は、作況指数が43、規格外米が69%ということで、記録的な大不作だったわけです。しかし、全国的に見ますと、作況指数99という平年並みでありました。ところが、それなのに米価は大暴落をいたしております。理由は過剰作付、いわゆる生産調整を守らない都道府県がかなりふえたということであります。その状況は平成16年からどんどん続いておりますし、特にことしから行政は情報提供だけということになりましたから、なおさら加速すると思っております。既に20年度の作付が国からおろされているわけですが、その中で、過剰作付に対してはペナルティーが科されました。宮崎県にそれがあつたのかなかったのか、あるいはあつたとすれば、各市町村ごとに過剰作付というのがあるのか、あるところへペナルティーを科せられるのかどうかということを、まずお尋ねいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 国が12月5日に発表しました平成20年産米の都道府県別需要量の算定結果を見ますと、本県については過剰作付はございませんので、ペナルティーによる需要量の削減はなされておられません。

**○中野一則議員** ないということは、市町村にもないということだろうと思っておりますが、指導のほうは、需要量の情報提供だけじゃなくて、

もっと強力にしてもらわないと、宮崎県は守る、守っているから他県にも力強く文句を言えるということになりますから、今後の御指導をよろしくお願いいたします。

次に、圃場整備であります。水田、おかげさまでえびのを含めた西諸県は、かなりの整備率であります。えびのは実施中が今3地区ありますが、これが完成しますと、整備率31.9%ということになります。ところが、せっかく整備された圃場、旧態依然とした農業形態であります。やはり、新しい水田の高度利用というのが必要だというふうに思います。新しい農業を展開してこそ、その土地が有効利用されるわけですから、その辺の御指導をどのようにされるのか、えびのを含めた西諸地区の水田農業、どんな方向づけをされているのか、担当部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 需要に見合った米生産を進めるとともに、転作・裏作などの水田の高度利用を図ることは、農家の所得の向上と経営安定につながるものと考えております。したがって、国の産地づくり交付金等を活用して、水田における地域振興作物の導入・定着を進めているところでございます。西諸地区におきましても、産地づくり交付金を活用して、地域の特色を生かした園芸作物等の導入を図り、水田の高度利用や生産性の向上がさらに促進されるよう、関係機関・団体一体となって推進してまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 今、県北は高速道路をもっと何とかせないかと一生懸命取り組んでおられますが、幸いにえびのはいち早く開通いたしました。おかげさまで、えびのから福岡市まで2時間半、あるいは北九州市まで3時間で行けるわけです。ということは、大消費地がそこにあ

るわけですから、そこをターゲットにした農業というものを展開すべきだろうと思います。そういう意味合いで野菜とか、そういうことを含めた農業を御指導いただくように要望しておきたいと思います。

ところで、西諸県の畑かん事業は大分進んでおります。国の事業、1期が平成25年度、2期が平成26年度、ところが、県の事業は31年度ということであります。これは国に合わせるべきであろうと思いますが、もっと前倒しにできないものかお聞きいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県営の関連事業を前倒しにという御質問でございます。関連事業は、国の基幹水利施設等が完成しました後に実施されることとなりますので、そういった観点からは、国の事業が完了した後、つまり平成26年度以降になりますけれども、そういう中でいろいろな予算、地元の意向、そういったものを踏まえながら、進捗・推進に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ一年でも早く畑地かんがいができるようにお願いしたいと思います。西諸全体では4,150ヘクタールがその受益面積でありますから、そこが新しく展開されると、すばらしい西諸地方の農業が展開される、こう思っております。特に、えびのは今まで稲作中心の農業でしたから、この畑地の基盤整備事業に、農家の理解を得るのはなかなか厳しいものがあるんじゃないかなと思っております。その理解を深めるためにも、畑地かんがモデル圃場の設置をえびのにもお願いしたい。既に、小林、高原、野尻にはあるわけですから、一年でも早くこの事業の取り組みをお願いしたいと思いますが、農政水産部長のお考えをお願いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 畑かん地域におきまして、収益性の高い農業経営を実現するためには、水利用の効果が高く、地域の特性を生かせる野菜の積極的な導入拡大が重要であるというふうに考えております。このため、実証モデル圃場を設置しながら、新品目導入や収量増加、品質向上等の実証を行い、効率的な営農体系を構築するとともに、契約栽培等の推進により、収益性の高い野菜農家の育成を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひこのモデル圃場事業をえびのの一年でも早くつくっていただくように、再度、要望しておきたいと思います。

次に、国県道の整備であります。きのうも質問が出ましたけれども、国道221号都城一人吉間であります。この道路は交通量が非常に多くて、特に夜も大型、中型の貨物車が大変行き来いたしております。その分だけ、歩行者の安全という面が大変心配されているわけですが、えびの市内のこの道路で、数年、全く改良が進んでおりません。大河平、杉水流、原田、坂元、大明司の区内において、両方歩道がないところ、片側しかないところがあるわけですが、歩道整備というのは計画的・継続的にすべきだと思いますが、県土整備部長、どうでしょうか。

○県土整備部長（野口宏一君） 歩道整備につきましては、安全で安心な道路空間を確保するとともに、高齢者や通学児童など、いわゆる交通弱者対策からも重要な課題であると認識しております。そのため、歩行者や交通量の多い通学路を中心に、緊急性や地元の要望などを総合的に判断して整備を進めているところでございます。ただいま議員から、何カ所か具体的な場所の例示がございましたけれども、国道221号のえびの市区間の歩道につきましては、ほぼ片側

の設置が終了しているところがございますが、地元えびの市から要望の強い大明司地区につきましては、歩道の連続性を確保する観点から、早期の事業着手を検討したいと考えております。また、大平地区<sup>おおでら</sup>におきましては、路肩が3メートルと広いことから、路肩の有効利用を図った歩道整備が可能な区間でございますので、整備手法について地元調整が必要だと考えられますが、今後、県全体の整備状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。また、隣の小林市の西ノ原交差点からえびの市の茶屋平<sup>ちやんひら</sup>までの交差点の区間につきましては、車での走行上の見通しが悪いことから、歩道の設置とあわせて、道路走行環境の改善を必要といたします。県全体の整備状況を勘案しながら、今後検討してまいりたいと存じております。

**○中野一則議員** ぜひそういう取り組みをよろしく願います。

次に、県道でありますけれども、毎回質問して恐縮であります。県道404号石阿弥陀五日市線——昨日も質問がありました——この中の杉水流地区は、平成9年に供用開始と同時に要望が毎年来ているわけですが、質問するたびに、「整備の必要性は認識するが、早期の着手は困難」という答弁の繰り返しであります。10年待ちましたが、あと何年待てばいいのかお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 五日市地区の既に供用されている区間の道路整備につきましては、今、議員からお話ございましたように、毎年御要望をいただいているということで、整備の必要性は認識しているところがございます。他の事業箇所の進捗状況等を勘案いたしますと、当面の早期の着手は困難ではないかと考

えておりますけれども、現下の県の厳しい財政状況、あるいは国におきましても、道路特定財源の一般財源化や暫定税率の延長ができないというような議論もされておりますので、全体の予算確保にしっかり努めていきたいと考えております。

**○中野一則議員** この路線については、鍋倉地区もあります。これは大変危険な箇所でもありますから、早期の整備を要望しておきたいと思っております。

それから、県道30号えびの高原小田線ですが、この中の白鳥地区の一部と栗下地区の一部が未改良のまま10年以上放置されております。私も2年前にもこの質問をしました。その後の取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 今、議員が御指摘のように2カ所におきまして、権利者が特定できないなどの問題により、用地取得が進展していない箇所がございます。このため、県といたしましては、用地問題の解決に向け、引き続き関係者、関係機関と協議を進めるとともに、この問題が解決しました後には、当区間の整備を図ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 県道53号京町小林線ですが、中浦地区の現道での改良を再三再四要望してきました。本年度の予算に、道路、橋梁の調査ということで県単事業がありました。この調査結果あるいは現道での改良の見通しはどうでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 過去に中浦橋の橋梁の検討をさせていただきました。この中浦橋を含めまして、国道268号までの間につきましては、京町の中心市街地を通るということ、またJR吉都線とも交差しているということで、まちづくりの観点から、都市計画道路も含

めた地区全体の道路網のあり方について検討する必要があると考えております。このため、県におきましては、昨年度から、学識者、地元住民、えびの市、県を委員とする道路懇談会を設立し、検討を進めております。また、本年度からは、えびの市が京町のまちづくりを議論するため、京町まちづくり懇談会を設立したところでありまして、中浦地区の道路整備につきましては、これらの会の意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県道403号えびの高原京町線ですが、ここの岡元東工区については、自衛隊の施設整備事業で本年度から取り組まれております。地元への説明会があったようでありますが、地元の了解は得られたのか、改めてまた地元からの要望はなかったかをお尋ねいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 県道えびの高原京町線、県道403号でございますけれども、自衛隊の演習訓練等の際に、部隊の重車両等が霧島演習場に至る経路として使用されておりますが、道路幅が狭いため、一般車両の通行に支障を来している状況でございます。このため、県といたしましては、本年度より防衛省の補助事業を活用し、ただいま議員のお話にございました岡元東工区として道路改良事業に着手し、9月に地元に対しまして事業説明を行ったところでございます。現在、まだ地元の理解は得られておりません。地元では、道路に歩道をつけていただきたいというような要望が上がっているところでございます。これにつきましては、現在のところ、この県道において、歩行者、自転車の交通量が非常に少ないこと、並行する市道が通学路となっていることから、歩道の設置については予定していないところでございます。

今後、えびの市の協力も得ながら、地元の理解を得ていきたいと考えております。

○中野一則議員 この区間は、もともと桜並木の大変美しいところでありまして——小学校の話がありました——近くに小学校もあります。歩道は必要な箇所だと私は認識いたしております。防衛省の予算が足りなければ、県道ですから県の予算を追加して、歩道をつけた改良がされるように強く御要望を申し上げまして、質問のすべてを終わります。（拍手）

○県土整備部長（野口宏一君） 先ほど、中野議員から御質問がございましてお答えできませんでした建設業の廃業の状況ですけれども、今年度、平成19年度11月末までの数は88件でございます。また、倒産した企業に従事していた者は、同じく11月末までで568人となっております。以上でございます。

○中村幸一副議長 次は、21番十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） きょうは、傍聴の方もたくさんおいでいただいております。一生懸命質問させていただきたいと思っております。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

東国原知事が「宮崎をどげんかせんといかん」という強い意志と行動力で知事に就任されて、間もなく1年を迎えようとしています。先日の議会で、寝る間を惜しんで全身全霊で公務、政務に取り組んできたと言われております。そして、宮崎を大きく変貌させた功績は評価したいと思っております。また、「どげんかせんといかん」の方言が流行語大賞を受賞されたことに、お祝いを申し上げたいと思います。反面、官製談合や裏金問題の発覚などで、県民の県政への信頼を大きく失墜いたしました。県



民は、一陽来復を願って、東国原知事に大きな期待を寄せておられます。そこで、知事にお伺いをいたします。毎日忙しい中で約1年間、知事の職責を担われての感想はどのようにお持ちでしょうか。

次に、特別支援教育の計画策定と進捗状況についてお伺いします。

平成19年度版教育長マニフェストを読ませていただきました。その中で、平成20年度から、高千穂高校に延岡南養護学校の高等部の分校が開校される予定であります。また、きょうは、タイミングよく延岡南養護学校のスクールバスが運行される記念日でもあります。保護者の負担の軽減に大きく役立つものと思っております。県教委としてのこれまで数年にわたる県内の障がいのある子供たちへの積極的な施策の取り組みに、改めて感謝したいと思っております。さらに、「障がいのある子どもの教育の推進」の取り組みについて、平成20年度をめどに特別支援学校の整備計画を策定するとあります。そこで、宮崎県特別支援学校総合整備計画について、計画策定の内容と進捗状況はどうなっているのか、教育長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、再質問は自席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

顧みますと、官製談合事件後、高病原性鳥インフルエンザが相次ぎ発生するという大変厳しい状況の中で県政運営がスタートし、見るもの聞くものが新しいものばかりの未経験の世界で、全身全霊を傾け、必死の思いで取り組んできた月日であったように思います。具体的な取り組みとしては、入札・契約制度改革を初めと

する県政改革の推進や、本県の将来を描く総合計画の策定等に努めるとともに、本県を県内外に積極的にPRしてまいりました。おかげをもちまして、いろいろな県産品が人気を呼び、県庁舎には県内外から連日大勢の方が来訪され、加えて「どげんかせんといかん」という本県の方言が流行語大賞を受賞するなど、県産品の売り上げや観光客の増加、宮崎の知名度の向上については、一定の成果を上げることができたと考えております。しかしながら、建設産業を初め厳しい状況下にある諸産業の活性化や雇用の促進、高速道路など交通網の整備、さらには医療、福祉や教育といった暮らしの充実など、まだまだ解決していかなければならない課題が山積しております。また、今の宮崎ブームが未来永劫続くわけではございません。今後とも、議会の皆様を初め、県民の皆様の御理解と御支援をいただきながら、県民総力戦で宮崎の高次安定に努め、「ブームから定番へ」をモットーに、新しい宮崎の実現に向けて、初心を忘れず、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎県特別支援学校総合整備計画の策定に当たりましては、学識経験者、障がい者団体代表、保護者代表など21名から成ります策定委員会を設置いたしまして、今後の特別支援学校のあり方について、広く意見を聴取しているところでございます。現在、今年度予定しております7回の策定委員会のうち、6回の協議を終えたところでありまして、今後は、最終報告を今年度中にまとめでいただきまして、来年度早い時期に整備計画を策定したいと考えております。県教育委員会といたしましては、計画策定の

で、障がいのある子供たちの将来の自立と社会参加を図ることにより、毎日の生活が豊かで充実したものとなるよう、これからの特別支援学校のあり方を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○十屋幸平議員 知事に、先ほど壇上で、「一陽来復を願って」という言葉を使わせていただきました。これは簡単に言いますと、悪いことが続いた後によりよくよい方向に向かうということでございます。県民はそれを願っております。ですから、昨日からの裏金の問題に関する答弁で、一応のけりをつけるということでございますので、しっかりと県政のかじを取っていただきたいと思っております。これは本当に要望として受けとめていただきたいと思っております。

それを踏まえて、平成17・18年度の決算の2年連続の不認定、これは知事以下幹部職員の皆さん、職員の皆さん、いろいろと責任をとられて処分も受けられております。片や、政治的な問題とか道義的な責任の問題が残るかと思いますが、知事の率直な考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 昨年度は官製談合事件が発生し、また、今年度は不適正な事務処理が判明するという、県政史上例のない事態に陥り、県政の信用を大きく失墜いたしましたことを、県議会並びに県民の皆様にご改めて深くお詫び申し上げたいと思っております。また、この結果、平成17年度決算が不認定となり、18年度決算も普通会計決算特別委員会で不認定とされましたことは、大変不名誉で恥ずべきことであり、知事としてまことに申しわけなく、大きな責任を感じている次第でございます。今後は、入札・契約制度改革や不適正な事務処理の再発防止に職員が一体となって取り組み、県政に対する信

頼の一日も早い回復に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、来年度の予算編成方針についてお伺いしたいのですけれども、いろいろと質問が出てきましたので、私は知事が言われる20年度の重点施策の3項目についてお聞きしたいのですけれども……。実際、事業化して予算措置をきちんとしていくのかどうか、厳しい財政状況の中で、そのあたりをどういうふうにするのか、その1点をお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 来年度予算編成につきましては、厳しい本県の財政状況を踏まえすと、まずは行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、持続可能な財政構造への転換に向けた取り組みを着実に推進することが最重要課題だと考えております。一方で、本県が抱える諸課題に的確に対応するため、20年度におきましては、地域活力の低下等に対応する「中山間地域・植栽未済地対策」、少子化や医師不足等に対応する「子育て・医療対策」、建設投資の大幅な減少等により厳しい経営環境にある「建設産業対策」、その3つを特に重点的に取り組む施策としたところでございます。したがって、私にとって初めての本格的な予算編成となる20年度当初予算につきましては、財政改革を着実に推進するとともに、選択と集中の理念のもと、3つの重点施策を初め、優先度の高い施策や事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 優先度の高い、プライオリティーの高いところに積極的に取り組むということは、とりもなおさず財政の裏づけがなければできませんので、それは予算措置するというふうに理解したいと思います。

そこで、3番目の建設産業に関するところで——知事、きのうからずっと聞かれていて耳にたこでしょうけれども——この3項目の重点施策は、解決の糸口が目に見える形で県民に示していきたい、そして今おっしゃったように重点的にしたい、取り組みたいと。建設産業に対しては、予算措置をするということは公共投資をするということとイコールだと思うところと、執行部が考えていらっしゃるソフト事業を中心に、経営、金融とか、そういう面の異業種転換とか、そういうことをされるんだと私は思うんです。しかし、きのうもありましたように、我々自民党県議団としても、知事に対する要望書として、前にありました生活関連枠とか防災に対する予算枠という意味で別枠を設けていただきたいということを出しておりますよね。それに対する知事の見解を再度ここでお伺いしたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 本県の財政状況を考えますと、その生活関連枠というのは非常に厳しいかなということでございます。建設産業の対策というのは、おっしゃったようにソフトの部分、あるいは異業種に転職する場合、あるいは相談窓口といったものの重点施策という意味を含んでおります。

○十屋幸平議員 ですから、後ほど中小企業の振興策にも触れますが、中小企業の中にも建設産業はあるわけですね。そういうことからして、知事は先ほど中野議員の質問に対する答弁の中で、企業誘致において一番社会インフラで問題になっているのが交通網だと。いわゆる道路ですよね。これは高速道路だけではなくて、主要幹線道路、地域高規格道路、いろいろあると思うんですが、その整備をすることも産業の活性化につながる、とりもなおさず建設産業の

支援にもつながるといふような考え方はできないでしょうか。知事にお伺いしたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) おっしゃるとおり、交通インフラの問題というのは、産業、観光あるいは救急医療あるいは災害時等々で、命のライフラインと私は言わせてもらっています。そのために建設促進大会を開いたり、あるいは国にも強く要望をしております。おっしゃるように、道路特定財源と暫定税率の延長・維持がなされなければ、この宮崎県あるいは地方の道路というのは整備が不可能ということでございますので、この確保については、今後とも国に強く要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 きょう来るときに車の中で、地方交付税の額、財務省が15兆円、総務省が16兆2,000億円、そして1兆2,000億円の差が出ると。そして、この前から言われております法人二税3,000億円が回ってきたとしても、宮崎県にどれほどのものが来るのかなというふうに心配いたしております。そこで、知事に別な角度でお尋ねしたいのですが、知事はブログも書かれておきまして、講演会等でも100億円欲しいとよく言われるんですね。我々も伺っております、どういう意味なのかなというふうに、ちょっと理解できないところもありますので——理解というか、わからないところがありますので——その意味を知事にお伺いしたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 本県の平成19年度6月補正後の予算額は5,648億円余であります。義務的経費などのように法令等により支出を義務づけられている経費や、既定事業の実施のための経費が大半であり、新規事業等の財源は一般財源ベースでわずか18億円程度でございます。

す。私が申し上げている100億円というのは一つの例示ではありますが、知事就任以来、さまざまな方から地域の実情等をお伺いし、もう少し財源があれば皆様の要望にこたえることができるのにと感じたことを、率直に申し上げた感想でございます。また、100億円の財源が捻出できないぐらい地方財政は追い込まれて疲弊していることを訴えたい気持ちでもありました。このためにも、地方交付税を初めとした一般財源の確保が何よりも重要かと考えています。去る11月22日に、県内地方六団体の代表によります宮崎県自治体代表者会議を開催しまして、地方交付税の復元及び税財源の拡充強化を求める決議を行いました。今後とも全国知事会や九州地方知事会等を通じて、国に強く要望してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** まさに地方交付税については、私も全く知事と同じでありまして、ぜひいろんな場で頑張っていたきたいと思えます。知事が言われる100億円には足りないかもしれませんが、一つ提案させていただきたいと思えます。県もいろんな意味で小さなお金をずっと積み上げて、何千億というお金になるんですけれども……。総務部長にお伺いしたいのですが、宮崎県庁で使っている一般封筒と特殊封筒というのがございますね。例えば一般封筒、これが年間どの程度使用されているか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 県で使用している封筒につきましては、一般封筒と、今お話のありましたように専用の封筒の2種類ございます。御質問の一般封筒につきましては、本庁で平成18年度に購入した数——これは県庁の本庁各課で共通して使用するという意味であります。そういった意味での一般的な封筒でありま

すが、約54万8,000枚でございます。

**○十屋幸平議員** 54万8,000枚、これは印刷するときに単価契約とかを結ばれてやるんですが、単価契約が5.8円ということで、これを掛け算しますと、6円としたときに320～330万円になると思うんですね。私はきのう、たまたま家に帰りましたら、この封筒が届いておりました。これが県が使っている封筒だと思います。以前のものに比べますと、本当に簡素に質素になったと私も思っております。ですから、ここに各企業の広告を入れてはどうかと。広告収入をいただいて封筒代を捻出するとか財源を確保する、または財源を節約するという意味での提案をさせていただきたいと思えますが、知事、どうでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 広告収入というのは、県のホームページのバナー広告とか県立芸術劇場のネーミングライツといった新しい広告の導入に取り組んでいるわけでございます。御指摘の封筒というのは、その封筒の値段と新しく印刷する値段——印刷代が高くなると思うんですが——その費用対効果といったものを勘案し、他府県の取り組み等々も勘案して、ちょっと勉強させていただきたいと思えます。

**○十屋幸平議員** 熊本では既に取り組んでいるところもありまして、少しではありますけど収益を上げていっていると。これは収益を上げるのが目的ではなくて、出すほうを抑えるということで、印刷にかかった分だけ広告代をいろんなところからいただいて、その分で封筒を印刷すればいいではないかという考え方もございます。ですから、また一度勉強していただき、検討していただきたいというふうに思います。これは終わりたいと思えます。

次に、産業の振興についてお伺いしたいと思

います。

11月の倒産件数が14件あった、そして建設業が多かったということは御案内のとおりであります。有効求人倍率も全国では1.02、本県では0.65倍と、非常に厳しい状況が続いております。本県の経済は生産活動全体が弱い動きだというふうに言われております。このように、都市と地方の格差は大きな隔たりがありまして、本当に我々も含めて、景気回復の実感がつかめていないのは県民等しいところじゃないかなと思います。そして、知事の言われる「どげんかせんといかん」というのは、地方の悲鳴だと私は思うんですね。これは宮崎の方言だけではなくて、地方と都市の格差であって、悲鳴の一つだと思っております。そこで、県内企業の99.9%が中小企業である宮崎においては、地元の中小企業の経営安定と活力の回復を図ることが、経済の活性化と地域づくりに大いに役立つものと考えております。宮崎ならではの個性を目指して、大企業にはまねのできない技術とか機動性を生かして地元中小企業の振興を図ることが、本県経済の発展と県民生活の向上につながると思っております。そこで、中小企業振興基本条例を制定すべきだと考えておりますが、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県内企業の大部分を占める中小企業と申しますのは、本県経済の発展でありますとか雇用の確保に大きな役割を果たしておりますので、その振興を図ることは大変重要であるというふうに認識いたしております。このため、県におきましては、低利融資による金融支援を初め、新商品・新技術の開発、取引拡大や商店街活性化のための支援など、中小企業の振興に積極的に取り組んで

いるところでございます。御提案のありました中小企業振興基本条例につきましては、既に他県で制定されているものもございまして、その状況等を今調査しているところでありますが、今後、その条例制定の効果等について、さらに研究を深めてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 微妙なニュアンスで、調査、そして研究する。調査しているけど研究する。検討にはまだ至っていないのかなと思っております。

そこでお伺いしますが、18年度と19年度の中小企業振興策のために使った、当初予算に計上された額は幾らになるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 中小企業関係の予算ということでございますけれども、商工観光労働部の予算のうち、商工関係の4つの課の当初予算額であります。一般会計と特別会計を合わせまして、18年度は425億1,263万円余、平成19年度は、6月補正後になりますけれども、403億4,593万円余でありまして、その大部分が中小企業の振興に関連するものでございます。

**○十屋幸平議員** ありがとうございます。それを踏まえて再度質問しますが、平成18年度決算の主要施策の成果の評価ですけれども、それに関するものが「順調」「概ね順調」と評価されております。しかしながら、これが本当に中小企業振興に直接的に役に立ったのかということ、私はちょっと疑問を持っております。先日の議会でもありましたが、中小企業が元気になるということは、県税の伸びとか県民所得がふえることだというふうに思うんですね。政策評価は、あくまで県がつくった政策に対する評価で

あって、中小企業が元気になったということと直結しているのかどうかというのが見えてこないというふうに思っております。そういう意味でも、先ほどの条例の制定というのは、県が中小企業に対して、これほどしっかり頑張ろうとしているんだという公の立場で、中小企業の皆さん、そして県民の皆さんを励ましたりする意味を持って制定してはどうかという御提案でありましたので、再度、商工観光労働部長にお伺いをいたしたいと思っております。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 先ほどもお答えいたしましたけれども、現在、他県の条例の内容等について部内で勉強を進めているところでありますが、今後さらに、条例制定の効果等について研究を重ねてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に、工業統計調査の活用ですけれども、県内の有効求人倍率、先ほども申しました0.65倍、延岡、日向が約0.4倍で推移しています。この分析と対策について、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** ハローワーク延岡、日向管内におきましては、18年度までは有効求人倍率が低いながらも上昇傾向で推移していたのでありますけれども、19年度に入りましてからは、建設業の大型倒産等もあり、離職者が増加するとともに求人が減少するなど、大変厳しい情勢となっております。このため、地域雇用開発促進法に基づき、新たな雇用機会の開発や職業能力開発の促進等を内容とする県北地域雇用開発計画を10月に策定いたしまして、事業主に対する支援の強化を図っておるところでございます。また、11月には、県や宮崎労働局など関係機関による県北地域雇用対策連絡会議を設置いたしまして、雇用対策の総合

的な連絡調整及び新たな雇用の創出に向けた施策の検討を行っているところでございます。

**○十屋幸平議員** 次に、ことしの3月に高校を卒業された生徒さんの就職決定状況ですけれども、県内が58%、県外が42%。こういう人材が県外へ流出するということは、産業の振興においても大きなマイナスだと考えます。この点で、地場企業の活性化を図らなければならないと思っておりますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県民の働く場を確保するためには、雇用創出効果の高い企業誘致とあわせまして、本県産業の基盤を担う地場企業の振興を図ることが大変重要であるというふうに認識いたしております。このため、県におきましては、これまでも工業技術センター等による技術指導でありますとか、ものづくりの現場を支える人材の育成に努めるとともに、取引あっせん等による受注機会の拡大あるいは金融支援などを通じ、中小企業の経営基盤の強化を図っております。加えまして、産学官連携によります新商品・新技術の研究開発や専門家派遣による県産品の開発強化、あわせまして北部九州で展開されております自動車関連産業への参入・取引拡大に向けた取り組みなど、次代を担う企業の育成に努めているところでございます。今後とも、関係機関との連携を一層強化しながら、地場企業の育成支援策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に移りたいと思っております。議会配付資料、お手元に配られていると思っております。宮崎県の製造品出荷額等の順位は、1位が食料品、2位が電子、3位が化学となっております。また、県内の地域ごとの業種別製造出荷額等構成比では、西都児湯地域、西諸県地域、都

城北諸県地域が食料品の比率が高くなっており  
ます。そして、電子は宮崎東諸県地域、化学は  
県北地域が高くなっております。こういうふう  
に地域特性がはっきりとあらわれておりまし  
て、大きな企業がその地域の経済を牽引してい  
るのではないかということがおわかりいただけ  
ると思います。つまり、そういう企業のある中  
で、そういう力強い部分をさらに強化していく  
ことが、産業の振興に結びつくのではないかと  
思っております。商工観光労働部長の見解をお  
伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 県内の各  
地域の産業構造の特性につきましても、議員も  
おっしゃいましたように、誘致企業であります  
とか大企業の立地が大変大きな影響を与えてお  
ります。このため、県におきましても、これら  
の企業と地場の中小企業との取引拡大を目指し  
た取り組みへの支援などに力を入れているところ  
であります。また、本県の豊かな農林水産資源  
を生かしまして、産学官連携によります研究  
開発を積極的に推進しており、例えば県央部  
における地域結集型共同研究事業や県北部の都市  
エリア産学官連携促進事業など、バイオ分野で  
の大型研究プロジェクトを展開いたしております。  
さらに、地域資源を活用した商品開発の支  
援など、国において新たに始められた事業も積  
極的に活用しながら、地域の特性、強みを生か  
した効果的な地場産業の振興策を進めてまいり  
たいと考えております。

○十屋幸平議員 3枚目をちょっと見ていた  
きたいのですが、製造品出荷額等約1兆3,000  
億、全国で44位と、かなりまだ低うございま  
すので、ぜひ頑張ってくださいと思います。  
その頑張るためにも、18年の工業統計調査の結  
果をどのように分析して今後の施策に生かして

いくか、今後の取り組みについて商工観光労働  
部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 18年の工  
業統計の結果によりますと、全国的な傾向でも  
ありますけれども、事業所数が減少する一方  
で、1事業所当たりの従業者数は増加する傾向  
にございます。しかしながら、製造品出荷額  
等、付加価値額は、18年は若干増加してありま  
すものの、全国と比べると低い水準でございま  
すので、企業誘致の推進はもとより、地場企業  
の新分野への進出、あるいは技術高度化を支援  
するなど、今後とも本県工業の振興に積極的に  
取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 それでは、次に移りたいと思  
います。中国木材の関係についてお尋ねをし  
たいと思います。

新みやざき創造戦略の中でも、「大口需要者  
の国産材への回帰現象に対応するため、県産材  
を安定的に供給する体制整備をモデル的に構築  
し、大口需要者へ販路拡大するとともに、山元  
の収益の向上を図る」と明記されています。こ  
れまで県として、中国木材と何回ぐらい——あ  
いさつもあったでしょうし、会合もあったで  
しょう——会われたのか、そしてどのような話  
をされたのか、環境森林部長にお伺いいたしま  
す。

○環境森林部長(高柳憲一君) 本年1月末の  
県に対する中国木材株式会社の日向市進出計画  
の概要説明の後、これまで県と会社は12回の会  
合等を持っております。この中で、会社から  
は、日向市進出の計画概要や会社の概要、ある  
いは説明会開催に向けた地元業界との協議状況  
などについて説明をいただいているところであ  
ります。また、県からは、原木調達等の具体的  
な計画を、地元業界に対しまして早期に説明す

るよう要請しているところでもあります。

**○十屋幸平議員** ちょっと角度をまた変えます。今月、副知事は——広島県呉市出身ということで、中国木材も呉ですよ——社長とお会いになられたということですが、それが表敬訪問だったのか、具体的内容があったのか、どのような話をされたのか、お伺いしたいと思います。

**○副知事(河野俊嗣君)** ただいま御指摘のように、12月5日に中国木材の堀川社長の訪問を受けてお会いしたところでもあります。堀川社長としては、私が呉出身ということを知られて、あいさつに行ってみようかということだったと思います。私といたしましても、出身地にこのような企業があるということを実は認識しておりませんで、改めてそのような企業があったんだというような話を申し上げたんですが……。この日向市進出に関しましては、社長から、急がず地元とじっくり話し合っていくということでございますとか、物流コストを削減するという観点からは港というものが非常に重要なんだというようなお話を伺ったところでございます。

**○十屋幸平議員** 副知事もお会いになって、すばらしい企業ということでございますし、地元との協議をじっくりしたいという話をされたということでございます。

次に、我々が議会とかでいろんな説明を受けますが、先ほど部長が12回会って概要とかの説明を受けたと言うんですけれども、これは宮崎県の林業・木材産業の活性化の好機だと思うんです。ですから、先ほど事業計画の資料提出を求めているということでございましたが、県として、もう少し積極的に、地元との調整役になるべきではないかなと思ったりもしているの

ですが、環境森林部長、そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長(高柳憲一君)** 中国木材の進出につきましては、安定的な木材需要や新たな雇用が生まれるなど、林業・木材産業の活性化につながるものと期待いたしております。進出計画に対する賛否両論がある中で、9月には「耳川流域の林業・木材産業の健全な発展を考える会議」が、地元の森林所有者や製材業者などで設置されたところでもあります。この会議のテーマの一つとして、中国木材の進出問題も取り上げられており、議論が始まっておりますことから、県もこの会議に参加して、本県林業の発展に向けて適切な助言などを行っているところでもあります。一方、会社としましても、地元業界と十分話し合いをして、理解を求めているという意向でありますので、県としましては、地元業界と会社が共存共栄できる着地点を探る中で、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。また、会社に対しましては、早期に具体的な事業計画等の資料を作成の上、業界に対して説明を行うとともに、あわせて県にも説明をいただくように求めているところでございます。

**○十屋幸平議員** この前のいろんな説明とか話を聞いたときよりも一歩進んだような、今の御答弁でございましたので、よりしっかりとやっていただきたいと思います。

北部広域行政事務組合からの要望とか、南郷区の皆さん904名の署名をつけた日向市への要望とかが出されております。そして、山のほうはじりじりと待っているんですね。材価も現実には厳しくなっているようでありますので、企業の経営ではありますけれども、本当に県も市も両方手を携えてやってほしいと思うんです。



企業誘致・立地、どちらにしても、環境森林部長、商工観光労働部長も当然そうなってきますと関係しますので、積極的な調整とかも含めてどういうふうなお考えか、見解を求めたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中国木材の進出におきましては、先ほど環境森林部長が共存共栄とかいう表現を使いましたけれども、まず同社と地元業界で十分に話し合っていたく必要がございます。また、そのための協議の場も既に始まっているということでございます。商工観光労働部といたしましては、環境森林部と情報を共有しながら、両者間の話し合いの推移を見守ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今、両部長といろいろ議論させていただきましたが、それについて知事の御見解があればお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 中国木材の進出につきましては、私といたしましては、新たな雇用の創出とか安定的な木材需要が生まれるなど、地域経済の活性化につながるものと考えております。現段階では、会社がみずから、まず地元業界と十分話し合いをし、理解を求めていきたいとおられます。また、地元におきましても、森林所有者や製材業者等による協議の場が設置され、議論が始まったと聞いておりますので、この議論の内容等々を積極的に見守っていきたいと思っております。

○十屋幸平議員 微妙な——積極的に見守るといのが、表現としてはどっちに判断していいのかなど。積極的に見守る——非常に難しい判断ですが、知事に期待しておきたいと思いません。

中国木材に関して、先ほど副知事のほうから

もありました港の話を1点だけさせていただきたいと思います。細島港自体は、入港する総トン数が平成元年は1,100万トンあったものが、平成元年を境に平成17年、400万トン台まで減少しております。コンテナの取扱数も年間2万2,000個台で推移しておりまして、志布志とか大分とか伊万里とか、そういう着実に伸ばしている港と差がついてきております。そういう港の伸びてきた主な要因としては、コンテナ取り扱いへの補助とか船荷証券への助成など、そういうインセンティブを図っております。宮崎県としては、この状況をどうとらえているのか、また、このような制度の導入に取り組む考えはないか、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 細島港は、本県の国際コンテナ貨物の拠点港でございます。これまでも利用促進に向けて、日向市とか関係団体等と連携した積極的なポートセールスを実施するとともに、港湾利用者の負担軽減のためにガントリークレーンなどの使用料減免を行っております。その結果、ことしの11月から釜山への航路が1便ふえ、コンテナ航路が週7便になるなど、利便性の向上が図られたところでございまして、今後ともコンテナ取扱量の増加に向け、より一層ポートセールスを強化してまいりたいと考えております。コンテナ取り扱いへの助成につきましては、他県の実施状況とか関係団体等の意見も聞きながら、その必要性について研究してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この件につきましては、また別な機会に議論したいと思います。

社会インフラの整備について御質問させていただきます。

この道路整備は、先ほども県道、国道いろいろ

る議論がありまして、宮崎県は全国と比べて国道で44位、県道で37位、国県道で38位、九州で最下位と。県道の中でも、地域の産業経済の基盤を結ぶ主要地方道と言われるもの48路線、この改良率が73.3%、そして一方、日常生活に直結して利用されている一般県道147路線の改良率が46.7%と、これまた最悪なんです。このような道路状況の中で、自動車保有台数、運転免許取得率は九州で一番であります。一番道路を使って道路特定財源に貢献している宮崎県民の道路が一番悪いとは、本当に皮肉なことです。知事もこの点、十分御理解いただいていると思うんです。そこで、県内1時間構想があると思うんですけれども、その具現化と進捗状況、どの程度進捗しているのか。

そしてまた、県内各地域から出ている国県道路整備の要望箇所数は幾つあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 県におきましては、県内1時間構想の早期実現に向け、高速道路を初め県内道路網の整備に鋭意取り組んでいるところでございます。特に、構想の骨格をなす高速道路の整備促進が重要課題でございます。東九州自動車道門川一西都間については、平成22年度から26年度までの順次開通予定であることが西日本高速道路株式会社から示され、宮崎市から延岡市間の拠点都市間1時間アクセスの達成にめどが立ったところでございます。さらに、隣接市町村間の1時間アクセス率という指標で御説明いたしますと、現状が87.5%になっておりますが、平成26年度には93.3%へと改善を見込んでおります。また、第3次救急医療施設への60分カバー人口の割合は、現状では83%でございますけれども、26年度には91%へと改善を見込んでおります。これらによ

り、生活圏、経済圏の拡大によります利便性の向上や産業活動の活性化の促進に大きく寄与するものと考えております。県といたしましては、今後とも、高速道路はもちろんのこと、それを補完いたします国道、そして生活を支える県道の整備促進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県内各地域から出されている国県道の整備要望の箇所はどのくらいあるのかという御質問でございます。現在、事業化に至っていないく、いろいろ御要望いただいている箇所数でございますけれども、今年度、各地域から出されております御要望につきましては、国道で19カ所、県道で94カ所となっております。

**○十屋幸平議員** ありがとうございます。それこそ1時間構想でまだまだあと7年かかりますので、100%になるのはなかなか難しいのでしょうかけれども、できるだけ早く整備をお願いしたいと思います。今、要望箇所が合計すると113カ所あります。これほど道路整備がおくれた理由と今後の取り組みについて、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 本県は、人口が全国の約1%であります。県土は2%と広大な面積を持っており、その約8割を山間部が占めております。また、大淀川とか五ヶ瀬川でございますとか、大きな河川によりまして地域が分断されており、全国的に見ましても厳しい地形条件にあるなど、さまざまな要因が重なって、道路整備がおくれたものと考えております。国県道の整備につきましては、東九州自動車道へのアクセス道路、地域高規格道路、都市部及びその周辺部での渋滞対策のための道路、災害時の孤立化解消を図り救急医療施設へつながる生命線道路などを重点項目といたしま

して、整備を進めているところでございます。財政状況が大変厳しい中ではございますが、今後とも、引き続き計画的な用地取得やコスト縮減を図りながら、効率的・効果的な道路整備に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 同じ宮崎に住んでいて、困っているところとか便利になったところ、いろいろあると思うんですが、財政的にも、平成7年度、8年度は、約800億円と796億円を道路橋梁費として使っております。平成19年度は395億円、約半分ですね。財政状況をいろいろ考えると、しょうがないと一言で片づくのかもしれませんが、この一般県道の46%の改良率をどうするのか。生活道路です。そういうところを、先ほど知事、生活関連枠ということで申し上げたのですが、そういう意味もあるということをお理解いただきたいと思うんです。そういうところの改良率をどういうふうに上げていくのか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 本県におきましては、現在、広範囲な交流・連携を支援し、より多くの県民の皆様にとって利便性の高い県内道路網の骨格となります国道や主要地方道の重点整備に取り組んでいる状況でございます。さらに、一般県道につきましても、急カーブや離合困難箇所の局部的な整備や、歩行者、自動車の多い通学路の歩道整備など、県民の生活に密着した箇所について、緊急度の高いところから順次整備を進めている状況でございます。今後とも、体系的な道路交通網の整備を計画的に進めていきたいと考えております。

○十屋幸平議員 緊急度・必要度の高いところ、いわゆる選択と集中、プライオリティー、BバイC、いろいろな言葉が出てきますが、国

の言葉じゃないんですけれども、「真に必要な道路」、本当に必要な道路とは宮崎では何なのか、宮崎ではどのように考え、何を基準とするのか、再度、県土整備部長にお願いしたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 本県におきましては、地域間格差の拡大、人口減少・高齢社会の到来など、経済社会情勢が大きく変化する中、地域間の競争力、成長力の確保ですとか地域の活性化のために、必要な道路整備を計画的に進めることが重要であると考えております。このような中、本県での真に必要な道路整備といたしましては、広域的な交流・連携を促進する高速道路の早期整備を初めといたしまして、インターチェンジへのアクセス道路及び地域高規格道路の整備、災害時の孤立化解消を図り、救急医療施設へつながる生命線道路の整備、都市圏の渋滞対策のための道路整備、買い物、通勤、通学、通院など日常生活に密着した道路整備、さらに橋梁など道路構造物の維持修繕などによる既存ストックの有効活用が重要であると考えております。本県の真に必要な道路につきましましては、県民の皆様の御意見を十分踏まえながら、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 日向のことをちょっと要望したいと思うんですが、県道高鍋美々津線、これは災害のときに10号線の迂回路として大変重要な県道だと思います。それで、県道高鍋美々津線の整備について、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 県道高鍋美々津線でございますけれども、国道10号のバイパス的機能も有していることから、現在、川南町の通山工区、都農町の岩山工区で整備を進める

とともに、都農町一日向市間につきましては、日向市と連携しながら、整備着手に向けまして道路整備計画のルート等について調査を進めている状況でございます。残る国道10号西側の区間につきましては、現在のところ整備計画はございませんけれども、他の事業中箇所を進捗等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** いろんな道路で113カ所もあればなかなか難しいと思うんですが、ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほども言いましたが、財政が厳しい中で約半分になったと。それで、橋梁、トンネル等の維持補修についてお伺いしますが、先日、日向市では東郷橋が一部崩落しまして、今、通行どめになっております。アメリカでも同様に橋が壊れて犠牲者が出たりしておりますが、決して他人事ではないと思うんです。そこで、県内に橋が約2,000本あると言われておりますけれども、その対策として、国のほうから長寿命化修繕計画策定事業が出されておりますが、これについて県はどのように取り組むのか、そしてまた、トンネルとかのり面、そういうことも含めて御答弁をお願いしたいと思います。県土整備部長にお願いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 長寿命化修繕計画策定事業は、従来の対症療法的な修繕から予防保全的な施設管理へと転換し、修繕、かけかえに係る費用の最小化・平準化を図りつつ、橋梁の安全性・信頼性を確保することを目的とするものでございまして、今年度から国庫補助事業として創設されたものでございます。本事業の対象となる橋長15メートル以上の県管理の橋梁は934橋ございまして、今後、耐用年数を超える橋梁が増加することから、近い将来、多額

のかけかえ費用が必要となってまいっている状況にございます。こうしたことから、県といたしましては、平成16、17年度に調査した点検データをもとに、橋梁ごとに長寿命化修繕計画を今年度から3カ年かけて策定することとしております。今後は、この計画に基づき、点検、補修等を実施してまいります。また、15メートル未満の橋梁ですとかトンネル、のり面などにつきましても、今後、同様の手法により検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** ですから、今言われたとおり、非常に財政が厳しい中で、社会資本のストックを、よく言われるアセットマネジメント（資金管理運用）をちゃんとしないと、金がない中でこれをやっていかなきゃいけない時代が来るわけですね。ですから、しっかりと計画を立てていただいて、それに合わせて——我々も地区住民から、県道を整備してくれとか、あれをしてくれとか、いろんなことを言われますので——そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、特別支援教育についてお伺いしたいと思います。先ほど壇上で申しましたように、教育長には、これまでもいろんなことをやっていただきました。しかし、まだまだ要望も多数あると思います。特に、高等部の未整備は私の今期の大きなテーマでありますので、一生懸命取り組みたいと思っております。県内には宮崎南、日向、児湯、小林地区、こういう養護学校の保護者から高等部の設置要望が上がっているんです。今後の取り組みについて、教育長の見解を求めたいと思います。

**○教育長（高山耕吉君）** 高等部の設置につきましては、これまで全県的・総合的な視野に立ちまして、計画的に整備を進めてきたところで

ございます。今後につきましては、現在策定を進めております宮崎県特別支援学校総合整備計画の中で、十分検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 本当に十分検討すると言われます。先ほど壇上からの質問のときに、7回の計画で6回策定委員会を開かれて、今年度末にその答申を出されて、来年度中に計画を策定する。ということは、平成20年度に計画をつくるということだと思ふんですね。そうすると、今、要望を出されている保護者の方々は待ち切れない、活動をずっと何年も何年もやってきてまだ計画か、そういう強い要望があると思ふんですね。それで、中間報告を読ませていただいたら、こういう文言がありました。高等部設置についてですけれども、「地域就学の観点から、すべての高等部未設置校で高等学校等の余裕教室等を有効活用した高等部設置について検討すべきである」と。結果、最終報告が出るんですが、現在こういう要望が出ている地区に高等部を——中間報告ではありますけれども、「検討すべきである」という文言をとらえて——つくと、つくりなさいというふうに私は読めるんですよ。勝手に読んではおりますけれども……。そのあたりをつくるというふうに理解していいのか、教育長に再度お願いしたいと思ひます。

**○教育長（高山耕吉君）** 要望の出しております4地区の高等部の設置についてでありますけれども、ただいまお答えいたしましたとおり、宮崎県特別支援学校総合整備計画を策定中でございますので、今後、十分検討してまいりたいと考えております。御理解いただきたいと思ひます。

**○十屋幸平議員** 知事も私も同席したことがあ

りますが、先週ですか、児湯養護の方も要望されたと思ふんですけれども、障がい児を持たれる保護者の方々は、高等部設置をなぜこれだけ要望するかということなんですね。これはあくまでも、学校に行って、最終的には、障がいを持っている子供たちが学校を卒業した後に、その地域で働きながら、その地域で暮らしたいということの一つの方法なんです。ですから、こういうところをしっかりと受けとめていただいて——これは当然財政的なものが出てくるかと思ひます——そういうところをちゃんと、教育委員会のほうも20年度——私にすれば20年度じゃなくてもっと早く——の早い時期にそういう計画をつくって、計画のもとにどんどん進めてほしいという思ひがあります。それには、はっきり申し上げまして、計画をつくっても財政的な措置がなければ、知事の決断がなければできません。ですから、そういうことを踏まえて、障がいを持っている子供たちがその地域の中でしっかりと生活できるということを踏まえて、知事にも教育長にも強く要望して終わりたいと思ひます。（拍手）

**○中村幸一副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番山下博三議員。

**○山下博三議員〔登壇〕**（拍手）6月議会に続きます2回目の登壇であります。きょうは、私のふるさと中郷からたくさんの方においでいただきました。中郷は、知事の出身地でありま

す——お生まれは末吉町なんですが——その隣でありまして、きょうは、知事も一方ならぬ親しみを持って御出会をいただいております。市議会時代から何回か、こういう壇上に立たせていただきましたが、私の家族、後援会の皆さん方に来ていただきましたのは初めてであります。

それでは、通告に従いまして、農政問題、環境問題と新エネルギー対策、一般廃棄物最終処分場跡地問題の3点について、知事、企業局長、所管部長にお伺いしてまいります。

質問に入ります前に、先月22日にお亡くなりになりました江藤隆美元衆議院議員に、心から哀悼の意を表したいと存じます。10月6日、2年に一度の宮崎県の畜産共進会が児湯家畜市場にて盛大に行われました。私は、ちょうど江藤隆美元衆議院議員の隣の席におりまして、長い時間、話をする機会があり、畜産に対する思い、また酪農の置かれている厳しい状況等、実に熟知されておりまして、私にも励ましをいただいたところでありました。まだまだ御指導いただきたいことがたくさんあっただけに、まことに残念でなりません。心より御冥福をお祈りいたします。

さて、宮崎牛が日本一。5年に一度の和牛オリンピックと称される第9回全国和牛能力共進会が、去る10月11日から14日まで鳥取県で行われ、本県の28頭の出場を含む38道府県から494頭の和牛が参加し、それぞれ競われました。そして、本県代表が9部門中7部門で首席を獲得し、また首席の中から特にすぐれた種牛と肉牛に贈られる最高賞の内閣総理大臣賞を独占し、さらに新設の出品対策技術表彰においても首席に輝き、文字どおり日本一の栄冠を勝ち取りました。この快挙は、子牛繁殖から肥育まで、生

産農家が緑豊かな宮崎の大地で丹精込めて育てた情熱のあかしであります。また、日本有数の和牛生産地であります本県が世界に誇る、宮崎牛ブランドの実力の高さを証明するものでありまして、畜産関係者のみならず、県民115万人の大きな喜びと自信になるものであります。そこで、知事に、今回の和牛能力共進会における結果をどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

次に、環境問題と新エネルギー対策についてお伺いをいたします。

まず、環境問題であります。中でも、緊急の課題とされております地球温暖化対策についてであります。昨今、熱帯地方のスコールも、想像を絶するほどの集中豪雨の情報や、日本では夏の気温が40度を超えることも珍しくなくなりました。北海道では毎年、水稲の冷害で悩まされておりましたが、今では日本一うまいとされる米地帯になっているなど、昔では到底考えられない現象が起こるようになりました。本県でも、防災営農で取り組んだ早期水稲が、7月上旬の台風上陸により多大な被害を受けたばかりであります。

地球温暖化対策といたしましては、平成9年12月に開催されました地球温暖化防止京都会議におきまして、環境問題に先進的なヨーロッパの国々のリードで京都議定書が締結され、平成16年のロシアの参加で55カ国を超えたことにより、平成17年2月16日に発効し、国際的にもその対策が急務とされております。議定書では、日本は平成20年から24年の5年間で、この期間におけるCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの年平均排出量を、基準年の1990年比で6%削減することになっております。しかしながら、我が国では、環境省の発表によりますと、平成17年度

は1990年比プラス7.7%ということで、ドイツのマイナス18.4%に見られますように、押しなべてマイナスを達成しているヨーロッパの国々と取り組みに差が見られます。国は平成10年に、京都議定書の削減目標を達成するために地球温暖化対策大綱を定め、国の責任と同時に、地方にも一定の役割を期待しております。公共の交通機関の利用や節電・節水、マイバッグ持参など、既に取り組んでいらっしゃると思いますが、さらに全県的に新たな発想の県民運動的な取り組みを行うべき時期にあるのではないのでしょうか。この点につきまして、知事の見解を求めます。

次に、新エネルギー対策についてお伺いいたします。地球温暖化対策の有効な取り組みの一つとして、自然エネルギーの活用があります。国が進めております新エネルギーの定義に当てはまるものでありますが、その中でも本県は、水資源を活用した水力発電、森林資源・農業資源を活用したバイオマス発電、快晴日数が全国トップクラスという恵まれた日照条件を生かした太陽光発電など、大変有望な分野があります。県におかれましては、国の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の施行を受けまして、平成16年に「宮崎県新エネルギービジョン」を策定され、以後、県レベルでの新エネルギー導入の促進を推進されているところであります。これは、化石燃料の有限性、地球温暖化対策からも大切な施策であると同時に、石油価格の高騰を見ますときに、コスト意識のみでの判断が排除されるべき情勢の変化と相まって、積極的な展開が期待されるところであります。そこで、地域生活部長にお伺いいたします。「宮崎県新エネルギービジョン」策定後の県の新エネルギー導入に対する取り組み状況と

今後の展開について、お伺いをいたします。

次に、一般廃棄物最終処分場跡地問題について、環境森林部長にお伺いをいたします。

日本は、戦後の復興期から飛躍的な発展を遂げてまいりました。戦後、食糧難の時代から飽食の時代へ、消費は美徳と言われ使い捨てる時代となりまして、今や、世界に肩を並べる経済発展を遂げてまいりました。その一方で、昭和40年代から多量のごみが発生するようになってまいりました。当時、不要なものが不法投棄された結果、社会問題となり、その対策として、各行政の取り組みの一つに、一般廃棄物最終処分場としての埋め立てが始まりました。この処分場に埋め立てられた廃棄物は、ガラス、陶器類、金属類、瓦れき及びプラスチック類など不燃物主体ではありますが、有害ガス、地下水の汚染、ダイオキシン等の有害物質の発生等が懸念され、法改正により、遮水工等の整備がなされていない施設は使えなくなってまいりました。これらの処分場は適正な改善をしないと廃止できないとのことで、大変大きな問題となっております。このような問題を抱えている行政が、全国及び本県で何カ所ほどあるのか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えする前に、御認識をいただきたいと思いますが、私、生まれも育ちも都城でございまして、末吉というのは今、両親が住んでいるところでございます。御認識いただければと思います。

お答えいたします。

第9回全国和牛能力共進会の評価についてでございますが、本県の出品牛は、9部門のうち7部門で農林水産大臣賞を受賞し、さらに、種

牛、肉牛の両部門において内閣総理大臣賞を独占するなど、日本一の榮譽に輝いたところであります。また、出品牛28頭すべてが優等3席以内に入賞しており、改めて本県和牛の質の高さと層の厚さを全国に発信できたと感じております。これは、「太り易く、飼い易く、肉質の良い宮崎牛」という改良方針に沿って、肉用牛農家や畜産関係団体が長年にわたり取り組んできた成果が高く評価されたものと考えております。今回受賞されました肉用牛農家を初め、畜産関係者のたゆまない努力に対して、心から敬意を表する次第でございます。

続きまして、地球温暖化対策についてであります。地球温暖化は、人類や生態系に影響を及ぼす大変重要な問題であり、本県においても積極的にその対策に取り組んでいかなければならないと考えております。このため県では、「新みやざき創造計画」におきまして、地球温暖化防止に貢献する社会づくりを推進していくことにしております。

具体的には、平成18年3月に策定した「宮崎県環境基本総合計画」に基づき、県民一人一人による二酸化炭素削減のための実践活動の促進や、二酸化炭素の吸収源となる健全で多様な森林づくりを推進いたします。さらに、本県の自然特性を生かした太陽光エネルギー、バイオマスエネルギーなどの新エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策を総合的に展開していくこととしております。今後とも、地球温暖化防止に向けて、県民、団体、事業者、行政が一体となって、まさに県民総力戦で臨んでいきたいと思っております。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 新エネルギー導入に対する取り組み状況についてであります。新エネルギーにつきましては、環境

へ与える負荷が小さいという特性を有するとともに、そのほとんどが地産地消型であり、国際情勢の変動や災害等の影響を受けにくいことから、エネルギーの安定供給の確保に、地域レベルで貢献できるという特性があります。このようなことを踏まえ、県では、平成16年3月に策定した「宮崎県新エネルギービジョン」に基づきまして、本県の恵まれた日照条件を利用した太陽光発電や、全国有数の畜産県、林業県であることを生かしたバイオマス発電など、宮崎ならではの新エネルギーの導入促進に取り組んでおります。

具体的には、県有施設への太陽光発電の率先導入や、一般県民を対象としたセミナー等の開催による普及啓発、民間におけるバイオマス発電への取り組み支援などを行っているところであります。今後とも、県といたしましては、県民、事業者、市町村等と連携しながら、本県の地域特性や資源を生かした新エネルギーの導入促進に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

一般廃棄物の不適正最終処分場の箇所数についてであります。不適正最終処分場は、その埋立地からの浸出水による河川や地下水などへの汚染を防止するための設備が整備されていない処分場であります。平成10年3月の旧厚生省の公表によりますと、全国では、最終処分場1,901施設のうち538施設、本県では、37施設のうちの28施設となっております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ答弁ありがとうございます。

知事に、またお伺いしたいと思います。12



月4日、今回の和牛能力共進会の宮崎牛日本一達成記念パーティーがありました。私も出会させていただいたんですが、そのときの知事のあいさつの中で、皆様の長年の御苦勞に感謝しながら、せっかく宮崎の農産物をPRしているのだが、いわゆる偽装事件、ウナギがあったり、地鶏が出ましたり、そのことに対する残念無念という思いがあったらと思うんですが、知事は言葉を詰まらせられました。本当に涙を出さんばかりの知事の姿というのを、私はそのときに初めて拝見させていただきました。きのう、清水寺で行われました揮毫で、ことしの日本を象徴する言葉、これがくしくも偽装事件の「偽」、にせという言葉が貫主が書かれました。まさしくこういうことが象徴された1年であったなという思いで、きのうもテレビのニュースを見せていただいたんです。そのときに、農家は食の安全・安心に努力し、それを知事がトップになって売っていただく、これを我々も原点に戻り努力していかないといかんという思いになったところであります。

全国共進会で宮崎の日本一が決まりましたときに、知事はマスコミの取材の中で、「今回お墨つきがついて売りやすくなった」と、ダブル受賞を歓迎され、さらに、「松阪・神戸・米沢・佐賀牛との対決図式で売ると、ブランド力が上がるのではないか。メディアで企画できたらおもしろい」と話しておられます。このことは広く県民が願っておるところであります。年末年始に向けて、知事のPRのお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 今回の宮崎牛の内閣総理大臣賞受賞というのは、私も個人的に大変うれしく思いました。そして、誇りに思いました。皆さんに感謝申し上げたいと思っております。宮

崎牛は名実ともに日本一であるというブランドを確立するために、今後とも精力的にテレビ・ラジオ、新聞、雑誌等を含めてメディアで一生涯懸命PRしていきたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。この前のお祝いの席上では、年始に審査員で出られる番組で、牛の面をかぶるか、鶏の面をかぶるか、そういう形で出たいということも言っておられましたし、皆さん本当に期待をされておりますから、ぜひ頑張ってくださいとありがたいと思っております。

農政水産部長にお伺いをしたいと思っておりますが、今回いかに全国共進会の成績が優秀であったか、このことについてちょっと触れてみたいと思うんですが、実は調べてみましたら、10年前の全国共進会が——5年に一回行われますから——平成9年、岩手県で行われております。このときは、隣の鹿児島、宮崎がそれぞれ3部門で首席をとっておるんです。そして、5年前、この全国共進会、岐阜県で平成14年に行われているんですが、このときに鹿児島県は6部門で首席をとっています。宮崎は首席は1頭もいなかったんです。それから、この5年間、農家、各団体、JAを初め、本当に努力をされてまいりました。この前、和牛農家の人と一緒になりましたら、全国共進会の予選会が平成19年8月7日に行われております。そのときのブックをお預かりしたんですが、すべては日本一のためなり、こういうふうにしたブックがあるんです。やはり農家、そういう人たちが本当にこのことを目標にしてチャレンジしたのが、今回の結果でありました。5年後、長崎県で開催されます。次に向けての宮崎牛の産地づくり、ブランド化、さらにどう取り組まれるのか、お伺いをしたいと思っております。今回は、鹿児島、そ

してほかの県から追われる立場になるだろうと思っています。「勝ってかぶとの緒を締めよ」という言葉がありますが、このことを踏まえて部長の答弁をお願いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 今回の共進会において日本一に輝きましたことにつきましては、その間の生産者の皆様の御努力、畜産関係団体の御尽力等が大きく実を結んだものであると、その重みを重く受けとめております。このため、5年後に長崎県で開催されます次回の全国共進会に向けまして、来年3月には、知事を名誉会長とする推進協議会を設置いたしまして、本格的に出品対策に取り組むことといたしております。今回の全国共進会での成果を十分に生かしながら、今後とも関係機関一丸となりまして、優秀な雌牛の保留対策や、生産基盤の強化による良質な宮崎牛の生産を推進しまして、今回を上回る成績を目指してまいりたいと考えております。以上です。

**○山下博三議員** ぜひ5年後もこれ以上の成績がとれますように、御努力をよろしくお願ひしたいと思います。

同じく、農政水産部長にお伺いいたしますが、今回、家畜改良事業団、登録協会等の努力がありまして、一つは、「安平」という育種価、この種雄牛づくりに成功をおさめたのが今回の結果であったな、そういう思いであります。また、県内の素牛市場におきましては、「安平」が全国的に大変な知名度があり、肉質もいいということで、今回、畜産関係は、収益が20億ほど伸びているんです。これも大きな要因であったな、そういう思いであります。もう「安平」の精液もなくなりまして、また後、どういう種雄牛づくりを進めていくか、これがまた5年後の全国共進会の大きなきっかけになる

だろうと思うんです。これを超える育種価というのを考えなければならぬと思っておりますが、取り組みについてお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 1頭の種雄牛を造成するには、約6年かかる計画的な取り組みが必要でございます。このため県では、県内の繁殖雌牛10万頭から、能力の極めてすぐれた350頭を選抜しまして、種雄牛造成を行っているところでございます。このような取り組みを通じ、今お話がございました「安平」の後継牛としましては、今回の共進会で本県の遺伝資源の優秀さを証明した「福之国」や「日向国」を初め、新たに、肉質・肉量ともに全国トップレベルの「忠富士」や「勝平正」など、次代を担う種雄牛を作出しております。今後とも、宮崎牛のブランド確立のため、DNA選抜など新技術を活用しながら、優秀種雄牛の造成に努めてまいりたいと思います。

**○山下博三議員** 増頭対策について、また同じように伺っていきます。本県の肉用牛飼養農家年齢構成というのが、60歳代が28.5%、70歳代が34.0%、合計62.5%の人たちが60歳以上であるんです。この人たちが今、和牛を守り、生産基盤を守っていただいているのが現状であります。戸数が約9,600戸でありますから、これを考えていただくと、60歳以下の人たちは37.5%しかいらっしやらないということですから、この増頭対策をどう進めていくのか、お伺いしたいと思うんです。私も数字を見ましてびっくりしたんですが、1戸当たりの飼養規模を調べてみましたら、1頭から9頭までの方が72.5%、約7,000戸おられます。そして、9頭から19頭が14.9%、約1,400戸。20頭以下というのが87.4%を占めているんです。そして、この人たちは専業じゃなくて、やはりお米をつくったり、芋

をつくったり、野菜をつくったりしている、いわゆる兼業農家の人たちが和牛生産にいそしんでいただいている、この状況だろうと思います。本当に専業で飯を食っていこうとすれば、30頭以上の規模に持っていけないと、和牛の今の生産は守れない。これは高齢化を抱えているわけですから。そして、今、30頭以上の人たちがどれほどおられるかという、約5%、400戸ほどしかおられません。そして、牛というのは更新が3年ぐらいかかっていますから、非常に生産というのが、コストが長年かかる。それで生産規模拡大というのは非常に難しい点があるんですが、本県の和牛生産基盤を守るため、具体的な対策があればお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 平成19年2月1日現在、本県の繁殖雌牛は10万2,900頭と、昨年よりも4,100頭増加しており、増頭数は日本一となっております。一方、ただいま御指摘もございましたように、農家戸数の減少が進む中で、担い手の確保による生産基盤の強化及び高齢者対策が重要な課題となっております。このため、県におきましては、簡易牛舎などの施設整備や優良繁殖雌牛の導入助成などにより、地域の核となる担い手の育成を図っております。また、高齢者対策として、粗飼料の供給を行いますコントラクター組織や、労力の負担軽減を図るためのヘルパー組合の充実、さらにはキャトルセンターの整備など、増頭に向けた地域での取り組みを支援しております。今後とも、国の各種事業を積極的に活用しつつ、関係機関・団体一体となって肉用牛増頭を図ってまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。

次に、BSEの全頭検査に関することについて

質問させていただきます。今まではずっと20カ月齢以下・以上、国の補助のもとにBSE検査をやっておりましたが、今回、来年の7月で国がこの補助を打ち切るという方針が出ました。実は北海道では、いち早くこのことが議会で検討されまして、11月30日に生後20カ月齢以下は独自に検査をやっていく、そのことが報道されました。本県は大の畜産基地でありますから、そのことの対応を、本県として来年7月以降どう取り組まれるのか、お伺いをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** BSEに対する安全確保につきましては、危険性の高い脳・脊髄などの特定危険部位の除去、ワイヤーを使って脳・脊髄を破壊するピッシングの廃止、BSEスクリーニング検査が重要であるとされております。本県では、これらのすべてを実施しており、本県産牛肉の安全確保に万全を尽くしているところであります。BSEの全頭検査につきましては、お話のように、国においては、来年7月末で20カ月齢以下の検査についての国庫補助を廃止することとされております。しかしながら、畜産県であります本県としましては、全国の状況等を踏まえながら、引き続き、消費者の安心が確保されるまで、BSEの全頭検査を実施してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** よろしくお願ひいたします。

続きまして、知事にお伺いしたいと思います。今、御存じのとおり、配合飼料、原油の高騰等で畜産農家も大変な状況にあるんです。特に鶏、豚、牛、すべて穀物を食わせていますから、世界に、外国に穀物を頼っている中で、今、宮崎県の畜産が危機的状況に陥っているんです。安定基金というのがありまして、今まで

は、えさが上がってきますと——我々も基金を掛けていたんですが——国がその基金発動の中で手だてをしてまいりました。来年、恐らく基金が枯渇するであろうということを大変畜産農家が心配されておるんです。配合飼料も1万4,000～1万5,000円ほど上がってきているんです。基金発動が1万円ぐらいありまして、農家負担は4,000円ぐらいで済んでいるんですが、何とかことしいっぱい対応はできるだろうと思うんです。そのことでいろいろ聞いてみましたら、全国の知事会、九州知事会の中でもこのテーマが議題となっておるようでありますが、このことを踏まえまして、ぜひ宮崎の畜産を守るために、知事が知事会の中で率先して、国に対して安定基金の新たな取り組みについて要望していただきたい、そういう思いがあります。その決意をお伺いしたいと思えます。

**○知事(東国原英夫君)** 本県では、年間約180万トンと、全国で3位の配合飼料の利用があります。今回の価格上昇分を全額農家が負担することになりますと、約200億円ぐらいの生産コストの上昇につながり、畜産農家はもとより、関連産業や消費者にも大きな影響を与えると認識しております。このため、関係機関一体となりまして、飼料作物の増産体制の整備や、焼酎かす等の未利用資源の飼料化を図るなど、自給飼料の確保に取り組んでいるところでございます。今後とも、御指摘のとおり、自給飼料確保対策を推進するとともに、知事会を初め、あらゆる機会を通じて、配合飼料価格安定制度や関連施策の一層の充実を、引き続き国へも要望してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。この前、11月30日にいただいた資料なんですけど、宮崎県の農業産出額が今までは6位であったんで

すが、これが5位に上がってきたと。これは畜産が頑張っているから、5億ほど上がって愛知県を抜いて5位に上がってきております。3,211億円ということで、本当にすばらしい農家の努力があるな、そういう思いで感謝いたしておりますから、ぜひともそのことも国に向かって要望していただきますようお願い申し上げたいと存じます。

続きまして、環境問題関係に入ってまいりますが、企業局長にお伺いをいたします。

企業局では、風力を初め中小河川での小規模発電など、企業局の将来事業として調査・研究を過去に進められたと伺っておりますが、県内での事業化の可能性についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

**○企業局長(日高幸平君)** 企業局における新エネルギーへの取り組みでございます。企業局といたしましては、これまでいろいろな事業化の可能性調査を行ってきたところでございます。風力発電につきましては、県内全域を対象にいたしまして、風況調査を実施してきたところでございますが、なかなか風況の条件のよいところがなく、比較的良好なところは交通不便な山岳部ということで、建設コストが高くなるといった採算性での問題がございます。また、水力発電につきましては、条件のいいところは既に開発をいたしているようなこともありまして、開発地点が奥地化し、かつ小規模化しているという状況でございます。

このように、現段階においては、採算性の面で事業化が厳しい状況にございますが、企業局といたしましても、新エネルギーへの取り組みは非常に重要なことというふうに考えておりますので、今後とも開発可能性について調査を続けてまいりたいと考えております。

なお、農業用水などを利用した、出力がおおむね100キロワット程度の小水力発電につきましては、地域の水資源を有効に利用した、施設経費の負担軽減を図るという観点から、例えば都城市の関之尾などの県内の有望な地点の調査を行い、市町村あるいは土地改良区へ開発や技術の提案を行っておるところでございます。以上でございます。

**○山下博三議員** ありがとうございます。時間がありませんので、かいつまんで申し上げていきたいと思うんですが、私は、今回の環境問題、新エネルギーについて、各担当部署とのヒアリングをしてみました。私は、温暖化という中で、この宮崎の自然エネルギーが大変有望である、そのことについて何とか有効利用ができないか、そのことも議論をいたしてみました。宮崎県内の消費電力量が90万4,800キロワットアワー、そして宮崎県が水力で賄っている電力量——九州電力、宮崎県企業局が持っている発電所、これが県内39カ所ありまして、発電量が21万6,400キロワットアワーでありますから、宮崎県が消費する電力の水力での賄いは24%、計算してみましたら24%が水力の電力源であるという数字を、私も勉強させていただきました。このことに対しまして、企業局もいろいろ検討されておりますから、本県の資源を有効利用できるように、ますますの御努力をお願いしたいと思います。また前回、6月議会におきまして、NEDOに関する予算を我々も可決しましたが、9月、NEDOにおいて不採択になったと。このこともあるようでありますが、また今後、大きな課題として、自然エネルギーについては御尽力をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地域生活部長に1点だけお伺い

したいと思うんですが、実は私も今回、栃木県的那須野ヶ原土地改良区連合を視察に行っていました。ここは一步も二歩も自然エネルギーという分野が進んでおりまして、その中で今、太陽光から、電気分解を行い水素をエネルギーとして取り出しまして、自動車などの燃料にするという構想が検討されて、もう実験プラントがスタートしているんです。この件について、本県における研究の余地がないのかどうか、その辺の見解についてお伺いをいたします。

**○地域生活部長(丸山文民君)** 水素エネルギーの活用についてのお話だと思います。水素エネルギーは、地球温暖化の原因となります二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして、また石油代替エネルギーとして、その活用に関し、現在、国や民間事業者等によりまして、実用化に向けた実証実験等が行われているところでありまして、県におきましては、太陽光発電等の新エネルギーの導入を推進しているところでありまして、お尋ねの水素エネルギーを活用したシステムにつきましては、技術開発の動向や国の施策等さまざまな状況を見ながら、今後研究してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。参考のために申し上げておきたいと思うんですが、九州電力は2009年——再来年ですが——九州管内の消費電力1,000億キロワットアワーという数字を出しております。私は、この内容、実態を調べてみましたら、電力源、本当にこれほど化石燃料が使われているということにびっくりしたんですが、原子力が37%、石炭が29%、ガスが17%、石油8%、水力はわずか7%、地熱で2%。9%しか自然エネルギーというのは使われていないんです。この数字を見まして、

そのことにびっくりしたんです。実は、このことを踏まえて、いろいろ質問もつくっておったんですが、もう時間がありませんので、今後、私も新エネルギー問題についてはいろいろ検討してまいりたい、そのように思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。

次に、商工観光労働部長にお伺いをいたします。森林資源活用型の例で、門川町に誘致企業として進出いたしました株式会社「フォレストエナジー門川」、木質ペレット製造企業についてお伺いをいたします。

本県の間伐材を初め経済価値の少ない木材、木くずの活用という観点から、大いに期待をいたしておりますが、原料の調達、製品の活用という2つの側面からお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** ただいま御質問の企業の原料ということですが、まず、原料につきましては、県北部地域の林業関係者等と連携し、杉、ヒノキの樹皮や、通常活用されない間伐材、流木などの未利用資源を調達する予定と伺っております。また、製品につきましては、民間企業の発電用ボイラーの燃料として予定しておりますほか、中小工場、農業用ハウスのボイラー用燃料としての活用も検討されているというふうに伺っております。

**○山下博三議員** 第1期として来年が1万トン、第2期として再来年が1万8,000トンの生産が計画されております。宮崎県のハウス農家の人たちが、大変な原油高騰の中で苦しんでおられます。ゆうべも電話がありました。ハウスミカンを栽培されている人たちが、今から温度を加えて、早く実をつけさせ、ミカンを栽培されるんですが、今から火を入れないといけないんですけれども、この原油高騰の中ではとても採算に合わない、そのことで取りやめるという人

たちがたくさん出ているという話が、ゆうべ来ました。そして、ピーマン農家、キュウリ農家、そういう人たちが、来年これだけの燃料高騰の中では——ピーマンも、過去日本一を誇ったピーマンの生産地でもあり、キュウリも大変な数の人たちがつくっておられます。その人たちがもうつukれない、それぐらいきわまった中で今、相談がたくさん来ておるんですが、門川で出るこの木質ペレットを非常に期待されているんです。これを何とか応用できないかということで、今、相談があるんですが、そのことに対する費用対効果、そして今持っている機械の更新が必要なのか、それとも附属部品で充当できるのか、このことについてお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 木質ペレット加温機の問題点とコストの比較についてであります。農業用の木質ペレット加温機は、木くず等の木材をペレット状に固めたものを燃料として使用する機械であり、重油価格高騰、地球温暖化問題がある中で、非常に期待されております。この加温機の問題点といたしましては、まず、燃焼バーナーや熱交換器など専用のシステムが開発され、重油加温機の更新が必要であることがございます。また、本体価格が、開発段階で量産されていないこともございまして、重油加温機の約3倍程度の高い価格になっております。また、重油とのコスト比較につきましては、現状の重油価格から熱量換算すると、木質ペレットがキログラム当たり20円台で供給されれば、実用的なエネルギー源になるものと考えております。県といたしましては、昨年度のキュウリ、本年度のピーマンの実証試験結果も踏まえ、有望な新エネルギーの一つとして、木質ペレット加温機の実用化について検討を進めて

まいりたいと考えております。

○山下博三議員 知事、これは予告していなかったんですが、本当に園芸農家は今、深刻なんです。船舶もそうでしょうけれども、重油も4～5日前に80円だったのが、86円まで一挙に6円上がるんです。1円のことですべての産業に、一挙に6円上がってきたということで、エネルギーの問題はさらに深刻さを増しておりますが、農業県である宮崎県としてのそのことの思いを、知事の意見を賜りたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 原油価格の高騰というのは、農業だけでなくすべての産業に、石油製品も含めて、すべてに影響を与えていると思います。特に、本県は農林水産業が基幹産業でございますから、そういった意味では、温室等々の施設園芸等には多大なる影響を与えていると思います。今後この動向をどう受けていくか、国にどう要望していくかというのは、十分検討させていただきまして、しかるべき対処をとっていきたいと思っております。

○山下博三議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

もう時間がなくなりました。最後に、一般廃棄物最終処分場跡地問題なんですけど、私も、いろいろ県のほうとも調べてみましたが、都城は特異な条件があるんです。というのは、市街地から1.5キロしか離れていない。そして、近くに医師会病院がありまして、私は市議会時代に、7年後に養生期間が済めば開発ができるというような話を聞いていたんです。それは総合運動公園でしか使えなかったんですが、そのことが、県のほうでだめだと、国の法律の新しい改定のもとにだめだったということで、大変都城は苦慮しているんです。そのことに対しまし

て、私も県当局とヒアリングをしたら、だめですと、そのことしか返ってこないんです。これをもう一回掘り起こして、下のほうに遮断工をつくって埋め戻しをしますといいですよということなんですけど、これをやりますと50億以上の予算が要る。とても一市町でできることではない。この財政支援までひっくるめて、県の見解をお願いしたいと思います。

○環境森林部長(高柳憲一君) 今、議員がおっしゃられたところは、都城市の大岩田最終処分場かと思いますが、これは、先ほど申し上げましたように、平成10年3月に旧厚生省から公表されました、県内にある28の不適正最終処分場の一つでございます。この処分場は、平成11年3月に埋め立てを終了して以来、設置者である都城市が水質検査などを続けており、今後ともこのような管理が必要な最終処分場であります。今、特殊な事情があるというお話でございましたが、市町村の設置する一般廃棄物最終処分場の適正化に要する費用につきましては、設置者である市町村が負担すべきものでありますので、県がその費用を負担するというのは困難であるというふうに考えております。以上でございます。

○山下博三議員 もう時間が来てしまいました。質問が飛んだところや、いろいろありまして、執行部の皆さん方には迷惑をかけたと思うんですが、それぞれ提案しました質問事項につきましては、今後、私も研究課題として、いろいろまた勉強していきたいと思っておりますから、御指導方よろしく願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○坂口博美議長 次は、52番福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕(拍手) まず最初

に、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

絶対的な権限を持った知事初め執行部が、議会から監視されることを期待するなど、通常では考えにくいのであります。しかし、本県の場合、官製談合事件という県政の不祥事の後、就任された東国原知事は、あえてそれを議会に求められました。

さて、私は先般、都道府県議会議員研究交流大会で議会の監視機能の強化について勉強する機会を得ました。第29次地方制度調査会専門小委員会委員長の関西学院大学の林教授がコーディネーターとして意見開陳され、その取り組み事例として、三重県の県議会議長、鹿児島県の県議会議長、お二人から発表がありました。特に三重県については、かなり先進的な取り組みがなされているので、議会の監視機能の強化は何かきっかけであったのか、また知事・執行部との関係はどうであったのか、質疑応答の中で一番最初にお聞きいたしました。きっかけは、本県にも起こりました裏金問題であります。監視機能の強化については、知事・執行部としては何か疑われているようで、内心穏やかでないと思うのであります。その点については、当時の北川知事が県議会の出身であり、その必要性を十分に認識され、協力的であったこと、裏金問題が発覚した直後ということでもあり、県民世論の後押しも大きく、思い切って監視機能の強化を伴った議会改革への取り組みが始められたとのことでもあります。

今後、本県において二度と不祥事を起こさないためには、知事も議会も、県民の目線に立つ改革の方向に向かわざるを得ないと考えます。先発の三重県議会を見ますと、県政の課題について、学識経験を有する者で構成する調査機関

の設置や、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用することなど、知事部局の理解なしでは到底できない、監視機能強化のための事務局体制が着々と整備されているようであります。そこで、北川元三重県知事を師と仰がれる東国原知事は、この先進事例をどのようにお考えか、また本県で同様の取り組みをする場合は御理解をいただけるものかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。後は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

県議会が監視機能を果たすための体制づくりということでございます。県政のあらゆる分野におきまして、県民本位の公正で効率的な政策推進が求められている中、県民の代表である県議会の役割は大変重要であると認識しております。このため、県議会との交流人事につきましては、県議会の御意見をお聞きしながら、適材適所の人事配置に心がけているところであります。財政状況が厳しい中で、職員数の削減等にも取り組んでいるところですが、今後とも、知事として対応できるものには適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。 [降壇]

○福田作弥議員 12月2日、日向学院のドン・ボスコ記念館におきまして、知事のマニフェストの概要説明、パネルディスカッションがあることを新聞で見ましたので、のぞいてみました。知事人気、依然衰えずで、中学生から高齢者まで、700~800人ぐらいでしたでしょうか、来場者があったと思います。その内容は、県議会やマスコミ等でお話しになっている内容でございました。唯一印象に残ったことは、私ども



の県議会が大きく変わりつつあり、特に一問一答の質問方式の導入、政務調査費の透明化、海外視察の取りやめなどなど、そして議会中、居眠りをする議員がいなくなったことを挙げられたのであります。今の状況からしますと、県庁も県議会も、さらに県民の意識も変化し、まさに県民総力戦で県政の改革ができると自信のほどを示されました。

当日は、マニフェストの生みの親であります元三重県知事の北川教授も参加されておりました。マニフェスト選挙を基軸として地方政治が大きく変わることを熱く説かれ、東国原知事の誕生の原動力はマニフェスト選挙であったと断言までされました。一方、私ども地方議会には現状のままでは存在価値もないとまで言われ、議会の末席を汚す者として、じくじたる思いがありました。

そこで、今回の決算について御所見を求めたいと思います。私どもの決算分科会では今回、問題の預け、裏金に対する調査確認で一番重要な資金の流れ、すなわち公金を離れた後の受け手側の預金通帳の提示を求めたのでありますが、諸般の事情により実現しませんでした。書類上は完備された支出伺に基づいて、相手側の口座に振り込まれ、この時点で公金を離れるわけではありますが、この後の過程で預け、裏金のコントロールがされたと考えられるのでありますが、残念ながら、この肝心な調査ができなかったのであります。そこで、全容を確認できる立場の知事は、この件に関してどのように認識されたのか、また今回の決算審査に対する執行部の受検姿勢は十分であったのかどうか、あわせてお尋ねをいたしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** お答えする前に、御指摘の、議会で居眠りをする人がなくなった

というのは、少々言い過ぎでございました。おわび申し上げます。

今回の調査に当たりましては、該当所属のみならず、各部局の連絡調整課や庁内調査委員会の作業チームが出向いて、取引業者の帳簿や納品書等の証拠書類の徹底した調査や事情聴取を行いました。その内容は外部調査委員に詳細に報告し、専門的な立場からの厳格な指導、助言、検証を受けるなど、二重三重のチェック体制で行っており、私としても、できる限りの調査は行ったものと考えております。その上で、今回の決算審査においても、調査で把握した内容については、各部局とも可能な限り詳細に御説明申し上げたと考えておりますが、納得のいく説明が得られなかったという御指摘があったことは真摯に受けとめたいと思います。今後、不適正な事務処理が二度と起きないように、再発防止に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○福田作弥議員** 知事のほうから率直にお話をされましたので、あえてこの問題については——もう一つ、この決算の不認定に対することでお聞きをしておきたいと思います。県民の声やマスコミの論調では、今回、何回もこの議会で出ておりますが——十分でない裏金の調査、あるいはペナルティーがないため、形式的な手続、儀式にすぎないのではないか、こういう疑問の声が寄せられております。知事は今回、裏金の問題に精力的に取り組まれ、うみを出し切るような決意で臨まれていると思います。そこで、法律上、決算の不認定に対する行政当局への制裁はないのでありますが、道義的責任論だけで終始するようでは、今後の防止対策はなかなか難しいと考えるのであります。今、知事は、全国でも脚光を浴びている、改革意欲に燃

えた方であります。ぜひ決算の不認定の場合のペナルティー等の制度を法制化するよう——自分を罰する法律をつくることになりませんが——求められる考えはないか、お尋ねをしておきたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 決算が不認定とされた場合でも、それによって、既に執行された支出の効力が法律上影響を受けるものではないと解されておりますが、地方公共団体の長の政治的、道義的責任は残るものと考えております。決算につきましては、議会の議決結果とあわせて、国に報告するとともに県民に公表することになっており、県議会の皆様を初め県民の方々からいただく御批判、御意見等を真摯に受けとめながら、今後対処してまいりたいと考えております。

**○福田作弥議員** それでは、次に移ります。

大消費地への物流体制の整備についてであります。

私は、昭和54年の初当選以来、ずっとこの問題を本会議で提言、質問をいたしてまいりました。最近では年を追うごとに、この問題が強化どころか弱体化の一途をたどっておりまして、大変心配いたしております。責任は、県当局はもちろん私ども議会にもあると、関係される皆さん方に申しわけなく思っておるわけでありませぬ。

本県の農畜産物などの大消費地への輸送はトラック、カーフェリー、鉄道の3本立てで行われておりました。昭和50年代には既に輸送の円滑化を欠く状態になっております。昭和54年12月の県議会で、当時の松形知事が、あるいは農水省から出向されておりました白井農政水産部長でしたか、その件を率直に認められておまして、京浜等の大消費地への農畜産物専用船開

発構想に着手したことを本会議場で明らかにされました。その内容を紹介しますと、「チャーター船によるテスト輸送の実施、専用船の規模、あるいは荷役施設等のあるべき姿についての研究を日通総研に委託して調査を実施し、庁内に専用船開発研究委員会を組織し、さらに調査研究を続けて、安定かつ効率的な輸送手段として、農畜産物専用船の開発を進めてまいりたい」となっております。その後は、余り進展していないんです。

特に今、反省するに、国のバラ色の施策に振り回されまして、新幹線の誘致運動、それ以前には一生懸命やっていた日豊線の複線化の運動は、いつの間にか立ち消えになりまして、実は県議会の議会棟の入り口には促進期成同盟会の看板もあったんですが、それもいつの間になくなっておりました。海上交通では、官民挙げてテクノスーパーライナーの誘致合戦に参画したんです。バブルの崩壊で、これも撃沈しました。高速道路の建設のみが今残っておるんですが、高速道路を除き、いずれも徒労に終わったのであります。私は、東国原県政の誕生を機に、もう一回、県政の最重要事項として、この物流の再構築をやってみたいと考えておるのであります。よく関係者から、「県当局は最初の入り口まではあおり立てが上手だが、後はしり切れトンボで終わり、民間はたび重なる大会参加あるいは陳情で経費負担を強いられ被害者だ」と、恨みにもとれる苦言を聞かされるのであります。

そこでお尋ねであります。八方ふさがりの大消費地への物流対策として、環境面からも、鉄道貨物、JRコンテナを再検討する価値があると考えますが、知事の所見を求めます。第2点、中期的な観点から、巨費1,400億円が投じら

れております宮崎港の有効利用の面で、物流コストが最も安く、大量輸送できる海上輸送の再構築をすべきだと思っておりますが、どのようにお考えか。第3点、その場合、フェリーは貨物に特化したローロー船とし、運航コストを大幅に引き下げなければならないと考えます。また、野菜等の生鮮を主力貨物とした場合、デイリー運航が必要であります。その場合、新規に貨物の運航会社を探さなくてはなりません。もう一つ、第4点であります。大消費地、東京市場を考えた場合、以前使用していた川崎港よりももっと利便性の高い有明埠頭等を利用できる航路設定をする必要があると思っておりますが、あわせて御所見をお尋ねする次第であります。

**○知事(東国原英夫君)** まず、JR貨物についてであります。県央地域からのJR貨物輸送につきましては、佐土原駅での貨物取扱量の減少から、平成10年に貨物列車の発着が廃止され、現在は、佐土原駅のコンテナ基地から延岡駅へのトラック代行輸送で対応されております。JR貨物としては、現在の県内の利用状況では、多額の投資を必要とする新たなコンテナ基地の整備は難しいとの認識を持っております。しかしながら、鉄道貨物輸送は、低コスト、大量輸送が可能で、二酸化炭素排出量も少なく、海上輸送と同様に、今後の物流効率化を図る上で大変重要な輸送手段であると認識しております。このため、県といたしましては、県内の産業界の皆様方の御意見も伺いながら、JR貨物に対しまして、輸送力の維持・充実を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、船便の御質問でございましたけれども、県におきましては、京浜航路の休止直後から、関東向け航路の再開に向けて複数の大

手船会社への働きかけを行いました。カーフェリーでの航路開設に対する船会社の反応は、採算がとれないとの理由から極めて厳しいものがありました。このため、油津港に就航していたローロー船「南王丸」に対し、県央や県北地域の貨物輸送を担えるよう、細島寄港の働きかけを行い、ことし1月から週2便の寄港が開始されたところであります。しかしながら、この「南王丸」は便数が少ないことなどから、農産物を初めとした毎日出荷される県産品の輸送には、なかなか対応が困難な状況でございます。県としましては、「南王丸」の早期の増便等を図るため、利用促進事業の実施や農産物輸送の実証試験を実施しているところであり、こうした取り組みを進めますとともに、私のトップセールスも含め、運航会社である川崎近海汽船に対する働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

最後の川崎港についてでございますが、重複しますけれども、荷物の増加等々が著しい伸びを示していないゆえに、今後また改めて勉強させていただきたいと考えております。

**○福田作弥議員** 前回の質問への答弁の域を出ていないわけでありまして。今回は、私は通告の詳しい内容を提出したつもりでございます。実は、宮崎県の物流効率化に対しましては、平成13年、日本財団の助成を受けられまして、宮崎県下の物流効率化に対応した拠点整備構想という調査研究書、大きいやつが出ています。内容は、全部、海上輸送によるものが想定されておりまして、北海道の苫小牧と東京間の海上輸送が参考にされているようであります。よく考えてみますと、日本の中で、食料基地で海上輸送にどうしても頼らざるを得ないのは、北海道と南九州しかないそうでありまして、そういう

面では、この10年間、テクノスーパーライナーで放置をされておりましたから、私は、もう一回、海上輸送の問題について取り組みをお願いしたいと思います。要望でございます。

それから、JRのコンテナ基地であります。これも以前の答弁の域を出ていないわけです。実は、これはいろいろ問題があるんです。日豊線の宮崎高架をやる段階で、本格的なコンテナ基地を芳土地区に——住吉と蓮ヶ池の隣接地であります——つくる計画がなされておった。その後、JRの民営化によりまして頓挫し、申しわけ程度に、先ほど出ました佐土原駅、あれは日豊線と廃止された妻線の分岐点でございましたが、そこにコンテナ基地が置かれた。しかし、市街地に置くわけですから、いろんな苦情が出まして、あるいはまだ日豊線と10号線の立体交差ができておりませんでしたから、あかすの踏切が誕生しまして、延岡に移転せざるを得なかった。もちろん、そういう環境下でありましたから、荷物もふえませんでした。しかし、京浜航路がなくなり、またその代替の京浜航路でございました大分県の大在港—横須賀航路もなくなりましたから、もう頼るのがJRしかないんです、お金を余りかけなくて。もちろんJRは言っていますよ、「投資余力はありません。皆さん方がおやりになるんだったら協力しましょう」と。私も調べました。そこで、県当局もお金がないないという、きょうはこのないない尽くしの本県議会でございますが、私もわかっています、それは。

そこで、本当にJR貨物を必要とする県内の実需者——貨物の発生者の企業や団体を束ねて建設資金等を調達し、民活方式も考えられます。それでもやろうかという方がいらっしゃるんですから、ぜひ束ね役をやって、コンテナの

中央部での設置をお願いしたい。宮崎県の荷物の7割が中央部で発生しますから、今の延岡では横持ちに2時間とか3時間かかりますから、利便性に欠けるんです。ぜひその取り組みをお願いしておきたいと思います。これは、引き続き知事でございますね。

○坂口博美議長 質問ですね。

○知事(東国原英夫君) 答えは重複すると思いますが、新たなコンテナ基地の整備には、JR貨物の意向や建設費の問題のほか、線路等を所有するJR九州との調整や用地の確保、投資に見合う利用が見込めるかなど、大きな課題があると考えます。しかし、産業界が整備の意向を持っておられるということであれば、詳しくお話を聞かせていただいて、対応しなければならないと考えております。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

続きまして、宮崎港における石油荷役の合理化についてお尋ねをいたしたいと思います。

私は、石油基地については、それこそ昭和54年からずっとやってまいりましたが、平成16年に宮崎港に大きな石油基地が誕生しまして、今、宮崎県の使用量の3分の1、40万キロリットルを扱う施設として高度利用されているようであります。石油価格が高騰する中で、本県の営農用の重油やガソリン等の安定供給に一定の役割を果たしていると思われれます。非常に喜ばしい限りであります。

そこで、石油荷役であります。今、知事もごらんいただいておりますが、この荷役作業が新しい港にもかかわらず、不思議なことに手作業になっているんです。ホース等を人力でつないでおる。ほかの港では、ほとんどローディングアームという——テレビ等でよくインド洋での洋上給油が出ますが、洋上給油の写真を思い浮

かべてもらえればいいかと思えます——あの自動化システムであります。ぜひ宮崎港においてもこの自動化システムをお願いしたい。公共岸壁でありますから、固定式は問題だということをお前回言われましたが、幸い、移動式のような施設がほかの県で稼働しているようでもありますから——これも今、お手元に写真として配付をいたしております——ぜひ宮崎港の石油荷役の合理化のために、このローディングアームの設置をお願いしたいのであります。県土整備部長の所見を求めます。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 全国の状況等を調査させていただきました。移動式ローディングアームが設置されている岸壁のほとんどは、民間が所有する専用岸壁でありましたが、秋田県では、他の利用上支障がないということで、民間事業者が港湾管理者の許可を受けて、公共岸壁で移動式ローディングアームを使用している例がございます。公共岸壁に固定式施設を設置することにつきましては、特定の事業者がエプロン上を長期的に占有することになります。許可は困難ではありますが、移動式施設につきましては、安全性が確認でき、かつ他の船舶の荷役に支障を及ぼすような設備を設けないこと等の条件が満たされれば、可能ではないかと考えております。

**○福田作弥議員** ありがとうございます。県としては、財政出動を伴わない決定でありますから、ぜひ実現をしてほしいと思えます。

続きまして、農林水産物等の海外輸出の取り組みをお願いしたいと思います。

我が国は貿易立国でありますから、輸出と言えば、自動車を初め工業製品の数々を即座に思い浮かべるんです。農畜産物の輸出などということは、本県は農業県でもありますし、考えた

こともなかったのであります。特に輸出という言葉は、農業ではアレルギーさえあるわけでございます。まして、話題も余りありませんでした。しかしながら、最近、国のほうで農家の士気を鼓舞するため、攻めの農政と申しまして、農林水産物の輸出の旗振り役を始めたのであります。

農林水産省が2007年1月から9月までの輸出実績を発表しておりますが、3,061億円、たばことアルコールと真珠は除いてあります。前年同期に比べて19%ふえているようであります。農林水産物の輸出が伸びた理由は、リンゴやナシなどの果物が台湾や香港などで人気を博していると。また、アジア地域の経済発展が非常に著しくて、鉢物や盆栽、植木の輸出もできるようになった、こういうことであります。政府は、2013年に1兆円規模の輸出を目標に掲げておりますが、大変順調な滑り出しという自画自賛をしているようであります。

本県においても過去、牛肉、漬物、いろんな農産物があったと思いますが、ロサンゼルス、シンガポール、香港、上海等に試験的に輸出をされております。この輸出の取り組みであります。全く輸出に関係ない皆さん方がおやりになるわけでありますから、そう簡単に貿易実務はできないのです。私は、その貿易実務を何とか簡素化できないものかと考えまして、今の県の外郭であります——ジェトロの関係もございまして——貿易振興会を活用してほしいな、このように考えているところであります。お尋ねをいたしたいと思います。これは商工観光労働部のほうでしょうか。お願い申し上げます。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** ただいまのは、社団法人宮崎県産業貿易振興協会のことだと思いますけれども、これは、本県産業の国際化とか貿易振興を図るために設置された県内

で唯一の公益団体でございまして、海外経済情報の収集・提供や、各種のセミナー、貿易相談会、商談会などを通じ、県内企業の海外取引に関する側面的な支援というものを行っております。協会が、貿易の手続を一括して代行するような、いわば商社的な役割を担うというようなことの御提案だと思うんですけども、これは、例えば受注・契約交渉、船舶等の輸送の手配、通関、決済、金融などの面で公益団体としての制約がありますこと、それから、より専門的なノウハウが必要なこと、事務局の体制など、さまざまな課題があり、難しい部分があるんじゃないかと考えております。

○**福田作弥議員** 予想した答弁であります、そこを組織の再編をし、民間の資金や人材を投入して、業務の拡大充実を図る、そういうような工夫がこれからの行政の仕事には必要ではないかと考える次第であります。いかがでございましょうか。

○**商工観光労働部長(高山幹男君)** ただいま申し上げましたけれども、貿易をやる場合の県内企業のニーズでありますとか、事業採算性、専門的な知識を持った職員を新たに採用しなければいけない、確保しなければいけないということがございますので、今の時点では非常に難しいんじゃないかと考えております。

○**福田作弥議員** 次に進みたいと思います。

国道10号住吉一佐土原間のバイパスについてであります。

5年前に、ちょうど12月9日になりますが、同じような質問をいたしております。大体宮崎市中心部は、南のほうはほとんど、天満橋あるいは加納バイパス等の順調な工事で交通渋滞がかなり解消されてまいりましたが、北部のほうはまだ渋滞がひどいようございまして、宮崎

北バイパスの延伸をぜひお願いしたいという地元当局や市行政の要望が強いようであります。この前も、県土整備部長のほうに市あるいは地元から要望があったようございまして。当初この問題が出ましてもう6年ぐらい経過しているんですが、現況をお尋ねしてみたいと思います。

○**県土整備部長(野口宏一君)** 国道10号の住吉道路でございまして、この道路につきましては、県道の宮崎西環状線と一体となって、宮崎広域都市圏の渋滞緩和を図る重要な道路と認識しております。このため、国土交通省におきまして、平成15年度から16年度にかけて、道路計画の段階から住民の意見を聞きますパブリックインボルブメント、いわゆるP I手法を導入し、地元住民等への説明会やアンケートが実施されてきたという状況にございます。県といたしましては、国道10号の佐土原バイパスから北バイパス間においては、朝夕の交通渋滞が著しいこと、また騒音などによります沿道の生活環境への影響も懸念されることから、国道10号住吉道路の早期整備について、国に対して要望してきたところでございます。

○**福田作弥議員** 国の直轄事業でありますから、議会の合間を縫って、外山三博議員、横田照夫議員、私、3人で福岡の整備局に要望に参りました。いろんなことを聞きました。今、県土整備部長がおっしゃったとおり、前向きには考えておる、しかし、道路は何といても地元の協力体制が大事だ、その中には県も市も入るんだよということをしつかりと言われました。特に私がその時点でお聞きして大事だなと思ったことは、地元の受け入れ体制は、かなりしつかりしていると思いますが、県と市、特に5キロを超す4車線は、路線が決定しますと環境ア

セスが必要だということを知りました。この辺の代行等もやるような腹構えが欲しいというお話でございましたから、ぜひ県のほうとしても考えていただきたい。最後に考えたことは、地元の受け入れ体制も万全、これは県も市も、そして道路が通過する地域、あとは、県当局の国への強力な働きかけがあれば、早期着工の可能性が十分あると考えましたが、どうでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県といたしましては、国土交通省、そして地元の宮崎市と十分連携をとり、早期事業化、事業着手につかまして、引き続き努力していきたいと思っております。

**○福田作弥議員** 次に移りたいと思います。

環境配慮型の食と農についてお尋ねしたいと思います。

食べ物がCO<sub>2</sub>の排出源——一瞬何のことかと思うのでありますが、よく考えますと、我が国は世界じゅうから食料を買いあさっている。輸入ですね。それには、船の燃料や、その後、陸揚げした後の生鮮食料品の製造、冷蔵・冷凍コンテナ、ショーケース、家庭の消費での冷凍冷蔵庫と、切れ間なく続くコールドチェーンの流通システムは莫大なエネルギーを消費していると指摘をされるのであります。なるほどと思わざるを得ません。

一方、農業の現場でも、加温によるハウスを宮崎は一生懸命やっていますし、莫大な燃料を使っています。また、穀類の乾燥、トラクター、農作業も大量の化石燃料を使うんです。家庭のCO<sub>2</sub>の排出量が13.2%。そこで、本県としてこれからの課題は、やはり農業県でありますから、環境配慮型の農業と食を考え、実践することが必要だと思います。そこで、農の分野は

農政水産部長に、また食という視点では学校給食を担当されます教育長に、どのように考え実践されるのか、お聞きをしたいと思います。

**○教育長（高山耕吉君）** 学校給食における食材につきましては何点かございまして、安心・安全で良質であること、また安定供給ができること、さらには、保護者の負担とならないよう安価であることなどを基本といたしまして、地場産物の活用も十分考慮しながら確保に努めていただくよう、市町村教育委員会に対しましてお願いしているところでございます。県教育委員会といたしましては、地場産物を活用した地産地消給食の日や学校給食献立コンクール等を実施いたしまして、子供たちに喜んで食べてもらえるような魅力ある献立づくりの支援を行うことで、食べ残しをなくすなど、環境負荷の軽減に努めているところでございます。環境問題につきましては、大変重要なことであり、今後、社会のあらゆる分野におきまして考慮していく必要があるかと考えております。以上でございます。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農業におきましても、環境と調和した農業というのは非常に大きなテーマでございます。したがって、今後、環境に調和した農業を進めていく、これを現在、長期計画の大きなテーマの一つに持っておりまして、その方針にのっとり今後、農業を展開していきたいと思っております。具体的には、CO<sub>2</sub>の関係でありますれば、ハウス等に係る重油等を使います大きなCO<sub>2</sub>発生の部分について、いろいろな取り組みを進めなければならないと思っております。したがって、私も現在、木質ペレットの加温機等の検証もいたしております。こういった観点から、環境に優しい農業を進めることを目指してまいりた

いというふうに思います。

**○福田作弥議員** 今、農政水産部長は、本県の代表的なハウス園芸の燃料のCO<sub>2</sub>対策で、木質ペレット代替をお話しになりました。先ほど山下議員もお話しになっていましたが、今、12万キロリットルぐらいを本県では使っておると。農業関連の本県の排出量の3.2ぐらいとお聞きしました。大変な量ですね。それを考えますと、木質ペレットは非常に大事な代替燃料と考えるんですが、どうも規模を聞きますと、門川規模の工場が11ぐらい要るといふことですから、可能かなと考えているんですが、どれぐらい代替できるものでありましょか。

**○坂口博美議長** 今のは企業の数ですか。環境森林部長——農政水産部長ですか。

**○福田作弥議員** 木質ペレット代替をお話しになりましたから、それで本県で使用されているハウス燃料をカウントした場合、門川につくる工場が11要るんですよと。しかし、それはとても無理ですから、どれぐらいが代替として可能なのかということをお聞きしたいんです。

**○環境森林部長(高柳憲一君)** 木質ペレットということ、今、門川のお話が出ましたが、本県では、年間約91万トンの木質バイオマス資源が発生していると推計いたしております。その有効活用を図る、これは大変重要なことであるというふうに考えております。このうち約3割が利用されておまして、特に製材工場などで発生する端材やおがくず等は、製紙用チップあるいは畜産用の敷料——敷きわらの代用品として使っております——さらには、木材乾燥用の熱源などとして利用が進んでおります。残りの利用されていない約7割は、林内、山林内に残された間伐材等でございますので、資源量としては十分ございますが、その利用に当たりま

しては、収集あるいは運搬のコスト面などでの課題があるというふうに考えております。以上でございます。

**○福田作弥議員** 行政が試験研究、開発をやりますと、大いに期待するんですね。現実には、ペレットの製造あるいは石油価格が安定期に入った場合のコストを比較した場合、その優位性がずっと保てるかどうか、その辺まで検討しないと、機械まで入れかえるんですから、大変なことになると考えるわけでありましたが、そのあたりを念頭に置いて農政水産部長、試験研究はされておるんでしょうね。

**○農政水産部長(後藤仁俊君)** そういったことを想定しながら、試験研究としては実証試験を含めて進めております。ちなみに、ハウス暖房用の木質系燃料につきましては、やはりエネルギー密度が高く、発熱量が安定して、燃焼効率が最も高いことが求められると思っております。また、ハウスがいろいろ点在している本県の状況下では、貯留、それから供給、輸送、こういった取り扱いが容易であることが望ましく、現時点では、性能面においては木質ペレットが最も有望であるというふうに考えております。

**○福田作弥議員** 最後に、特別委員会で、県南調査でございましたが、南那珂のあの自己完結型の集成材工場を見せてもらいました。乾燥や自家発電をされておまして、非常に効率的な運営でございました。そこで感じたのでありますが、ペレットは、加工にある一定のコストがかかるんです。でありますから、その事前の段階で、南那珂の工場はボイラー燃料として使用されておりました。これは有効だなと思ったんです。貯留タンク等の問題やボイラーの問題等もありますが、やはりできるだけ安い、ローコ



平成19年12月13日(木)

ストの木質燃料を確保するためには、もう一段の工夫が要求されると考えておりますので、今の木質ペレットにこだわることなく、さらにローコストの木質系燃料の開発をお願いしたいと思います。以上でございます。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日は午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

きょうは、これにて散会いたします。

午後2時35分散会

12月14日（金）

# 平成 19 年 12 月 14 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (45 名)

3 番	川 添 博	(無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔	(愛みやざき)
6 番	西 村 賢	( 同 )
7 番	河 野 安 幸	(自由民主党)
8 番	山 下 博 三	( 同 )
9 番	黒 木 正 一	( 同 )
10 番	松 村 悟 郎	( 同 )
12 番	坂 口 博 美	( 同 )
13 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海	( 同 )
16 番	外 山 良 治	( 同 )
17 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
18 番	松 田 勝 則	( 同 )
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	十 屋 幸 平	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	外 山 衛	( 同 )
24 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	田 口 雄 二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安	( 同 )
29 番	満 行 潤 一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党)
31 番	蓬 原 正 三	( 同 )
32 番	濱 砂 守	( 同 )
33 番	水 間 篤 典	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	萩 原 耕 三	( 同 )
36 番	黒 木 覚 市	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
39 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義	( 同 )
41 番	長 友 安 弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
46 番	井 本 英 雄	( 同 )
47 番	星 原 透	( 同 )
48 番	野 辺 修 光	( 同 )

49 番	米 良 政 美	(自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一	( 同 )
51 番	外 山 三 博	( 同 )
52 番	福 田 作 弥	( 同 )
53 番	中 村 幸 一	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総務部長	渡 辺 義 人
地域生活部長	丸 山 文 民
福祉保健部長	宮 本 尊 一
環境森林部長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農政水産部長	後 藤 仁 俊
県土整備部長	野 口 宏 一
会計管理者	甲 斐 景 早 文
企業局長	日 高 幸 平
病院局長	植 木 英 範
財政課長	和 田 雅 晴
教育委員長職務代理者	大 重 都 志 春
教 育 長	高 山 耕 吉
警 察 本 部 長	相 浦 勇 二
代表監査委員	城 倉 恒 雄
人事委員会事務局長	大 野 俊 郎

## 事務局職員出席者

事務局局長	石 野 田 幸 藏
事務局次長	弓 削 孝 幸
総務課長	馬 原 日 出 人
議事課長	四 本 孝 章
政策調査課長	富 永 博 章
議事課長補佐	富 孫 永 田 博 英 美 彦
議事担当主幹	亀 澤 英 保 彦
議事課主査	山 中 康 二
議事課主査	隈 元 淳 二

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを順次許します。まず、26番田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 民主党の田口雄二です。4月の初当選以来、2度目の一般質問をさせていただきます。本日は12月14日、赤穂浪士討ち入りの日です。今まさに吉良邸に乗り込むような気持ちで、この壇上に立っております。赤穂浪士が吉良上野介を取ることは、私にとりましては、県当局よりいい答弁をいただくことと同じです。私が討ち死にすることのないよう、前向きの答弁をよろしくお願い申し上げます。

さて、いよいよ本日が一般質問最終日となりました。今回の一般質問は21名の質問ですが、そのうち延岡市選出の5人全員を含む県北の8人が質問しています。それだけ県北の抱える問題や課題が大きいと御理解いただきたいと思えます。

そのような中、このたび、西都一高鍋間の東九州自動車道建設予定地にある補償金目的の過密植栽が強制収用の方向に進んでおり、係る経費が今議会に追加補正として提案されました。一日も早い完成を待ちわびている県北の人々には、延岡一宮崎間の平成26年度内の全線開通に向けて、まことにありがたい朗報となりました。残された34カ所の解決に向けても、大きく前進したものと思っております。関係各位の御

労苦に心からお礼を申し上げ、今後もお一層の御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い質問をいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

ことしは東国原旋風が吹き荒れた1年でした。昨年のおごろは、官製談合による知事の逮捕で、県民は惨めで悔しい思いをいたしておりました。東京にいる私の大学生の息子は、宮崎県出身と言うのが恥ずかしいともっておりましたが、東国原知事誕生以来、そんなことは既に遠い昔のように思えるほどです。芸能界にいたころよりはるかに知事のネームバリューが上がり、県庁が観光地になるなど想像もしなかったことが起こり、宮崎県のイメージが大きくアップいたしました。知事に就任して間もなく1年が経過しようとしておりますが、民間出身の知事御自身が知事になる前に持っていた知事のイメージと、実際になられてからの印象はどのように違うのか。

また、この1年間で県内をくまなく回られました。改めて宮崎県のいいところ、あるいは改善点などがよく見えるようになったものと思えますが、どのような所見をお持ちか、また今後の政策にどう生かしていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、知事の大選禁止条例についてお伺いいたします。神奈川県議会は10月の本会議で、松澤知事が提案した知事の任期を連続3期12年までに制限する大選禁止条例案を可決させました。施行時期は、地方自治法などが改正され、条例による大選制限が認められた後になるようです。知事の大選自粛を求める条例は埼玉県などで制定していますが、禁止する条例は初めて

のようです。賛同する知事もあれば、否定的な知事もおり、各地方自治体の首長の今後の対応に波紋を投げかけています。知事御自身は御自分のマニフェストに多選自粛をうたっておられました。神奈川県知事が多選禁止条例について、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。

今回実施された厚生労働省の調査では、2006年度の認可保育園の保育料滞納が、全国で89億7,000万円、本県は保護者の8%に当たる1,059人が1億1,000万円を滞納しています。不名誉なデータではいつも上位を占めていることの多い本県が、滞納者率で全国ワーストであることが明らかになりました。今回のような調査は初めてのようですので、全国的な推移は不明ではありますが、県当局の自治体への調査では、5年前と比較して滞納額が増加しているようです。給食費などと同様に、払える経済力があるのに払わない、モラルが低く義務を果たさないケースがかなりあるようです。公立保育園においては、滞納分を財政の厳しい市町村が税金で穴埋めをしている状態です。しっかりと義務と責任を果たしている者が損をするのでは、公平公正が原則である社会がおかしくなってしまう。今回の不名誉な結果についての所見と、今後この状況の改善にどのような対策をお考えか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、DV（ドメスティック・バイオレンス）についてお伺いいたします。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。政府の調査によれば、20人に1人の女性が生命に危険を感じるほどの暴力を受けていたことがある、また離婚調停の約3割が離婚理由としてDVを挙げているとも報告されています。外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜

在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。周囲が気づかず、暴力がエスカレートし、深刻な被害になりやすく、また直接の被害者のみならず、子供へも精神的な影響を与え、また親の心理的な不安定により、養育にも影響が出ます。DVの防止及び被害者の保護、そして自立支援を総合的に進めていかなければなりません。そこで、本県のDVの現状と対応状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、観光対策についてお伺いします。

このたび宮崎—ソウル間のアジアナ航空が、期間限定とはいえ1便増となりました。また今回、新たに宮崎—台北間の定期便が開設されることになりました。大変喜ばしいことで、チャーター便などの利用者増の実績により、今回の増便、開設につながったものと思います。平成18年度の海外からの本県への観光客の推移、特に韓国、台湾の動向について、また、韓国、台湾への誘客の取り組み状況を、あわせて商工観光労働部長にお伺いいたします。

今回新たに開設される台北線は、九州南部では本県だけのようですが、増便となったソウル線ともども維持・充実させる取り組みを、地域生活部長にお伺いいたします。

交通網の整備に関して、JR日豊本線の新車両の導入についてお伺いいたします。

平成8年に空港連絡線が開通し、ダイヤの見直し等で、宮崎—延岡間は利便性が格段に向上いたしました。県北部の人たちは、宮崎市に来るときはJRを利用することが非常に多く、特に宮崎空港の利用者はかなりの比率だと思えます。そして、一時は最新鋭の特急「つばめ」の車両が「にちりんシーガイア」としてさっそうと走っていたものですが、残念ながら現在は、

使い古しの老朽化した車両を化粧直しの上、特急として使用されている状況です。携帯電話は車内ではマナーとして使用できませんが、連結機のところではうるさくて使い物になりません。おまけに車内でのお茶や弁当などの販売もなく、時間帯によっては3両編成の特急もあり、宮崎駅を立つときは通路に立っている人がたくさんいる情けない状況です。同額の特急券と乗車券を購入しているのですから、最新型とは言わなくても、もう少し利用者が快適に乗車できる車両にすることができないか、取り組みについて地域生活部長にお伺いいたします。

次に、日豊本線の高速化についてお伺いいたします。現在、九州では高速交通体系の東西格差が拡大の一途です。3年半後に九州新幹線が全線開通すると、鹿児島と大阪間が約4時間で結ばれます。平成5年に日豊本線の宮崎一延岡間が時速110キロメートルで走行できるように改良されましたが、それでも宮崎一小倉間が約4時間半かかる状態で、宮崎駅を出発したにちりんが福岡県に入ろうとするころに鹿児島を出発した新幹線は大阪に着くという、情けなくなるほどの格差です。日豊本線の宮崎一大分間の高速化の現状と今後の取り組みについて、地域生活部長にお伺いいたします。

次に、鉄道高架についてお伺いいたします。全国的な傾向とはいえ、中心市街地の寂れ方はひどく、延岡駅前も例外ではありません。原因の一つに、鉄道による商店街の分断と国道10号線からのアクセスの悪さが挙げられます。県内の鉄道高架は、都城市が昭和56年に県内で最初に完成し、次いで宮崎市が平成5年に、そして昨年12月に日向市駅が高架にされ、駅前が新しい街の顔として再開発が行われており、大きく変貌しています。鉄道高架事業は、国、県、地

元自治体とJRの協力で行われると理解しておりますが、実現の可能性について県土整備部長にお伺いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

平成17年の台風14号で、延岡市は未曾有の大被害を受け、212億円の激特事業による河川改修や排水ポンプの設置が決まり、防災に向けて大きく前進することになりました。その中で、これまで何度も祝子川支流の蛇谷川の水害に泣かされてきた桜ヶ丘、夏田町は平成17年に、家屋と事業所を合わせると約400世帯が床上浸水に遭い、県事業で排水ポンプの設置が決まり、日々土木工事が進められていました。そんな中、排水ポンプの土木工事を請け負っていた建設業者が8月に倒産し、再度入札が実施され、工事が再開されました。しかし、この間の空白は非常に大きく、来年の台風に間に合うのかと、地元の皆さんは気が気でないという状況です。蛇谷川の排水ポンプの完成予定時期について、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、本県は、有数の竜巻常襲地帯で、全国4位の発生件数です。記憶に新しいところでは、昨年、列車を脱線転覆させるほどのパワーを持った竜巻が市内中心部を南北に縦断し、多くの死傷者とインフラや家屋に甚大な被害を出した延岡市を初め、日向市や日南市でも大きな被害が発生いたしました。延岡の歴史をみますと、同規模の竜巻は過去に何度も発生し、これまで大きな被害を与えてきたようです。長い海岸線を持つ本県は、沿岸域ではどこに竜巻が発生してもおかしくない状況です。そのような中、気象庁は、竜巻をもたらす局地的な低気圧などを観測できるドップラーレーダーを全国に配備中です。積乱雲の動きをとらえ、竜巻や落雷の発生のおそれがある地域に細かい情報提

供をし、予防策を講じることができます。竜巻常襲地帯へのドップラーレーダーの配備状況を、総務部長にお伺いいたします。

次に、教育行政について、全国学力テストの取り扱いについてお伺いいたします。43年ぶりに実施された全国の小学6年生と中学3年生の225万人が参加した学力テストは賛否両論ありましたが、子供たちの学力や学習状況に関する貴重なデータを手に入れたこととなります。本県はほとんどの教科で正答率が全国平均を上回っていたようですが、今回の結果の公表を受けて、教育長はどのような感想をお持ちか伺います。そして、この手に入れたデータをどのように活用するのか、学力向上と教育環境の改善にどう生かしていくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、県立普通科高校の通学区域撤廃についてお伺いいたします。もう既に何人かの議員から質問が出ていますが、県北の状況から見ると納得いかないところがありますので、あえて質問いたします。来年度から県立高校普通科の入試制度が変わり、通学区域が撤廃され、どの高校でも受験できるようになります。これまでも区域撤廃をする前から、県北や県内各地から宮崎市の県立高校や私立高校に優秀な学生が入学してきました。この入学制度改革は、教育レベルの県央一極集中を助長するのではないかと懸念されます。なぜ通学区域を撤廃しなければならないのか、その必要性は何なのか。また、高校間の格差が拡大し、定員割れも出る可能性があると思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいた

します。

知事像ということでございます。まず知事職は想像以上の激務であります。対外的には、国等への政策提案や要望活動を初め、トップセールス活動、行事やイベント等への出席、県内各地域の実情把握などの業務に追われ、県庁内では各部局との施策や課題の協議・検討等がメジロ押しのスケジュールをこなすなど、席を暖める暇もないほどであります。また、県政の置かれている現状をつぶさに把握した上で、改めて、県財政の厳しい状況や、山積する課題解決の困難さ等を痛感させられております。変革の時代にあつて、既存の制度や仕組みを変えていく能力や情報発信能力など、知事に対し期待される資質や能力が従来とはさま変わりする中で、県民の期待、時代の要請にこたえられる知事を目指し、オンリーワンの宮崎を築いてまいりたいと考えております。

続きまして、本県の実情についての認識と政策への反映についてであります。本県には豊かな自然、温暖な気候、豊富で新鮮な食材、神話や伝説、そして何よりも温かな県民性と、どれをとっても全国に誇るべき魅力が数多くあると確信しております。しかしながら一方で、県内各地を回る中で、社会インフラ整備のおくれを痛感するとともに、これらのすぐれたポテンシャルや魅力が十分に生かされていないのではないかとの思いを強くいたしております。このため、知事就任後、私みずから先頭に立ち、さまざまなメディアを活用しながら、県産品、観光、移住促進、企業誘致などのセールスに努めてきたところであります。私がこれほど宮崎をメディアに乗せた理由というのは、PRもさることながら、宮崎県民の皆様の意識を変えることにありました。つまり、郷土宮崎に自信や

誇りを持っていただきたいと考えたのであります。ことしの全国和牛能力共進会で宮崎牛が日本一になりました。まさに宮崎の高いポテンシャルが引き出された例であります。宮崎の潜在能力を信じて、今までとは異なる切り口、新たな発想で、宮崎の持つ本来の魅力、可能性を引き出す努力が必要ではないかと考えておる次第でございます。これからは、これまで以上に県内をくまなく回りながら、県民の方々とじっくり話し合うことで、本県の現状をしっかりと把握して課題を抽出し、政策立案に生かしてまいる所存でございます。

続きまして、神奈川県の大選禁止条例についてであります。私は、同一人物が、権限が集中する知事の職に長く在任することによって、権力の腐敗化や県政の独善化、あるいは行政のマネリなどの弊害が起こりがちであると考えております。このようなことから、私は、知事の職に長くとどまるべきではないと判断して、マニフェストにおいても大選自粛を掲げていたところでございます。ただ、大選制限の制度化につきましても、国の立法政策上の問題があり、神奈川県の大選禁止条例についても、実際に施行されるのは、地方自治法等の関係法令が整備された後と伺っており、今後の国の動きに注目していきたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

竜巻に関してであります。昨年の本県や北海道などにおける甚大な竜巻被害を受けまして、気象庁では、全国で、竜巻をもたらす局地的な低気圧等が観測できるよう、新たに7カ所で気象ドップラーレーダーの整備を進めるとともに、「突風等短時間予測情報利活用検討会」におきまして、竜巻に関する新たな情報の提供に

ついて検討を進めているところであります。このうち、本県全域を観測できるレーダーにつきましては、福岡と種子島の2カ所ですが、福岡につきましては、今年の11月15日に完成いたしております。種子島につきましても、来年の2月には完成する予定と伺っております。以上であります。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えします。

宮崎空港の国際線についてであります。まず、宮崎—ソウル線につきましては、先月22日から週4往復へ増便になったところであります。増便によって、韓国はより便利になりますので、早速、県内の関係団体や企業を訪問し、利用促進をお願いするとともに、増便記念搭乗キャンペーンやメディアを活用したPRを実施しているところであります。次に、宮崎—台北線につきましては、去る11月1日に路線の開設が決定し、現在、台湾当局において航空会社の選定が進められているところであります。台湾との国際定期便は、九州では現在、福岡—台北線だけありますので、宮崎—台北線の開設に当たっては、県民の皆様はもとより、お隣の鹿児島県や熊本県の方々に対しましても、より身近になる台湾のPRや広域的に路線を活用していただく方策を検討しているところであります。ソウル線及び台北線は、本県が目指している東アジアとの経済・交流拡大を図っていくための基盤となるものであり、県民の皆様には、多様な分野で幅広く活用していただきたいと考えております。県といたしましても、全庁を挙げまして、国際定期便を活用した東アジアとの経済・交流拡大に取り組んでまいる所存であります。

次に、日豊本線への新型車両の導入について



であります。現在、日豊本線を走行しております特急列車は、「にちりん」「きりしま」及び「ひゅうが」であります。いずれの車両も昭和の時代に製造されたものであります。JR九州としましては、車両の更新には多額の費用を要する一方で、特に宮崎一大分間の利用者数が減少傾向にあることから、更新が進まないとのことであります。そうは申しましても、日豊本線の利用促進のためには、快適な車両の導入が不可欠でありますので、県といたしましては、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などとも連携しながら、引き続き、JR九州本社や宮崎総合鉄道事業部に対しまして、早期の車両更新を強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、日豊本線の高速化についてであります。日豊本線宮崎一延岡間につきましては、平成3年度から平成5年度にかけて高速化事業を実施し、最高速度が時速110キロメートルに改良されております。また、延岡一佐伯間も110キロメートルに改良されておりますが、県境をまたぐ佐伯一延岡間につきましては、高速化事業が実施されておらず、最高速度は85キロメートルにとどまっております。このため県では、JR九州に対しまして再三にわたり要望を行ってきたところではありますが、宗太郎峠の地形が非常に急峻なことなどから、この区間の高速化には莫大な費用を要するというので、事業化には至っていない状況にあります。しかしながら、日豊本線は、東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道であり、本県産業の振興や地域の活性化はもろろん、九州が一体となった発展を図る上でも、大変重要な交通基盤であります。県といたしましては、今後とも、国及びJR九州に対して高速化の必要性を強く訴えてまいりますとともに、地元やJR九州の費用負担を軽減する支援

制度の拡充を、国に対して要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕  
○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 答えいたします。

まず、保育料の徴収状況についてであります。今回公表されました調査結果によりますと、宮崎市を除く県内市町村における平成18年度中の保育料の滞納額は約1億1,000万円で、保護者全体に占める滞納者の割合は、全国で最も高いという残念な結果となっております。滞納の原因につきましては、県内外を問わず、保護者の社会的責任感や規範意識の問題が最も多く指摘されております。保育料の滞納は、保育料を納めている保護者との公平性を欠くとともに、市町村の財政を圧迫するなど、極めて重大な問題であります。このため県としましては、市町村に対し、保護者への一層の働きかけや滞納処分を含めた積極的取り組みを、8月に文書で依頼したところであります。今後とも、行政指導監査等の機会を通じて、助言等を行ってまいりたいと考えております。

次に、DV(配偶者暴力)の現状と対応状況についてであります。県では、女性相談所が配偶者暴力相談支援センターの役割を担っておりますが、平成18年度に受け付けたDV相談の件数は702件で、平成17年度と比較すると130件増加しており、DV防止法が施行された平成14年度と比較すると、約2倍となっております。相談の内容としては、身体的な暴力だけでなく、身体や生命の危険を感じるような脅迫を受けたものや、配偶者からの暴力から逃れるために一時保護を求めるといったようなさまざまな相談があります。女性相談所では、DV被害者の抱えるさまざまな相談への対応やカウンセリングを行うほか、被害者の一時保護並びに自立支援

に向けたサポートを行っているところであります。また、警察、市町村、民間団体等で構成する「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を開催し、DVに関する情報交換など、関係機関との連携強化に努めているところであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

海外からの観光客についてであります。平成18年の海外からの観光客は、外国人宿泊者数で見ますと、6万9,570人となっております、前年と比較して約9,000人増加しております。このうち韓国につきましては、<sup>※</sup>アジアナ航空定期便を利用したゴルフ客を中心に、3万3,851人となっております、前年と比べて約9,000人増加いたしております。また、台湾につきましても、チャーター便による団体ツアーが好調で、1万9,400人、前年比約2,300人の増加となっております。

次に、台湾と韓国からの観光客誘致についてであります。まず、台湾につきましては、新規就航により、本県は南九州で唯一定期路線を有することとなりますので、鹿児島県等と連携した南九州周遊ルートの開発や、修学旅行、個人客の誘致にも力を入れてまいりたいと考えております。また、韓国につきましては、定期便の増便により、多様な旅行日程を組むことができるようになりますので、従来から人気のあるゴルフツアーに加えて、温泉やマリンスポーツ、トレッキングなど、地域資源を生かした体験メニューや、神話・伝説を取り入れた新たな観光ルートの提案を行うなど、さらなる誘客を図ってまいりたいと考えております。今後、航空路線増強による利便性の向上や、本県観光の魅力について情報発信を強化しますとともに、南九

州各県や九州観光推進機構との広域連携を図りながら、積極的に観光客誘致に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 お答えいたします。

J R日豊本線延岡駅周辺の連続立体交差事業実現の可能性についてでございます。この事業の可能性につきましては、延岡市が平成17年度に、五ヶ瀬川から祝子川の間で「延岡駅周辺鉄道高架等可能性調査」を実施しております。この調査によりますと、踏切部の交通遮断量が国庫補助採択基準に達しないことなどから、現時点での事業採択は厳しい状況であると考えております。県といたしましては、中心市街地の活性化や安全で円滑な交通確保の観点から、引き続き延岡市と一緒に研究してまいりたいと考えております。

次に、蛇谷川排水ポンプ場整備工事の完成時期についてでございます。県では、来年6月からの排水ポンプの運転開始を目指し、ことし3月末に土木工事に着手したところでありますが、工事を受注した建設業者の倒産により、工程に大幅なおくれが生じている状況となっております。このおくれを取り戻すため、作業時間の延長や工事用道路の追加などにより、工事の進捗に努めているところではございますが、排水ポンプの運転が可能となるのは、現在のところ来年9月末の見込みとなっております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、これまで県及び市町村教育委員会が取り組んできましたさまざまな学力向上の施策や、各

※ 300ページに訂正発言あり

学校の熱心な学習指導の成果であると考えております。調査結果のデータにつきましては、詳細な分析を行い、各学校で作成しております学力向上のための改善計画書の見直しや、教員の指導力を高める授業研究会などの施策の検証を行うとともに、指導方法の改善等について具体的な提案を行うなど、市町村教育委員会と連携しながら、一人一人の子供たちの学力向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、通学区域の撤廃についてであります。専門高校や私立高校は、県内どこでも受験できるのに対しまして、普通科の志願者だけが、行きたい学校を自由に選べない状況があり、撤廃を望む声がありました。このため、普通科高校についても、中学生が行ける学校から行きたい学校を選択できるようにすることが、通学区域撤廃の大きなねらいであり、このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲が高まることが期待されます。また、生徒や保護者から選ばれる学校となるために、各高校の魅力や特色づくりが一層進むこともねらいといたしております。このようなことから、平成17年度に、20年度からの撤廃を発表し、これまで新聞広告や全中学生へのリーフレット配付など、鋭意周知を図ってきたところでございます。

また、本県の普通科高校は、これまで進学や就職、部活動などで着実な実績を上げまして、それぞれの地域にしっかりと根づいております。さらに、県教育委員会といたしましても、ハイスクール学力アップ総合推進事業や、中・高連携推進モデル事業等を推進いたしまして、普通科高校の特色づくりの支援に積極的に努めているところでございます。通学区域が撤廃されましたも、生徒は、各学校の特色を十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、

個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択するものと考えており、多少の移動はありますものの、志願者の大きな変動は生じないものと考えております。この制度の変更により、本県教育の一層の充実が図られることを期待いたしております。以上でございます。〔降壇〕

○田口雄二議員 それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございました。理解を深めるために何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、知事にお伺いいたします。

知事のご多選禁止条例に関しまして、先ほどいろいろ御答弁いただきました。長くなると、さまざまな弊害が出る可能性があるということでございます。確かにアメリカの大統領も2期8年以上できないようになっております。限られた時間の中で実績を残さなければなりません。そのかわり、思いどおりに仕事ができるように、絶大な権限が与えられています。それは、県民に直接選挙で選ばれる知事も、まさしく同様の大きな権限を有しております。決められた期限の中で最大限の力を発揮して県政を大きく発展させていただきたい、そのように感じます。しかし、先日の中村幸一議員の、「知事は国政にくらぐえするのではないか、腰を据えてやる気はあるのか」との質問に、「宮崎に骨を埋める覚悟で立候補した」と答えられましたが、知事のご多選自粛のコメントとは矛盾していないのでしょうか。知事の言う「骨を埋める覚悟」とはどういう意味かお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 骨を埋める覚悟というのは、別に長きにわたって権力の座に踏みとどまろうという意味とは限らないと思うのです。骨を埋めるということは、宮崎のために貢献する、宮崎のために何とか地域貢献できないかということをやっと模索しながら生きていく

というような意味でございますので、それと多選とは別問題だと考えております。

**○田口雄二議員** ただ、私たちが知事の将来をあれこれと言っても、束縛する権利も何もありませんので……。ただ知事は、「宮崎をどげんかせんといかん」と言って立候補し、当選されたわけですから、宮崎をしっかりとどげんかした後に次のステップを考えていただきたいと思っております。

知事の注目度はいまだに高く、発言や行動がマスコミをよくにぎわわせています。例の物議を醸した徴兵制発言を聞いて、私が昔読んだビートたけしさんの本のくだりを思い出しました。たしか「だから私は嫌われる」という題名の本だったと思いますが、今回の知事の発言の内容と表現がほとんど同じでした。さすがに師弟関係、感化されたのかなと勝手に思っております。しかし、ビートたけしさんが発言するのと、公職である知事が発言するのは全く重みが違います。115万県民の代表としての自覚を持っていただきたいと思っております。

そんな中、知事の発言で、何を言っているんだと思った記事を見つけました。残念ながら私は出席できませんでしたが、12月2日に前三重県知事の北川さんをお招きして、知事のマニフェストをテーマにした討論会が宮崎で実施されております。そして、「4年を1年と書いたミスで観光客5%増は無理です。謝罪します」と、まだ1年もたたないのに早々にギブアップの発言をしております。北川さんも、「4年と1年を間違えたら偽装じゃないか」と発言したと聞いております。私は6月議会の質問で、「マニフェストの達成率が60%で成功」と知事が発言したことで、県民の約束をほごにしたのではないかという質問をさせていただきました

が、今回の発言も全く同じだと思っております。マニフェストの否定にもつながります。今、国会でも、消えた年金の名寄せの件で、舛添厚生労働大臣の公約が大きな問題になっております。ただ疑問なのは、知事は、この間違いにいつ気づかれたのでしょうか。選挙のとき、知事のマニフェストは本県どころか全国的にもかなり話題になりました。選挙のときには気づかなかったのでしょうか。気づいていたのに訂正もせず、スタッフも気づかないとは信じがたいのです。選挙を戦い、選挙後に間違っていたのに気づいたというのは、どう考えても問題ですが、知事の見解を伺います。

**○知事（東国原英夫君）** 「そのまんまマニフェスト」というのを冊子でつくったときには、観光の問題の数値目標は出していないんです。その後に各報道機関から、具体的な数字を挙げてくださいというリクエストがあったんです。そのときに書いた数値の中に、「4年間で5%増」というところを、4を書き忘れまして年間5%と書いてマスコミに提出したんです。そして、マスコミがそれを報道したんです。新聞、テレビ等、雑誌もそうでした。そのときにはもう訂正する余地がなかった。時間もなかった。そうであるならば、年間5%を目指そうじゃないかと、自分の中で思ったんです。これは非常に難しい。御案内のように、この10年ぐらい、県外からの入り込み客というのは年々減っております。減っている中で持続、つまり安定に持っていくのも大変なんですけれども、それを上昇させていくことはもっと大変なことだというのは、私認識しておりました。だから、4年間で5%という数値目標を出したんですけれども、それは年間5%、だったら、もし間違えて提出しているんだったら、目標は高い

ほうがいだろうということで、訂正をさせてもらわなかったんです。では年間5%でそれにチャレンジしていこうじゃないかという意思で、そのままにしておりました。実際就任して、観光誘致とかを一生懸命PRさせていただいたんですけれども、この年間5%というのが非常に重い大変な数字だということを、大体1年たって認識してきつつあるんです。ですから、もしかしたらこれは達成できないかもしれないということで、そういった発言をさせていただきました。

**○田口雄二議員** マニフェストを前面に押し出して選挙を戦ったわけですので、知事には、マニフェストの実現に向けて全力で頑張っていたきたいと思います。そして、マニフェストの評価というのは、任期が終わるころに評価されればいいのであって、今のうちからもう無理だとか、できないから謝罪するというのは非常におかしいですね。余りに早く、できないなどの評価を下すと、厳しいけれども知事のマニフェストのために全力で頑張っている職員のモラルが低下してしまいます。例えば観光に限って言えば、商工観光労働部長や観光リゾート課が、観光客の増加対策に対して一気に気が抜けてしまったのではないかと感じておりますが、それも非常に心配しております。知事の所見を伺います。

**○知事(東国原英夫君)** マニフェストというのは、僕は生き物だと思うのです。時代とか社会性が刻一刻と変化している中で、1年前に書いたマニフェスト、2年前に書いたマニフェスト、それは遂行するのが義務でございますが、日々変わっていくんですね。変わっていく修正もしていかなきゃいけないというところもある。例えば、新たなマニフェストの目標が出て

きたり、そういったものも、私は修正していいと思うのです。ただ、最初に書いたマニフェストというのは、これを達成するために全力は尽くす、これはもう県民の皆さんとお約束していますから、それは全力を尽くしたいと思っております。ただ、生き物だと思っております。

**○田口雄二議員** なかなか納得いかない答弁で、生き物であると、絶えず変わるといふのであれば、それはそうかもしれませんが、先ほど知事も御自身でおっしゃいましたように、この4年間に向けて、最初のマニフェスト達成に向けて全力で頑張っていたと思います。そして、ぜひ職員のモラルがアップするような発言もしていただきたい、そのように考えております。

次に、防災対策について、再度、県土整備部長に伺います。蛇谷川排水ポンプの完成時期ですが、大幅におくれて来年の9月ですと言われましても、私は、はいそうですかと簡単には引き下がられません。県土整備部長がもしここに住んでいたら、とてもそんなふうには答えられないと思います。9月末というのは、台風がほとんど終わっている時期です。この地区は相次ぐ水害で、排水ポンプの設置が長年の悲願でした。それが、先ほど申しましたように平成17年の約40軒に及ぶ大水害の甚大な被害で、この多くの被災者の犠牲によるとはいえ、ようやく設置が決まって喜んでいるんですね。この団地は、建設以来40年を超えておりまして、非常に高齢化が進んでいます。ひとり暮らしが多く、ポンプに対する期待は、皆さんが思う以上に大きいものがあります。実はことし7月と8月に台風が来ましたが、あわやのところまで水位が上がりました。しかし、それでも3軒の家屋が2度とも床下浸水しております。平成17年の台

風時に比べると、大幅に宅地造成も進んでおり、遊水地が激減しております。今までと同じような雨量でも、かなり違う被害が出るのではないかと考えております。もっと早く、台風時期に間に合うように完成時期を早めることができないのか、再度お伺いいたします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 県といたしましては、夜間工事における振動や騒音など周辺住宅への影響ですとか、作業の安全確保など、いろいろな問題・課題がございますけれども、これらを解決しながら、今後さらに作業の効率化や工程調整に努めまして、一日も早い排水ポンプの運転開始を目指してまいりたいと存じております。よろしくお願いいたします。

**○田口雄二議員** その9月末完成というのは、例えば、その前に台風が何度か来た場合には、当然工事がストップすることもあると思いますが、それも見込んで9月末なんですか。それとも、順調に何もなしにいつ9月末という時期なんですか。それを教えてください。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 気象状況でございますので、毎年状況変化しますから、こういう仮定をしましたというようなお話はできませんけれども、通例の工程等を考えて、9月末ということで先ほど答弁させていただいたわけでございます。これから周辺との課題がいろいろあるわけでございますけれども、県土整備部あるいは地元の事務所のほうでその辺しっかり対応させていただきまして、気持ちとして、本当に一日も早いポンプの完成を目指させていただきたいと考えております。

**○田口雄二議員** ポンプの設置が決まったときには、地域の区長や関係者を集めて説明会がございましたが、今回このような事態になって、区長や地域の皆さんへの報告はどのように考

えているのか、教えてください。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 地元説明会でございますが、土木工事着手直前の平成19年、ことしの3月に実施したところでございますけれども、工程のおくれに伴う説明会につきましては、まだ実施しておりませんので、できるだけ早期にさせていただきたいと思っております。

**○田口雄二議員** 一日も早くできるように、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それからもう一つ、防災対策ですが、ドップラーレーダーが来年2月には種子島にも配備されて、宮崎県がそのエリアに入ることによって、安心いたしました。ただ、気象庁から連絡が来た場合、そういう危険性があるよといった場合に、市町村への連絡あるいは情報が出た場合のマニュアルというのはできているんでしょうか、教えてください。

**○総務部長(渡辺義人君)** 気象庁では、ドップラーレーダーを活用して、平成19年度末から、竜巻など激しい突風発生のおそれが高まった際に、竜巻に関する気象情報を新たに発表する予定というふうに伺っております。なお、この情報につきましては、まだ注意報とか警報といったレベルではなくて、注意を促す情報のレベルというふうに伺っております。いずれにしても有益な情報でございますので、この情報が発表された場合には、市町村に伝達しますとともに、報道機関等にも御協力をお願いして、県民の皆様へ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから、マニュアルということでもありますけれども、気象庁では来年度に、具体的な利用とか伝達の方法、利用上の注意等に係るガイドラインの作成を検討する予定と伺っております。

ので、県といたしましても、そのガイドラインを踏まえながら、御意見にありましたマニュアルについて対応を検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○田口雄二議員 次に、JR延岡駅周辺の高架について、再度、県土整備部長に伺います。踏切の交通遮断量が国庫補助採択基準に厳しい状況であると御報告いただきましたが、採択基準に対してどれほど足りないのか、もう少し詳しく御報告いただきたいと思っております。

○県土整備部長（野口宏一君） お答えさせていただきます。

採択には、事業計画区間のうち、あらゆる1キロ区間内で、踏切交通遮断量が1日当たり2万台時以上必要でございます。延岡市が実施した可能性調査では、矢六川ガードから三軒屋踏切の算定区間で1万2,309台時、岡富踏切から岡富ガードの算定区間で1万7,888台時などとなっております。そのような状況でございます。

○田口雄二議員 鉄道高架に関してですが、非常に難しいのは、大型ショッピングセンターが違う場所にできたことによりまして、人の流れが変わり、さらに中心市街地が寂れる。よって、駅の近くの通行量が減り、さらに採択基準に届かないという悪循環になっております。また、高千穂に向かう国道218号はJRの下を通っており、大雨になるとすぐに冠水してしまい、すぐ不通になってしまいます。高架になればそれも解決いたしますので、中心市街地の活性化とあわせて、延岡市と、実現の可能性に向けて調査研究をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、日豊本線の新車両の乗り入れと高速化について、地域生活部長にお伺いいたします。宮崎の特急はいずれも昭和の時代につくられたものとのことでしたが、昭和でも後半で

はないように思います。九州では、熊本・鹿児島島の「つばめ」、佐賀・長崎の「かもめ」、大分の「ソニック」とディーゼル車の「ゆふいんの森号」など、全国的に人気列車が走っておりますが、宮崎だけは古ぼけた列車が走っております。実に笑えない話なんです。宮崎の人が「にちりん」に乗って小倉に向かい、大分で最新式の振り子式列車の「ソニック」に乗りかえると、乗り心地のよさになれていないからか、乗り物酔いをする人がたくさんいるのです。すぐに新車両といっても難しいでしょうから、今大分まで来ている「ソニック」の宮崎までの乗り入れを、JR九州にぜひともお願いできないか。あわせて、現在の特急に少なくとも自動販売機ぐらいは設置できないか、お伺いいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 答弁させていただきます前に、先ほどの高速化の答弁について訂正をさせていただきたいと思っております。「延岡一佐伯間も110キロメートルに改良されておりますが」と答弁したと思うのですが、「大分一佐伯間も110キロメートルに改良されておりますが」の誤りでありました。訂正させていただきます。

今の「ソニック」の御質問でありますけれども、御指摘のとおり、博多一大分間には新型車両の特急「ソニック」が運行されております。たしか「白いソニック」で、博多一佐伯間で柳ヶ浦・大分行きとありますけれども、大体31往復ぐらい走っていると思っております。仮にこの「ソニック」を宮崎まで延伸する場合は、現行の博多一大分間の列車本数を維持するために、JR九州としては、また新たな車両の導入が必要になるということでもあります。いずれにしましても、御質問にありましたように、JR九州に対

しましては、引き続き新型車両の導入について要望してまいりたいと考えております。

それから、自動販売機の御質問だったと思うのですが、JR九州によりますと、採算性の問題等から、県内発着の特急列車の車内販売は今、廃止をされている現状であります。ただ、飲み物の自動販売機につきましては、5両編成の全便に設置されておりまして、3両編成の列車についても、一部を除いてほとんどの列車に設置されておりまして、この設置されていない列車につきましても、すべて設置されるように、JR九州に要望を続けてまいりたいと考えております。以上であります。

**○田口雄二議員** 次に、DVについて福祉保健部長にお伺いいたします。相談件数は、DV防止法が施行された平成14年度の2倍になっていると伺いました。人知れず悩み苦しんでいる女性や子供がたくさんいると思うと、本当に胸が痛くなる思いがいたします。そんな中、県においては、DV被害者支援マニュアルを作成されると聞いておりますが、その進捗状況をお伺いいたします。また、被害者の安全確保と負担軽減のため、相談や手続等を1カ所に定めるワンストップ制度の実施等の配慮が、そのマニュアルの中になされているのか、再度お伺いさせていただきます。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** DV被害者の相談や支援に当たりましては、県の女性相談所はもとより、身近な相談窓口であり、住所の移転や子弟の編入学などの諸手続の窓口でもある市町村を初め、さまざまな機関が関係してまいります。したがって、これらの関係機関の職員が相談対応や支援を行う際には、DVの特性や対応方法を理解するとともに、被害者の個人情報保護や関係機関相互の連携に留意しな

がら、さまざまな不安を抱えておられる被害者が安心して相談できるよう配慮することが求められます。このため県では、関係機関の職員向けにDV被害者相談対応マニュアルを作成することとしておりまして、現在、準備を行っているところであります。マニュアルの作成に当たりましては、被害者の安全確保や負担軽減を図るため、相談・支援にかかわる関係機関相互の役割や連携のあり方についても、検討してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議長** 執行部はちょっと答弁を急いでください。時間がおくれております。

**○田口雄二議員** 本年の5月に佐土原町で、DVによる痛ましい殺人事件が発生しております。聞きましたら、亡くなった女性は2人目の奥様で、最初の奥様もひどいDVの被害に遭っていたようですが、幸いにも支援されて助かったようです。二度とこのような被害者が出ないことを祈りつつ、早急に支援マニュアルを作成されますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、全国学力テストについて教育長にお伺いいたします。今回の学力テストでは、子供たちの学力や学習環境に関する貴重なデータを手に入れました。このデータは各市町村の教育委員会に伝わっているのか。また、その先の学校関係者は、データの取り扱いをどうされているのかお伺いいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** 全国学力・学習状況調査のデータにつきましては、文部科学省が各市町村教育委員会へ直接送付いたしております。県教育委員会といたしましても、今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、児童生徒の学力向上に努めてまいりたいと思っております。また、学校につきましても、直接、市町村教育委員会から伝達されているというふうに考



えておりまして、学力向上につきましても、一緒にあわせてやっていきたいと考えております。以上でございます。

**○田口雄二議員** 今回の学力テストでは、県全体はよかったというふうに言われておりますが、それは、郡部や都市部あるいは大規模校、小規模校、そういうところでの差は出ていなかったのか、それも教えていただきたいと思っております。

**○教育長(高山耕吉君)** 県内での地域差でございますけれども、教育事務所ごとの結果を見ますと、いずれの教科におきましても、県との平均正答率につきましては差が少なく、学力に大きな差は生じていない状況でございます。今後の対応につきましても、詳細な分析をもとに、各学校におきまして、子供一人一人に目を向けました学力向上に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

**○田口雄二議員** 今回の学力テストでは、秋田・福井・富山県が目立って好成績を上げております。その中でも秋田県が、43年前のテストをはるかに上回る実績を上げています。県教委は、全国に先駆けて2001年度から、小学1年、2年、中学1年の3学年で少人数学級を始め、2005年度からは地域住民も自由に学校訪問できる「みんなの登校日」を実施するなどの取り組みを進めてきた結果だと評価されております。非行や暴力事件で教員の時間が割かれることがないとの分析もあります。秋田県は、教育条件の改善、地域との連携、教員が授業に専念できる環境を整え、実績を上げています。ぜひとも、今回の実績に満足することなく、秋田方式などを参考にしながら、次世代を担う子供たちの育成のため、さらに高い目標に向かって改革に努めていただきたい、そのように考えてお

ります。

次に、通学区域の撤廃について伺います。教育長は、「志願者の大きな変動は生じないと思っている」と答弁されましたが、いささか腑に落ちないところがあります。生徒や親が普通科高校に求めているのは、幾ら建前で学校の特色や環境を述べても、卒業生が有名大学に何人入ったかであり、それが評価の対象になります。それが現実です。私どもがJRで延岡に夜遅く帰るとき、それからまた土日の夕方の列車には、小中学生がよく乗ってまいります。乗るとすぐに、弁当箱を取り出して食事をしております。宿題なのか、食事の後に問題集に取り組む子供がたくさんおります。そして、延岡に着くまでに順次おりにいくわけですが、子供たちに聞いてみると、塾の帰りだと言っております。宮崎まで塾に通う、そういう現実が実際あるんですね。この子たちは間違いなく、中学生や高校生になるときは宮崎市の高校や中学校に進むものと思われまます。松形元知事が当時の文部省と何度もやりとりして心血を注いで実現した五ヶ瀬中高一貫校もありますが、今回、宮崎西高に新たに中高一貫校を開設したことにより、五ヶ瀬中高一貫校が定員割れするんじゃないかという心配もしております。県施設の宮崎市一極集中の是正を訴えてきた宮崎市以外の住民には全くわからない、施設以外の人材までとられるような事態が発生するんじゃないかと心配しております。教育長の所見をお伺いいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** 本県の普通科高校につきましても、これまで進学や就職、部活動などでも着実な実績を上げまして、しっかりと地域に根づいているというふうに理解をいたしております。今回の撤廃につきましても、生徒は、

各学校の特色を十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択するものと考えておりました。通学区域撤廃後も志願者の大きな変動はないと考えております。

学校につきましては、どういう学校がいいのかということをございますけれども、進学実績だけではなく、学校のよさとは、入学してきた生徒に対しまして、個に応じた指導を行い、その個性や能力をどこまで伸ばすかということだというふうに考えております。各学校も、そういった学校を目指して、特色ある学校づくりをしていっていただきたい。私は、これからもそういった方向で支援をしていきたいと考えております。以上です。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

次に、保育料の滞納の件です。全国最悪というのは大変恥ずかしい限りです。宮崎県のモラルが問われるものと思います。しっかりと対策を立てて、滞納の状況を改善していただきたいと存じます。というのも、払える経済力があるのに払わない、この事態が改善されない限り、引き続き給食費などの滞納につながりかねないからです。どうかよろしくお願い申し上げます。

最後になります。実は先日、韓国最大の旅行会社のハナツアーというところの、旅行者を日本へ送り出す日本事業部の担当者とお話をさせていただきました。韓国の方々には日本に何を求めているのかと聞きますと、やはりゴルフと温泉に人気があるとのことでした。韓国は火山がなく、温泉が非常に少ない。また、女子プロゴルファーは世界トップレベルにもかかわらず、ゴルフコースは少ない上に大変高額でプレー費が4～5万円ほどもすると聞いております。ま

た、冬場は寒くてできないとのことでした。そこで早速、今日本で人気のある宮崎県の宣伝もさせていただきましたが、残念なことに、日本では話題の知事も、さすがに韓国では余り名前が売れていなかったようでございました。ただ、暖かい宮崎のゴルフ場は、タイガー・ウッズの影響などもあり、非常に関心が高いようでした。先ほど部長から、宮崎県の温泉もというお話がありましたが、宮崎県の温泉の話をしたところ、全然それが頭の中に入っておりませんでした。認識されておられません。

それと、体験型の旅行ということで、私どももサーフィンのお話などもしましたが、向こうの方に言わせると、韓国はまだそこまで旅行が成熟していないと。体験型のような、日本でやっているようなものはまだはやりません、まだ韓国人は受け入れがたいということでもございました。今後、観光開発におきましては、もっと温泉を前面に出したり、あるいは体験型も、もちろんそれはいいかもしれませんが、余り受け入れてくれないような状況でもございましたので、その辺のことを考慮しながら、今後の開発にも頑張っていきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

(拍手)

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** 先ほど、海外からの観光客数についての御質問におきまして、たしか外国人宿泊者全体を前年と比較して約9,000人と申し上げたと思っておりますが、これは約7,000人の間違いでございました。おわびして訂正させていただきますと存じます。よろしく申し上げます。

**○坂口博美議長** 次は、10番松村悟郎議員。

**○松村悟郎議員〔登壇〕** (拍手) 自由民主党、松村悟郎でございます。今回は4つの点に

ついて質問をさせていただきます。

さて、11月22日、ミシュランガイド東京編が出版され話題になりました。レストランやホテルの格付をするガイドブックです。アジアで初めて、世界で22番目とのことでありました。ヨーロッパでは100年の歴史があり、三つ星レストランでは1年先まで予約がとれないと聞いております。今回の日本版には191軒が選ばれ、本場フランスよりも多かったそうです。日本の食文化の高さが評価されたと、私もうれしく思いました。ただ、1人3万円以上もする高級店でございます。それでもお店の予約がなかなかとれない、そんな華やかな東京の経済力に改めて驚かされました。

実は、私も20数年前、このミシュランに在職しておりました。10年ほど前、宮崎に工場進出の計画があったことを思い出しまして、今後の足がかりになればと、私も10月に日本ミシュラン東京本社に企業誘致の話聞きに行ったところでありました。そのときに、宮崎からの転勤で、東京事務所で働く3人の子供を持つ方と話をする機会がありました。「東京の暮らしは大変でしょう。早く宮崎に帰りたいでしょう」とお尋ねをしたところ、「私が住む千代田区は、子供が高校生になるまで医療費が無料です。家族も帰りがたらないんです」、そのように言われました。このように、経済格差ばかりではなく、行政格差もこれだけあるのだと改めて驚いたところです。国の行き過ぎた改革が地方の疲弊を生み、都市と地方の大きな格差をもたらしているのではないのでしょうか。昨日の中野議員は——えびのの中野議員でございます——東京一極集中、宮崎県においても宮崎市に集中していると、地域格差に憂える発言をしておられました。私も、格差社会の拡大をどげんかせんと

いかんという思いで質問をさせていただきます。

まず初めに、出先機関の再編についてであります。

「宮崎県行財政改革大綱2007」が報告されたのは、6月定例議会であります。出先機関の組織体制の整備を図るため、土木事務所の統合再編について明記してありました。その後、該当する市町村からの存続を求める要望活動が始まりました。9月中旬、土木事務所再編案が総務部行政経営課から総務政策常任委員会に説明されようとなりましたが、一たん中止をされました。しかし、テレビで内容が報道され、市町村からの再度の要望活動が始まったわけです。「新みやざき創造計画」では、計画推進のあり方として、県の政策や課題等について積極的な情報提供・情報公開の推進と、市町村との連携による計画推進が明記されているにもかかわらず、それぞれの市町村には説明・協議もないうまま、わずか3カ月で素案が提出されたことに怒りを感じていらっしやったのでしょうか。私も、行政改革は当然必要だと考えております。今回の行政改革は、まず地方の出先機関を減らすことに主眼を置いております。出先機関は、県が行う業務のうち現場性が高く、直接県民サービス向上につながるものであります。知事は、日ごろから地方に配慮した改革を強く国に要望しておられます。しかし、今回は、宮崎の中での地方を切り捨てる改革をしようとしているのではないのでしょうか。出先機関の再編に当たっては、まず本庁をスリム化して、市町村との連携のもと、直接県民サービスを担う出先機関のマンパワーを充実させる行政改革を進めることが重要ではないのでしょうか、知事の所感をお伺いいたします。

次に、特別支援学校の整備計画についてであります。

先日、児湯養護学校の保護者の皆さんの陳情に、私も同席させていただきました。児湯養護学校は、情緒面に障がいのある病弱児を教育する西都児湯唯一の特別支援学校です。70名の児童生徒のうち、ほとんどが発達障がいのある子供たちです。この分野におけるこの学校の指導力は、保護者や地域から高い評価を得ていると伺っております。陳情の折、保護者の一人が、「この学校に入れていただいてありがとうございます」と、涙を流しながら教育長にお礼を言われておりました。子供たちの可能性は教育で大きく変わります。コミュニケーションづくりが苦手な環境の変化に敏感な子供たちを、生まれ育った地域で学ばせることは、将来必ず、子供たちの社会的自立の手助けになると思います。特別支援学校高等部の設置について、先日の陳情で聞かれた保護者の願いをどう受けとめられ、未設置校への高等部設置にどう取り組まれるか、教育長にお伺いいたします。

後は自席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 出先機関の再編についてであります。地方分権や市町村合併の進展などにより、市町村の規模・能力が拡大する中で、地域住民に身近な行政はできるだけ市町村が担うことを基本に、県は、市町村への権限移譲を一層進めるとともに、広域的な総合調整機能等の役割を果たしていくことが求められております。また、本県財政の危機的な状況を踏まえ、分権社会にふさわしい持続的・自立的な行財政システムを確立するためには、徹底した事務事業の見直しはもとより、職員数の削減や、より簡素で効率的な組織体制の整備など、やれることはすべてやらざるを得ない状況

でございます。

このような中、組織につきましては、本庁は、主に政策立案業務など全県的・専門的視野に立った業務を担い、出先機関は、現地・現場性の高い業務等を担うという役割分担のもと、簡素効率化を進めておりますが、知事部局等の総職員数のおおむね6割を配置している出先機関につきましては、近年ほとんど見直しを行っていない状況にあります。このようなことから、先般お示しさせていただきました出先機関の再編案におきまして、総務、福祉、商工、農政、県土整備など、ほとんどの部門について組織体制の見直しを行い、現場に必要なマンパワーの確保、部門内の関係機関相互の一層の連携強化等を図ることとしたものであります。今後とも、本庁を含め、限られた人材を有効に活用できる少数精鋭の組織への転換を進めてまいりたいと考えております。以上です。[降壇]

○教育長(高山耕吉君) [登壇] お答えいたします。

特別支援学校の高等部設置についてであります。障がいのある生徒の社会参加、自立に対する保護者の方々の切実な思いにつきましては、私自身、大変重く受けとめております。高等部につきましては、これまで「宮崎県立盲・聾・養護学校再編整備計画」に基づきまして、平成16年度に日南養護学校、平成18年度に清武養護学校に設置し、また来年4月に高千穂高等学校内に延岡養護学校高千穂分校の設置を予定するなど、計画的に、着実に整備を進めているところでございます。今後の高等部の設置につきましては、来年度策定を予定しております「宮崎県特別支援学校総合整備計画」の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。[降壇]

○松村悟郎議員 ありがとうございます。出先機関の再編について質問させていただきます。さきに述べましたように、東児湯5町を初めそれぞれの地域から、存続を求める要望・陳情がございました。地域の実情、思いを知事にぶつけられたと思いますけれども、どう受けとめられたのかお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 土木事務所の再編に関しましては、関係する地元の皆様から直接、私などに対し存続要望等がなされたところでございます。これらを通じまして、土木事務所の役割に寄せる期待や統合再編に対する不安など、いろいろな御意見や御要望をお聞かせいただき、改めて土木事務所が地域で果たしている役割の大きさを認識したところでございます。厳しい財政状況の中では、限られた人材を有効に活用できる組織への転換を進めざるを得ないところでありますが、地元の皆様方のお気持ちを十分踏まえ、再編後におきましても、引き続きしっかりした体制を確保してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、農林振興局を主管として、地域内の出先機関を構成メンバーとする地方連絡協議会というのが、それぞれの地域にございます。地域内の市町村との定期的な協議も行われているようでございます。その協議会や関係出先機関に対して、今回の再編に対する説明や意見を聞くような取り組みはなされたのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺義人君) 出先機関の見直しにつきましては、平成18年2月に策定いたしました行政改革大綱2006や、その後、本年6月に策定いたしました行財政改革大綱2007に盛り込んだ内容について、それぞれ出先機関を対象とした説明会や各ブロックの地方連絡協議会を通

じて、説明を行ってきたところでございます。また、それぞれの関係部局におきましては、再編の対象となっている出先機関に対しまして、必要な説明や協議等を行ってきたところでございます。

○松村悟郎議員 私は今、地方連絡協議会では地域内の市町村との定期的な協議も行われておりますというふうに御質問させていただきました。私も出たことがございますけれども、地域の首長さんあるいは関係の職員の皆さんと、児湯農林振興局を主管とした地域でのさまざまな問題を協議されております。これも年に2回とか、不定期かもしれませんが、あっているようでございます。この地域出先機関再編は、地域にとっては大変重要なことだと思います。このことについて、地域の市町村を含めた協議会に意見を求められたかという問いでございます。総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺義人君) 出先機関の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたように、本年6月に策定いたしました行財政改革大綱2007については、パブリックコメント等を通じ、広く関係機関や県民の皆様等からの御意見等をお伺いいたしますとともに、関係部局においては、それぞれ本庁から地元の市町村に対しまして、必要な説明等を行ったというふうに伺っております。今お話にありました——不定期ということもお話がありましたけれども——それぞれの地方連絡協議会が独自に地元の首長さん方とお話をする、そういった会合というのはございますけれども、そういった場におきましては、主に県が所管している事業について説明し、フリーに意見交換するというパターンが通例であろうと思います。私も、そのメンバーにかつて加わっておったことがあるわけであり

ますが、そういった中で、その出先機関の再編関係について話題に上がっておれば御議論があったんじゃないかなと思います。個々の地方連絡協議会レベルでどういう議論が交わされたかということについては、そこまで私は、詳細には把握いたしておりません。

**○松村悟郎議員** ありがとうございます。私の知るところでは、6月以降、9月に6月の行政改革大綱が報告される以前には、特に児湯地区ですけれども、一切そういう話は聞いていない、意見も問い合わせもない、一切地元への話はなかったということを知っています。

次に、出先機関の再編に当たっては、部局横断的な対応にも考慮し、事務処理を一元的に行う総合事務所化を進める考え方も必要だと思います。あるいは、市町村合併や道州制移行への対応とか、これから特に予想される国からの権限移譲に対応できるような組織としての位置づけが考慮されたのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（渡辺義人君）** いわゆる総合事務所につきましては、本県においては、いろんな課題があるかと思っています。1つには、組織が大規模化することに伴って組織管理上の問題があるということ。2つには、各部門によりまして所管区域が大きく異なっており、すべて総合事務所にした場合に、その事務所に同様な機能が与えられないということ。3つ目には、ほかの県の事例をお聞きしますと、総合事務所長——仮にそういう名称を使いますと——の指揮命令系統とは別に、各部門の内部組織が本庁の各部と直結しまして、指揮命令系統が二元化する、そういった傾向が見られること。そういった課題等がございますので、現時点では考えていないところでございます。このため、今回の

出先機関の再編におきましては、各出先機関に共通する総務事務等の集約化や、各部門ごとの組織体制の見直しを行うこととしており、今後とも、地方分権の進展等も踏まえ、行政組織の不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

**○松村悟郎議員** 今後の国の権限移譲等にも十分配慮していただきたいと思います。

行政改革大綱2007を所管する総務部から県土整備部に対して土木事務所の再編案を出させるに当たり、どのような方針で指示をされたのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 出先機関の再編に当たりましては、それぞれの組織が担うべき役割を十分に踏まえながら、簡素効率化や必要なマンパワーの確保などを図っていく必要があると考えております。県土整備部に対しましても、このような観点から検討をお願いしたところでございます。

**○松村悟郎議員** それでは、県土整備部では、土木事務所の再編案の策定に当たり、どのような視点で取り組まれたのか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 土木事務所は、道路、河川等の社会資本の整備や、災害に強い県土づくりなど、県民生活に直結した重要な役割を担っていると考えております。このため、土木事務所の再編案の策定に当たりましては、事務所統合による人員体制の充実等を生かし、平常時の土木施設等の維持管理や緊急時の機動力の増強など、現場の体制強化を目指して検討してきたところでございます。また、再編後の土木事務所の設置場所につきましては、所管することとなる区域全体の土木施設の基盤整備や維持管理の状況、さらには緊急時……。

○坂口博美議長 質問されたことで答弁を終わってください。

○松村悟郎議員 それでは、お配りした資料を見ていただきたいと思います。高鍋土木事務所と西都土木事務所を比較した表でございます。東児湯地区と西都地区を比較して県民サービスを考えた場合の再編場所、そういう案が出されたわけでございますけれども、その考え方について、県土整備部長にお伺いをいたしたいと思っております。

○県土整備部長（野口宏一君） 設置場所の再編案の考え方ということでございますけれども、所管することとなります区域全体の土木施設の基盤整備や維持管理の状況、さらには緊急時などにおける効率的・機動的な対応などの観点から選定してきたところでございます。

○松村悟郎議員 皆さんに提示した表を見ていただきたいと思います。提案された再編案は、高鍋土木事務所と西都本所、それと西米良駐在所をそれぞれ置いて、3年後に、高鍋土木事務所については再度考えるという素案が出されたわけでございます。西米良駐在所は、今もありますけれども、今後も存続していくということでございます。西米良駐在所は国道219号線の改良を計画的にこれまでも、これからも整備していくのが主な事業だと思います。この表の中で、19年4月1日現在のものもございまして、大体18年度ということで数字をあらわさせていただきます。県が直接関係ない市町村道と、国管轄の河川あるいは国道も書いてございます。西都本所、高鍋土木事務所、それぞれの比較がされております。高鍋土木事務所につきましては、出先機関の県税事務所、福祉事務所、保健所、農林振興局等も一体となっているところでございます。この表を見て私は、

こちらがどうだと言うつもりはございませんが、このことも参考にして十分な御検討をいただきたいということと、先ほども申しましたけれども、地域格差に、これから宮崎県もしっかり取り組んでいかないといけないと思っております。出先機関は、本当に地域の活力、市町村との協調で地域を活性化させる大事なポジションだと思います。今後とも十分、御検討いただきたいと思っております。

それでは、次に行きたいと思っております。特別支援学校整備計画についてであります。中間報告では、すべての高等部未設置校で、高等学校等の余裕教室を有効活用した高等部設置について検討すべきであると報告されております。正式には、今年度中に決まるものだと思います。開校までにどれぐらいの期間がかかるのでしょうか。来年の3月にならないと、方向は決まらないとは思いますが、来年4月に開校される予定の高千穂分校の開校までの経緯と期間を、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（高山耕吉君） 延岡養護学校高千穂分校についてでございますが、平成15年度に策定いたしました中期実施計画に基づき、平成18年度に高等部設置の検討を行いまして、高千穂高等学校内に設置することといたしました。今年度、来年4月の開校に向けて改修工事に着手したところでございまして、現在、鋭意準備を進めているという状況でございます。以上です。

○松村悟郎議員 高千穂分校開校というのは、本当に地域の皆さんも大変長く待たれたんじゃないかと思っております。開校までの期間を考えますと、5年ぐらいかかっているんじゃないかと思っております。これから、今答申されている養護学校の高等部設置を考えますと、5年、何年になる

かわかりませんが、子供たちは一年一年育っております。一年でも早い設置を、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

さて、高等部設置に向けて、障がいのある子供の教育には、より専門性の高い教員が求められます。その人材育成にはどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 確かに専門性の高い人材の育成が必要でございます。障がいのある子供の教育につきましては、障がいの特性に応じた指導法が必要でございますから、専門的な指導技術を身につけるためのさまざまな研修を実施いたしております。特に、今年度につきましては、すべての特別支援学校において、発達障がい児の具体的な支援策等をテーマとして、県外の専門家等を講師に迎え、専門的な指導力向上の研修を実施したところでございます。これに加えまして、この研修会に近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員の方も参加していただき、その人材の育成に努めているところでございます。以上でございます。

**○松村悟郎議員** 国立病院機構宮崎病院に入院中の学齢超過者の方は、就学時に重い障がいがあり、そのときに就学が認められなかった就学免除を申請された方々です。20名近くいらっしゃるのではないかと思いますけれども、平成16年度に就学が認められて、現在、中等教育を受けられていると思います。このことに関しては、県の温かい政策を本当に喜ばれていると思います。保護者のお話ですけれども、「子供は、学校に行くようになってからは、動きも非常に多くなり、興味や関心を何でも持てるようになった。生き生きとしています」と、感謝の言葉がありました。この方々は、引き続き高等部訪問教育を希望されていると思います。どの

ような対応をされるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（高山耕吉君）** 学齢超過者の高等部の訪問教育についてでございますけれども、昭和54年に養護学校が義務制となりましたが、それ以前に学齢期を超過された方々に対して、県教育委員会といたしましては、教育の機会均等を保障するという観点から、16年度から訪問教育を実施いたしております。特別支援学校の高等部入学希望者につきましても、「平成20年度特別支援学校高等部募集要綱」に基づき、受け入れることとしております。お尋ねのありました高等部訪問教育を希望される学齢超過者につきましても、この要綱に基づき、的確に対応してまいりたいと考えております。以上です。

**○松村悟郎議員** ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金と目的外水利利用についてお伺いいたします。

一ツ瀬川南岸の西都原、そして一ツ瀬川と小丸川に挟まれた茶臼原台地は、以前から水不足に悩まされておりました。カンショとか飼料作物とか、非常に収益性の低い農作物で営農をされておりました。ところが、昭和47年に国営のかんがい排水事業が着手されました。このことにより、安定的な水の供給ができるわけでございます。豊かな農地として施設園芸など、より高品質で多様性のある農業が営まれるようになったわけでございます。最近では、県内だけではなく全国的にも有数の農業地帯となっております。このような中で、突然テレビ報道等で、畑地かんがい施設の維持管理を行っている一ツ瀬川土地改良区が不適切な処理を行っているということで、関係の農家、組合員たちは本



当に不安な毎日を送っているようでございます。今回の報道によると、問題点の一つは、決算書に載せていない帳簿外の現金が、平成12年度から17年度までの6年間で5,000万円以上あるというものであります。土地改良区は、水と農地を守り育てる農業者の組織であります。そしてまた、農業生産のみならず地域の自然環境の保全にも大きな役割を持っております。非常に公共性の高い団体でもあります。その土地改良区にこのような帳簿外の現金があるということに対して、農政水産部長の見解をお伺いし、今後どのような対処をしていくのかお尋ねしたいと思っております。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金につきましては、現在、事実確認の調査を行っているところでございます。その存在につきましては、確認をいたしております。土地改良区の収支予算・決算は、土地改良法に基づき、総代会の議決を経ることになっておりますので、その議決を経ない収支があることは、土地改良区の運営上不適切であるというふうに考えております。このため、今後、九州農政局と協議しつつ、土地改良法に基づく検査を行うなどの措置を講じ、その結果を踏まえて適切に指導してまいりたいと存じます。以上です。

**○松村悟郎議員** 2つ目の問題点は、かんがい用水を畜舎や鶏舎などの目的外に利用し、その水利費が今回の裏金の原資に充てられていたと報じられているところであります。農家経営が複合化するとともに耕畜連携が進む中、畜産農家としては、農地へのかんがい同様に、畜産への利用はごく自然な要望であります。畜産農家が、昨今の産地間競争の激化や輸入飼料の高騰など経営環境の悪化が著しい状況の中で、現在

の水利用が不可能になると、経営コストが大幅に上がるなど畜産業に大変な痛手であります。ひいては、農業全般に与える影響は非常に大きなものがあると思っております。そこで、今後、一ツ瀬川地区において、かんがい用水の畜産などへの水利用について、今後どのように対応されていくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** かんがい用水の畜産等への水利用につきましては、さまざまな利用形態があると認識しております。県といたしましては、現在、九州農政局と一体となって、一ツ瀬川地区における利用の実態調査を行っていることは、先ほど申し上げたとおりでございます。今後、調査の結果や地域経済に与える影響を踏まえた上で慎重に検討を行い、関係機関とも協議・調整を図りながら対応してまいりたいと存じます。以上です。

**○松村悟郎議員** まだまだ調査中ということでございます。3,500名以上の農家の皆さんたちがいらっしゃいます。この方々は、今、畑作だけで営農されている方はほとんどいらっしゃいません。あの地域も、養鶏や畜産といった複合的な農業をされております。これからの農業、さらに多面性は広がっていくと思っております。一番の心配事は、これから水をどうやって確保するか、この問題はどうなっていくんだろうということで、本当に心配をされております。どうぞ、国、県、そして地元の市町村と十分な協議をしながら、いい解決をしていただきたいと思います。

次に、県庁ツアーの効果と課題についてであります。

知事就任1年目に、これほどまでに宮崎県をアピールしていただけるとは、今までの行政スタイルでは考えられない驚きであります。子供

からお年寄りまで知らない人はなく、さすが47都道府県で最も有名な、人気のある知事ならではのだと思います。就任早々、知事みずからが提案されて、県庁自体を観光資源にして、観光ツアーも連日、全国から大勢のお客様にお越しいただいております。知事の影響と効果が最も大きくあらわれた事業の一つではないかと思いません。県庁見学ツアーの成果と波及効果について、知事の所感をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 県庁には4月以降、県内外から25万人を超える方々にお越しいただいております。目指せ高千穂、目指せ綾町でございます。県庁見学の実施により、県民の皆様にとって、県庁がより身近な存在になりますとともに、職員にとっても、みずからがおもてなしの実践者であるという自覚が高まるなど、意識改革につながっていると思っております。また、県内各地を訪れていただけるよう、来庁された方々に対し、観光情報の提供に努めておりますが、日南市や高千穂町などの主要観光施設において、前年に比べて入り込み客が増加していると伺っており、主要ホテル・旅館の宿泊者数も増加するなど、県庁見学を契機とした県内周遊が促進されているものと考えております。

**○松村悟郎議員** これほどたくさんのお客様がお見えでございます。この方々に、商店街や県内観光地へどのように足を延ばしていただくのが大事だと思います。県庁見学をきっかけとした観光客の県内周遊対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県庁を訪れた観光客の方々に県内各地を周遊していただくということは、県全体の観光活性化を図る上で大変重要であるというふうに思っております。このため、来庁された方々に対して、県内

各地の観光情報を提供しておりますほか、県外団体ツアー客に対する県庁案内につきましては、多くの観光地に足を延ばしていただけるように、県内に1泊以上することを条件といたしております。また、市町村や民間と連携しまして、県内各地の魅力を生かした体験メニューや特典を盛り込んだ「ぽかぽか！宮崎キャンペーン」を実施するなど、より一層の観光客誘致と県内各地への周遊の促進に努めていきたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 次に、職員による観光案内についてお伺いいたします。職員の皆さんが一丸となって取り組んだ、おもてなし日本一の県庁ツアーは、お役所仕事と言われた言葉をかき消すような、スピード感のある取り組みであったと思います。ただ、このような職員による案内体制は、初期の役割として十分果たされたと思います。私もよく知らなかったんですけれども、職員による案内体制は、県外ツアーについては商工観光労働部、県内からの団体客については総合政策本部が対応されているということでございます。実は、私の地元の高齢者クラブの方が、案内を申し込んだけれども、「1カ月先も予約でいっぱい」と断られました。そういう声も何件か聞きました。私のほうに振られましたので、これはありがたいことだ、私もおもてなしの一翼を担えるんじゃないかと思っ、県庁案内ツアーの案内を買って出たわけでございます。本当にたくさんの皆さんがお見えでございますけれども、それぞれに不満のある方もいらっしゃるということでございます。知事も日ごろから、「民間でできることは民間で」と言われております。県庁見学案内体制も、そろそろ観光ボランティアやより専門性の高い観光業者など民間にゆだねる必要があるの

ではないかと思われます。そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 御質問にもございましたように、県庁ツアーは、「おもてなし日本一の宮崎」づくりの県庁版として取り組んでいるものでありますが、先ほど知事が申し上げましたとおり、職員の意識改革にもつながっているというふうを考えております。現在、県庁見学につきましては、非常勤職員を中心に案内しているところではありますが、その対応が困難な場合には、正規の職員が交代で御案内しているという状況でございます。今後とも、職員の通常業務に支障が生じることのないよう、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 次に、安全対策についてであります。県庁前庭にも何台もの大型バスが入りしております。そして、何台も駐車されております。決して広いとは言えない前庭に、あふれるほど大勢の観光客の皆様です。交通事故が本当に心配です。また、せっかくのサボテンや花々など、県庁前の景観にも大変影響しております。近辺での駐車場確保はできないものか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 県庁前庭は、多数のバスの駐車を想定して整備されてきておりませんので、景観や安全等の確保の観点から、県庁周辺に収容力のあるバスの駐車場を確保できないか調査を行いましたけれども、現段階では適当な場所が見つかっていないところでございます。このため、見学バスの駐車につきましては、代替措置として、事前に予約を受け付けて調整を行った上で、県庁前庭ともう一カ所、県の住宅供給公社ビル前の外来者用の第2駐車場に対応しているところでございます。なお、前

庭での事故等への安全対策の強化のため、11月19日から、交通誘導のための警備員2名を新たに配置して対応させていただいているところでございます。

**○松村悟郎議員** 駐車場対策等についても、積極的に考えていただきたいと思ひます。宮崎県の顔である大淀河畔にはホテル街がございます。こちらも、県庁にたくさんお見えの方が流れてくれば、大変喜ばれると思ひます。昼間は、バスの駐車場もあいているんじゃないかと思ひます。もしかして、バスで見た方がホテル街で昼食をとっていただけるかもしれない。新しいビジネスチャンスがふえてくるのではないかと思ひます。どうぞ、ホテル街の観光施設等も十分検討していただいて、大型バスの駐車場確保に努めていただきたい。そして、たくさんの方々に交通事故のないよう、十分配慮して対策をとっていただきたいと思ひます。

これで4問の質問を終わりますが、最後に、地方格差、これはますます広がるような心配がございます。すべての案件に対して、元気みやぎづくり、県民総参加ということでございますので、どうぞ宮崎の地方にも目を向けて、県政改革を推進していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、34番丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の丸山裕次郎でございます。朝の一般質問の中で田口議員から、きょうが赤穂浪士の討ち入りの日ということでありましたが、私も少しだけ引用させていただきたいと思います。赤穂浪士が決意を込めて死ぬ覚悟で討ち入りに入ったんですが、その前に詠んだ歌に、こういう歌があります。「かくすればかくなるものと知りながら やむにやまれぬ大和魂」、この気持ちをもって知事にお伺いしたいと思います。といたしますのは、知事に質問しますと、「反発するな、知事の足を引っ張るな」というようなことをよく言われます。そうではなくて、知事としっかりと向き合うために、大和魂をもってやりたいという気持ちで質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、平成20年度当初予算についてお伺ひいたします。

本県は、自主財源が乏しい上に、三位一体改革により、大きな財源になっていた地方交付税等が削減される厳しい予算編成になるということで、平成16年から財政改革に取り組みました。平成16年12月に県当局から説明のあった財政中期見通しでは、平成16年度当初予算額6,200億円程度を保った場合、収支不足を補う基金の取り崩し額が毎年250億円程度になり、平成18年度には基金が枯渇し、予算編成が困難になってしまうという当局の説明を受け、議論を重ね、最終的には当局が示された内容の、投資的経費を中心に毎年200億円程度削減する財政改革がスタートいたしました。三位一体改革等の影響で、地方交付税、臨時特例債などが、平成16年度から平成18年度までの3カ年で350億円を超える歳入減になり、厳しい予算編成を組まなけれ

ばならない状況にあることは、ある程度理解しております。しかし、県には、市町村、団体等から多くの要望が上がってくると思われます。しかしながら、財政のことを重視する余り、特に県単予算が削減されておりますので、県民等のニーズにこたえられない状況になるのではないかと感じております。

宮崎に来ていただいている観光客に対しやしを与えている、国道、県道で四季折々に宮崎の風景を演出している沿道修景が、近年十分に行われているのか。また、道路の舗装補修、河川の草刈り、堆積土砂除去などの維持費が十分なのか。また、補助公共になかなか採択されない小さな工事、本当にこれは生活に密着したものでありますが、それにも十分に対応できていないと感じております。

私の地元では圃場整備に取り組んでおります。隣接して、県が管理する河川があるのですが、本来であれば、河川工事が並行して行われれば、県民の負担は軽くなるはずなのに、財政が厳しいということで河川工事は行われず、土地改良区が河川の護岸をつくるということになり、不満が高まっております。また、西諸地域の命を守る小林市市民病院の改築における要望に対しても、財政が厳しいという回答が返ってきております。それに反し、県病院には毎年40億円を超える繰入金をしている状況から、これもまた不満が高まっております。恐らく県内各地で、「県に頼んでも金がないからという理由で何もしてくれない」という、県に対する不満が高まっているのではないかと感じております。県と同様に市町村も厳しい財政状況にあります。三位一体という名のもとに県財政を苦しめているのと同じように、県と市町村の間でも起きているのではないのでしょうか。県の財政

はよくなったが、県民、県経済、市町村が疲弊したのでは、何のための財政改革なのかと思っ  
てしまいます。そこで、財政改革に対する所見  
を、知事にお伺いいたします。

平成19年度から新たな財政改革が始まって  
おりますが、県財政状況等を私なりに編集した資  
料を皆様方に配付しておりますので、それを参  
考に見ていただきたいのであります。一番  
左端に1～18という欄があると思いきれど  
も、まず10と書かれた欄を見ていただきたいの  
ですが、これは平成19年度から取り組んだ財政  
改革の中期見通しのことを書いており、これに  
よりますと、毎年200億円以上の基金の取り崩し  
が必要になり、平成22年度には基金が枯渇する  
となっております。しかしながら、財政改革の  
効果かもしれませんが、実際の基金取り崩し額  
は、平成16年が144億、平成17年が78億、平成18  
年は52億となっており、中期見通しでは平成18  
年度には基金が枯渇するという危機があつたの  
であります。基金は667億円になっておりま  
す。平成19年度から改めて行われている財政改  
革の中期見通しでも、平成22年度には基金が枯  
渇するという試算が出ておりますが、この見通  
しは、県民、また我々県議に、余りにも危機感  
をおおっているのではないかと感じておりま  
す。そこで、知事に中期見通しの所見をお伺い  
いたします。

財政改革の中で切りやすい投資的経費につ  
いてであります。平成16年度から始まりまし  
た財政改革において、県単事業を毎年30%削減、  
補助公共事業を毎年10%削減という厳しい財  
政改革でありましたが、公共三部の最終額は、  
台風災害復旧事業等により、平成16年度は平成15  
年度よりも87億円多い1,609億円、また平成17年  
度は1,750億円余、平成18年度が実に1,107億円

となっております。平成18年度までは17年度ま  
での繰越金がありますので、ある程度公共工事  
は確保できたのではないかと感じております。  
しかし、平成19年度の公共三部の当初予算  
は1,089億円程度であり、また、ことしは特に災  
害が少なかったもので、最終予算はさらに少な  
くなると思われます。さらに、一般競争入札制  
度の拡大により、厳しい経営状況に置かれて  
いるのではないかと感じております。

その数値として、建設業の倒産件数等を見  
てみますと、平成18年は1年間で17件だつた  
のが、平成19年は10月末、10カ月であります  
けれども、50件であります。約3倍になって  
おります。また、建設業から離職した方は、  
宮崎労働局のデータによりますと、平成18年  
4月から7月、3カ月であります。ここで離職  
された方が2,500名となっております。また、  
ことしの同月、平成19年4月から7月までは、  
昨年を1,300人上回る3,800人を超える方が  
離職している数字から見ても、非常に厳しい  
のが理解できるのではないかと感じて  
おります。

平成20年度の重点施策に建設産業対策を掲  
げているのであれば、現在の建設産業の置か  
れている環境を考え、建設会社、従業員、日  
々雇用で仕事をしている農家の方々も含め、  
多くの県民がソフトランディングするための  
予算拡充、特別枠の予算が必要だと思いま  
す。恐らく知事は、財源はどこにあるのか  
というふうに思われると思います。決算ベ  
ースの基金残高を見ただくと、667億円に  
なっておりますが、財政改革の基金残高の  
予定では608億円ということで、この差が  
約59億円あります。また、平成18年度  
の決算によりますと、19億円の収支残が  
残っておりますので、これを合わせると約  
80億円の財源が確保できると思われ、  
これを仮に3年間で

割ったとすれば、最低でも30億円程度は可能になるのではないかと考えております。ぜひ知事の英断で、国の議論の中での国の埋蔵金問題ではありませんが、県にある基金を有効に活用し、本県経済を疲弊させないための特別枠創設を期待しておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

平成20年度もさまざまな政策を予算化されるわけでありましたが、その予算を執行する県職員一人一人が予算の意義を理解し、さらに組織が有効に活用されないと、絵にかいたもちになると考えております。しかし、財政が厳しいということで、いいアイデアが出てても予算化されないため、発想力が停滞し、さらには今回の不適正な事務処理による返還金が、幹部職員を中心に返還されることになり、県職員としての意識の低下が懸念されますが、意識向上にどう取り組まれるのか総務部長にお伺いいたします。

次に、原油高騰による本県産業への影響についてお伺いいたします。

原油高騰により、私たちが自動車を運転するのに必要なガソリン価格は150円台に入り、また冬場に入り、灯油を使う時期になってきたのでありますが、18リットル1,700円を越す状況となっております。すべての石油製品の価格が上がってきており、第3次石油危機と言えるのではないかと考えております。本県の産業に多大なる影響が出ていると思われませんが、本県の基幹産業である農業で見ますと、原油高騰により重油の高騰のみならず、石油製品、ビニール製品等も値上がりしており、生産コストが上昇し、園芸農家は悲鳴を上げております。また、原油高騰に伴い、バイオエタノールの原料としてトウモロコシが使用され、そのため飼料高騰が起きており、畜産農家の生産コストは上

昇し、こちらも悲鳴を上げております。国においても、原油高騰により、中小企業や個別の問題を抱える建設業、農林水産業、運輸業や低所得者に灯油の代金を補助する寒冷地の自治体に対し、緊急対策を講じる方針が出されております。そこで、本県の中小企業、農林水産業、運輸業、建設業を初め、多くの産業に影響が生じている状況を、県としてどのように分析し、どのように対応されるのか、総合政策本部長にお伺いいたします。

次に、食育・地産地消についてお伺いいたします。

先ほど述べましたように、原油高騰により農家の生産コストが上がった分、農家の手取りが上がればいいのですが、農家の手取りはなかなか上がらないのに、店頭価格は、入荷価格の増加分だけでなく、輸送コストや光熱水費など増加分を加えた販売価格となっております。消費者にとっては、所得が上がらない景気状況なのに、原油高騰で生活費、いわゆる電気、ガス、ガソリン等が値上がりし、生活に余裕がなくなり、国産品が高く感じるようになり、これまでの安全・安心な国産品を買うというのではなく、ひょっとしたら安い輸入品を買うようなことになるのではないかと懸念しております。

そこで、食育・地産地消の取り組みが重要になってくると思っております。地産地消は、宮崎でつくったものを宮崎ですべて消費するというだけでなく、国内のリレー販売等を促進し、国産品を食べるといったことも重要であり、ひいては食料自給率の向上にもつながり、農家所得の安定にもつながると考えております。また、食育については、これまで「みやぎきの食と農を考える県民会議」の中で、さまざまな取り組みが行われ、さまざまな関係者の協力をい

ただきながら、単年度ごとにはそれぞれ効果を上げていていると思っておりますが、その後のフォローが重要だと考えております。そこで、原油高騰を踏まえ、食育・地産地消の取り組みについて農政水産部長にお伺いいたします。

また、食育が学校給食で大きな位置づけになる議論がされており、学校という教育の場で正式に継続的に行われることを期待しております。我が県は食料供給基地として、率先して食育に取り組むことが重要と考えております。そこで、食育の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

次に、医師、看護師、介護職の確保についてお伺いいたします。

平成16年度から始まった新医師臨床研修制度で、医局、医大に医師が少なくなり、これまでの派遣制度が崩れ、特に産科・小児科の医師や、地域医療を担う医師の確保は大きな問題になってきており、県として、医学生に対する修学資金、ドクターバンク制度、医師派遣システムなどに取り組んでおり、ある程度は評価できるのではないかと考えております。私も地域医療対策特別委員会に所属させていただいており、その調査の中で、西郷病院の院長から、「前期研修、また後期研修を終える平成21年度までに、医師が宮崎県に来たいという環境づくり、宮崎モデルを構築することが重要である」ということを言われ、非常に心に残っております。西郷病院では、宮崎大学医学部生を研修で1～2週間受け入れ、地域の中で生活することにより地域の住民の生活を理解した上で医療に取り組むということで、医師と患者の信頼関係が生まれ、信頼から感動が生まれ、医師としての原点が生まれるということを知ることができました。そこで、すべての宮崎大学医学部生及

び宮崎出身の医大生が、宮崎の地域の病院で研修できるシステムができないか、考えております。

また、医師の仕事は人間の命を預かるという重大な責任があり、長時間従事しなければならず、休みでも患者に何かがあればすぐに駆けつけなければいけないという状況であり、極めて厳しい労働環境にあります。心身ともに大手を振って休養できるのは、学会に参加したときだけのようであります。しかしながら、実際にはなかなか学会に参加することはできず、かなりのストレスが蓄積されているのが現状だと思っております。そこで、学会に参加しやすい環境づくりとして、学会参加時を補う医師派遣システムができないか、考えております。

また、新医師臨床研修制度により、大学医局が進路を決める時代が終わり、みずから進路を選ぶようになった若手医師は、各学会の専門医資格の取得を望んでおります。そこで、専門医資格が取得できるシステムができないかと考えております。

これまで述べてきました医学生の研修システム、学会参加システム、専門医資格取得システムといった宮崎ならではの医師確保対策に取り組むことにより、医師が宮崎で仕事をしたいというような宮崎モデルができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、看護師の確保についてですが、7対1看護体制の影響で、都市部、大規模病院に集まる傾向が出てきており、特に中山間地域では看護師の確保が難しくなっております。また、各医師会が行っている看護師養成所は、中山間地域での看護師確保に大きく貢献していましたが、経営は非常に厳しい状況にあります。今後、看護師不足が想定されますが、県とし

て、看護師対策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、介護職についてであります。今後、高齢化がさらに進展し、介護のニーズが拡大していくことが想定されますが、介護職は重労働の割に、介護報酬の改定により賃金体系は抑えられており、仕事をやめてしまう方がふえ、別の職についている人がふえてきております。県として、介護職人材確保についてどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

最後に、健康増進についてお伺いいたします。

これまで、医療保険各法に基づき医療保険者が行う一般健診や、労働安全衛生法に基づき事業者が行う健診、老人保健法に基づき市町村が行う健診が実施されてきております。「健康日本21」の中間評価における暫定直近実績値から、糖尿病や糖尿病予備群の増加、また肥満者の増加、野菜摂取量の不足、日常生活における歩数の減少のように、健康状態及び生活習慣の改善が見られない、もしくは悪化している現況を踏まえ、生活習慣病予防の徹底を図るため、来年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に対し、糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査、特定健診、及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導、特定保健指導の実施が義務づけされております。特定健診等を実施することにより、平成27年度には、平成20年度と比較し、糖尿病等の生活習慣病及び予備群を25%削減させることとしております。目標を達成するには、医療保険者が特定健診をただ実施するだけでなく、受診後の生活習慣を改善するための保健指導の徹底が重要であり、被保険

者、県民が率先して特定健診を受診することが不可欠であります。そこで、来年度から実施される特定健診・特定保健指導に対しどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。また、特定健診を義務化させる医療保険者は県内にどれくらいいるのか、特定健診等の財源はどのようになるのか、あわせてお伺いいたします。

健康増進、健康診査にいち早く取り組んできたのは長野県佐久市であり、地域住民に健康診断の重要性をわかってもらうため、健康診断をする医師が劇団をつくり、住民にわかりやすく説明したことにより、健康診断を受ける住民がふえたと聞いており、その後、長野県全域に健康に対する意識が高まり、結果的には現在、全国一老人医療費が低い状況になっております。財政的に見ても大きな差が生じているのではないかと思います。ちなみに、本県が長野県と同等の老人医療費であるなら、どの程度財政削減につながるのか、福祉保健部長にお伺いし、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

財政改革についてであります。第1期財政改革推進計画に基づきまして、3年間にわたる緊急財政改革に取り組んできた結果、基金が枯渇し直ちに予算編成が困難になるという危機的状況は、当面回避することができました。しかしながら、この間、三位一体の改革により、本県最大の歳入財源である地方交付税等が大幅に削減されるとともに、社会保障関係費の増大等により、本県財政は一段と厳しさを増しております。地方にとって諸悪の根元というのは、この地方交付税の削減ではないかと考えております。地方交付税が復元、確保されれば、さまざま



まな要望に対応できるのではないかと考えております。これまでのさまざまな取り組みにより、財源調整のための基金については一定額を確保できましたが、今後も、毎年度200億円を超える収支不足が見込まれており、財政改革に取り組まなければ財政が破綻し、県民生活に極めて甚大な影響が生じるという事態も危惧されるところであります。したがって、将来に禍根を残さないためにも、財政改革を着実に実行し、持続可能な財政構造への転換を図っていくことが必要不可欠であると考えております。

続きまして、財政の中期見通しについてであります。第2期財政改革推進計画における財政の中期見通しは、三位一体改革の影響を加味した上で、地方財政計画上の地方交付税等が削減されず、投資的経費を平成18年度額で据え置くなど、一定の条件のもとに試算したものであります。この中期見通しによりますと、新たな財政改革に取り組まなければ、平成19年度から22年度までの4年間で収支不足が1,000億円を超え、平成22年度末には基金が枯渇し、予算編成が困難になることが見込まれるところであります。このため、平成19年度から第2期財政改革推進計画に取り組むこととしたものであり、人件費の削減、投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、積極的な歳入確保等、計画を着実に推進することにより、収支不足を約680億円圧縮し、平成22年度末の基金残高を200億円程度確保したいと考えております。しかしながら、既に平成19年度の地方財政対策等の影響がマイナス95億円に上り、また地方交付税の原資となる国税が今年度予算を下回る見込みとなるなど、本県財政を取り巻く環境は厳しさを増しているため、さらに気を引き締めて、今後の財政運営に当たってまいりたいと考えて

おります。

続きまして、公共事業の特別枠の措置についてであります。平成19年度予算の編成におきましては、地方財政対策の影響等により、収支不足額が財政の中期見通しの238億円から354億円に拡大いたしました。さらなる事務事業の見直し等を行うことによりまして、何とか256億円まで圧縮したところでございます。今後も多額の収支不足が見込まれる上、本県最大の歳入財源である地方交付税の動向も全く予断を許さないなど、本県財政を取り巻く状況は厳しさを増しており、特別枠を措置することは困難であると考えております。しかしながら、建設産業の厳しい状況は認識しておりますので、建設産業対策を平成20年度重点施策の一つとして位置づけ、予算編成において重点的措置を図ることとしたところであります。〔降壇〕

○総合政策本部長（村社秀継君）〔登壇〕 お答えいたします。

原油価格高騰による県内産業への影響についてであります。最近の原油価格の高騰により、施設園芸や漁船で使用する燃油価格が上昇し、本県農業や水産業の経営を圧迫いたしております。また、本県と大消費地を結ぶ物流においても、輸送コストが大幅に上昇するなど、県内産業に与える影響は非常に大きいものとなっております。これらを受けて、このたび政府において、原油高の影響が大きい中小企業や、個別の問題を抱える農林漁業、あるいは運送業などの経営、さらには離島航路、地方バス路線の維持など、地方の生活に目配りした原油価格高騰に関する緊急対策が取りまとめられたところであります。原油価格は今後も高水準で推移すると見込まれることから、今後とも、県としてどのような対応が可能なのか、国において講じられ

る緊急対策も踏まえつつ、関係部局と十分連携しながら、検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

職員の意欲や士気への影響についてであります。特に今回の不適正な事務処理は、組織風土に根差した全庁的な問題として、職員による返還や処分については、担当職員の責任よりも管理監督責任に重点を置いて対応したところがございます。職員にとって大変厳しい状況とは思いますが、県政に対する信頼を回復し、新たな気持ちで職務に邁進していくための一つの区切りとして、職員全体で真摯に受けとめ、反省の気持ちを共有できたのではないかと考えております。今後は、これを新たなスタートラインとして、職員一人一人が公務員としての使命を再認識し、また新たな発想や創意工夫の努力も重ねながら、意欲と気概を持って職務に取り組んでまいりたいと存じます。以上であります。

〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、医師の確保についてであります。医師を本県に呼び込むためには、すぐれた指導医のもとで診療ができることや、認定医などの資格を取れるように研修・研究体制が整っていること、また医師住宅等の生活環境が充実していることなどが求められます。このため県では、指導医養成講座の開催や医師派遣システム、学会等に参加する場合の代診医派遣制度等を実施しているほか、市町村においては、医師住宅の整備など受け入れ環境の充実に取り組んでいるところであります。また、医師確保対策推進協議会のホームページ等で、自治体病院等の求人

情報はもとより、これらの受け入れ環境を広く全国に発信することとしております。さらに、医療関係者や地元住民代表等で構成する県地域医療対策協議会において、研修環境の整備や地域住民の協力体制等について協議するなど、医師の受け入れ環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

続いて、看護職員の確保対策についてであります。本県の看護職員の需給状況を見ますと、平成18年度末の充足率は96.1%となっており、若干不足している状況にあります。また、7対1看護基準の影響で、県外からの求人数が増加しておりますが、県内15カ所の看護師等養成所の昨年度の卒業生の就職状況を見ますと、前年度とほぼ同じ約6割が県内に就職している状況であります。しかし、今後、在宅医療を初め福祉分野等への看護職員の活動領域拡大により、需要も増大していくものと考えております。このため、県としましては、修学資金の貸し付けや養成所の運営費補助を行うことにより、看護職員の養成に努めるほか、未就業者の再就業を促進するなど、今後とも看護職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、介護の人材確保についてであります。質の高い介護サービスを提供するためには、何よりも人材の養成、確保が重要であると認識しております。このため、県におきましては、社会福祉研修センター等において、専門的な研修等を行い介護人材の資質の向上を図るとともに、福祉人材センターにおいて、就職説明会や無料職業紹介など就業支援に取り組んでいるところであります。現在のところ、本県におきましては、介護人材が逼迫する状況にはございませんが、全国的な課題として、給与水準等から離職率が高いなどの指摘もあり、また今

後、高齢化が進行する中、介護需要が増大し、人材の確保が困難になることが懸念されるところであります。このため国においては、ことし8月、「社会福祉事業に従事する者の確保に関する指針」を定め、必要な福祉・介護サービスが提供されるよう、人材確保の観点から、介護報酬等の設定など、福祉・介護制度の見直し等を検討することとしております。県といたしましては、その推移を見守るとともに、研修等の事業の充実を図り、人材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、特定健康診査に係る一連の御質問であります。特定健康診査の来年4月からの実施に向けて、国民健康保険の保険者である市町村におきましては、事業の基本指針となる「特定健康診査等実施計画」の策定を進めながら、体制の整備や健診対象者の確認など、具体的な準備作業を行っております。県としましては、市町村国保におけるスムーズなスタートができるように必要な助言を行うとともに、国保以外の医療保険者につきましても、各保険者で構成する宮崎県保険者協議会を通じて、円滑かつ適正な実施が図られるよう、支援してまいることとしております。

次に、医療保険の保険者数についてであります。県内の保険者数は、国民健康保険が32、健康保険が8、船員保険が2、さらに、国・地方公務員等の各種共済が23の、合わせて65の保険者となっております。

次に、特定健康診査の財源についてであります。市町村国保が実施する特定健康診査等に要する経費については、政令により国及び県が、それぞれ3分の1ずつを負担することとされておりますが、そのほかは市町村の国保事業で賄うこととなります。なお、国では、市町村国保

への財政支援策として、保健師配置等に対する地方交付税措置等も検討されているようであります。

最後に、長野県の取り組みについてであります。仮に長野県と同じような取り組みをしたとして、どの程度の財政削減につながるかということではありますが、厚生労働省の平成17年度の老人医療事業年報によりますと、1人当たり老人医療費の額は、本県が80万823円で、長野県が67万2,853円と、その差は12万7,970円となっております。どの程度の財政削減につながるかということになりますと、長野県のこれまでの保健・在宅医療体制の整備に要した経費等を考慮すれば、1人当たり老人医療費だけで単純に比較することは十分とは言えませんが、仮に長野県と同水準だとしますと、本県の平成17年度県費負担額82億円余の16%、約13億円の県費が削減できるということになります。このように、県としましても、老人医療費の抑制に努めることにより、県財政の歳出削減にもつながることから、今後とも引き続き、市町村や関係機関等と連携して、高齢者への必要な医療を確保しながら、老人医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

食育・地産地消の取り組みについてであります。健全な食生活の推進や地域農業に対する理解促進を図る食育や地産地消の取り組みは、国産農産物の消費拡大を推進する上でも有効であると認識いたしております。県といたしましても、引き続き、県産農産物の安心・安全・新鮮などのメリットを十分にPRすることや、県内の生産者と消費者の一層の交流を図るとともに、学校教育との連携による地域の食文化を学

ぶ機会の提供などによりまして、食育・地産地消の取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

食育についてであります。食は、生きる上での基本でありまして、知育、徳育、体育の基礎となるもので、生涯にわたって豊かな人間性をはぐくんでいくために極めて重要なものであると考えております。現在、学校におきましては、給食の時間はもとより、各教科等の時間において、食べ物を大切にする心や生産者への感謝の心など、豊かな心の育成に努めますとともに、バランスのよい食事のとり方や生活習慣病の予防などにつきまして指導をいたしております。特に、地場産物を使用した学校給食を生きた教材として活用するために、地産地消給食の日や学校給食献立コンクールを実施いたしますとともに、平成18年度からは新たに栄養教諭を配置するなどして、食に関する指導の充実を図っているところであります。今後とも、全庁挙げて取り組んでおります「宮崎県食育推進計画」に基づきまして、家庭や地域との連携をさらに図りながら、学校教育活動全体を通して、食育の推進を図っていききたいと思います。以上でございます。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ答弁ありがとうございました。

多少時間がありますので、再質問させていただきます。先ほど福祉保健部長から、仮に長野県と同等程度の老人医療費であれば、13億円という多額の県費が削減できるのではないかと、試算も出されました。これは老人医療費だけありますので、ひょっとしたら、介護保険なりを含めると、非常に大きな額が出るのではな

いかと思っています。先ほど長野県の事例を言いましたけれども、長野県では、わかりやすく説明するために、医者がみずから劇団をつくって、住民の方に説明したわけでありまして、知事は、こういった芸能活動には非常に専門的でありますし、また、わかりやすい言葉で住民に説明する能力が十分にあるというふうに思っております。新聞報道では、欽ちゃん球団に続く「そのまんま球団」をつくらうとか、そういう話もあるんですが、そうじゃなくて、そのまんま劇団みたいな形で……。地域住民が健康に留意していただければ、県、また市町村保険者、それぞれ財政的にも寄与するんだという意識改革まで含めて、そういった取り組みをやるのが重要だというふうに思っております。県民の健康に対する意識改革について、私は非常に重要なポイントになるのではないかと考えておりますので、それに関しての所見をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 長野県の場合は、地域柄、塩分のとり過ぎで、それを半減させるという活動を、多くの保健師さんたちの尽力によりまして——それにも非常にコストがかかっているんです。13億円節約なさっているんですけども、かなりのコストがかかったということは聞いております。

「そのまんま劇団」については、今後検討してみたいと思います。わかりやすい言葉で説明する能力があるとおっしゃいましたが、私は失言も多いですから、その辺は気をつけていきたいと思っております。

県民の健康に対する意識の改革でございますが、県政を推進するに当たっては、県民の皆さんが健康であることが、何より大事であると考えております。本年6月に策定した「新みやぎ

き創造計画」の中でも、生き生きとした健康・福祉社会づくりを掲げて、県民の健康づくりを積極的に推進してまいることとしたところでございます。このような中で、今般、国が進めております医療制度改革においては、これまでの治療重点の医療から疾病の予防重視へと転換が図られ、中でも、特に生活習慣病の予防に重点が置かれております。この生活習慣病対策として、先ほど来、御指摘のありました特定健診・特定保健指導を実施するとともに、県民みずから実践的に健康づくりに取り組むための環境を整備するなど、県民の皆さんの健康への意識改革を進めていきたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 県民ひとしく健康に関しては思っているのになかなかできないのが、それであろうと思うんです。病気にならないと、なかなかそういった思いにならないと思いますので、なる前に健診だけしっかり受けようということを知事が大きくPRしていただければ、ありがたいと思っております。

次に、原油高騰関連でありますけれども、非常に県民生活に大きな影響を与えているというふうに認識しております。今、農業、運輸、それぞれの産業、中小企業まで含めて言っていたんですが、特効薬というのは、県としてはなかなかすぐに見つけれないのではないかなと思っております。その中で一つだけ、特効薬としてすぐできることは——建設産業の価格決定を握っているのは県でありますので、よく、スピード感を持ってとか、ワンデーレスポンスとかいう言葉を使っているのであれば、単価を年間に数回しか改定をしていないということではありますが、速やかに単価のスライドをできるような形とか、単価変更できる体制ができないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 各種建設資材の単価につきましては、需給の状況ですとか、取引の実態等の調査をもとに、単価を決定しているところでございます。具体的には、毎年4月に単価を設定し、その後、四半期ごとに調査を実施し、資材ごとに基準を超える価格変動が見られる場合に改定を行いまして、予定価格の積算に反映させているところでございます。なお、国におきましては、燃料等の主要資材について毎月改定しておりますが、九州各県においては、おおむね本県と同様の取り扱いとなっております。しかし、最近の原油価格の高騰を考慮いたしまして、対応について早急に検討させていただきたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 本当にぜひ早く取り組んでいただきたいと思います。現状は、仕事をすればするほど赤字ということになっておりまして、赤字が続いていくと倒産して、また地域住民がさらに迷惑をこうむるということも考えられますので、早急をお願いしたいと思っております。

また、特別枠のことなんですが、知事からは、なかなか財政が厳しいということで困難という答弁がこれまで続いているんです。私が作りました資料を見ていただきたいんですけども、平成16年から財政改革が始まったんですが、壇上から言いましたとおり、1,600億円の予算、また1,700億円というふうに、この辺までよかったんですけども、急激に18年、19年、下がってきております。知事のこれまでの答弁によりますと、16年からの削減は30%なり10%で、厳しかったから設けたのだということではありますが、実態は今が一番厳しいと思っております。ソフトランディングするための予算がぜひ必要だと思っておりますが、基金等含めてど

ういう所感があるのか、お伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 建設産業の厳しい状況は十分認識しております。しかし、本県財政を取り巻く状況というのは、それよりも一段と厳しいということでございます。特別枠を設けるというのは非常に厳しい状況かなと思っております。御理解いただければと思います。

○丸山裕次郎議員 厳しいんだけど、県の財政がよくなっても、県民が疲弊すれば意味がありませんので、ぜひこれはしっかりとした対応をしていただくようお願いさせていただきます。

そしてまた、当初予算の中の公共工事の維持管理で、所要額ということが書いてあるんですが、所要額というのはどういう意味なのかを総務部長にお伺いします。

○総務部長(渡辺義人君) 今、議員のおっしゃったのは、公共事業関係で県は、特に道路等、相当の施設を持っておりますので、その維持管理経費が相当かかるということで、これまでシーリング対象にもしておりましたけれども、これについてはその必要な額を措置するというでございまして。

○丸山裕次郎議員 必要な額を措置するというのであれば、本当に精査していただいて、所要額は真剣に取り組めるような形をお願いしたいと思っております。本当に厳しい中でありまして、県の財政がよくなっただけでなくて、県民に本当に喜ばれる予算組みになるようお願い申し上げます。

(拍手)

○坂口博美議長 次は、27番河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党県議団の河野哲也でございます。いよいよトリでござ

います。ここまで来ると、ほとんどの質問が鳥がらの状態ですが、よいだしをとらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

「電車の中にいるとき、横浜駅で人込みの中を歩いているとき、自分が違った世界から来た宇宙人のように感じてしまうんです。つらいんです」。「よこはま若者サポートステーション」の事務局長との意見交換の中で、ある利用者の声を聞かせていただきました。「いわゆる世間で言われるニート像からおよそかけ離れていることがよくわかる。社会にうまくなじめなかった、または学校を卒業してすぐに就職できなかっただけで、ここまで精神的に彼らを追い詰めていることを多くの方は気づいていない」と、話を続けられました。確かに、生き抜くために、若いときに鍛えなければいけないことがあります。自力で切り開かなければいけないこともあります。しかし、それだけでは解決できない状況に今、若者が置かれております。まだ40代の私ですが、今の若者がわからなくなっています。そこで改めて、知事の若者観と、今まで出会った宮崎の若者をどう思われるのか伺いまして、壇上からの質問といたします。後は自席から質問させていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

若者は、宮崎の将来を担っていく宝でございます。私は、この若者が、夢や希望の実現に向けて、何事にも億することなく積極的に挑戦していく気概や社会人としての自覚、そして他人に対する思いやりを持っている、そういう若者に育ててほしいと思っております。私は、これまでいろいろな機会に、宮崎の若者と話をしてみいました。一部には、県民性から、恥ずか

しがり屋であったり、消極的であったりする若者も見受けられますが、大半の若者は未来に希望を持ち、仕事や社会参加活動に生き生きと取り組んでおります。宮崎の若者に託して、宮崎の未来は明るいと確信しております。私の唱える県民総力戦による新しい県づくりのためには、若者の力が必要であり、その一翼を担ってくれるものと、心より期待しております。以上です。〔降壇〕

**○河野哲也議員** 厚生労働省は、「若年者雇用の現状と対策」の中で、「若者は、将来の我が国社会のあり方を左右する存在であり、その進路選択等をしっかりと支援していくことは、再チャレンジ支援全体の中でも特に重要」とし、地域における若者支援の拡充を打ち出しております。また、すべての若者に対応する、一人の人があらゆる悩みに答える、アウトリーチ（訪問支援）を行う、ネットワークを構築する、早期の対応すると、地域における若者支援5原則も示しております。そこで、宮崎県のあすを支える若者への総合的支援として、具体的に考えていることはございますか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 再チャレンジにつきましては、私自身が、その難しさ、そして達成の喜びというのを非常によくわかっているつもりでございます。社会的な自立のおくれや障がいなどがある若者が、その能力や持ち味を十分発揮でき、努力が報われるように支援していくことは重要であると考えております。県内でも、ニートやひきこもりなど、地域において支援を必要とする若者が存在していることは認識しております。そこで、保健所等でのひきこもりなどについての相談の受け付けや、「ヤングJOBサポートみやざき」で就労を希望する若

者への支援を行っているほか、生徒の職場体験など、各学校段階に応じた系統的なキャリア教育を行っているところでございます。宮崎の次代を担う若者が、その能力に応じて社会の一員として自立することは、県勢発展のためにも重要なことでもありますので、今後とも、若者への支援については積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。若年者就労支援の役割を担う「ヤングJOBサポートみやざき」は、若者にとっては大切な拠点です。サテライトもぜひ充実させていただきたいと考えます。

冒頭で紹介いたしました、先日、私たち会派で、横浜市の「よこはま若者サポートステーション」の取り組みを調査してまいりました。前回、我が会派の新見幹事長が、ニートやひきこもりなどの若者の自立・就労を支援する地域若者サポートステーションの設置についてたどりましたが、宮崎にとって必要性の高いものであるかどうか、現場を調査し、意見を聞かせていただきました。

同サポートステーションは、NPO法人「ユースポート横濱」と横浜市が協働で運営されております。約10名体制のスタッフで、若者や保護者への総合相談のほか、臨床心理士によるメンタル相談、精神疾患に効果のあるストレッチ体操や芸術療法、学び直しなどのプログラムを準備し、個別のパーソナルプランで実践してまいりました。利用者は1日平均32名、ひきこもり状態の人が連携団体でのボランティア活動やジョブトレーニングに参加して就労に至るケース、県の若者就職支援センターやハローワーク等の就労支援施設に移行できたなど、市内の各施設のネットワークを生かしての成果を

上げておりました。事務局長のお話では、「来所者の半数は、精神疾患や発達障がいなどで社会生活や一般就労が困難な若者。学校や職場のいじめで対人恐怖症となった若者も多い。また、この要因とあわせて、厳しい家庭環境から生活保護を受給している利用者、また貧困状態にある利用者も少なくない」と、来所者の個別の状況に応じた支援の重要性を強調されていました。地域ネットワークの効用につきましては、「福祉の知識が乏しかったが、横浜市や連携団体がカバーしてくれ、助かっている」とも述べられておりました。今、全国50カ所となりました若者サポートステーション設置への見解を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 地域若者サポートステーションにつきましては、国が公募により選定した民間団体等に事業を委託し、ニート等の若者の職業的な自立支援を総合的に行うものであります。県といたしましても、若者の就労支援は大変重要であると認識しており、既に設置されております他県の状況等について、調査や情報収集を行っているところであります。今後、県におきましては、国の公募に合わせて広く広報を行いまして、教育とか福祉部門などの関係機関とも連携を図りながら、事業の実施主体となるNPO法人等を掘り起こし、国へ推薦していきたいと考えております。

**○河野哲也議員** その他の全国のサポートステーションを調査してみました。東京都足立区、佐賀県、岡山県にあるサポートステーションは、訪問対話を行って、見つけ出すという作業を行っています。そういうふうに、各地の若者サポートステーションの内容を確認しても、細やかな若者への支援が位置づけられています。どうか県内NPOとの連携で、設置の推進

をお願いしたいと思います。

次に、地域の中小企業の支援の充実についてお伺いいたします。

県内、特に県北の景気は、少子高齢化の進展や雇用の冷え込みにより、県外に人が流出し、購買力の低下、個人消費の伸び悩みなど、依然として低迷しております。地域のしにせである店舗や地元デパート、スーパーの倒産・撤退、地場中小企業の衰退などが実態としてあり、また最近では、地元建設業者の連鎖倒産による失業者の増大など悪循環が生まれていることから、地場中小企業の経営健全化に向けて、金融支援も含め対応策を再構築する必要があると考えます。そこで、県北の中小企業の現状、実態についてどのように認識しているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** ただいま御質問の中にもありましたけれども、県北地域におきましては、全国的な動向でもありますが、中小商工業者数が減少傾向にあり、商店街の空き店舗率が高い水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるというふうに考えております。また、雇用情勢でも、県北地域における10月末の有効求人倍率が、ハローワーク延岡管内が0.45倍、日向管内が0.48倍と、県内でも特に厳しい状況となっております。このような中で、例えば、延岡市の山下新天街のアーケード整備事業とか、日向市駅周辺の商業集積整備事業、そういった商店街活性化のための取り組み、あるいは延岡市におきまして工業振興ビジョンをつくり、新たな振興策の推進をされたことなど、中小企業振興に向けた取り組みも進められているというふうに思っております。

**○河野哲也議員** 先ほども、若者支援についてただしましたが、行政主導の就労支援施設等、



また施策等を充実したとしても、出口となる雇用先が確保されなければなかなか難しい、そういう現状が、県北の問題として考えられると思います。

資金確保の円滑化という視点からお伺いいたします。20年度予算編成方針の貸付金の項で、「県の資金管理に及ぼす影響が大きいので、その目的、効果、資金需要、金融情勢を考慮し、貸付対象、貸し付け方法、貸し付け条件、金融機関の協調等についても検討を加え、真にやむを得ないものに限定すると共に、その規模についても過去の実績にこだわることなく、必要最小限にとどめるものとする」とあり、県は、既存の融資制度の見直しを図ろうとしていますが、中小企業における各貸付事業はどのように見直すのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県の中小企業融資制度についてお答えいたします。この制度は、中小企業の金融の円滑化を図ることを目的としております。またあわせまして、環境対策でありますとか子育て支援など、県の施策推進としての役割も担っているところでございます。現在、21種類の貸し付けがありまして、多様な資金ニーズにこたえているところでありますけれども、一方で利用者からは、種類が多くてわかりにくいといった意見も出てきております。このようなことから、制度の目的や役割を維持しつつ、さらに、利用者に役立ち、かつ利用しやすい制度となるよう、現在、制度の抜本的な見直しに取り組んでいるところでございます。なお、融資枠につきましても、今後とも必要な額の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。道路

特定財源ではありませんが、予算編成方針の中の「真に」という言葉、妙にひっかかったものですから、どうか融資枠を確実に確保していただきたいと思います。

事業承継の円滑化という視点からお伺いいたします。全国では今、中小企業の4社に1社しか後継者がいない。このままでいくと、年間7万社が廃業に追い込まれるとの推計があり、今後10年間で失われる雇用吸収力は、350万人にも上ると言われております。自営業の方々に話を聞くと、農林漁業の後継者不足と同様に、後継についての不安を語られます。今、国会においても議論されておりますが、事業承継優遇税制の抜本的拡充が重要であり、予算、制度面を含め、事業承継の円滑化のための手だてを考える必要があると思います。まず、そういう不安を取り除く、中小企業経営者・後継者向けのセミナー等の支援の状況をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 中小企業の事業承継の円滑化を図りますために、現在、国のほうの独立行政法人中小企業基盤整備機構におきまして、全国を10のブロックに分け、事業承継のシンポジウムでありますとか、税理士等の実務家を対象としたセミナーなどを開催しているところでございます。また、来年度は、これに加えまして、中小企業経営者向けのセミナー等も全国各地で開催されるという形で支援されていると聞いております。

**○河野哲也議員** 経済産業省の概算要求に、中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的支援の窓口として、後継者不足を理由に廃業を考える経営者と、開業を希望する若手らとのマッチングを取り持つ事業承継支援センターを、来年度から全国約10カ所に設置する方針が盛り込まれております。これは、公明党のかねてからの主

張が反映されたものであります。事業承継支援センターは、地域企業の巡回やアンケート調査を実施する中で、廃業の危機にある中小企業と開業希望者を掘り起こし、交流会開催などで両者を引き合わせ、意向が一致し事業引き継ぎへ進んだ場合は、株式の譲渡など専門知識が要求されるため、弁護士、税理士、公認会計士等の専門家を派遣するという流れで支援を進めます。中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的支援体制の充実を図るため、その窓口的な存在となる事業承継支援センターの設置を推進していただきたいと考えます。商工観光労働部長に見解を伺います。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 国におきましては、事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行うために、ただいま質問にもございましたような事業を行う事業承継支援センターを各県に設置する方向で検討されております。本県におきましても、円滑な事業承継は、中小企業の振興を図るために大変重要であると考えておりますので、当センターが県内に設置され、十分にその役割が発揮できるよう、関係機関とも連携を図ってまいりたいと思っております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。重ねて伺いたいと思います。この事業のモデルになっているのが、長野商工会議所が平成14年度に設置した長野事業承継支援センターであります。18年度までの5年間で計92件の仲介に成功したという報告がなされております。飲食店、美容院など既存設備がそのまま使える業種を中心に後継者が見つかри、商店街の空き店舗発生防止につながると報告されております。事業承継支援センターは、都道府県に約2カ所程度、県庁所在地の商工会議所を中心に、地域の商工

会に設置する方向であります。ぜひ県北への設置を推進していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 事業承継支援センターにつきましては、国が指定して、そこに事業を委託するという方向で検討されていると伺っておりますけれども、どういう形で指定されるか、まだ詳細はわかっておりません。いずれにしても、県といたしましては、そういった指定が行われ、全県的な支援体制ができるように努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 どうか県北、よろしく願います。

次に、保育行政について伺います。

我が会派の長友代表は、本年2月議会の代表質問の中で、保育料の負担軽減をただされました。保育所関係者、保護者の話を聞くにつけ、この課題をどうにか解決できないか、また、さまざまな形態での格差解消を模索しているところがございます。そこでまず、保育所の待機児童数について、福祉保健部長に伺います。本県の待機児童数はどのようになっているのか、お示してください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 保育所入所待機児童につきましては、国の定義によりますと、保護者から保育所入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員等の関係で入所していない児童を言いまして、毎年度、市町村を通じて調査を実施しております。本県におきましては、平成12年度以降、今年4月1日現在まで、待機児童はゼロとなっております。

○河野哲也議員 ということは、他県で課題となっている待機児童をゼロにするための保育施

設の拡充については、クリアしているということになります。しかし、認可外保育施設が存在しなければいけないということは、認可保育所だけでは利用者のニーズにこたえられない状況というのが、本県にもあるということになります。そこで、認可保育所、認可外保育施設別の運営補助の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 認可保育所につきましては、児童福祉施設最低基準を満たした上で、保育の実施基準に該当する児童を入所させなければならないことから、利用者からの保育料を除いた費用を国、県、市町村で負担しております。このほか、多様な保育ニーズに対応した一時・特定保育や休日保育等の特別保育事業については、実施している認可保育所に対しまして、国庫補助事業として助成を行っております。認可外保育施設に対しましては、運営費等の公費負担はございませんが、入所児童の健康管理を図る観点から、県単独事業として入所児童の健康診断費の助成を行っているほか、職員の健康診断費につきましても、国庫補助事業として助成を行っております。

○河野哲也議員 認可保育所の運営費県負担金は4分の1です。18年度見込みで25億7,000万円。先ほどありました一時保育または休日保育等の特別保育事業が県負担3分の1、1億4,000万円。認可外保育の助成については健康診断のみということになって、児童への感染症の予防の観点から、県は、従業員の健康診断費用を助成する市町村に対して国庫補助事業を行い、園児については県単事業で行っております。そこで、市町村の健康診断の取り組み状況についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 認可外の保育施設においての健康診断の実施状況でございま

すが、児童に対する健康診断、平成18年度で12市町村の29施設で実施し、助成しております。また、職員に対しては、3市町村の5施設で実施しており、これにも助成しているところであります。

○河野哲也議員 保育行政のあり方を根本的に見直すことはできないかということで——現在の保育行政の主役というのは施設に置かれているというふうに思います。利用料も、認可外保育所と認可保育所を比較すると——いろいろな条件がございますが——下手をすると4倍から5倍という状況も見られます。また、調べたところによりますと、田口議員の質問にもありましたけれども、18年度の本県の認可保育所の保育料滞納——私の場合、調べたのは宮崎市も入っていますが——1億6,000万円であります。負担感が解消され、安心して利用者が施設を選ぶことができるようにすれば、施設側が利用者のニーズに合ったサービスを行うことができるのではと考えます。

今、内閣の機関である教育再生会議で、教育バウチャー制度の導入が検討されています。バウチャー制度というのは、子供を持つ家庭にバウチャーという一種の現金引きかえ券を交付した上で、保護者や子供が自由に学校を選択し、学校は、集まったバウチャーの数に応じて行政から学校運営費を受け取るという仕組みです。アメリカでは、複数の州で導入されていますが、いずれも低所得層や極端に教育環境が悪い学校に通う子供などを対象にしたもので、一種の社会格差是正策として導入されております。

今、検討されている教育バウチャー制度というのは、所得に関係なく、一律に子供を持つ家庭にバウチャーを配付することを前提としているようであります。教育バウチャーの利点とし

では、国公立学校を問わず適用することで、家庭の授業料負担などの公私格差が解消される、国公立を問わずに自由に保護者や子供が学校を選択することができる、集まったバウチャーの数に応じて学校運営費が交付されるなど、学校は、より多くの子供を集める努力をし、教育の質が上がるなどが挙げられます。しかし、なかなか学校への導入が難しい。であれば、保育行政にこの教育バウチャー制度の考えを取り入れることはできないか。保育料の負担等課題の解決になるかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** バウチャー制度を導入することによりまして、保育所利用者が施設を自由に選択でき、結果としてはサービスの水準が向上するという御指摘もありますが、保育所へのバウチャー制度の導入については、保育の必要性の高い母子家庭などの優先入所や、保育所の適正な職員配置が困難になるなど、さまざまな課題があると聞いております。いずれにしましても、保育所利用者へのバウチャー制度を含む直接補助方式の導入につきましては、国において検討する課題となっておりますので、その動向を見守っていきたいと考えております。

**○河野哲也議員** 保育施設側、運営者側のいろんな意見、それと利用者側のいろんな意見、本当に悩んでいるというか、母親が生活のために働こうとしているのに、我が子を保育所に預けることによって、保育料を支払うために働いている状態になっているというこの事実、そこは本当に理解していただきたいなど述べるにとどめたいと思います。

教育再生と本県教育についてでございます。

基礎的な知識はあるが、実生活での活用は苦

手である。10月24日に公表された全国学力テストの結果では、子供たちのこうした傾向が浮かび上がりました。今回のテストに参加したのは、国公立小学6年生と中学3年生で、全員対象のテストは、中学生が43年ぶり、小学生は初めてとなりました。国語と算数・数学の2教科で、基礎力を問うA問題と応用力を見るB問題を課し、国公立と私立の6割に当たる約220万人が参加、全国平均の正答率は、A問題、小学校国語・算数と中学校国語がいずれも82%、中学数学は73%、B問題は、中学国語の72%を除き、すべて60%台前半。テストとあわせて実施した生活習慣や学習環境などの質問調査では、家庭での学習時間や読書時間の増加が見られ、また、朝御飯を食べる子供がふえたことも示されました。全体的に地域差は過去に比べて縮小したものの、一部で地域の教育格差や家庭の経済力が子供に与える影響を示唆する結果も示されています。今後は、調査結果を踏まえ、子供たちの実情に即した適切な施策を展開することが課題となると考えます。全国学力・学習状況調査の結果を、知事としてどう評価しますか、お伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** このことにつきましては、「新みやざき創造戦略基本指標」に、全国平均以上の学力を目標に掲げましたが、今回の調査で、その目標を達成することができ、本県の子供たちは確かな学力を身につけていることがわかりました。また、自宅での学習時間や朝食をとる割合も全国平均より多いなど、しっかりとした生活習慣が身につけていることもわかり、大変うれしく思いました。これは、子供たちの頑張りのもとより、学校の先生や保護者、地域の方々など、子供たちの教育にかかわるすべての皆様の長年にわたる熱心で真摯な取

り組みが実を結んだものと考えております。また、こういうものに新たな数値目標などを加えていくのかということも午前中申し上げましたが、マニフェストとしての社会状況の変化という意味を、ここに含んでいるわけでございます。人づくりが、これからの県づくりの基本となりますので、今後とも県民総力戦で、教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 実は、教育長にも、結果をどう受けとめ学力向上対策にどう取り組んでいただくかお伺いしようと思いましたが、複数の議員がこの質問をしていますので、重複した答弁になると思いますから、より具体的にお伺いします。

全国平均をクリアしたとの分析ですが、小学校6年国語Bの問題の正答率で、国公立別で見ますと、国立は正解率80%です。私立78%、公立62%、厳然と差が生じています。ちなみに宮崎県は60%です。また、都道府県レベルで見ると、プラスマイナス5%の範囲にあり、ばらつきが小さいと答弁でもありましたけれども、各学校の状況は、Bのほうがばらつきが大きくなっていると分析されています。

そこで、文部科学省からの「全国学力・学習状況調査の活用について」という通知文を見ると、3番目に、教育委員会における改善に向けた取り組みの推進として、「特に課題が見られる学校における意欲的な改善の取り組みを」と通知されていますが、これは例えば、学校訪問をすとか、指導主事のモデル授業を提供すとか、積極的にかかわるといふことでしょうか。また、教職員の配置も考慮しろといふことでしょうか。あわせて教育長にお伺いいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** 本県の全国学力・学習状況調査につきましては、教育事務所ごとの状況を見ましても、そんなに大差はございませんし、県の平均正答率との大差もございません。一定の数値に達しているというふうに考えております。今後の対応につきましては、文科省からもそういった通知が来ておりますけれども、現在、県、市町村あるいはまた学校等で結果の分析を詳細に行っておりまして、その調査結果に基づきまして、県と市町村あるいは学校と情報交換等をしながら、学力向上に向けて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○河野哲也議員** この文科省の分析の報告というのは予定より2カ月おくられているんです。本当はもうちょっと前にこの分析結果が出れば、学校や教育委員会に対応する時間に、もっと余裕があったんですけども、それがおくれたということで、非常に教育委員会、学校も苦慮されていると思います。せっかく懸命にこの学力テストを受けた子供たちに、返す時間がなくなるということにもなります。よく知事が言われます、スピード感を持って取り組んでもらいたいということで、具体的に質問してみました。

調査の背景には、ゆとり教育の見直しを求める声が一因とされております。ゆとり教育の導入以来、学力や学習意欲の低下を指摘する声は絶えず、ともすれば、ゆとりがたるみにつながり、運用面で課題を抱えているということは否定できません。弱点としてあらわれた知識の実生活での活用は、本来、総合的学習等のゆとり教育でこそはぐくまれるべきだと考えます。

私は先日、福島県で開かれた日本教育技術学会というのに参加させていただきました。今回の調査の目的というのは、全国学力テストの調

査背景である——先日もありましたけれども——PISA型読解力向上の提案がされたということ、今後、伝承すべき教育システムというのは何かということでありました。今回の提案の中で注目したのは、観光立国を授業化した現職教員の提案でありました。例えば、昨年制定された観光立国推進基本法を受けて、観光資源の調査をし、魅力ある観光地の定義を見つけ、観光プランニング、観光ガイド作成まで、社会科と総合的な学習の時間を駆使して組み立ててありました。PISA型読解力向上が意識してありました。PISA型読解力で日本の子供たちが低下していたのは、非連続テキストの読解力、つまり、物語とか説明文の読解ではなくて、ガイドブックとかチラシ等の情報伝達の能力、こういうことを学会では提案していました。この学会の特徴というのは、不易と流行——流行部分で今、日本の教育に足りないものは何かというのを受けて提案するということです。大変有意義な提案だと考えました。

記事は、県民総力戦で観光宮崎の再生を提唱しております。児童生徒の観光に関する企画力の可能性も大変大事な財産です。児童生徒が観光マップ等をつくるような学習は、PISA型読解力等を育成する上からも大変意義があると考えますが、本県においてそのような学習を取り入れている例はあるのか。またこのような取り組みに対する教育長の見解をお願いします。

**○教育長（高山耕吉君）** 観光マップ等をつくるような学習につきましては、グラフや図表などの資料を読み取る力、今おっしゃいましたそういった考えを的確にまとめる力、さらには、多くの人に伝える力などを培うことができまして、PISA調査で求められている読解力の育成にもつながる大変意義あるものと考えており

ます。本県におきましては、生徒が作成した観光パンフレットを修学旅行先で、一緒に作成しました地元の商工会議所の職員の方と配布したり、あるいはまた、天然記念物でございます動物等の保護活動に自治体と取り組むなど、地域おこしにつなげている例もございます。以上です。

**○河野哲也議員** ただいま報告がありました実践校の国語Bの分析を、ぜひ行ってみてください。効果の確認もぜひお願いしたいと思います。

それぞれの学校、教育委員会で、学力テストの分析が行われ、対策が打たれると思います。今回講師を務められた政策研究大学院大学教授岡本薫氏は、「あらゆる政策は、何らかの目標のために行われる。教育の目標は、卒業後の子供たちをある状態にすることであり、それを特定しなければ建設的な議論はできない」と述べられていました。学力であれ、いじめであれ、教育問題を論じるとき、常に最優先すべきは、子供の幸せ、子供たちの幸せになる力を引き出すことが重要だと考えます。

いよいよ最後の質問です。教職大学院についてお伺いいたします。

実は、今回の学力テストの件で、私も井本議員に負けないぐらい、フィンランドの教育について調査しました。ただ私は、フィンランドの湖を見たことがありませんので、多くを語りません。調べた中で注目したのが、フィンランドの教師の学歴は、皆、大学院の修士修了であるということです。

戦後の日本の教員養成は、大学などの教員養成機関を中心に行われてきました。文部科学省の中央教育審議会は、教員に対するより高い専門性を求める社会的な要求にこたえるため、教

員養成を大学院に移行することに関する審議を行ってきました。教員免許状制度とは直接の関係は有しないものの、教職大学院は来年4月1日から開設と決定いたしました。今般、全国で19の大学が教職大学院の設置を承認されましたが、12月3日付で宮崎大学も入ることになりました。標準修業年限は2年、教職大学院が定める在学期間を在学し、教職大学院が定める45単位以上を修得することで修了すると、教職修士の学位が授与されることとなります。宮崎大学教職大学院では、学校・学級経営コース、生徒指導・教育相談コース、教科領域教育実践開発コース、教育課程・学習開発コースの4コースを設けます。確かな教育理論とすぐれた実践力、応用力を備えたスクールリーダーや、教職としての高度な実践力、応用力を備えた新人教員を養成するとされております。また、現職教員もレベルアップが望めます。宮崎の教育の向上に絶好のチャンスです。宮崎大学の教職大学院を県はどのように活用したいと考えておられますか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(高山耕吉君)** 県教育委員会といたしましては、この教職大学院を中堅教員を育成する場、あるいはまた、広く本県教職員の専門的研修の場として、積極的に活用してまいりたいと考えております。また、この大学院と連携いたしまして教育課題の解決に取り組むなど、本県教育水準の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○河野哲也議員** また、知事も社会人として大学院を経験されております。設置に対してどのように期待されておりますか、お伺いいたします。

**○知事(東国原英夫君)** 教育というのは、社会を維持発展させていく原動力であり、私のマ

ニフェストを踏まえて策定した「新みやぎき創造戦略」においても、郷土の宝「宮崎人」づくりを戦略の一つに掲げたところでございます。このようなことから、今回、高度な専門性や実践力を持った教員の養成を目指す教職大学院が宮崎大学に設置されることを、大変歓迎しております。宮崎大学におかれましては、今後とも、地域に根差した研究・教育活動を展開していただき、本県の教育水準の向上に大きく寄与していただくことを期待しております。

**○河野哲也議員** どうも答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、すべての質問を終わります。皆さんの前に登壇するのはきょうが最後だと思いますので、どうか皆様、よいお年を。(拍手)

**○坂口博美議長** 以上で一般質問は終了いたしました。

---

### ◎ 議案第17号から第20号まで採決

**○坂口博美議長** ここで、さきに提案のありました収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第17号から第20号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○坂口博美議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第20号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定をいたしました。

---

◎ 議案第1号から第6号まで、第8号から第16号まで及び第21号並びに  
請願委員会付託

○坂口博美議長 次に、今回提案されました議案第1号から第6号まで、第8号から第16号まで及び第21号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あしたからの日程をお知らせします。

明日15日から20日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月21日午前10時開会、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時33分散会



12月21日（金）

# 平成 19 年 12 月 21 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

3 番	川 添 博	(無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔	(愛みやぎき)
6 番	西 村 賢	( 同 )
7 番	河 野 安 幸	(自由民主党)
8 番	山 下 博 三	( 同 )
9 番	黒 木 正 一	( 同 )
10 番	松 村 悟 郎	( 同 )
12 番	坂 口 博 美	( 同 )
13 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海	( 同 )
16 番	外 山 良 治	( 同 )
17 番	図 師 博 規	(愛みやぎき)
18 番	松 田 勝 則	( 同 )
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	十 屋 幸 平	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	外 山 衛	( 同 )
24 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	田 口 雄 二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安	( 同 )
29 番	満 行 潤 一 夫	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党)
31 番	蓬 原 正 三	( 同 )
32 番	濱 砂 守	( 同 )
33 番	水 間 篤 典	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	萩 原 耕 三	( 同 )
36 番	黒 木 覚 市	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
39 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義	( 同 )
41 番	長 友 安 弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
46 番	井 本 英 雄	( 同 )
47 番	星 原 透	( 同 )
48 番	野 辺 修 光	( 同 )

49 番	米 良 政 美	(自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一	( 同 )
51 番	外 山 三 博	( 同 )
52 番	福 田 作 弥	( 同 )
53 番	中 村 幸 一	( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総務部長	渡 辺 義 人
地域生活部長	丸 山 文 民
福祉保健部長	宮 本 尊 一
環境森林部長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農政水産部長	後 藤 仁 俊
県土整備部長	野 口 宏 一
会計管理者	甲 斐 景 早 文
企業局長	日 高 幸 平
病院局長	植 木 英 範
財政課長	和 田 雅 晴
教育委員長	江 藤 利 彦
教育委員長	高 山 耕 知
公安委員長	田 代 知 吉
警察本部長	相 浦 勇 二
人事委員長	黒 木 奉 武
代表監査委員	城 倉 恒 雄

事務局職員出席者

事務局 長	石 野 田 幸 藏
事務局 次 長	弓 削 孝 幸
総務課 長	馬 原 日 出 人
議事課 長	四 本 孝 章
政策調査課 長	富 永 博 章
議事課 長 補 佐	孫 田 英 美
議事担当主 幹	亀 澤 保 彦
議事課 主 査	山 中 康 二
議事課 主 査	隈 元 淳 二

◎ 常任委員長及び普通会計決算特別委員長  
審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第16号まで、第21号の各号議案及び継続審査中の9月定例会提案の議案第14号並びに請願第4号から第5号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち議案第1号に係る補正は、公共事業費の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、11億5,700万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源につきましては、国庫支出金の5億8,100万円余、県債の3億6,000万円余などとなっております。

このうち、総務部所管の予算につきまして

は、6,100万円余の増額補正であり、これは県債管理基金等の利子の増額による財産運用収入で、補正後の予算額は903億2,800万円余となります。

次に、議案第16号に係る補正は、東九州自動車道の用地対策に要する経費について措置するものであり、1,000万円の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源につきましては、財政調整積立金からの繰入金62万円余、諸収入が937万円余となっております。これらの結果、補正後の一般会計の予算の規模は、5,682億3,600万円余となります。

このうち、東九州自動車道の用地対策で、移転義務者より徴収する行政代執行の費用について、当局より、「移転義務者に請求し、仮に年度内に支払われなければ収入未済額となるが、その後も引き続き、ありとあらゆる手段をとって可能な限り徴収したいと考えている」との説明があり、委員より、「徴収に際しては困難な場面も想定されるが、県内の他の補償金目的の植栽行為事例への影響も考慮して、断固たる姿勢で臨んでほしい」との要望がありました。

次に、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、取り扱いを希望する市町村へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、総務部の所管につきましては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と、「火薬類取締法」のそれぞれに基づく事務の一部が対象となっております。

このことに関連して当局より、「今回の条例改正に伴い、県全体で32法令、381事務が取り扱いを希望する28市町村へ移譲される予定であ

る。これにより、県から移譲される事務の総数については、平成20年4月時点で876事務となり、「権限移譲推進方針」を策定する前の平成17年4月と比べ、480事務の増加となっている」との報告がありました。

次に、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、平成19年の人事委員会勧告等に基づき、職員の給与について改定するため、職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「職員の自己啓発等休業に関する条例」であります。

これは、地方公務員法の一部改正により、職員が大学等課程の履修または国際貢献活動のために休業することが可能となったことから、当該休業制度の導入を図るため、必要事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第15号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員について短時間勤務が可能となったことから、当該制度の導入を図るため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、総合政策本部の役割についてであります。

当局より、「総合政策本部は、平成16年度の組織改正において設置され、今年度で4年目を迎えているが、各部局にまたがる新たな政策や行政課題について、どう連携・調整を図っていくか、また、限られた財源の中で、総合計画やそれに基づく各種施策をどう展開していくかなど、さまざまな課題にも直面している」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、「発足当初は、総合政策本部のリーダーシップのもと、県政運営が行われるものと期待していたが、財政的な裏づけがない現状では、「政策調整機能」「政策立案機能の強化」等、本来の役割を十分果たしていないのではないかと」の質疑があり、当局より、「予算編成とのかかわりについては、施策との連動を図るべく、平成16年から予算編成方針に合わせて「重点施策の推進方針」を策定し、さらに今年度からは重点施策について1.5倍の予算要求枠が認められるなど、精いっぱい取り組みを行ってきた。また今後、地方分権が進展する中で、市町村との連携を強化する必要があることから、地域が抱える横断的な課題等に対処するための組織・機能のあり方についても、現在、関係部局と議論を行っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、総合政策本部が県政の総合的な推進役としての機能を発揮することを期待するものでありますので、今後の部の再編等に際しても、このことに十分配慮していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県事業仕分け委員会についてであります。

当局より、「事業仕分け委員会は、学識経験者や県民公募等の外部委員24名で構成され、県の裁量の余地が大きい県単事業など、198事業について、「本来どうあるべきか」という視点と、現実的な問題点等も考慮した「現実的な対応」という2つの視点から議論していただいた。事業仕分け委員会の提言内容や検討の過程でいただいたさまざまな意見や評価等は、今後の予算編成や県政運営の参考とする」との説明がありました。

このことについて委員より、「1事業に係る審査時間が絶対的に不足しており、各事業の背景にある制度及び法改正の概要、社会事情等に至るまで、徹底した議論が行われたかどうかは疑問である」との意見がありました。

さらに、関連して別の委員より、「県議会においても、事業仕分け委員会と同様の議論を行うなどして、行財政改革に向けて徹底的に取り組んでいく必要がある」との意見がありました。

次に、知事イラストの使用・管理についてであります。

このことについて、委員より、現時点での当局の対応方針等について質疑があり、当局より、「イラストは、知事自身の一身専属の肖像権に関連するものであり、知事や県が推奨しているものではないが、現在、イラストの使用について、知事において検討されている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この問題が県や県産品のイメージにかかわる非常に重要な問題であると認識しております。知事におかれては、イラストの適正な使用・管理のあり方について、県の関与の適否も含めた検討を進め、早期に結論を出していただくよう要望いたします。

次に、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」の審査経過についてであります。

この請願については、他の地域の土木事務所にも影響を与える非常に微妙な案件であるため、当委員会においては、引き続き慎重に審査を行う必要があるとの意見が大勢を占め、継続審査とすることに決定したものであります。

このことに関連して委員より、「土木事務所の再編については、地域住民等から何度も同様

の陳情・要望活動が行われていることにかんがみ、委員会に対して、より詳細な説明を行ってほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の議案1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」についてあります。

「心身障害者扶養共済制度」は、障がいのある方を扶養している保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、将来、保護者の死亡など万一の場合に、障がいのある方に終身一定の年金を支給する制度であります。現在、この共済制度は、運用利回りの低下や障がい者の受給期間の長期化等により、深刻な財源不足に陥っていることから、国が掛金月額等の引き上げを決定したため、所要の改定を行うものであ

ります。

当委員会といたしましては、掛金引き上げにより加入者が減少することが懸念されることから、加入者等に対し、今回の改定の背景や共済制度の必要性について十分な周知をしていただくよう要望いたします。

次に、集落の現状に関する調査結果についてであります。

このことについて、当局より、「この調査結果をもとに、高齢化率が高いなど特徴的な集落を抽出し、区長への聞き取りや当該集落の住民へのアンケートを実施する予定である。これにより課題を明らかにし、今後の集落整備のあり方について対処していきたい」との説明があり、委員より、「山間部の一部には、活気があり、高齢化が余り進んでいない集落も存在する。今後の対策を考える上で、そのような地域についても十分調査をお願いしたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、中山間地域の振興対策については、さまざまな分野の対策を必要とするものであるため、今回の調査結果を踏まえ、各部が横断的に連携しながら、組織的にかつ一体的に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、「障がい者雇用促進のための取組指針」についてであります。

これは、昨年4月に障害者自立支援法が施行されたことを機に、障がい者の地域における自立した生活を確保するため、障がい者の就労支援強化について、関係機関が取り組む内容や連携方法について共通の指針を定めたものであります。

当委員会といたしましては、平成19年6月1日現在の障がい者雇用率が、県2.11%、県教育

委員会1.37%、市町村2.28%という状況であることから、民間企業に対する模範となるよう、行政機関として率先して障がい者の雇用促進に取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」報告をいたします。

本決算につきましては、各病院ごとに現地の調査を行うなど、慎重に審査を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

県立病院事業は、昨年4月に地方公営企業法の規定の全部を適用し、病院事業管理者の設置を初めとした新しい経営体制を導入し、同年8月には、平成22年度までの5年間で全病院の黒字化を目指す中期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。

その計画の初年度となる平成18年度の収支状況は、総収益が256億500万円余、総費用が273億1,700万円余で、差し引き17億1,100万円余の純損失となり、前年度に比べ損失が13億8,700万円余減少しております。これは、現業業務の委託化や医薬品等の共同購入、さらには日南病院及び富養園での病棟削減などの経営の効率化により、費用の削減が図られたことによるものであります。一方、収益については、医師不足や地域連携を進めたことにより、入院収益、外来収益ともに減少しており、厳しい状況であります。

当委員会といたしましては、平成18年度の県立病院事業については、中期経営計画を上回る収支改善がなされており、評価するところでありますが、今後、さらに費用の大幅な削減を行

うには限界があることから、診療報酬上の各種加算の積極的な取得など収益の確保に努めるとともに、中期経営計画が着実に実行されるよう引き続き努力していただくよう、要望いたします。

なお、県立病院においても、一連の不適正な事務処理に関する不適正な現金が保管されている状況がありました。これは、平成17年度までの間、臨床検査科において、派遣元からの謝金を直接、科の通帳で管理し使用していたものであり、平成18年度においては、その残金1,241円が保管されていたものであります。平成18年度中の新たな現金の入金や使用はありませんが、残金が残っていたという事実は、公金意識の欠如という面からは看過できるものではないことから、議案第14号につきましては、経営改善への努力は是としながらも、認定しないものとしたところであります。

当委員会といたしましては、今後このようなことがないように、職員のコンプライアンス意識の徹底など、信頼回復に全力で取り組むことを強く要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外5件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第16号宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正のうち、議案第1号については、県土整備部所管の予算について6億7,000万円余の増額補正であり、これは国庫補助決定に伴うもの、災害関連事業に要する経費の増加に伴うもの等であります。

また、議案第16号については、同じく県土整備部所管の予算について1,000万円の増額補正であり、これは東九州自動車道高鍋一西都間の補償金目的植栽行為箇所に対する行政代執行の実施に伴うものであります。

これらの補正により、県土整備部の補正後の予算は915億800万円余となります。

この補正予算に関連して委員より、「建設業を初め、県民生活はいまだ厳しい状況にある。新年度の予算については、県民の活力につながるものとなるよう努めてほしい」との要望がありました。

また、公共工事の請負企業倒産に伴う契約解除の影響について、委員より質疑があり、当局より、「工事のおくれ等で県民への不利益が生じないように、早急な対応を心がけていきたい」との答弁がありました。

公共工事は、県民の安全・安心な生活を確保する上で欠くことのできない要素であります。しかし、建設業を取り巻く環境が厳しさを増す現在、倒産を理由とする契約解除件数は急増し

ており、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、当委員会といたしましては、公共工事の請負企業倒産により県民生活に不利益の生じることがないように、工事の円滑な実施を要望するものであります。また、あわせて、予定価格の事後公表の早期導入等を含む入札制度の見直し、建設産業の育成など、総合的な検討・対策を要望するものであります。

次に、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、取り扱いを希望する市町村へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、商工観光労働部所管については、「採石法」「砂利採取法」「国際観光ホテル整備法」及び「工場立地法」等に係る事務が、県土整備部所管については、「土地区画整理法」「バリアフリー新法」に係る事務が対象となっております。

このことについて委員より、「移譲先の市町村職員に過度の事務負担を強いることで、県民への行政サービスに影響が出ることはないよう、権限移譲に当たっては、この点についても対象市町村と十分に協議してほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましても、県民への行政サービスの質と利便性の向上のため、関係市町村と十分に協議を行い、円滑な権限移譲が図られるよう、連携した取り組みを要望するものであります。

次に、議案第11号「県道の路線認定について」であります。

これは、現在整備中の東九州自動車道北浦一北川間に設置される須美江インターチェンジと国道388号を結ぶ路線について、県道として路線

認定をするため、議会の議決を求めるものであります。

次に、知事の似顔絵イラストの使用についてであります。

今定例会の一般質問において、知事より、「似顔絵使用の問題は、複雑な問題を含んでおり、年内の対応は困難」との答弁があったところであります。しかし、この問題は、「宮崎県産」というブランドにとって、大きな不安要素の一つであると考えます。当委員会といたしましては、この問題に対し、早急な対策の検討を改めて強く要望いたします。

次に、「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」についてであります。これは、当委員会に付託を受けた請願第2号に基づくものであります。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病と言われ、特にトンネル建設工事業においては、いまだに社会問題になっている状況にあります。ことし7月に、全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団と国とは、すべての係争中であった訴訟において和解したところでありますが、トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であること等から、早急に解決を図るべき重要な問題であります。そのため、国に対し、和解内容の誠実な履行と、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者を救済するための制度充実を要望するものであります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。



す。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号、第4号及び第21号の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で、一般会計が3億6,866万円余の増額補正であり、その主な内容は、台風災害等により発生した私有林内の山地災害のうち、緊急性の高い治山事業における増額補正に伴うもので、補正後の一般会計予算額は243億327万円余となっております。

また、農政水産部所管では5,677万円余の増額補正であり、その主な内容は、早期水稲被害緊急対策事業の実施に伴うもので、補正後の一般会計予算額は468億6,291万円余となっております。

この中でまず、平成19年産早期水稲被害対策についてであります。

このことについて、委員より、「来年以降の早期水稲について、総合的に見直すべき時期に来ているのではないか」との意見があり、当局より、「地域で定着している作業体系、作付体系への影響を見ながら、早期水稲のあり方について来年度中には検討したい」との答弁がありました。

次に、セーフティネット技術実証事業につい

て、当局より、「施肥や深耕等について、地域ごとに普及センター、JAなどとも協議をしながら対策を講じていきたい」との説明があり、委員より、「地域任せではなく、合理的な理由や目標を設定した上で実証圃を設置したほうが、成果が期待できるのではないか」との意見がありました。

次に、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

このうち、環境森林部所管では「騒音規制法」に係る事務など8件、農政水産部所管では「土地改良法」に係る事務など2件について、知事の権限に属する事務の一部を移譲するため、所要の改正を行うものであります。

このことについて、委員より、「身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村でスピーディーに行うことが望ましい。権限移譲は市町村の希望ではあるが、隣接市町村との横並びから、移譲が進んでいない市町村も見受けられることから、県から指導、推進してほしい」、また、ほかの委員より、「各部、さらには県全体として、権限移譲の進捗状況を把握し、より効果を発揮できるよう検証を進めながら行うべきである」との要望がありました。

次に、議案第21号宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で7億5,900万円の増額補正であり、その主な内容は、低利資金への借りかえに伴う元金利子の繰り上げ償還に係る経費で、補正後の特別会計予算額は14億945万円となります。

次に、平成19年台風第4号、第5号による山地災害の調査結果についてであります。

このことについて、委員より、「数字で見る

限りは、広葉樹林の被害面積は針葉樹林の10分の1以下であり、災害防止や県の造林計画策定の観点からも大変貴重な調査であるので、現場においてさらに踏み込んだ調査・分析を行ってほしい」との要望があり、当局より、「今回の調査は、被害地の樹種や樹齢を調査したものであり、災害原因等の判断は困難なことから、最終的には専門家を交えた分析が必要である。今後、引き続き検討していきたい」との答弁がありました。

次に、一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金の存在及び目的外水利用についてであります。

このことについて、当局から、「農地かんがという事業目的はあるが、畜産等への水利用については、さまざまな利用形態があるので、農政局を中心に慎重に利用実態を調査している」との説明がありました。

これについて、複数の委員より、「利用目的を狭く解釈するのではなく、厳しい経営状況に置かれている畜産農家の意見も取り入れながら、状況が改善されるよう実情をしっかりと国にも訴えてほしい」との要望があり、当局より、「本県の実情を踏まえながら、国とも慎重に協議をして対応を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、農水産業における燃油高騰対策についてであります。

このことについて、委員より、「施設園芸については、品種改良など、従来の発想にとらわれない取り組みも検討すべきではないか」との意見があり、当局より、「昨今の課題を踏まえ、必要な対策には積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「旅館業に対するほう素及びふっ素に

係る水質汚濁防止法に基づく排水基準の適用に関する意見書」についてであります。

平成13年に、硼素、弗素等に係る排水基準が水質汚濁防止法に基づき設定され、旅館業も排水に対する基準の適用を受けることになりました。温泉水を含む排出水から硼素、弗素を取り除く技術については、現在も、処理過程で大量に発生する廃棄物の削減、省スペース化、低コスト化といった課題があり、その解決に向けた技術開発を行わなければならない状況にあります。硼素、弗素等に係る排水基準は、こうした技術的課題があるため、平成13年以降、暫定基準が設けられ、平成19年に再度延長されたところでもあります。

温泉はもともと自然由来のものであり、旅館業が手を加えて利用するものではありません。製造業であれば、その製造過程を見直すことにより、排水基準を達成することはできますが、旅館業にとっては、今後、処理技術の開発が進み、中小零細の旅館業にとって無理なく処理設備を導入できる状況にならない限り、一律に排水基準を適用することは困難であります。このようなことから、国に対して、簡易かつ安価な排水処理技術が開発・実用化されるまで、暫定的な排水基準を継続し、基準の強化等を行わないこと等について、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよ

ろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の議案1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち議案第3号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第3号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、学校教育法の改正に伴い、県内の特別支援学校の名称変更等を行うものでありますが、このことについて、委員より、「学校の新たな名称について、一部の保護者等が署名活動などにより反対している状況にあると聞いているが、十分に協議をされた上での決定なのか」との質疑があり、当局より、「平成18年度は、校長会を初め、学校全体に校名変更の趣旨を周知徹底した。また、今年度に入り、8月末から9月初めに、県庁のホームページや新聞、テレビ、ラジオを通じて、学校名の一般公募を行うとともに、9月中旬には、保護者や各学校の希望等について調査を実施しており、必要と思われる段階を踏んで慎重に校名変更を進めてきたところである。なお、校名変更反対する一部

の保護者等に対しては、直接その趣旨を説明し、大部分の方々に理解していただいたと考えている」との答弁がありました。

これに対して、委員より、「反対されている保護者等の心情に配慮し、性急に校名変更を行わず、協議を継続してはどうか」との質疑があり、当局より、「変更する校名については、数多くの手続を踏んだ上で、保護者や各学校の集約された意見を尊重して決定したものである。また、変更時期については、盲・聾・養護学校を特別支援学校に名称変更した学校教育法の趣旨を十分に踏まえ、この機会に校名変更するのが一番よいと判断したところである」との答弁がありました。

次に、猟銃等の所持許可及びその保管管理についてであります。

長崎県佐世保市のスポーツクラブで発生した散弾銃乱射事件は、すべての国民を震撼させる事件であり、改めて銃に対する恐怖を認識させられたところでもあります。

この事件に関連して、委員より、猟銃等の所持許可の状況や使用されていない猟銃等の把握等について質疑があり、当局より、「本県の平成18年度末現在の許可状況は、ライフル、散弾銃等の合計で7,386丁、対象者が5,014人となっている。許可に当たっては、申請時に欠格条件の調査や面接等を行って、猟銃等を所持する資格があるか厳しく審査している。また、自宅での銃砲及び弾の保管管理は、別々にして厳重に行うこととされており、その使用実績についても提出することとなっている。なお、年1回、県下一斉に、各警察署において銃砲検査や立入検査を実施し、銃砲及び弾の保管管理・使用状況を確認しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この事件を受け、多くの県民が少なからず不安を覚え、また、政府が銃規制強化の必要性について検討を行うとの動きもあることから、当局におかれましても、猟銃等の所持許可に当たっては、これまで以上に慎重に審査を行うとともに、銃砲及び弾の保管管理については、厳しく指導を行うことを要望いたします。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」、御報告をいたします。

本決算につきましては、現地調査を行うなど慎重に審査を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、電気事業についてであります。平成18年度の事業収益は51億1,100万円余、事業費用は42億5,400万円余で、当年度純利益は8億5,600万円余であります。供給電力量の目標達成率は、年間の降雨量が平年に比べ少なかったことから、96.8%でありましたが、電力料金収入は、平成18年3月に改定した九州電力との料金契約が見込み額を上回ったこと等から、100.9%の目標達成率となっております。

次に、工業用水道事業についてであります。平成18年度の事業収益は4億円余、事業費用は2億7,000万円余で、当年度純利益は1億3,000万円余であります。なお、給水量の目標達成率は99.7%となっております。

次に、地域振興事業についてであります。平成18年度の事業収益は3,700万円余、事業費用は2,900万円余で、当年度純利益は700万円余であります。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設については、平成18年度から指定管理者制度が導入されておりますが、第1・第3

土曜日に特別料金を設定しての誘客対策や、台風災害がなかったことなどから、年間利用者数が一昨年度と比べて2,500人ほど増加し、3万8,520人となっております。

審査の中で委員より、「民間企業であれば、手元流動性が豊富な場合、積極的に借入金の繰り上げ償還を行うが、企業局としてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「工業用水道事業については、繰り上げ償還により多少のメリットが生じるとの試算を行っているが、電気事業会計については、公営企業金融公庫等に対して繰り上げ償還を行う場合、そのことにより生じる損失額に相当する補償金を支払うこととなるため、現時点ではメリットが少ないと判断している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、電力の自由化等の影響により経営環境が一層厳しくなる中、企業局が中長期的視点に立って、効率的な設備投資や企業債残高の削減等による経営基盤の強化に全力で取り組まれるとともに、緑のダム造成事業に代表される公益的事業についても、引き続き積極的に推進されるよう、強く要望するものであります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、普通会計決算特別委員会、53番中村幸一委員長。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 当普通会計決算特別委員会に付託されました議案第7号

「平成18年度決算の認定について」、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず、平成18年度決算の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入6,004億1,527万6,000円、歳出5,944億7,208万3,000円となっており、その差額の形式収支59億4,319万3,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支で19億2,560万9,000円となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が117億9,624万5,000円、歳出が80億5,920万7,000円で、差し引き残額は37億3,703万8,000円となっております。

次に、審査の経過についてであります。

今般、本県においては、不適正な事務処理が、長年にわたり組織的、慣行的に行われており、いわゆる裏金が存在していたことが県民の前に明らかになるという、極めて重大な問題が発生しました。この結果、知事はもとより、職員499名が処分を受けるとともに、県に与えた損害を関係者が連帯して返還するという事態に至ったことは、御案内のとおりであります。

県議会としては、これまでも、このような事態を招いた原因と責任を厳しく追及してきたところでありますが、18年度決算に不適正な事務処理による歳出が含まれておりますことから、このたびの決算特別委員会におきましては、日程を延長して審査を行ったところであります。

各分科会では、これまでに執行部から示された各種資料や報告に加えて、関与した事業者名の開示や職員の処分状況を把握するため、秘密

会を開催して、詳細に執行部からの説明を受けました。さらに、異例の現地調査を実施して、現場における不適正な事務処理の実態の聴取や備品等の現物確認を行い、全容の解明に努めたところですが、しかしながら、強制的な捜査権を持たない議会にとって、これ以上の調査には限界があるのも事実であり、私的流用があったのではないかと県民の疑問を完全に払拭するに至らなかったことは、大変残念であります。

なお、審査の過程では、残された県民の疑問にこたえる真摯な努力を執行部に強く求める声や、執行部の行った調査について「外部調査委員の果たした役割が不十分ではないか」という疑問の声があったことを申し添えるものであります。

各分科会において、以上のように厳正かつ慎重に審査を進めた結果、不適正な事務処理及び官製談合事件の結果が含まれる18年度決算は、公明性、的確性に欠けたものであり、到底認定できるものではないとの結論に、すべての分科会で達したところであります。このため、決算特別委員会として、平成18年度決算は認定しないことに決定いたしました。

続いて、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項のうち、不適正な事務処理に関連するものについてであります。

不適正な事務処理については、原因の分析や財務会計システムの見直し、必要な物品等について予算が確保される予算要求システムの構築などを行うとともに、監査のあり方についての検討やコンプライアンス意識の徹底を初め、再発防止策を確実に実施し、県民の県政への信頼を一日も早く回復すべく、全力を挙げて取り組むことを要望いたします。

また、今回の調査で明らかになった物品購入  
手続の不備について、今後、取扱品目や納入基  
準の遵守を徹底するとともに、不適正な事務処  
理に係る消耗品や備品等の発注が特定の業者へ  
集中しているという状況に至った経緯や対象業  
者数等について明らかにし、確認が困難であっ  
た消耗品の適正額の検証や、部局を超えた肩が  
わりなどにおける不明額の縮小に向けて、監査  
委員や専門調査機関等による徹底した調査を行  
い、報告することを求めます。

さらに、すべての県職員が、この問題をみず  
からのこととして重くとらえ、県民の信頼回  
復、県議会との新たな信頼構築のため、県民本  
意、法令遵守という公務員の原点に立ち返り、  
誠心誠意、職務に専念することを強く要望する  
ものであります。

次に、不適正な事務処理以外の総括的要望事  
項であります。

まず、県財政は厳しい状況にあるものの、県  
民に対する行政サービスの確保に留意しながら、  
景気回復の実感に乏しい地域の現状にも十分  
配慮することを求めます。

また、各種委託契約で一般競争入札を実施す  
る場合には、品質の確保が十分担保できるよ  
う、最低制限価格の設定を検討することを求め  
ます。

さらに、出先機関においては、国の事業に伴  
う事務費と県の事務費が明確に区分されずに管  
理されており、今後、事務費の管理のあり方を  
十分に検討し、報告することを求めます。

なお、決算審査をより効果的に実施するため  
にも、継続・休止等、各事業の今年度の状況を  
資料に明記するなどして、よりわかりやすい報  
告にするとともに、すべての課の事業の決算審  
査が行えるよう資料の充実を努めることを要望

いたします。

次に、個別的事項として、以下の諸点につい  
て、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善  
を求めるものであります。

1つ、県税の収入未済額の縮減及び効果的な  
滞納整理について、他県の先進事例も参考にし  
ながら、なお一層努力すること。

1つ、元気みやざき県民運動で集めたサポー  
ターの方々については、行政の継続性という観  
点からも、今後有効に、一過性のものとならな  
いように活用すること。

1つ、中山間地域等における情報通信格差の  
是正について、国へ強く要望するとともに、県  
としてもさらに主体的に取り組むこと。

1つ、県立看護大学学部卒業生の県内就職率  
の向上に努めること。

1つ、県民に対する医療費増大についての理  
解や医療費抑制につながる予防医療についての  
県民意識の啓発に努めること。

1つ、郵便切手等についても公金と同様の適  
正管理意識を持つとともに、適正管理が確保し  
やすい後納郵便の活用等を積極的に導入してい  
くこと。

1つ、県職員の人事交流に伴う市町村学校へ  
の預けの配分が発生した事案について、管理職  
である学校長等の所属する市町村教育委員会に  
対して、再発防止の徹底を図るための申し入れ  
を行うこと。

1つ、森林計画の策定については、木材需要  
等を勘案し、長期的な視点から取り組むこと。

1つ、学校給食への地元水産物の提供につい  
て、学校給食関係者等からニーズを把握する取  
り組みを行うこと。

1つ、高齢者、歩行者等の交通安全教育につ  
いて、今後とも、免許を保有していない高齢者

等に対する交通安全教育に力を入れること。

1つ、サイバー犯罪対策の推進について、県下の担当警察官に対して有効な研修を継続的に行うとともに、専門捜査官の増員について検討を行うこと。

1つ、学社連携の推進について、学校、地域社会、家庭が連携したさまざまなモデル事業に取り組んでいるが、特定の市町村に限定した事業としてだけでなく、県下全域に広がるよう普及に努めること。以上であります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長によりしくお願いいたします。

平成18年度決算が、官製談合事件に伴って不認定となった平成17年度決算に引き続き不認定となったことは、県政史上に残る重大な汚点であり、まことに遺憾であります。

県当局におかれては、不認定に伴う道義的・政治的責任を深く受けとめて、二度とこのようなことが起こることのないよう全力で取り組まれることを強く要望いたしまして、決算特別委員長報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、各常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今定例議会に提案されました議案についての討論を行います。

まず、議案第5号、第10号について、反対の立場から討論いたします。

議案第5号「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」についてです。

同制度は、障がいのある方を扶養する保護者が生存中に毎月掛金を納めることにより、保護者が亡くなられるなど万一のことがあったときに、障がいのある方に月2万円の年金を支給するという制度です。今回の条例改正は、この共済制度加入者の掛金の引き上げを行うというものです。

財源不足を理由に、国が引き上げを決めたことによるものですが、その引き上げ幅が非常に高いことが問題です。例えば、加入時の年齢が35歳未満の方で、月掛金が現行の1.6倍、新規加入者は2.65倍にも引き上げられます。現在の厳しい社会経済状況のもとで、必要な制度であるものの、継続できなかつたり加入できなかつたりすることなどが懸念され、制度そのものの目的を逸脱することにもなりかねません。国が応分の負担をするなどして制度を支えることが必要であり、掛金の引き上げは認められません。

次に、議案第10号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」です。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村の財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、継続審査となりました請願第5号「後期高齢者医療制度充実を求める請願」についてです。

同請願は新規請願ではありませんけれども、こ

の後期高齢者医療制度が75歳以上を対象とした新たな医療制度として、すべての高齢者に保険料支払いが義務づけられ、高齢化とともに医療、介護を合わせた高齢者の負担がますます高くなることが予想されることから、国に、保険料が過度な負担とならず、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるようにすることなどの措置を図ることを求めているものです。同制度は、来年4月から実施が図られようとしているだけに、速やかな対応が必要であると思いません。医療制度の充実を求める請願者の意思を十分受けとめ、採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第14号（9月定例会上程）採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、9月定例会提案の議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」、お諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は、生活福祉常任委員会是不認定、文教警察企業常任委員会は認定でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案どおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立少数。よって、本案は不認定とされました。

---

◎ 議案第3号採決

○坂口博美議長 次に、議案第3号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第5号及び第10号採決

○坂口博美議長 次に、議案第5号及び第10号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号、第2号、第4号、第6号、第8号、第9号、第11号から第16号まで及び第21号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号、第2号、第4号、第6号、第8号、第9号、第11号から第16号まで及び第21号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第7号採決

○坂口博美議長 次に、議案第7号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は不認定であります。委員長の報告のとおり決すること



に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり不認定とされました。

---

◎ 請願 1 件採決

○坂口博美議長 次に、請願第 2 号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第 5 号についてお諮りいたします。

本請願については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除き、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

平成19年12月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 2 号

宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第 3 号

地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書

議員発議案第 4 号

都道府県議会制度の充実強化を求める意見書

議員発議案第 5 号

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

議員発議案第 6 号

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議

議員発議案第 7 号

第 4 回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

---

平成19年12月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 横田 照夫  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める  
意見書

---

平成19年12月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者

環境農林水産常任委員長 押川 修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水  
質汚濁防止法に基づく排水基準の適用に関  
する意見書

---

### ◎ 議員発議案第2号から第9号まで

#### 追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第9号までを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員

会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

### ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案に対する討論を行います。

まず、議員発議案第3号「地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書(案)」についてです。

本意見書案については賛成の立場であります。ただ、地方税源の充実強化を図るという点で、地方消費税の充実をうたっておりますが、このことが単に税源配分問題にとどまらず、消費税増税論議につながることをないよう配慮されることを求めるものです。

次に、議員発議案第6号「米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議(案)」について、反対の立場から討論いたします。

米国による北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除の問題は、6カ国協議の合意に基づいて、北朝鮮が進める非核化のための一連の措置への対応措置として検討されているものであって、それに日本政府がブレーキをかけることは適切ではありません。核問題が道理ある形で解決が図られれば、拉致問題の解決に向けた進展の道が開かれてくると思います。拉致問題の解決のためにも、核問題の解決のためにも、他国が行っている交渉の手足を縛ることをすべきでは

ありません。

今必要なことは、日朝平壤宣言や6カ国協議に基づいて、核問題、拉致問題、過去の清算の問題などを包括的に解決するために、日本政府としての主体的な外交戦略を持つことが重要であり、この方向が強く求められているのではないのでしょうか。拉致問題の解決も、何より拉致被害者や御家族の方々の立場に立った真の問題解決を図るために、他国任せではなく、解決のための主体的な戦略を持って当たる必要があることを強調したいと思います。

以上申し述べ、本決議案に反対であることを表明して討論いたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、34番丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第6号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

北朝鮮による拉致は、幸せに暮らしていた被害者はもとより、家族、関係者を一瞬にして悲劇に陥れる残酷かつ卑劣きわまりない国家的犯罪であるのは周知の事実であります。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、被害者5名の帰国が実現して以降、6カ国協議を含め、「拉致問題は解決済み」と主張し、いまだこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で核問題を交渉材料として、我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ないところであります。

本県においても、過去に日向灘沖で工作船と思われる不審船事件が発生し、現に拉致被害者1名が青島海岸から拉致され、また、拉致被害の疑われる特定失踪者が3名存在するなど、まさに他人事では済まされないものであります。

このようなことから、我々県議会議員も何らかの行動を起こさなければならないとの思いか

ら、平成18年4月に、38名の県議会議員が参加して、「宮崎県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟」を結成いたしました。議員連盟では、北朝鮮による拉致問題の全容解明と一刻も早い拉致被害者の帰国実現など、早期全面解決を促進することを目的として活動しておりますが、昨年10月には、家族会の増元事務局長、救う会の西岡常任副会長を招いて「県民のつどい」を開催し、県民一人一人がこの問題の深刻さを理解し、その解決に向けて一丸となって取り組むことの大切さを訴えました。

平成19年4月の改選後、先般再び、自由民主党を初めとする社会民主党、愛みやざき、公明党、民主党、共産党、無所属の会の県議会議員34名の賛同をいただき、「宮崎県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟」を設立し、先日も「めぐみちゃんと家族のメッセージ 横田滋写真展」へ協力するなど、県民への啓発活動に積極的に取り組むこととしております。

このような経緯を踏まえながら、本県議会においては、米国が北朝鮮に対するテロ支援国家の指定解除を行わない方針を堅持することを強く求めるとともに、日本政府がすべての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、この問題に対するかなめであるアメリカに対して、最大限の外交努力を尽くすことを求めるものであります。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を十分理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第6号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号、第3号、第5号  
及び第7号から第9号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号までについて、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第4号採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 知事発言

○坂口博美議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 貴重な時間をいただきまして、県議会を初め県民の皆様におわびを申し上げたいと存じます。

先ほどの採決におきまして、平成18年度一般

会計及び公営企業会計の決算について、公明性、的確性を欠くとのことから不認定となりました。このことに関しましては、県政をあずかる者として責任を痛感しており、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げたいと思います。

今後は、預け等の不適正な事務処理が二度と起こることのないように、コンプライアンス意識の徹底を初め再発防止策を確実に実施し、一日も早く県民の皆様のご信頼を得られるよう、私を先頭に職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、県議会を初め県民の皆様のご御理解と御協力を、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

---

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言申し上げます。

本年5月に明らかになりました不適正な事務処理問題は、県政に対する県民のご信頼を著しく失墜させる極めて憂慮すべき事態でありました。そこで、今定例会におきましては、委員の皆様には、決算審査日程を例年より延長し、その全容解明と万全なる再発防止策の構築を期すべく、徹底審査を行っていただきました。

これに関し、ただいま知事より発言がなされたところではありますが、あえて議会からも申し上げておきます。当局におかれては、かかる事態を真摯に受けとめるとともに、2年連続して普通会計決算が不認定となったことの重みを十分に認識され、公僕としての自覚を今後は一層新たにされ行政の推進に当たるなど、失われた信頼の回復に全力を尽くされることの肝要さを申し上げておきます。議会といたしましては、

平成19年12月21日(金)

再びこのような不祥事が起こることのないように、県行政の適正な執行のチェックと県政の信頼回復に引き続き全力で取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本年もあと10日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

以上をもちまして、平成19年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時21分閉会

資

料

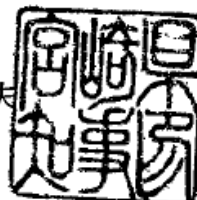
# 平成19年11月定例県議会日程

31日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
11. 21	水	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
22	木	休 会	( 議 案 調 査 )	総括質疑通告締切 12:00	
23	金		( 閉 庁 日 ) 勤労感謝の日		
24	土		( 閉 庁 日 )		
25	日				
26	月	休 会	( 議 案 調 査 )		
27	火	本会議	総括質疑 議員発議案上程、採決 (普通会計決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算認定)	議会運営委員会 9:30 本会議終了後、 普通会計決算特別委員会	
28	水	休 会	普通会計決算特別委員会		
29	木				
30	金				
12. 1	土		( 閉 庁 日 )		
2	日				
3	月	休 会	普通会計決算特別委員会		
4	火		( 議 案 調 査 ・ 議 事 整 理 )		
5	水				普通会計決算特別委員会
6	木				
7	金		( 議 案 調 査 )		
8	土		( 閉 庁 日 )		
9	日				
10	月	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30	
11	火			請願締切 12:00	
12	水			議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
13	木				
14	金	一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
15	土		( 閉 庁 日 )		
16	日				
17	月	休 会	常 任 委 員 会		
18	火		議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
19	水		特 別 委 員 会		議会運営委員会
20	木		特 別 委 員 会 ( 議 事 整 理 )		
21	金	本会議	常任委員長、決算特別委員長審査結果 報告、質疑 討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



### 議案の送付について

平成19年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）
- 議案第3号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第7号 平成18年度決算の認定について
- 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 議案第9号 当せん金付証票の発売について
- 議案第10号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第11号 県道の路線認定について
- 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）



2 1 5 - 8 6 3

平成19年12月10日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



### 議案の送付について

平成19年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第16号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第18号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第19号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第20号 収用委員会予備委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 8 7 2  
平成19年12月10日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成19年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第21号 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）

（文書取扱 財政課）

## 総括質疑時間割

11月27日(火)

順序	会 派	質 疑 者	時 間	備考
1	自由民主党	黒木 覚市	10:00~12:00	休憩
2	社会民主党	満行 潤一	13:00~13:40	
3	愛みやざき	函師 博規	13:40~14:20	
4	公 明 党	長友 安弘	14:20~15:00	休憩
5	民 主 党	井上紀代子	15:10~15:50	
6	日本共産党	前屋敷恵美	15:50~16:10	
7	無所属の会	川添 博	16:10~16:30	

※ 会派別の質疑時間

- 自由民主党 60分以内
- 社会民主党 20分以内
- 愛みやざき 20分以内
- 公 明 党 20分以内
- 民 主 党 20分以内
- その他の会派 各10分以内

## 一般質問時間割

12月10日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	日本共産党	前屋敷恵美	10:00~11:00	
2	自由民主党	中村 幸一	11:00~12:00	休憩
3	社会民主党	太田 清海	13:00~14:00	
4	社会民主党	鳥飼 謙二	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	米良 政美	15:10~16:10	

12月11日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
6	自由民主党	押川修一郎	10:00~11:00	
7	自由民主党	黒木 正一	11:00~12:00	休憩
8	愛みやざき	松田 勝則	13:00~14:00	
9	愛みやざき	武井 俊輔	14:00~15:00	

12月12日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
10	社会民主党	高橋 透	10:00~11:00	
11	公明党	新見 昌安	11:00~12:00	休憩
12	自由民主党	水間 篤典	13:00~14:00	
13	自由民主党	井本 英雄	14:00~15:00	

12月13日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
14	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
15	自由民主党	十屋 幸平	11:00~12:00	休憩
16	自由民主党	山下 博三	13:00~14:00	
17	自由民主党	福田 作弥	14:00~15:00	

12月14日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
18	民 主 党	田口 雄二	10:00~11:00	
19	自由民主党	松村 悟郎	11:00~12:00	休憩
20	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~14:00	
21	公明党	河野 哲也	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案、請願委員会審査結果表

## [議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)					可決
第3号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第5号	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第8号	工事請負契約の締結について			可決		
第9号	当せん金付証票の発売について	可決				
第10号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第11号	県道の路線認定について			可決		
第12号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第13号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第14号	職員の自己啓発等休業に関する条例	可決				
第15号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第16号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決		可決		
第21号	平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)				可決	

番 号	件 名	普通会計決算特別委員会
第7号	平成18年度決算の認定について	不認定

## [継続議案(平成19年9月定例会提案)]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第14号	平成18年度公営企業会計決算の認定について		不認定			認定

## [請願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第2号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願			採択		
第4号	高鍋土木事務所存続に関する請願	継続				
第5号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成19年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願 総合政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
生活福祉常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める 請願 地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常 任 委 員 会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常 任 委 員 会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会 運営を図る ため

# 決算特別委員会各分科会主査報告

その 1	総務政策分科会関係	-----	366
その 2	生活福祉分科会関係	-----	367
その 3	商工建設分科会関係	-----	368
その 4	環境農林水産分科会関係	-----	370
その 5	文教警察企業分科会関係	-----	371



## その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、不適正な事務処理により取得した備品等の現物を確認するなどして、慎重かつ厳正なる審査を行ってまいりました。

その結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものとするに決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成18年度の一般会計の決算規模は、歳入が6,004億1,500万円余、歳出が5,944億7,200万円余で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が4.0%、歳出が4.1%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、59億4,300万円余であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は19億2,500万円余の黒字となっております。

本県は、県税等の自主財源の占める割合が3割程度しかないなど、財政基盤が脆弱な上に、経常収支比率は年々悪化してきており、引き続き財政運営の硬直性が高い状況にあります。当局におかれては、県民に対する行政サービスの確保に留意しながら、景気回復の実感に乏しい地域の現状にも十分配慮していただくよう、要望いたします。

次に、県税の収入未済額の縮減についてであります。

平成18年度の県税の収入未済額は、個人県民税や自動車税を中心に21億9,400万円余であり、依然として多額の未済額が発生しております。

このことについて、当局より「徴収対策会議や徴収実務の研修など、従来の取組に加え、今年度は新たに税務職員の併任人事交流制度を創設し、県税職員の市町村派遣など、市町村と一体となった徴収対策を実施している」との答弁がありました。

当局におかれては、他県の先進事例も参考にしながら、収入未済額の縮減及び効果的な滞納整理について、なお一層の取組を要望するものであります。

次に、元気みやざき県民運動についてであります。

このことについて、当局より「各種広報活動等に取り組むことにより、サポーター数が1万3,000人を超えるなど、一定の成果を得ることができた」との説明があり、委員より「この事業は平成18年度で終了したとのことであるが、約1,000万円の予算をかけて集めたサポーターの方々は、行政の継続性という観点からも、今後有効に活用してもらいたい」との要望がありました。

次に、各種委託契約についてであります。

このことについて、委員より、「各種委託契約において一般競争入札を実施する場合には、品質の確保が十分担保できるよう、最低制限価格を設けることも今後十分検討して欲しい」との要望がありました。

次に、今回の決算審査に関連して、委員より、「決算審査をより効果的に実施するためにも、継続・休止等、各事業の今年度の状況を資料に明記し、時系列の繋がりを明らかにするなどして、より分かりやすい報告に努めてもらいたい」との要望がありました。

最後に、不適正な事務処理についてであります。

当分科会では、不適正な現金や書き換え等の事例について、通帳の写しや現物等を確認するなどして、不適正な事務処理の実態確認に努めたところであります。

また、監査体制の充実・強化策も含めた再発防止策の取り組み状況について重点的に審査を行ってまいりました。

当分科会といたしましては、二度とこのような不祥事を起こさないためにも、物品調達におけるチェック体制の強化や、予算執行面の見直し等、再発防止策を徹底させることが肝要であると考えます。

今後とも、これらの再発防止策を確実に実施し、県民の皆様の県政への信頼を一日も早く回復すべく、全力をあげて取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

## その2 生活福祉分科会関係

御報告いたします。

当分科会の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、十分な審査を行うため各課ごとに質疑を行うなど、慎重に審査をいたしました。

また、不適正な事務処理については、当分科会所管であります福祉保健部の都城食肉衛生検査所において不適正な事務処理で取得した備品を確認するなど現地において審査を行いました。

この結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものとするに決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘又は要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、情報通信格差の是正についてであります。

このことについて、当局より「ケーブルテレビ事業者が行うサービスエリアの拡大に対する補助や採算性の問題から携帯電話等のサービスが見込めない地域において移動通信サービス提供施設を整備する市町村に対する補助など、情報通信格差の是正に取り組んだ」との説明がありました。

しかしながら、中山間地域等においては、依然として携帯電話の繋がらない地域があるなど、情報通信格差の解消が望まれるところであります。

当分科会といたしましては、地域間格差により中山間地域を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、その上、情報においても格差が存在することは、若者の定着や企業の進出などにも影響が懸念されることから、情報通信格差の是正に関して国へ強く要望すると共に県としてもさらに主体的に取り組むよう要望いたします。

次に、県立看護大学学部卒業生の県内就職についてであります。

当局より「県内就職者の率を高める取組として、入試における県内出身者枠の設定や県内出身者に対する入学料の減額など、入学者に占める県内出身者の割合を高めることを通じて取り組んでいるところである。個々の学生の考え方など難しい面もあるが創意工夫していきたい」との説明がありました。

当分科会といたしましては、県内看護師の資質向上は、県立看護大学の設立目的でもあることから、

様々な場面において学部卒業生の県内就職率向上に努めていただくよう要望いたします。

次に、予防医療の推進についてであります。

委員より「老人医療の伸びの適正化を図るためにどのようなことに取り組んでいるか」との質疑があり、当局より「市町村への直接の助言指導や研修会などにより、医療費の抑制適正化について助言指導を行っている。」との答弁がありました。

当分科会といたしましては、高齢化により今後ますます老人医療費の増加が懸念されることから、県民に対し、医療費の財政的な負担状況を認識してもらうなど、予防医療についての県民意識の啓発に努めていただくよう要望いたします。

なお、決算審査における主要資料である「主要施策の成果」に事業の記載が無いことから、事業の成果について説明を行わない課が見受けられました。

全ての課において、予算を計上し執行していることから、今後、決算審査で使用する資料については十分な審査ができるよう資料の充実を要望いたします。

最後に不適正な事務処理についてであります。

当分科会といたしましては、平成18年度決算に占める各出先機関毎の預けをはじめとした不適正な事務処理の金額内訳の提出を求め審査を行ったところであります。

この中で、知事が裏金の有無の問いかけを行った後に預け金額を無理矢理ゼロにしていると思われるような支出などコンプライアンス意識の低さが見うけられました。

また、現地調査を行った都城食肉衛生検査所においては、特定の業者一社に預けが行われており、その用途は高額な検査機器をはじめ、その業者の専門外である掃除機や看板などの物品までも納品している現状があるなど、預けにより取得した物品について適正な価格が確保されていたかどうかについては非常に疑問が残るところであります。

なお、預けにより取得していた備品のほとんどは、検査に必要な備品であり、当然、予算措置されるべき性格のものであります。

一方、都城食肉衛生検査所のように「かい」で無い出先機関については本課において帳簿等の監査が行われているため、現場での現物確認が行われていないことも不適正な事務処理が見過ごされてきた原因の一つであると考えられます。

当分科会といたしましては、今回発覚した不適正な事務処理については、県の信用を著しく失墜させるものであり、再発防止のためのコンプライアンス意識の徹底をはじめ、必要な物品等について予算が確保される予算要求システムの構築など、信頼回復に全力で取り組むことを強く要望いたします。

また、監査のあり方についても十分検討されるよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

### その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、今般の「不適正な事務処理」に関する事項の調査を含め、慎重かつ厳正な審査をいたしました。

その結果、本案を認定することに賛成はなく、これを認定しないものと決定いたしました。

なお、継続審査の動議がありましたが、賛成少数により否決されたところであります。

以下、審査の概要および改善のための要望事項について申し上げます。

まず、「官製談合事件に係る事業」についてであります。

今回の決算審査の対象には、宮崎市高岡町内の橋梁設計に係る官製談合事件の事業が含まれているところであります。現在、この事件は司法の場において、その全容が究明されているところではあります。その内容は明らかに、著しく適正を欠くものと言わざるを得ません。

当局においては、現在、公平公正な入札制度の確立に鋭意取り組んでいるところではありますが、当分科会といたしましては、この事件を風化させることなく、職員の不正防止意識の向上に努めることを強く要望いたします。

次に、「郵便切手等の適正管理について」であります。

今回の監査委員の要望事項の中にあつた郵便切手等の適正管理について委員より質疑があり、当局より「新たな購入の際には保有枚数の確認を行い、適正な管理を行うとともに、後納郵便等の活用拡大についても検討していきたい」との答弁がありました。

当分科会といたしましては、郵便切手等についても公金と同様の適正管理意識を持つとともに、適正管理が確保しやすい後納郵便の活用等を積極的に導入していくよう要望するものであります。

次に、「不適正な事務処理」についてであります。

この問題については、当局に対し、新たな資料の提出と説明を求めるとともに、油津港湾事務所において現地調査を行うなど、慎重かつ積極的に審査を行ったところあります。

この審査の中で明らかとなった、不適正な事務処理に係る消耗品や備品等の発注が、特定の業者へ集中しているという状況について委員より「決算特別委員会において、このような状況に至った経緯や対象業者数等について明らかにし、委員長報告の内容に盛り込んで欲しい」との要望がありました。

また、県職員の人事交流に伴う市町村学校への預けの配分が発生した事案について委員より「管理職である学校長等の所属する市町村教育委員会に対して、再発防止の徹底を図るための申し入れを行って欲しい」との要望がありました。

なお、今回の「不適正な事務処理」の発覚により、県は多くの県民の信頼を失い、県議会との信頼関係も崩壊せしめたと言っても過言ではありません。

当分科会といたしましては、不適正な事務処理が発生した原因の分析と、再発防止を徹底されるよう要望するとともに、すべての県職員が、この問題を自らのこととして重くとらえ、県民の信頼回復、県議会との新たな信頼構築のため、法令遵守という公務員の原点に立ち返り、誠心誠意、職務に専念されることを、強く要望するものであります。

当分科会といたしましては、以上の点について改善のために要望をするものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

#### その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、今般の「不適正な事務処理」に関する事項の調査を含め、慎重かつ厳正な審査をいたしました。

その結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘又は要望のありました主な点について申し上げます。

まず、「不適正な事務処理」についてであります。

この問題については、事実関係を明らかにすることが、再発防止につながるという強い気持ちで、当局に対し、新たな資料の提出と説明を求めるとともに、農政水産部所管の南那珂農林振興局における不適正な事務処理について現地調査を実施し、予算執行の管理状況や預け等が行われた経緯について、聴き取りや関係書類の確認を行い、慎重かつ積極的な審査を行ったところであります。

南那珂農林振興局では、まず、野球ユニホームやデジカメ等の備品等の現物確認を行った後、審査を行いました。当振興局では、一業者と競争原理が働かない不適正な価格で、極めて多額な取引を行い、通常取り扱われない品目まで納品が行われる等、内部処理が簡易で便利だからという安易な認識だったとはいえ、不適正の程度が著しい事務処理といわざるを得ません。

預け総額約4,060万の内、備品が約700万、残りは消耗品等であるが、消耗品は確認できないことや南那珂農林振興局から県立日南病院へは部を超えた肩代わりが行われるなど、所管を超えた審査が必要であるので、監査委員及び専門調査機関等の徹底した調査を要望いたします。

さらに、出先機関では、国、県の事業費が事業ごとではなく、費目ごとに管理されているので事業費の管理のあり方についても今後検討していただくことを要望いたします。

これまで、われわれの分科会では秘密会で様々な議論を行ってきましたが、満足できる説明、答弁がなく非常に不満が残るものであります。

また、今回の全庁調査報告書は、外部調査委員会の指導助言を受けながら、庁内調査委員会が主体となって取りまとめられたものですが、外部調査委員会も現地調査は行っているものの、直接、業者から聴き取りは行っていない等、調査報告には不十分な点があるといわざるを得ない。

当分科会も与えられた検査権の中で、最善を尽くし、できるかぎりの審査を行ってきたところですが、未解明な部分も見受けられ、まことに口惜しい限りであります。

なお、委員より「これだけの不適正な事務処理が含まれた決算が提出され、不認定にしても政治的、道義的な責任しか問われない現状について、大いに疑問を感じる場所である」との意見がありました。

当局におかれましては、再発防止策を着実に実行され、県民本意を基本に適正な業務執行にまい進していただきますよう、強く要望いたします。

次に、「森林計画の策定」についてであります。

このことについて委員より、「森林計画の策定は、世界的な木材需要等を勘案し、長期的な視点からしっかり取り組んでほしい」との要望があり、当局から「森林は公益的な機能の発揮と林産物の供給という両面があり、山村にとっては貴重な資源でもあるので、長期的な視点から考えていきたい」との答

弁がありました。

次に、「学校給食への地元水産物の提供」についてであります。

このことについて委員より、「さかなの消費拡大のためには、学校給食でいかに利用してもらうかを考えるべきで、学校給食関係者等からニーズを把握する取り組みをしないといけない」との要望があり、当局から「学校給食における本県産のさかなの利用については、コスト等の問題もあるが、地域や家庭全体の消費拡大につながることから引き続き取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上、当分科会の報告を終わります。

## その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、本県において極めて重大な問題である不適正な事務処理に関して、教育委員会所管の西臼杵教育事務所において審査を行うなど慎重に審査いたしました結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものとするに決定いたしました。

なお、所管外ということで十分な調査ができないなどの理由で継続審査の動議がありましたが、賛成少数により否決されたところであります。

以下、審査の過程で指摘又は要望のありました主な点について申し上げます。

まず、「高齢歩行者等の交通安全教育」についてであります。

委員より「歩行中の高齢者の交通死亡事故の中には、交通安全教育等を受講していれば、死亡事故を回避できたケースもあると思われるが、高齢者の交通事故死者に対する追跡調査等を実施しているのか」との質疑があり、当局より「ご遺族に対して、聞き取り調査を行っているが、その結果、多くの交通事故死者が運転免許を保有していないこと、また、交通安全教育を受けていないことが判明している。このことから、このような運転免許を持たない方々に対して、高齢者クラブを通じて、交通安全教室等への参加を呼びかけるとともに、独居高齢者に対しては、交通安全指導員による個別訪問指導を行うなど、積極的な対応を行っている」との答弁がありました。このことについて委員より「今後とも、免許を保有していない高齢者等に対する交通安全教育に力を入れてほしい」との要望がありました。

次に、「サイバー犯罪対策の推進」についてであります。

委員より「サイバー犯罪対策を積極的に推進するため、今後、専門捜査官の増員や研修の充実を図る必要があるのではないか」との質疑があり、当局より「サイバー犯罪の捜査には、高度な専門知識が要求され、捜査員が技術的・能力的に対応できないケースもあることから、技能指導官を設置して体制を強化したところである。また、専門家を招いての研修等を定期的の実施し、県下の担当警察官の能力向上を図っているところである。今後とも、捜査員の能力向上については、最大限努力していきたい」との答弁がありました。このことについて委員より「今後、予測できない犯罪が増加していく可能性もあることから、サイバー犯罪に対して有効な研修を継続的に行うとともに、専門捜査官の増員についても検討してほしい」との要望がありました。

次に、「学社連携の推進」についてであります。

学校教育と社会教育との連携、いわゆる学社連携について委員より「教育委員会として、学校、地域社会、家庭が連携した様々なモデル事業に取り組んでいるが、特定の市町村に限定した事業としてだけでなく、県下全域に広がるよう普及に努めてほしい」との要望があり、当局より「モデル事業と県下全域を対象にした事業については、両方とも必要であると考えている。例えば、登下校を中心に、子ども達の安全を確保する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」においては、約2万人もの方々がスクールガードとしてボランティア登録をしていただいた。このように学校が積極的に地域社会との協働を呼びかけることで、県下全域に学社連携の取り組みが広がるものと考えている。一方、モデル事業についても、モデルケースとして取り組みの内容を深めるという観点から積極的に推進していきたい」との答弁がありました。

最後に「不適正な事務処理」についてであります。

このことについて、当分科会におきましては、教育委員会所管の西臼杵教育事務所及び五ヶ瀬中等教育学校における不適正な事務処理の状況について現地調査を実施し、「預け」を作り出した手法等についての聞き取りや関係書類の確認等を行いました。その結果、特定の業者に対する「預け」の実態や、想定を超える大量の消耗品の購入など、安易に不適正な事務処理が行われていた実態が明らかとなりました。なお今回、分科会の所管外ということで、西臼杵支庁からの「預け」の流れについては、調査を行うことができませんでしたが、「うみを出し切る」との決意の下で行われた全庁調査において、本当に全容解明がなされているのか疑念を払拭できない状況でありました。

当分科会といたしましては、当局に対して、所管する平成18年度決算を認定しないことの重みを十分に認識していただき、今後、コンプライアンス意識の徹底や財務会計システムの見直し等、再発防止に全力で取り組んでいただくよう強く要望するものであります。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	12月21日・可 決
〃 第2号	平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）	〃
〃 第3号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	平成18年度決算の認定について	12月21日・不 認 定
〃 第8号	工事請負契約の締結について	12月21日・可 決
〃 第9号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第10号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第11号	県道の路線認定について	〃
〃 第12号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第14号	職員の自己啓発等休業に関する条例	〃
〃 第15号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第16号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	〃
〃 第17号	収用委員会委員の任命の同意について	12月14日・同 意
〃 第18号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）	12月21日・可 決
知事提出議案第14号 （9月定例会上程）	平成18年度公営企業会計決算の認定について	12月21日・不 認 定

議案番号	件名	議決月日
議員発議案 第1号	普通会計決算特別委員会の設置について	11月27日・可 決
〃 第2号	宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	12月21日・可 決
〃 第3号	地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書	〃
〃 第4号	都道府県議会制度の充実強化を求める意見書	〃
〃 第5号	J R 不採用問題の早期解決を求める意見書	〃
〃 第6号	米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議	〃
〃 第7号	第4回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第8号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書	〃
〃 第9号	旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水質汚濁防止法に基づく排水基準の適用に関する意見書	〃

議員発議条例、意見書、決議文、その他

## 普通会計決算特別委員会の設置について

- 1 名 称 普通会計決算特別委員会
- 2 目 的 議案第7号「平成18年度決算の認定について」の審査
- 3 権 限 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。
- 4 定 数 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員

## 宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年宮崎県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「会派」の下に「及び議員」を加える。

第二条中「含む。」の下に「及び議員の職にある者」を加える。

第三条の見出しを「（会派に係る政務調査費）」に改め、同条第一項中「三十万円」を「十万円」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、「収支報告書」の下に「及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第二項中「次の各号に規定する者は」を「何人も」に、「前項の収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、宮崎県議会情報公開条例（平成十四年宮崎県条例第二十七号）第七条の不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

第十一条中「会派」の下に「又は議員」を加え、「第八条」を「第九条」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とする。

第九条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条第一項中「代表者」の下に「及び議員」を加え、「別記様式」を「会派にあつては別記様式第一号により、議員にあつては別記様式第二号」に改め、同条第二項中「代表者は」の下に「、年度の途中において」を加え、「別記様式」を「別記様式第一号」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十条とする。

3 議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、当該議員であつた者（死亡による場合にあつては、その相続人）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式第二号により議

員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

4 前三項の収支報告書には、政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類」という。）を添付しなければならない。

第八条中「会派」の下に「及び議員」を加え、同条を第九条とする。

第七条第一項中「代表者」の下に「及び議員」を加え、同条第三項中「結成されたとき」の下に「又は議員となった者があつたとき」を、「提出された日」の下に「又は任期開始の日」を、「当該会派」の下に「又は議員」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

6 一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であつた者（死亡による場合にあつては、その相続人）は、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

第六条中「係る会派」の下に「及び議員」を、「代表者」の下に「及び議員」を加え、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「会派」を「会派等」に改め、同条第一項中「あつた会派」の下に「及び政務調査費の交付を受ける議員」を加え、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（議員に係る政務調査費）

第四条 議員に係る政務調査費は、月額二十万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

別記様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

## 地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書

本県を始めとする、財政力が弱く地方交付税への依存度が高い地方自治体ほど、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、三位一体の改革による5.1兆円もの地方交付税等の大幅な削減により、財政力の弱い地方は、極めて厳しい財政運営を強いられている。

また、都市部の税収の大幅な伸びを背景にする、地方交付税の総額の削減が継続しているため、税収に乏しく財政力が弱い地方においては財政危機が一層深刻化してきている。

地方においては、人口減少や少子高齢化、産業・雇用などの数々の地域課題への対応が求められているが、今後も地方交付税総額の削減が続けば、課題対応の困難はもとより、財政力の脆弱な自治体及び地域経済が崩壊しかねない。

よって、国においては、地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地方交付税について、地方自治体間の財政面での格差を是正する本来の役割である財源調整・財源保障機能を堅持し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映した上で必要な総額を確保すること。
- 2 国と地方の最終支出と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、国と地方の税源配分をまずは5：5とし、地方税源の充実強化を図ること。  
なお、税源配分に当たっては、都市と地方との財政面での格差が拡大している実情等に鑑み、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方公共団体の自主的な財政運営を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	大 田 弘 子 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様



## 都道府県議会制度の充実強化を求める意見書

地方自治体の議員と長の双方が民意をそれぞれ代表するという二元代表制の下、地方分権の進展により、執行機関を監視し政策を提案する地方議会の役割と責任は格段に増大しており、住民の代表機関としての役割を十分に果たしていくためには、議会の諸機能をさらに充実させ強化していくことが必要である。

本県議会を始めとする各都道府県議会及び全国都道府県議長会においては、平成17年に「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」を国に対して行ったところである。

しかし、昨年5月の地方自治法改正には、議長に臨時議会の招集請求権を付与することなどが施行されたものの、地方議会議員、特に都道府県議会議員においては、その活動が広範に渡り専門化しているため、法的に実態にふさわしい位置付けを明確化すべきであるが、何ら見直しがなされていない。

よって、国においては、下記の事項をはじめ、全国都道府県議長会による「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」を再度検討し、関係法令を早急に改正することを強く要望する。

### 記

- 1 議会の自主性・自立性確保と権限強化
  - (1) 議会の招集権を議長に付与すること
  - (2) 議会の内部機関の設置を自由化すること
  - (3) 議決権を拡大すること
- 2 議会と首長との関係
  - (1) 専決処分不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
  - (2) 予算修正権の制約を緩和するとともに、予算の議決科目を拡大すること
  - (3) 決算不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること

### 3 議員の位置付け

地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義するとともに、地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付け、職務遂行の対価についても、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
総務大臣	増	田	寛	也	様

## J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

1987年（昭和62年）4月1日、国鉄が分割・民営化され、J R 各社が発足した。その際に発生した職員の不採用問題が未解決のまま既に20年が経過した。

この間、平成元年5月24日の宮崎県地方労働委員会を含め、各地方労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定し、「その責任はJ R が負う」という救済命令を発したが、平成15年12月22日に最高裁は、「J R に不当労働行為の責任はない」として労働委員会の命令を取り消した。しかし一方で「不当労働行為を行った場合には、国鉄（現鉄道建設・運輸施設整備支援機構）は、使用者責任を免れない」との判断を示した。

また、平成17年9月15日に東京地裁は、鉄道建設公団（現鉄道建設・運輸施設整備支援機構）訴訟で、「J R の採用候補者名簿の作成に当たって不法行為があった」ことを認め、慰謝料の支払いを命じた。

さらに、ILO（国際労働機関）も日本政府に対し、「公正な解決を見出すよう関係者との話し合いを推進するよう」と7回の勧告を出している。

問題発生から20年間が経過し、不採用になった当事者も平均年齢53歳と高齢化し、解決を見ることなく他界した者も44名を数えています。また多くの傷病者もあり、家族も含め厳しい生活を余儀なくされている状況を見たとき、人道的見地からもこれ以上の長期化は避けなければならないと考える。

よって、国においては、この問題の早期全面解決に向け、一層の努力をされるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 河野 洋平 様  
参議院議長 江田 五月 様  
内閣総理大臣 福田 康夫 様  
厚生労働大臣 舩添 要一 様

## 米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議

北朝鮮による拉致は、それまで何の落ち度もなく幸せに生活していた被害者本人、そして御家族・関係者を一瞬にして悲劇に陥れる残酷で卑劣極まりない国家的犯罪である。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、拉致被害者5名の帰国が実現して以降、北朝鮮は、6カ国協議を含め、「拉致問題は解決済み」と主張し、いまだにこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で国際社会の批判が強い「核」問題を交渉材料とするなど我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ない。

この問題は、本県においても、過去に日向灘沖で工作船と思われる不審船事件が発生し、現に拉致被害者1名が宮崎市の青島海岸から拉致され、また、県内に拉致被害の疑われる特定失踪者が3名存在するなど、正に他人事ではなく、県民ひいては国民の安全・安心に影を落とす深刻かつ重大な問題として、日本政府はもとより、国際社会が一致団結して、全力で全容解明と早期解決に取り組むべきものである。

このような中、米国は北朝鮮の一部核施設の無力化を条件として、テロ支援国家の指定を解除するとの観測が伝えられているが、このことは、拉致問題に対する国際連携を弱めるばかりでなく、拉致問題の解決を遅らせることになりかねず、この問題の早期解決を願う本県議会にとって誠に憂慮すべき事態である。

よって本県議会は、米国が、北朝鮮に対するテロ支援国家の指定解除を行わない方針を堅持することを強く求めると同時に、日本政府が、すべての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、この問題に対する国際連携の要である米国に対して、同指定の解除を行わないよう、最大限の外交努力を尽くすことを求めるものである。

以上決議する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

## 議員の派遣

### 第4回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目的 九州各県議会間の連携を一層強化するとともに、九州が一体となった活力に満ちた地域づくりの実現をめざしての意見交換
- 2 派遣場所 熊本市
- 3 派遣月日 平成20年1月28日(月)  
平成20年1月29日(火)
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する12名以内

## トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にある。

今年7月に、全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団と国とは、すべての係争中であった訴訟において和解を行ったところである。

しかし、トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であること等から、早急に解決を図るべき重要な問題である。

よって、国においては、発注者および施工者に対する適切な指導を行い、和解内容を誠実に履行するとともに、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者を救済するための制度充実を図ることを早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
総務大臣	増	田	寛	也	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様
経済産業大臣	甘	利		明	様
国土交通大臣	冬	柴	鐵	三	様

## 旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水質汚濁防止法に基づき排水基準の適用に関する意見書

平成13年にほう素、ふっ素等に係る排水基準が水質汚濁防止法に基づき設定され、旅館業も排水に対する基準の適用を受けることとなった。

温泉水を含む排水からほう素、ふっ素を取り除く技術については、国としても技術開発に取り組んでこられたが、現在も、処理過程で大量に発生する廃棄物の削減、省スペース化、低コスト化といった課題があり、その解決に向けた技術開発を行わなければならない状況にある。

ほう素、ふっ素等に係る排水基準は、こうした技術的課題があるため、平成13年以降暫定基準が設けられ、平成19年に再度延長されたところである。

温泉はもともと自然由来のものであり、旅館業が手を加えて利用するものではない。製造業であれば、その製造過程を見直すことにより、排水基準を達成することはできるであろうが、旅館業にとっては今後処理技術の開発が進み、中小零細の旅館業にとって無理なく処理設備を導入できる状況にならない限り、一律に排水基準を適用することは困難である。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 簡易かつ安価な排水処理技術が開発・実用化されるまで、暫定的な排水基準を継続し、基準の強化等を行わないこと。
- 2 国が主体となり、中小零細の事業者が導入可能な安価で実用的な排水処理技術の開発を推進すること。
- 3 事業者が排水処理施設を導入する場合、必要な助言や情報提供を行うとともに、税制優遇や低利融資といった財政援助措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
財務大臣	額	賀	福	志	様
厚生労働大臣	舛	添	要	一	様
経済産業大臣	甘	利		明	様
国土交通大臣	冬	柴	鐵	三	様
環境大臣	鴨	下	一	郎	様

請 願 一 覽 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
生 活 福 祉	1	—	1	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	1	3	



新規請願

			総務政策常任委員会	
請願番号	請願第4号	受理年月日	平成19年12月7日	
請願者 住所・氏名	児湯郡高鍋町大字北高鍋5138番地 高鍋商工会議所	会頭	黒木 敏之	
	児湯郡川南町大字川南13680番地1 川南町商工会	会長	津江 章男	
	児湯郡木城町大字高城4040番地1 木城町商工会	会長	小川 将士	
	児湯郡新富町富田南1丁目112番地2 新富町商工会	会長	中下 和幸	
	児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町商工会	会長	黒木 陸廣	
	児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地1 児湯農業協同組合	代表理事組合長	金田 清夫	
	児湯郡川南町大字川南13658番地1 尾鈴農業協同組合	代表理事組合長	黒木 友徳	
	児湯郡川南町大字川南13554番地1 川南町区長(分館長)会	会長	菊知 嘉人	
	児湯郡木城町大字高城1227番地1 木城町自治公民館連絡協議会	会長	宮崎 勝正	
	児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地2 高鍋町自治公民館連絡協議会	会長	大山 三津夫	
	児湯郡新富町大字新田3455番地1 新富町区長会	会長	土屋 公俊	
	児湯郡都農町大字川北5575番地1 都農町自治会協議会	会長	竹田 達夫	
	児湯郡川南町大字川南17437番地4 川南漁業協同組合	代表理事組合長	神谷 保徳	
	児湯郡都農町大字川北3741番地 都農町漁業協同組合	代表理事組合長	児玉 隼人	
	請願の件名	<p>高鍋土木事務所存続に関する請願 (理由)</p> <p>高鍋土木事務所は、児湯郡の中心地に位置し、人口75,000人を有する東児湯5町を管轄し、これまで道路・治水をはじめとするインフラ整備や建築行政など、地域住民の生活や企業活動などに関わる重要な役割を担っております。また、延長32kmにもおよぶ日向灘に面した海岸線及び港湾の維持管理や、本県の大動脈である国道10号やJR日豊本線が縦断し、多くの主要県道などがアク</p>		

	<p>セスするという優位な立地条件の下で、その機能が十分かつ機動的に発揮されています。</p> <p>さらに、災害発生時などには、高鍋町に所在する国土交通省宮崎河川事務所小丸川出張所や児湯農林振興局、児湯福祉事務所、児湯教育事務所、高鍋保健所などの国及び県の出先機関とも即時的・有機的な連携が図れる状況にあります。</p> <p>このようなことから、再編により高鍋土木事務所が廃止された場合には、児湯地域の振興や土木行政の拠点機能など影響は計り知れません。</p> <p>特に、災害時における迅速かつ的確な対応や、関係機関との円滑な連携などに困難が生じ、防災対策などにおいても多大な支障が生じることは明らかであります。</p> <p>また、東児湯地域発展への影響も大きく、撤退すれば安全・安心なまちづくりや地域の衰退につながるものと危惧しております。</p> <p>今後さらに行財政改革を進めるには、国・県・町が一体となった連携を築きながら、住民ニーズに対応しなければなりません。</p> <p>これらのことを踏まえ、高鍋土木事務所を宮崎県中央地域の土木行政の要として存続させていただきますよう、各種団体、地域住民の総意をもってお願いいたします。</p>
紹介議員	図師 博規
摘要	

新規請願

			生活福祉常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	<p>後期高齢者医療制度の充実を求める請願 〔請願趣旨〕</p> <p>来年4月より75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が新たに実施されます。75歳以上の高齢者等は、現在加入している国民健康保険や健康保険等から、新設の後期高齢者だけの医療保険に組み込まれ、健康保険等の「扶養家族」として加入していた年収180万円未満の低所得者も含め、すべての高齢者が保険料を支払うことになります。</p> <p>新たな高齢者医療制度の財源は、公費5割、現役世代から支援金4割、保険料1割により賄われることになり、これまでの老人保険制度における問題点とされていた後期高齢者の医療費負担の内訳が明確になる一方で、多くの高齢者は負担が重くなることを非常に心配しています。</p> <p>低所得者に対する保険料の軽減や急激な負担増を避ける経過措置が講じられることとされていますが、高齢化の進行により、医療・介護を合わせた高齢者の負担は、今後ますます高くなることが予想されます。</p> <p>政府・与党は、これらの国民の心配に対し、高齢者医療費の窓口負担の1割から2割りへの引き上げ及び、被用者保険の扶養家族である75歳以上に発生する新たな保険料負担を凍結する方針を固めました。「凍結」は「解凍」を前提としたもので、国民の願いに答えるものではありません。多くの国民は「凍結」でなく中止・撤回を求めています。</p> <p>すでに11月13日時点で後期高齢者医療制度の見直しなどを求める意見書を可決した地方議会は295議会になりました。</p> <p>つきましては、貴議会におきまして下記事項につき地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を採択してくださいますようお願いいたします。</p> <p>〔請願項目〕</p> <p>1、高齢者のだれもが適切な負担で安心して医療が受けられるよう、保険料が過度な負担とならないよう、財政措置を含め必要な措置を講ずること。</p> <p>2、後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な確保ができるものとする。</p>		

	3、後期高齢者保険料滞納者への「資格証明書」の発行をやめること。
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美
摘 要	

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第2号	受理年月日	平成19年6月14日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4645-2 全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団 宮崎原告団団長 本田 進二		
請願の件名	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 河野 哲也 松田 勝則 前屋敷恵美		
摘 要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月21日	水	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（松村、井上両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第15号上程 知事提案理由説明
11月22日	木	休 会	（議案調査）
11月23日	金		
11月24日	土		
11月25日	日		
11月26日	月	休 会	（議案調査）
11月27日	火	本 会 議	総括質疑（自由民主党・黒木覚市議員、 社会民主党宮崎県議団・満行潤一議員、 愛みやざき・凶師博規議員、 公明党宮崎県議団・長友安弘議員、 民主党宮崎県議団・井上紀代子議員、 日本共産党宮崎県議会議員団・前屋敷恵美議員、 無所属の会・川添博議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号上程、採決（可決） 議案第7号普通会計決算特別委員会付託
11月28日	水		
11月29日	木	休 会	普通会計決算特別委員会（分科会）
11月30日	金		
12月1日	土		
12月2日	日		
12月3日	月		普通会計決算特別委員会（分科会）
12月4日	火		
12月5日	水	休 会	（議案調査・議事整理）
12月6日	木		普通会計決算特別委員会（主査報告）
12月7日	金		（議案調査）
12月8日	土		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月9日	日		
12月10日	月	本 会 議	議長の報告（普通会計決算特別委員会正副委員長互選結果） 議案第16号～第21号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（前屋敷、中村、太田、鳥飼、米良各議員）
12月11日	火		一般質問（押川、黒木正一、松田、武井各議員）
12月12日	水		一般質問（高橋、新見、水間、井本各議員）
12月13日	木		一般質問（中野一則、十屋、山下、福田各議員）
12月14日	金		一般質問（田口、松村、丸山、河野哲也各議員） 議案第17号～第20号採決（同意） 議案・請願委員会付託
12月15日	土		
12月16日	日		
12月17日	月	休 会	常任委員会
12月18日	火		特別委員会
12月19日	水		特別委員会
12月20日	木		特別委員会 （議事整理）
12月21日	金	本 会 議	常任委員長及び普通会計決算特別委員長審査結果報告 討論（前屋敷議員）（議案第5号、第10号に反対、請願第5号についての委員長報告に反対） 採決（9月定例会上程議案第14号）（不認定） 採決（議案第3号）（可決） 採決（議案第5号、第10号）（可決） 採決（議案第1号、第2号、第4号、第6号、第8号、第9号、第11号～第16号及び第21号）（可決） 採決（議案第7号）（不認定） 採決（請願1件）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第9号追加上程



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月21日	金	本 会 議	<p>討論（前屋敷議員）（議員発議案第3号に賛成、第6号に反対）</p> <p>討論（丸山議員）（議員発議案第6号に賛成）</p> <p>採決（議員発議案第6号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第2号、第3号、第5号及び第7号～第9号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第4号）（可決）</p> <p>知事発言</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長            坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長        中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 議 員           松 村 悟 郎

宮 崎 県 議 会 議 員           井 上 紀 代 子